

平成28年第1回志布志市議会定例会会議録  
目 次

第1号（3月2日）	頁
1. 議事日程	15
2. 出席議員氏名	17
3. 欠席議員氏名	17
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	17
5. 議会事務局職員出席者	17
6. 開 会・開 議	18
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	18
8. 日程第2 会期の決定	18
9. 日程第3 報告	18
10. 日程第4 議案第1号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	18
11. 日程第5 議案第2号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	21
12. 日程第6 議案第3号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	25
13. 日程第7 議案第4号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	30
14. 日程第8 議案第5号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	31
15. 日程第9 議案第6号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	31
16. 日程第10 議案第7号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	32
17. 日程第11 議案第8号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	33
18. 日程第12 議案第9号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	34
19. 日程第13 施政方針	35
20. 延 会	65
第2号（3月3日）	
1. 議事日程	66
2. 出席議員氏名	68
3. 欠席議員氏名	68

4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	68
5.	議会事務局職員出席者	68
6.	開 議	69
7.	日程第1 会議録署名議員の指名	69
8.	日程第2 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
9.	日程第3 議案第11号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	72
10.	日程第4 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73
11.	日程第5 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	75
12.	日程第6 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	75
13.	日程第7 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について	78
14.	日程第8 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	83
15.	日程第9 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について	84
16.	日程第10 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	85
17.	日程第11 議案第19号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	88
18.	日程第12 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	90
19.	日程第13 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	93
20.	日程第14 議案第22号 志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	95
21.	日程第15 議案第23号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	99
22.	日程第16 議案第24号 志布志市新市まちづくり計画の変更について	100
23.	日程第17 議案第25号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について	101
24.	日程第18 議案第26号 市道路線の廃止について	108
25.	日程第19 議案第27号 市道路線の認定について	108
26.	日程第20 議案第28号 市道路線の変更について	109

27. 日程第21	議案第29号	平成28年度志布志市一般会計予算	109
28. 日程第22	議案第30号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算	120
29. 日程第23	議案第31号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	121
30. 日程第24	議案第32号	平成28年度志布志市介護保険特別会計予算	121
31. 日程第25	議案第33号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算	122
32. 日程第26	議案第34号	平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	122
33. 日程第27	議案第35号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算	122
34. 日程第28	議案第36号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	123
35. 日程第29	議案第37号	平成28年度志布志市水道事業会計予算	123
36.	散 会		123

### 第3号（3月8日）

1.	議事日程		125
2.	出席議員氏名		126
3.	欠席議員氏名		126
4.	地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名		126
5.	議会事務局職員出席者		126
6.	開 議		127
7.	日程第1	会議録署名議員の指名	127
8.	日程第2	議案第1号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	127
9.	日程第3	議案第2号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	128
10.	日程第4	議案第3号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）	129
11.	日程第5	議案第4号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	139
12.	日程第6	議案第5号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	140
13.	日程第7	議案第6号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）	141
14.	日程第8	議案第7号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）	142
15.	日程第9	議案第8号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）	143
16.	日程第10	議案第9号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）	144
17.	日程第11	一般質問	145

野村 広志	145
小辻 一海	165
18. 散 会	187

#### 第4号（3月9日）

1. 議事日程	188
2. 出席議員氏名	189
3. 欠席議員氏名	189
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	189
5. 議会事務局職員出席者	189
6. 開 議	190
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	190
8. 日程第2 一般質問	190
市ヶ谷 孝	190
八代 誠	208
丸山 一	213
小野 広嗣	223
9. 散 会	252

#### 第5号（3月10日）

1. 議事日程	253
2. 出席議員氏名	254
3. 欠席議員氏名	254
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	254
5. 議会事務局職員出席者	254
6. 開 議	255
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	255
8. 日程第2 一般質問	255
東 宏二	255
小園 義行	277
平野 栄作	300
9. 延 会	316

#### 第6号（3月11日）

1. 議事日程	317
---------	-----

2. 出席議員氏名	318
3. 欠席議員氏名	318
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	318
5. 議会事務局職員出席者	318
6. 開 議	319
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	319
8. 日程第2 一般質問	319
鶴迫 京子	319
9. 日程第3 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	340
10. 日程第4 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	342
11. 散 会	347

#### 第7号（3月25日）

1. 議事日程	348
2. 出席議員氏名	350
3. 欠席議員氏名	350
4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名	350
5. 議会事務局職員出席者	350
6. 開 議	351
7. 日程第1 会議録署名議員の指名	351
8. 日程第2 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	351
9. 日程第3 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	352
10. 日程第4 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について	353
11. 日程第5 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	354
12. 日程第6 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について	355
13. 日程第7 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	356
14. 日程第8 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	357
15. 日程第9 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について	359

16.	日程第10	議案第21号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	360
17.	日程第11	議案第22号	志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について	361
18.	日程第12	議案第23号	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	362
19.	日程第13	議案第24号	志布志市新市まちづくり計画の変更について	363
20.	日程第14	議案第25号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について	364
21.	日程第15	議案第26号	市道路線の廃止について	367
22.	日程第16	議案第27号	市道路線の認定について	368
23.	日程第17	議案第28号	市道路線の変更について	369
24.	日程第18	議案第38号	志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	370
25.	日程第19	議案第39号	志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について	371
26.	日程第20	議案第29号	平成28年度志布志市一般会計予算	372
27.	日程第21	議案第30号	平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算	385
28.	日程第22	議案第31号	平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算	386
29.	日程第23	議案第32号	平成28年度志布志市介護保険特別会計予算	387
30.	日程第24	議案第33号	平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算	389
31.	日程第25	議案第34号	平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算	390
32.	日程第26	議案第35号	平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算	391
33.	日程第27	議案第36号	平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算	392
34.	日程第28	議案第37号	平成28年度志布志市水道事業会計予算	393
35.	日程第29	議案第40号	平成27年度志布志市一般会計補正予算(第9号)	395
36.	追加日程第1	同意第2号	副市長の選任につき同意を求めることについて	399
37.	追加日程第2	議案第41号	平成28年度志布志市一般会計補正予算(第1号)	400
38.	日程第30	平成27年陳情第9号	国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書	400
39.	日程第31	陳情第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	403
40.	日程第32	陳情第2号	精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書	404
41.	日程第33	発議第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険	

		性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出 について .....	406
42.	日程第34 発議第2号	精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出について	407
43.	日程第35 発議第3号	志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置につ いて .....	408
44.	日程第36 発議第4号	志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置につ いて .....	409
45.	日程第37	閉会中の継続調査申し出について (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長) .....	411
46.	閉 会	.....	412

平成28年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容
3月 2日	水	本会議	開会 会期の決定 議案上程 施政方針
3日	木	本会議	議案上程
4日	金	委員会	各常任委員会（平成27年度分）
5日	土	休 会	
6日	日	休 会	
7日	月	休 会	
8日	火	本会議	委員長報告（平成27年度分） 討論・採決 一般質問
9日	水	本会議	一般質問
10日	木	本会議	一般質問
11日	金	本会議 委員会	一般質問 議案上程 文教厚生常任委員会
12日	土	休 会	
13日	日	休 会	
14日	月	委員会	総務常任委員会(連合審査)
15日	火	委員会	各常任委員会 (中学校卒業式)
16日	水	委員会	各常任委員会
17日	木	委員会	各常任委員会
18日	金	委員会	各常任委員会
19日	土	休 会	
20日	日	休 会	(春分の日)
21日	月	休 会	(振替休日)
22日	火	休 会	
23日	水	休 会	
24日	木	休 会	(小学校卒業式)
25日	金	本会議	委員長報告 議案上程 討論・採決 閉会



## 2. 付議事件

番号	事 件 名
議案第1号	志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
議案第4号	平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第5号	平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
議案第6号	平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
議案第8号	平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
議案第9号	平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
議案第10号	志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第12号	志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第14号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第15号	志布志市行政不服審査会条例の制定について
議案第16号	志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第17号	志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
議案第18号	志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
議案第19号	志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
議案第20号	志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第21号	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
議案第22号	志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
議案第23号	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
議案第24号	志布志市新市まちづくり計画の変更について
議案第25号	志布志市過疎地域自立促進計画の策定について

- 議案第26号 市道路線の廃止について
- 議案第27号 市道路線の認定について
- 議案第28号 市道路線の変更について
- 議案第29号 平成28年度志布志市一般会計予算
- 議案第30号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成28年度志布志市介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 議案第34号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第36号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 議案第37号 平成28年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第40号 平成27年度志布志市一般会計補正予算(第9号)
- 議案第41号 平成28年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
- 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 平成27年陳情第9号 国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書
- 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書
- 発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について
- 発議第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出について
- 発議第3号 志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 発議第4号 志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 閉会中の継続調査申し出について
- (総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)



質問者	件名	要旨	質問の相手方
2 小辻一海	1 環境行政について	(3) メリケントキンソウ撲滅対策について ① 具体的な駆除対策と実施状況について問う。 ② 市民、学校、事業所への啓発と、取り組みに対する協力依頼について問う。	市長 教育委員長
3 市ヶ谷 孝	1 ふるさと納税について	(1) ふるさと納税の現状をどのように捉え、今後の展望をどう考えているか。	市長
	2 移住定住政策について	(1) 人口減少対策について ① 地域定着につながる婚活事業の在り方と、今後の取り組みについて問う。 ② 地域コミュニティへの参加意識を高めるため、様々な職場における入社式及び研修などの合同実施を導入する考えはないか。	市長
4 八代 誠	1 危険廃屋解体撤去事業について	(1) 補助対象となる基準（対象物件）を見直す考えはないか。	市長
5 丸山 一	1 環境行政について	(1) コアジサシの営巣地をつくり、守る考えはないか。	市長
	2 防災行政について	(1) 平成27年6月定例会において、災害に強い街づくりについて質問したが、その後の対応等について問う。	市長
6 小野広嗣	1 港を中心としたまちづくりについて	(1) 平成28年度当初予算案において、国際バルク戦略港湾の整備実現に向けた、県による港湾計画変更のための予算4,600万円が計上されている。国際バルク戦略港湾は、今後の志布志市をさらに発展させる起爆剤となり、港を中心としたまちづくりに寄与することは間違いない。早期事業化に向けた今後の展望を示せ。	市長
		(2) これまで本市は、海外に姉妹都市、友好都市を持たなかったが、港湾を核とした国際交流都市への飛躍を図る上でも、海外友好都市提携を行い、積極的に国際交流を推進すべきではないか。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
6 小野広嗣	2 国土強靱化地域計画について	(1) 「国土強靱化基本法」では、その第4条において地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において、都道府県または市町村は「国土強靱化地域計画」を定めることが出来ると明記されている。本市では、いつ頃を目途にこの「国土強靱化地域計画」を策定しようと考えているのか。	市長
	3 緊急輸送道路の空洞化対策について	(1) 災害に強い、安全で安心なまちづくりが求められている中で、最近、緊急輸送道路の下に空洞がどのくらいあるのかを調査する自治体がふえている。災害時の安全を確保するためにも、緊急輸送道路の空洞化対策を検討すべきではないか。	市長
	4 教育行政について	(1) 施政方針では、確かな学力の育成の一環として、土曜学習教室(志学教室)や夏休み学習教室等で学校外での教育環境の充実を図るとあるが、これまでの成果と課題、今後の展望を示せ。	教育委員長
7 東 宏二	1 政治姿勢について	(1) 一般質問における答弁後の対応について問う。	市長
	2 安心、安全の街づくりについて	(1) 防犯カメラの設置について、現状と今後の取組みの考えを問う。	市長
	3 公共事業について	(1) 都城・志布志道路や東九州道路建設事業での地元業者の工事实績と今後の見通しを問う。	市長
8 小園義行	1 政治姿勢について	(1) 庁舎等在り方研究委員会の取り組み状況を問う。 (2) アンケート結果を受けて、議論の進め方の方向性はどうか。 (3) 市長の退職金について、どう検討したのか。	市長 市長 市長
	2 駅舎等整備総合計画について	(1) 基本計画の提案にいたるまでの議論の進め方について問う。	市長

質問者	件名	要旨	質問の相手方
8 小園義行	2 駅舎等整備総合計画について	(2) (株)まちづくり公社への支援をどのように考えているか。	市長
	3 ふるさと納税について	(1) 来年度20億円からの寄付を想定し事業が計画されているが、考え方を問う。	市長
	4 学校教育について	(1) 給食費の多子世帯への支援をどう検討されたか。	市長 教育委員長
9 平野栄作	1 防災行政について	(1) これまで数年に亘り、地震・津波避難訓練を実施してきているが、津波災害に特化しており、市民の意識が全体的に高まっているとは感じられない。これまで実施してきた成果や反省点を踏まえ、今後訓練や防災政策への取組みをどのように実施していく考えか。 ① 自主防災組織の拡充と活動の活性化について ② 市民の意識高揚策について ③ 市民を中心とした避難訓練の実施について ④ 災害対策本部設置に伴う、現地対策本部設置の考え方と各種機関との連絡体制について	市長
10 鶴迫京子	1 市内体育施設について	(1) 現況と問題点をどのように捉えているか具体的に示せ。 (2) 今後の施設内のトイレ整備に対する考えは。	市長 教育委員長 市長 教育委員長
	2 有明地区公民館施設整備について	(1) 公民館内のトイレ改修の今後の見込みと考え方について問う。	市長 教育委員長
	3 障がい福祉について	(1) 重症心身障害児・者の療育と支援体制について、本市の現状と今後の取組みについて問う。	市長 教育委員長
	4 教育行政について	(1) 県立志布志高等学校の存続のための支援策について見解を問う。また、今後の取組みについてどのように考えているか。	市長 教育委員長

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第1号）

期 日：平成28年3月2日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第3号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第7 議案第4号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第6号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第10 議案第7号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第8号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第9号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 施政方針
- 日程第14 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につ

いて

- 日程第23 議案第19号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第28 議案第24号 志布志市新市まちづくり計画の変更について
- 日程第29 議案第25号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第30 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第31 議案第27号 市道路線の認定について
- 日程第32 議案第28号 市道路線の変更について
- 日程第33 議案第29号 平成28年度志布志市一般会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成28年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第41 議案第37号 平成28年度志布志市水道事業会計予算



出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開会 開議

○議長（岩根賢二君） ただいまから、平成28年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。  
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。

—————○—————

#### 日程第2 会期の決定

○議長（岩根賢二君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの24日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月25日までの24日間に決定しました。

—————○—————

#### 日程第3 報告

○議長（岩根賢二君） 日程第3、報告を申し上げます。  
昨日までに受理しました陳情は、お手もとに配付の陳情文書表のとおりであります。  
陳情第1号及び陳情第2号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。  
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配付をいたしました。参考にしていただきたいと思っております。

—————○—————

#### 日程第4 議案第1号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第1号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。どうぞよろしく申し上げます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成27年度の給与改定に関する勧告に鑑み、議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を行う等のものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） おはようございます。

それでは、議案第1号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

今回の人事院勧告は、平成27年4月時点での民間給与が国家公務員を上回る結果になったことを受けまして、月例給、期末勤勉手当等の引き上げが行われたものでございます。

お配りの付議案件説明資料の6ページをお開きください。

勧告の主な内容としましては、国家公務員給与と民間給与との格差を埋めるため、一般職の月例給を平均で0.4%引き上げ、期末勤勉手当を現行4.10月分から4.20月分とし、年間で0.10月分引き上げるものとなっております。

これを受け、国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも勧告どおりの内容で提案、可決されており、さらに付議案件説明資料の1ページになりますが、そちらの方を御覧いただきたいと思っております。

内閣総理大臣等の特別職についても、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律で、一般職に準じて俸給月額を1,000円引き上げ及び期末手当を現行3.10月分から3.15月分として、年間0.05月分引き上げることが提案、可決されたところでございます。

本市におきましても、今回の人事院勧告及び法律改正を踏まえまして、今回議員の皆様、市長、副市長及び教育長の期末手当の額の改定を提案するものでございます。

なお、特別職等の報酬等月額につきましては、人事院勧告に準じて1,000円引き上げることの国の法律改正がなされましたが、本市は平成27年3月定例会におきまして、当時の報酬月額の引き下げとともに、引き下げ前の月額を平成30年3月31日までの現給保障が可決されておりますので、今回法律改正に準じた引き上げを実施しましても、現給保障されている現在の月額を超えないため、今回は引き上げ提案を見送ったところでございます。

それでは、議案に基づき説明申し上げます。

第1条では、平成27年12月支給の議員、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給月額を0.05月分引き上げ、100分の162.5を100分の167.5に改めるものでございます。

第2条では、平成28年度以降の0.05月引き上げを6月期と12月期に均等に配分するため、6月期を「100分の147.5」を「100分の150」に、12月期を「100分の167.5」を「100分の165」に改めるものでございます。

第3条におきましては、行政不服審査法が全部改正されたため、各条例に引用している部分をそれぞれ改めるものでございます。

なお、附則第1項で、この条例は公布の日から施行しますが、第2条、第3条については、平成28年4月1日から施行するものと定めております。

附則第2項では、12月分の期末手当の支給月数を改正するため、今回の改正後の規定は、平成27年12月1日から適用することを定めております。

附則第3項では、12月分の期末手当を改正し、追加で支給することになることから、支給済みである12月分の期末手当については、今回改正後の期末手当の内払い分として取り扱うことを定めております。

参考までに、今回の改正によります影響額でございますが、市長等分は年間合計で約12万円、それから議員の皆様方の年間分につきましては、年間合計で約33万円を見込んでいるところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今の課長の説明で、平成30年までは、27年3月議会で改正をいたしましたので影響ないということですね。今回、27年度と28年度以降ということで、こういうふう引き上げの条例改正ですね。

これは28年度以降というのは、30年を過ぎてもこれがどういうふうになるか分かりませんよ、30年までは現給を保障するということですのでね、33万円の影響がある、そして市長については12万円という、それはどういうふうに理解したらいいんですかね。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいまの御質問で、市長に12万円というふうな内容ですが、市長と三役で合計で年間12万円ということでございます、議員の皆様では、年間で33万円ということになります。

期末手の報酬月数については、今回の0.05月引き上げということで改正をさせていただきましたが、御質問の報酬月額につきましては、昨年引き下げをしまして、30年まで現給保障というふうにしておりまして、先ほど説明しましたように今回1,000円引き上げても現給保障分に追いつかないということで、今回見送ったところでございますので、報酬月額等については、30年までは、もう去年条例改正していただいておりますので、現在のままで支給をさせていただきます。

その後30年以降につきましては、来年、また再来年の状況等を見ながら、その時点で皆様方に、内部でもいろいろ協議をしまして、また御相談することになるかというふうに思います。

○18番（小園義行君） ということは、今回のこの条例改正というのは、報酬月額についてはそうですね。でも、期末手当は引き上げますよということですね。市長、副市長、教育長、そして、議員の特別職も。これ12月でいろいろあったわけですが、臨時国会が開かれませんでしたのでね、こういうことになるんですが、期末手当と、その以前の6月支給のやつも含めて、遡及という形になるんですか。それとあわせて、この年間33万円の、いわゆる6月と12月の手当が引き上がるというふうで理解していいんですね、特別職もあわせてね。

○総務課長（萩本昌一郎君） すみません、ちょっと答弁が不足していたようでございます。

0.05月分引き上げでございますので、27年度分でございますので、もう既に6月、12月支給を終えておりますので、12月分としまして、0.05月分を加えまして、支給をします。したがって、もう既に12月分まで支払いしておりますので、その分を差し引いた残りの分を今回改正いただければ、お支払いをします。12月分でお支払いするというところでございますので、12月分既に支

払っている分は内払いというような形で今回改正をさせていただいているところでございます。

それから、0.05月分27年度分で上げました。これは12月分で改正をせざるをえませんでしたので、今回のような改正をしておりますが、28年以降につきましては、6月、12月それぞれ支給がございまして、0.5分の半分の0.25分をそれぞれ均等に振り分けさせていただいて、今回御提案させていただいているところでございます。

○18番（小園義行君） この引き上げについては、特別報酬等審議会の審議で、やっぱり引き上げないといけないねというふうに議論がされたのかですね。一切そういうこともなくて、引き上げる必要があるのという、そういった議論がどういうふうにされて、この提案ということに。特別職ですよ、一般職の方はよく分かりますのでね、どういう議論があったんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） お尋ねの報酬審議会におきましては、当然皆様の報酬の引き上げ、報酬の改正をするときは、審議会の方にお諮りしますが、手当等については審議会の方の諮問調整の対象となっておりますので、今回は、報酬等審議会の方にはお諮りしてないところでございます。昨年は、引き下げというようなこともございましたので、現給保障等もございましたので報酬の額等についての改正がありましたので、改正をいたしました。今年も期末手当というようなことでございますので、報酬等につきましては、そのまま据え置きでございますので、開催はしてないところでございます。

今後、先ほどお尋ねがありましたけれども、30年を過ぎる際には、またそういう必要が出たときには改正をしながら、御意見等を伺うというふうな予定にしているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第5 議案第2号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第2号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、人事院の平成27年度の給与改定に関する勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の額の改定を行うとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、給与に関する条例の規定事項に等級別基準職務表を加える等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改め、及び

持ち家にかかる住居手当の廃止の措置を講じる等のものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第2号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

お配りの付議案件説明資料の6ページをお開きください。

先ほども説明いたしました、人事院勧告どおり国の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律でも同様の内容で提案、可決されており、これを受け、本市におきましても今回給料表、勤勉手当の額の改定等を提案するものでございます。

また、あわせて持ち家にかかる住居手当の廃止のほか、地方公務員法の一部改正に伴い、等級別基準職務表の追加を提案するものでございます。

それでは、議案に基づき説明をさせていただきます。

第1条では、一般職の職員の給与に関する条例の平成27年度分の改正を規定しております。第26条で、平成27年12月支給の勤勉手当の支給月額を0.1月分引き上げ、「100分の75」を「100分の85」に改めるものでございます。

次に、再任用職員は0.05月分引き上げとなることから、「100分の35」を「100分の45」に改めるものでございます。

附則第8項は、附則第5項で、職務級が6級以上の職員で、55歳を超える職員の給料月額、期末勤勉手当等を平成30年3月31日まで1.5%減額することを規定していますので、その減額を運用する間の勤勉手当について、補完して規定しているものでございます。

今回勤勉手当が改定されたため、附則第8項の規定も改正するものでございます。

次に、別表、行政職給料表でございますが、別表を民間給与水準を踏まえ、平均4%引き上げ、改めるものでございます。

若年層を2,500円程度引き上げ、その他については、1,100円の引き上げとなっているところでございます。

次に、第2条におきましては、一般職の職員の給与に関する条例の平成28年度以降分の改正を規定しているところでございます。

第1条で地方公務員法の一部改正に伴い、引用している部分を改め、第4条で別表第2、等級別基準職務表を加えるものでございます。

なお、等級別基準職務表につきましては、人事管理の徹底を図るため、条例化が義務付けられたため、今回加えるものでございますが、これまで本市におきましては、志布志市職員の初任給、昇格、昇級等の基準に関する規則第3条の別表第1で規定されていたものを条例化しているところでございます。

また、第12条で住居手当については、持ち家にかかる住居手当を廃止する改正をしております。

なお、持ち家にかかる住居手当につきましては、国は平成21年12月から廃止し、県は平成24年4月からの経過措置後、平成26年4月から廃止しているところであります。

本市も今回廃止することとしますが、平成28年度分につきましては、経過措置として金額を2,500円から1,500円に減額して支給するものでございます。

次に、第25条については、行政不服審査法が全部改正されたため、引用している部分を改めるものでございます。

次に、第26条の勤勉手当につきましては、平成28年度以降の0.10月引き上げ分を6月期と12月期に均等に配分するため、6月期を「100分の75」を「100分の80」に、12月期を「100分の85」を「100分の80」に改めるものでございます。再任用職員につきましては、平成28年度以降の0.05月引き上げを6月期と12月期に均等に配分するため、6月期を「100分の35」を「100分の37.5」に、12月期を「100分の40」を「100分の37.5」に改めるものでございます。

附則第8項は、先ほども説明しましたとおり、附則第5項での減額規定を補完しているものでございます。今回勤勉手当が改定となったため、同様に改正するものでございます。

次に、第3条で技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正を規定しております。

第5条で住居手当について技能労務職員についても一般職の職員と同様に持ち家にかかる住居手当を廃止するため、条文を改めるものでございます。

なお、一般職の職員と同様に廃止いたしますが、平成28年度は経過措置として、金額を月額2,500円から1,500円に減額して支給するものでございます。

なお、附則第1条第1項で、この条例は公布の日から施行しますが、第2条、第3条及び第3項につきましては、平成28年4月1日から施行するものと定めております。

附則第1条第2項では、第1条が平成27年度分の改正を規定しているため、平成27年4月1日から遡及適用することを定めております。

附則第1条第3項では、一般職の職員及び技能労務職員の持ち家にかかる住居手当については廃止しますが、平成28年度は経過措置として、月額2,500円を月額1,500円に減額して支給することを定めております。

附則第2条では、12月分の勤勉手当を改正し、追加で支給することになることから、既に支給済みである12月分の勤勉手当につきましては、今回改正後の勤勉手当の内払い分として取り扱うことを定めているところでございます。

参考までに、今回の人事院勧告によります改正の影響額でございますが、一般職員で年間給与一人当たり約4万3,000円となる予定でございます。総額で約1,400万円を見込んでいます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 2点ほどお願いします。

今回、主な改正のここですね、若年層というふうな表現ですけれども、これは何歳までとい

うふうに理解していいのかということと。

今回の一般職の方々の賃金が上がりますね、引き上げですね。我が町は、約半数の職員の方が嘱託職員、パート職員、臨時職員とあるわけですが、その職員の方々の今回の一般職の見直し、特別職の見直し含めて、どういった議論がされて、4月1日以降の施行になっていくのかですね、基準のそういったものも当然見直しがされたと思うんですけれども、お願いします。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** まず、2点目の嘱託、臨時職員の関係の賃金というか、金額でございますが、最低賃金法等やら改正されまして、それから私どもも合併以降ずっと据え置きというような状況でございましたので、700円でございますけれども、今回総合的に勘案しまして、720円ということで規定をしまして、今回当初予算の方でお願いしているところでございます。

それから、若年層ということですが、現在、私ども給料表につきましては、先ほど見ていただきましたように1級から7級までの規定があるところでございまして、当然、新採の場合は1級から始まって、それから課長職等になりますと6級とか、そういうところで規定をさせていただいているところでございます。

今までもいろいろと昨年までも人勸等での民間との比較におきましては、年齢の高い層につきましては、民間を上回るような、そういう背景もあるので、ただ若年層については、若い方については、まだ民間を下回っているので、そこについての手当というのが、ここ数年されているわけなんですけど、今回も1級、2級、3級に該当される方等については、おおむね2,500円程度の引き上げがされているようでございまして、それ以降については、1,100円というような形での引き上げになっているようでございます。

全部2,500円と1,100円の統一ではございませんので、当然一番高いと2,500円、あと段階的に金額も変わってくるものでございますので、御理解いただきたいと思います。

**○18番（小園義行君）** それよく理解をしました。

あと、この嘱託職員の人、そしてパート職員の人、臨時職員とあるわけですが、一律1時間を720円というふうに計算されていますね。これ、私たちがいただいているやつは、嘱託職員は月額幾らという、そういうことになっているんですが、これでいくと、大体7時間で計算しますと、月に約3,000円近くですか、そういう引き上げに実際なるというふうに理解するんですけど、140円掛ける8時間の、7時間ですかね、そうしたときに、20日という考え方でいくと、そういう理解でいいですか。月額にしたときには、嘱託職員は月額幾らとなっておりますね、パートの人は時給幾らですよ、臨時職員についても同じですけど、その考え方を今課長がおっしゃったのは、1時間を720円ということで、最低賃金法の改正があつてこういうことです。現在幾らで720円にしたということが明確になれば幾ら引き上がるのかと分かりますので。そこと、嘱託職員の月額、例えば10万100円とか、その人たちはどういうふうに理解したらいいんですか。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 1時間単価のですね、今おっしゃったとおり単価の、臨時職員で換算したときに、「700円」を「720円」に引き上げるというふうに答弁したところで、今おっしゃったとおりでございます。



嘱託職員につきましては、それを基本にして、それで月額を定めているところでございますが、今、4月以降幾らにするというのを、そこまでは定めてないところでございますが、基本的に今御質問がございましたように、嘱託職員等の4月以降の報酬等を定めるにあたっては、今申し上げました700円が720円に引き上がると、これを前提に、それぞれ、また今現在ある報酬等を見直しをしまして、新しく規定をしまして、4月以降実施する予定でございます。

○18番（小園義行君） 総務委員会で、これ議論されるんですけど、当初予算にそのことが反映されていないと、今の意味はね、全然なさないわけで、これから議論すると言ったってね、予算は提案されているんですよ。

市長もね、ここ一般質問じゃないからほら、質疑しかできないから、なぜそうなったんですかと聞いてるんですからね、質問じゃないですからね。

市長は、ごめんなさいね、ついなんですので、先の議会で見直しをやるというふうに明確におっしゃったですね。そのことと今の課長の答弁だと、これからやると言ったら、予算書の中に反映されてないとね、これ駄目でしょう、それ。そこの整合性をきちっとしてください。

○総務課長（萩本昌一郎君） すみません、答弁がちょっと不足しておりました。

当然700円を720円に引き上げるということを前提にして、嘱託職員の報酬についてもそれぞれ定めまして、今回予算でお願いしているところでございます。

私が今、答弁できる詳細な、ちょっとすみません、何を幾らにというのは持っておりませんので、それはまた後ほど答弁させていただきたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第6 議案第3号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（西山裕行君） おはようございます。

議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）につきまして、その概要を補足して説明申し上げます。

平成27年度一般会計補正予算の最初のページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により、既定の予算から4億2,374万4,000円を減額し、予算の総額を217億8,427万円とするものでございます。

補正予算書の7ページをお開きください。補正予算説明資料は1ページでございます。

第2表の繰越明許費でございますが、繰り越し理由につきましては、今後の事務執行等、年度内に支出が終わらない見込みのため、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業ほか5件、3億7,620万円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業につきましては、国の補正予算関連法案が平成28年1月20日に成立後、その補正予算を今議会へ計上いたしました。今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みのため、また安心こども基金総合対策事業につきましては、県の補正予算の事業採択を昨年10月に受け、その補正予算を12月議会へ計上いたしました。今後の事務執行等、年度内にその支出が終わらない見込みのため、保育所等整備交付金事業につきましては、県の補正予算の事業採択を昨年7月に受け、その補正予算を9月議会へ計上いたしました。実施設計時の工法選択に不測の日数を要し、年度内完成が見込めないため、活動火山周辺地域防災営農対策事業につきましては、国の補正予算関連法案が平成28年1月20日に成立後、その補正予算を今議会へ計上いたしました。今後の事務執行等、年度内にその支出が終わらない見込みのため、中山間地域総合整備事業につきましては、事業実施地区の営農形態が普通期水稻であり、地域の実情を勘案し、昨年11月から事業着手いたしました。湧水の発生、天候不良等の理由により工事が遅延し、年度内完成が見込めないため、工事費の一部を翌年度へ、社会資本整備総合交付金事業につきましては、河川法第24条等に基づく関係機関との協議、許可に不測の日数を要し、委託業務が遅延したことで、年度内完成が見込めないため、こうしたことがそれぞれ主な繰り越し理由でございます。

詳細につきましては、説明資料をお目通しください。

補正予算書の8ページをお開きください。

第3表の地方債補正でございますが、追加の一般補助施設整備等事業につきましては、国の補正予算において、情報セキュリティ対策への支援が決定したため、電算システム情報整備事業の地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業分を710万円追加しております。

変更は、普通建設事業等の事業費確定に伴う調整で、総額で840万円減額しております。

次に、歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

補正予算書の11ページをお開きください。

まず、歳入の1款、市税でございますが、1項、市民税は、個人、法人合わせまして、1,900万円増額、12ページの2項、固定資産税は、合計で1億3,137万6,000円を増額しております。

15ページをお開きください。

6款、地方消費税交付金でございますが、平成27年度の歳入見込みより増となったことから、1億1,620万7,000円増額しております。

22ページをお開きください。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、人事院勧告に伴う人件費見直しに伴う基本単価の遡及適応等による保育所運営費の増など、5,049万1,000円増額しております。

23ページの2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金事業等の実績見込みにより、1億6,328万1,000円減額、7目、農林水産業費国庫補助金は、農業基盤整備促進事業の交付金の減額、決算見込みにより、4,081万円減額しております。

25ページをお開きください。

15款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金は、人事院勧告に伴う人件費見直しに伴う基本単価の遡及適用等による保育所運営費の増など、2,838万9,000円増額しております。

26ページをお開きください。

2項、県補助金、4目、農林水産業費の県補助金は、中山間総合整備事業交付金の減額、決算見込みの確定等により、3,558万円減額しております。

30ページをお開きください。

16款、財産収入、2項、財産売払収入、1目、不動産売払収入は、分収木売払金等により4,133万9,000円増額しております。

31ページの18款、繰入金、1項、基金繰入金は、ふるさと納税に係る、ふるさと志基金繰入金の事業財源充当と、財政調整基金繰入金の繰り戻しに伴う繰入金等、総額で5億4,407万4,000円を減額しております。

36ページをお開きください。

21款、市債につきましては、総額で37ページの一番下の欄でございますけれども、130万円減額しております。

次に、歳出予算の主なものを御説明申し上げます。

予算書の41ページから42ページにかけてです。説明資料は6ページでございます。

2款、総務費、1項、総務管理費、6目、情報管理費は、国の補正予算により、情報セキュリティ対策への支援が決定したため、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業など908万7,000円増額しております。

予算書の52ページをお開きください。説明資料は、17ページでございます。

3款、民生費、2項、児童福祉費、4目、保育所費は、人事院勧告に伴う、人件費見直しに伴う基本単価の遡及適用等による保育所運営費の増等により、1億4,933万1,000円増額しております。

予算書の54ページをお開きください。説明資料は18ページでございます。

3項、生活保護費、1目、生活保護総務費は、国庫負担金等の返還などにより、4,199万1,000円増額しております。

予算書の57ページをお開きください。説明資料は12ページでございます。

4款、衛生費、2項、清掃費、2目、塵芥処理費は、ごみ収集運搬、処理業務委託等の実績見込みにより、1,636万4,000円減額しております。

予算書の58ページから59ページにかけて説明資料は、23ページでございます。

6款、農林水産業費、1項、農業費、3目、農業振興費は、担い手への農地集積集約化が当初の見込みより伸びたため、機構集積協力金事業など、1,837万4,000円増額しております。

次に、4目、園芸振興費は説明資料は25ページでございますが、活動火山周辺地域防災営農対策事業の野菜安定対策分で、事業費確定等により、3,670万5,000円減額、5目、茶業振興費は、説明資料については、26ページでございますが、同じく、活動火山周辺地域防災営農対策事業の安定対策分で、追加事業採択等により3,067万7,000円増額しております。

予算書の60ページをお開きください。説明資料は34ページから36ページにかけてでございます。

8目、農地整備費は、中山間総合整備事業や農業基盤促進事業、多目的機能支払交付金事業の事業費確定等により、1億6,356万5,000円減額しております。

予算書の61ページの9目、土地改良費は、説明資料は27ページから28ページにかけてでございますが、県営畑地帯総合整備事業の事業費確定等に伴い、2,610万9,000円減額しております。

予算書の67ページをお開きください。

8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業等、市道改良事業の実績見込みより、工事請負費や補償補填及び賠償金等1億7,441万4,000円減額しております。

予算書の72ページをお開きください。説明資料は45ページでございます。

6項、住宅費、3目、住宅建設費は、社会資本整備総合交付金を活用した公営住宅ストック活用事業の確定等により1,920万6,000円減額しております。

予算書の76ページをお開きください。説明資料は46ページでございます。

10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費は、小学校施設改修事業の事業費確定など、1,815万1,000円減額しております。

予算書の85ページをお開きください。説明資料は37ページから38ページにかけてでございます。

11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費は、農業用施設災害復旧事業の確定等に伴い、工事請負費等3,946万9,000円減額しております。

予算書の88ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、人件費につきましては、今回その他特別職分を1,809万3,000円減額、一般職分を1,651万6,000円増額し、総額では157万7,000円減額しております。

予算書の90ページ、地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末が242億7,906万9,000円となる見込みでございます。

以上が補正予算第8号の主な内容でございますが、詳細につきましては、補正予算説明資料を御参照ください。

よろしく願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） 説明資料の方でちょっとお伺いしますけれども、港湾商工課分の9ページですね、ここにスポーツ合宿、下はさんふらわあ、次のページに食品輸出促進事業というふうに、この時期に追加補正があります。

ですから、当然3月までに必要だから組むと、結局残り3週間ですよ、これだけの事業が、こういうのが既に見込みが立って組んだというふうに理解していいのか、それとも、今後あるであろう座置き的な考え方もあるでしょうけれども、その辺のところ。特にこの1点目の次に、合宿等につきまして、大学生とか、そういう予約分の不足額というふうに計上しておりますけれども、これは例えば、春休みに3月末から4月にかけて学生ですから休みをされますよね、そういう場合の、4月にかかるけれども、この分で対応するのかという考え方。

それと下の方の「さんふらわあ」につきまして、大いにこういう、この予算の事業に対してうんぬんということじゃないんですけれども、今から300万円も支出、50団体を見込んでいう、その辺のところの根拠ですね。

それと次のページの10ページの志布志市食品輸出促進支援事業というようなことも、これは1件が上限が10万円ですけれども、これが30万円ということは、これから3月中に、そういう海外に行って、そういうPRをするとか、交渉をする、商談をする計画が、申し込みかなんかあるのか、その辺のところについて質疑いたします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきまして、担当課長に回答させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） まず、スポーツ合宿等誘致事業につきましては、今まで予約済みの件数を含めまして、年度末に志布志カップU15が予定されております。この見込等で予算を計上したところですが、3月から4月にまたがる分があるんですけれども、一応3月31日までを基準として、補助金を交付しておるところです。4月以降につきましては、新年度予算で対応するという事としております。

それから、さんふらわあ志布志航路利用促進協議会につきましても、当初予算では、ある程度見込みを立てて予算計上しておりましたけれども、実績に基づいて補助金を交付することから不足額を今回お願いするものでございます。

それから、志布志市食品輸出促進事業につきましても、年度末に販路拡大、そういった計画がされている3社が、そういったところに予定されているということを見込んで、30万円予算をお願いするところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） さんふらわあについては、今後、今回50団体を見込んでいますよね、ということは、今の既定予算の残を含めて、既定予算が無くなっているのか、それとも、今後こ

の残り3週間の間に50団体を見込んでいるのか、その辺については、どういう考えなんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） さんふらわあ助成につきましては、補助金の内容が団体乗船助成、給水助成、広告助成、そういったいろいろな助成内容が含まれておりますので、今回団体助成ということで、予算を計上しておりますが、他の給水助成等々も含めまして、今回このような予算をお願いするところでもございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第7 議案第4号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第4号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、保険財政共同安定化事業拠出金、一般被保険者療養給付費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,818万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億6,693万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。予算書の103ページをお開きください。

歳入の県支出金の県補助金は、財政調整交付金を9,031万1,000円減額するものであります。

104ページをお開きください。

歳入の共同事業交付金は、保険財政共同安定化事業交付金を1億6,494万6,000円増額するものであります。

111ページをお開きください。

歳出の保険給付費の療養諸費は、一般被保険者療養給付費を2,700万円増額するものであります。

120ページをお開きください。

歳出の共同事業拠出金は、保険財政共同安定化事業拠出金を7,497万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第5号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第5号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ534万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,801万7,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の131ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、普通徴収保険料を546万円増額するものであります。

135ページをお開きください。

歳入の諸収入の雑入は、健康診査事業補助金を162万4,000円、増額するものであります。

137ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を375万7,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第9 議案第6号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第6号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、施設介護サービス給付費、特定入所者介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億5,657万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億7,870万2,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の148ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、調整交付金を7,223万8,000円減額するものであります。

149ページをお開きください。

歳入の支払基金交付金は、介護給付費交付金を6,783万8,000円減額するものであります。

156ページをお開きください。

歳出の保険給付費の介護サービス等諸費は、施設介護サービス給付費を2,700万円増額するものであります。

163ページをお開きください。

歳出の保険給付費の特定入所者サービス等費は、特定入所者介護サービス費を800万円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託します。



日程第10 議案第7号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第7号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ237万7,000円を減額し、歳入



歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,917万9,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の174ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を273万7,000円減額するものであります。

175ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を208万5,000円減額するものであります。

176ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を65万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第7号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第11 議案第8号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第8号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ109万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,516万6,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして、説明を申し上げます。

予算書の182ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を109万円減額するものであります。

183ページをお開きください。

歳出の管理費は、備品購入費等を109万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第8号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第12 議案第9号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）**

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第9号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出の予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,711万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,652万4,000円とするものであります。

それでは、歳入予算の主なものにつきまして、説明申し上げます。

予算書の189ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を711万7,000円減額するものであります。

190ページをお開きください。

歳入の市債は、商工債を1,000万円減額するものであります。

191ページをお開きください。

歳出の事業費は、工業団地整備事業費を1,529万円減額するものであります。

192ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を182万7,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。



○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩いたします。

11時20分から再開いたします。



午前11時08分 休憩

午前11時21分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。



### 日程第13 施政方針

○議長（岩根賢二君） 日程第13、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。本日ここに、平成28年第1回志布志市議会定例会の開会にあたり、平成28年度予算（案）につきまして、主要な施策と、その概要を説明させていただき、議会をはじめ、市民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

日本経済においては、去る2月15日に内閣府が発表した2015年10月から12月期の国内総生産（GDP）の速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.4%減、この1年間続くと仮定した年率換算は1.4%減で、2四半期ぶりのマイナス成長となりました。暖冬の影響で個人消費が振るわず、輸出も伸び悩み、景気低迷が続いていることが示され、年明け以降の世界的な株安など金融市場が混乱し、米中など海外経済の不安が拡大している中、先行きも回復感に乏しい状況が続くとの見方もされています。

一方、県においては、地方交付税制度の安定的な運営が不透明であること、高齢化の急速な進行や医療費の増により扶助費が引き続き増加する傾向にあるなど、歳入・歳出両面にわたる行財政改革を必要としています。そのような中、「新たな未来への挑戦」をスローガンに「安心・活力・改革」を柱に据えて、平成28年度当初予算案の一般会計総額は8,224億5,700万円で、8年連続のプラス予算となりました。市としましては、国、県の動向を十分注視しながら、引き続き行財政改革に積極的に取り組み、選択と集中により効率的な行財政運営に努めてまいります。

さて、私は3期目の市政の舵取りを任されて以来、早いもので2年が経過しましたが、平成18年1月1日に旧松山町、志布志町、有明町が合併し、新生志布志市として誕生し、本年1月1日で10周年を迎えました。あっという間の10年間でありましたが、議員の皆様をはじめ市民の皆様の御理解と御協力により、様々な課題等がありながらも、何とか順調にまちづくりを進めることができたと感じております。本年4月24日の「しぶしの日」には記念式典を開催し、記念すべき10周年を市民の皆様と一緒に祝いたいと考えており、改めて感謝を申し上げる次第であります。

振り返ってみますと、様々な出来事がありましたが、とりわけ私の印象に残っているものと言いますと、平成18年10月にフェリーさんふらわあが、宮崎港へ航路変更することを突然発表されたことであります。志布志市のみならず大隅半島をはじめ鹿児島県にとりましても一大事であり、市では直ちに、航路存続協議会を立ち上げ、県においても、知事をトップとする同様の協議会が立ち上げられ、航路存続の要望活動を幾度となく行った結果、商船三井が航路存続を決定し事なきを得ました。私は、このさんふらわあの航路存続に対して、市民をはじめ関係団体と一致団結して取り組み、乗り越えられたことで、旧3町がしっかりまとまり、一致団結して事に当たれば乗り越えることができるということを実感したのです。

次に印象に残っている出来事と言いますと、平成22年4月に宮崎県で発生しました口蹄疫であ

ります。ほとんどのイベントが中止となるほか、人の移動の自粛などにより、畜産関係者はもとより商工業を含め様々なところで多大な影響を及ぼしました。このことは、本市の基幹産業は農林水産業であるということ、改めて認識させられたことで、商工業との両輪で振興を図っていかなくてはならないことを痛感させられました。

10年前の平成18年3月の所信表明で私は、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」ということを強く肌で感じ、市政推進における政治理念としまして、力みなぎる豊かな「大地の力」と、はるかアジアへ、そして世界へ広がる志布志湾の「海の恵み」と、そこに住んでいる心豊かな人と人とのふれあいを大切にする「人のエネルギー」の三つを新しいまちのエネルギーとして結集し、輝く志布志市を築く礎にしようとして強く心に誓い、志布志市の将来像である「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向け、全身全霊を傾注しまい進する決意を表明いたしましたところでありました。そして、基本的な考え方を次の五つの視点から申し述べました。

第1に、市民一人ひとりが輝き、「このまちに住んで本当に良かった」と誇りに思える、「共生」「協働」「自立」のまちづくり、第2に、旧3か町の力を合わせ、「豊かな大地の力」と「世界へつながる海の恵み」と「心豊かな人のエネルギー」を結集し、三つの力を合わせた融和と協調のまちづくり、第3に、豊かな自然と海に恵まれ、広大な農地を生かした特色ある農・畜・林・水産業の地域資源を核とした地域循環型農業の振興、第4に、「しあわせ・うるおい・健康」で、安心・安全・健康で住みよいまちづくり、第5に、アジア・太平洋諸国、そして世界へ目を向け、新しい発想と企画で、人、もの、技術、情報が交わる「国際交流都市」を目指しての、以上五つの視点であります。

第1の「共生」「協働」「自立」のまちづくりにつきましては、市民が主役のまちづくりに徹し、分かりやすい広報紙づくりと情報公開制度の取り組みのほか、ふれあい移動市長室の開催、男女共同参画推進室の設置などについて、取り組んでまいりました。

第2の三つの力を合わせた融和と協調のまちづくりにつきましては、行政と市民の役割を明確にし、市民総参画によるまちづくりの推進、徹底したムダの削減による行財政改革、職員定数の適正化計画策定、指定管理者制度の導入、合併特例債や有利な起債などの財政支援を活用し、自主財源の確保を図りながら行財政の効率化、健全化に努めてまいりました。

第3の地域循環型産業の振興につきましては、臨海工業団地整備など志布志港の物流拠点としての整備促進や農畜産物における環境保全型農業の促進をはじめ、太陽光設置によるクリーンエネルギーの促進、そして商工業振興としては、スポーツ合宿やキャンプ誘致、グリーンツーリズムによる観光、交流人口増の取り組み、地域資源を生かした地域ブランド確立などに取り組んでまいりました。

第4の安心・安全・健康で住みよいまちづくりにつきましては、「安心・安全まちづくり委員会」の設置や「ピンピン元気塾」教室の開催、児童手当や医療費拡充など子育て日本一の取り組み、また、知・徳・体のバランスのとれた教育と確かな学力の定着など、学力向上日本一に取り組ん

でまいりました。また、ごみゼロのまちづくりで花いっぱい運動やごみ分別によるリサイクル率日本一など環境政策にも取り組んでまいりました。

第5の国際交流都市を目指してにつきましては、志布志市はアジアの中心に位置し、平成23年5月に国際バルク戦略港湾に選定された志布志港を有し、都城志布志道路及び東九州自動車道の整備促進などのインフラ整備に加え、臨海工業団地の整備など目を見張るものがあるところであります。また、国際協力機構（JICA）のアジア・太平洋諸国との人的交流やごみ分別の志布志モデルによる国際貢献などに積極的に取り組んでまいりました。

このように、10年前に所信を表明しましたことにつきましては、着実に一步一步ずつ歩を前に進めることができたと思っており、議員の皆様をはじめ市民の皆様方の御理解と御協力に深く感謝を申し上げますとともに、私の政治姿勢は、これまで首尾一貫として変わっていないところであり、今後も変わることなく貫いていく所存であります。また、今後の志布志市の10年間で夢描き見据えて取り組んでまいります。

さて、平成26年9月に安倍首相が、所信表明の中で、若者に魅力ある町づくり、人づくり、仕事づくりを進めるとして地方創生を掲げました。私は、相当な危機感を持ちましたので、志布志市の取り組みを国のモデルとしてもらうよう内閣府へ足を運び説明を行いました。結果的には平成26年度補正の地方創生先行型予算については、一律の配分となり残念に思ったところです。しかしながら、職員一丸となって危機感をもって取り組んだ結果、非常に充実した総合戦略が策定できたと感じております。今後は、この戦略に基づいて効果の高いものから取り組みを進め実践してまいりたいと考えております。

このような中、全国的にブームとなっています、ふるさと納税につきましては、乗り遅れないようにと考え取り組んできた結果、予想をはるかに超える御寄附をいただいたところであります。昨年6月から返礼品等の予算を議会にお願いし、本格的に取り組ましました。お蔭様で寄附額は順調に伸び議会の度に補正予算をお願いし、また、9月からは体制も強化して取り組んできたことにつきましては、皆様、御承知のとおりでございます。結果としましては、昨年末時点の寄附額は6億7,000万円という、当初の段階では想定もできない寄附額となったところであります。

都城市においては、30億円を目標に設定し日本一を目指して取り組み、目標額を超える35億円の寄附を集めたということで、それを聞いて本当に驚いたところでした。また、大崎町におきましても力を入れて頑張っていることを知り、とにかく近くの自治体には負けたくないと思っただ次第です。

このようなことから、本年度は目標額を20億円以上と設定して取り組んでまいりたいと考えております。20億円、本当に達成できるのかと心配される方もおられるかと思いますが、純粹に志布志市に対して応援したいという暖かい「志」を持った方々が日本全国に多数おられるということで、この応援をしてくれる方々に「志布志の志（こころざし）」を伝えていながら目標を達成したいと考えております。

平成19年4月24日に、「志のまち」を宣言しましたが、私は西暦665年に天智天皇が、ここに住

む「志」あつき里人にいたく感激され、この地を「志布志」と命名されたという志布志の地名の由来をしっかりと胸に刻みました。それ以来、私は「志のあふれるまち」を基本理念として、市民一人ひとりがそれぞれの役割を持って、「志」を掲げ、行動を起こし、輝く志布志市を築くためまちづくりにまい進しているところであります。

改めて「志」とは、何なのか、と申しますと、新しいまちづくりで一貫して申し上げており、自ら生きる目標を心に決めて目指す、高い目標や夢であり、人のため、地域のために尽くそうとする心であります。ひいては、世の中全体のために尽くそうとする心で、「思いやり」であり、「慈しみの心」であり、「慈愛の精神」であります。このような「志」を持っている志布志市から日本全国に「志」を伝えて、応援をしていただける流れにしていきたいと考えております。志布志市には、牛・豚肉、うなぎや魚介類をはじめ多くの特産品がありますが、志布志市の最大の売りである「あつい志」を、志布志市志布志町志布志と全国的に評判をいただいているこの志布志市から、日本全国へ届けてまいりたいと思うところであります。

最終的には、本物があるこの志布志市に来ていただいた方々に対して、志布志市民がこぞって心からの「おもてなし」ができるまちにしていきたい、そう願っているところであります。そして、来ていただいた方々にはもちろん、日本全国の方々に先人たちが築いた歴史や文化をしっかりと引き継ぎ、「高い志」と「慈愛の精神」による「志のあふれる」まち、「志布志」を知ってもらいたいと考えております。

このようなことで、国が進めるふるさと納税制度を最大限活用して、本市の財源確保と特産品の販売促進、志布志市のPR等を強化して取り組むために、その体制の整備、強化を図ってまいります。

また、これまで力を入れて取り組んできました、私の取り組みの柱である日本一づくり、志布志ブランドの確立へ向けた取り組みが非常に重要であると改めて感じております。そのようなことから、これまでブランド推進協議会を10回開催してまいりましたが、より専門的により深化させ、加速させるために、協議会の再編を行い、第2次ブランド推進協議会として昨年12月に本格的にスタートさせました。健康づくり、環境政策、ツーリズム、PR等のグループに、それぞれ外部の専門のアドバイザーを委嘱して、取り組みを強化し加速してまいりたいと考えております。

日本一づくり、日本一を目指す取り組みは、皆様も御承知のとおり、とにかく市民の皆様、勇気や希望、そして感動を与え志布志に生まれて良かった、志布志市民で良かったと思わせてくれるものであります。最近におきましては、昨年12月7日に開催された、「全日本歌唱力選手権 歌唱王2015」におきまして、本市出身の坪田俊一さんが見事優勝しましたし、本年1月に東京ドームで開催されました「第6回全国ご当地どんぶり選手権」において、「志布志発”かごしま黒豚三昧丼”」が準グランプリを獲得し、前回の第3位を上回る成績を収め、次回のグランプリ獲得も見えてきたところであります。このどんぶり選手権の取り組みは、他の出店されている団体につきましては、事業者等が単独で取り組んでいるところが多いわけですが、本市におきましては、出店する事業所と商工会、行政が一体となり、協働して取り組んでいるという点が特徴的で、関

係者から高い評価を受けているところであります。

また、2月19日から21日の3日間、鹿児島市で開催された第2回鹿児島ラーメン王決定戦において、第1回王座に輝いたマルチョンラーメンがシードで出場し、第2位を獲得し第1回ラーメン王の実力を遺憾なく発揮してくれました。

また、去る1月30、31日に地方創生の先行型予算で、音楽により若者文化を創り出し、定着させあわせて商店街を活性化させるとともにUIJターンを促進し、若者にとって魅力あるまちづくりとすることを目的に実施しました424（しぶし）フェスにおきましては、初めての試みではありましたが、志布志市出身のアーティストが多数出演し若い世代が来場するなど、新しいイベント企画として今後に期待の持てる取り組みとなりました。

更には、日本一早い志布志の夏そばの取り組みですが、5年目にして東京都調布市にある深大寺の「夏そばを味わう集い」に招待されるなど、認知度も高まりつつあるところで、「12月31日は年越しそば、6月30日は志布志の夏越しそば」をキャッチフレーズのもと、暑い夏を乗り切る縁起物として、6月30日に夏越しそばを食べるという食文化を引き続き志布志市から発信してまいります。この取り組みは、生産から加工・販売までオール志布志による取り組みで、六次産業化のモデルとなるものであると自負しておりますので、本年度におきましても、品質向上に努めるなど更なる認知度向上に向けて取り組んでまいります。

また、本年度は、市民が主役となる取り組みとして、「目指せ日本一チャレンジ応援事業」を新たに展開してまいります。これは、日本一を目指す取り組みに対して支援をするもので、様々な分野において日本一を目指す想定外の話題性のある取り組み等に期待しているところで。

このようなことで、私が、これまでまちづくりの取り組みの柱としてきました、「資源ごみリサイクル率日本一」、「医療費が日本一低いまち」、「学力向上日本一」、「子育て日本一」、「あいさつ日本一の市役所」、「日本一早い志布志の夏そば」、「グルメ日本一」など、日本一づくりを今後も着実に進めてまいります。

それは、日本一づくりの取り組みは、本市のまちづくりを進めるうえで極めて重要なもので、行政と市民が一体となり「志布志ブランド」を確立させる施策に取り組むことで、志布志市の知名度、評価が高まり、志布志市で生産される農・畜・林・水産物が「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」をキーワードとして銘柄が確立され、そして市民の所得向上につながるものと考えております。

このようなことから、「志布志ブランド」の認知度を高めるための情報発信になお一層努めるとともに、引き続き市民の皆様と様々な日本一づくりを確実に達成するための施策を実践し、果敢に挑戦してまいります。

私は、志布志市の将来像であります「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現のために誠心誠意、全力を傾注する覚悟でありますので、これまで同様、議会の皆様をはじめ市民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、志布志市振興計画の「7つのまちづくりの方針」に沿って、御説明申し上げます。施政方

針といたします。

○議長（岩根賢二君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

○

午前11時44分 休憩

午後1時00分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） それでは、引き続いて施政方針を述べさせていただきます。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまち についてであります。

志布志港につきましては、ポートセールスに加えて、「志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」の活用等により利用促進に努めていますが、輸出貨物の確保等が課題となっています。そのため、事業者ニーズの把握や新規航路の開設、そして、既存航路の活性化を通じた輸出の拡大を図る必要があります。

平成27年の志布志港の国際コンテナ貨物取扱量は、中国の経済低迷等により、前年比6.5%減少し、速報値ではありますが、8万7,570TEUとなったところです。本年度は、国の地方創生事業により実施した「志布志港物流実態調査」を基に、官民一体となったポートセールス活動を展開し、コンテナ取扱量10万TEUを目標に取り組んでまいります。

一方、「国際バルク戦略港湾」につきましては、これまで早期事業化に向け要望活動に取り組んできたところであります。ようやく本年度、県において国際バルク戦略港湾への整備実現に向けた港湾計画を変更するための調査費4,600万円が計上され、海中の状態や施設整備による自然環境への影響の有無が調査されることとなっております。本市としましては、国、県や関連企業と連携し、大型バルク船に対応した港湾計画の変更と、早期事業化に向けて、要望活動等に取り組んでまいります。

また、国内定期航路につきましては、志布志～大阪を結ぶ、「フェリーさんふらわあ」が、昨年末、新船の建造計画が発表され、平成30年に新船が2隻導入されることになりました。このことは、一時、志布志航路からの撤退を表明されましたが、県や大隅総合開発期成会等と連携を図り、利用促進事業を展開してきた成果だと大変喜んでいただいております。

今後も、旅行エージェントとの企画ツアー、修学旅行、スポーツ合宿等旅客の確保に努め、志布志航路のさらなる利用促進に取り組んでまいります。

東京～沖縄を結ぶ「マルエーフェリー」につきましては、一昨年の新船導入に続き、昨年末も2隻目を導入され、東京～沖縄航路が週3便になるなど、利便性が更に充実されたところです。

今後、東九州自動車道、高規格道路都城志布志道路が開通することにより、ますます南九州地域の物流拠点港として大きく発展することが期待されます。

東九州自動車道は、新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南間28kmの事業が進



められています。鹿屋串良～末吉財部間が開通し、志布志市内では、橋りょうや道路横断箇所の工事が本格化してきましたが、いまだに日南～串間～志布志間は未事業化区間のままであり、本市では、国に事業区間の整備促進と日南～志布志間の早期事業化を要望してまいります。

なお、市道香月線延伸計画に伴い、志布志港から東九州自動車道へのアクセス向上、地域の活性化に寄与するために、有明町野井倉地内に鹿児島・鹿屋方面へのハーフインターチェンジの追加要望をしてまいります。

都城志布志道路は、全体で5区間、13.4kmが開通し、志布志市内では有明北～有明東が平成29年度の供用開始時期が公表となりました。志布志～志布志港間については、用地買収・橋りょう工事・盛土工事が進められ、県境部の末吉道路は、用地買収が進んでいるところであります。都城志布志道路建設促進協議会では、防災・経済・医療の道として、国、県、関係機関に要望してまいります。

国道220号につきましては、今日の高齢化社会に対応すべく、歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。県道の整備につきましては、本市の幹線道路であり、第2次緊急輸送道路である県道志布志有明線の野神工区の早期事業完成を促進するとともに、他の路線についても積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。また、高規格道路の関連事業として、市道香月線、吉村山之口1号線の道路改良整備を行ってまいります。

都市計画につきましては、都市計画道路串間志布志線の計画決定がなされ、用途区域の決定に向けては、国、県と協議を進めてきております。本年度からは、「志布志の将来像」や「インターチェンジ周辺の活用方針図」など平成29年度までの2か年において、市全体の将来像となる「志布志市まちづくりマスタープラン」を策定し、具体的な整備・開発・保全の手法を示し、計画的なまちづくりを進めてまいります。

また、都市計画道路「関屋線（県道志布志福山線）」につきましては、引き続き、志布志インターチェンジまでを整備してまいります。

情報化の推進につきましては、平成24年度に策定しました「志布志市情報化基本計画」に基づいて、各種施策の実効ある取り組みを展開するとともに、電子自治体の一層の推進と、光ファイバー通信網「しぶし志ネット」の利活用策について、引き続き調査・研究してまいります。

また、本年1月から利用が開始されているマイナンバーにつきましては、平成29年7月から開始される国及び地方公共団体との情報連携に向けてのシステムの整備を進めるとともに、国が策定する「自治体情報セキュリティ強化対策」に対応することで、情報セキュリティの強化を進めてまいります。

なお、毎年度実施しております、転入者等からの行政告知放送端末の設置要望につきましては、引き続き市単独事業により設置促進を図ってまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

本市の公営住宅につきましては、志布志市公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替え、ストック改善、修繕及び用途廃止を年次的に行っているところであります。現在、平成26年度から5

年間の予定で整備しております宮脇団地は、県産材である木材を多用し、周辺の環境に調和することで、暖かみのある景観を形成した木造住宅団地として、建て替えを進めております。

平成24年度に経済対策として始めた住宅リフォーム助成事業については、平成26年度から3年間という終期設定のもとに引き続き取り組んでまいります。また、景気の底上げにつながるよう環境対策や高齢者対応、更に昨年度から、住宅の耐震診断助成と耐震改修工事の助成を新たに加えることにより、安心・安全な住まいなど良質な住宅ストックの形成と活用の推進に努めてまいります。そして、過疎化や人口減少に伴い空き家が増加傾向にあるなか、空き家の適正管理の対策として、昨年は、危険廃屋を解体する場合に、金利の優遇を受けられるよう金融機関と空き家対策に関する協定を締結したところです。加えて本年度からは新規事業として、空き家のリフォーム等に対して助成を行うことで、更なる空き家の有効活用を図ってまいります。

定住交流の推進につきましては、移住定住促進事業により、市外からの移住者を積極的に受け入れるとともに、市内の若者世代の市外流出防止策として、市内在住者が新たに住宅を新築又は購入し移住定住された方に補助金を交付して、本市の活性化と均衡ある発展を図ってまいります。定住促進住宅用地につきましては、本年度、松山町の泰野地区において分譲を開始するとともに、尾野見地区においては測量設計を行うなど、他の地区でも可能性を検討しながら分譲を促進してまいります。さらに、市内の空き家を活用した空き家バンク制度に引き続き取り組んでまいります。

また、若者の定住促進につきましては、晩婚化、未婚化が進行する中、若者の独身男女の出会いの場、きっかけづくりの場を提供し、結婚後の市内への定住を図ることを目的に、出会いを希望する男女の婚活を支援してまいります。

水道事業につきましては、合理的で健全な運営体制を構築しながら、水質管理を含め、水道施設の耐震化及び石綿管を含む老朽管対策を推進し、安心・安全な良質で安定した水の供給を図ってまいります。

更に将来的には、水道法の改正により、施設統合を伴わない事業統合が可能になったため、経営基盤の強化を図り、上水道と簡易水道との統合を目指します。

環境行政の推進につきましては、「混ぜればごみ、分ければ資源」の合言葉のもと、市民と行政の共生・協働により確立された、本市の廃棄物管理の適正な推進を図り、市民の協力をいただきながら資源化率の向上に努め、本年度は特に使用済み紙おむつの再資源化に向けた調査・研究を関係団体と一体となり取り組むなど、更なる埋立ごみの減量化を進めてまいります。

「志布志モデル」につきましては、国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業による「サモアを中心とした大洋州における志布志モデルの推進」を引き続き展開し、サモア国、バヌアツ国に対して適正な廃棄物管理に関し、本市の持つ知識や経験を生かして国際貢献を進めてまいります。

サンサンひまわりプランの推進や地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」、  
「おじゃったもんせクリーン大作戦」などにつきましては、引き続き多くの市民の皆様の御協力

をいただきながら取り組んでまいります。

地球温暖化対策につきましては、庁舎及び各家庭で簡単に取り組める緑のカーテン設置の推進を図るとともに、ライトダウンコンサートの実施を通して、市民の温暖化対策への意識啓発を図ってまいります。

水保全の取り組みにつきましては、本年度も「志布志市水保全シンポジウム」を開催し、水保全の必要性と重要性を啓発するとともに、さらなる意識の啓発・高揚を図ってまいります。また、「志布志市河川浄化対策連絡協議会」を核として各協議会と更なる連携強化を図り、市内4河川の浄化に向けた情報交換、情報共有に努めてまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を活用し、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への接続を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

墓地行政につきましては、共同墓地に対する水道料金の一部助成を継続するとともに、市営墓地の維持管理にも努めてまいりたいと考えております。

市民、事業所あるいは各種団体等の各主体が「環境にやさしいか」を行動の基準とし、「ものを大切に、人を大切に」する「取り組み」がいっぱいある「志のあふれるまち」を目指してまいります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進めてまいります。

また、災害対応の中心となる自主防災組織については、組織率の向上及び育成・強化を図るため、研修会や防災訓練に要する経費並びに資機材の整備に要する経費の助成事業を、継続して実施してまいります。あわせて、地震・津波避難訓練や防災講演会等を開催し、住民の防災意識の高揚や防災関係機関の連携強化を図り、更なる地域防災力の強化を図ってまいります。

消防団につきましては、隔年で実施する操法大会を含め訓練や研修により、消防団員の資質向上を図りながら、地域防災活動の中核として円滑な活動ができるよう消防団活動拠点施設や車両、資機材等の整備を行い、また、火災予防や防火指導等の啓発活動により地域防災力の充実強化を図ってまいります。また、南海トラフの巨大地震による津波発生等の大規模災害に備え、各分団及び近隣市町の消防団との連携強化を進めてまいります。

防災につきましては、本市の防災対策の基本方針を示す地域防災計画について、国や県の見直しの反映や災害・被害の想定などを踏まえた改訂を行い、防災対策の総合的な推進を図ってまいります。

特に近年、大規模・多様化する災害被害が予測されるため災害被害予測調査を行い、各種防災対策の基礎的資料を作成してまいります。また、昨年度に引き続き避難経路や避難階段に停電時も電力供給が期待できる太陽電池パネルを活用した、再生可能エネルギー設備によるLEDライトを整備してまいります。

ほかにも、デジタル化が完了しました防災行政無線同報系につきましては、研修や訓練により

迅速かつ正確な情報伝達体制の構築を図り、特に、医療・福祉施設等の要配慮者利用施設や事業所等に、デジタル対応型の防災行政無線戸別受信機を整備し、確実な情報伝達手段の確保に努めてまいります。

防犯対策につきましては、犯罪件数は減少傾向にありますが、身近な犯罪への不安感は依然として高い状況であり、警察、防犯協会と連携し、うそ電話詐欺を始めとする特殊詐欺や個人情報の詐取への被害防止広報や地域安全パトロールなど、ボランティアの方々の御協力をいただきながら、声かけ・見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援してまいります。あわせて広報紙やホームページ、メール配信や行政告知放送端末を活用した啓発活動を実施し、犯罪発生率の低いまちを目指してまいります。

交通安全対策につきましては、特に高齢者や子供が関わる交通事故は増加傾向にあり、警察や交通安全協会と連携し、研修会の開催などによる交通安全教育を実施するとともに、運転者の安全運転の意識高揚、シートベルトやチャイルドシート着用の徹底、飲酒運転根絶を目標に、隣接市町や市交通安全母の会と連携を図りながら、交通事故防止の啓発活動を実施してまいります。特に、運転に不安を感じている高齢者の方々へは、運転免許証自主返納支援事業による自主的な免許証返納を促し、高齢者の運転による交通事故の発生防止を図ってまいります。

また、道路反射鏡やガードレール等の交通安全施設の整備により、引き続き安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

消費者行政につきましては、市に消費生活相談窓口を設置し、近年多種多様化する悪徳商法をはじめ、インターネットの普及によるトラブル、商品やサービス等の購入・契約から発生する消費者からの様々な苦情・相談に応じ、問題解決を図ってきております。

また、市内の各イベント時や出前講座等を活用しながら、関係機関と連携し、高齢者を中心とした啓発活動等も行ってきました。今後も、「被害を未然に防ぐ活動」に積極的に取り組み、安心した消費者生活の確保に努めてまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、市の最重要課題として位置付け、積極的な企業誘致に努めております。また、市内の既存企業に対しましても、工場増設や新たな分野への進出を検討する企業への支援を行い、雇用拡大に努めているところです。

臨海工業団地につきましては、都城志布志道路や臨港道路など、志布志港周辺で整備が進む関連事業とも連携し、物流アクセス面で優位となる工業団地を整備しております。安楽川沿いにある1工区、約3.3haの分譲地については、分譲手続きを完了し、2工区、約3.4haの分譲地については、早期に造成を完成させ、分譲手続きを開始する予定としております。引き続き、地元雇用拡大や地域経済の発展に寄与する、製造業及び物流倉庫業等の港湾関係企業に働きかけを行い、企業進出が果たせるよう努めてまいります。

また、臨海工業団地に隣接している市道香月線を汐掛から安楽川をまたぎ、国道220号線へ接続する延長約1kmを整備していくことにあわせて、新たな工業団地の拡張を検討してまいります。

本市の総合戦略の中でも重要施策として位置付けており、今後もさらなる雇用の拡大や地域経済の活性化となるよう、工業団地の整備、企業立地の促進に全力を尽くしてまいります。

次に、農業振興につきましては、担い手農家の高齢化や農業従事者の減少など多くの問題を抱えております。このような状況を踏まえ、持続的な営農を維持するため、認定農業者制度と家族経営協定を引き続き推進し、意欲とやりがいのある効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指してまいります。

地域農業の担い手となることが期待される意欲ある新規就農者の確保と育成を図るため、就農相談活動、青年就農給付金、市単独事業である新規就農支援金により継続的な担い手への支援を行うとともに、農地中間管理事業を活用しながら人・農地プランの充実と農地の集積・集約化に取り組んでまいります。

また、前年度は、志布志市“志”ツーリズム協議会を中心に、修学旅行生の農家民泊や日帰り体験等約400名を受け入れたところであり、今後も地域の特色を生かした農家民泊や日帰り農業体験メニューの開発に取り組んでまいります。

なお、昨今の環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意による本市の農業に及ぼす影響等について、今後も情報収集を図るとともに、国の政策を反映しながら強い農業基盤を構築できるよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

園芸振興につきましては、本市の温暖な気候や整備された広大な農地などの有利な条件を生かし、施設園芸や露地野菜作物の振興を図ってまいります。

具体的には、意欲ある農業者の経営発展を促進する国、県補助事業や今後展開されるTPP関連対策事業を積極的に導入し、産地の維持拡大を図るとともに、農業があわせ持つ環境への影響に配慮した有機農業や環境保全型農業への取り組みに対し、市のブランドとして推進してまいります。

また、農業公社研修の拡大・充実については、新たに研修ハウス等の整備が図られるよう国、県の補助事業の具体的な協議を進めてまいります。

茶業振興につきましては、本市の温暖な気象条件や広大な畑地等の恵まれた立地条件を最大限に生かし、生産基盤整備の強化で、環境に配慮した生産体制を構築し、生産コストの低減対策や高品質の茶生産に努め、各関係機関との連携のもと、消費者ニーズに対応した多様な茶づくりで農業所得の向上を目指してまいります。

各種製茶品評会では、積極的な取り組みと出品者への支援を強化し、上位入賞を目指してまいります。

生産基盤整備として、国、県の各種補助事業等を活用し、共同利用施設整備など、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」や市単独事業の「茶生産基盤強化対策事業」で、生産・加工流通に対処できる組織・産地育成に努めるとともに、茶業経営安定緊急対策も継続して取り組んでまいります。

更に、健康管理への意識を高めるため、「志布志茶レンジ風邪なし運動」の取り組みを継続し、

健康増進につなげるとともに、茶の輸出を推進するため、輸出相手国の食品安全基準に対応した生産体制を構築し、積極的な販路開拓に取り組んでまいります。

畑地かんがい事業につきましては、作物の計画的な作付けや安定生産を実現するため、大規模畑地かんがい事業に取り組んでいますが、今後も畑かん利用のメリット等を広報しながら、畑地かんがい推進作物生産拡大事業等により、利用率の向上に努めてまいります。

また、平成25年度に曾於市から引き継いで管理を行っている中岳ダムについても、適切な時期に機器更新等を行いながら、安全管理に努めてまいります。

次に、畜産振興につきましては、環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意を受け、懸念や不安の声がある中で「総合的なTPP関連政策大綱」において、畜産分野では体質強化対策と経営安定対策が示され、特に不安払拭に向けた経営安定対策の法制化は、肉用牛経営・養豚経営・酪農経営の維持に向け、着実に実施されることを願うところであり、引き続き情報収集に努めてまいります。

このような中、経営支援対策としまして肥育素牛価格は今後も高値で推移することが見込まれ、肥育経営安定対策貸付基金貸付額の引き上げを行ったところではありますが、加えまして肥育経営支援対策事業により素牛の購入支援を行ってまいります。また、肉用繁殖雌牛導入事業及び乳用牛導入事業により、規模拡大や適正な更新に努めてまいります。

品質向上対策としましては、肉用牛、乳用牛、養豚の導入支援に加えて、平成29年度に第11回全国和牛能力共進会が開催されることから、出品資格を有する繁殖素牛の購入支援を行うとともに、繁殖雌牛出品区対象牛の飼育指導や品評会の出品支援を行いながら、育成技術向上とあわせて全共出品の事前の取り組みを進めてまいります。

規模拡大対策としましては、公社営事業による施設整備を進めるとともに、次年度以降の施設整備に伴う調査・協議を行い、あわせて市単独事業の畜産施設整備支援事業に引き続き取り組み、規模拡大対策や環境対策等に努めてまいります。

疾病・防疫対策としましては、疾病の未然防止のための予防接種助成を行い、また、消毒資材配布による家畜衛生管理の啓発を行いながら、安心安全な畜産物の供給に努めてまいります。

次に、土地改良基盤整備事業の「ほ場整備」につきましては、野井倉下段地区の基盤整備が確定し、パイプラインの特性も評価されたところでもあります。中山間地域総合整備事業の志布志地区では、昨年、潤ヶ野地区の2団地と大川内団地の整備に着手することができ、12団地のうち5団地の整備が行われております。残された団地についても、引き続き施行同意や関係機関との調整を進め、着手可能な団地から整備を図ってまいります。

また、上門地区は、県営事業として認可の手続きが進んでおり、本年新規地区として採択の見込みであります。この上門地区では、農地集積を図る話し合いの場として、上門農用地利用改善団体の組織化も始まっており、今後は農地集積における中間管理機構事業への取り組みもあわせ、「人・農地プラン」など担い手育成にも力を入れてまいります。

市が事業主体となる団体営事業では、中山間地域総合整備事業有明地区の4団地のうち2団地

の工事に着手しているところですが、残りの2団地についても随時、工事に着手する予定であります。また、肆部合地区では、東九州自動車道の整備進捗を踏まえながら全体の基本計画及び換地原案を作成し地元の施工同意調整を進め、速やかな工事着手を図ってまいります。

広域農道「そお街道」有明大橋の前後の舗装打ち替えと、有明大橋の高欄の改修を県営事業で計画しており、引き続き関係機関と連携し土地改良施設の機能保全計画に基づき、施設の老朽化対策に努めてまいります。

更に、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域支援活動として、日本型直接支払制度（多面的機能支払交付金）の理解度が増し、七つの団体が新たに活動を開始しました。引き続き関係機関と連携しながら受益者自ら一つでも多くの問題を解決できるよう、この制度をフルに活用していただくための啓発活動に取り組んでまいります。

次に、林道整備につきましては、志布志町田之浦の林道御在所岳線（仮称）は、昨年度説明会を開催しております。今後は、県において林道整備図の作成、用地取得の範囲を示す委託が発注される予定であり、これに伴い市において用地交渉を進めてまいります。その他の林道につきましても、適正な管理に努め、機能の維持を図るとともに、木材生産量の拡大につながる路線の整備を行ってまいります。

林業振興につきましては、志布志港から出される木材の輸出について、各地区の森林組合等の努力により、輸出量が5年連続日本一となったところであります。森林所有者の高齢化や林業を営む後継者不足により依然として厳しい状況が続いておりますが、志布志市森林整備計画を充実するよう山林を売る側の所得向上も含め、経費として必要な作業路、集材場所等のできるだけ経費がかからない施業の集約化を推進してまいります。そのため、林業経営体である森林組合等との連携はもとより、市がお願いしている森林づくり推進員を活用しながら、民有林も含めた主伐、再造林へ結び付けられるように一体となって取り組み、森林保全に対する意識の高揚を図ってまいります。同時に、山林所有者が木材の重要性を理解できるよう、国土保全や保健休養の場として、また、水源かん養機能など森林の持つ様々な多面的機能の充実に、引き続き取り組んでまいります。

また、特用林産物枝物等につきましては、質・量ともに日本一を誇れる産地形成に向けて、花木生産組合や各生産団体の意見を聞きながら量産化及びブランド化へ向けて拡大を図ってまいります。

水産業振興につきましては、漁船漁業を主とした沿岸漁業が展開されている中、これまでハモに特化したPR等も推進してまいりましたが、漁業者の高齢化、後継者不足、水揚量の減少など多くの課題を抱えております。志布志湾における豊富な水産資源を育てて捕獲する漁業の取り組みの一環として、昨年、カキ、アサリ等の養殖の実証実験を開始しましたが、引き続き漁協や水産研究施設等と新たな水産物の取り組みに向けた連携を図ってまいります。

本年度は、本市が管理を行っています夏井漁港施設の機能診断が2年目となり施設の老朽化や航路しゅんせつなど、対策を講じる必要があるか維持管理等のストックマネジメントを作成し、

漁業者の所得向上につながるよう、漁協や関係機関と連携しながら施設管理に努めてまいります。

次に、商工業振興につきましては、消費税増税の影響により、特に個人消費が落ち込み、地方における中小規模事業者にとりましては、大変厳しい経営状況が続く中、一昨年「小規模企業振興基本法」が成立し、中小規模事業者への国、地方自治体のより一層の支援が求められております。

このことを受け、本市におきましても、商工業者の経営安定を図り、商店街の活性化・魅力ある店舗づくりを進めるため、商工会との連携を強化し、商工業振興対策事業を展開・支援してまいります。

昨年から「店舗リフォーム助成事業」や「販路拡大支援事業」にも取り組んでおりますが、市内産業の活性化と新たな販路の開拓による個々の事業者の経営向上を図るためにも、引き続き事業を実施してまいります。

また、昨年10月、県内でも他の自治体に先駆けて鹿児島労働局と「雇用対策協定」を締結いたしました。これにより、大隅公共職業安定所との更なる連携が図られ、事業者への雇用の安定的確保を図るとともに、地元出身者を雇用していただくために、魅力ある地元企業との連携を深め、そのPRにも積極的に取り組んでまいります。このことが、人口流出の歯止めに少しでもつながればと考えております。

食・グルメの振興につきましては、ご当地グルメの市内外への情報発信やその活動の支援、新たなグルメ発掘を図りながら、地域おこし協力隊や地方創生事業で情報発信拠点及び交流の場として整備する多機能型拠点施設を中心に、地域と一体となり、空き店舗の目立つ商店街の活性化策を検討し、地域に根ざしたグルメの受け入れ体制の確立による「食」のまちづくり、にぎわいのある商店街づくりにも努めてまいります。

「サンポートしぶしアピア」につきましては、近年「ダイレックス株式会社」と「西松屋」の開店に続き、100円ショップ「ミーツ」も開店し、買い物客も増えてきています。地域経済活性化の核となる施設として、市内外を問わず更なる出店を誘致し、誘客を促進し、経営の安定と本市のにぎわいの場の創出につながればと考えております。

また、8年目を迎えた競艇場外発売場「オラレ志布志」の運営につきましても、本事業が市内外に定着し、売上高・利用者数が増大することにより、本市のまちづくりに役立つものと考えており、本年度も引き続き関係機関との連携を密に行いPRに取り組んでまいります。

昨年6月から新たに取り組んできましたふるさと納税特産品事業については、志布志市観光特産品協会と各事業者の連携によりまして、昨年は大きな成果を挙げることができました。先に述べましたように、更なる特産品の振興と固有の財源確保の観点から、これまで以上の成果を挙げるために、組織の強化と支援体制の充実を図り、本市の重点施策の一つとして特に力を入れて取り組んでまいります。

観光の振興につきましては、志布志市観光振興計画において位置付けられています重点整備エリアのうち、志布志中心市街地と港周辺地域の拠点施設であるJR志布志駅を、おもてなしの玄



関口としての機能を強化し、にぎわいが生まれる場所として今後整備を進めてまいります。平成29年度の着工予定に向けて、JR志布志駅舎建築実施設計に取り組んでまいります。また、現志布志駅舎敷地に隣接します志布志市土地開発公社所有地も取得予定としていることから、バスターミナルを設けるなど交通アクセスの利便性の向上も図ってまいります。

現在、地方創生事業で「ダグリ岬公園周辺整備計画」を策定中ではありますが、ダグリ岬海水浴場周辺に広がるミドリイシサンゴ群を新たな観光資源とする、豊富な海洋性動植物やマリンスポーツによる体験型観光の取り組みも検討してまいります。

志布志市観光特産品協会が主体的に実施するイベントである、観光地の魅力を創出する「魅力ある観光づくり事業」や、自衛艦等の志布志港への寄港を誘致し経済振興を図る「志布志港利用促進事業」のほか、「歴史&アート事業」や「宝満寺公園花祭りパワーアップ事業」などに対して、補助金を交付し観光や物産振興を図ってまいります。

まちあるき観光推進への取り組みとして、歴史を活用した観光を推進するため、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業と連携し、NTT駐車場跡地に整備を進めてまいりました小西地区駐輪駐車場の供用を開始します。

体験型観光事業の推進といたしましては、市内にあふれる歴史建造物等を活用した、体験プログラムや観光ルートの充実を図り、本市でしか体験できないニューツーリズムに取り組んでまいります。

現在、総合観光案内所を設置しているJR志布志駅は、これまで志布志を訪れる観光客のおもてなしの玄関口として活用していますが、民間の団体等の連携による駅前イベントの充実を図るなど、継続的ににぎわいづくりに努めてまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷、やっちくふるさと村につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実、向上が図られるよう引き続き連携してまいります。

観光物産宣伝に関する取り組みとしまして、志布志の魅力大キャンペーン事業を志布志市観光特産品協会へ委託し、鹿児島市や宮崎市等で、観光客誘致のための、観光物産キャラバンや志布志の特産品を活用した志布志フェアの実施や、志布志の彩り情報誌の発行など、地域おこし協力隊を活用し、志布志市の観光物産情報を総合的に宣伝してまいります。

また、志布志市公認キャラクターである「志武士(しぶし)ししまる」をこれまで以上に活用し、市内外で行われる各種イベント等で志布志の魅力を伝えてまいります。

スポーツ合宿誘致に関する取り組みとしまして、昨年鹿児島県で2位という実績に甘んじず、フェリーさんふらわあと連携したさらなる誘致を図るためにも、関西地区のほか福岡地区の大学や旅行エージェントなどへの細かなセールス活動、また、海外へのスポーツ合宿誘致活動を積極的に行い、体育施設、宿泊施設の閑散期に呼び込み、有効活用と経済効果を高める取り組みを実施してまいります。

スポーツ合宿に対する支援として、民間主体の関係団体で組織する「スポーツ団体誘致推進協

会」を中心に、民間団体や旅館業組合等との連携や受け入れ態勢の充実を図るとともに、合宿奨励金の交付や大会主催者等へのサポートを行うことにより、宿泊を伴う合宿や大会等の誘致を図ってまいります。

イベントに関する取り組みにつきましては、「志布志市観光入込み客数・年間120万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつり」、「音楽イベント」を、市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、地域と協働して実施することで、より个性的で、より魅力あるイベントとなるよう取り組んでまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

保健・医療・福祉を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展と一層の人口減少に伴い大きく変化することが予想されますが、本市においては、市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりのために様々な施策を実施してまいります。

子育て支援につきましては、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、多様化する保護者のニーズを踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育サービスを提供するため、保育所定員の拡充や認定こども園の普及を進めるとともに、引き続き、施設整備への支援も行ってまいります。

また、放課後児童クラブの対象児童拡充に対応するため、小学校余裕教室等の活用への支援も引き続き行ってまいります。

高齢者福祉につきましては、高齢者の方が生活を営んでいる地域社会が安心して住みやすい場所となるよう、志布志市社会福祉協議会をはじめ社会福祉団体等と連携し、地域活動を通じた生きがいと仲間づくり、健康づくりを目的にしたふれあいサロン活動事業等、福祉事業の充実を図ってまいります。

障がい福祉につきましては、「障害者総合支援法」により、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、居住する全ての人々が共生・協働しながら暮らすことができる地域社会づくりを進めてまいります。また、本年4月には「障害者差別解消法」も施行されます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築を目指し、関係機関と連携を図りながら施策の推進を図ってまいります。

生活困窮者自立支援制度については、昨年度から開始され、生活保護に至る前の段階の自立支援対策の強化と、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることがないように、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金支給の必須事業を行い、同時に支援対象者の特質にあわせ、効果的・効率的な支援ができるように、就労準備支援事業と家計相談支援事業を新たに取り組んでまいります。

次に保健事業につきましては、高齢化の進展や医療技術の進歩並びに介護サービス等の充実等により、医療・介護の給付費も年々増加し、相互の助け合いで成り立っている国民健康保険や介護保険の特別会計の事業推進は、被保険者の保険料（税）収入が限られる中、非常に厳しい財政運営を強いられております。

このような中「健康」は、市民が豊かな生活を送る上で最も基本的なものであるとともに、高齢化社会における医療費の適正化の視点からも、一人ひとりが生きがいを持って健康づくりに取り組んでいただくことが、大変重要であると考えています。

平成27年度からの第2次健康増進計画「健康しぶし21」の基本理念である「ささえあい 笑顔がつながる 健康なまち」を目指し、自助、共助、公助による「健康づくり日本一のまち」につながる、より効果的な事業を展開してまいります。

生活習慣病の早期発見・早期治療を目指して始まった特定健康診査・特定保健指導の受診率につきましては、平成26年度で54.8%となっており、平成25年度と比較しまして3.1%上昇しましたが、本市が目指す70%を達成していないために、引き続き特定健診の受診率向上に努めるとともに、PR等に工夫をしてまいりたいと考えております。あわせて、未受診者の受診に対する意識を変えることに重点を置いた健康づくり推進員、職員等による訪問受診勧奨や受診者に対して受診済証を発行し、その受診済証を市内の協力店舗で提示することで、割引等の特典を受けられる事業を商工会と協働で実施してまいります。

また、市民の皆様が日頃から取り組む自主的な健康づくりの推進を目的とした特定健診やがん検診、各健康教室や健康に関する出前講座、市の主催する健康づくりイベント等への参加者に対して、ポイントを付与する「健康マイレージ事業」の充実・拡充に努めてまいります。

さらに、引き続き、志布志市の健康体操「フロムしぶし元気アップ体操」や「筋膜マッサージ」、並びに筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋（ちょきん）運動」や健康ウォーキングイベント開催等により、日常の継続的な運動と食育による健康づくりの促進に取り組んでまいります。

母子保健事業につきましては、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「こんにちは！あかちゃん事業」を継続して実施し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげてまいります。

また、悩みを抱え孤立しがちな子育て家庭を支援するために、携帯電話等に妊娠週数や月齢に応じた育児情報及び母親のメンタルヘルスに関する情報を配信することにより、育児不安、産後うつ、乳幼児虐待などの予防及び解消を図る「子育てすくすくメールマガジン事業」を新たにに取り組んでまいります。

不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組み、今後も少子化対策に努めてまいります。

予防事業につきましては、引き続き乳幼児等の定期予防接種費用の全額助成を行い、疾病予防及び子育て支援に取り組んでまいります。なお、インフルエンザ予防接種費用の一部助成につきましては、乳幼児から高校3年生に相当する年齢までの児童生徒と、65歳以上又は政令で定める障がいのある60歳以上の高齢者に限り費用の一部を助成し、インフルエンザの集団感染予防に努めてまいります。

また、成人用肺炎球菌予防接種につきましては、65歳から5歳ごとの年齢に費用の一部を助成し、高齢者の肺炎予防に努めてまいります。

救急医療事業につきましては、休日や夜間の時間帯に対応するため、曾於医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、そして、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づく夜間急病センターの運営等、各医師会や構成市町等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。

また、大隅地域におきまして特に不足している産科医療体制を確保するために設立しました、大隅4市5町保健医療推進協議会におきまして、産科医、麻酔科医及び助産師を確保するための支援を広域で取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、「高齢者保健福祉計画及び第6期介護保険事業計画」の基本理念である、「共に支え合い 生き生きと 笑顔で暮らせるまちづくり」を目指し、今後迎えることとなる超高齢化社会の中で、住み慣れた地域で市民や高齢者一人ひとりが、地域や生活の中で互いに役割を持ちながら、社会参加ができる安心して暮らせる自助・共助の環境づくりと、地域の多種多様な生活支援サービス等の確立に努めてまいります。

また、認知症の方につきましては、更に増加が見込まれていますが、早期支援体制の構築を目指すとともに、認知症への理解を深めるための普及・啓発に努めてまいります。

介護予防につきましては、地域包括支援センター「いきいきセンター」を拠点に、健康づくりや介護予防を継続して進めてまいります。今後は、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくよう努めてまいります。また、住み慣れた地域で安心した生活が確保できるよう相談支援体制を強化するとともに、専門職を生かして自立支援を推進してまいります。

国民健康保険事業につきましては、昨年5月に、いわゆる医療保険制度改革法が成立したことに伴い、国保は制度創設以来の大変革を迎えています。平成30年度の国保新制度移行に向けて、県や国保連合会との協議の場が設置され、国保事業費納付金等の算定方法を検討していくこととなりますが、改革後の市町村は、引き続き国民健康保険税の徴収、資格管理・保険給付の決定及び保健事業等を行うことが決定しています。

このような中、被保険者の高齢化等により、被保険者数は減少しているものの医療費の保険者負担分である保険給付費は、毎年、一定の伸びで推移しているところです。

また、基金も枯渇し、一般会計から法定外繰入金を繰入れするなど、国民健康保険の運営は、年々厳しさを増し、危機的状況にあるところです。このようなことから、国民健康保険の現状を、引き続き広報やホームページ等で市民の皆様にも周知しながら国保に対する理解と健康に対する意識の高揚に努めてまいります。

今後も国民健康保険に係る国の動向等を注視しながら、新制度の情報収集に努め、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化対策の充実を図り、健全で安定した国民健康保険の事業運営に努めてまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統と文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つ素晴らしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図ってまいります。

本市教育行政の総合的かつ計画的な推進のため、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする後期教育振興基本計画を策定したところであります。この計画に基づきまして、本市「志のあふれるまち」を基本理念として、志を高く掲げ、学ぶ意欲にあふれる子供の育成から市民づくりへと発展させる「志を高める」教育を更に推進してまいります。

昨年の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、首長と教育委員会で構成する総合教育会議を設置し、この会議の中で、「高い志」と「慈愛の精神」、「志」を高める教育の推進を本市教育大綱の基本理念として定めたところであります。

この基本理念を柱にして、向学心や公德心、感謝の心、敬愛の心、郷土愛、生命尊重の六つの心を、「志」を高める教育を推進する上での基本目標として定め、本市教育、学術及び文化の振興を図ってまいります。あわせて、総合教育会議を通して首長と教育委員会が、更に連携を深めながら教育行政を推進してまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。

志あふれる子供を育てるためには、小・中学生の基礎学力や人格の形成、体力の向上といった知・徳・体・食の調和がとれた教育を推進することが重要であります。

特に、先人から引き継がれてきた親に感謝する心、高齢者を大切にする心、尊敬の念をもって地域を大切にする心、我慢する心などの「志」は、次代を担う子供たちに確実に伝えていかなければならないと考えております。

また、「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールの導入を進めてまいります。この制度の導入により、社会総掛かりで教育を担い、子供たちを取り巻く様々な教育課題の解決に取り組んでまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、幼稚園・保育園・小学校・中学校連携の強化、キャリア教育の推進、地域人材の活用を推進するとともに、タブレット端末や書画カメラ等のICT機器を計画的に整備し、児童生徒の情報活用能力の育成を図るとともに、分かりやすく深まりのある授業及びきめ細やかな指導の実現、校務負担の軽減等を図るように努めてまいります。さらには、小中一貫教育に向けての研究も進めてまいります。

また、こころざしアップ教育講演会、中学校問題作成会等により、教職員の資質向上を図り、基礎的・基本的な事項の確実な定着や知識・技能を活用する力の育成に努めてまいります。

更に、土曜学習教室（志学教室）や夏休み学習教室等で学校外での教育環境も充実するよう努

めてまいります。

また、平成26年度に設置した「児童生徒の確かな学力の定着に向けた検討委員会」で検討された方策を基に、学校・家庭・地域が、それぞれに取り組むべきことを実践化するとともに、成果を検証しながら学力向上日本一を目指した教育を推進してまいります。

豊かな心の育成につきましては、「志を高める教育推進協議会」で検討された方策を基に、道徳教育の充実、家庭での会話の充実、地域とのつながりの充実を図っていくとともに、いじめや不登校、問題行動等の早期発見、早期対応に努めてまいります。

また、いじめ問題については、平成26年度に策定した「いじめ防止基本方針」に基づき「いじめ問題対策連絡協議会」の活性化を図り、いじめ防止等に関係する機関及び団体と連携を深めながら、いじめ問題の解消に積極的に取り組んでまいります。

たくましい体の育成につきましては、「体力アップ！チャレンジかごしま」の全学級実施、一校一運動、徒歩・自転車通学による自力登下校及び食育の充実を推進してまいります。

また、「茶レンジ風邪なし運動・インフルエンザ ゼロ作戦」の取り組みを通して、健康に関する意識の向上とインフルエンザの予防に努めてまいります。

更に、「たくましい“かごしまっ子”」育成推進事業における研究指定校となった野神小学校の取り組みを全学校に普及させることで、運動に対する関心・意欲の高揚を図り、運動機会を確保し、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

このほか、教育の機会均等を確保する奨学金の貸与額の拡充や、市内高等学校の活性化のための支援に努めてまいります。

小・中学校施設につきましては、児童・生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所として活用されるなど、重要な役割を担っております。

これまで学校施設の最も課題となっていた耐震補強事業につきましては、昨年度の改修工事をもって完了し、耐震化率100%を達成しております。

今後は、各学校の老朽化した校舎及び体育館について改修工事を実施する計画であり、本年度は優先度の最も高い泰野小学校、通山小学校、松山中学校の校舎の改修を行う予定であります。

また、引き続き優先度の高いものから計画的に改修を行うことによって、子供たちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

学校給食センターにつきましては、議会の皆様の御理解をいただき老朽化した松山センターを廃止し、本年4月から全ての学校給食を志布志センターで調理することとしています。

本年度も、地産地消の推進に取り組むとともに、学校給食衛生管理基準を遵守し、更なる衛生管理を推進し安心安全な学校給食の提供に努めてまいります。

本市の生涯学習につきましては、市民一人ひとりが生きがいのある豊かな人生を送るために、「いつでも どこでも だれでも」学べる生涯学習の推進に取り組んでまいります。

まず、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進に向け、家庭、学校及び地域の架け橋の役割を担うP T A活動の充実を図るとともに、関係する機関及び団体と連携を密にしながら、P

TA組織の育成・支援に取り組んでまいります。

なかでも、子供の読書機会の提供を推進することを目的に、市内の小学校に読書グループを組織し、全ての子供が自主的に読書活動を行うことができるよう取り組んでまいります。

家庭の教育力の向上につきましては、小・中学校との連携により家庭教育学級の充実を図るとともに、新たに「志アップ子育て手帳」の発行や講演会、研修会の開催など、保護者への啓発活動の充実に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、青少年研修事業やジュニアリーダークラブ等における体験活動の充実を図ってまいります。

また、地域全体で心豊かでたくましい青少年育成のための環境づくりを進めるため、青少年育成の日（毎月第3土曜日）を中心に市内の各地区公民館で開催されるキラリ輝く「しぶしっ子」育成事業（土曜体験広場）の充実を図ってまいります。

次に、生涯にわたって学べる環境づくりとスポーツ・文化の振興を図るため、ひとり一学習・一スポーツ・一ボランティアの推進に取り組んでまいります。

社会教育につきましては、生涯の各時期に応じた効果的な学習環境づくりを進めるとともに、社会教育関係団体の育成・支援に努めてまいります。

生涯学習につきましては、NPO志布志生涯学習センターを中核として、魅力ある講座等の開設や、その情報発信に努めるなど、多様な学習機会の提供などに引き続き取り組んでまいります。さらに、開校13年目を迎えた創年市民大学は、地域のリーダーを育成するためのカリキュラムの充実を図るとともに、創年と子供の積極的な交流活動を促進してまいります。

図書館につきましては、「図書館へ行こう！」をキャッチフレーズに、調べ学習などのレファレンスサービスの充実を図るとともに、図書資料の整備に努めます。おはなし会やブックスタート事業、セカンドブック事業を展開し、本好きな子供を育てる環境づくりに努めてまいります。

また、高齢者や障がい者、交通弱者等への移動図書館車による図書の宅配サービスを拡充するとともに、「こころ」にすてきな貯金をして欲しいと、読んだ本の題名と感想などを記録する読書通帳を活用するなど、図書館をより身近に感じられる読書活動の推進に努めてまいります。

「志ふれあい交流館」につきましては、図書館事業と連携し、子供から大人まで、いつでも、誰でも、楽しく語り集える交流の場として広く活用してまいります。

スポーツの振興につきましては、市スポーツ振興計画の基本理念である「志あふれる生涯スポーツのまち」の実現に向けて、市体育協会とスポーツ推進員との連携を密にし、各スポーツイベントの実施やニュースポーツの普及に努め、全ての市民が気軽にスポーツ・レクリエーションを楽しめる環境づくりに取り組んでまいります。また、競技力の向上とあわせて、志布志みなとサッカーフェスティバルをはじめ、かごしま国体の環境整備に向けて積極的な対応を図るため、本年度は、しおかぜ公園の排水対策工事の実施と、人工芝サッカー場の整備に向けた調査・研究を進めてまいります。

文化・芸術活動の促進につきましては、子供たちの文化・芸術活動への関心を高めるため、青

少年音楽祭や青少年芸術鑑賞事業を開催してまいります。

更に、自主文化事業につきましては、各年齢層に沿ったジャンルの選定に努めるとともに、関係団体との連携による市総合芸術祭の活動支援など、市民の鑑賞・発表機会の充実を図ってまいります。

地域文化の継承につきましては、合併10年目を迎えるにあたり、これまで培われた歴史・伝統・文化を後世に継承していくために、平成32年度の発刊を目標に市誌の編さん作業を進めてまいります。

編さんにあたりましては、「市史編さん委員会」を設置し、学術的に新たに明らかとなった内容を踏まえながら、市民にとって分かりやすく親しみやすい市誌の編さんに努めてまいりたいと考えております。

文化財の保存・活用につきましては、国指定名勝志布志麓庭園「福山氏庭園」主屋の整備・修復に係る実施設計を、国庫補助事業を活用して実施してまいります。また、志布志城史跡公園の保存整備につきましては、今後約10年をかけて整備する方針を定めたところであり、昨年度に引き続き斜面保護対策工事（田屋敷地区）を実施してまいります。

更に、文化財の活用及び啓発・普及を目的に実施している市内の史跡めぐり事業につきましては、市民の皆様にご好評をいただいていることから、観光ボランティアガイド等と連携しながら、事業の充実を努めてまいりますとともに、歴史学習の拠点施設である市埋蔵文化財センターの積極的な活用を図ってまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの様々な団体やグループが、共通の目的を達成するため連携・協力し、地域のことは地域で解決できるような地域社会を形成することが必要であります。

そのため、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や、「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図ってまいります。また、地域での取り組みとして実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、市内全地域で活発な取り組みがされておりますが、活動内容の充実を図り、地域の活性化に結び付くように引き続き支援し、「元気なまちづくり運動」をより一層推進してまいります。更に、都市部から様々な経験や能力を持った方々に、志布志に来てもらい地域資源の発掘のほか観光や農林漁業への従事、地域おこし支援など地域協力活動を行いながら、地域への定着並びに地域活性化を図るため、昨年度に引き続き地域おこし協力隊事業に取り組んでまいります。

共生・協働・自立のまちづくりを実現するためには、市政に関する市民の御理解と御協力が必要不可欠であります。

また、市民の皆様のご意見を市の施策に反映するためにも、市民ニーズの把握をしっかりと行い、市民が市政に参加しやすい土壌をつくる必要があります。

そのためにも広報・公聴活動を積極的に行い、市の施策や様々な活動を広く周知し、市民の皆様



様に行政情報を共有していただくことが大変重要であると考えています。

市報しぶしや市内各戸に設置してあります行政告知放送端末、ホームページ、ケーブルテレビ放送を積極的に活用し、効果的な広報活動を実施しながら、市長へのたより、ホームページの意見箱などのほか、ふれあい移動市長室で市内各地を巡回して、地域の課題や問題点、行政に対する率直な御意見・提案等をお聞きしたいと考えています。

男女共同参画への取り組みにつきましては、男女共同参画社会の実現に向けて「第2次志布志市男女(ひと)がともに輝くまちづくりプラン」や「志布志市DV対策基本プラン」に基づき、女性の人権の確立を目指す環境整備や教育、学習の推進及び啓発などあらゆる分野への男女共同参画の促進等を図ってまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

合併から10年が経過し、この間、継続して行政改革に取り組んでまいりましたが、少子高齢化の進行や刻々と変化する社会・経済情勢により、市税等一般財源の安定的な確保、増収は不確実であり、さらに、本年度からは地方交付税の合併特例措置が段階的に縮減されることから、引き続き行財政改革を積極的に推進するとともに、真に必要な行政サービスの質と量を確保しながら新たな課題の解決に挑戦し、健全な行政経営に努めてまいります。

まちづくりの将来像や基本目標など、市政の総合的な指針であり本市の最上位計画である総合振興計画につきましては、第1次の計画期間が本年度で終了することに伴い、平成29年度から10年間の第2次志布志市総合振興計画の策定を行ってまいります。策定にあたっては、まち・ひと・しごと ころろし創生戦略や過疎計画等と十分整合性を図りながら、作業を進めてまいります。

次期行政改革大綱については、第2次志布志市総合振興計画の推進期間と連携を図り、一体となった構想を整備することが、より効果的かつ効率的となるため同計画に合わせて、その策定作業に取り組んでまいります。

また、引き続き、業務の平準化を図るため段階的な組織機構の見直しや、平成29年4月から予定されている消費税10%増税に伴う使用料及び手数料の見直しを検討する等、負担の公平性の確保を図るとともに、人や組織、財政基盤、市の保有する資産、これら全てを限りある行政資源として捉え、最大限に活用する行政経営の視点を取り入れ、行政運営の一層の効率化及び適正化に努めてまいります。

更に、公共施設のインフラ設備の老朽化に伴い、公共施設の統廃合・長寿命化及び更新等を計画的に実施していくために、人口規模や財政状況を踏まえた「公共施設等総合管理計画」の策定に取り組んでまいります。

本年度も、これまで同様「あいさつ日本一の市役所」を目指して、職員一人ひとりが志布志市の代表であることを意識し、常に市民の視点にたって考える接遇を実践できるよう、職員研修等を実施して、更なる職員の接遇意識の向上に取り組んでまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と振興計画に基づき、各分野における方策について申し述べましたが、「志のあふれるまち」を基本理念として、市の将来像である「やすらぎとにぎわいの

輪が協奏するまち」の実現に向けて、まち・ひと・しごと ころざし創生戦略を軸に、これまでの様々な日本一を目指した取り組みを一步一步着実に実践し、市民の皆様が志布志市に誇りと愛着、夢と希望が持てるまちとなるよう、「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を」の信念のもと、「共生・協働・自立」による市民と一体となった政策を、職員一丸となって進めてまいりますので、議員各位並びに市民の皆様方の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） ここで、2時35分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後2時18分 休憩

午後2時35分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 引き続きまして、平成28年度当初予算（案）についての説明を申し上げます。

1、一般会計予算。

平成28年度志布志市一般会計予算（案）について、御説明申し上げます。

本市の当初予算編成にあたりましては、国の「経済・財政再生計画」に沿った歳出改革に向けた影響、自主財源の伸びが見込めないこと等による歳入の伸びが期待できない一方、人口減少、少子高齢化等により着実に増加しつつある扶助費などの義務的経費や他会計への繰出金等、固定的な経費の増加により、平成28年度においても厳しい財政運営となることを認識しながら予算編成に取り組んだところでございます。

その結果、一般会計の予算規模は232億5,000万円となり、前年度と比較しますと31億1,000万円、15.4%の増となっております。

これは、ふるさと納税推進を大幅に拡充し、本市の特産品振興を更に発展させるための様々な事業を行おうとすること等が主な要因でございます。

また、雇用の確保や必要な景気対策として、継続的な普通建設事業、施設整備事業・振興事業・運営事業に係る負担金、補助金については市長査定を実施のうえ、予算計上したところでございます。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の10ページ、予算説明資料は1ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、まず自主財源の柱となる1款、市税につきましては、1.3%増の31億5,956万2,000円、10款、地方交付税は、国の定める地方財政計画や平成27年度の交付実績等を勘案し、4.1%減の71億700万円、14款、国庫支出金は、予算書の34ページから35ページにかけてでございますが、保育所運営事業、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業等を計上したことにより8.7%増の30億3,821万7,000円、15款、県支出金は、予算書の39ページですが、活動火山周

辺地域防災営農対策事業等が減となったことにより、1.4%減の16億290万7,000円、17款、寄附金は、予算書の45ページですが、ふるさと志基金寄附金を大幅に見直したことにより、約195倍にあたる19,406.5%増の20億3,000円、18款、繰入金は、予算書の46ページでございますが、ふるさと納税推進事業、特産品振興事業のため、ふるさと志基金繰入金を14億128万5,000円増額したほか、地域づくり推進基金繰入金、地域福祉基金等、109.6%増の27億3,054万6,000円、21款、市債は、55ページから56ページにかけてでございますが、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等、17.0%減の19億220万円計上しております。

次に、歳出予算について目的別に御説明申し上げます。

予算書の12ページをお開きください。

1款、議会費は、5.9%減の総額1億8,264万2,000円計上しております。

2款、総務費は、72.8%増の46億1,503万8,000円計上しております。

企画政策課関係では、予算書の63ページから65ページにかけて、予算説明資料は34ページでございますが、都市から移住した住民を市が委嘱し、地域への定住及び地域の活性化を図る地域おこし協力隊事業に6,716万9,000円、情報管理課関係では、予算書の66ページから67ページにかけて、予算説明資料は42ページでございますが、地域情報通信基盤整備推進事業により整備された通信設備の活用を促進するための通信設備活用事業に609万4,000円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、3款、民生費は、6.5%増の72億4,365万8,000円計上しており、予算書の78ページから79ページにかけて、予算説明資料は68ページでございますが、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業に2億4,127万2,000円、予算書の80ページ、予算説明資料は73ページでございますが、障がい者が自立した生活を営むことができるよう促進するため、自立支援給付費支給事業に8億5,948万2,000円、予算書の85ページから86ページにかけて、予算説明資料は84ページでございますが、保育所運営事業に16億1,341万9,000円それぞれ計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、4款、衛生費は、2.5%減の12億6,100万7,000円計上しております。

財務課関係では、予算書の91ページ、予算説明資料は33ページでございますが、水道事業会計出資金として3,000万円計上、市民環境課関係では、予算書の96ページ、予算説明資料は65ページでございますが、家庭から排出される一般ごみ、生ごみ、草木、資源ごみ等の適正処理、減量化及び再資源化を図る、ごみ収集運搬・処理業務委託事業に2億6,823万5,000円計上、保健課関係では、予算書の92ページ、予算説明資料は94ページでございますが、子育てメールマガジンなどの事業を拡充したウェルカム赤ちゃん事業に404万円計上、予算書の94ページ、予算説明資料は96ページですが、市民の生活習慣病予防のため、健康づくり支援を図る元気はつらつ志民健康づくり事業に143万6,000円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、6款、農林水産業費は、8.4%減の14億7,063万6,000円計上しております。

農政課関係では、予算書の101ページ、予算説明資料は103ページでございますが、桜島の降灰

防止対策として被覆施設等を導入し、野菜の生産性及び品質の向上を図る活動火山周辺地域防災営農対策事業に5,761万8,000円計上、畜産課関係では、予算書の103ページ、予算説明資料は114ページでございますが、肉用牛等の優良牛導入、農家経営の維持向上を図る高品質生産対策事業に2,400万円計上、耕地林務水産課関係では、予算書の105ページ、予算説明資料では121ページでございますが、生産性の向上と国土・環境保全機能の維持増進を図るために必要な地形条件に適合した生産基盤整備の促進を図るため、中山間地域総合整備事業に1億1,941万円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、7款、商工費は、292.2%増の17億9,313万6,000円計上しております。港湾商工課関係では、予算書の115ページから116ページにかけて、予算説明資料では51ページでございますが、ふるさと納税寄附者に対する感謝の気持ちと本市特産品のPRを目的に、寄附金額に応じた特産品を送付するふるさと納税推進事業に合計で12億6,540万4,000円、「おもてなしの玄関口」として活用するJR志布志駅を整備する志布志駅舎等整備事業に4,095万5,000円、予算説明資料の54ページでございますが、特産品振興の拡充を図るため、インターネット等での情報発信を行うなどの特産品振興事業に2,468万1,000円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、8款、土木費は、2.1%増の15億8,274万円計上しております。予算書の120ページ、予算説明資料は131ページでございますが、市道維持修繕工事や幹線市道の維持管理、市道伐採など市単独維持管理事業に2億9,030万8,000円、予算書の121ページから122ページにかけて、予算説明資料は132ページでございますが、市道の改良や橋りょう長寿命化修繕に取り組む社会資本整備総合交付金事業に合計で4億6,640万円、予算書の127ページ、予算説明資料は142ページでございますが、公営住宅ストック計画の活用手法に基づく、現代ニーズにあった安心安全に暮らせる住宅の建替や維持のための公営住宅ストック活用事業に1億1,648万9,000円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、9款、消防費は25.7%減の6億3,490万1,000円計上しております。予算書は131ページ、予算説明資料は25ページでございますが、防災対策の充実を図るため、災害想定や被害予測調査を行い、各種防災対策の基礎的資料を作成する災害被害予測調査事業に540万円、予算説明資料は26ページでございますが、津波避難階段、避難路にLEDライトを設置する津波避難用ソーラーライト設置事業に1,470万1,000円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、10款、教育費は9.8%減の18億4,608万5,000円計上しております。

教育総務課関係では、予算書は133ページ、予算説明資料は143ページでございますが、高等学校に通学する生徒に対するバス通学費用に補助するなどの事業に200万円、予算書は137ページ、予算説明資料は144ページでございますが、小学校の校舎等の老朽化に対する事業に2億1,920万円、予算書は139ページから140ページにかけて、予算説明資料は146ページでございますが、中学校の校舎等の老朽化に対する事業に3,200万円計上、学校教育課関係では、予算書は137ページ、予算説明資料は152ページでございますが、小学校でICT活用能力の向上を図るタブレットパソ

コン導入事業に3,675万5,000円計上、予算書は140ページ、予算説明資料は同じく152ページでございますが、中学校でICT活用能力の向上を図るタブレットパソコン導入事業に1,792万円計上、生涯学習課関係では、予算書は154ページ、予算説明資料は168ページでございますが、スポーツ合宿や鹿児島国体への対応、利用者の利便性、維持管理の向上を図るしおかぜ公園排水設備改修事業に1,500万円計上しております。

予算書の12ページに戻りまして、このほか、11款、災害復旧費に1,365万8,000円、12款、公債費に25億8,650万円、14款、予備費に2,000万円計上しております。

次に、特別会計予算（案）について、御説明申し上げます。

## 2、国民健康保険特別会計予算。

まず、国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算（案）の総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ55億6,947万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2億5,746万2,000円、4.8%の増となっております。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の173ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、国民健康保険税を医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億2,790万円を計上しております。

国庫支出金14億6,188万3,000円、療養給付費等交付金1億2,460万円、前期高齢者交付金9億4,118万5,000円、県支出金3億247万円、共同事業交付金14億7,184万円をそれぞれ計上しております。

一般会計繰入金は、予算書の185ページですが、保険基盤安定繰入金として2億4,933万3,000円、事務費等繰入金2,300万円、出産育児一時金等繰入金1,624万円、財政安定化支援事業繰入金6,900万6,000円、その他繰入金4,000万円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の174ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、保険給付費を32億563万3,000円計上しております。

内訳といたしまして、予算書の194ページでございますが、一般被保険者療養給付費26億4,100万円、退職被保険者等療養給付費9,100万円、予算書の195ページですが、一般被保険者高額療養費3億8,900万円、予算書の197ページ、予算説明資料は173ページでございますが、出産育児一時金2,437万3,000円等となっております。

予算書の174ページに戻りまして、後期高齢者医療制度への財源負担に伴う後期高齢者支援金等として5億1,625万9,000円、介護納付金2億6,743万円、共同事業拠出金14億5,700万7,000円、保健事業費5,148万4,000円、予備費2,783万9,000円をそれぞれ計上しております。

## 3、後期高齢者医療特別会計予算。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ3億7,287万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、190万円、0.5%の増となっております。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の214ページをお開きください。

事項別明細書の歳入でございますが、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億8,530万円、一般会計繰入金1億8,004万6,000円、諸収入547万3,000円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の215ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、広域連合納付金3億6,213万4,000円、保健事業費692万9,000円を計上しております。

#### 4、介護保険特別会計予算。

続きまして、介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市介護保険特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ40億2,267万2,000円、前年度と比較しまして、1,929万4,000円、0.5%の増となっております。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の238ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、保険料は、第1号被保険者に関する保険料を6億2,350万円計上しております。

国庫支出金につきましては、保険給付に対する国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を11億2,732万3,000円計上しております。

支払基金交付金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する第2号被保険者の負担分を10億9,855万1,000円計上しております。

県支出金につきましては、保険給付及び地域支援事業に対する県の負担分と高齢者元気度アップ・ポイント事業補助金を5億8,810万9,000円計上しております。

繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対する市の負担分、低所得者保険料軽減事業及び事務費の繰り入れを5億1,416万円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の239ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、保険給付費でございますが、予算書の253ページから254ページにかけてでございますが、要介護1から5の認定を受けている方の給付費である「介護サービス等諸費」、予算書の255ページから256ページにかけてでございますが、要支援1、2の認定者に対する給付費の「介護予防サービス等諸費」、予算書の257ページでございますが、審査支払手数料の「その他諸費」、予算書の258ページでございますが、自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額介護サービス等費」、予算書の259ページでございますが、介護保険と医療保険の両方を利用して介護と医療の自己負担額が一定額を超えた場合に支給する「高額医療合算介護サービ

ス等費」、予算書の260ページでございますが、介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられており、これを超える部分を給付する「特定入所者介護サービス等費」をあわせまして、予算書の239ページにお戻りいただいて、38億7,090万円計上しております。

地域支援事業費でございますが、予算書の263ページから264ページにかけて、「包括的支援事業・任意事業費」につきましては、総合相談事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報体制の整備、在宅医療・介護連携推進事業などに対する事業費を3,430万4,000円計上しております。予算書の265ページでございますが、「介護予防・生活支援サービス事業費」は、要支援者等の訪問型及び通所型サービス事業費や介護予防ケアマネジメント作成に関する事業費を、4,670万9,000円、予算書の266ページでございますが、「一般介護予防事業費」は、一般高齢者施策に対する事業費を688万9,000円計上しております。

#### 5、下水道管理特別会計予算。

続きまして、下水道管理特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,543万円となり、前年度当初予算と比較しますと、574万円、1.9%の減となっております。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の275ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、下水道使用料を7,067万7,000円、一般会計からの繰入金1億7,685万8,000円、市債である農林水産業債の資本費平準化債を4,530万円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の276ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、総務管理費は、職員2名分の人件費、市内4地区の浄化センターの維持管理に要する経費など8,938万3,000円を計上しております。

そのほか、公債費は、地方債の元利償還金2億504万7,000円、予備費を100万円計上しております。

#### 6、公共下水道事業特別会計予算。

続きまして、公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ282万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2,000円の減となります。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の298ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の299ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、地方債の償還金を252万6,000円計上しております。

#### 7、国民宿舎特別会計予算。

続きまして、国民宿舎特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ2億424万4,000円となり、前年度当初予算と比較しますと、9,066万4,000円、79.8%の増となっております。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の310ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして公営企業収入2,000万円、一般会計繰入金を8,983万1,000円、市債の観光施設事業債を9,410万円計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の311ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、観光施設事業債を活用し、老朽化した国民宿舎の空調改修事業等を含め、国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を1億6万7,000円、公債費は、地方債の償還金を1億367万7,000円計上しております。

#### 8、工業団地整備事業特別会計予算。

続きまして、工業団地整備事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算（案）の総額は、歳入歳出それぞれ、9,840万5,000円となっております。

歳入の主なものを御説明申し上げます。

予算書の326ページをお開きください。

事項別明細書の歳入ですが、歳入の主なものとしましては、市債の地域開発事業債9,060万円、一般会計繰入金730万4,000円を計上しております。

次に、歳出予算について御説明申し上げます。

予算書の327ページをお開きください。

歳出の主なものとしましては、工業団地2工区4.1haの造成に係る工事請負費及び原材料費、また、新たに拡充整備を計画する3工区、4工区の測量設計業務委託料としまして、予算書の333ページでございますが、事業費9,480万円を計上しております。

債務負担行為といたしまして、予算書の324ページでございますが、工業団地3工区、4工区を新たに拡充整備することに伴い、志布志市土地開発公社に対し依頼する用地の先行取得に要する経費について、期間を平成31年度まで、限度額1億3,650万円を計上しております。

#### 9、水道事業会計予算。

続きまして、水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

水道事業会計予算の1ページをお開きください。



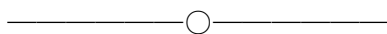
平成28年度志布志市水道事業会計予算（案）につきましては、サービス提供の対価である水道料金を主体とする収益的収入として、水道事業収益を6億5,536万5,000円計上、サービスの提供に係る費用である収益的支出として、水道事業費用を5億8,110万4,000円計上しております。

2ページをお開きください。

また、資本的収入としまして、主なものは、企業債、出資金、補助金等であり、総額9,101万円計上し、支出につきましては、生活基盤近代化事業による石綿管更新工事、老朽管の布設替工事及び国・県・市道を含む道路改良工事による布設替等に係る費用として3億8,843万3,000円計上しております。

なお、資本的収入額が支出額に対して不足する額、2億9,742万3,000円は、固定負債418万6,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,866万5,000円、当年度分損益勘定留保資金1億8,844万2,000円、減債積立金1,775万7,000円及び建設改良積立金6,837万3,000円で補てんするものです。

以上、平成28年度の当初予算案について、述べてまいりましたが、市民の皆様方並びに議員各位の御理解と御協力、また更なる御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。



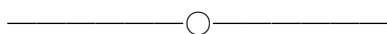
○議長（岩根賢二君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。



○議長（岩根賢二君） 明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。

午後3時11分 延会

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第2号）

期 日：平成28年3月3日（木曜日）午前10時19分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第7 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第8 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
- 日程第10 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第19号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第22号 志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第16 議案第24号 志布志市新市まちづくり計画の変更について
- 日程第17 議案第25号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第18 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第19 議案第27号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第28号 市道路線の変更について
- 日程第21 議案第29号 平成28年度志布志市一般会計予算

- 日程第22 議案第30号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算  
日程第23 議案第31号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算  
日程第24 議案第32号 平成28年度志布志市介護保険特別会計予算  
日程第25 議案第33号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算  
日程第26 議案第34号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算  
日程第27 議案第35号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算  
日程第28 議案第36号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算  
日程第29 議案第37号 平成28年度志布志市水道事業会計予算

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時19分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。

○

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第2、議案第10号及び日程第3、議案第11号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号及び議案第11号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○

#### 日程第2 議案第10号 志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正による同法の条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるとともに、学校教育法の一部改正に伴い、学校の種類に義務教育学校を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改める等のものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） おはようございます。

補足の前に、昨日の議案第2号で答弁保留いたしておりました、小園さんからの御質問の、臨時職員及び嘱託職員の賃金及び報酬の件でございます。

賃金につきましては、昨日700円から、時給を720円というようなことを基本にということでお話をしたところでございますが、それに基づきまして、日額につきましては、その8時間分とい

うことで、賃金を160円日額増加ということで積算をしているところでございます。

それから、嘱託職員等の報酬につきましては、やはりそれを基本にしながら、月額3,000円の増加ということで積算をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

それでは、本日の議案第10号、志布志市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

付議案件説明資料の15ページをお開きください。

本案は、地方公務員法の一部改正による同法の条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるとともに、学校教育法の一部改正に伴い、学校の種類に義務教育学校を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定等を改める必要があることから提案するものでございます。

15ページにあります第1条の改正でございますが、地方公務員法の一部改正による同法の条項の繰り上げに伴い、引用している部分を改めるものでございます。

第5条の改正は、週休日の振り替え等で、4時間を半日勤務時間に改め、半日勤務時間を規則で定めることとしているところでございます。

週休日の振り替え等につきましては、1日または4時間の単位での振り替えを規定しておりましたが、平成23年4月から、1日の勤務時間が8時間から7時間45分に短縮になりまして、週休日の半日振り替えが取得しづらい状況でございました。今回の改正で、例えば半日勤務の振り替えを午前・午後のどちらでも取得可能となり、利便性の向上と、職員の健康保持を増進し、公務能率の向上を図るものでございます。

第10条の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、学校の種類に、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校を義務教育学校とすることが追加されたため、義務教育学校において、小学校に相当する前期課程を追加するものでございます。

また、義務教育学校を追加するに伴い、特別支援学校の小学部も早出・遅出勤務の対象であることを明確にする必要があるため、あわせて追加するものでございます。

なお、附則第1項で、この条例は、平成28年4月1日から施行することを定めております。

附則の第2項では、第10条の早出・遅出勤務の請求につきましては、条例の施行日である平成28年4月1日以前である公布の日から請求できることを定めております。

以上で説明を終わります。

よろしく御審議していただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今回義務教育学校というの前期課程ということですが、本市にはまだ小中一貫校はないわけですし、この義務教育学校はないわけですが、その「特別支援学校の小学部」と、わざわざそこに今回規定してあるわけですね、「小学校に就学している子」としているということで、前のやつだとですよ、いいわけですけど、特別支援学校の小学部というと、

小学校から1年生から6年生までなのかなと理解するんですけども、ここは特別支援学校としては、小学部、中学部、高等部となっているわけですし、その規定がわざわざ小学部だけですよという、このくくり非常に理解が難しいなというのが1点、なぜこういうふうになったのかというのと。

15条で遅出・早出を申し出ますね、そうしたときに代替りの職員というのが非常に、例えば、特別支援学校においても小学校、それぞれの学校においてもですよ、対応が果たして可能な状況になるように対策が打たれての提案なのですかということをお聞かせください。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 御質問の最初の特別支援学校の小学部をわざわざ加える理由というふうなことでございますが、今回、義務教育学校の前期課程というふうな形での追加をさせていただいたところでございますが、これにあわせて、特別支援学校の方の小学部が対象外であるというような誤解を招く、そういう恐れもございますので、今回あわせて追加をさせていただいたところでございます。

それから、御質問のそういう対策でございますけれども、今回は、こういった学校教育法の改正で、私も改正をさせていただきましたが、私どもの市に、その対象校が今ございませんので、私、それについての答弁は、対策は当然あるところについては、対策はとられていると思いますが、私どものところの学校にございませんので、その点については、御了解いただきたいというふうに思います。あるところの学校につきましては、そういう対策がとられた上でのこういう改正がなされているというふうに理解しているところでございます。

**○18番（小園義行君）** 今回、ここにいわゆる介護や育児をしやすいするために、こういう対策が打たれたと思うんですけども、この小学校ってうたってますよね。だから、そこで学校現場の方がいいのかもしれない、教育委員会の方がいいのかもしれないけれども、小学校の先生方においても、大変厳しい状況の中で勤務はされていると思うんですけども、この申し出が仮にあったとしたときにですよ、午前中いただきたいねってしたときに、学校として、義務教育学校の現場としては、こういう対応が十分になされているというふうに理解をさせていただきたいというのが一つですね。

それとあわせて教育委員会にお聞きしますが、特別支援学校に配置される職員の人数というのは、小学部、中学部、高等部ってあるわけですけども、そのくくりとしてはですよ、特別支援学校のあなたは小学部の先生よという、そういう形、中学部の先生よと、そういう形の配置の仕方に今なっているというふうに理解していいですか。高等部も含めてですけども、お願いします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 1点目の質問にお答えします。

今回、小学校以外の義務教育学校についても、このような形で職員の早出・遅出の勤務ができるということですけども、学校においても対応の仕方として、突然言うわけじゃなくて、あらかじめ一応申し出がありますので、そのための補強体制というのをとっていきますので、そのところは各学校大丈夫かなと、そういうふうに思っております。

それから、2点目ですけども、特別支援学校につきましては、これは県立の学校です。市町

村教育委員会が直接管轄しているわけじゃないわけですけども、私が知っている範囲では、小学部、中学部、高等部にそれぞれ先生たちが配置されているというふうに認識しております。

小学部が中学部に、中学部が小学部にということじゃなくて、あなたは小学部の先生、あなたは中学部の先生という形で配置ができていると、そういうふうに理解しております。

以上でございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

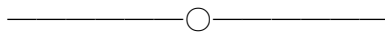
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第11号 志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第11号、志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正による同法の条項の繰り上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の地方公務員法の引用条項名を第24条第6項から、第24条第5項に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成28年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。



これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、人事評価制度の導入、退職管理の適正を確保するための措置等が講じられたため、人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項に関する規定を改める等のものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の17ページをお開きください。

第3条の改正につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、人事行政の運営等の状況の公表に関し、任命権者が報告しなければならない事項から、勤務成績の評定を削除し、職員の人事評価の状況及び職員の退職管理の状況を加えるものでございます。

次に、第5条の改正は、行政不服審査法の全部改正に伴い、不服申立ての種類を、原則として審査請求に一元化されたため、指定を改めるものでございます。

附則で、この条例は平成28年4月1日から施行しますが、経過措置として第5条の行政不服審査法にかかる改正は、平成28年度から適用されるため、平成27年度分を報告する際には、改正前の条例に基づき報告することを定めているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） まず、今説明を受けましたけれども、公表に関するこういう、今まではどういう形で公表していたのか、この条例が一部改正したことによって、どういう公表の仕方というふうになるのかですね。誰でも閲覧できるものか、公告するものか、それが1点と。

退職管理の適正というのが加わっていますけれども、これはどういうことですかね、このまず意味をお尋ねします。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず1点目の公表の関係でございますが、毎年条例で定める規定に基づきまして、前年度分の人事行政の運営等の状況の公表に関する事項を、この条例に基づきまして、毎年報告をさせていただいているところでございます。

これにつきましては、9月末に前年度分を公表するというので、ここに公表紙がございしますが、掲示板をはじめ、ホームページ、それから広報、その他で公表させていただいているところでございます。

内容につきましては、主なものにつきましては、条例に基づきまして、職員の任命及び職員数に関する状況であるとか、それから職員の給与の状況、それから職員の勤務時間、その他勤務時間の状況、それから職員の休業の状況、それから分限等の状況、あわせてして服務であるとか、研修であるとか、そういったもろもろの条例で定めてある事項につきましては、前年度分を9月に公表させていただいているところでございまして、今回は、この条例の改正に基づきまして、新たに今御説明申し上げました28年度から実施する人事評価の実施の状況、それから、職員の退職管理の状況、こういったものを新たに追加して、また公表することになるところでございます。

それから、今申されました退職の管理の状況の内容でございますが、これにつきましては、国の方も国家公務員等が退職した際には、国民の方のそういう理解であるとか、そういった信頼の確保、そういったものの目的で退職職員の退職管理としての就職状況、そういったものを公表しているところでございまして、今回地方公務員におきましても、市民の方にそういった理解が得られるように、公表に加えなさいというようなことで改正がございましたので、私どもの条例を改正しているところでございます。

なお、現在独自に鹿児島県内でも公表しているところがございまして、私どもの調査では、鹿児島市、霧島市、鹿屋市の3市のみが職員の退職後の状況を公表しているところでございます。

ただし、全員ということではなくて、今申し上げました3市につきましては、部長級であるとか、課長級以上の退職者の職名、それから再就職先であるとか、そういったところを公表しているようでございます。

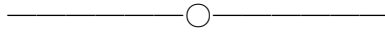
そういったことで、そういう地方公務員法等で、そういう新たな規定がございましたので、私どももこの項目を加えることとし、公表の内容等については、今からまたいろんな基準等があるかと思っておりますので、それに基づきまして、来年度から実施をしようと、28年度分から29年に公表するというようなことになろうかというふうに思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第5 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市行政不服審査会及び志布志市総合振興計画審議会の設置に伴い、行政不服審査会の会長、委員及び専門委員の報酬並びに総合振興計画審議会委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものであります。

内容につきましては、志布志市行政不服審査会の会長報酬額を月額1万8,000円、同審査会の委員及び専門委員の報酬額を月額1万5,000円とするとともに、志布志市総合振興計画審議会の委員の報酬額を月額5,350円とし、費用弁償額を他の附属機関の委員の費用弁償額と同額とするものであります。

なお、この条例は、志布志市行政不服審査会条例及び志布志市総合振興計画審議会条例の施行の日と同じく、平成28年4月1日から施行するものであります。

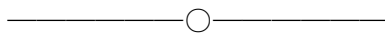
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第13号は、総務常任委員会に付託いたします。



**日程第6 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第14号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法の全部改正による行政不服審査法等の制定に伴い、行政不服審査制度の見直しの措置が講じられたため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第14号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の20ページをお開きください。

条例の説明の前に行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う、関係法律の整備等に関する法律の概要について説明申し上げます。

行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなく、関係法制度の整備拡充を踏まえ、時代に即した見直しが必要であるとして、公平性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から約50年ぶりに抜本的な改正が行われたところでございます。

現行法からの主な変更点は、記載しておりますように3点ございます。

一つ目が、審理員による審理手続き、第三者機関への諮問手続きの導入でございます。処分に関与しない職員、審理員というふうに規定しておりますが、その職員が審査請求人と処分庁の主張を公平に審査するとともに、審査庁の裁決について、有識者からなる第三者機関が当該審査長の判断の妥当性をチェックするものでございます。

二つ目が、不服申立ての手続きを審査請求に一元化するものでございます。異議申立て手続きは廃止となります。これまで上級行政庁のない場合に処分庁に異議申立てをすることとなっておりますが、処分庁から説明を受ける機会が与えられていないなど、異議申立ては審査請求に比べ、その手続きにおいて客観的かつ公平な審理手続きの保障が不十分になっている面があること。また、異議申立てや審査請求といった複数の申し立ての種類があることは、国民にとって分かりづらいため、不服申立ての種類を審査請求に一元化することにより、不服申立人の手続き保障水準を向上させるものでございます。

三つ目が、審査請求することができる期間を現行の60日から3か月に延長するものでございます。

以上が主な変更点となっております。

また、行政不服審査法の全部改正に伴い、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により、関係する361の法律の改正が行われたものでございます。

本市におきましても、これらを踏まえ、行政不服審査法の趣旨に沿った行政不服審査制度の運用を図るため、関係する条例を改正するものでございます。

条例改正の内容につきましては、新旧対照表で説明申し上げます。

同じ付議案件説明資料の21ページをお開きください。

第1条の志布志市行政手続き条例の改正は、不服申立ての手続きが審査請求に一元化されたことに伴うものでございます。

第2条の志布志市情報公開条例の改正は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正に伴い、審理員による審理手続きを除外する等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものでございます。

第3条の志布志市個人情報保護条例の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、審理員による審理手続きを除外する等の措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものでございます。

第4条の志布志市固定資産評価審査委員会条例の改正は、地方税法において行政不服審査法を準用していることから、第4条の審査の申し出、第6条の書面審理、第11条の決定書の作成の手續きに関し、行政不服審査法に準じ、所要の規定を整備するものでございます。

第5条の志布志市手数料条例の改正は、行政不服審査法第38条第1項の規定により、写しの交付が可能となり、実費の範囲内で条例で手数料の額及び減免に関する規定を定めることとする措置が講じられたため、当該措置に関する規定を加えるものでございます。

第7条に行政不服審査法に基づく減免に関する規定を加え、別表第2として行政不服審査法に基づく手数料の額を新たに定めるものでございます。通常、手数料は、特定の人に地方公共団体が提供する役務について、その役務を提供するために要する経費の全部または一部を負担させるものでありますが、今回の行政不服審査法の規定に基づく手数料につきましては、実費の範囲内と規定されていることから、別表第1に規定する手数料と、その性質が異なることから、別表第2として規定するものでございます。

なお、手数料の額につきましては、行政不服審査法施行令に規定する国の手数料の額と同額となっております。白黒で複写し、または出力したものの交付については、1枚につき10円、カラーで複写し、または出力したものの交付については、1枚につき20円としております。

なお、備考において、両面の場合は片面を1枚として手数料の額を算出することを規定しております。

第6条の志布志市治山事業等分担金徴収条例の改正は、不服申立ての手續きが審査請求に一元化され、及び審査請求をすることができる期間を従来の60日から3か月に延長されたことに伴う改正でございます。

第7条の志布志市文化財保護条例の改正は、字句の整理を行うとともに、第25条において引用する法律名等を改めるものでございます。

第8条の志布志市情報公開個人情報保護審査会条例の改正は、情報公開個人情報保護審査会設置法の一部改正に伴い、提出資料の写しの送付等に関する規定を加える措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものでございます。

なお、この条例は法の施行の日と同じ、平成28年4月1日から施行するものでございます。

補足説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第7 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第15号、志布志市行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市行政不服審査会条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、志布志市行政不服審査会を設置することとし、その組織運営等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第15号、志布志市行政不服審査会条例の制定について、補足して説明申し上げます。

付議案件説明資料の20ページをお開きください。

議案第14号でも説明申し上げたところですが、行政不服審査法は、昭和37年の制定以来、実質的な法改正がなく、時代に即した見直しが必要であるとして、公平性の向上、使いやすさの向上及び国民の救済手段の充実・拡大の観点から約50年ぶりに抜本的な改正が行われたところでございます。

20ページの資料中央の図の、改正後の表を御覧ください。

第三者機関として網掛けがしてありますが、今回の行政不服審査法の全部改正に伴い、有識者からなる第三者機関が審査長の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公平性を図ることとされ、この第三者機関を地方公共団体の附属機関として設置することを義務付ける措置が講じられたことから、志布志市行政不服審査会を設置するため、志布志市行政不服審査会条例を制定する必要があるところでございます。

条例の内容につきましては、議案書の方でございます。戻りますが、第1条は、志布志市行政不服審査会の設置規定となっております。

第2条は、審査会の委員の人数について規定するものであります。

第3条は、委員の委嘱、任期、服務等について規定するものでございます。

第4条は、会長の設置及び選任方法、その職務等について規定するものでございます。

第5条は、審査会に専門委員を置くことができる旨を規定するものでございます。

第6条は、会議の招集等について、規定するものでございます。

第7条は、審査会の庶務の処理について規定するものでございます。

第8条は、審査会の運営に関し、必要な事項の審査会への委任について規定するものでござい

ます。

第9条は、行政不服審査会の委員の守秘義務違反に対する罰則について規定するものでございます。

この条例は、行政不服審査法で設置する国において設置する行政不服審査会と同様の内容を規定しているものでございます。

行政不服審査会の設置にあたっては、情報公開、個人情報保護審査会と同様に、鹿児島県町村会が設置します統一的行政不服審査会を利用することとしております。

これは、町村会が選任するものを利用する団体がそれぞれ委嘱し、委員のみを統一するものでございます。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じ、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御審議していただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 市の場合は、行政相談という身近な市民に対してのがありますから、こういう手続きが過去、ここ数年あったのかということが1点と。

この20ページの表を見た時ですよ、先ほど課長の説明で、処分に関与しない職員、審理員が両者の主張を公平にチェックというか、聞いてということですけども、この20ページの中ほどの改正後のフォローというか、流れを見ますと、審理員が処分に関与しない職員が審理して市長に送るわけですよ、その場合に、この③で「裁決の案」というのが出てますよね、ということは、2番目の審理員は、何も両者の意見を聞いた、聞くだけであって、この3番の「裁決の案」というのは、誰が作るんですかということと。

先ほど、総務課長がありました、この審査会のメンバーを町村会がうんぬんというのがありましたけれども、具体的にどうするのが考えられるのかということをお尋ねします。

○総務課長（萩本昌一郎君） まず、お尋ねの1点目の、これまでの行政不服審査法に基づく、そういう不服申立てがあったのかということですけども、合併してから1件だけございまして、生活保護の関係というふうに記憶しておりますが、それが1件あって、県の方でそういう審査がされたという事例がございまして、それ以外はございません。

それから、20ページの表の審理員の網掛けのところの御質問でございました。

これまでは異議申立てなり、あるいは行政不服申立てがありますと、その直接事務に関係した人たちが、職員がですね、それぞれ審査に当たるとかということもあったわけなんですけれども、それでありまして非常に公平性、妥当性、そういったものを欠くということで、今回は不服申立てがあった場合に、実際にその不服申立てがあった事務に従事しない職員が審理員という形で両者のそれぞれの主張を聞くという形になります。

それをした上で、当然整理をした上で、市長の方に報告をするわけなんですけれども、審査長、

ここでは市長と、市の場合はなっておりますけれども、審理員等が、そういう両者の主張を客観的に聞いた上で、こういう内容でありますというようなことで、市長に報告した上で、そこで協議をしながら案というものをですね、裁決案というのを作るというようなことになろうかと思えます。

その裁決案をつくった後に、今提案しております第三者の機関ということで、行政不服審査会の方に一応こういう形で、今回は整理をしましたがいかがでしょうかということで、諮問をして、公平的な観点から協議をしていただいて、また答申をしていただくというような形になるところでございます。

それから3点目の、こういった行政不服審査法に基づく審査会は、今申し上げましたように非常に極端に事例が少ないというような事情もございまして、それとあわせて、ここに委員の規定がございましてけれども、委員については、例えば、今、町村会の方で私どもは、今回統一的審査会という形で利用させていただきますが、審査会の委員につきましては、大学の先生であるとか、弁護士であるとか、職員のOBであるとか、そういったもの等を今、町村会の方で協議をしながら選任をしていくというようなことになるというふうに聞いているところでございます。

○8番（西江園 明君） その2番目の答弁ですけれども、この裁決の案というのは、送った市長が決めるというふうに理解していいんですかね、その確認です。

○総務課長（萩本昌一郎君） うちの場合は市で言えば、市長がトップになりますので、審理員等が、さっき申し上げましたように、協議・調整した内容に基づいて、案というものを市長に示しながら、市長の御意見等をいただいて、最終的に市長が決定をして、それを第三者機関の方に送るというふうな形になろうかというふうに思います。

○8番（西江園 明君） そこをお聞きしたかったんですけれども、その案というのを審理員は作れないんですよ、両者の意見を聞いただけですよ。今、課長の答弁では、案を市長に示すと、その案というのはどこが作るかというのをお聞きしているんです。

○総務課長（萩本昌一郎君） 基本的には、審理員の方で、両者の話、主義主張等を聞いた上で整理をさせていただきますが、それを当然、ここで言えば市長ですけれども、市長の方に報告をさせていただいて、最終的な決定をするわけなんです、その際に、ずっと最初から関わり合っているのは、やっぱり審理員でございますので、審理員がそういう、いろいろと整理をした上で、市長に報告した上で協議をするということになるわけなんですけれども、当然市長に報告する際には、審理員として整理をした上での案というものをですね、まずおそらく市長に、おそらくと言わない、すみません、言い方がちょっと悪かったんですが、そういう審理員としての一つの結論というか、審理員としての考えを市長の方にお伝えをしながら、最終的に市長の方で決定をしていただくと、そういう形になろうかと思えます。

〔西江園明君「審理員が関与するということになるのでは、後はまた委員会です。」と呼ぶ〕

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 2点お願いします。



今、出てましたけど、この審理員というのはですよ、この行政不服審査会のこの条例の中では、一切出てこない人ですよ、職員ですよ。それは、ここに処分に関与しない職員ですから、これはいわゆる行政の職員というふうに理解していいんですか。そういうことが一つですね。

それは、この条例の中にうたわんでいいわけですね、それはですね、それが一つと。

この行政不服審査会の、この委員ですよ、この第3条の7に、「委員は、在任中、政党、その他の政治的団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならない」とうたってあるんですが、憲法は、思想信条は自由だと、宗教、信教の自由、そういったものを認めているわけですよ。その憲法との関係でいったときに、なぜこの行政不服審査会の委員会条例だけが、今回そういったものをわざわざここに委員としては駄目ですよとうたわれた理由は何ですか。憲法との関係でお示してください。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** まず1点目の審理員でございますが、述べられましたように、直接その事務を担当するところで、この異議申立て等に関与していない職員と、職員ということになります。それが審理員という形での行政不服審査法の方で、定めとなっておりますので、直接異議申立てがあった関係人ではない方が、ない職員が審理員となって、申し立てのあった内容等を審査をするという形になるところでございます。

それは、条例にうたわないというか、行政不服審査法の方で、そのように定められておりますので、私どもは行政不服審査法に準じて、こういったもろもろの手続きをとっていきますので、条例等には必要ないということでございます。

それから、政治活動の制限うんぬんというような理由ということでございますけれども、当然委員につきましては、条例で定める委員につきましては、附属機関の委員ということで、地公法で定める特別職というところになるところでございます。その特別職になりますけれども、今回そういった特別職については、服務に関する規定が特別ございませんので、今回審議員の委員は、客観的かつ公平・公正な判断が求められるということから、委員につきましては、この条例におきまして、政治活動の制限を課すというような形で定めているところでございます。

**○18番（小園義行君）** あともう一つ質疑させてください。

この処分に関与しない職員ということで、市民が農政サイドのことをいったときは、農政課とか、そういったものは一切職員とか駄目だよという、そういう理解でいいんですか。例えば、生活保護に関する、そういった不服が出ますね。そうしたときは、いわゆる福祉課サイドの職員という人は、一切、この審理員のここには入らないというふうに理解していいのかということです。いわゆる処分に関与しない職員、その生活保護なり、農政サイドに対して市民がそれぞれの部門で不服があると、そのことに関して、行政なりに対してですよ。そのことに関しては、担当した職員とか、その課の人は一切そこに関わらないというふうに理解していいのかというのが一つです。

それと2番目の、この3条の第7項というのは、特にいらずにですよ、第1項で十分じゃないのかというふうに私は思うんですけど、「委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断を

することができ、かつ、法律または行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。」これでも十分だというふうに思うんですけども、わざわざですね、この第7項を設ける必要があったのかと、これはどうしても上位法が、そこを設けなさいというふうに求められてるんですか、その確認というか、答弁がありましたら。

○総務課長（萩本昌一郎君） 2番目の方からなんですけれども、当然今回の行政不服審査会の条例、今提案している条例につきましては、行政不服審査法に基づく形での、国と同じ形での提案を条例でさせていただいているところがございます。したがって、国に準じる形で、こういう提案をさせていただいているところがございます。

それから、第1点目の審理員でございますけれども、今ここでは処分に関与しない職員というふうになっているところがございますが、事例にもよるかと思いますが、全く今御質問があったように、全くその申し立て内容に関与というか、知らない、担当でない方等については、実際の事例にあたっては、また検討させていただきますが、今の御質問のあれからいうと、全くその分野のことを知らない人が、審理員というのは、やはりどうかというふうに、私ども個人的に考えるところがございます。

直接、申し立てをされた方との、そういう接点がない方というか、そういった方が客観的に公平に判断できる、そういった、申し立てのあった業務等にある程度、そういう知識、認識があるそういった職員等が選定されるのではないかなというふうに思うところがございます。

ただ、そこについては、そういうふうに思うところがございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） 第5条の2の中で、専門委員は学識経験のある者のうちから市長が委嘱をするとなっていますが、これは学識経験というのは、どういうことが必要なんですかね。先ほどの課長の答弁の中では、弁護士等を含むとか何か言われましたけれども、なんかこういう専門職が必要なんですかね、これは。

○総務課長（萩本昌一郎君） 一般的に行政不服審査会の委員ということで、一般的に総合的に全てを担当する委員ということで、先ほどは大学教授であるとか、弁護士であるとか、それから職員のOBであるとか、そういったものを例えて申し上げたところがございますが、そういった方々は、全てのことに一応対応はされますが、不服申し立ての中身については、非常に専門性を有する中身もあるかと思えます。事項等もあるかと思えます。したがって、今、最初で規定していたそういう委員の方々だけでは、なかなか専門的なそういう知識なり、判断とか、そういったものが困難な場合には、その道の専門家の方をまた別に委任ができるということでございます。そういった方々の意見を聞きながら、最初申しあげました委員の方々等が判断材料としていくというものでございます。

○9番（丸山 一君） 今の答弁では、その都度任命をするというようなことを言われますけれども、当初、これは5人で組織をするわけですよ。だったら、審査申し込みがあった時に、その5人の学識経験者等からは、ちょっと専門外だなといったら、また別に誰かを任命するという

ような意味合いにとるんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） 今、御質問があったような形ですね、場合によっては、そういう非常に専門性を有するような事項等については、そういったことも起こりうるということで、こういった、別に専門員を置くことができるという規定になっているところでございます。

通常は、最初の委員の方で対応できるものについては、対応されると思いますけれども、今申し上げましたように、極めて専門性の高い事項等については、専門員を別に置くことができるという規定でございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第8 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基づき、法定事務以外の事務において、個人番号を利用するため、その利用範囲を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して説明申し上げます。

先の12月定例会で社会保障・税番号制度、マイナンバー制度でございしますが、その導入に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する、法律で定められた事務に関し、市の内部において、個人番号を利用した庁内連携を行うための条例について議決をいただいたところでございます。

今回提案する条例改正は、法第9条第2項の規定に基づき、法律で定められた事務以外の事務で、市の内部において個人番号を利用し、庁内連携を行うため、その利用範囲を定めるものでございます。

条例改正の内容につきましては、付議案件説明資料の33ページ以降の新旧対照表で説明申し上げます。

まず、第4条第1項の個人番号の利用範囲でございますが、これまでの法別表第2の第2欄に掲げる事務に別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務を加えております。

第2項では、必要な限度で別表第2の右欄に掲げる特定個人情報であって、自らが保有するものを利用することができることとし、ただし書きで、情報提供ネットワークを使用して、他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、情報提供ネットワークを使用することを規定しております。

第4項では、第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により、当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなすことを規定しております。

33ページから34ページにかけての別表第1には、市の独自利用事務を、それから、34ページから38ページにかけての別表第2には、当該事務において利用することができる特定個人情報を規定しているところでございます。個々の利用事務については、この別表を参照していただきたいと思っております。

また附則で、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますように、よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第15号は、総務常任委員会に付託いたします。

失礼しました。訂正を申し上げます。

ただいま議題となっております議案第16号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、11時25分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

日程第9 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第17号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、第二次志布志市総合振興計画基本計画に関する重要事項について、調査審議するため、志布志市総合振興計画審議会を設置することとし、その組織、運営等に関する事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（武石裕二君） お疲れさまです。

それでは、議案第17号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定について、補足して説明をいたします。

第一次志布志市振興計画が平成28年度で終了することに伴い、平成29年度からの新たなまちづくりの将来像や基本目標など、市政の総合的な指針として、第二次志布志市総合振興計画の策定を予定しているところでありますが、今回、その計画の策定に関し、調査審議を行うための審議会を設置するものであります。

それでは、各条項について御説明をいたします。

まず、第1条では設置の目的について定めており、基本計画に関する重要事項について、調査審議することとしております。

第2条では、組織について定めており、委員数を20人以内としており、その構成としましては、公共的団体等の代表者、学識経験者及び公募による選任で組織することとしております。

第3条では、会長及び副会長について、第4条では会議の招集等について定めております。

第5条では、庶務について定めており、企画政策課で、その事務を行うこととしております。

第6条では、委任について定めており、必要な事項は審議会で定めることができるようにしております。

附則の第1項で、施行期日を本年の4月1日からとしております。

また、第2項では、条例の有効期間を設け、平成29年3月31日までとしておりますが、これは総合振興計画を策定する目的で条例を制定したことによるため、委員の任期もこの条例が失効となる日で解かれることとなります。

以上で、議案第17号の補足説明を終わります。

よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第17号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につ

いて

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第18号、志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律における消費者安全法の一部改正に伴い、市町村が設置する消費生活センターの組織及び運営等の基準について、内閣府令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 議案第18号、志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、補足して説明いたします。

付議案件説明資料の39ページをお開きください。

説明資料の1、条例制定の背景を御覧ください。

この条例の制定に関する改正法につきましては、平成26年6月に交付された消費者安全法により、地方をはじめとする消費者行政の基盤強化を図る観点から、消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターの組織及び運営に関する事項、情報の安全管理に関する事項等について定めたものでございます。

説明資料の2、本市の現状に記載のとおり、これまで本市では志布志市消費生活相談窓口として、平成24年4月に設置し、消費者の保護を図る様々な活動を行ってまいりました。

説明資料右側の3、条例制定の趣旨及び4、根拠となる法令等につきましては、お目通しいただきたいところですが、今回消費者安全法第10条の2の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

条例の内容につきましては、第1条で条例の趣旨、第2条で名称、住所等の公表、第3条で職員、第4条で試験に合格した消費生活相談員の配置、第5条で消費生活相談員の人材及び処遇の確保、第6条で消費生活相談員の事務に従事する職員に対する研修、第7条で情報の安全管理、第8条で委任を定めるものでございます。

条例の規定内容につきましては、消費者安全法施行規則第8条で定める内閣府基準のとおり定めております。

なお、この条例は、法の施行の日と同じ、平成28年4月1日から施行するものです。

よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 我々も議員という立場上、いろいろ市民から相談を受けます。私もかなり県の消費生活センターを利用して、さすがプロで、即電話で回答ができるようなことが多くありました。

ネットで購入した商品のそういうトラブルについても、電話をすると向こうの方が、そのネット開いて、パソコンを開いて、それを見て表示について、向こうの会社と直接かけ合って解決したこともありました。

そういうのが今回も、この志布志のこの条例制定によって、市でも今の相談窓口から、こういう条例を制定して、そういう専門性の非常に高い窓口というふうに設置されるのか、第2条の中で、ここにこういうふううんぬんというふうに条例は定めたけれども、この相談窓口のままでいくのか、その辺のところをまず1点お聞きします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 平成24年4月1日より、志布志市消費生活相談窓口として、そのような相談に対応してきたところでもございます。

今まで条例制定等は義務付けされておりました。努めなければならないというようなことでしたので、その窓口を設置して相談に対応してきたところです。

今回、条例設置ということからセンターに名称を変更いたしまして、内容等については、今までと同じような相談体制で臨んでいきたいというふうに考えております。

○8番（西江園 明君） じゃあ、こういうふうに名称を変えて設置するという、私も市の相談員に相談したことがあって、どうもふに落ちなかった、県の消費者生活センターに相談しましたら180度違う回答が出てきたんです。その時の担当課長は、今は違いますけど、その時、担当課長に1回言ったことがありまして、180度違うじゃないかと。だから、それじゃ全然困るわけですよ。ですから今この中に専門性、試験まで合格したうんぬんという人を配置しなければならないというふうになってますけれども、そういう相談員のスキルというのは非常に重要になってくると思うんですね。ですから、ここに配置する、処遇までうんぬんというふうに、処遇の確保というふうに、第5条ですかね、掲げられておりますけれども、どういう人材を考えているのか、お願いします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） あらゆる相談に対応するため、相談員を今一人設置しております。この相談員が1月末で5年9か月という経験年数を踏んできておりますので、今までの相談内容等をいろいろ研究しておりますし、また、P I O-N E T（パイオネット）ということで、消費生活相談にあったものの情報が蓄積されたネットワークも形成されておりますので、そういったところで、あらゆる経験をその情報ネットワークで検索しながら対応もしておりますし、そして、どうしても相談員で対応できない分については、弁護士等々に照会をしている部分であります。

そういった意味から、やはり、この経験年数が、この相談に十分生かされているというふうに認識しておりますので、このまま継続して相談員として雇用していきたいというふうに認識しております。

○8番（西江園 明君） じゃあ例えば相談に来たとき、今の港湾商工課の中に、例えば、窓口的なやつはないですね。ただ職員と同じ、こう並んで、相談に来た人が、その人の横に座って通常の業務というふうな相談、受け付け組織ですね。窓口はどういうふうに考えている、今までと同じというふうに考えているんですか、今のこの計画では。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 窓口として相談員は、港湾商工課内に配置しておりますが、その相談内容によりましては、公民館の1室に相談所を設置しておりますので、その場で相談の受け付けをして対応しているところでございます。

今後も、そのような方向で進めていきたいと思っております。

〔西江園明君「終わります」と呼ぶ〕

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第11、議案第19号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第11 議案第19号 志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第19号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市駐輪駐車場条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、まちあるき観光拠点事業により、新たに整備された駐輪駐車場を使用に供するため、その名称及び位置を定めるものであります。

内容につきましては、第2条の表に新たに整備された駐輪駐車場の名称及び位置を定めるものであります。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。



○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今回新たにですよ、この志布志市小西地区駐輪駐車場、今市長の方から説明があったんですけども、これ実際市が100%所有というふうになっていくんですかね。

それと今、県の事業ということであったんですけど、志布志市の負担というのは全くゼロだったのかということを含めてお願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 土地については、市がNTTから購入して市の所有となっているものでございます。

今回の事業については、鹿児島県の魅力ある観光地づくり事業で整備していただきましたので、市の負担はゼロとなっております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○9番（丸山 一君） この現在、今整備されておりますので、時々見に行つてはいるんですけども、ああこれはすごく良いのができるなというのは常日頃見ながらしておるんですけども、一つ心配なことがあります。例えば、これには直接関係はないんですけども、駅前広場等に不法投棄というか、不法駐車というか、置き去りになっている車が6台ぐらいあるんですよ。ああいうのが、今度はこういう所でも、この駐輪場でも起きるんじゃないかと危惧するところなんですけれども、条例改正をするのであれば、そういうところを含めてしたらどうかなと思うんですけど。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） アピアの公営駐車場に不法投棄の車があるということだと思いますが、そのことに関しましては、現在諸手続を踏まえて、今警察にその文書をお願いして、警察の回答を待って対応するようにしておるところでもございます。

その観点から、現駐輪駐車場条例等々に基づいて、諸手続を踏まえて、警察の結果を待って、その対応をするという手続を踏んでいるところです。

○9番（丸山 一君） 今答弁がありましたとおり、公営駐車場におきましては、調べてみたところ、もう何年も前から、もう10年ぐらい前からあるのもあるし、ナンバーも付いているのもあれば、中がごちゃごちゃになっているのもあると。ましては、今度は駅前広場等については関連があるわけですから、あそこは早急にやっていただきたい。我々も動いたんですけども、なかなか解決策が見当たらない。ということは、この条例をつくるときもですね、そういうことも含めて対応していくべきじゃないかと思うんです。

それと、伊勢志摩サミットがあるということで、警察庁が動きまして、船とか車とかを移動しているのを僕はニュースで見っていたんですよ。であれば、今課長が言われたとおり、警察の対応をどうのこうのというよりは、何かしら対応策が僕はあるんじゃないかと思うんですよ。実際サミットがあるからと動かしているわけですから、それは法的根拠というのを見つけてですよ、この条例改正であれば、その中に一部僕は早急に対応をして入れるべきだと思うんですけども。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 今議員がおっしゃるとおり、このことについては、何回もこ

の議会の場でも指摘されてきた案件ではないかなというふうに認識しております。

そういった中で、我々もどうしたら不法投棄の車等を移動できるか、この条例を定める際にも検討させていただきました。

そして、弁護士にも相談をして、どのような手続きで対応できるのか等々を踏まえて、今手続きを踏まえておりますので、そういった対応については、今後も弁護士もしくは警察と相談をしながら対応していきたいと思っております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

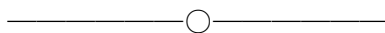
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第20号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、地方税の流用制度の見直しの措置が講じられたため、当該措置に関する規定を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○税務課長（木佐貫一也君） お疲れさまです。

議案第20号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

改正の概要を付議案件説明資料に基づき説明いたしますので、説明資料の42ページをお開きください。

今回の改正は、納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行確保を目的に、地方税における猶予制度が見直されたことに伴うものでございます。納税者の申請による換価の猶予制度が創設

されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点等から猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、市の条例に委任される仕組みとされたところ です。

条例の主な改正の内容の一つ目が、猶予に係る徴収金の分割納付等についてですが、第8条の徴収猶予、第11条の職権による換価の猶予、第12条の申請による換価の猶予をする場合において、新たに分割納付の規定が整備されたところ です。

二つ目は、猶予申請者における記載事項ですが、一時に納付することはできない事情、猶予を受ける金額及び期間、分割納付する金額及び期間、担保が必要な場合は、担保の内容を記載することになります。

三つ目は、猶予申請書に添付する書類ですが、事実を証する書類、資産及び負債を明らかにする書類、収支状況、担保が必要な場合は、担保に関する書類を添付することになります。

四つ目は、担保の徴取基準ですが、猶予する金額が100万円以下、猶予期間が3か月以内の場合、担保は不徴取とするもので、現在の基準は、猶予する金額が50万円以下の場合は不要となっておりますので、適用条件が緩和されるということになります。

五つ目は、猶予申請者の訂正期限ですが、申請書に不備があった場合の訂正期限を、通知を受けた日から20日以内とするものです。その期間内に提出がされなかった場合は、地方税法の規定により取り下げたものとみなされるものです。

六つ目は、申請による換価の猶予における申請期限ですが、換価の猶予の申請期限を納期限から6か月以内とするものです。

資料の43ページをお開きください。新旧対照表でございます。

ただいま説明いたしました42ページと重複する部分がございますので、条別に概要を説明いたします。

第8条については、地方税法に条例委任事項として設けられたものですが、徴収猶予あるいは、その期間を延長する場合、その猶予する徴収金の納付方法として分割納付を定めるものです。

また、分割納付計画の作成や、その分割金額を猶予する者に通知する旨の手続きを定めております。

第9条については、徴収猶予申請書の記載事項、添付書類、不許可事由等、徴収猶予の手続き等について定めております。

45ページをお開きください。

第10条については、徴収猶予の取消事由について定めております。猶予期間中の分割金額を納付しないとき、新たに猶予の徴収金以外に市の徴収金を滞納したとき等、猶予は取り消しになりますが、取消事由に該当する債権の滞納の場合の債権としまして、後期高齢者医療保険料及び介護保険料を定めるものです。

第11条については、職権による換価の猶予の手続き等について定めております。換価は、滞納処分により差し押さえた財産を売却等により、金銭に換えることですが、滞納者が市の徴収金の

納付について誠実な意思を有すると認める場合で、直ちに換価することで、事業継続を困難にする場合等、換価を猶予し、分割納付を認めるものです。

また、換価の猶予の取消事由として、徴収猶予の取消理由を準用する旨を定めております。  
46ページをお開きください。

第12条については、地方税法に新設された滞納者の申請による換価の猶予の手続き規定になります。市の徴収金の納付について誠実な意思を有する滞納者から、換価の猶予申請があった場合、1年を限度として猶予が認められることとなります。これまで換価の猶予については、職権で認める場合だけでしたが、申請によるものが新設されたところです。換価の猶予の不適用事由として、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の滞納等を定めております。

また、換価の猶予申請書に記載する事項や、添付書類について定めているところです。  
48ページをお開きください。

第13条については、徴収猶予、申請や職権による換価の猶予をする場合、担保を徴することになっていますが、猶予する金額が100万円以下の場合、猶予期間が3か月以内の場合、担保を徴しないとするものです。

第18条及び第23条第3項については、略称規定の字句の整理でございます。

議案に戻っていただきまして、附則を御覧いただきたいと思っております。

附則第1条は、施行期日を定めております。この条例は、平成28年4月1日から施行するものです。

附則第2条は、徴収猶予、職権または申請の猶予に関する経過措置で、新制度の申請による換価の猶予は、施行日以後に納期限が到来するものに適用するものとする規定でございます。

説明は、以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけ、委員会の付託と思えますけど、ちょっと一つだけお願いしますね。

これまでも地方税法上、徴収猶予、換価の猶予というのができたわけですけど、今回、今課長から説明があったとおり、付議案件説明資料42ページに書いてありますね、こういったものが今回の改正の主なものですよ。それはいわゆる市の独自にこれができるというふうに国が定めたから、そうだというふうに理解していいのかというのが1点ですね。

それとあわせて、この「換価の猶予」という言葉をね、簡単におっしゃってるけれども、普通の住民の人が聞いてもなかなか難しいですよ。滞納して督促状がきて差し押さえをしますよと言って、差し押さえの状況になったものを今回こういうことで猶予ができますよというふうに理解をするわけですけど、そういうことの理解でいいのかどうかというのを説明を含めてね、もっと平たく言っていたらかないと、後期高齢者保険料、介護保険料を納める方々は、特に高齢の方ですよ、そこについて分かりやすく表現をしてください。もう一回お願いします。

○**税務課長（木佐貫一也君）** ただいまの一つ目の御質問ですが、分割納付の規定というものにつきましては、これまで規定上はなかったものでございます。これは分割につきましては、各月ごととかいう定めができるようになったということと、それとあと、提出期限ですね、提出期限20日以内、担保の徴取期限、基準については、市町村の方で決められるということになりましたが、おのずと国税通則法、県税条例、そういったものに関係しておりますので、そこを総合的に勘案する必要があると。特に市民税関係におきましては、県民税と市民税あわせて徴収しておりますが、県民税とあわせて猶予の制度を適用するというようになっておりますので、当然ほかの税目との差が出てくるといけませんので、その辺の条件を総合的に判断して定めたところで、無条件に自由にできるという形ではないのかと思っております。

それと二つ目の換価の言葉ですが、誤解がないようにということで、地方税法に定める表現で申し上げたんですが、滞納している方の差し押さえている物件等について、税金の分を公売などによって金銭に換えることを申し上げるという意味でございます。

以上でございます。

○**議長（岩根賢二君）** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（岩根賢二君）** これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○**議長（岩根賢二君）** ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時ちょうどから再開いたします。

—————○—————

午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開

—————○—————

○**議長（岩根賢二君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

**日程第13 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について**

○**議長（岩根賢二君）** 日程第13、議案第21号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○**市長（本田修一君）** 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令における指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、地域密着型通所介護の創設等の措置が講じられたため、関係条例の規定を整備するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（津曲満也君） お疲れさまでございます。

議案第21号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料は49ページからでございます。

1の条例制定の趣旨でございますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、国の基準で定めていましたが、第一次地方分権一括法の施行に伴い、現在当該基準については、市の条例で定めているところでございます。

国における社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえ、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）が交付されたところでございますが、今回、平成28年4月1日より施行される部分を盛り込んだ当該基準等が改正されたことによりまして、条例の一部を改正するものでございます。

今回の整備条例において、50ページ、新旧対照表でございますが、第1条関係において、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正を、104ページでございますが、第2条関係において、志布志市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を改正するものでございます。

国が定める基準の主な改正点であります。付議案件説明の49ページの3におきまして、地域密着型サービスに、地域密着型通所介護及び療養型通所介護が創設され、利用定員18名以下の小規模な通所介護事業所と、療養型通所介護事業所は、平成28年4月1日から地域密着型サービスに移行することとされました。

また、認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護につきましては、運営推進会議設置の規定はなかったところでございますが、設置の義務が国の基準において定められております。

これらの国が定める基準の改正にあわせまして、志布志市の地域密着型の基準条例については、条の定め方を基準省令と同様の枝番方式としていなかったため、基準省令の条番号と、条例の条番号に相違が生じておりました。今回、市の地域密着型の基準条例につきましても枝番方式に改めまして、基準省令と条番号をそろえる形で整備したところでございます。このため、改正部分が多くなっております。

市の地域密着型の基準条例の改正内容でございますが、地域密着型通所介護の創設については、付議案件の新旧対照表の60ページから75ページの部分になりますが、60ページに地域密着型通所介護の基本方針と、人員に関する基準を、62ページに設備に関する基準を、63ページに運営に関する基準を、68ページに指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を国の基準と同様の内容で新たに定めております。

認知症対応型通所介護の運営推進会議の義務化につきましては、付議案件の新旧対照表の81ページになりますが、志布志市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正後の第61条の運用の部分において定めてありまして、おおむね6月に1回以上実施することを定めております。

認知症対応型通所介護の予防の運営推進会議につきましては、付議案件の新旧対照表107ページの第39条第1項中に定めてあります。

今回の改正につきましては、国の基準と同一の基準としているところではありますが、国の基準と異なる点につきましては、文書の保存期間であります。国の基準では2年間ではありますが、付議案件説明資料の68ページの第36条第2項と、74ページの第40条の15第2項において文書の保存期間を5年間と定めております。

文書の保存期間につきましては、介護報酬にかかる保険給付を受ける権利は、消滅時効期間が2年とされていますが、過誤請求や苦情、介護事故等が発生した場合など、サービスの質の確保から、過去の実態等を書類で確認するなど、算定に必要とされる報酬関係の記録保存が5年間であるためでございます。

以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第14 議案第22号 志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第22号、志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、更なる奨学金制度の利便性の向上を図るため、奨学生の資格要件、奨学金の額及び奨学金の返還期間の見直しを行うものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い

い申し上げます。

○教育総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第22号、志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、その概要を補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料の118ページをお開きください。新旧対照表でございます。

第2条、奨学金の資格要件でございますが、第4号において世帯全員の所得合計が500万円以内であること。ただし、同一世帯の2人以上の者が奨学金の貸与を受けようとする場合は、この限りでないとしており、同一世帯の1人のみが奨学金の貸与を受けようとする場合に、所得制限をかけておりましたが、今回削除するものでございます。

次に、第3条、奨学金の額でございます。

第2号において、高等専門学校または大学に在学する者については、月額3万円と定めておりますが、新たに5万円を加え、月額3万円、または月額5万円とし、学資にかかる負担の軽減を図るものでございます。

最後に、第13条、奨学金の返還でございます。

第1号において、返還期間は卒業し、または中途退学した日の1年後から5年以上10年以内と定めておりますが、今回「15年以内」と5年間延長し、奨学金の返還にかかる1年あたりの返還額を軽減するものでございます。

なお、附則でございますが、この条例は、平成28年4月1日から施行するものとし、ただし、第13条の第1号の改定規定、奨学金の返還期間につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

これは、平成28年度から返還義務が生じる方については、既に返還計画を提出していることから、1年後に施行するものでございます。

また、経過措置としまして、改正後の第13条第1号の規定は、同法の規定の施行日、すなわち平成29年4月1日以後に奨学金の返還を開始しようとする者について適用し、同日前に奨学金の返還をしている者については、従前の例によるものでございます。

以上、審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 市長が掲げる子育て支援ということで、その一つとして、大いに評価される点だと思いますけれども、今回貸与額を3万円から5万円に上げるということで、非常にですけども、一方、13条の中にあります「返還期間」という表現でいいんですかね、「5年以上10年以内」を「15年以内」というふうに改めるというふうになっております。

これを見ますと、例えば、今まで3万円月額借りていた人が、4年間借りていた場合に、これを単純に計算しますと4年間借りた場合に、14万なにがしかずつ、年の返還額をですよね。これを5万円にすると、年返還は16万円以上になります。月の借りられる額は増えるけれども、今度は返還するのは増えるわけですよ。その辺の議論はあったのか、ちょっと例は違いますけれども、アメリカでも大統領選の中で、この奨学金の返還、あそこの場合は金利ですが、一つの政策論争



になるぐらいです。ですから、これから借りる若者を、盛んに志布志に呼び込むひとつの政策の中にも大いに掲げるべきと思いますけれども、逆に将来返還額が増えるという、その辺のところの議論はあったのか、お伺いします。

○教育総務課長（溝口 猛君） 返還期間についての検討でございます。今回3万円を5万円にということで改正するところでございます。15年ということで5年間延長したところでございますが、県内の状況を見ますと、10年以内というのが一番多い状況でございました。

今、御指摘の部分でございますが、月額5万円借りまして、4年間でいけば240万円と、15年で割れば1年当たり16万円の償還ということでございます。

今回、奨学金の貸付額の増額をした背景には、一つにつきましては、子育て支援という部分もございまして、奨学金は別会計でございまして、現在4億2,000万円ほどの基金の中で現金が27年度末1億3,000万円程度になると。そして、今後シミュレーションしまして、大学生55名程度で、その資金が足りるかというシミュレーションをしたところでございました。

今回、そうした中でシミュレーションした場合に15年返還にすると、当分の間は今の奨学金を新たに一般会計から繰り出す必要はなくて、奨学金基金で対応できるということで、最終的には15年という結論に至ったところでございます。

○8番（西江園 明君） 今の答弁を市長にお聞きしますけれども、聞いていますと、結局財布の中身がこひこあるからシミュレーションしたときに15年経ったら何とかクリアできるというか、その中で運用ができるからという答弁ですよね。ということは、結局言うなら行政の中の考え方で15年というのを定めている。年額の返還額は増えるけれども、15年だったら持ち出しもせんでよかとか、でも、これはたとえ持ち出しをしても返ってくるわけですからですね。ですから、その辺のところはどうして20年とかいう発想が出てこなかったかな、15年だったらこの中で赤字も出さんじできるがという、まあ言うなら、この基金の中での考え方ですよね。その辺のところについて、例えば一時的に一般会計から繰り出しをしても、これは返ってくるわけですから、長い目で見ればですね。ですから、その辺のところの議論がなかったのか、市長の考えをちょっと質疑いたします。

○市長（本田修一君） 奨学金の返還につきまして、期間を延長しているというようなことにつきましては、ただいま課長の方で答弁したとおりでございまして、そのことについて、特段返還される方からもっと長期間の設定をというようなことも話にはなかったということ、ありませんでしたので、そのようなことについては、考慮を、また協議をしませんでした。

○8番（西江園 明君） ちょっといきなりの質疑で、市長もちょっと答弁が、ですけど、そういうなかったから、例えば、いろいろコンビニ返還を、確か去年ですかね、おととしぐらいからできるように、今年からやったですかね。返還をできるようにしたりして、そういうふうに便利なようにはしているんですけども、その辺のところの1億ながしの残金の中で運用するためには、15年という年数の定め方が、それがどうだったのかというのにちょっと疑問を持つところなんです。その辺のところはまた、委員会の中でも議論はあると思いますけれども、教育長は、この

15年という設定にとっては、やむなしというふうにお考えですか、ちょっとお伺いします。

○教育長（和田幸一郎君） 今回の奨学金の見直しにつきましては、各市町村のいろんな状況等も見ながらですね、最終的に15年ということを決めたわけですけれども、基本的な考え方としては、志布志で育っている志布志の子供たちが奨学金を有効に活用してもらおうという基本的な考え方のもとに設定しているわけで、これまで以上に多くの奨学金を借りる学生が増えて、それがやがて志布志のために活躍する人材が育っていくという、そういう視点で考えたわけでございまして、15年のことにつきましても、他市町村もほとんど大体そういう形で奨学金の返還期間というのを設定しているような状況がございましたので、とりあえず今回は、15年ということで設定をしたと、そういうこととさせていただきます。

〔西江園明君「終わります」と呼ぶ〕

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（八代 誠君） 2点ほどお聞かせ願いたいと思います。

まず、奨学金の額の第3条第1項第2号なのですが、月額3万円、または月額5万円という表示があるわけなのですが、先ほど西江園議員の言葉の中にもありましたように、3万円から5万円なのか、3万円、あるいは5万円の二通りがあって、その中から選択していくのか、そこをちょっとお示してください。

もう1点が、奨学金の返還についてであります。この志布志市の奨学金の制度というのは、貸与時期が普通の奨学金と若干違うのかなというふうに考えているところなのですが、私個人としては、学費に使用するというよりも、奨学生の生活費に回っていくのではないかなという気もしているところです。そういうふうになったときに、奨学金の返還について滞っている場合もあるということでありましたが、その返還について、もちろん高校生から専門学校、大学等に進んでいくわけなのですが、借りるという意味を表示するのは、子供じゃないんじゃないかなという気もしているところです。そういったところで、返還について今回見直しをされたということなのですが、議論はなかったのかお示し願いたいと思います。

○教育総務課長（溝口 猛君） まず、御質問の1点目でございます。

今回3万円か5万円の選択制と、申し込む方の3万円か5万円の選択制みたいな形になっております。これにつきましては、世帯の経済状況等を勘案した場合に3万円でもいいよという方もいらっしゃるし、どうしても5万円借りたいという方もいらっしゃるだろうということで2種類どちらかを選んでいただくという形で考えたところでございます。

それから、奨学金の返還につきましては、大学であれば卒業してから1年後に償還が始まるという形になっております。その時に、当然保護者も一緒に印鑑をついていただいで返還計画書を出していただく状況になっております。

また、奨学金の返還が滞った場合ということにつきましては、奨学金を申し込まれるときに、まず保護者を1人保証人、それからもう1人保証人をつけていただいております。

現在、奨学金も滞納と申しますか、方がいらっしゃいますけれども、第一義的には、借りた本

人に償還してもらおうと、滞納があった場合等につきましては、当然保護者にも相談して何とか返還をしていただきたいということで返還をしていただくような今状況になっているところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第22号は、文教厚生常任委員会に付託します。

—————○—————

#### 日程第15 議案第23号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第23号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第23号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律による農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員の選出方法の変更等、農地利用の最適化を促進するための措置が講じられたため、関係条例の規定を整理するものであります。

詳細につきましては、担当の事務局長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農業委員会事務局長（福岡雅人君） 農業委員会長の委任を受けておりますので、私の方で答弁させていただきます。

議案第23号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

農業の健全な発展に寄与することを目的に、農業委員会の組織及び運営等を定めた改正農業委員会法が昨年9月4日に公布され、本年4月1日から施行されることに伴いまして、関係する条例の規定を整理するものでございます。

それでは、付議案件説明資料に基づいて御説明申し上げます。

説明資料の120ページをお開きください。

条項の番号が変わりますのは、農業委員の選挙がなくなり、公選制から市長の任命制となったことと、農地利用最適化推進員が設置されることによる改正でございます。

第1条は、志布志市職員定数条例第1条中の「第20条第2項」を「第26条第2項」に改めるものですが、農業委員会等に関する法律で「職員の定数は条例で定める」とある条の引用箇所が、「第20条第2項」から「第26条第2項」に改正となったことによるものです。

第2条は、志布志市実費弁償条例第1条中の「第29条第4項」を「第35条第4項」に改めるものですが、農業委員会等に関する法律の旅費支給を定めた条項の引用箇所が、「第29条第4項」から「第35条第4項」に改正となったことによるものです。

第3条の志布志市農業委員会の選挙による委員の定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の廃止につきましては、農業委員会等に関する法律が公選制から任命制に変わることから、選挙すべき委員の定数に関する条例を廃止するものでございます。

なお、議案書条例附則の第2項で、従前の例により在任する場合における委員の定数に関する条例の規定は、なお、その効力を有するとしておりますので、現在の農業委員につきましては、平成30年3月31日の任期満了まで委員として効力があることと整理しております。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第23号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第16 議案第24号 志布志市新市まちづくり計画の変更について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第24号、志布志市新市まちづくり計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第24号、志布志市新市まちづくり計画の変更について説明を申し上げます。

本案は、東日本大震災による被害を受けた合併市町村にかかる地方債の特例に関する法律の一部改正に伴い、市町村建設計画に基づく公共的施設の整備事業等に要する経費に充当するための地方債を起すことができる期間を5年間延長する措置が講じられたため、新市まちづくり計画の変更について議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（武石裕二君） それでは、議案第24号、志布志市新市まちづくり計画の変更について、補足して説明をいたします。

議案説明資料につきましては、122ページをお開きください。

まずはじめに計画変更の概要についてであります。

平成24年の法改正により、合併特例債の発行期間が平成32年度まで延長されたことに伴い、本市の一体的な地域発展等を推進するため、今後取り組んでいく事業等へも合併特例債が活用でき

るよう、新市まちづくり計画の変更を行うものでございます。

次に、変更内容についてであります。

今回の変更の主な内容につきましては、計画期間の延長、公共施設の総合整備についての変更及び財政計画の変更になります。

議案説明資料123ページから128ページまでが変更内容の詳細になりますが、公共施設の統合整備についての変更につきましては、公共施設等総合管理計画に基づく施設の解体等に対して合併特例債の活用を可能とするため、文言の追加を行っております。

財政計画の変更につきましては、歳入歳出の各項目の算定基礎等について、合併時の推計を現時点に置き換えて推計を行い、計画期間を平成32年度まで延長をしております。

なお、今回の新市まちづくり計画の変更につきましては、市町村の合併の特例に関する法律に基づく県との協議、また、まちづくり委員会での審議を経て作成を行い、2月4日付けで県から異議なしの回答を受けております。

以上で、議案第24号の補足説明を終わります。

よろしく御審議方、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第24号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第17 議案第25号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第25号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について説明を申し上げます。

本案は、過疎地域自立促進計画の計画期間が平成27年度末で終了することに伴い、平成32年度までの過疎地域自立促進計画の策定について、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○企画政策課長（武石裕二君） それでは、議案第25号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について、補足して説明をいたします。

議案説明資料129ページをお開きください。

過疎地域自立促進特別措置法につきましては、平成22年の法改正により、その執行期限が平成28年3月末日まで延長され、平成22年度から平成27年度までの6年間の市町村計画を策定し、これまで事業に取り組んでまいりましたが、東日本大震災による過疎対策事業の進捗の遅れ等を踏

まえ、平成24年に期限を平成33年3月末日まで再延長する改正措置が講じられたことに伴い、今回平成28年度から平成32年度までの5年間を期間とする市町村計画を策定するものであります。

次に、過疎地域の状況についてであります。人口減少率が高齢者比率などの人口要件及び財政力指数による要件に該当する地域が過疎地域として指定をされます。全国で約5割近くの自治体、本県、鹿児島県におきましては、出水市、いちき串木野市を除く、全ての自治体が過疎地域に指定をされております。

次に、過疎地域自立促進のための地方債についてであります。平成27年度より地方創生に寄与する事業を推進するための地方創生特別分が創設をされ、雇用の創出や産業振興に資するハード事業などが対象となったところであります。

また、国における地方債の計画額は、平成28年度で4,200億円を見込んでいるところでございます。

次に、本市の過疎計画についてであります。今回の計画を策定するにあたり、本市の基本方針といたしましては、県の方針、本市の振興計画及び昨年10月に策定をいたしました総合戦略との整合性を図りながら、観光の振興、防災体制の強化、子育て支援などに視点を置きながら策定作業を行ったところでございます。

それでは、過疎計画の説明をいたします。

過疎計画書の冊子を御覧いただきたいと思っております。

まず、過疎計画の目次を御覧ください。

目次にありますように、1の「基本的な事項」、2の「産業の振興」から10の「その他地域の自立促進に関し必要な事項」まで、各分野別の現況と問題点、その対策、事業計画から構成をされております。

事業計画の中には、過疎地域自立促進特別事業として、過疎債を活用するソフト事業について事業内容を詳細に記載するようになっております。また、その特別事業につきましては、最終ページとなりますが、11の過疎地域自立促進特別事業分として、まとめて再掲することとなっております。

それでは、1ページから12ページにつきましては、基本的な事項として本市の概況、人口、及び産業の推移と動向、行財政の状況等について記載いたしております。

13ページから15ページの地域の自立促進の基本方針につきましては、第一次振興計画のまちづくり基本方針をもとに記載をいたしております。

次に、16ページから96ページにかけては、各分野別の現況と問題点、その対策、事業計画を記載いたしております。ここでは、各分野別にあります、その対策の部分について説明をさせていただきます。

まず分野別の16ページから32ページまでにつきましては、産業の振興でございます。

21ページをお開きください。

ア、産業振興の方針といたしましては、始めに志布志港を核とした施策が欠かせないとしてお

り、コンテナ取扱量の増加を目指すこととしております。また、農産物、水産物、畜産物、特用林産物においては、その豊富な地域資源を有効活用し、本物づくりを行うために、官民連携のもと、全国発信できるような取り組みを実施していきます。

まちの活性化や経済が豊かになる取り組みといたしましては、観光入込客120万人を目指し、特産品を活用した食の掘り起こしや、開発の推進、グリーンツーリズム等、体験型観光への取り組みを積極的に展開をしていきます。

イ、農林水産業の振興につきましては、生産基盤の整備や支援体制の強化、産地の広域化などに取り組み、付加価値の高い農林水産業を育成するための地域ブランド化を進めてまいります。

24ページをお開きください。

ウ、地域産業の振興につきましては、安心・安全、環境、循環、有機をキーワードに地域にある素材を生かした様々な日本一づくりを作り上げ、ふるさと納税を活用した地元特産品のPRなど、全国的な情報発信に努めます。

エ、企業の誘致対策につきましては、工業団地の分譲や企業立地を促進するため、企業訪問や企業誘致セミナー、ポートセールス活動など、積極的な誘致活動を展開してまいります。

オ、企業の促進につきましては、引き続き地場企業の育成、農商工連携、港湾の活用を推進してまいります。

カ、商業の振興につきましては、商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進めるため、店舗リフォーム助成事業や商工会が実施する商工業振興対策事業等について、支援を行うとともに、ニーズにあった経営の安定強化に努めてまいります。

キ、観光の振興につきましては、2018年のさんふらわあ新造船による交流人口の増加を見込み、まちあるき観光の拠点整備やダグリ岬公園周辺の整備、おもてなし玄関口としてのJR志布志駅の整備など、観光客を迎えるにふさわしい施設として整備を行うとともに、様々なイベント等を展開することにより、観光入込客120万人を目指してまいります。

25ページをお開きください。

ク、港湾の振興につきましては、志布志港の更なる利便性向上のため、新若浜地区多目的国際ターミナル第2期工事の早期着工、国際バルク戦略港湾の早期実現に向け、関係機関等と連携を図り、整備促進に進めてまいります。

33ページをお開きください。

次に、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進についてであります。

その対策につきましては、36ページの下段からになります。

ア、道路につきましては、国・県が進める選択と重点投資、市の独自のローカルルールなど、新たな視点から道路整備を進め、活性化を図ります。特に、38ページにあります都城志布志道路、東九州自動車道につきましては、志布志港を中心としたネットワークを形成するための重要路線であるとともに、南海トラフ地震の津波に対する防災機能を有する路線であるため、今後も早期完成に向けた積極的な取り組みを行ってまいります。

イ、地域情報化の推進につきましては、津波被害の発生の恐れがある沿岸部の医療、福祉施設への個別受信機の設置や、「しぶし志ネット」の利活用による様々な情報提供、携帯電話不感エリアの解消に向けた取り組みなど、市民の利便性向上を図る取り組みを推進してまいります。

ウ、交通につきましては、近隣自治体と連携したバス路線の維持存続に努め、移動制約者の生活交通手段の確保を図るため、福祉タクシーとの連携やJR志布志駅の改修に伴う、バス停の集約化など、公共交通ネットワークの構築について検討を行ってまいります。

39ページをお開きください。

JR日南線及びさんふらわあにつきましても、引き続き維持存続のため利用促進に努めてまいります。

エ、地域間交流につきましては、観光ルートの確立や体験型観光の推進に努め、都市と農村の交流を推進してまいります。

次に、45ページをお開きください。

生活環境の整備についてでございますが、対策につきましては、48ページの下段からが、その対策になります。

ア、住宅につきましては、公営住宅等長寿命化計画を基本に、地域の活力と定住化の促進に努めるため、必要性及び優先度の高い住宅において整備を進めてまいります。

49ページ、イ、上水道等の施設につきましては、上水道事業と全ての簡易水道事業の統合を行い、安心でおいしい水の安定供給と維持管理費の節減を目指してまいります。

ウ、下水道施設等につきましては、農業集落排水施設、公共下水道事業、生活排水の処理について記載しておりますが、特に生活排水の処理においては、合併処理浄化槽の設置補助等により、引き続き生活雑排水による水質汚濁防止に努めてまいります。

エ、新エネルギーにつきましては、太陽光発電やバイオマス発電など、地域の特性を生かした導入の推進、及び普及啓発活動に努めてまいります。

オ、廃棄物処理施設につきましては、し尿処理施設及びごみ処理施設について記載をしておりますが、特に50ページのごみ処理施設については、清掃センターの延命化を図るため、ごみの資源化に取り組み、不法投棄対策についても環境パトロールの強化や、監視カメラの設置を行い、その抑制に努めてまいります。

カ、リサイクル・ごみ分別につきましては、リサイクル体制の確立を図るとともに、一般廃棄物の排出抑制や減量化、環境保全や環境美化活動など行政、事業者及び市民が一体となった資源循環型社会の形成に向けた取り組みを推進してまいります。

キ、公園につきましては、しおかぜ公園などの市内公園施設をスポーツイベント、レクリエーション、健康づくりの場として利活用できるよう適正な管理に努めてまいります。

ク、消防防災につきましては、消防防災対策の強化、51ページでございます自主防災組織、防災行政無線について記載しておりますが、特に消防防災体制の強化につきましては、災害に強いまちづくりの実現を目指して、ハザードマップや避難体制の整備、広域応援体制の構築や危険箇



所への各種防災対策事業を年次的に行ってまいります。

ケ、火葬場につきましては、年々老朽化が著しくなっておりますが、引き続き維持管理の徹底に努めてまいります。

55ページをお開きください。

高齢者等の保健並びに福祉の向上及び増進についてでございます。61ページからが、その対策になります。

ア、高齢者福祉についてでございます。効果的なサービスの提供、介護保険制度、62ページの住み慣れた地域での生活、生きがいがづくりの推進について記載してございますが、特に介護保険制度につきましては、利用者の適正なサービス提供体制を確保するため、在宅医療、介護の連携強化、地域ケア会議、認知症施設の推進等を主体的に行いながら高齢者を地域で支える仕組みづくりを行ってまいります。

イ、児童福祉についてでございますが、子育て支援、63ページの保育サービス、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、男女共同参画による子育ての推進、64ページの児童虐待の防止について記載をしております。

特に、子育て支援につきましては、子供に係る医療費の負担軽減策として、高校生までの医療費の助成を継続して行いながら、多子世帯への支援策として保育料の第3子以降の無料化の検討も進めてまいりたいと思います。

また、子育てと仕事を両立させるため、延長保育などの保育サービスの拡充や、放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、関係機関と協力しながら雇用や就業環境の整備が図られるよう、啓発に努めてまいります。

64ページのウ、障がい福祉についてであります。障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり、障がいのある子供と家庭への支援、在宅福祉サービスの充実について記載しております。特に、障がいのある子供と家庭への支援につきましては、地域で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育などの関係機関と連携し、引き続き保護者に対する各種相談体制の普及、及び啓発に努めてまいります。

65ページのエ、保健予防対策についてであります。疾病の予防、早期発見、健康づくり、介護予防、食育事業について記載しております。特に、疾病の予防、早期発見につきましては、特定健診受診率70%を目指した取り組みを継続して実施するとともに、健康づくりにつきましては、市民への健康づくりの動機付けの一つとして、ポイント付与による健康マイレージの普及に努めてまいります。

66ページのオ、母子保健の推進についてであります。妊娠、出産期における母子保健乳幼児に対する母子保健事業、子育て相談、思春期の保健対策の強化と健康教育の推進、心の健康づくりについて記載しております。特に、妊娠、出産期における母子保健につきましては、携帯電話等に育児情報や母親のメンタルヘルスに関する情報を配信する子育て支援メールマガジンを導入し、育児不安等の予防・解消を図ります。

また、67ページの心の健康づくりにつきましては、自殺の予防対策のネットワークづくりとして、相談会や講演会の開催や保健所等、関係機関との連携の強化を図ります。

次に、70ページをお開きください。

医療の確保についてであります。ア、医療の充実につきましては、市内の各医療機関及び曾於医師会との連携、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成協定に基づき不足する診療科目の充実を図ります。

また、医師不足に対しましては、大隅4市5町保健医療推進協議会において、広域での産科医療の維持確保に取り組んでまいります。

次に、72ページをお開きください。

教育の振興について、その対策につきましては、77ページからになります。

ア、学校教育についてであります。学校におけるICT環境の整備を図るための新たな取り組みとして、タブレット端末の導入を年次的に進めるとともに、確かな学力の定着を図るため、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を目指し、学力の向上に努めてまいります。

イ、心の教育の推進、安全管理、防犯対策につきましては、不登校やいじめ等の問題に対するカウンセリングや助言指導の実施による心のケアや、地域住民等の学校安全ボランティアであるスクールガードの養成に努め、安全な地域づくりを推進してまいります。

78ページのウ、施設整備につきましては、学校施設の著しい老朽化に対応するため、緊急度の高い建物について年次的に整備を行い、あわせてトイレの洋式化や、普通教室、職員教室等への空調機器設置、屋外運動場の排水対策を行ってまいります。

エ、生涯学習につきましては、創年市民大学や全国の生涯学習、まちづくり機関とのネットワーク化の推進など、引き続き生涯学習の活性化及び人材づくりに努めてまいります。

オ、図書館の充実につきましては、市民が気軽に利用できる施設を目指し、システムの更新や貸し出し業務の効率的な運用に努めるとともに、志ふれあい交流館の活用など、図書館ボランティア等と連携して、多くの市民が楽しく集える交流の場を提供いたします。

カ、生涯スポーツの推進につきましては、誰もが気軽に参加できる生涯スポーツの推進に努め、引き続き指導者の養成や団体の育成に努めてまいります。

キ、家庭、地域教育につきましては、自然体験活動や社会体験活動、世代間交流などを通じた体験学習活動を推進し、地域の遊びや行事を伝承しながら地域の教育力を向上させていきます。

また、中学生を対象とした志学教室（土曜学習教室）を実施し、家庭に対する学習支援も行ってまいります。

79ページのク、幼児・児童教育につきましては、生活習慣の中で発達段階に応じた様々な施策を年次的に展開し、子育てを支援していく体制と環境づくりに取り組みます。

また、幼稚園、保育所と小学校が円滑に接続できることを目的に、情報交換を行う幼・保・小連携協議会を設置いたします。

ケ、青少年育成につきましては、地域の教育力の向上を目指し、郷土に誇りと愛着をもった心

豊かで、たくましい青少年の育成を図るとともに、海外への研修派遣事業や県外交流事業を継続して実施してまいります。

84ページをお開きください。

次に、地域文化の振興等になります。

ア、文化活動の推進につきましては、自主文化事業の充実に努め、芸術性の高い文化に触れ、地域文化の向上を図ります。

85ページのイ、歴史的遺産の保護活用につきましては、歴史的景観を生かした調和のあるまちづくりを推進し、志布志城跡の年次的整備や志布志麓庭園の公有化に引き続き取り組んでまいります。

また、埋蔵文化財センターを活用して、郷土の歴史、文化遺産に対する市民の認識を深めるための企画展などを開催してまいります。

次に、87ページからが集落の整備になります。

88ページが、その対策になりますが、自治会のコミュニティ活動を促進するため、自治会運営助成事業や自治会提案型活性化事業により、引き続き支援をしてまいります。

また、住環境の整備については、定住団地の分譲や空き家バンクの活用、移住定住促進事業補助金により、市外移住者の受け入れ体制の更なる充実に努め、廃校舎を活用した多世代及びU・I・Jターン者の交流の場の整備や、地域おこし協力隊を活用した地域資源の発掘など、地域活性化に取り組んでまいります。

91ページをお開きください。

その他地域の自立促進に関して必要な事項になりますが、93ページをお開きください。

ア、志布志ブランド確立の推進につきましては、今後も引き続き様々な日本一づくりに取り組み、志布志ブランドの確立に努め、情報発信プラットフォーム「シンガーデン」等を活用した情報発信の充実等を行い、地域のイメージアップにつなげてまいります。

イ、男女共同参画社会の形成につきましては、個人としての尊厳が尊重される人権の確立、94ページの多様化する生活課題への対応、個性と能力が発揮できる就業環境の整備、人権と生活環境の視点を踏まえた地域経済・地域産業の振興、95ページの共生・協働による地域づくりについて記載をさせていただきます。

また、24年度に作成いたしました第2次志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン・志布志市DV対策基本プランの見直しを行いながら、働く女性が社会で活躍できる就業支援及び雇用環境の改善など、更に充実した施策の取り組みを進めてまいります。

95ページのウ、住民参画のまちづくりにつきましては、地域住民の自主的、主体的な地域づくりを推進するため、NPO法人等に対して引き続き支援をしてまいります。

エ、イベントにつきましては、新たなイベント等を企画し、人口減少対策や商店街の活性化対策など、様々な相乗効果が期待できるような取り組みを進めてまいります。

以上、過疎地域自立促進計画の概要について説明をいたしました。県との協議につきまして

は、2月22日付けで異議なしの旨の回答をいただきましたので、今回提案をするものでございます。

以上で、議案第25号の補足説明を終わります。

長くなって申し訳ございませんでした。よろしく御審議方、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第25号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、2時15分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時03分 休憩

午後2時15分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第18 議案第26号 市道路線の廃止について

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第26号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、農業基盤整備促進事業による農道の整備に伴い、市道上大久保・荷返線を農道に変更するため、市道の路線を廃止する必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第26号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第19 議案第27号 市道路線の認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第27号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、県から引き継ぎを受けた路線及び農道の整備に伴い、路線の整備を図り、もって地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

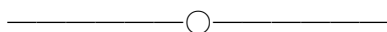
よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第20 議案第28号 市道路線の変更について

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第28号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、市道路線の 신설及び改良に伴い、これらに接続する路線の起点及び終点の整理を行う必要があるため、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 今それぞれ認定、廃止、変更とあったんですけど、この3議案の関係で、交付税等の影響や道路占用料、そういったもの等々がNTT等を含めてですよ、どういった影響があるのかですね、お願いします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

今回、路線の廃止、認定、変更等で延長が約75mの変更ということで、交付税等にはさほど影響はないということで考えているところでございます。

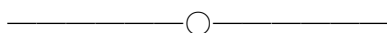
それから、電柱とか占用料につきましては、廃止路線は、また農道等の占用に変わりますし、また、農道から昇格した分については、そちらの方を引き継いでいくということになるかと思っております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第21 議案第29号 平成28年度志布志市一般会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（西江園 明君） ちょっと所管外のことで何点かお伺いします。

まず1点目、当初予算の説明資料、37ページ、企画政策の所管の中で、目指せ日本一チャレンジ応援事業ということで、200万円計上してございます。1件50万円ずつ、非常に市民に企業にチャレンジを応援するという事業というふうに、これを見れば理解をするわけですがけれども、日本一を目指す、ここに日本一にチャレンジする事業を応援するというふうにありますけれども、どんぶり選手権もこれに該当するののかということと1点、同じ日本一ですから、当然そうだというふう理解をするわけですが。

それと、同じ説明書51ページ、港湾商工課の所管の中で、ふるさと納税推進事業、この中の業務のいろいろ説明する事業の中に委託料でふるさと納税広告宣伝業務委託6,000万円という広告宣伝があるんですけれども、この内容をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、予算書でちょっとこっちの方で伺いますけれども、教育費の中で、ちょっと文厚をはずれたものですからですね、予算書の中の137ページ及び140ページの中の小学校費と中学校費の中に学校管理費の中に、軽微な作業等委託料というのがありますけれども、これがどういう内容なのかというのを聞きします。というのは、昨年私が所属しました文厚委員会の中で、学校の伐採をしているのがありまして、それがこの中に入っているのかどうかということとをまず最初にお聞きします。

○市長（本田修一君） はじめにお尋ねの目指せ日本一チャレンジ応援事業でございますが、事業の目的にありますように、市民に夢と希望を与え、住んでよかった、自信と誇りが持てるよう、志布志市の知名度、認知度を高めるような記録に挑戦するなど、話題性に富んだ日本一にチャレンジする事業を応援するというので、今までも個人的に、それから特殊なグループの方々が日本一にチャレンジしたいということで、応援してくれというようなことがたびたびあったところでした。しかし、そのことについて、そのような事業を設けていない、また要綱を設けていないということで対応できなかったということでありまして、今回施政方針に述べましたように、改めて、そのようなチャレンジする方々が、本当に日本一になってくれるということであるならば、志布志の話題性が高まってくると、そしてまた、市民に対しても元気付けが増えてくるというようなことで、市の活性化に大いに寄与するのではないかなということを考えて、今回このような

事業を設けたところでございます。そして、そのことに対しまして、今お尋ねのどんぶり選手権につきましても、また別途予算化を考えているところでございます。

ふるさと納税事業の教育委員会分につきましては、担当の方に答弁させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ふるさと納税推進事業について、お答えいたします。

ふるさと納税につきましては、今回28年度につきましては、納税額を20億円獲得に向けた中で広告宣伝が一番重要だというふうに考えているところです。

まずは、現在ふるさと納税のポータルサイトとして活用しております「ふるさとチョイス」や「楽天」、そして、28年6月から運用する「ANA全日空のポータルサイト」、3社の関連するあらゆる媒体において志布志市の特集ページ等を掲載するための費用といたしまして、2,000万円の予算を計上しております。それが広告料でございます。

それと、その他に今お尋ねの6,000万円の委託料ということで、これについてはSNSや動画サイト、そしてテレビ番組、雑誌とのタイアップ、そしてWebなど複数のメディアを通して広告を展開するメディアミックスを実施する費用として6,000万円をお願いしているところでございます。

○教育総務課長（溝口 猛君） 学校管理費のその他軽微委託料の内訳でございます。

内容としましては、せん定作業に伴う業務委託、あるいは環境美化作業ということで低木のせん定等でございます。

それから、学校にも木が立っているわけですが、来年度から予定では、高木伐採ということで、学校の校庭に支障があるという部分につきましては、その他施設管理委託料の方に、今回小中学校予算を計上しているところでございます。

○8番（西江園 明君） 日本一については、そのようにということです。

今ちょっと、この港湾商工課の分について、今課長の説明で2,000万円をふるさとチョイス、楽天とかいろいろな中に、そういうサイトに2,000万円、ほかに、これからメディア媒体とか、いろいろして6,000万円、計8,000万円じゃなくて、その他が4,000万円というふうに理解していいんですか、その確認。

課長の答弁が、最初2,000万円、今までのあったふるさとチョイスとか、そういう楽天ですかね、そういうところにして、2,000万円。そして、その後いろいろSNSとか、そういうテレビとかいろいろ媒体を使っただ中で6,000万円という表現です。合わせて6,000万円なのか、それともプラス6,000万円なのか、その辺の確認を、お尋ねします。

それと、学校の伐採のことなんですけれども、去年も委員会の中で、去年は途中で補正で出てきたのかな、有明中と宇都中だったですかね、その中で、何で他の所は学校の配当予算の中でやっている、ここだけ別途に委託料を組んで行政が予算措置しているということで、おかしいんじゃないかという中で、委員会の中でも議論がありまして、その時、執行部の方に非常に苦しい答弁で、志布志の方はあんまり木がねえとか、いろいろな答弁だったり、今までの過去の流れの中で、こうしてたから、その流れでしているというような答弁だったんです。

ですから、非常に学校の差別化で、今、課長の先ほどの答弁の中で、高木を対象にしている、現に志布志の学校の校長が木を切り方で落ちてけがをしている例もありますよね、去年は。だから、そこまで、じゃあ志布志の学校の場合は木が植えちゃらんと、そんなことはないと思います。現に、例えば香月小学校を見たときは、志布志高校がバーッと高木を切ったですよ、同じ国道沿いにあるのに、志布志市の方は、昔のまま、だから、同じ学校で小学校、中学校で今までも行政がしていたからするんだと、だから、非常に学校に対して、他の所は学校にやった予算の範囲でしてくださいと、非常に差別がされてるというふうに去年は感じて、途中だったので、そこまではこのことについては、議論は終わったわけですけども、そういう流れがあったから、今年も当然平等に計上されているだろうなということでお聞きをしているんですけども、去年との流れをちょっと、どうなっているのかお聞きします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） ふるさと納税のポータルサイトとして、活用しますふるさとチョイスと楽天、そういったものに支払う広告料2,000万円と別途に大手広告代理店等を活用した広告6,000万円は別でお願いしているところでございます。

○教育総務課長（溝口 猛君） 各学校における木の伐採についてということでございます。

昨年度の委員会で、いろいろ御指摘があったところでございます。

予算は、志布志支所教育本庁の施設係、それから各分室で持っているところでございます。その中で、実態としまして、松山、有明地区の学校においては、例えば、イヌマキでせん定するような木が多いのも現実でございます。

教育委員会の方向性として、分室の予算を縮小しまして、本庁の方にもって一括管理をするというような考え方でおります。

また、先ほど議員が御指摘の高木で危険な部分ということでございますが、これは今、本庁の方で持っている予算で要望があった場合は、実際しているところでございます。

年末に各学校長の予算要望ヒアリングをしているところでございますが、各学校、危険な高木が多いという要望はございました。

その対策として、本年度28年度から新たに小学校費におきましては、高木伐採委託料300万円、それから中学校におきましては、同じく危険な高木の伐採委託料に200万円という形で予算。

[西江園明君「幾らか、もう一度」と呼ぶ]

○教育総務課長（溝口 猛君） 小学校が300万円、中学校が200万円、来年度から予算計上しまして、全て伐採することはできませんので、年次的に危険な高木の伐採をしていく予定でございます。

○8番（西江園 明君） では、このふるさと納税については、広告宣伝費に8,000万円、28年度は予定をしているというふうに理解していいわけですね。はい、分かりました。

あと、教育委員会の学校の伐採ですけども、ということは、じゃあ去年と違って、教育委員会で必要に応じて、今までの流れで、こことこはしてたけど、今年もするかもしれんばってん、他のところもするというふうに集中管理していく、教育委員会本庁の中で管理していくというこ



とで、理解していいんですね。

それと、最後ですので、それについて、先ほど500万円委託料か何か学校で、環境美化ということで予算措置したということですが、この部分については、去年より増えてるんですか、総体の中で。

○教育総務課長（溝口 猛君） まず伐採の件でございますが、先ほど申しましたとおり、学校の要望を受けまして、私も全小中学校の木の状況を見てまいりました。確かに危険な高木が多いということで、本年度、先ほど申しましたとおり、小中学校合わせて500万円、ある意味では特別枠で予算をつけていただきまして、優先順位をつけて、年次的にやっていく形でございます。

それから、昨年指摘いただきました件につきましては、予算は分室の予算を縮減して行って、将来的にはと申しますか、全て本庁の教育総務課の方で予算管理していくという予定で考えております。

[西江園明君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 所管外に関して何点か質疑をしたいと思います。

予算書のまず133ページですが、市内高等学校支援事業です。

これまでも、いろいろと取り沙汰されてました志布志高校の存続問題等も含めて、どうそこを支援していくのかという観点から、こういった予算が上がってきているものと理解をするところでもあります。その方向性に関しては、大いに理解をするところなんですが、今回上がってきたこの流れを見ていきますと、志布志高等学校に在籍して、バスで通学する市内の生徒ということで、まず初めての事業ということで、高校1年生、新1年生ですね、今後4月から入っていく1年生を対象にしていくということが一つ。

もう一方的では、尚志館の関係が出てきまして、尚志館の方は、この通学費補助金というのは出てませんね。そして、広報等支援補助金ということで、尚志館と志布志高校同様に出ていると、ここですね、予算の配分のすみ分け、これどういう議論がひとつあったのか。そして、こういった今回提案されている支援事業によって、志布志高校の存続が、それで可能となっていくような事業だと本当に思っちゃるのかどうか、そこらの議論の過程を少しお示しをください。

それともう一つ、この予算書140ページ、タブレットパソコン導入事業ですが、小学校、中学校ともに、これは市長と、ここで意見交換し、提案をし、市長が答弁をされたとおりの結果が出て、すごくうれしく思っているわけですが、ただ、モデル事業として実施し、その結果を見て次年度に全体的な実施をやりたいというような答弁でありましたが、学校現場は、そういった市長の思い、あるいは我々の思いを受けて積極論、消極論とか多々あったと思うんですね。そういったことも含めてどうだったのか、それを経て、こういう予算になった状況をちょっとお示しください。

それともう1点、今回のこの予算を見ていきますと、ふるさと志基金を財源措置としてバックにつけているというのが多々見られますね。これはある意味で自主財源が厳しい状況の中で、ふ

るさと納税が良い状況で、昨年6月以降進んでいった、そういった結果によって、ふるさと基金が高まっていった財源措置ができたんだろうと思いますが、どういったですね、この基金の配分を整理してなされたのか、そこをお示しをください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

まず、志布志高校の支援についてでございますが、通学費補助金ということで100万円、そしてまた広報支援補助金で100万円ということで計上、お願いをするところでございます。

この議論につきましては、昨年から高校の学級数維持のためにということで、議論が重ねられてきてまして、私どもとしましては、教育委員会を通じて志布志高校と何回も協議を重ねてきたところでございます。

そのような中で、私どもの方から提案する事業もあったところでございますが、なかなか学校側の方で、そのことについては対応が難しいというようなことがございまして、現在提案している事業の導入ということに結論的にはなったところでございます。

お話がありましたように、じゃあこれで今後も学級数維持とか、そういったことは可能なのか、できるのということになりますと極めて厳しい状況であると思えます。

ということで、今後も更に協議を重ねながら効果的な事業というものは何かということを検討を重ねて協議を重ねて、また提案するということになろうかと思いますが、基本的には、やっぱり志布志高校に合格する、志布志市内の中学生の学力向上が必要ということにも言及があったところでございまして、そちらの方もまた更に力を入れていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

それから、タブレット端末導入につきましては、小野議員の方から提案がございまして、このことについて積極的に対応しようということで、教育委員会の方と協議を重ねてきたところでございます。

現実的に導入となれば、多額の予算がまずかかるということでございます。そしてまた、学校現場で使い方が熟知されない現場もあるということでございますので、まずモデル的に導入したいというところに手挙げ方式で募集、応募いたしまして、そのことに基づいて来年度事業の実施という形になったところでございます。

次年度以降についても拡大を進めて、平成30年度においては、現在のパソコンが更新時期にきているということになっているそうでございますので、それに合わせた形で全パソコンをタブレット型に変えるというような形での推進をしていかなきゃいけないというふうには思っております。そのような形で年次を重ねることで、学校現場の先生方も慣れて、そしてまた、その事業の効果が一層上がってくるような内容になってくるのではないかなというふうに思っています。

ふるさと納税の寄附金についての充当された事業については、担当の方に回答させます。

**○財務課長（西山裕行君）** 平成28年度のふるさと納税の財源充当につきましては、当然予算編成をする段階で、市長等と関係課等も協議をいたしまして、平成26年、それと平成27年度いただきましたふるさと納税の基金積立から28年度へ繰り越すべき基金の額が約1億2,000万円程度ご

ございましたので、その分の繰り越し分の基金分の事業として約27事業ほどの事業に対して、ふるさと納税を基金充当させていただくという方針で、今回の平成28年度の予算編成となったところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 志布志高校の関係は、市長が今答弁されたように、当局の側からも様々な提案をなされて、県立高校でもありますのでね、受け手の側もなかなかその提案にすんなり乗れないようなこともあったんだろうと思うんですね。それは理解をしますけれども、まだ様々な施策を巡らせていかないと、今回の募集状況を見ても、かなり厳しい状況でありますね。それを考えたときに、やはり今後とも細やかに折衝をしながら進めていっていただきたい問題だなというふうに思うのと。

あと、地元にある高校としては、尚志館があって、そこに関しては活性化政策として、広報宣伝等をしっかりやっけていける予算がついていますね。それはそれで納得をされているということで、理解でいいんですかね。

それとあとプラス、この事業をですよ、新1年生からやっていくとして、次1年でやらないというわけにはいかないわけですね、2年、3年続けていきますね。これは定着していくと思うんですが、じゃあこの志布志市内から、よその自治体のところにある高等学校に通っている方々、これもかなりの部分、これは存続とは別問題ですよ。別問題としてバス代等々かかるわけですが、そこへの配慮というのは、今回の議論の中で生まれなかったのかどうか、そこをひとつお示しをしていただきたいと思います。

それと、タブレットに関しては、前向きに進んでいるので評価をしているんですけども、モデル的に試行ということで、今、手挙げ方式ということで市長が言われましたね。

教育長、実際今そのことで、手挙げというか申請をされている学年であるとか、学校であるとか、そういうのが分かっていたらお示しをしていただきたい。

あと、今財政課長の方からありましたように、いわゆる、ふるさと志基金に関しては、1億2,000万円でしたっけ、繰り越しの分も含めてあったと、そこに対して事業を組んだわけですが、それは、その額を示した上で場内から、いわゆる予算申請等をお願いしたんですかね、そこをちょっとお示しください。少し分かりづらかったもんですから。

**○教育長（和田幸一郎君）** タブレット導入のことに関わって、お答えいたします。

今回のタブレット導入に関わりましては、まず学校の方に、どのような導入の仕方がいいのかとか、あるいは導入にあたって、どういう配慮をして欲しいのかということについて、全て学校からアンケートを取りました。その中で、導入にあたっては、ぜひ一斉にやって欲しいという学校もありますし、まず小学校から導入して欲しいという意見、それから中学校から導入して欲しいという意見、それから小規模校を優先して導入して欲しいという意見、様々な意見がございました。

そういう中で、私どもは、まず積極的に導入を進めたい学校を優先しましたけれども、その他に教育委員会の考え方として、小規模校、複式学級、完全複式の学校が3校ありますけれども、

森山と潤ヶ野と、それから田之浦ですけれども、ここはまず導入して、非常に有効に使う方法があるんだろうということで、この小規模3校は、まず優先して使おうということで、この3校は手を挙げましたので、まずそこは入れたいということと。

それから、松山地区と有明地区と志布志地区からも上がってきました。泰野小学校、それから安楽小学校、それから伊崎田小学校、この3校が上がってきました。これで小学校が有明、それから志布志地区、そして松山地区、それともう一つは、やっぱり中学校も導入を進めていく必要があるだろうということで、中学校は志布志中学校が手を挙げましたので、そういう観点で小規模校3校、それから地区ごとに3校、小学校。そして、中学校1校ということで7校を選定をした背景がございます。

ただ、他の学校の不公平感が生じたら困りますので、教師用のタブレットは、他の学校には全て配置して、そして、他の学校でもこのモデル校と含めて研修とか、そういうことは進めていきたいと、そういうふうに考えております。

以上でございます。

**○財務課長（西山裕行君）** 申し訳ございません。説明が不足してございました。

先ほどの28年度の当初予算のふるさと志基金の充当につきましては、当初予算の査定をする中で、各課からこういう事業をあげたいということで、上がってきた分をこちらの方で査定並びに、市長査定等を受けまして、その中でふるさと志基金を充てるのが妥当という事業について、この予算の中での配当ということになったところでございます。

**○教育長（和田幸一郎君）** 高校の支援の在り方について、先ほど市長の方から答弁がありましたけれども、本当にいろんなことを考えながら最終的に、このような案で今回提案をさせていただきましたが、確かに志布志市内に住んでいる子供たちで、他の学校に通っている子供たちがいます。ただ、その子供たちはバイクとか、そういうので行けるわけですけれども、今、私どもが考えているのは、特に松山地区はバス路線が無いということ等で、松山地区の方から曾於地区の方に行っている子供たちが、結構いると。伊崎田も同じような状況がありますので、今回こうして通学費の補助というのは、どちらかというと松山とか、あるいは伊崎田とか、そこら辺の子供たちへの対応ができたらなということがあって、今回のバスの通学費補助というのが一つ案として出てきております。

検討する中で、志布志市内に住んで、いろんな条件がある、尚志館高校もある、志布志高校もある、そこら辺の不公平感というのが無いようにというようにことで、いろいろと検討したんですけれども、最終的にはこの案でスタートして、もし学校側が更にいろいろと要望とかあった場合は、そういうところもまた今後は考慮しながら考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っています。この方法が最善であるとはなかなか言い切れないかもしれませんが、現時点では、この方法で一応取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をお願いしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** 教育長が答弁いたしましたように、とりあえず志布志高校の存続をどう

するかという観点から協議が進められていたということで御理解いただければと思います。

それから、ふるさと納税の予算につきましては、20億円の基金が寄せられるということで継続的に予算立てしてあります。

そして、その中からふるさと納税基金繰入額ということで、14億1,100万円ほど、これは返礼品と、それから港湾商工課の経費、あるいは先ほど言いました様々な広告媒体費の経費というのを含めまして。

ちょっとすみません。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午後2時53分 休憩

午後2時59分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございませんでした。

私の方で少し勘違いしておりまして、たくさん寄附金が集まれば、たくさん残るかと思っていましたら、そうじゃないということでございまして、誠に申し訳ございませんでした。

実は、これ平成27年度分についても、ちょっと私、勘違いしまして、例えば、予算立てで8億円してありましたので、8億円のうち返礼品で4億使うと、そして、残りの4億は市長が好きに使える財源なのかなと思ったら、いやそうじゃないですよということで、本市においては、非常に財政状況が厳しいということでございますので、27年度分についても、該当事業について、一つ一つ検証をしながら、ふるさと志基金にふさわしい事業ということであるならば、そちらの方に充当していこうということで、平成27年度予算についても、そのような形の財政の充当をしていただいたところでございました。

結果的には、1億1,000万円ほど志基金が積み上がって、残りが積み上がっていくということで、まだ今から年度末まで、まだ増えると思いますが、そのような状況であるということでございます。

来年度につきましても、そのようなことで、20億円いただきたいということで、予算立てしているところでございますが、現在の段階でふるさと納税基金繰入金ということで、返礼品を含めた経費等が14億円ほどかかると。そして、別途に、ふるさと志基金活用の事業として、昨年度と同じレベルのものを当て込んでいるということでございます。

ということで、まだ20億円いただいてないところでございますので、概算というか、見込みということになるわけですが、最終的には7億円ほど、また志基金が積み上がっていくということになるかと思っております。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。今回当初予算で上がってきて、20億円という歳入をみているわけですね、そういう流れの中でも、それがそのまま10億円ということでもないわけで、

今、市長が言われたとおりであろうというふうに僕も理解するわけですが、少なくとも、しかしながら、このふるさと納税が効力を今後ますます発揮していくということが望ましいわけですよ、自主財源の確保という観点からいっても、それを考えたときに、これまで以上に、このふるさと志基金の用途といいますかね、使途も目的、目的に沿った予算配分、これが大事になってくると。これ、スタートの時には、想像だにしないような勢いで今増えているわけですので、そこへ向けて、いわゆる、ふるさと志基金を充当できる、該当するものであるという判断、ここ大きなくくりがありましたよね。この大きなくくり、最終的には市長が判断できるというのがあるんだけど、このくくりもしっかり整理していかなければいけない時に差し掛かってるんじゃないかなという気がしてなんのですね。そこも含めて、最後答弁を質疑しておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まさしく御指摘のとおりだと思います。まだ私どもも27年度も締め切っていないと、そしてまた、28年度については、本当に20億円寄附を寄せていただけるのかということの懸念もあるところでございます。

その中で、予算を編成して御審議いただくということになっているところでございますが、その中身について委員会等で意見をいただきながら、その志基金の使途についても十分方向性を見定めてまいりたいというふうには思うところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） 先ほどの小野議員の質問で、答弁漏れがございましたので、ひとつ尚志館高校の方は、このことについて理解をしているのかということでしたけれども、説明に行きましたら、尚志館高校の校長先生も非常に喜んでくださいます、結構やはり広告ということについては、お金をかなり使っているというような状況もありまして、今回のこの50万円ということについては、非常に理解、有り難いというような、そういう声を私どもに届けてくれました。

以上でございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけお願いします。

今回の予算は、230億円からの予算の中で、20億円もの予算をいただけるだろうという、このふるさと志基金ですね、こういった予算の組み方がね、果たしてどうなんだろうと、本当に真剣に考えられたんだろうかねって僕は思うわけです。なぜなら、市長が施政方針の冒頭で、国の経済の見通しは大変厳しいという状況をおっしゃっています。そのこととあわせてですね、消費が減っていくという状況等々を踏まえたときに、果たして、このふるさと納税、志基金が皆さんが思っているとおりにこなかった場合にですよ、大体半分以上は、ふるさと納税事業で返したりいろいろされると、12億いくらですね、残りのそういったもの等々を含めてね、予算組んでますよ。議会が仮に認めたとしますね、それを執行する際に何らかの手立てをとらんといかんじゃないですか、この20億円こないとしたときですよ、基本的に。皆さん方が思っておられるだけの、そこについてのですね、もしふるさと納税が来なかったときに、それぞれ教育委員会、農政サイド、いろんな所にいっぱいありますよ。そういったものをもろもろが、きちんとした対応として補填

ができるものだろうかという心配もしているわけです。

仮に、私たちが市長に質問する際に、仮定の問題には答えられないと、よくあなたが答弁されます。これ、20億円確実に来るといふふうに断言できるんですか。そのことをね、整合性をもって僕はちょっと議論してみたかったですから質疑をしてるんです。

施政方針と実際に国の経済の状況が、このまま右に上がっていくという状況ならいいでしょう。国がマイナスになっているよということ認めてますよ。あなた自身も認めている。そういったことでね、200億円の約1割を占めるようなものを歳入として見込んで、事業をやるという、そのこと自体が予算の在り方としてどうなんだという、そこら辺の議論がどんなふうにされたんですかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今回のふるさと納税に関する事業につきましては、27年までの流れを見ながら、今回の予算の編成を行ったところでございます。

そして、お話がありますように、20億円しっかりと寄附金としていただけるのかどうかということについては、いただけるように一生懸命努力するというところでございますが、基本的には出来高払いというような形の事業ということになるかと思えます。

返礼品についても、寄せられた寄附金に応じて、その返礼品が増加していくわけでございますので、決してその返礼品に充てる財源がなくなるということはないということでございます。

そしてまた、経費等についても、それを見越しながら、十分対応していくということございまして、昨年ふるさと納税につきまして、議会が開催されるたびに上限を変更させていただきました。そして、その都度御承認をいただきながら進展してきたわけでございますが、極端な話でいきますと、ひょっとして12月分について、まだ寄附金が上がって、予想を超えるような形になったときには、1月の対応はどうなったんだろうというようなことも、少し懸念をしたところでございます。

そういったところで、今ほど申しました20億円の確実性につきましては、積み上げ方式で寄附額と返礼額と、相対してどちらも増えていくという内容になりますので、決してこのことで本市において、財政において欠損が生じる内容ではないということをお理解いただければというふうに思います。

**○18番（小園義行君）** じゃあ、そういう確信のもとで、今回それぞれ教育委員会、農政サイド、いろんなところにいっぱい、この財源を、これを充てますよということされてますね。そういったものが確実に執行ができるというふうに思っておられるんですね。

そして、そういうことであれば、努力をしてもらわんとそれはいかんでしょう、今市長がおっしゃるように。ただ、現在今このふるさと志基金というのが幾らありますか、それだけ教えてください。

**○企画政策課長（武石裕二君）** お答えいたします。

2月末現在におきまして、現在7億247万8,619円になります。7億247万8,619円。件数にいた

しまして、3万2,370件の寄附をいただいております。

基金の残高につきましては、2月5日で計算をしておりますが、7億1,914万1,142円、それから、27年度の取り崩しを予定をしておりますので、これは8号の補正で対応をしていただいておりますが、それを差し引いた予定額といたしまして、2月5日の現在で1億925万9,142円残高としては残ると。それから、2月5日以降の、今寄附をいただいておりますので、3月分を含めて、今後寄附をいただく額を予定すれば、これを上回るということになるかと思っております。

○議長（岩根賢二君） よろしいですか。

[小園義行君「はい」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（青山浩二君） 所管外になりましたので、この場で質疑させていただきます。

学校教育課関係になります。

説明資料の151ページ下段の方になりますけれども、学校・家庭・地域連携協力推進事業、コミュニティ・スクールの件でございます。

今回学校運営協議会を設置する学校を3校指定するという事になっております。この学校はもう既に決まっているのか、決まっていないのか、お聞きします。

また、あわせて、決まっていれば指定時期等も分かっているか教えていただきたいと思っております。

○学校教育課長（松元伊知郎君） お答えいたします。

コミュニティ・スクールについては、原田小学校、伊崎田小学校、それから志布志中学校の3校を指定いたします。

指定時期は、28年4月からということでございます。

以上でございます。

○2番（青山浩二君） 分かりました。

あとですね、残りまだ18校あるわけですがけれども、この18校については、翌年度、年次的に計画的に進めていくのか、どういった計画をもっておられるのか、ちょっとお伺いします。

○学校教育課長（松元伊知郎君） お答えいたします。

31年度をめどに、市内21校全部にコミュニティ・スクールを導入いたします。その間、制度の広報、周知、それから取り組みの充実、評価、検証、改善をいたしまして、31年度をめどに全校導入に向けて取り組んでいく予定でございます。

以上です。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、それぞれの常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第30号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算



○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第30号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第23 議案第31号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第31号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



#### 日程第24 議案第32号 平成28年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第24、議案第32号、平成28年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成28年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第25 議案第33号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第25、議案第33号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第26 議案第34号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第26、議案第34号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第34号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

#### 日程第27 議案第35号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第27、議案第35号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したため、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第28 議案第36号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計

○議長（岩根賢二君） 日程第28、議案第36号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を調製したため、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第36号は、総務常任委員会に付託いたします。



#### 日程第29 議案第37号 平成28年度志布志市水道事業会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第29、議案第37号、平成28年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、平成28年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき、平成28年度志布志市水道事業会計予算を調製したため、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要がある

ため提案するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第37号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

○議長（岩根賢二君） ここで発言の訂正を許可します。

○教育総務課長（溝口 猛君） 先ほど、議案第29号、平成28年度志布志市一般会計補正予算の質問の中で、高所伐採の委託料を300万円と200万円、あわせて500万円と申し上げましたが、正式には200万円と150万円、あわせて350万円でございます。

おわびして訂正申し上げます。

○議長（岩根賢二君） 改めて申し上げます。

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

明日から7日までは、休会とします。

8日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

日程は、付議事件にかかる委員長報告、質疑、討論、採決及び一般質問です。

本日は、これで散会します。

午後3時25分 散会

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第3号）

期 日：平成28年3月8日（火曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第3号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第5 議案第4号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議案第7号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第8号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第9号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11 一般質問
  - 野 村 広 志
  - 小 辻 一 海

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。



**日程第2 議案第1号 志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について**

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第1号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第1号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、報酬審議会の構成メンバーについてただしたところ、前回開催の審議会では、商業・農業者の代表等の10名以内で構成されていたとの答弁でありました。

人事院勧告は国家公務員に対してであるが、地方公務員へも影響してきている。地方公務員でも人事院勧告に準じていない団体もあるが、本市では地域の現状に応じた議論を行ったのかとただしたところ、合併後、人事院勧告を尊重してきた。報酬等審議会の中でもそのような意見もあったが、勧告どおりの審議結果となっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第1号、志布志市特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

○18番（小園義行君） 議案第1号について、基本的に反対の立場で討論をしたいと思っております。今回、人事院勧告に基づいて、こういったことで条例を改正をしたいということですが、

私たち特別職においては、昨年の議会において、30年まで現給保障をすると、そういったことで内容としては、現給が保障されているということでもあります。

今回、手当については、特別報酬等審議会の委員会も開いていないということでの議案上程の時の説明でありました。

今回、報酬等については、先ほど言いました30年3月31日まで現給保障されているから、特別職についても月額引き上げの条例改正は実施しないというふうに、わざわざここに乗っけてあります。

私は、私も特別職員の一人でありますけれども、この手当の引き上げ、そういったものについてもしっかりと、これは議論をした上で、本当に引き上げなきゃいけないという納得いく理由があれば賛成もあり得るでしょう。でも、住民の皆さん方の状況等々を考えたときに、報酬の条例改正はしないけれども、手当だけは、こういうふうにやりますよというね、こういったことでは、私は納得いかない。引き上げをする理由がないというふうに私は思います。

当局の説明では、今委員長の報告もありましたように、人事院勧告に基づいて実施をするということでもあります。

そういったもの等々を含めたときに、特別職のこういったことです。人事院が勧告しているものについては、嘱託職員や非正規労働者に対する勧告もきちんとされていますが、それに基づいて本市が実施をしているのかということになったときに、甚だ疑問であります。これは人事院は、くまなく非正規労働者、いわゆる嘱託職員等についても勧告をしていますけれども、その完全実施という状況にはなっておりません。そういったことを考えたときに、自らは引き上げをして、そういった非正規労働者や嘱託職員を始めとしたそういったものに対してのしっかりとしたものが担保されない以上、賛成するというわけにはいきません。そういったものが討論の主な理由として反対といたします。

○議長（岩根賢二君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで討論を終わります。

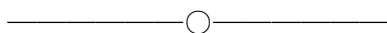
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第1号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩根賢二君） 起立多数であります。したがって、議案第1号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第2号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について



○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第2号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第2号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、持ち家手当の経過措置について、職員組合との協議の経過をたざしたところ、国・県からの指導もあり、また、県内で支給をしている3市のほとんどが廃止の方向であるため、職員組合とも協議を重ね、最終的に経過措置を採ることで合意したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例及び志布志市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

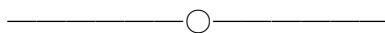
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第3号 平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか、担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

施行部の説明によりますと、今回の補正予算は、既定の予算から4億2,374万4,000円を減額し、予算の総額を217億8,427万円とする。地方債の平成27年度末の現在高見込額は、242億7,906万9,000円と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、財産管理費の中で、市有地の利活用・売却可能財産の判断が平成27年度に決まらなかった。田之浦中は遅れていたが、出水中はそれなりの提案が出ているようであるが、議会には状況が示されていない。現状はどうなっているのかとただしたところ、利活用検討委員会を中心に、地元と月1回程度の協議を行っている。出水中は地方創生の予算が付いて、現在鳥かん図が出来上がるころである。2月に地元協議会委員にも示した。予算も関係するので、できることから地元と協議を重ねながら進めていきたいとの答弁でありました。

この公有財産については、売却または貸し付けの議論が進んでいるのかとただしたところ、現段階では、体育館等を地元でも利用したいという意見もあり、貸し付けで検討している。校舎等も補助事業の分があるため譲渡に制限があるとの答弁でありました。

施設管理料が142万2,000円の減額となっている理由についてただしたところ、これまで4月1日で庁舎管理の委託契約をしてきたが、必須の契約を除き、6月1日から翌年の5月末までの契約に変更した。契約をしなかった2か月分を減額するものであり、長期継続契約に伴う案件について、開始時期を調整したことによる変更であるとの答弁でありました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部より、預金利子については、一般会計・特別会計現金及び歳計外現金の資金運用による預金利子額であり、平成26年度までの資金運用については、1か月ないし3か月の定期預け入れを中心に行っていたが、平成27年度から1か月未満でも利率の高い「譲渡性預金」を活用した結果、預金利子額が増えたため、今回120万円の増額補正を行うものである。

概略、以上のような説明があり質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、預金先はどうなっているのかとただしたところ、一般会計現金・特別会計現金・歳計外現金は、指定金融機関のJAそお鹿児島に全て預け入れて運用している。譲渡性預金は通常の定期預金と違い、1か月未満の短期の預け入れであっても、普通預金の利率の3倍であるため、平成27年度から活用し、今回の増額補正となっているとの答弁でありました。

日銀のマイナス金利政策が長く続くと、銀行も動かざるを得ないと思う。公金を預かるという意味で、どのように対応していくのかとただしたところ、県内の金融機関と意見交換を行った。マイナス金利政策は地方銀行には負担が大きく、住宅ローン等の金利は既に大手銀行に合わせて低下の傾向にあるが、普通・定期預金金利についても今後改定の可能性があるとのこと。5月28日に全ての基金が定期日となるため、その前に各金融機関の状況を注視して対応するとの答弁でありました。

コンビニ収納の状況についてただしたところ、平成26年度からコンビニ収納が始まっているが、非常に利便性が高いということで利用率が伸びている。その反面、指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口取扱件数が減っている。指定金融機関の窓口手数料は1件10円だが、コンビニ収納は1件57円である。利便性は高まったが、市の負担は増えている。コンビニ収納の種類は全ての税、住宅使用料等に対応している。奨学金は今回新たに始まるとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市民からの監査請求があった場合、議会にも報告するのか。また抜き打ちでの監査は行っているのかとただしたところ、住民監査請求監査があった場合、60日以内に回答をしなければならないが、本市ではまだない。もし請求があった場合、その結果は他の例月監査等と同じように、議会には結果の報告を行う。抜き打ち監査は実施していないとの答弁でありました。

外部監査という観点から職員OB等ではなく、有識者を外部から任用することで透明性を保つといった議論をすべきではないか、また議会事務局長と監査委員事務局長が兼務していることについての議論は進んでいるのかとただしたところ、有識者の監査委員を外部からということについては、庁内全体での協議には至っていない。兼務については、県内で志布志市だけが議会と監査の局長兼務となっている。他市では公安委員会・選管との兼務はある。委員会での審査状況は執行部に伝えてあり、副市長との業務ヒアリングでも伝えているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

需用費は議会だより、委託料は会議録について、それぞれ実績により減額となっているが、契約はどのようになっているのかとただしたところ、年間契約については、年度当初に入札を行っている。印刷製本費の議会だよりについては、1ページ当たりの単価と印刷部数、紙質による。委託料の会議録についても、反訳時間、会議録1ページ当たりの単価、ホームページ用PDF1

ページ当たりの単価に基づく契約となっているとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、年金機構の個人情報流出により、地方公共団体のセキュリティが心配な中、マイナンバー制度が始まり、今回、国の2分の1補助でセキュリティ対策を行うわけだが、国は庁内のセキュリティ対策のチェックをするということであったが、本市ではどうだったのかとただしたところ、昨年10月に庁内のセキュリティを再調査している。国からのセキュリティ対策についての指示は、まず特別交付税措置により、インターネットなどの情報系と基幹系の端末を10月5日までに分離しなさいということで行った。対応については市町村でも温度差があった。その後2分の1補助により、インターネット系とL2WANも分離しなさいとのことで今回の予算計上となった。3層の構えのセキュリティで万全の対策をとっていくとの答弁でありました。

今後、自治体クラウドの流れで、Webサーバーからの情報流出の恐れ、庁内のメールのやり取りなど、外部と内部で検証をしていかないといけないが、最後は人間である。その対応はどうかとただしたところ、情報流出は故意であってはならないが、職員に対しては研修を毎年実施している。今後も新しい事例を入れながら研修を続けていくとの答弁でありました。

公有建物共済の120万円の減額は、全て情報管理課分なのかとただしたところ、情報基盤の光ケーブル等に災害があった場合に補填するものであるが、今年は台風や交通事故などの災害がなかったため全額を減額するものであるとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、歳入の固定資産税が大幅に増となり、要因は太陽光発電所設置に伴うということだが、太陽光発電所の地目と発電所数及び総面積についてただしたところ、地目は雑種地で、平成27年度実績見込みで103件、うち市内の個人・法人分が64件、1人が2箇所以上設置したケースもあり、118箇所の設置である。平成26年度からは5倍以上の伸びとなり、市内の一番大きな発電設備は1,990kwで、償却資産に係るものについては1,390万円の年税額となっているとの答弁でありました。

ご当地ナンバーはいつから交付開始になるのかとただしたところ、当初4月24日で検討していたが、高校生の新規分が3月から必要ということで、3月25日から交付を開始することとしている。希望ナンバーは3月15日まで募集している。今付けているナンバーからの交換も可能。高校に伺い、在校生のナンバー交換について説明を行う予定であるとの答弁でありました。

太陽光発電を設置すれば、その土地の地目は全て雑種地となるのか。また、稼動に関わらず全て課税されるのか、課税客体の把握方法はどのようにしているかとただしたところ、地目は全て雑種地で認定するが、その周辺状況に応じて評価していく。宅地批准（宅地の約5割評価）や、畑批准、田批准の評価もある。太陽光発電設備は発電容量10kw以上であれば全て課税される。課

税客体の把握は、地上に設置された分は目視で確認できるが、屋根の上に設置された分は把握が難しいため、経済産業省の認定資料に基づいて把握している。認定を受けても設置時に契約発電量が下がる場合もあるので、最終的に九電との売電契約書を提出してもらい課税しているとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、県を通じての、ふるさと納税の配分基準についてただしたところ、平成27年度は、志布志市への指定ありが16万円、指定無しが10万円だった。市が6、県が4の割合であるとの答弁でありました。

自治会統合推進事業は、過去に実績はあったのか。また今後における推進をどう進めていくのかとただしたところ、毎年予算を計上しているが合併後の実績はなく、自治会の動きはあるものの統合には至っていない。自治会の歴史や財産の有無など統合は難しい。過去のアンケートでは再編が必要という自治会が37、統合について話し合ったことがある自治会が51ある。今月、自治会在り方検討委員会を開催する予定であり、再度アンケートを取り統合の意向があった自治会を中心に働きかけを行っていく。ただし、行政が積極的に統合しなさいということは言えないので統合の機運が上がったところに働きかけをしていく方針であるとの答弁でありました。

自治会補助で不用額が発生しているが、その理由についてただしたところ、毎年9月1日現在の自治会世帯数を基に算定し、支出を行っている。今回の減額補正は支払額の確定によるものであるとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部より、平成28年2月3日に公布された公職選挙法の一部を改正する法律による、選挙人名簿の登録制度を改めることに対応するため、システム改修委託料106万5,000円を計上している。

平成26年度まで実施していた、都城市と志布志市の職員交流に伴う都城市への派遣職員に係る都城市からの給与負担金が、27年度は実施していないため、596万5,000円減額するもの。

概略、以上のような説明があり質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、ガードレールやロードミラー設置に伴う窓口が、分かりにくい現状であり市民には戸惑いもあるのではないかとただしたところ、市道に係るものは建設課分、自治会内の設置については総務課となるが、分かりにくいので今後整理していくとの答弁でありました。

都城市との職員人事交流ができなかった理由はとただしたところ、志布志市、都城市両市で声かけをしたが希望者がいなかった。28年度についても予定していないとの答弁でありました。

自治会が管理する防犯灯は経年劣化しているが、更新に踏み切れない自治会も出てきている。何か手立てはあるのかとただしたところ、新設への2分の1補助と、維持管理費を年1,700円負担している。全体的な要望把握に努め、検討していきたいとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、選挙システムの改修は、18歳の選挙権を有する

ものが、選挙前に転出した場合でも選挙人名簿に登録されるよう対応するためのものかとただしたところ、これまで前の所在地で登録基準を満たさず、選挙人名簿に登録されずに転出した場合、投票ができないことがあったが、公職選挙法の改正により、前の住所地に3か月以上居住の実態があれば、前の住所地で選挙人名簿に登録できるようになったため、その対応に必要なシステム改修であるとの答弁でありました。

期日前投票の際の宣誓書に記述させることの議論はどのようになったのかとただしたところ、入場券の裏側に宣誓書を記入する様式で、投票手続きの簡素化を図りたいとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部より、競艇場外発売場オラレ収入金600万円の減額は、当初、年間売上10億円、これに対する収入金(3%)3,000万円を予定していたが、年間売上8億円、これに対する収入金が約2,400万円と見込まれることから、収入金を600万円減額するものである。

概略、以上のような説明があり質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、オラレが600万円の減少となった。大変努力し頑張っているとは思いますが、当局はどのように感じているかとただしたところ、利用者が減少してきている。特に大口購入者の減少と若者のテレボート利用が原因と思われるが、今後も売り上げ増の取り組みを続けていくとの答弁でありました。

ふるさと志基金が5,000万円コンテナ輸出入に充てられているが、基金を充てる前はどのように実施していたのか、また、バルク戦略港湾の協議会が発足できなかった理由をただしたところ、コンテナ輸出入補助については平成22年からスタートしているが、これまでは一般財源で対応していた。27年度からふるさと志基金で対応している。バルク港の指定は受けたが事業が進んでおらず県でも発足していない。県の発足に伴い市も立ち上げるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算(第8号)について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(岩根賢二君) 次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長(小園義行君) ただいま議題となりました議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算(第8号)のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ALTは各学校への派遣が目的で設置されている。途中で交代する

ことで支障はなかったのかとただしたところ、ALTについては3名交代しているが、引き継ぎ等も順調に行われ、小・中学校の英語の授業に支障は出ていないとの答弁でありました。

給食センターの統合に伴う備品購入費が減額されているが、備品は全てそろったのか、また、松山給食センターの備品の処分方法についてただしたところ、備品購入費の減額分は主に食缶の入札執行残である。食器類は消耗品で計上しており、統合に必要な備品等は全てそろえた。また、松山給食センターの備品等の整理のため、臨時職員を2か月間当初予算で計上した。まず、学校に譲渡し、その後、自治会、関係団体、一般市民に譲渡する方向で検討しているとの答弁でありました。

次に、生涯学習課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、城山総合公園テニスコート増設について、3面増設され利便性も上がり利用者も多くなると思うが、地元利用者についての考えをただしたところ、人工芝のコート3面を増設し10面になる。利用方法については、バランスを考え2面程度は地元利用としていきたいとの答弁でありました。

今後の利用者数の見込みについてただしたところ、1団体の参加者が1.5倍に増えると積算している。現在、利用者が8,000人程度で推移しているので、その1.5倍程度を見込んでいるとの答弁でありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、通知カード及び個人番号カードの交付状況についてただしたところ、2月29日現在で、753件が不達であるとの答弁でありました。

個人通知カードの発行枚数と個人番号のカードの申請がどれくらいあったのかとただしたところ、通知カードは発送枚数が1万5,855枚あり、郵便で配達された件数が1万3,712件、市役所での受渡し件数が1,333件、死亡・転出57件、不達件数が753件、不達率は4.7%である。個人番号カードの申請件数は、2月29日現在で1,496件あり、市に届いている枚数は761件、本人が取りに来られた件数が188件であるとの答弁でありました。

雑入の指定ごみ袋・エコ商品益金が900万円減額になった原因についてただしたところ、指定ごみ袋の次年度の入札の結果、業者が変更になるため在庫分を益金から買い取る必要がある。当初1,000万円を予定していたが、100万円程度になる見込みであるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、障害児童通所支援給付事業について、対象児童数をただしたところ、対象児童数は、発達支援事業の登録者数が37名、放課後デイサービスが21名であるとの答弁でありました。

臨時福祉給付金支給事業の減額について、支給対象者への周知方法は。また、支給率について

ただしたところ、広報活動について、7月、8月に全自治会において職員による説明会を開催。8月に散らし、申請書及び返信用封筒を同封して送付。11月に未申請者に対し、再度お知らせと申請書の再送付。宛所の不明者に対しては民生委員からの情報提供。土日の申請窓口を開設。志布志2か所、有明6か所、松山2か所での巡回申請受付。申請の際、平成26年度に支給されている方については身分証明書等の提出を不要とし手続きの簡略化を図った。結果、平成26年度は91%であったが、平成27年度は95%に給付率が伸びた。また、基準日の対象者が1万414名だったが、死亡者、生活保護者、未申告者の520名を除いた申請対象者が9,894名で申請者の数が9,438名、未申請者が456名であるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、食の自立支援事業について、1食当たりの単価と個人の負担額は。また、配食数の現状についてただしたところ、委託単価は1食当たり880円である。個人負担は、非課税世帯が500円、課税世帯が600円である。今年に入って配食数が伸びている。1月の実績は67名に配食を行っているとの答弁でありました。

地域自殺対策強化事業補助金が、20万1,000円減額された理由についてただしたところ、地域自殺対策強化事業の補助金については、今回、新たな総合相談事業を計画したが、自殺というのは、いくつかの要因が重なって、その末の死ということである。弁護士、専門職が入った中での総合相談を計画していたが、集約が難しかったため、今年度はできなかったとの答弁でありました。

自殺を予防するには、相談体制の確立が大事である、今後の計画についてただしたところ、年4回臨床心理士の相談を行っている。現在、庁舎内の関係機関と社会福祉協議会等が入ってネットワーク会議を持った。その話し合いの中で何ができるかということ、関係機関を巻き込みながら、ネットワークという形でフォローしていくということが立ち上がったところである。各機関が必要な支援へつないでいく体制づくりを行っているところであるとの答弁でありました。

以上で、全ての課を終え、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となっています議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査経過の概要と結果について報告申し上げます。

当委員会は、3月4日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、農業委員会分について報告いたします。



予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農地保有合理化事業費のあっせんによる報償費が、追加計上されている。あっせんの状況と謝礼金の額についてただしたところ、27年度の売買相談件数は、松山20件、志布志9件、有明16件、合計で45件であった。その内、あっせんによる成立件数は、39件である。謝礼金として、1件1万円を上限としている。通常1回のあっせんで4から5回の夜間訪問が必要で、上限を超える活動状況ではあるが、1万円で支給しており、年度末を向かえ、若干の不足を生じたとの答弁でありました。

あっせん活動の、今後の考え方についてただしたところ、農業従事者が高齢化する中で、耕作放棄地が増加する傾向にある。担い手育成の意味からも、あっせんによる円滑な譲渡により農地の有効活用を目指したいとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、道路維持費の集落道路清掃に対する謝礼金が、参加者の減少により減額補正されている。減少数についてただしたところ、26年度、229集落の参加であったものが、27年度は、225集落となり、4集落の減となったとの答弁でありました。

参加できなかった主な理由についてただしたところ、集落によっては、早期米の収穫時期と重なり、実施できなかったケースもあるが、主な要因は、高齢化による清掃参加者の減少であるとの答弁でありました。

高齢化対策として、実施期間の猶予や清掃区域の見直しなどを検討すべき時期だと思うがとただしたところ、実施期間の制限はしていないが、旧町ごとに実施方法が異なるようだ。期間に幅を持たせてのお願いを、次年度以降、依頼文書に付け加えたい。また、清掃区域については、過去に縮減したケースもある。共生・協働の活動として、地域の実情に合った状況での取り組みを進めたいとの答弁でありました。

次に、耕地林務水産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、繰越明許費の中山間総合整備事業有明地区は、普通水稻作の作付けと聞いているが、影響のない完成見込み時期となっているのかとただしたところ、ほ場整備の場合、補完工なども考慮し早期完成としたい。現在の進捗率については、倉ヶ崎地区66.9%、柳井谷地区46.3%であり、雨天が続かなければ4月上旬には現場が仕上がる予定。余裕を見て5月20日の工期にしているとの答弁でありました。

農業基盤整備促進事業は、予算要求に対して思うように事業実施できなかったようだが、当初予算の設定と、その結果について、どう考えているかとただしたところ、当初9,100万円の予算を計上していたが、内示額が23%程度となった。早期着工による地域経済の浮揚を考えていたが、県からの追加予算もなく減額補正となった。県からも厳しい状況だと説明を受けているとの答弁でありました。

当初予算を計上されると、地域の方々は期待する。先延ばしで信用問題にも発展する可能性もあるので、要請・要望活動に力を入れるべきだと思うがとただしたところ、市長と関係機関を訪問し、要望どおりの事業採択をお願いしてきた。今後も、国、県への陳情などを努力していくとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、肉用繁殖雌牛導入事業が減額されている要因についてただしたところ、松山地区において、自家保留が多く、資金貸付を受けないケースが多いとの答弁でありました。

松山地区の導入頭数が、有明、志布志に比較して少ないのかとただしたところ、導入時の資金借入は少なかったが、導入頭数は通常の範囲内であるとの答弁でありました。

農業制度資金利子助成事業の貸付状況についてただしたところ、家畜飼料支援資金21名で33件、大家畜経営維持緊急支援資金8名で8件、大家畜経営活性化資金1名で2件、口蹄疫経営維持緊急資金1名で1件となっている。2件の繰上償還分の利子補給が減額補正となったとの答弁でありました。

最後に、農政課分について報告いたします。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、畑地かんがい用、散水器具設置支援事業の市単独分が未執行だった理由についてただしたところ、曾於東部地区においては事業完了であり、補助事業と併用で推進を続けてきた。補助要件を満たさない部分に対して予算計上したが、散水器具の購入希望が無かったとの答弁でありました。

散水器具の普及が進まないのは、水利用作物の推奨が足りないのではないかとただしたところ、露地野菜は、必ず水を必要とするので、作付面積を伸ばす必要がある。水利用作物で、収益の上がる品目を関係機関と検討しながら、畑かん用水の利用促進に努力するとの答弁でありました。

活動火山周辺地域防災営農対策事業で、乗用型摘採機能付除灰機を6台追加購入する追加補正の詳細についてただしたところ、松山、志布志、有明の3組合にそれぞれ2台ずつの購入。受益戸数は、松山4戸、志布志3戸、有明1法人であるとの答弁でありました。

以上で、すべての審査を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで11時5分まで休憩いたします。

—————○—————

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第5 議案第4号 平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第4号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第4号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、出産育児一時金給付事業の減額理由は何かとただしたところ、2月末での実績は37件である。当初予算と開きがあったため減額したとの答弁でありました。

高額療養費が増額されているが、増えている病気は何か。また、前年度と本年度の件数についてただしたところ、糖尿病やがん等が増加傾向にある。また、件数は平成26年度が3,303件、平成27年度は12月現在で3,460件、平成26年度と比較すると157件増加しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、平成27年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決

すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

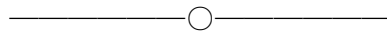
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第6 議案第5号 平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第5号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第5号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者医療の対象となっている被保険者数についてただしたところ、平成28年2月1日現在で被保険者数が6,064人であるとの答弁でありました。

後期高齢者の中で病院に行っていない人等の数を把握しているかとただしたところ、把握はしていないが、介護保険計画を策定時にアンケートを取っている。後期高齢者ではないが、一般高齢者65歳以上の高齢者の約9割が通院をしていたとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成27年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第7 議案第6号 平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第6号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第6号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、要支援、要介護の認定者数についてただしたところ、平成28年2月1日現在の認定者は2,051名である。内訳として、要支援1が289名、要支援2が215名、要介護1が413名、要介護2が296名、要介護3が259名、要介護4が315名、要介護5が264名であるとの答弁でありました。

訪問型介護予防事業は、配食を含む事業なのか。また、減額の理由についてただしたところ、訪問型介護予防事業は、配食を受けている方の事業になる。当初5名で予定していたが、実際は1名の利用だったため減額したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成27年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第4号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

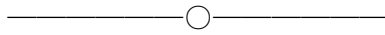
○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第8 議案第7号 平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第7号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第7号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、災害時を想定していたが、無かったとのことだが、どのような災害を想定していたのかとただしたところ、大雨が降った時に浄化センターが水没する恐れがある場合の、土のう積みなどで、それに伴う原材料費や賃金を想定しているとの答弁でありました。

総務管理費の委託料の施設は何箇所か。また、工事請負費の執行残の内容についてただしたところ、施設は4施設である。工事請負費については、松山地区のマンホールの補強工事の執行残であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号、平成27年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

#### 日程第9 議案第8号 平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第8号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第8号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、マイクロバス借上料が発生している理由についてただしたところ、現在2台を所有しているが故障時等にレンタカーを借用することがあるため予算化しているとの答弁でありました。

経営の状況についてただしたところ、平成28年1月現在で施設利用者が112%の伸びとなっている。レストランは300%増、日帰り入浴は108%増で、宿泊者と宴会が昨年と比べて若干減少している状況ではあるが、おおむね計画どおりであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第8号、平成27年度志布志市国民宿舎特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第10 議案第9号 平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第9号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第9号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月4日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志市臨海工業団地の2工区は今年度完成しないということだが、今後の予定はどうかとただしたところ、平成28年9月の完成を予定しているので、6月議会で募集要項を示したいとの答弁でありました。

1工区の今後のスケジュールについてただしたところ、3月中に仮契約を行い6月議案に提案を予定しているとの答弁でありました。

1工区で製造業誘致のためにボーリングを実施したが、水質が不適であった。雇用の増のためには製造業誘致が必要と思うが2・3工区はどういった職種を予定しているのかとただしたところ、製造業からの申し込みがない状況である。1工区は約20名の雇用予定であり、ボーリングについては今後要望があれば検討し、調査を実施するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第9号、平成27年度志布志市工業団地整備事業特別会計補正予算(第2号)は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。



○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。  
これから採決します。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第11 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第11、一般質問を行います。  
順番に発言を許可します。

まず、3番、野村広志君の一般質問を許可します。

○3番（野村広志君） こんにちは。3番、真政志の会、野村でございます。

はじめに、先般の臨時議会を終えまして、議長、副議長、3常任委員会のそれぞれの新体制が誕生いたしました。残された任期の議員・議会活動がスタートいたしました。私自身も初心に立ち返り、市政発展のために、尚一層積極的な議員活動にまい進していく覚悟を新たにいたしましたところでございます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、トップバッターとして通告に従いまして質問をさせていただきます。

昨今まで慎重に審議されておりました環太平洋パートナーシップ協定（TPP）でございますが、先般の署名式で最終合意に至り、協定の内容が確定をいたしました。参加各国は発行に向けて国内手続きを本格化させているわけでございますが、これまで様々な批判の声や不安視をする悲鳴のような声なき声を、政府は真摯に受け止め、理解をより深めてもらうよう、その対応に当たっていかねばならないと思うわけでございますが、我が志布志市の基幹産業であります農業においても、大きな影響を及ぼすことについて、他の地域と同様に不安視をする声は少なくありません。

そこで、まず市長にお伺いをいたしますが、率直な御意見として、協議からこの過程まで、大筋合意を経て最終合意に至るまでの経過をたどりまして、どのような感想をお持ちなのか、まずはお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） 野村議員の御質問にお答えいたします。

TPP交渉は2010年3月にアメリカなど8か国により開始され、日本では同年10月に交渉参加を

検討する旨を表明して、農林水産業への影響をはじめ、参加の是非を巡る国内の議論が続く中、関係国との協議が始められたところであります。

その後、日本は2013年3月15日にTPP交渉への参加を表明し、当時は、政府は米や麦などの重要5品目を関税撤廃から除外できない場合は脱退も辞さないという構えを示されておりました。

同年7月23日には、日本はTPP交渉に参加しましたが、多国間での交渉が難航し、交渉妥結は複数回先送りされております。そのような中、2015年9月30日に閣僚会合が招集され、10月5日に大筋合意に至ったところであります。

その間、私としましては、TPP交渉の参加を示している当時から交渉参加について断固反対という立場を示しており、あらゆる手段で地域一体となって国に要望をしていたところであります。

このような経緯から、大筋合意に至ったことにつきましては誠に遺憾でありまして、残念であるということでございます。

しかし、これからは本市の基幹産業にTPPの影響が最小限になるような対策及び支援をしていかなければならないと考えているところでございます。

**○3番（野村広志君）** 市長の感想というか、お立場を十分に理解をするところでありますが、終始この問題、実際に農業に従事される方々の目線に立って考えてみなければならぬかなと思っておりますが、自分たちの農業、農業者の方々にとって、どの分野がどの程度影響して農業者の所得や生活にどの程度跳ね返ってくるのかというのが一番心配されるころではなかろうかと思うわけですが、地元選出の国会議員であります森山農水大臣の所信表明の中でも、「日本の農林水産業と農山漁村を次世代に受け継ぐため、農政新時代を切り開く」と宣言され、TPP対策においても「体質強化と確実な再生産を後押しをする」と、農政改革を更に前進させる決意を述べられておられます。また、大変重要な「農業者の所得の向上を図る」とも強く強調されており、不安の払拭に努められておられます。

そこでお聞きいたしますが、本市が今議会に提案されております平成28年度予算編成において、農業の施策方針について前段に述べたような市民の不安や懸念が拭い去られるような施策が打ち出されているのかどうか、市長の見解をお示しく下さい。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

政府は、関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期すために、生産コストの削減や収益性の向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効にあわせて経営安定対策の充実等の措置を講じることとしております。

本市といたしましても、国の平成27年度補正予算及び平成28年度予算で示された事業については、有効に活用していきたいと考えております。

農業関係の施設整備には、強い農業づくり交付金や産地パワーアップ事業など、担い手への支援については、担い手確保・経営強化支援事業、経営体育成支援事業、新規就農・経営継承総合支援事業など、農山漁村の活性化については、農山漁村振興交付金などの事業を積極的に活用し

ていきたいと考えております。

しかしながら、この示されている事業につきましては、それぞれ高い目標設定が必要ということで条件も大変厳しく、応募してもなかなか決定をいただけないケースも発生しておりますので、国に対して更なる予算の確保を要望していただかなければならないというふうに考えております。

市の28年度予算には、T P P対策の予算は計上しておりませんが、国が示した体質強化対策の畜産クラスター事業について、現在県と連携して国のヒアリングに向けて協議中であります。

また、産地パワーアップ事業や担い手確保・経営強化支援事業や経営体育成支援事業、農山漁村振興交付金についても、現在募集段階、または応募し審査中の段階でございますので、当初予算には間に合わないスケジュールになっているところでございます。今後、内示等がありましたら、6月補正予算で計上したいと考えているところでございます。

**○3番（野村広志君）** 国が示した体質強化対策、畜産クラスター事業等について、今後6月の補正において、また打ち出していくということでございましたけれども、ただいまお示しいただきました農業施策の方針の見解を踏まえまして、では、このT P P関連の大綱などを勘案し、どの程度ですね、このT P Pが発効した場合、本市の農業に影響をしてくるのかということをもまず予測されて、試算されているかと思っておりますけれども、この点についてお聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市農業への影響につきましては、国が示しました「農林水産物の生産額への影響について」を基に試算をいたしましたところ、耕種部門につきましては、米のように国が国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れることなど、国内の流通量を調整する対策などが採られることや、施設野菜、露地野菜等において、もともとT P P参加国からの輸入量が少ないことなどから、影響は出にくいものと考えられます。例えば、かんきつ類につきましては、全国で約21億円から42億円の生産額の減少があると試算されており、本市において、これを置き換えますと87万円から174万円の影響額となるところでございます。

そしてまた、本市の代表的な作物であるキャベツ、いちご、ピーマンにつきましては、国はその影響は限定的としておりますが、具体的な影響額は示されておられません。影響額の試算の考え方に「関税率の2分の1が価格に影響する」という考え方もあるようでございます。

また、国におきましては、米、お茶につきましては、影響額はゼロ円としております。

畜産部門におきましては、その影響につきましては、主な畜産物で試算しましたところ、肥育牛部門で最小で1億3,973万円、最大で3億611万円、酪農部門で最小で2,278万円、最大で2,517万円、養豚部門では最小で5億8,223万円、最大で8億2,285万円、ブロイラー・採卵鶏部門では最小で1,824万円、最大で3,208万円、合計いたしますと、最小で7億6,300万円、最大で11億6,105万と試算したところでありますが、国の試算は体質強化対策等の効果を見込んだ前提でありますので、対策が機能しない場合は、試算以上の影響も考えられるということでございます。

これらの影響は耕種部門においては、多くの作物がT P P発効後、すぐさま関税が撤廃されることから、発効時から影響が発生するかと思います。畜産部門においては、T P P発効後、段階

的に関税率が引き下げられるということから、例えば牛肉においては、16年目まで段階的に関税の引き下げを行うということで、こちらの部門においては徐々に影響が出てくるのかなと考えております。

○3番（野村広志君） 今お示しいただきましたけれども、米とお茶については、あまり影響がないということでの試算のようでございますが、この畜産部門においては、最小で7億6,300万円、最大では11億6,105万円というぐらいの試算をされているようでございますが、非常に心配される数字ではないかなと思うところでございますが、仮に今答弁がありましたように、体質強化対策の効果というのがあった場合ということですが、もし更なる効果が出なかった場合の追加策のようなものというのは、何か予定がされているのかどうか、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

対策が採られなかった場合ということでございますが、これまでに示された対策以外に国としても、成長産業化に向けて継続して検討するという項目がございますので、その対策が示されますと、生産者の方に一定の安心感が生まれるということでございますので、今後の状況を把握しまして、国に対しての要望等も重ねてまいりたいというふうに思います。

○3番（野村広志君） 一定の安心、要望を重ねていただきまして、生産者の方々の安心をやっぱり勝ち取っていただきたいなと思いますけれども、このTPP交渉で日本の全品目、9,018品目の関税撤廃率が95%にも及び、農林水産物の実に81%は関税の撤廃で、まさに総自由化とも言えるものではなかろうかと思われま。中でも農産物の重要5品目については、586品目のうち約3割が関税が撤廃され、また今説明がございまして、牛肉や豚肉の関税については、段階的ではありますが、ゼロに近い水準まで引き下げられると、市内の農家さんからは非常に不安の声が寄せられているわけでございますが、またTPPの関税は関税だけではなくて、食の安全、医療、保険、雇用など、市民生活全般や地域経済に関わるルールまでもが変更を余儀なくされます。

また、国や自治体に損害賠償を求め、訴えを起こすことのできるISDS条項は、国際バルク戦略港湾志布志港を抱える本市が、今度対等な立場で海外の企業と輸出入の貿易を行う際に、大変重要な取り決めとなることが予測されます。今後各国議会において批准が必要であり、条項の発効までには、まだしばらく時間がかかるかと思っておりますけれども、今後、若い世代が農業に従事し、生活の糧となり得るためにも基盤整備とあわせて、本市の優れた農産物をより高く販売する販売力の強化も必要であると考えられます。

また、販路の拡大については、行政も積極的に関わり、担い手の育成とともに、本市の誇る農産物を高く売っていく仕組みづくりが必要であるかと思われま。そこでお聞きいたしますが、様々な状況を勘案してTPPの発効に向けての本市農業者が、今後どのような準備と申しますか、備えをしていかなければならないのか、市として、またこのことに対して、どのように関わっていくのか、対応されていくのかということについて、お聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、まずＴＰＰに関する情報収集が必要であると考えて、農林水産業分野におけるＴＰＰに関する連絡調整会議を昨年１１月に設置をいたしました。その中で各農家や法人、団体等へ聞き取り調査を行い、ＴＰＰへの不安や意見を取りまとめておりますが、耕種農家さんにおいては、ＴＰＰは将来的に影響すると考えておられる方がほとんどでございました。

畜産農家さんにおかれましては、農家段階ではどうしようもない内容ということでございまして、そういった意見も聞かれまして、諦め感のあるような御意見も聞いたところでございます。

畜産部門では、国の言葉を借りますと、生産コストの削減のための規模拡大や品質向上、付加価値向上などが考えられますが、これまでにそれぞれの農家で対策を講じた結果が今あるところでありますから、そのような意見が出たものではないかと推察するところでございます。

今後、国が「農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略として、農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備や生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の見直し、そして、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策などについて、更に検討を進めて、平成２８年度秋をめどとしまして、政策の具体的内容を詰める」ということも言っておりますので、本市といたしましては、ＴＰＰ関連対策に関する事業等ができましたら、すぐさま活用を図りたいと、農家さん等へ情報が行き渡るような体制づくりが必要というふうに考えております。

そして、更に国が強化対策として示した事業を希望される農家につきましては、事業採択に向けて協議を進めてまいります。採択要件を満たす取り組みは容易でないというふうに考えるところであります。現在の市の支援策を引き続き行うことと、農業協同組合が窓口で取り組む国の事業もありますので、関係機関と連携して事業導入を進めてまいりたいと思っております。

そしてまた、販路の拡大につきましては、本年度もアメリカへトップセールスを行っておりますので、その他に市内の団体が台湾及びアラブ首長国連邦へも商談に行っております。台湾につきましては、本市の職員も同行しまして、市場の状況を調査してきております。２８年度の当初予算にも農林水産物販路開拓促進事業を計上し、引き続き、私自身もトップセールスを行いながら、更に販路拡大に取り組む団体等への支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

**○３番（野村広志君）** 調査をされた時に、ＴＰＰは将来的に影響すると考えられている方がほとんどであるというような調査が出ておるようでございますし、また「農家段階では、どうしようもない」という意見が聞かれているようでございます。まさに切実な意見であるのかなんて感じているところではありますけれども、政府はＴＰＰの協定とともに関連の法案について矢継ぎ早に様々なものを提出、承認成立を求めておりますけれども、具体的に実際に農業者の支援の拡充という大綱については、現在市が把握されている、分かっている分だけでも結構ですので、お示しをいただけますか。

また、国とは別に本市が独自に、このような状況下の中にある農家さんに対して、どのような支援策を考えているのか、お示しをいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国は、ＴＰＰ関連政策大綱に基づきまして、様々な施策を推進しているところでございます。

まず、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成としまして、担い手確保、経営強化支援事業を実施し、意欲ある農業者の経営発展を促進するために、農業用機械、施設の導入を支援しております。平成27年度補正で52億円を計上しております。

国際競争力のある産地イノベーションの促進として、産地パワーアップ事業で営農戦略を策定しました中山間地域などで、高性能の機械、施設の導入や集出荷施設等の再編、改植等により高収益作物・栽培体系への転換というものも支援しているということでございます。平成27年度補正で505億円計上されております。これは基金化されることになっており、次年度以降での活用が期待されるところでございます。

そして、畜産・酪農収益強化総合プロジェクトの推進としまして、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業が実施され、畜産クラスター計画を策定しました中山間地域など、地域の収益性向上に必要な機械のリース導入、施設整備、家畜導入を支援しております。平成27年度補正で610億円計上され、これもまた基金化されるということになっております。

国の平成28年度当初においても、水田活用の直接支払交付金額が308億円増額、農業農村整備事業で209億円の増額等の措置が講じられているところであります。

市の単独事業としましては、きめ細やかな対応を行う農業生産対策事業の充実化や農林水産物販路開拓事業での支援、茶生産基盤強化対策事業の防霜施設整備、畑地かんがい推進作物生産拡大事業による収穫機械の導入等をうまく活用していただき、生産の安定、経営の強化を図っていただきたいと考えております。

畜産部門では、今後どのような影響が出てくるのか、現段階では想定できないというのが実情でございますが、TPPに関しましては、これまで関係機関、団体と共に一貫して反対の立場で要望しておりましたが、昨年10月合意に達したことから、国によりましては、発効後も意欲を持って経営が継続できる環境が作られるということは望むところでございます。

このような観点から、本市の支援策につきましては、国の対策で届かない対策を講じる必要があるものと考えておりますので、支援策の在り方につきましては、今後の国の動向等を注視しながら対応していくということで考えております。

**○3番（野村広志君）** 先ほど説明、答弁ありましたが、国の体質強化対策として様々な事業が展開されているようでございますけれども、このこと、採択の要件を満たす取り組みは容易でないということが答弁の中でもありましたけれども、実際、本市としてもなんとか国の対策に届かないものに対しては、手当てを考えていくということでございますが、このことを市の単独事業につきましては情勢というか、国の状況等も踏まえながら対策を採っていくということで、認識でよろしいわけですか。

**○市長（本田修一君）** 平成27年度においても、国も様々な事業が進められるところでございますが、28年度において、この対策に伴う事業につきましては、ガイドがあるかというふうに思います。それらを見ながら本市において更なる補強的な形での対応が考えられますので、そのことをもって対策してまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 国の足りない分については、また市の方で対応・協議、考えていただけるということでもございますので、期待を申し上げたいなと思いますけれども、国は政策大綱において、「攻めの農林水産業」に転換するための体質強化策や重要5品目関連の経営安定対策に積極的に対応できるよう様々な施策が盛り込まれているようでありましてけれども、また予算についても、政府が責任をもって確保していくというようなことで進めているようでもありますけれども、従来、今やっております中山間地域を含めた地域政策においては、多面的機能支払交付金であるとか、中山間地域直接支払交付金であるとか、環境保全型農業直接支援など、引き続き推進される見通しで、本市としても、これまで以上に、これらの支援事業について理解と啓発を積極的に推し進める必要があるのかなと思うところでございます。このことはT P Pの発効により、マイナスのことばかりではないのかなということを感じております。示されたことが得られる可能性についても未知のチャンスを秘めているのかなということをお伺いさせていただきます。

そこでお聞きしてまいりますけれども、このT P Pが実際に発効されたときに、先ほどからマイナスの部分というか、負の部分をいろいろお聞きしてまいりましたけれども、本市の農業者が得られる可能性について、ここはひとつ夢を持って市長にお示しいただきたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の多面的機能支払交付金では、現在17組織が活動を実施しておられ、八野、野井倉南部地区におきましては、施設の長寿命化対策まで取り組まれ、現段階で協定締結農地が916.9haでございます。継続地区につきましては、昨年5月7日に内示がございまして、8月に概算払いし、新規地区7地区につきましても、昨年12月に概算払いを行ったところでございます。

今後も各自治会や土地改良区への紹介を重ね、採択希望の組織があれば個別説明等を行いながら推進を強化して、面積拡大に努めてまいりたいと考えております。

畜産部門では、発効前に酪農部門の経営安定対策でございます加工原料乳生産者補給金制度の対象拡大が進められておりますことに加えまして、発効される時には、肉用牛肥育経営安定特別対策事業や養豚経営安定対策事業などの経営安定対策が法制化されることについては、農家の方から意見を伺ったところ、一定の評価があったところでございます。可能性につきましては、総合的なT P P関連対策大綱にも経営安定対策が示されておきまして、農水省の農政新時代キャラバンの中でも既に法制化に向けた協議が進められているという方向がございましたので、実現の可能性は高いものと思います。そしてまた、これは実現されなければいけないということであろうかと思っております。

また一方では、関税収入が減少することや、影響額が想定以上に膨らんだ場合には、財源が確保できるのかということが危惧されるところでございます。しかしながら、農林水産業につきましましては、牛肉、水産物、米、日本酒、麦、青果物など、日本の農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税が撤廃されますので、逆に日本から関税なしで輸出できる環境になるということになろうかと思っております。

ということで、日本の高い技術をもって作られた作物や食品は、世界ではトップレベルの品質を備えているということで、安心・安全なものと高く評価されておりますので、輸出されたものが必ず高く売れるということを感じております。このようなことで、ぜひ農業者の皆さん方も自信を持っていただき、販路拡大へ向けた攻めの農業転換を図っていただければというふうに思っています。

**○3番（野村広志君）** 今、市長から力強い言葉をいただきましたけれども、日本から関税なしで輸出ができるようになるということで、輸出されれば必ず高く売れると信じているということの言葉をいただきました。このことは後にもつながりますので、しっかりと、そこを胸に秘めながら、またお話を進めさせていただければなと思っております。ぜひとも自信を持って取り組みを進めてもらいたいものだと思っております。

先ほども示しましたとおり、攻めの農林水産業を目指すことは、大変重要なことであるかと理解をいたしましたけれども、本市の全ての農業者の方が、国が示すような経営マインドを持ちながら、経営発展に向けた投資意欲に傾注できるかについては甚だ疑問であります。

また、高齢化の問題であるとか、後継者の問題と喫緊の課題は山積しております。市当局としても、本市の基幹産業である農業の大きな転換期になり得るこのTPPでありますので、しっかりとした制度の熟知をし、農業者の不利益にならないように、様々な制度を活用・運用して農業者の所得向上と、生きがいとやりがいの持てる環境の整備を図っていただきたいと思っております。

最後に市長、本市の農業の発展に向けて、その思いというか、気持ちをもう一度お聞かせいただけますか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市の平成26年産の農業生産額は、耕種部門で102億円、畜産部門で195億円を誇っております。市の基幹産業である農林水産業を今後も発展し続けるさせるためには、国や県におけるあらゆる制度の積極的活用を行って、そしてまた、畜産部門においては安心して経営に取り組める環境としまして、肉用牛肥育経営安定特別対策事業、養豚経営安定対策事業が法制化されることで、制度の充実が図られるということにはなろうかと思っております。国としまして、日本の農産物を海外へ売り込む体制整備がなされていくと思っておりますので、本市においても、このことに乗り遅れることのないよう、様々な対策を講じてまいりたいと考えております。

更に国や県が手の届かないところで、必要な対策があれば、限りある財源を調整しながら、市単独でのきめ細やかな手当を講じることとしたいと考えております。

また、担い手の育成にも力をそそぎまして、定住促進を図りながら、持続可能な基幹産業を目指してまいりたいと考えております。

**○議長（岩根賢二君）** ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時ちょうどから再開いたします。



午前11時58分 休憩



午後1時00分 再開



○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（野村広志君） 午前に引き続き質問してまいります。

それでは、次に移りたいと思います。

お茶の輸出に係るトップセールスにおいて、得られる成果についてお聞きしてまいります。

市長は先月7泊9日のスケジュールにおいて、アメリカ、ロサンゼルス、シアトル、ポートランドへのトップセールスが行われたということで報告がございましたが、昨年から2度目の訪問ということで、かなり感触と申しますか、手応えを感じられているのではないかと思います。

しかし、現状においては、市内近年荒茶の価格が低迷をしております、本市のお茶農家さんにおいても大変御苦労され、また心配されている現状がございます。そのような中、市長自身が自ら状況を打破しようと行動されていることに対しては、大変敬服するところであります。

そこで今回と前回を通しまして、市長が自ら実際に現地に行かれてみて、肌で感じてこられたことの成果について、お聞かせいただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年に引き続き、茶輸出に係りますトップセールスを実施したところであります。今回はロサンゼルス、シアトル、ポートランドを訪問いたしました。ロサンゼルス、シアトルでは現地のバイヤーを招いてのプロモーション、売り込みを行ったところでありますが、この席に現地の総領事も出席いただいたところであります。

日本茶の輸出については、日本国も応援していることを示せたと思っております。アメリカのバイヤーに対する信用醸成に大いに役立ったと考えております。ということで、今回の訪米につきましては、大きな成果が上がったというふうに思っております。

また、今回現地に在庫があるということも、すぐに注文に応えられるという点で評価が高かったと思っております。実際に訪米中に注文も入っていましたので、今後の輸出に期待が持てると感じました。輸出の手段として参考になったのではないかなと思っております。

○3番（野村広志君） まずは、公務多忙の中に直接出向かれて労をとられましたことに対しまして、敬意を表したいと思っております。

その一方、やはり市長が自ら出向かれたのであれば何らかの成果を期待する声は、我々議員のみならず、市民の中にも多くの声を聞くところであります。まだまだ時間のかかる課題であるかなと思われまじけれども、輸出を転機としても、本市のお茶農家さんを含め、業界全体が浮揚していく足がかりになることが期待されておりますので、その成果というのは、非常に注目されるところであるかと思えます。

そこで今後、大きな期待が持てるということは理解したところでございますけれども、実際に本市のお茶農家さんにとって、そのような海外への輸出とかいう問題が現実味を帯びてきた時に、どのような準備を、備えをしていけばですね、現段階で必要なことというのがあれば教えていた

できればなと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般的に物を販売するという事においては、消費者が好む物を作らなきゃならないということになるかと思えます。お茶についても同様かと思えます。まして、国が違うということもございますので、嗜好については、日本と同じじゃないんじゃないかなというふうに思えます。今後の輸出への取り組みにおきまして、調査・研究が必要ということでもございまして、味、色、形など、少しずつ分かってきておりますので、相手の必要とするものの生産に努めるということが大事ではないかなというふうに思えます。

それと、今回のトップセールスの中でも、あくまでも有機にこだわるバイヤーの人もいれば、アメリカの残留農薬基準に適合すればいいという人もいました。アメリカにおいては、食品に対する健康意識は高いものがあると言われておりますが、実際現地で注文の入ったものについても残留農薬検査の条件もあり、安全性については非常に重要な要素だなというふうに感じたところであります。

○3番（野村広志君） 現地、アメリカにおいては、様々な嗜好と申しますか、要望があるのかなと、それは実際行かれてみて肌で感じてこられてきたのかなと思っておりますが、また価格の面においても、日本の緑茶は高いという認識が非常に向こうではあるということも聞いております。そういったもろもろの問題等も、まだそこに含んでいるのかなとは思っておりますけれども、現在で、まだ本市の中で一部のお茶農家さんでしか取り組みがなされていないようで、この輸出についてでございますが、当局が把握されている情報であるとか、市内のお茶農家さんに当然これ茶業振興会の方々と協力をしながら積極的な指導体制を今後とっていただきまして、お茶農家さんの所得の向上に少しでもつながり、安定していくよう努めてもらいたいと思っております。

では、今後のトップセールスについてでございますが、今現在お茶にしましても、ハラールの認証を取得しまして、イスラム圏の方にお茶の販路に向けた取り組みがなされているということもあるようでございます。また、お茶のみならず、以前も少し質問もさせていただきましたけれども、他の作物、志布志、本市には様々な作物がございますけれども、その作物についてもトップセールスをしていくおつもりがあるのか、今後のお考えについて、市長の見解をお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国は、農林水産物の輸出を2020年までに1兆円にしようということをしております。本市における農林水産物の輸出の取り組みは始まったばかりでございますが、茶については僅かずつではありますが増えてきている状況であります。この流れにつきましては、止めることなく、とどまることなく、また支援を続けていくべきというふうに考えております。

そしてまた、牛肉の輸出も地元企業が取り組んでおられますので、それぞれの輸出の取り組みに対する支援はもちろんでありますが、その中でトップセールスが必要ということであれば、時間の許す限り前向きに検討してまいりたいと思えます。

本市は、国際港湾も控えておりますし、臨海工業団地の整備も進めております。これらの活用も含めまして、他の作物についても、お茶や牛肉と同様、国内外への販路開拓を進めてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） ちょっと脱線しますが、今市長が答弁いただきました牛肉の輸出についても、本市の中で地元の企業が積極的に取り組んでいるという話でしたけれども、具体的に何か分かっているものがあれば、お示しをいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお話しましたように、地元企業で、この牛肉の輸出については独自に取り組んでおられるということでございまして、その企業さんによりまして、「日本で一番牛肉の輸出をしている所は、私の所ですよ」ということをお話をうけたまわっているところでございます。

今後、その企業の状況ということにつきましては、更に意見交換をしながら、本市の畜産振興につなげていければというふうに思っているところでございます。

○3番（野村広志君） この牛肉についても、本市でも非常に盛んにされているわけですが、そういったものが、当然これは空輸になろうかと思えますけれども、積極的にされているということは、非常に力強い話だなと思ったところでした。市長も十分に認識をいただいているようでございますので、本市の基幹産業、農業については様々な業種や作物がございまして。お茶同様にですね、先程来話をしておりますTPPの問題であるとか、高齢化、後継者不足などの深刻な状態に立たされている恐れのある業種や業態についても予測されております。不安視をする声も聞かれております。より多くの情報を耳にいただきまして、更なる取り組みをお願いしたいなと思っております。ここには、やはり市長自らが積極的にセールスしていくことが、いかに生産者の励みになり、業界全体の元気につながっているのかと、そのことの影響の大きさを物語っているのかなと思えますが、公務御多忙中の中でしょうけれども、引き続きトップセールスのお願いをしておきたいなと思っております。

近い将来、志布志港より世界中に本市のお茶を含む農産物が世界基準にのっとなって流通されることを期待をいたしたいと思っております。

また、昨年のトップセールスのところで、今回も少しありましたけれども、アメリカの国民の健康志向のところの認識について見解が述べられておりましたが、このことは何度かお聞きしておりますけれども、本市が行っているお茶の消費拡大を目的としたお茶の機能実証事業や「茶レンジ風邪なし運動」などの検証結果について、今後の国内外のお茶の消費に大きく寄与するものであると感じております。現状と成果について、お示しをいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市では、緑茶に含まれるカテキン類の中に殺菌、抗ウイルス作用があるということに着目しまして、うがいや手洗いなどの励行で、風邪などの予防に努めているところであります。

また、生活習慣病予防につきましては、疫学的に研究が進められている成果をもとに、志布志茶レンジ風邪なし運動、志布志茶機能実証事業に取り組んでおります。昨年11月23日の「お茶一

杯の日」には、県の茶業会議所は、県医師会館で専門家による市民講座を開き、志布志で取り組んでいる志布志茶レンジ風邪なし運動、茶機能実証事業の事例について紹介があったところであります。

また、市内の児童がインフルエンザ・ゼロ作戦に取り組み、お茶、うがいの様子など、新聞やテレビで報道がされております。茶機能実証事業につきましては、本年で3年目ということになりますが、毎年130名ほどの市民の協力をいただきまして、一日お茶プラス6杯運動を行っております。この一定量の緑茶を飲み続けることで、悪玉コレステロールよりも善玉コレステロールが全体の24%の方に、10%以上の増加がみられたということから、各自が生活習慣を見直すことで、お茶を健康に生かすことができるのではないかとこのように思っています。研究成果では、お茶をたくさん飲んでいる人ほど循環器疾患の死亡率が低いという研究成果も報告されております。志布志茶レンジ風邪なし運動は、インフルエンザ対策をはじめ、フッ素成分による虫歯予防など、健康意識の向上を高めると共に、学童期からはお茶を飲む習慣が少しずつ向上してきているのではないかなというふうに感じております。これは保護者の皆様をはじめ、学校、教職員の御理解と御協力のたまものと感謝するところであります。

今後関係者の御理解を賜り、健康への意識向上と、お茶を飲む習慣づけを促すとともに、将来的には、茶の消費拡大につながるというふうに考えております。これらの事業を活用し、茶の消費拡大を図ると共に、県内外の各種イベントへの積極的な参加や、県が行っておりますお茶等のふれあい事業、志布志市生涯学習まちづくり出前講座などを積極的に受け入れまして、お茶のいれ方教室及び手もみ教室を実施しながら、お茶とのふれあいに親しんでもらい、少しでもお茶の消費拡大に貢献してまいりたいと考えております。

**○3番（野村広志君）** 現状については、市民の中で、どの程度理解をいただき、また定着をしているかということについては、まだまだ今後に期待をしたいところでございますけれども、市長自身、日本の国内において、お茶に対する健康増進機能があるということについて国民の方々に理解がされれば、お茶の消費が増えて、国内でそのことがしっかりと定着されてくれば、アメリカにおいても同様の観点からも輸出が増えてくるのではないかとこのように期待を示されておりました。このことは、しっかりと最後まで成果を求めていただきたいと思っております。今取り組んで何年になるか、ちょっと分かりませんが、しっかりと最後まで取り組みをしていただきまして、ある一定なりの成果と申しますかですね、結果が出るような形で進めていただきたいと思いますけれども、最後にもう一つ、どうでしょうか、市長。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市が行っております志布志茶レンジ風邪なし運動、茶機能実証事業やインフルエンザ・ゼロ作戦という様々な取り組みにつきましてはの検証結果は、児童・生徒の風邪予防や市民の健康増進とともに、将来の医療費の節減効果をはじめ、国内外のお茶の消費拡大に大きく寄与するものと思います。今後においても、本事業の経過を検証しながら、茶の消費拡大につなげ、本市の茶業振興に努めてまいりたいというふうに思います。

そして、市民や消費者への啓発を積極的に行うということも大事だというふうに考えておりますので、関係機関とも連携しながら取り組みを高めてまいりたいと思います。

○3番（野村広志君） 市長このことは、当然健康志向という大きなことへの取り組みもごさいますけれども、お茶の消費拡大ということも、もう一つございますので、しっかり最後まで検証して成果に導いていただけることを御期待申し上げまして、次に移りたいと思います。

やはり、このことも全ての関連性を持ちながら、質問してまいりますけれども、国際バルク戦略港湾の指定を受けた志布志港の本市農業に与える影響と可能性について、お聞きしてまいります。

農林水産省が先月発表しました農林水産物・食品の輸出額が、速報値でありますけれども、前年比の21.8%増の7,452億円となり、3年連続で過去最高を更新したと発表がされました。本市でも先ほど説明いただきましたとおり、志布志の港より、お茶の輸出がスタートしたということがございました。志布志港は、古くは平安時代末期に開かれたとされ、江戸時代には内外交易に開け、「志布志千軒の町」と言われるほどの街並みを形成した歴史ある港町であります。平成23年には、大型船の一括大量輸送による拠点港湾として国際バルク戦略港湾に選定されるなど、更なる地域産業の発展が期待されるところであります。

また、背後地は日本有数の畜産地帯であり、トウモロコシや雑穀、麦など穀物類にとっては、大変重要な港であることは言うまでもありません。

施政方針の中でも少し触れられておりましたけれども、志布志港をアジアの中心の位置に見ると、志布志港から大阪港までは、およそ500kmで、韓国釜山までと、およそ同じぐらいの距離になります。また、東京から志布志と志布志から中国、上海が約1,000kmということで、およそ同じぐらいの距離にあるそうです。

海外とつながる物流拠点として格好の港であると言えるのではないのでしょうか。そのような中、昨今、国の輸出拡大戦略が報道で大きく取り沙汰されており、先ほど市長よりも出ました2020年に1兆円という輸出目標額を前倒しして取り組むということで、輸出力強化ワーキンググループを立ち上げ、より実効性のある戦略へと検討を急ぎ始めております。

そこで、お聞きしてまいります。このようにアジアを含め、海外への物流拠点の窓口として、大変に恵まれた環境にある志布志港において、現在本市が取り組みをしております海外輸出への現状について、お示しをいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港における輸出の現状についてでございますが、志布志港の貨物取り扱いにつきましては、平成26年度港湾統計によりますと、全体の貨物量が1,045万t、うち内貿の貨物が682万t、外貿の貨物が364万tとなっております。

外貿貨物364万tのうち、輸入貨物が341万t、輸出貨物が23万tとなっております。この輸入超過でございますが、これは改善されつつあるということでございますが、まだまだ課題となっております。

輸出におきましては、近年丸太の輸出が急激に増加しております。平成26年の港湾統計によりますと、13万tが中国を中心に輸出されているところであります。日本国内から輸出される原木の34%が志布志港から輸出されているということで、6年連続日本一の木材の輸出港となっております。その他では、都城市にあります住友ゴム工業から生産されましたタイヤが、北米やロシアを中心に輸出されているところでございます。

**○3番（野村広志君）** 近年、丸太の輸出が急増しているということで、6年連続日本一ということで、非常に今盛んに志布志から出ているわけですけれども、また輸入超過の港であるという課題もしっかり捉えられているようでございますけれども、それでは農産物の輸出の現状については、いかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えします。

志布志港を利用している輸出ということになりますと、水産物や加工食品を中心に、年々増加傾向にあります。ただ、まだまだ少ない状況です。農産品につきましては、志布志港を利用した貨物というのは、今申しましたように輸出は少なく、畜産品につきましては空輸になっていると。それから農産品については、博多港を利用した輸出になっているということが現状でございます。

**○3番（野村広志君）** 今、答弁いただきまして、非常に残念に思うところでありますが、農産物の輸出について、様々な角度から見ていきたいと思いますが、まずは、なぜ海外に目を向けていかなければならないのかについてでございますが、国内は、少子高齢化や人口減少問題等で、国内の消費は中長期的には減少すると見られております。

またTPPなど、不安分子のある中で、世界的な日本食の人気を追い風にしながら、先程来話をしております攻めの農業として捉え、農家の所得向上につなげていく必要性があると言われております。

そこでお聞きしてまいります。志布志港を生かし、現状の課題など勘案した中で、海外へ農産物の輸出を図ることによって、本当に農業者の所得が向上して、安定していく可能性があるのでしょうか。先ほど、夢を持って、市長に「どうでしょうか」とお聞きしたときに、「必ず高く売れると思って信じている」というお言葉もありましたけれども、そのところについての見解を少しお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

国は、平成27年3月に策定しました食糧・農業・農村基本計画の中で、官民一体となって農林水産物・食品の輸出促進につきまして、「和食のユネスコ無形文化遺産登録を一つの契機としまして、日本食や日本の食文化を世界に展開する素地が育ってきている。このため国内における和食の保護、継承を図りつつ、日本の農林水産物、食品の輸出促進に資するよう、平成32年のオリンピック、パラリンピック東京大会などを積極的に活用しまして、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進する」というふうにしておりますので、今後、国を挙げての輸出の取り組みがされていくものと予想されております。

また、平成26年度の農業白書におきまして、輸出促進の取り組み事例として、群馬県の食肉卸

売市場が、ブランド牛である上州牛をはじめとした食肉を欧州やアジア各国へ輸出し、販路の拡大を図ることで、産地の知名度も向上し、生産者の意欲の向上に貢献しているという報告もあります。

このように、輸出に取り組むことで、農林水産物や食品のブランド力が高まり、質の向上、生産の拡大というのがなされまして、生産者の所得向上につながっているというふうに紹介されております。

本市におきましても、輸出の取り組みは、まだまだ緒に就いたばかりで、実際に所得向上につながっていくということの実証は、これからになるかと思いますが、今後攻めの農業への転換について、時代の流れということで、しっかりとこのことにつきましても、捉まえながら進めてまいりたい、推進していきたいというふうに思っているところでございます。

**○3番（野村広志君）** 時代の流れと言われれば、そうかもしれませんが、現時点では将来的な展望を見据えてとのことになるかと思いますが。

しかしながら、輸出を進めていく上で様々な課題を克服していかなければ所得の安定にはつながっていかないというわけでございますけれども、そのような中、輸出に打って出るという、農業者の意識改革が、まずは必要であるという声も多く聞かれるようであります。

農業者自身が輸出は、まだ壁が高いと感じているのが現状ではないでしょうか。この課題を進めていく中で、従来の生産から流通、加工といった一連の流れに、どこに組み込んでいくのか、農業生産者自身が本気になって農業物の輸出に興味を示して、積極的な取り組みがなされることこそが重要であるのかなと考えているところであります。

そのためにも、行政や関係団体、生産者組合等が持ち得るあらゆる情報を輸出の環境整備に向けたノウハウを提供し、環境を整えていかなければならないことも同時に重要な課題であると言えます。

そこでお聞きいたしますが、本市の中で現在でも、海外需要に合致するような農作物、様々なものが生産されていると思いますけれども、その方々の農業者の実態を把握する上で、農産物の輸出について、どの程度興味を示しているのか、市内の農業者、また生産者組合等々、どの程度いらっしゃるのか把握をされておりますでしょうか。また、そのような意欲のある生産者の方々をどうやってフォローというか、相談の窓口として設けられているのか、現状をお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

輸出への取り組みにつきましては、地方創生の戦略策定時の企業アンケートで把握しているもの、事業活用等で把握しているもの等がございまして、お茶関係で3法人、1団体、漁業関係で1法人は、今後取り組んでいく予定というふうに考えておられます。

また、畜産関係では、先程来話をしておりますように、市内にあります食肉処理施設の方で既に輸出を行っておられるということでもあります。

また、食品や加工品など輸出を希望される企業につきましては、相談があった場合、日本貿易

振興機構ジェトロ鹿児島や公益財団法人鹿児島県貿易協会で相談窓口を設置してありますので、こちらの方に案内しているところがございます。

○3番（野村広志君） 相談があった場合は、日本貿易振興機構ジェトロ鹿児島や鹿児島県の貿易協会に案内をしているということでありましたが、非常に残念だなと感じております。本市の中には、これ、専門的かというと、対応できる部署としての設置はないということでしょうか。

○市長（本田修一君） 直接的に担当する部署は港湾商工課でございまして、そちらの方と、このような声があった場合には、対応していると。そしてまた、この貿易というのは特殊な分野でございまして、ジェトロの方と連絡を取りながら進めているということでございます。

○3番（野村広志君） では、個人や生産組合等には、そういった声は無かったのでしょうか。

○市長（本田修一君） 個人ということで、お話をうけたまわっているところもあるところがございますが、そちらの方についても、順次団体等に育っていただいて、一緒になって取り組みをしているということでございます。

○3番（野村広志君） そのことは、また後で少し触れますので。では、生産者の方々への支援の在り方について、どのような形で整っているのかお示しをいただけますか。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

販路開拓に向けた取り組みとしましては、本年度の7月に農林水産物販路開拓促進協議会を設置しております。メンバーとしましては、農業委員会、曾於畑地かんがい農業推進センター、そしてお鹿児島農業協同組合、あおぞら農業協同組合、日本貿易振興機構、日本政策金融公庫、認定農業者連絡協議会、農家ということでありまして、今後の取り組みとしましては、平成27年12月に、アラブ首長国連邦及び台湾において、主にお茶について商談を行っております。いくつかの企業と契約まで取り付けているという報告はいただいているところがございます。

また、28年1月には、お茶についてアメリカへ行きまして、私もトップセールスとしまして同行しました。ということにつきましては、報告をさせていただいているところがございます。

また、輸出が決定した場合には、コンテナターミナル内の冷蔵、冷凍電源施設の使用料の2分の1相当額の助成、そして志布志港湾振興協議会によります食品コンテナに対しまして、1コンテナにつきまして2万円を助成しております。

28年度におきましても、国内外における新規市場における販路開拓を実施する法人・団体に支援をしてまいりたいと考えております。

○3番（野村広志君） 本市の中で、農林水産物販売開拓推進協議会を設置して取り組みをしているということでございます。

また、コンテナターミナル内の使用料等の助成であるとか、食品コンテナについての助成であるとかについては、効果的な取り組みであるなどと思われましても、しかしながら、施政方針の中でも販路拡大に向けての取り組みを積極的に行うと表明をされているにもかかわらず、海外に、その販路を導き出そうとする企業や個人に、市長の言葉を借りますと、農産物の輸出は時代の流れであるにもかかわらず、市として窓口の相談の対応もなかなか専門的にできずに、県や関



係機関への案内にとどまっているという現状については、少し疑問に思うところであります。

本市自体が本気で、この海外の輸出に向けて興味を示しているのかなということを感じざるを得ないところであります。国際バルク戦略港湾志布志港を抱える地元の自治体として、他の自治体と同じように、この問題を捉えていてはならないのではないのでしょうか。

現在、東九州自動車道と都城志布志道路の早期開通に向け、着実に工事が進捗しているようですが、このことも志布志において二つの道路がつながる意味と申しますか、意義みたいなものをもう一度よく考えてもらいたいと思います。

物流や災害、医療など、様々な捉え方で整備が進められており、大隅半島全体の経済浮揚にも大きく貢献するものと期待が寄せられる一方で、志布志港の果たす役割についてや、その可能性については、もう一度考えてもらいたいなと思っております。市長どうでしょうか、市長のお考えになれる志布志港の可能性について、少しお聞かせいただけますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港は国際コンテナ航路が4航路、週12便が就航しております。九州本土では、博多港、北九州港に次ぐ第3位の国際コンテナ貨物を取り扱っております。

今年度、新若浜地区の背後地に臨海工業団地を造成し募集をかけたところ、多くの企業が、興味を示してくださったところであります。企業の方にとっては、後背地を結ぶ高速道路の整備を見据え、そして着々と進んでいるということ、志布志港が南九州地域の物流拠点港として、大きなポテンシャルを持っているということで、そのような可能性を感じての先行投資であるということであろうかというふうに思います。

ということで、私どもとしましても、想定以上に企業の方々の関心、そしてまた、発展していくことへの可能性についての確信を持っていらっしゃるということを感じたところであります。先程来お話ししますように、TPPの展開によっては、厳しい内容の農業情勢になるかというふうに思います。その厳しい状況を打開する一つの方策として、輸出ということの推進というのが、私どもの地域の農業推進、畜産推進ということになるかと思いますが、そのことが直接的にできる地域だということがございますので、このことについては、本当に大きな可能性を秘めた地域なんだということを改めて感じるところでございます。

そのようなことから、更に更に、この志布志港の整備促進はもとより、道路の整備促進についても取り組みを深めることが、今後の本市の基幹産業である農林水産業振興につながっていくということを感じているところでございます。

○3番（野村広志君） 物流拠点港としてのポテンシャル、非常に大きいポテンシャルを秘めているということで、まさにそうだなと感じているところでございます。

市長自身も同じ気持ちでおられると思います。地の利を生かした活性化策は、他の自治体にまねのできないことであり、南九州の物流拠点として志布志港の持つ優位性を最大に発揮していくことは、本市の舵取りを任されている市長の命題であると言えるのではないのでしょうか。仮に、この舵取りを誤ることがあれば、人、物、金の流れが、皮肉にも高速道路網が整備されることに

より弊害ともいえる志布志を始め、大隅半島全体からストロー現象のように高速道路を使って大量消費圏に吸い取られる危険性もあるのではないのでしょうか。

実際に昨年末、鹿屋市に本社を置く農産物輸入・卸業者が、福岡市の博多港の埋立地アイランドシティに大型冷蔵庫をつないだ物流センターの建設の計画を発表いたしました。このことも環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を見据えて、アジアの各国へ輸出を視野に入れた進出であるとのことでありました。

また、つい最近新聞にも出ておりましたけれども、「鹿児島県の谷山港に鹿児島港国際コンテナヤードが完成した」との記事も載っております。このことも同じ国内消費が減少し、輸出入による産業発展のためコンテナ輸送が増えることを見越しての整備であるとのことでありました。

こうした企業や関連業界団体の動きは、九州のみならず、全国に広がりを見せております。本市の早急な対応が迫られていると感じております。

先ほどの鹿屋の輸出入業者の社長の言葉の中に、「博多港はアジアに近く、利便性が高いのが魅力である。輸入のネットワークがあるので、将来は鹿児島や九州の農産物の輸出を担う拠点として育てていきたい」と締めくくっておられます。私は、このことを聞いて非常に残念に感じたところです。お隣の鹿屋の方ですので。このままでは、いち早く環境整備の整った港湾により、アジアを始めとする世界各国への輸出も他の地域に委ねていかなければならない事態に発展する可能性があるのではないかと、このようなことを食い止めるためにも、地元自治体が音頭をとり、都城を含む大隅地域全域で、全体で志布志港のあらゆる可能性について協議を深め、農産物を含む様々な製品の輸出に向けた協議会を早急に立ち上げるべきではないかと考えます。

そこでお聞きいたします。現在、大隅地域には大隅総合開発期成会なるものや、鹿児島県においても伊藤知事を会長とする志布志港ポートセール推進協議会やさんふらわあ志布志航路利用推進協議会など、多数の組織が立ち上がっておりますが、本市が中心となり、都城を含む大隅地域全域で農産物を含む製品の輸出に特化した協議会を設立し、推進していく考えがないか、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階におきましては、博多港が海外に輸出する際に輸送コスト、リードタイム、保管倉庫等が充実しているため、南九州地区で生産されるものの多くが博多港から輸出されているということで、現在整備を進めております新若浜地区の背後地の工業団地が整備され、保管庫の確保など、輸出の状況がもっと整えば、地の利を生かした航路の拡充なども行われまして、志布志港の活用も増えてくると考えております。

また、農産物を含む製品の輸出に特化した協議会等の設立につきましては、現在県の貿易協会や貿易振興機構ジェトロが中心となりまして、商談会や展示会の実施、海外バイヤーの招致などの事業に取り組んでおりますので、これらの団体と連携を図りながら、輸出の促進を図ってまいりたいというふうに思っているところでございます。

今お話がありましたように、本市が中心となって農産物を含む製品の輸出に特化した協議会と

いうことにつきましては、私どものまちは、都城においても、それから鹿屋市においても定住自立圏構想に基づく協議会を設置しておりますので、そちらと連携しながら、今後この本市を中心とした輸出の協議会については、少し検討をしてみたいなというふうに思うところがございます。

**○3番（野村広志君）** 本市が音頭をとって進めるということで、今市長から言われました鹿屋においても、都城においても定住自立圏の構想、広域の連携をとっておりますので、そういった中での協議も必要になってこようかとは思いますが、私が今ここで話をしたのは、当然海外に輸出、海外に目を向けての農産物の輸出に特化するような形での協議をもっともっと敏速に進めてもらいたいと、進める必要があるのではないかという質問でございます。

現段階ということもありましたので、それがいつ頃かということもありますけれども、当然もう機は熟しているのかなという気も非常にしております。市長も環境については、十分に環境の整った自治体であろうかと思えます。県や関係団体、他人任せということではないですけれども、役割を依存するのではなくて、港湾を持つ地元の自治体として当然の責任を負うべき立場ではなかろうかと思っております。当然この答弁は、市民の方々もしっかり聞いてらっしゃいますので、このことというのは大きく今後の志布志港ないしは輸出入に対する考え方としての認識になるのかなと思っております。どうかですね、今、少し「検討していく」という言葉もありましたけれども、前向きな方向で、このことを捉えてもらいたいと思っておりますけれども、どうでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現段階では、生産部門を調整する農政課と耕地林務水産課、それから物流部門を調整します港湾商工課と連携して情報を共有して、輸出促進に努めているところでございますが、まだまだこの輸出につきましては、緒に就いたばかりということでございますので、その可能性を探っているというような状況かというふうに思っております。

今後は、先ほど申しましたように、もっと広域的な形での連携をとりながら進めていくということになれば、本市の中で専門的な部署と、そういったものの設置が必要になろうかというふうに思っておりますので、そちらの方で検討を重ねながら推進については努めてまいりたいと思っております。

**○3番（野村広志君）** 今、市長から出ましたので、あわせて話をさせてもらいますけれども、地元の自治体として、当然輸出に対しての措置として、庁内に輸出対策推進室なるものの設置をしてもらえないかということでございますけれども、所管課が港湾商工課であるかと思っておりますけれども、また農産物になりますと農政課であったりとか、耕地林務水産課であったりとかということになろうかと思っております。

各所管課の業務については、業務量調査等も今、盛んに行われているようでございますけれども、市民の要望等が多様化している中で、非常に仕事量が増えているかと思われまます。そういった中で、この担当する地元の自治体が、まずはですね、腰を上げてやるよということを内外に示すことが、この大隅地域を含めながら、大きな先ほど言いましたポテンシャルという部分でも示

せるのではないかなと思っております。

またあわせて、先ほど先輩議員から少しお話を聞いたところでしたけれども、合併前の志布志町の時には、港湾対策室みたいなものなるものが設置をされていたということもお聞きしたところでありました。

他の自治体に無いまねのできないことでありますので、どうかですね、このことについては、もう一度真剣に前向きに検討していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、輸出入をしようという時に、関係課がいくつかにまたがっているということで、そういった意味で連絡調整がうまく行かないのではないかなというような考えかというふうに思います。ただ、先ほどからお話ししますように、この志布志港の魅力、可能性というものについては、本当に私ども自身が考えているより、民間企業の方々は大きなものがあるというふうに認識しているところでございます。

そしてまた、国自体も国際バルク戦略港湾の整備については、九州では唯一ということがございますので、九州地方整備局の方でも、このことについては、しっかりと取り組んでいただける港になっているというふうに思っております。そのような環境的なもの、そしてまた、企業の皆さん方、企業の期待というものがあるところでございますが、先程来言いますように、まだ輸出については緒に就いたばかりの段階ということもございますので、もう少し具体的な姿が見えるということになりましたら、今お話があるような形での組織体制というものは、当然作って行かなければならないというふうには考えているところでございます。

○3番（野村広志君） 行財政改革を今進めている中で、関係部署の増設、新たにということとはなかなか抵抗のある難しい問題であるのかなと理解をするところでございますけれども、現在推進室であるとか対策室は、本市の中には五つ設けられていると思いますが、どの室にとっても、本市の今後の施政方針の中に重要な、まさにですね、部署・室でなかろうかと思っております。皆さんが御存知のとおり明白だろうなと思っております。答弁いただきました生産部門の農政課であったりとか、物流部門である港湾商工課であったりとかいう部分の連携を図りながら、輸出の推進をしていくということでもありますけれども、今後、新たな輸出の施策であったりということが出てきたときに積極的に、かつ敏速にグローバルな展開に対して、対応ができるのかな、なんていうことを非常に不安でならないところであります。どうしても及び腰になってしまうのではないかなと心配するところでありますけれども、このTPPという、まさに黒船と申しますかが到来をして、本市の基幹産業であります農業にとっても危機的な状況になり得るかもしれない中において、何度も申しますように、他の自治体に真似をしようとしても、真似のできない優位性を最大に発揮していただきまして、そのためにも専門的な部署の設置は不可欠であろうかと思っておりますので、今一度、前向きに考えていただきまして、先ほど、もう少し具体的な形が出てくればという話もありましたので、その時期というのは、まだ少し図りかねませんけれども、そういった方向で、ぜひとも捉えて、このことについては、前向きに検討していただきたいと思いま

すけれども、最後にひとつお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階で輸出をされようという企業の方々、あるいは団体、個人の方々につきましては、相談を受ける折に、私どもとしましては積極的に、そのことについては、御協力申し上げて輸出につながるような展開をしているところでございます。

先程来言いますように、まだどのような形で事業展開をすればいいかということについての協議もされておられませんので、今取り組んでいるものが、しっかりと育っていくということがまず第一ではないかなというふうに思っています。そのような芽がいくつか出てきた折には、しっかりと、その全体的な対応を進めて行くということになろうかというふうに思います。決して、この志布志港の魅力、可能性、発展性というものについて捉えてないということではなくて、それを踏まえた上で今、地元の関係者の方々の輸出に対する振興を育てているというような段階ではなからうかというふうに思いますので、そのことについて御理解いただければというふうに思います。

○3番（野村広志君） このことについては、行政が積極的に、やはり環境の整備を図っていかねければ、なかなか前には進んで行かないのかなと思っております。庁内の中で十分に検討をいただきまして、前向きな結論と申しますか方向性が見い出せればなと思っておりますので、お願いをしておきたいと思っております。

施政方針の中にも事業者のニーズの把握や新規航路の開設、そして既存航路の活性化を通じて輸出の拡大を図る必要があると申されております。官民一体となったポートセールスの活動も、今後とも積極的に展開をいただきまして、志布志港という、何度も申しますように他の自治体にはない最大の優位性を武器にして、まち・ひと・しごと  
こころざし創生戦略を軸に、市民の目線に立った行政運営を傾注していただきたいとお願い申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岩根賢二君） 以上で、野村広志君の一般質問を終わります。

ここで、2時5分まで休憩いたします。

—————○—————  
午後1時54分 休憩

午後2時05分 再開  
—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、小辻一海君の一般質問を許可します。

○5番（小辻一海君） 皆様こんにちは。議席番号5番、小辻でございます。

それでは、通告に従い早速質問してまいります。その前に先の2月16日に県下一週駅伝が我が市を通過の折、伊崎田の中継所での地域女性連絡会、有明支部の皆様方による昼食の志のおもてなし、さらに3月6日開催された志布志ポートマラソン大会で悪天候にもかかわらず、地域女

性連絡会志布志支部の皆様方による、そば・うどんの志のふるまいに内外の方々が「大変おいしかった」と絶賛されていました。あの毎年続くボランティアの皆様方に市民の一人として、この場をお借りしてお礼申し上げます。

環境行政について3点ほど順次質問してまいります。

今回の環境行政につきましては、昨年の9月議会定例会におきまして、一般質問をいたしました、生物多様性地域戦略策定の進捗状況や地域の生態系保全、保護などのボランティア活動費の支援策、メリケントキンソウの撲滅対策について、真剣に取り組まれているかという疑問と、本市の将来を担う子供たちの安全性を考え、再度お尋ねします。

それでは、1点目ですが、生物多様性地域戦略については、前回の質問の答弁で「2020年までに重点施策として、策定に取り組む」と答えられましたが、現在そこに向けた取り組みについて、会議、もしくは協議会などを何回ぐらい実施されたか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 小辻議員の御質問にお答えいたします。

現在、国が定めている生物多様性国家戦略の記述内容の確認、環境省が作成している生物多様性地域戦略策定の手引きの記述内容の確認、そして県が作成している生物多様性鹿児島県戦略の記述内容の確認、ならびに県内で作成しております鹿児島市、霧島市、及び奄美大島の生物多様性戦略の記述内容の策定までの取り組み状況の調査を行っているところであります。

今年度は、策定までの取り組みはどうあるべきか、また策定する過程で市民参画の在り方はどうあるべきか、タイムスケジュールはどうあるべきか等を検討してまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） ただいま生物多様性地域戦略策定に向けた取り組みについて、市長の方から答弁をいただいたところですが、市長、環境省では、生物多様性の状態を現状以上に豊かなものにするとして、中長期目標に2050年を設定した上で、2015年まで生物多様性地域戦略を策定して、2020年の短期目標に向け、重点的に取り組むべき五つの基本戦略を設定しているのです。

本市では、前回の質問で「2020年まで重点策として策定に取り組む」と答えられましたが、ネットなどで調べてみますと、それでは遅いのです。2020年は生物多様性の損失を止めるための短期目標の年になっているのです。

だから、他の市町村も早期に取り組み始めたのです。本市も早期に策定する必要があると考えますが、平成28年度に生物多様性地域戦略検討委員会等を設立して、策定に向けた取り組みはできないか、お尋ねします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） 鹿児島県の生物多様性鹿児島県戦略というのが、平成26年3月に作成されております。その中の記述で県内の市町村の生物多様性地域戦略の策定を推進するため、いろんな情報提供をするというようなところの記述がございまして、その中に平成35年度までには、全ての市町村に、この生物多様性の地域戦略を策定するというような目標も書かれております。よって、平成28年度におきましては、先ほど市長が述べましたとおり、どういうタイムスケジュールなのか、あるいは市民参画はどうあるべきなのかといったようなことを十分検討し、

平成29年度から、そういう実際の生物多様性の地域戦略についての、そういう市民参画を得た取り組みをやっていききたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（小辻一海君） 課長、それでいいんですか、ネットから私いろいろ調べてみますとね、15年までは制定をなささいというような形になってますよ。そして、20年度は目標ということで、それから、先ほど言いました2050年までを、そのひとつの20年の目標にあわせて、またそれを進めていくというような形で取り組みのやり方が指導されてますよ。そのことを御存知ですか。

○市民環境課長（西川順一君） 今、議員御指摘の五つの戦略という中に、生物多様性を社会に浸透させるという一つの項目もあります。その中で、そのために私の理解といたしましては、そういうことをさせるために、平成32年度までに全ての都道府県が策定をしていることを目標としているというような認識をしているところでございます。

それに基づいて鹿児島県は平成26年度に作りましたけれども、県の地域戦略の中には、県内の全市町村は、平成35年度までに作りなさいというような記述がございまして、今、志布志市としては、平成35年度までではなくて、前の議会で質問に答える形で、平成32年度、2020年度までには作成するというような答弁になったところでございます。

どうぞよろしく申し上げます。

○5番（小辻一海君） それで大丈夫ですね、ちょっといいですか。

ここでは環境省で生物多様性の計画を策定することを2020年度が目標ということで書かれていますね。

○議長（岩根賢二君） ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

午後2時16分 休憩

午後2時18分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） ただいま議員の方から、短期目標、そしてまた、中長期目標についてのスケジュールについてのお話があったところでございます。

そのことにつきましては、県の方と確認させていただきますので、後ほどまた答弁させていただければというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○5番（小辻一海君） 先ほど申し上げましたとおり、環境省では2020年を短期目標として、地域の特性に応じた生物多様性戦略をつくることが不可欠となっています。

本市においては、先ほど申し上げましたとおり、「2020年までに重点策として策定に取り組む」と前回答弁されましたよね。それでは遅いということで、平成22年3月に策定された志布志市農村環境計画の中で、環境調査を実施し、環境配慮ゾーンニングに、環境保全型稲作推進ゾーン等と

9区分が設定されていますよね。それを参考にしながら生物多様性地域戦略策定へ、早期に取り組んでいただきたいと思いますところでは。

では、2点目の本題に入る前に、まず市長は、ボランティア活動は、どのように考えておられますか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） 御質問は、一般的なボランティア活動に対する私の考え。

[小辻一海君「そうです」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） 志布志市では、多くの事業に取り組みしているところでございますが、そのことに市民の多くの方々がボランティアとして参加していただきながら、その事業目的の達成のために取り組んでいただいているところでございます。そのことにつきましては、本当に有り難く思うところであり、そのような取り組みこそが、まさしく全市に広がるとなれば、市の全体の志あふれるまちづくりの一因になってくるというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 市長もボランティア活動は、よく理解されているようです。

それでは、昨年、私が一般質問で本市においても地域の生態系や生物多様性の保全の普及啓発などをボランティア活動として取り組まれている個人、学校、団体があるが、活動経費として幾らかの補助を検討する考えはないかとお伺いし、市長は「それぞれ内容を検証し、その必要性があるときは、市で対応することを検討してまいりたいと考えます」と答弁されていますので、生物多様性の保全のためには、当然必要だとの思いで答えられたものだと理解しました。

そこで支出される場合、当然内容を検証されると思いますが、活動経費としての補助がどのように検討され、市民環境課の予算になってくると思いますが、どの項目に計上されているか、お示しいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この件につきまして、昨年9月議会で御質問がありましたが、その後、御質問にありますようなボランティアに対する活動支援策について、他の市、鹿児島市の方に問い合わせたところでございます。

鹿児島市では、平成26年3月に生物多様性戦略を策定したということでございますので、この戦略に沿った形で市民活動団体等と協働して生物多様性の保全を図るため、市民活動団体や事業者の皆さんから、生物多様性の保全に関する活動の企画提案を募集し、選考された企画提案を、その提案した団体等に市が業務委託するというものでございまして、市の業務として活動経費は市が負担し、活動は団体等が実施するということであります。

平成26年度、平成27年度、それぞれ2件ずつあり、野生動植物の調査及び生物多様性の普及啓発等に関する業務委託を行っておるようでございます。

現在、志布志市におきましては、生物多様性の保全に限らず、共生・協働を推進する観点から、共生・協働・自立推進事業を展開しております。こ共生・協働・自立推進事業では、1番目に市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業であると、補助金の上限が50万円になっております。

2番目に共生・協働・自立の市民活動支援事業ということで、10万円の上限の二つに分かれて



いるということでございます。

御質問の生物多様性保全のためのボランティアに対する活動の支援につきましては、この二つ支援策での実施が可能かと思われますので、事業実施計画等に基づき、御相談をいただければというふうに考えております。

**○5番（小辻一海君）** 市長が施政方針の中で述べられていますね、第一の基本的な考え、市民一人ひとりが輝き、このまちに住んで本当に良かったと誇りに思える共生・協働・自立のまちづくりのため、ボランティア活動を意欲的に取り組まれている個人、学校、団体が数多くの皆さんがしていらっしゃいますので、その意欲につながるものだと思います、前回活動費のことを質問したのです。では、今の答弁では、このボランティア活動費は、市民環境課の予算ではなく、企画政策課で取り扱っている共生・協働・自立の市民活動支援事業の補助金、また、市民提案型共生・協働・自立のまちづくり事業補助金で申請を提出いただければ、対応ができるということですね。

その方々が、この補助を利用されるかは分かりませんが、必ず該当するんですね。前は、条件が合わずに対象外にもなったとお聞きしたところですが、そのような対象外になることがあるので、活動費として市民環境課に活動費のお願いをしたところですよ、そのあたりは、大丈夫ですね。

**○企画政策課長（武石裕二君）** 市民提案型の共生・協働の事業ということでございますので、企画政策課の方から答弁をさせていただきたいと思えます。

今、御指摘ございましたとおり、50万円の事業と10万円の事業ということで、これは団体の組織という条件、それぞれ5人以上とか10人以上とか、いろんな条件等がございますので、その条件、それから団体の組織、それから事業の内容等々、審査をした上で決定はこれまでもしてきております。それから、必ず担当する部署がございますので、そういった所との連携も十分図られているということも条件に付してございますので、そういったことに条件が合致すれば、この事業としては採択ということにはなろうかと思えますけど、申請を見て、内容等を見た上で判断になろうかというふうには考えております。

**○5番（小辻一海君）** 私もボランティア活動に、このようなすばらしい二つの補助事業があるのに気付けば市民の方々に教えられたのにと、補助金についての認識の甘さを反省させられるところでした。私の考えるところ、先ほど企画政策課長の言われたとおり、このような補助金は、いろいろな条件があって、小さなグループのボランティア活動には対象外になるのではないかと考えていたところでしたが、市長は企画政策課のボランティア活動費が対象となる補助事業であることを、いつお分かりになりましたか。

**○市長（本田修一君）** 私自身は、様々な案件について、その内容についての決裁を求める文書が上がってくるところでございますので、その都度その都度認識するところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 先ほど申し上げましたが、行政経験のある私でも、このようなすばらしい共生・協働・自立のまちづくり事業補助金がボランティア活動の対象になることを見逃していたことは、本当に反省させられるところです。失礼とは思いますが、行政経験のない市民の方々

は、このような活動費が対象になる種類の補助がどれくらいあるのかよく分かっていないと思いますよ。だから、環境に関係することだから、窓口は市民環境であると思って、何回となく電話されていると思います。

前回の質問後に早急に対応していただいて、市民の方々に詳細な説明をされていたら、市民の方々の不安も解消され、問題も無かったと考えますよ。その事後処理の対応をどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

御提案、相談ということがあった時点で、様々な該当要件があるということで、現在のところ、この条件にはまってないということで、受けられてないということだというふうに思います。

また、改めて承りました内容については、確認をしまして、今後その要件に合うような形でのボランティア活動にしていいただければというふうに思うところでございます。

○5番（小辻一海君） 市民の方々は、今の時期が材料経費として必要とのことで、心配されていたので、私の方で市民環境課へ電話しました、しましたよね。

ところが市長とも検討もされていない、28年度に活動費として予算にも計上されていないということだったですよ、どういうことですか。市長も一般質問で「検討していく」と答弁されたことは、自分で把握するか、副市長も補佐役として配置されているわけですので、各課の対応はどのようなものか、お聞きになられて指示して市政に生かしていくのが市のトップでしょう。私たち議員は、市民の皆さんの声を市政におつなぎしているんですよ。市長は、このことは前回での質問では、前向きな答弁をされているんですよ。その時、企画政策課で取り扱っている共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金などの補助制度で対応できますので、そちらの方を利用してくださいと答弁されれば、私でも企画政策課へ出向いて行って詳細な説明が聞けて、今月には間に合ったはずだと思いますよ。市民の皆さんは、期待して待っているんですよ、この対応の気配りのなさをどうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

9月議会で、前向きに検討するというので、そのケースについては、この企画政策課の事業で対応してもらえればというようなことが結論であるようでございます。そのことについての案内ができていなかったということにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

○5番（小辻一海君） この方々は作業賃金などの対価を要求されているのではないですよ。生物多様性を守り、持続的に利用していくための調査・研究、駆除、保護などの材料費等々を補助できないかということなんです。このことを課長は市長に報告されました。

○市民環境課長（西川順一君） 昨年9月議会において、鹿児島市の例が提案されましたので、鹿児島市にその取り組み状況を聞いてみました。鹿児島市も市民活動団体との共生・協働の観点から、そういう生物多様性の保全の分野に限らず、市民団体支援を行って、

[小辻一海君「違うのよ、材料費を提供してっていったことを報告されたのって言うてるんですよ、そこはいいですよ。」と呼ぶ]

○市民環境課長（西川順一君） そのことについては、課内で検討しましたがけれども、今回はそ

ういう共生・協働のこれで対応できるのではないかというような、そしてまた、こういう特化した補助事業については、もうしばらく検討しようかということで、課内で決定をしまして、そのことを今回の議員の質問通告があった際に市長には報告いたしました。

**○5番（小辻一海君）** このことは市長には報告されてないんですがね、ほんなら、なんですか。

今回は、市民環境課の需用費で対応していくとのことで、この方々は活動が市から理解をいただき、今までの地道な活動が実を結んだと、不安が解消され、大変喜んで活動に意欲的になっていらっしゃるよ。このように、市の前向きな対応と、前向きでない対応が市民の方々に感動と勇気を与えるか与えないかの紙一重ですよ。そのあたりの取り組みについて、市長、どうお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ボランティアの方々のボランティア活動というのは、本来無償ということでございます。しかしながら、その活動内容において様々な出費が生じるとなれば、その分については対応していくということで、企画政策課の方の事業が組まれていることになろうかというふうに思います。

先ほどもお話ししましたように、このことについてしっかりと、この企画政策課の共生・協働事業についての案内がされなかったということにつきましては、本当に申し訳なく思うところでございます。

**○5番（小辻一海君）** 市長、今回の質問通告にも過去の質問、答弁後の取り組み状況のことがいくつか通告書に出てきているようです。私たち議員は、市民の皆さんの声を市政におつなぎするために、この場に立って市民の代弁者として質問しているんですよ。解決したことですが、昨年の9月定例会における宮地平山地区の分収交付金の減額の問題など、起きてからの対応が遅い。市民に迷惑をかけていることや、「検討する」と答弁され、解決されていない案件が多くありますよ。市長も職員の方々も人ですから間違いはありますよ。検討する、間違っ後の事後処理の仕方ですよ、それが大変遅い、されない。そうなれば市民の方は不満になってきますよ。

市長も御存知のように市民の方は、リサイクルなど、大変なことをあれだけ協力してきていますよ。私も職員として皆さんと一緒に仕事をしてきた仲間です。市長も合併してから8年間、市民のために一緒に仕事を、一緒に汗を流してきたからこそ腹立たしいんです。市長や職員を批判しているのではないですよ、前へ事が運んでいかない、早期解決して市民の方々に不安が募らないように質問しているんですよ。

市長も生物多様性が大事で、保全に努めなければならないことは理解されているようです。このボランティア活動が無くなると、保全全部を市で取り組まなければならなくなりますよ。ボランティア活動費は新たに6月の補正を計上しなくても、企画政策課で取り扱っている共生・協働・自立の市民活動支援事業補助金が対象になるんですね。

利用されるかされないかは分かりませんが、市民の方々にしっかりとおつなぎしますので、よろしくをお願いします。

また、市民の方々は補助金について仕組みや利用の仕方について理解されていない方が多いよ

うに見受けられますので、補助金についての詳細な説明、啓発が必要と思いますが、そのあたりはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま共生・協働・自立の事業につきまして提案されると、相談されるということでございますので、相談をいただければというふうに思います。この事業についても先程来話がありますように事業を実施してもらうための要綱がございますので、要綱等を十分にお聞きになっていただきまして、足りない分については、また補強していただいた形で提案していただければというふうに思います。

○5番（小辻一海君） 分かりました。

市民の方々への補助金についての詳細な説明、啓発のお願いと、今回のボランティア活動費は、需用費予算で大丈夫ということですので、本市の生物多様性の保全に取り組む意欲にもつながりますので、ぜひともお願いします。

最後の3点目になりますが、メリケントキンソウ撲滅対策についてです。

2014年2月6日、外来植物から遊び場を守るということで、こどもエコクラブチームMK Tキャプテン山口瑠偉君、松山町泰野小が南日本新聞に取り上げられ、その年の6月には同僚議員が一般質問、昨年9月議会定例会には、私の方で質問させていただきましたが、年々運動公園周辺を中心に市内全域に繁殖が拡大してきており、危惧して2回目の質問となります。

メリケントキンソウの、2019年までの撲滅を目指し、対策会議が駆除、拡散防止に取り組まれていることで、先日2月号の市報しぶしに、第4回メリケントキンソウ撲滅対策会議が開催され、効果的な除草について、薬剤を試行的に散布し、より確実な駆除方法の検討を行ったと、現地での会議の状況は掲載されていました。

現在進められている具体的な駆除対策と実施状況をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

具体的な駆除対策につきましては、メリケントキンソウの繁茂の状況に応じた薬剤使用による駆除、抜き取り等による駆除に大別されるというふうに考えております。

今年度の撲滅対策会議につきましては、スポーツ少年団からの要請のあった分を含め4回開催したところであります。

協議されました具体的な駆除対策としまして、1番目に少ない所は手で引き抜く、2番目に刈り取りでは撲滅できないと、そして、3番目に繁茂しているところは、除草剤などの薬剤を散布することが効果的である。4番目、その散布時期は11月と3月が適期であり、年1回しか散布しない場合によっては3月がいいと。5番目に同じ薬剤を使用するものではなく、種類を変えた方が効果が出ると。6番目に木酢液も効果がある。7番目に薬剤を散布し、枯れても再度発芽してくるので、再度散布し繁茂を抑制する必要があるということで、これらの情報を共有しながら、取り組みを行っているところでございます。

そしてまた、それぞれの施設において駆除を行っておりまして、実施の状況につきましては、

撲滅会議で得た情報を共有しながら、各施設ごとの性質を考慮しまして実施しております。

児童生徒、保護者及び職員による抜き取りを行ったということの報告もありますが、結実しないうちの刈り取りを行ったというような報告、あるいは薬剤散布による駆除を行ったとの報告も受けています。

今後につきましては、撲滅に向けた一体的な取り組みとしまして、市内一斉駆除の実施に向けて撲滅対策会議の中で調整してまいりたいと考えております。

○5番（小辻一海君） 分かりました。

では、教育委員会にお聞きします。

昨年9月現在は、市内の小中学校に繁殖状況を調査して、確認された市内の21小中学校のうち、11校で確認されたことをお聞きしましたが、その後、メリケントキンソウが確認された学校では、どのような駆除対策に取り組み、現在の状況はどうなっているのか、お伺いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 今議会でも教育委員長からの委任がございましたので、答弁をさせていただきます。

教育委員会所管の施設の状況についてお答えいたします。学校や各体育施設等におけるメリケントキンソウの繁殖については、定期的に調査を行い、現状把握に努めております。

まず、学校施設について、今年2月に行った調査では、各学校の繁殖の状況に違いはありますが、21校中17校において発生が確認されているところです。各学校における具体的な駆除対策への取り組みについては、これまでは安全に配慮し、主に抜き取りによる駆除や防霜シートによる密閉、連休を利用した薬剤散布等を行ってきましたが、一時的に駆除できたように見えても繁殖の時期になると、また芽を出すといったことの繰り返しであり、苦慮しているのが現状です。

従いまして、今後は希望する学校については、専門の業者による薬剤散布も進めていきたいと考えております。

次に、体育施設等につきましても、定期的な施設巡回により、施設内の繁殖状況の把握に努め、発見の際には施設ごとに状況に応じた対応を行っております。1月には、ふれあい広場周辺のメリケントキンソウ対策として、除草駆除のスポット散布を、3月になってからは、志布志運動公園のふれあい広場や陸上競技場の芝生観覧席において一部発芽が確認されましたので、これから芝生の生育に影響のない選択性除草剤による駆除対策を行うところでございます。

また、施設内においては、施設利用者等に対しまして、メリケントキンソウに対する注意喚起看板等を設置し、繁殖の拡散防止の啓発を行ってきております。

管理者等に対しましても理解を深めるために、市メリケントキンソウ撲滅会議への積極的な参加を促し、情報収集、研究等を行うように指導しているところであります。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

市長、子供たちや市民がけがをする危険な外来植物ですよ、有効な駆除対策が無い中で、芝生の中、芝生以外などを考慮した駆除の対策をし、早期に駆除していかないと、気付かないうちに

繁殖し、駆除が追いつかない状態になるのではないかと懸念するところです。

撲滅対策会議に参加された方々のお話を聞くと、芝生の中のメリケントキンソウを中心にした、試行的な薬剤の駆除試験になっているのではないかと心配をしているところです。

昨年12月15日だったと思います。市民環境課長には電話で連絡をしましたが、3年前は生育が見られなかった大浜緑地公園の東側や多目的広場周辺の松林、運動公園駐車場と、年々生育範囲が拡大している状況です。運動公園周辺の繁殖地はグラウンドゴルフやサッカー大会などの各種運動競技が開催される場所で、人や車の往来も多く、メリケントキンソウの繁殖元になっているのではないかと危惧するところです。

市長は、4年までに撲滅を目指されているのですよ。市民の皆さんに危険を及ぼすので、安心・安全のために何が必要か、今何を早急にしなければならないか考えて欲しいものです。

取り組みはなされていると思いますが、本当に対応が遅いと思います。市長、市民のために、もっと真剣な取り組みが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このメリケントキンソウにつきましては、防除の最適期があるということでございます。その最適期に合わせて一斉に取り組みをしなければいけないということにつきまして、そういうのはなされていなかったなというふうには思っているところでございます。

今お話がありましたように、本当に各施設に広がりがあるようでございますので、今の広がっている中で押さえ込みをしていきたいというふうには思うところでございますが、これは、やはりそこをやったとしても残っていたものがあれば、また次のシーズンに繁茂するということがございますので、年に2回から3回、あるいは4回というような形で防除をするということになりますが、そうなりますと、薬品代等もかかるということでございますので、一番最適な、そして最大効果が出る散布の仕方ということについても、各種団体の取り組みをいただきながら、その最適なものを探っているというような状況ではあるようでございます。

このことにつきまして、課長の方に聞きますと、だんだんだんだんそれを防除を重ねることが撲滅につながっていくということを述べておりますので、今後、始めに申しましたように一斉に防除について時期を定めて、取り組んでもらうということをして、そしてまた、何回も重ねながら、市民の方々にとって安心・安全な緑地、芝生というものを作り上げていきたいというふうには思います。

○5番（小辻一海君） 先日、大浜緑地公園や多目的広場、ふれあい広場周辺の松林、運動公園駐車場に行ってきました。昨年12月15日に青いじゅうたんが敷かれたように繁殖していましたが、除草剤を散布されたのでしょう、今回は枯れたメリケントキンソウの周辺に2cmぐらいの繁殖がまばらに見られました。繁殖環境にもよりますが、どんな現場でも散布のばらつきや、種が来年発芽してくるものも多くあるので、生育密度や駆除タイミングにより二、三回の薬剤散布の駆除が必要になってくるとも考えます。

現在の繁殖状況を見ても、1回の散布で全滅というわけにはいかないもので、1年1年の積み重

ねが撲滅につながっていくと考えますが、そのあたりの取り組み状況と、運動公園周辺は芝生が点在していますが、薬剤散布で芝生を枯らさずに駆除する対策はどのようにされているか、お示ししたいかと思います。

**○市長（本田修一君）** メリケントキンソウには、一般に販売されている除草剤でも効果があるということでございますが、スポーツ施設においては、芝生面が多くございますので、薬剤については、芝への影響がなく土壌微生物により分解される医薬品の選定を行っているということで、今回散布しました薬剤名は、「シバゲン」、「一本締め」、「展着剤」というものを混ぜた薬剤ということでございます。これらのものもありますが、他にも別な形で散布をされて効果が出ている所もございますので、それらの実践例を見ながら、そしてまた、効果を見ながら、その散布については薬剤も定めてまいりたいというふうには思うところでございます。

そして、年に三、四回ほど平成27年はやっているようでございますので、今後もこのような形で適期を見極めながら取り組みをしてまいりたいと思います。

**○5番（小辻一海君）** 市長から答弁をいただいたとおり、運動公園周辺のように芝生が点在している所では駆除対策に、いろいろ情報収集をされていると思いますが、芝生を枯らさずに駆除する薬剤試行もやりながら、機械的、人的な方法で駆除も必要だと思います。

前回の質問の時、和田教育長が学校の取り組みとして、四つ示された中で、一つ目に子供たちが、一つ一つ抜き取っていくやり方、二つ目に機械で除草していく方法、三つ目に薬剤散布になりますが、これは子供たちが日常生活をしていく上で、危険がないものを散布していく、これら三つのものを活用していくと、すぐに駆除ができて期待・効果につながるものではないかと思うところです。

また、今年の質問でも、市長の答弁の中で、教育長は、四つの方策もあるということをお示しもございましたので、対応してまいりたいと考えておりますが、という取り組みの答弁をされました。その取り組みの状況は、実施されているかお伺いいたします。

**○市長（本田修一君）** ただいまお話がありました教育委員会での取り組みにつきまして、まず子供たちに抜いてもらうというようなことでの市全体の取り組みということにつきましては、各団体について、そのようなお願いをしながら、そしてまた、足りない分については薬剤散布をしているということでございます。

**○5番（小辻一海君）** 市長の方で取り組まれているとの答弁ですが、取り組まれているならばですよ、今のように繁殖が拡大してきているのか、なぜなのか、疑問に思うところです。

市民環境課長も前回の質問の答弁の中で、撲滅対策会議の中で施設を利用する人のすべきこと、競技前10分程度の草取りをしようと、施設を利用する際は足裏をチェックして帰るとか、そういうことを徹底して意志統一を図ったと、会議の様子の様子を延々に答弁されました。

施設管理者が、このような新しい駆除の方策を取り組みされていない中、委託業者、指定管理者への丸投げだから、このように公園周辺や他のところまで繁殖が拡大してきていると考えます。

このことについては、2年前、同僚議員の一般質問でも市長は前向きに答弁されているのです

よ、一般質問された同僚議員の話では、年々繁殖が拡大していると大変心配されていますよ、一般質問をした時、「検討する」と答えられたことが、実際に取り組みされていない、質問に対してその場しのぎとしか考えられない、議会軽視ではないですか。市長のそのあたりの考えをお聞かせください。

それと課長、あなたはスポーツの10分前に、試合の10分前ですよ、選手の皆さんに競技の10分前には草取りをしようと、撲滅対策会議の中で意思統一して図られたと、この間の一般質問では言われているんですよ、されているんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

検討するといった内容については、担当の方で記録をいたしまして、そして、その検討事項についての進捗を確認はするところでございます。

検討内容によっては時間のかかるものもございますので、そしてまた、検討の結果、そのことの実施については至らない、無理があるというようなこともあろうかと思いますが、それらのことについて進捗を確認しながら来ているところでございますが、毎回検討内容につきまして、そのことについて、皆様方に対しまして、内容の進捗について御報告ができなかったということにつきましては、誠に申し訳なく思います。

○市民環境課長（西川順一君） 会議の中では、施設管理者が行うこと、あるいは施設利用者が行う今言われたような、そういう競技前の10分間の草取りとか、あるいは靴裏チェックをしましょうね、というようなことは申し上げているつもりでございます。

○5番（小辻一海君） 課長、申し上げているって、実行されていなければ何もならないでしょう。

ただ、口だけで言うだけでですよ、やはり、その会議とかですよ、グラウンド・ゴルフ大会、いろいろ会議があるでしょう。サッカーの協会の人たちに、こうこういうことで撲滅対策会議で協議しましたよ、だから協力してよって何度も言わなければいけないでしょうよ。そのあたりはどうですか。

○市民環境課長（西川順一君） 昨年10月でしたか、スポーツ少年団の集まる会議がありましたので、その場では話をいたしました。毎回ちょうど、グラウンド・ゴルフ大会があった時にも、その際にもちょうど大会があったので、皆さんの協力をいただいて、試合前に15分程度の草取りをお願いしたというようなこともございました。

以上です。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

大浜緑地公園やプール前、夏井公園などの繁殖状況を考えますと、ビーバーでの草払いによるものではないかと危惧するところですよ。

ビーバーでの刈り取りが悪いということではないですよ、刈り取りを見て、確実に根や枝まで除去をするのは難しい。必ず残りが成長して、芽を付け、たちごっこになっていることも考えられます。



また、専門の方の話を聞きますと、メリケントキンソウは、通常は枝の部分に3月から4月に開花、種は5月から6月に自然落下するとのことでしたが、昨年は枝の中央部に開花するのが、早いもので10月から11月に確認され、実や種が12月から1月にできて、自然落下やビーバーで拡散され、分布が拡大されたのではないかと話されていました。このことは、学校でのビーバー使用でも言えることです。芝生やメリケントキンソウの生育環境や成長特性、技術的なことを踏まえ、駆除マニュアル書を作成し、駆除対策に対応すべきではないかと考えますが、駆除マニュアル書等の作成は、どうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の御質問を受けまして、関係部署に聞き取りもしたところでございました。

そのようなことで、一斉にされてないなということについて気付いたところでございまして、今回一斉にするというような方向性を採るように指示したところでございます。

そしてまた、今お話がありますように草払い機等で飛散する可能性があるということにつきましては、この撲滅対策会議では出ておりませんでしたので、新たに、その会議において、このことを一つの参考材料として、いかに撲滅に尽くすかということを協議するように指示してまいりたいというふうに思います。

○5番（小辻一海君） 分かりました。

運動公園周辺に「靴の裏に付着したトゲは、分布拡大を防ぐため落として帰りましょう」と、「メリケントキンソウに注意」という看板を見ますが、あの看板も、昨年9月の質問後に立てられたようです。看板が悪いということではないですよ。私の質問も2019年までの撲滅のためになったのだと有り難く思うところでした。質問してから看板設置で撲滅を目指す割には、本当に遅いような気がします。看板を利用して注意を呼び掛けることも必要なことだと思います。

先ほど申し上げましたが、駆除するには、10月から3月の開花前が適期と言われております。駆除は今なのです。今の時期、施設管理者などで生育環境に見合った駆除対策を考え、駆除できたかの確認と、施設間や撲滅対策会議等で繁殖状況の情報共有化をしていただき、徹底した駆除を急ぐ必要があると思いますが、そのあたりは、どう取り組まれているかお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

3月が適期の最終期というようなことをうけたまわったところでございます。このことについては、多分担当の方でも把握しておりますので、それまでに薬剤散布をするようにと、撲滅対策をするようにというような指示は出されているというふうに思います。

昨日付けで、また改めて、そのことの指示が出されているようでございますので、まだ、その防除についての取り組みが確実にされているかどうかということにつきましても、改めて近日中にして、3月中には防除のための散布作業をするようにというような指示はしてまいりたいと思います。

昨日、私も現場の方に行きまして、確認作業をしてきたところですが、ちょうど市民グラウンドにおいては、防除作業がされていたところでございました。

ということで、そこに隣接する松林と、あるいは市民の多目的グラウンドにつきましては、一斉にされてないということでしたので、一斉にするように改めて指示をしてみたいと思います。

○5番（小辻一海君） では、メリケントキンソウを2019年までの撲滅を目指されているわけですか。

今の繁殖状態では、大変だと思います。しかし、撲滅を目指すということですので、当然予算が必要になってくると思いますが、施設管理者は、施設の維持管理費、指定管理料の中に別枠として駆除費を計上されているのか。また、どれくらいの予算が積算されて計上されているのか、お示しをいただきたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 運動施設の関係で、私の方からお答えいたします。

指定管理料の中に、通常の維持管理費が含まれている所がございます。

ただ、今年度しおかぜ公園等については、更に施設の整備のレベルアップを図りたいということで、原材料費の中の肥料等について、60万円ほど今年度は上乘せを行ったところであります。その他、指定管理者の段階で、通常の経費の中で対応はしているところでございます。

28年度は予算を増額したところでございます。

○市民環境課長（西川順一君） 予算につきましては、各施設管理者の方に、お願いをしているところでございます。

○5番（小辻一海君） 今、生涯学習課の方からは、あつたわけですけど、他の運動公園、それぞれ施設管理者がいらっしゃいますよね。そのあたりの予算の配慮はどうなってるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

建設課は、緑地公園、大浜緑地の管理を行っているところでございますが、今、作業員等で直営でやっております既定の予算の中で、一応対応しようということで、取り組んでいるところでございます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 港湾商工課の所管といたしましては、ダグリ岬遊園地と、国民宿舎ボルベリアダグリのピアガーデンの芝生があるところです。

今までも既定予算の範囲内で除草剤を購入して部分的に散布したりとか、そして、木酢液を散布したんですけども、結果は周りの芝を含め、変色した程度で枯れるまで至らなかったと。そういうふうに対応はしているんですけど、なかなか駆除までは、撲滅までは至っていないような状況でございます。

そういった関係で、今年度についても既定の予算内で指定管理者等々に駆除方法を研修しながら検討していただくという範囲で収まっているところでございます。

○5番（小辻一海君） 予算については、メリケントキンソウの駆除費として指定管理料の中に別枠として計上していないということですね、既定の予算ということですね。

一部の担当課では、特別に予算化して対応をしたとのことですが、二、三日前にお聞きしました面積にもよるとは思います。運動公園周辺に除草剤を散布するのに1回に20万円ほどかかる

のことでした。

指定管理者も大変です。2019年までの撲滅を目指されているわけですので、重点施策として施設管理者は、せめて2019年までの撲滅までは指定管理料の中に別枠として予算を計上するか、事務局となっている市民環境課あたりで、駆除に必要な薬剤や資材を購入し、配布するなど取り組みはできないか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

港湾商工課の方でも答弁がありましたように、木酢を使ったり、あるいは薬品を使ったり、除草剤を使ったりということ、あるいはクエン酸と塩を使ったりということで、いろいろ取り組みがされているようでございます。

その結果が出ているということでございますので、その結果をもとにして、次の防除に対する薬剤散布になるのか、あるいは別な取り組みになるのか、撲滅対策会議で、方向性を示してもらいまして、その方向性の中で、予算措置が必要ということになれば、当然、予算措置をしてみたいと思います。

○5番（小辻一海君） 市長に予算については、前向きな答弁をいただきましたので、お願いします。

志布志運動公園周辺、松山道の駅、ボルベリアダグリ、夏井遊園地、城山総合運動公園、児童広場、川西グラウンドなど、繁殖が拡大していることを考えますと、委託業者、指定管理を受けている所は、メリケントキンソウの生育環境や成長特性を考え、本気で駆除に取り組まれているのか疑わしくなります。

施設管理者の担当課は、現場を把握され、各施設の指定管理者と対策会議や現地検討会、学習会で除草・駆除方法等について意見、提案がなされ、情報共有をされているのか、あわせて委託業者や指定管理者に駆除の現状・結果と、進捗状況の報告書を求めて駆除対策が行われているのか、駆除が進まないことを疑問に思うところですが、そのあたりの取り組みは、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成27年度におきまして、4回の撲滅対策会議の検討会をされたということでございまして、ただ、その協議がされた内容について、その普遍性を持たせた形で、取り組みがされたかということ、そうではなかったようなふうに感じるところでございます。

特に、時期的なもの、そしてまた、取り組みがされたけど効果が無かったものについて、また再検証しながら効果のある形での取り組みをどうするべきかという方向性が示されていないということであったようでございます。

今後につきましては、このことを踏まえまして、今お話がありましたように、撲滅の期限というものを切って取り組むということの方向性をしていますので、一斉に、そしてまた、予算が必要なものについては、予算の手立てをしながら、多くの方々に取り組みを協力していただきながら、この撲滅について、推進してまいりたいというふうに思います。

○5番（小辻一海君） ただいま答弁を市長の方からいただきましたが、施設管理者となる担当

課が、あまり把握されていない、各施設の指定管理者と除草駆除方法などの協議もされていない。

先ほども申し上げましたが、指定管理者や委託業者に丸投げではないですか。関心がないのか、他人事なのか、危機意識が全く無い。呆れてものが言えないですよ。せめて撲滅を目指す2019年までは、それぞれの担当課においても、現場を把握され、委託業者や指定管理者と綿密に対策会議を重ね、撲滅に取り組むべきですよ。全く真剣さが足りません。

施政方針の中で、イベントについて、年間120万人の観光入込者数を目標にされていますが、そのイベント会場の周辺にメリケントキンソウは繁殖しているんですよ。時期もあるとは思いますが、けがなどが発生し、マスコミに取り上げられたら大変ですよ。各施設のイメージダウンにもつながる恐れもあると思います。年間120万人の観光入込者数の目標どころではない、当然、最終的な責任は市長になってくると思いますよ。

また、施設管理者となる担当課も4回の撲滅対策会議に参加され、メリケントキンソウの特性、危険性など、知識の勉強をされたはずと考えますが、指定管理者や委託業者に撲滅の技術的なことを伝授されているのか。また、この指定管理者や委託業者も撲滅対策会議に参加されているのか、あわせてお伺いいたします。

**○市民環境課長（西川順一君）** 撲滅対策会議への参加につきましては、所管課はもちろんですが、その指定管理を受けていらっしゃる、そういう業者さんについても参加を願っております。

**○5番（小辻一海君）** はい、参加されていることを聞いて安心したところです。

志布志運動公園の東側に位置する、しおかぜ公園は、第75回国体で成年男子サッカー会場に指定され、その周辺はメリケントキンソウの繁殖元になっているのです。

4年後は、成年男子サッカー会場において、国体のリハーサルプレ大会が開催されるとお聞きいたしました。

昨年の第20回志布志市みなとサッカーフェスティバルは、県外から72校、県内39校の高校生111校が参加するすばらしい大会になりましたが、本市に及ぼす経済効果は多大なものがあったと思います。毎年この大会も運動公園周辺の大会になっているのですよ。

このようなイベントの中心になる会場周辺がメリケントキンソウの繁殖元になっているんですよ。危機意識のなさにびっくりします。

今後は、メリケントキンソウを繁殖している各施設管理者は現場を把握され、委託業者や指定管理者と対策会議や現地検討会を重ね、除草、駆除の方法について情報を共有化され、駆除の現状・結果と進捗状況の報告書を提出していただき、撲滅の成果に徹底して努めていただきたいと思います。そのことについてどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいま議員提案のとおりだというふうに思います。そのような形で、しっかりと撲滅に向けた意識をまず高めながら、本格的な取り組みとしてまいりたいと思います。

**○5番（小辻一海君）** はい、分かりました。

撲滅を目指されている2019年までは、メリケントキンソウの徹底した駆除をお願いします。

次に、市民の方々、学校、各事業所等への啓発と協力依頼の取り組みについてお尋ねします。

私も一般質問をした後、高齢者を中心に、市民の方々から「メリケントキンソウとは、どのような植物ですか」という問い合わせがありました。前回の質問時の資料を取り出して説明することでした。

今は環境カウンセラーの友人や、ネットからの情報でメリケントキンソウの植生、危険性などや、運動公園周辺の繁殖状況を確認しておりますが、まだまだ一般市民の方々、各事業所には認知が低いと思われます。そのあたりを市長は、どのようにお考えですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先程来このメリケントキンソウの市内全体への広がりということについてのお話があるところでございます。

私ども、特に担当の方では、市民の方々にお話をしているつもりでありますが、そのことについて認識がされてない、そしてまた、撲滅ではなく、拡大しないために、様々なイベントにおいて実行してもらおうと。抜き取り、あるいは種を捨てるという作業を実行してもらおうという場面がなされてないということからも、たぶんメリケントキンソウなるものの有害性ということについても認識がされてないんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

今後、そのことについては、それぞれの担当部署から具体的に利用される市民の方々にお伝えしたいというふうに思います。

**○5番（小辻一海君）** 分かりました。

では、教育長にお尋ねします。

前回の質問の時、子供たちには、陸上記録会時に職員や児童にメリケントキンソウの繁殖状況を確認してもらったとのことでした。また、11月に新芽が出るので、その時期が学校全体で取り組む大事な時期であると答弁されましたが、その後、学校でのメリケントキンソウの植生、危険性、駆除などの周知はどのようにされたか。また、PTA、青少年育成会議、学校評議員会などで、保護者や学校関係委員の方にもメリケントキンソウの植生、危険性、駆除方法等を周知して欲しいと考えますが、どのように取り組まれているか、あわせてお尋ねします。

**○教育長（和田幸一郎君）** お答えします。

学校に対しましては、特に私は環境教育の一つとして考えています。なぜかといいますと、このメリケントキンソウが繁殖することによって、子供たちは直接、例えば運動ができなくなる、けがをするとか、そういう状況に追い込まれますので、メリケントキンソウ撲滅というのは、環境教育に対する一つのいい材料でもあるのかなというふうに思っています。

そういうことを踏まえまして、これまで学校におきましては、管理職研修会等で実際にメリケントキンソウがどのようなものか見てもらったり、それから自校での繁殖状況について把握してもらったり、見かけた場合は駆除するように指導してきました。

そしてまた、6月の校長研修会では、除草剤と防霜シートにより、駆除に取り組んだ野神小学

校の事例を校長先生に発表してもらい、それぞれの学校の参考にしてもらいました。それ以降もメリケントキンソウの駆除に効果のあった除草剤や取り組み等についてお互いに情報交換を行い、その成果を検証しているところです。

また、志布志市環境アドバイザーの窪健一さんから、メリケントキンソウの駆除についてのポスターを提供していただきましたので、いい機会でしたので、市内の小中学校に掲示して、更なる啓発を図ったところであります。

体育施設関係でいいますと、体育施設を利用するスポーツ少年団と連携をして、平成27年10月にメリケントキンソウ撲滅会議を行いました。

さらに、市内37のスポーツ少年団の代表者に呼び掛けを行い、まずメリケントキンソウが危険な植物であることの理解や、人の移動等により拡散するので、定期的に靴底をチェックし、繁殖させない取り組みをお願いしたところであります。

今後も、先ほど議員御指摘のように、体育協会と連携しながら、体育施設を利用する団体には、学習会の開催や啓発を図りながら、それぞれの立場でメリケントキンソウの撲滅に努力してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、メリケントキンソウの撲滅というのは、教育委員会だけでできるものではないわけでございまして、先ほどから、ずっと市長の方も言うておりますが、情報の共有というのが、すごく大事ななと思っております。

そして更に学校、そして地域の方々、子供たち、全てを含めて官民一体となった取り組みをして行かないと、このメリケントキンソウの撲滅というのはなかなか効果が見えてこないだろうと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○5番（小辻一海君） お願いします。

市長も御存知の方だと思いますが、先ほど教育長からも氏名がでたわけですが、昨年10月20日、南日本新聞に掲載されましたが、市の環境アドバイザー窪健一さんが、メリケントキンソウの危機を市民に呼び掛ける市内巡回写真展や、駆除ポスターを製作し、官公庁、学校、企業へ配布するなど、子供たちや市民にメリケントキンソウの存在と危険性を積極的に呼び掛け、駆除や啓発活動、指導をされているとの内容でした。自分の車でメリケントキンソウの実態の写真を撮影した後、窪や各事業所に出向いて、巡回写真展のお願いに行く。更に先ほど教育長が申されました「トゲが危ない、見つけたら駆除して」と、自ら駆除ポスターを製作し、140か所へ寄贈されています。涙ぐましい活動ですよ、本日パネルの一部とポスターをお借りしてきました。自分で両方とも作製され、配布されたり写真展をされているんですよ。

先ほど言われましたポスターですね。これがポスターです。自分で作っていらっしゃいます。

いいですか、これは多くの市民、児童生徒、事業所に実態を知ってもらって、早く早期発見と駆除につなげたいという一心ですよ。2019年まで撲滅を目指されている市長のためでもあるんですよ。このことについて御存知だったですか。

また、教育長もお尋ねになったとのことで、教育長室にもポスターが貼ってありましたが、教育長は、この活動をどうお考えですか。

市長からでいいです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま湊さんの取り組みについて拝見させていただいたところでございます。

議員がおっしゃるとおり、本当にボランティアとはいえ、本当に身銭を切って、こういった形でされるということについては、すごいなと、そしてまた、有り難いことだというふうに思っております。

写真展につきましては、市の方でも協賛という形で開催をさせていただいたところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

湊さんの活動につきましては、私も本当に敬意を表しております。ごみ問題のことについても、それから今回のメリケントキンソウのことについても、本当にボランティア、自主的に社会のために無償で取り組んでいるこの姿というのは、本当にすばらしいなと思ひまして。それこそ一昨年の末ですかね、湊さんに直接子供たちに語りかけて欲しいというような、そういう機会を持つと思っていましたら、湊さんが入院してしまひまして直接にそういう機会がなくなりましたけれども。こうして、まさにボランティアで、自分たち志布志のことを心から思って活動している人たちの、この姿というのは、やっぱり子供たちに直接語り聞かせてあげたいなと、そういう思いがありますので、今後また、そういう機会があったら湊さんの、このすばらしい取り組みについて、各学校で何か紹介できる、そういう機会をもっていきたいなと思っております。

本当にかねてから、湊さんの活動に対しましては感謝を申し上げたいなと、そういうふうに思っております。

○5番（小辻一海君） 市長、市でも市内全域において、繁殖状況を調査、把握され繁殖している箇所メリケントキンソウの存在と危険性、駆除方法を説明した看板の設置や、散らしの配布で、市民の方々へ認識というものを深めていただき、自宅や仕事場の周りなど、身のまわりから撲滅の機運を盛り上げていくことが、一番大事だと思いますが、市長の考えをお願いします。

○市長（本田修一君） 撲滅運動につきましては、市のいわゆる公共施設のみでは、多分撲滅は無理だろうなというふうには思います。このことは市民全体に協力の依頼をいたしまして、また、これも一斉に知っていただくということ。また、それで薬剤等の散布について希望があれば配布するというふうなことも予算措置が必要になってくるかなというふうには思うところでございます。

ただ、言いますように撲滅ということを本当に実効性のあるものにするためには、市全体で取り組まなければならないということについては、間違いない事実ではないかというふうに思っています。

○5番（小辻一海君） このことについては、市長も前回の同じような答弁をされているようで

す。

建設課、生涯学習課、港湾商工課などの施設管理担当課から、メリケントキンソウの駆除、進捗状況、報告書や撲滅が確認できる書類等は毎月でなくてもいいですが、二、三か月程度でもいいです。何がしかの報告書が提出されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来お答えしておりますように撲滅会議を4回ほど開催したということで、その中で、そういった取り組みについての結果報告がされているようでございます。書類によつての報告は、されてないということでございます。

○5番（小辻一海君） 市長、あのですよ、2019年まで撲滅を目指されているんですよ、その割に危機感が一つもない。私が、こんなに厳しい言い方をしているのかと申しますと、昔から地域にあったものではないんですよ。外来性植物で、今、全国で問題化され、市民の安全に関わることでですよ。特に、本市の将来を担っていく子供たちに危険性を及ぼすからですよ。その植物の繁殖が年々減少していくどころか、繁殖区域が拡大してきているんですよ。

そのことを考え、湊さんは紹介した活動の他、市内を巡回し、駆除や危険性を市民や指定管理者にも周知していますよ。

市民の皆さんは、危険性がある、特に子供や孫たちがけがをされるといけないと、駆除の輪が広がって、多くの皆さんが関心を持たれ、市民から駆除方法の指導のお願いもあり、指導され、家の周辺にありましたので駆除しましたと、お礼の言葉までいただいたとお聞きしましたよ。このような周知活動が、なぜ行政はできないのか、行政という仕事から離れて、つくづく感じるころでした。個人ができ、大きな集団がなぜできないか不思議に思います。市長、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議題になっておりますメリケントキンソウの駆除・撲滅につきましては、生息する所が所管がそれぞれ違っているということが、まず一つではないかなというふうに思っています。

そして、所管が違うから横の連携が取れなくて、最適な取り組みがまだ出来上がってないと、ましてや市民の方々に、そのことについての広報が不十分であるということになるのかなというふうに思っています。

今回、改めてこのことについての御質問がございましたので、また今後において、2019年撲滅という目標を新たに設定し直して、強固な推進体制を作ってまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） 副市長には通告していなかったのですが、後で了解をいただいておりますので、お聞きします。

市長の補佐役として、理解して副市長として職に就かれたと考えますが、議席から拝見しますと、市長の答弁のたびに補佐役として職に一生懸命努められていらっしゃるようです。よく分かります。私の見る限りでは、今までの一番の補佐役ではないかと思うところです。

そこで、副市長は、いろいろなイベントがある以外に自分から進んで何回ぐらいメリケントキンソウの繁殖状況を確認に行かれたか。また、本市のどの辺りに多く繁殖しているか御存知です



か。

○副市長（外山文弘君） プライベートということではないわけですがけれども、前々回、平野議員からの質問の時も、すぐ市長と一緒に現場を訪れまして、大浜緑地公園、それから温水プール周辺等を確認したところです。

最近におきましても、先日イベントがありましたので、その際には運動公園周辺の現場等を確認をしたところですがけれども、昨日も、先ほど市長が答弁しましたとおり、総合運動公園周辺、それから温水プール周辺等、それから松林等、確認をしたところです。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

では、市長が2019年まで撲滅を目指されているわけですので、市長も外交などで忙しく大変だと思います。

市長の腹心として、何回ぐらい施設管理担当課や、指定管理者、駆除対策会議や現地検討会、除草駆除方法等について指示されたか、お伺いいたします。

○副市長（外山文弘君） その点については、特段指示をしてないところでございます。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

では、私の方から2点ほど提案を申し上げたいと思います。

1点目は、市民挙げての撲滅作戦として、1、駆除回収したメリケントキンソウを市で回収、2、駆除回収のためのごみ袋の無料提供、3、地域でも誰もが楽しく駆除に参加できるように、ひまわり券を支給、4、志布志運動公園利用者へ各大会試合終了後の15分間の駆除作業依頼、5、駆除に関しての薬品、機材等の助成、を検討していただく考えはないか。

大きな2点目として、現在、市民環境課が中心になって、メリケントキンソウ撲滅対応をされているようですが、これだけ繁殖が拡大してくると、今までの答弁内容からして、手探りの状態ではないかと思うところです。

今後は、各施設管理者がバラバラではなく、目標値、行動計画と駆除戦略を明確にして行動を共にする大きな場となる仮称メリケントキンソウ撲滅対策協議等を設立して、撲滅に取り組まれる、この2点だけを提案させていただきますが、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市を挙げて、このことについては、取り組みが必要ということで、いくつかの御提案があったところでございます。

撲滅戦略会議を開催しておりますので、まずここをしっかりと組み立てなおして、そして、これがしっかりと末端まで伝達されて事業実施になるように、まずしていきたいというふうに思ったところでございます。

そしてまた、市民の皆さん方につきましては、駆除に取り組んでいただく方に対しまして、ごみ袋とか、あるいはひまわり券の対象にするとか、それから、様々な競技団体において、終了後の呼び掛けをするということについては、改めてマニュアルを設定しながら取り組みをしてまいりたいと思います。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

市長、このことも知っていますか。自治会の活動の中でメリケントキンソウ撲滅に取り組まれている事例を紹介します。漣さんの生育調査巡回指導で、運動公園に近い若葉団地の市民の皆さんが勉強会をされ、団地内の204㎡の繁殖駆除をされています。自治会の皆さんは、団地から公園にトゲのメリケントキンソウを持ち込んではいけないと、月に1回は駆除に真剣に取り組まれているとお聞きしました。

このように徹底した周知や指導が行われると、市民の方は外来植物の危険性や拡大の防止について、広く認識し、駆除の取り組みが行われ、新たな繁殖がなくなるのです。

メリケントキンソウ撲滅駆除に関する資料は、多分市民環境課の方へ多く提出されていると思いますので、この資料を参考にし、今の時期に施設管理者、公園管理者、指定管理者、学校など、危機感を持って取り組みをしないと撲滅は不可能と思いますが、今後どのように取り組まれるか、お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話にありました若葉団地の取り組みにつきましては、知らないところでした。改めて感謝申し上げたいと思います。そのような取り組みが全市に広がっていけるためには、どうするかということをもたまた考えていきたいと思っています。

そして、先ほども申しましたように、この撲滅対策会議を中心に、しっかりと会議を重ねて、協議を重ねて、そして、その方向性をまとめて、そして、推進することにしていきたいというふうに思います。

様々な団体が一斉に動くと、一斉に取り組むということをもたまたお願いしたいというふうに思います。

○市民環境課長（西川順一君） 若葉団地の取り組みの件については、私、報告をいただいております。非常に良い取り組みだと思っています。

先ほど生物多様性の策定期間の件について、環境省に電話で問い合わせました。その結果、都道府県の策定については、2020年度までを、昨年度まで策定を働き掛けていると、市町村については、策定の協力は呼び掛けているが、期限は設定はしていないというような回答でありました。

以上です。

○5番（小辻一海君） はい、分かりました。

市長、市長の共生・協働・自立のまちづくりで、本市はごみ分別による環境型社会が確立されています。このメリケントキンソウ撲滅は、自然共生社会をつくる一歩ではないかと思っています。

また、メリケントキンソウ問題は、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての重要課題です。このことは、先ほどお願いしました志布志市生物多様性地域戦略策定にもつながると思います。十分考えて進めていただくことと、メリケントキンソウ駆除対策に万全を尽くしていただくことを期待して、最後に市長、教育長、担当課長の今後の取り組みの決意をお聞きして、私の一般質問を終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来答弁いたしておりますように、まずもって撲滅対策会議をきちっと機能させるということ、そして、一番の要諦は一斉に防除に取り組んでもらうということ。

それから、このことは市全体に広めるべき内容であるということで、今後そのことについては、様々な形で市全体に広めたいというふうに思います。

○教育長（和田幸一郎君） 今回のこの一般質問を受けながら、私自身が感じたこととして、まず早期発見、早期駆除、それから情報の共有、そして官民一体、そして継続、そういうことを思い描きながら、各学校においては、とにかく子供たちの学習活動に支障が出るような状況というのが予想されますので、今以上に管理職に危機意識をもって学校の施設については、十分考えていきたいといます。

また、体育施設関係につきましては、市民が日常的に使う、そういう場でありますので、同じように危険な状況というのが絶対ないように、これからまた市民と一緒に取り組を進めていきたいとそういうふうに思っております。

○市民環境課長（西川順一君） 撲滅対策会議を本当十分に充実させて、どういう取り組みをやったか、そして、情報を共有しながら、これまで以上に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

○5番（小辻一海君） 私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小辻一海君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後4時01分 散会

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第4号）

期 日：平成28年3月9日（水曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

市ヶ谷 孝

八 代 誠

丸 山 一

小 野 広 嗣

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。



### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、1番、市ヶ谷 孝君の一般質問を許可します。

○1番（市ヶ谷 孝君） 改めまして、皆様おはようございます。

真政志の会所属、議員番号1番、市ヶ谷孝でございます。本日、皆様もいらっしゃった時に感じましたけれども、あいにくの雨模様で、ただ私自身、なかなか傘というものをあまり好まない人間でして、今日の朝、少し雨に打たれながら登庁してきたわけですが、これをひとつみそぎの雨として、今日フレッシュな気持ちで、この場に立たせてもらっております。

折しも、この3月1日から来年度末の卒業予定者に対する就職活動の解禁があったところでございますし、また本日は、県内公立高校の入学試験の2日目にあたるところでございます。また、今月には当然市内の小中学校、もう終わりましたけれども、高校の卒業式等もございまして、そういった市内の若い力が新しい世界へと巣立っていく、その過渡期の月となっております。その中で、私も1年生議員、その任期4年のうちの半分が過ぎて、後半残り2年のスタートとなります。この時をもちまして、先程来申し上げますとおり、新しい気持ちで、この一般質問のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、通告書にしたがいまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

本日、一般質問の予定が4名となっておりますので、私自身も速やかな質問等々の進行をさせていただきますので、執行部等もよろしくその辺をお考えの上で御答弁いただければと思っております。

それでは質問に入ります。まず一つ目、ふるさと納税についてであります。

本年度から寄附への返礼として、寄附額の大体50%をめどに返礼品、地元特産品の返礼を始めたところ、予想を上回る非常に多くの方々から多くの額の寄附額が寄せられております。このことにつきましては、市当局として、どこまで予想されていたか分かりませんが、私ども議員、そして一般の方々からすれば、非常に昨年度と比べまして、大きな驚きをもって、この数字の推移をこの1年間眺めてきたところでございます。この大きな数字の延びの裏にあります関係団体、関係者の方々の苦労というものは、非常に大変なものがあったのではないかと推察するところでございますけれども、昨年6月から始めまして、約8、9か月ほどでしょうか、この間い

ただきました寄附の内容、そして、その寄附の返礼等々に係る事業等の推移を鑑みた上で、市長がまずこのふるさと納税の現状に対して、どうお考えであるかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

それでは、市ヶ谷議員の御質問にお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、昨年6月1日から寄附者の方々に対する特産品の返礼を開始したところ、全国の方々から2月末時点で、当初の予想を大きく超える7億円の御寄附をいただいております。大変有り難いと感じております。このふるさと納税につきましては、今後も更なる広がりを見せるものと想定されることから、本市におきましても、来年度は20億円という大きな目標を掲げ、自主財源の確保はもとより、物産振興の面からの地域経済の活性化のために様々な取り組みを行ってまいります。

また、志布志市を全国の方々を知っていただく絶好の機会でありますので、様々な媒体やウェブ上での広告等を活用し、情報発信を行っていきたくと考えております。

また、そういった取り組みによって、本市の魅力に更なる磨きがかかるものと思われまので、観光特産品協会をはじめ、市内の各事業所の方々と協力しながら全市的な取り組みを行ってまいりたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ただいま今年度のふるさと納税の事業につきまして、御答弁をいただいたところでございます。

おっしゃるとおり、ふるさと納税は本来の始まりの目的である税の再分配への意味にとどまらず、今ほど市長がおっしゃいますとおり、地域の経済の活性化であったり、なかなかこれまでは行えなかった地方の都市が全国に向けて市の魅力等々をPRしていく絶好の場となっているところでございます。こちらを総合的に勘案して、単なる税の再分配のみならず、地域活性化のツールの一つとして非常に今、注目を浴びている事業だと考えます。

本年度の事業成果の報告等につきましては、まだ年度が終わっておりますので、これからまとめられて提出がなされるだろうと思っております。

そこで、本定例会におきまして、市長が施政方針の中で、来年度平成28年度の目標数値額を20億円という形で設定をされておりました。この20億円の数字、現状のふるさと納税の全体的な市場規模の推移から見ても、やり方によっては決して不可能ではない金額なのかなとは思っておりますけれども、ここで一つ、お聞きいたします。この20億円という数字を設定するに至った算定根拠であったり、理由等があればお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

20億円という目標につきましては、現在の寄附額が、先ほども言いましたように、7億1,000万円を超えているということで、今年度末には8億円近くになるんじゃないかなという数字でございます。

ということで、通年でいけば、多分10億円ぐらいという数字なのかなというような感触を持っていたところでございます。

そのような中で、昨年から全国各地で、このふるさと納税制度についての取り組みが高まりまして、いわばブームというふうになっているところでございます。そのことで、来年度においては、特にまた、その納税制度が全国的に注目をされ、そしてまた、多くの方々の関心を呼ぶような事業になっていくというふうに思われますので、本市としましては、本市の特産品の販売振興、そしてまた、自主財源の確保という観点から目標は高くなりましたが、20億円というものを設定したところでございます。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** それでは、市長の思いと申しますか、様々な時代状況を考えた上で、ある程度の土台の根拠を持ちながらも、今おっしゃられたとおり、志を高く持つ、目標を高く持つ、それに向かって邁進していく力を出していこうという意味で20億円という数字を設定されたというふうに理解をいたしました。こちらにつきましては、20億という数字、確かに大きい数字ではございますけれども、今ほど市長がおっしゃいますとおり、やはり目標、これに限らず目標というのは高く持たないことには、それに向かって頑張る力も生まれて来ませんし、このこと20億円という数字そのものについて、私自身は何か否定的な意見を持っているというわけではございません。こちらにつきましては、当然この20億円を設定したからには、それを達成するための方策等々を考えて、おそらく、それは当初予算のほうに入っているのかなというふうに考えております。

そこで、その当初予算等で上がってきていますけれども、この20億円を実際に具体的に達成するための方策ですね、そういったもの等々、またあとは、金額が増えるということは当然寄せられる寄附の件数も多くなりますし、それに対する返礼の数等々も多くなってまいります。扱う市内の産品等の量も当然増えてきますし、そういった総合的な人的な体制ですね、そういったものがきちんと20億円を達成するための準備体制が整っているのか、その辺をお聞きいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

このふるさと納税の寄附につきましては、主にインターネット上のふるさと納税の申込窓口がございまして、そちらの方からの寄附を受けている部分がほとんどということでございます。

ということで、来年度もそのような形で達成するため取り組みをしていきたいということでございまして、インターネット上のふるさと納税の申込窓口としまして、二つのふるさと納税ポータルサイトを利用しております。一つが、全国自治体が最も活用しておりますポータルサイトであり「ふるさとチョイス」、二つ目が1億589万人の会員を抱える楽天と、この二つのポータルサイトを現在活用しているところでございます。そしてまた、来年度から予算が御承認いただけましたら、28年6月からは2,800万人のマイレージ会員を抱えるANAのポータルサイトを利用する予定でしております。このマイレージクラブ員は、高所得者層ということで、寄附額の増に大いに寄与できるというふうに期待しているところでございます。

そしてまた、寄附エリアの半数以上を占める関東圏内を中心に全国主要都市におきまして、今まで本市が実践していないような斬新な形の広告宣伝を効果的に実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。



○1番(市ヶ谷 孝君) 20億円という寄附を集める部分についての仕掛け等々については、今、理解をしたところですが、申し訳ありません、人的なバックアップ体制等々についての説明をもう一度お願いいたします。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

これまで港湾商工課において商品開発等をしておりました。企画政策課においては、受付事務や証明書発行事務などをしておりまして、それぞれの担当として業務を行っておりましたが、これらの業務を一本化して、ふるさと納税業務の窓口を港湾商工課に設置する予定としております。具体的には、港湾商工課内にふるさと納税業務及び特産品分野に特化した室を設置しまして、室長、係長ほか係員3名から4名を配置するという計画をしております。名称につきましては、現在検討しているところでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) 今、港湾商工課に専門の室を設けて、その下に係員、係員と言っているのかな、3名から4名の配置をして対応していくというお話がありましたけれども、本年の実際に、これまで対応して来られた人的な体制と比較して、それで20億円の寄附が実際に集まった場合を想定した場合ですけれども、十分対応が可能と考えるのか、そのあたり比較をしながら、もう一度御説明をいただいてもよろしいでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

昨年は、御承知のとおり、ふるさと納税の事業が進むにつれて、その規模が拡大しまして、それに合わせて職員の配置体制、あるいは観光特産品協会との連携強化ということ等に取り組ながら対応してきたところでございます。

今回は、倍以上の目標額ということを設定しておりますので、先ほど申しましたような体制で進みながら推進していくということになりますが、その進捗の度合いによりましては、また更に拡充が必要になるということも考えなければならない場面があるのかなというようなふうには思っております。先ほど申し上げました体制で、とりあえずスタートしていきたいということでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) では、もし人員等の追加が必要となった場合に、速やかに追加人員増の手配ができる環境が整っていると考えてよろしいのでしょうか。

分かりました。

では、すみません、少し順番が前後してしまうんですが、先ほど市長が20億円を達成するための寄附を集めるための広告・宣伝、広報戦略等々の中で、ポータルサイトの利用等を上げられましたね。その中で、トラストバンクのふるさとチョイスであったり、楽天さんであったり、また、これからANAのポータルサイト等を利用していく案が、考えが示されたところですが、確かツアー特化型のポータルサイトの方で提携というか、されていませんでしたかね。確か、今実際に鹿児島県志布志市のふるさと納税ツアーという形で、そのポータルサイトのホームページでも、そのツアーの提案というか、メニューが実際に載っているわけですが、このポータルサイトさん、言っているのかな、スカイチケットさんとの提携の在り方というのは、ど

ういう形になっているのでしょう。今ほど市長の話では出てこなかったような気がするんですけども。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○企画政策課長（武石裕二君） お答えいたします。

ただいま御指摘をいただきましたスカイチケット等、地元に来ていただいて納税をして、地元に来ていただいて、ふるさと納税をあわせてしていただくということにつきましては、28年度においても、本格的に実施をしていきたいと、この中に含まれているということで御理解をいただければというふうに思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） 28年度から本格的にという話がありまして、今現在もこれ動いてるんですね。一応ホームページ上の情報では、実際にこちらも1コース、納税額20万円以上の方を対象に2名で二日間の旅程というものを組まれておりまして、実際の旅程の設定期間が、もうちょっと過ぎかけてますけど、今年1月21日から3月31日までの中で選んでいただくという形になって、これは実際にはあるわけですね。

もう1点、こちらには話に関連しまして質問です。

こちらの今のスカイチケットさんのポータルサイト自体は、まだ昨年11月何日か忘れましてけれども、11月にポータルサイトの事業参入をされまして、なかなか早い段階で企画政策課、所管課がアンテナ等々を張り巡らせて、いち早く察知して、こちらの方に登録をしたと。また、今現在で、こちらのポータルサイトに登録されているふるさと納税ツアーというものが3市1町、宮崎県の小林市と都農町でしたか、あと長崎県の平戸市と、あとうちの志布志市という中で、いち早くこういったことに参入して動き出しをしていることは非常に評価するんですけども、こちらの来年度から本格的におっしゃいましたけれども、こちらのポータルサイトに載せていらっしゃる志布志市の情報等であったり、旅程の内容であったりは、こちらは観光特産品協会、もしくは所管課が協議の上で決めたのか、その点をお聞かせください。

○企画政策課長（武石裕二君） 事業の内容等につきましては、私ども企画政策課、それから委託をしております観光特産品協会とも、いろいろ意見を集約をして、今回そういった提案ということでお願いをさせていただきます。

28年度につきましては、また新たなツアーの掘り起こしを含めて検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。その時はぜひとも、この掲載している情報であったり、旅程等々の整合性といいますか、この点につきましても、十分配慮をいただきたいと思えます。今現在載っているものと、志布志の紹介については、港町であったり、史跡等々の魅力あふれるまちであるということがうたわれて、あとちりめんが特産であるということがうたわれているんですけども、実際の納税ツアーの内容は、いちご狩りであったり、サツマイモであったり、農村関係の部分で、全く港とちりめんが出てこないというかですね、そのあたりが、ちょっとちぐはぐな内容になっておりますので、そのあたりのメニュー等も、もうちょっと協議

の上、いい形の、これもひとつ良いPRになりますから、実際に志布志に来ていただけるわけですから、このあたりについては、再度の御協議等をお願いできればと思いますので、お願いします。

すみません、ちょっと順番が前後しましたけれども。

先程来から市長に来年度の取り組みにつきまして、実際の広報戦略等々、もしくは実際に寄附をいただいた際の人的な体制等々の説明をいただきましたけれども、こちら昨年度は、例えば、人気品目とっていいのかな、実践の返礼品の中でのランク付けが、実際に出た数でランク付けがされるわけですが、例えば、去年人気ランクとして上位に来なかった品目でも地元志布志の特産品というのはいっぱいあるわけですね。そちらの品目が来年度、寄附者の方々に選んでいただけるようにというような取り組み、仕掛け等は協議をされているのか、委託先である観光特産品協会等とですね、そういったところの協議があるのかどうかお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

寄附された方々に対する返礼品につきまして、人気商品があるということがございます。それは、私どもも当初考えておりました、多分肉類が一番多いのかなというふうに思っておりましたら、案に相違しまして、うなぎが63%ぐらいの返礼率になっているということがございます、私どもが考えていたものとは若干違った形で全国的には人気度があるんだなというふうに思ったところではあります。

そういうことがございますので、本市においても今お話があるように様々な商品がございますので、その産品を目指していただくように商品開発をしていきたいと。広くまた、そういったものを生産されている方々に声掛けは広げていきたいというふうに思っているところでございます。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** ぜひともですね、そういった形で、なかなかそうは言っても難しい仕掛け方ではあると思いますが、せつかく先ほど申し上げましたとおり、このふるさと納税という事業は、ただ税の再分配を行うだけの待ちの事業ではなくて、こっちから情報を発信したり、地元特産品をみんなに味わっていただく、そういった攻めのツールとして使うべき内容でございますので、こういった地元の特産品をもっと全国の方に知っていただきたい。せつかく志布志には良い品物がいっぱいあるわけですから、そういったものをもっと皆さんに知っていただいて、求めていただいて、そういった働き掛けは、ぜひとも、難しい問題ではありますけれども、真摯に考えて、それを政策等々に反映していただければと思っております。実際に品目、例えば、米が人気になりましたと、とある自治体でですね、その場合、当然お米めの需要が増えるわけですから、今まで休耕田で荒れかけていた田畑が、その需要に応えるために急きょ整備されてよみがえったという事例等もございますので、そういった実際に産品が売れるのみならず、地域の本当、経済の活性化に資する形になりますので、様々な産品等の売上と表現をしていいのかわかりませんが、皆さん寄附者の方々に選んでいただけるような働き掛けをしていただければと思います。

今の流れといいますか、もう1点ふるさと納税の今後の動かし方、展開としまして、せつかくこうやってふるさと納税を通じて、今までなかなか情報のハードルが高くて全国の方々に志布志

市、地元の良さ、名産品等々の情報がアピールしづらかったところが、こういうふるさと納税のブームがきたことによって、いろんな都市のいろんな特産品が全国の方々にすぐ知ってもらえるような時代の流れが来ております。このふるさと納税を通じて、志布志の魅力、志布志の良い品物を知っていただいた、そういった方々に、このふるさと納税外でも、当然ふるさと納税は控除額の上限は決まっておりますので、それ以外でも、例えば、志布志の名産品を購入していただけるような体制づくりも今後必要になってくるのかなど。人口減少社会が来る中で、交流人口を上げていく中で、こういうインターネット通販等々を通じた地元産品の市外への輸出というのも、そういった交流人口を増大する上での重要な項目かなというところを思っております。この点につきまして、他の自治体でも、先ほど申し上げました。長崎県平戸市であったり、島根県の、申し訳ありません。あと、すみません、どこでしたかね、島根県のとある自治体では、現実に2015年度に、そういったインターネット通販のサイトを立ち上げております。それは全国の方々のそういった御要望等々があって、そういったインターネット通販サイトを立ち上げたという実例もございます。そこでお尋ねします。本市におきまして、このふるさと納税等々を通じて、地元志布志の産品を知っていただいた方々に対する、もしくはそれ以外の方々に対するものでも結構ですけれども、インターネット通販のサイト等に、このノウハウを、この成果を生かしていく考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお話ありましたように、全国的にも、このふるさと納税の活用の仕方が、また広がりをしていただいております。北海道の上士幌町や長崎県佐世保市のように、独自のふるさと納税ポータルサイトを構築され、運営上の広告等により集客を図る自治体が出てきたということでございます。

ということで、本市においても、現在観光特産品協会において、独自のネット通販サイトを平成27年度中、今月中に運用する予定としているところでございます。

ということではございますが、全国的に本市及び、本市特産品の認知度向上が図られていない現状において、その成果を出すのは大変かなというふうには思っておりますが、いずれにしても、こういったものを立ち上げて拡販していくということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） ただいま、私の先ほども言い方もちょっと悪かったですけれども、何もインターネット通販サイトという形にこだわる必要ないと思います。本当に地元のそれぞれの特色がありますので、その地域地域の特色に合わせて、そういったせつかく志布志の産品を知ってもらったこの状況を生かして、より良い効果を出すための方法、施策を模索していただければと思いますので。

ここで1点、少し話がズレるかもしれませんが、このふるさと納税の事業につきまして、先程来申し上げますとおり、来年度当初予算の方で計上されるわけですけれども、この来年度の取り組みの中で、去る平成27年6月定例会におきまして、同僚議員がポイント制の話がされたと思います。その時、市長が協議をしていくという形の答弁をしていらっしやっただけ

れども、このことにつきましては、来年度の取り組みの中には入っているのか、もしくは協議をされたのかどうか、その点につきまして説明をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ポイント制の導入につきましては、隣の大崎町でも導入され、寄附額の大幅な増加の要因になっておるようでございますが、その一方でポイント管理の問題や有効期間を2年間設けることにつきまして、ポイント付与時と実際に注文を行う時期で商品価格に開きが生じたり、商品自体が品切れになって注文できないというような被害等もあることから、それらのデメリット部分について、もう少し検証が必要ではないかなというふうに考えておりました、現段階では、この導入については、取り組みはしてないところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） はい、分かりました。

先ほど申し上げました27年6月定例会の際に、同僚議員がそういったポイント制の話を持ち出した背景には、現状では1万円未満の寄附の方に対する返礼ができないというか、従来どおりの手法であったり、お茶10gですかね、そういった形の返礼しかできないという言い方は、おかしいんですけども、そういう状況になっているところで、そういった少額の方々の志に対する返礼の在り方を考えようという意味で、確か出されたと思います。今現状では、来年度もそういった少額の寄附の方々に対する対応というのは変わらないというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） 現在のふるさと納税の返礼品の制度につきましては、5,000円の方まで対応しているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 5,000円をいただいた方には2,500円相当の特産品を選んでいただくという形で対応されていると、分かりました。

確かに市長がおっしゃったとおりに、当然ポイント制についても、良いばかりじゃなくて、デメリット等もありますけれども、今後ふるさと納税の在り方、返礼品の出し方等をフレキシブルにしていくためには、こういったポイント制というのは、当然見るべき、考えるべきところがあるのかなと思っていますので、そういう先ほどおっしゃられた有効期限の問題であったり、物価の変動の問題であったり、そういった等々に対する柔軟な体制づくり等の案が出ましたときには、再度こちらの方についても再考というか、考慮いただければと思います。

ふるさと納税につきましては、こちらで終了させていただきます。

次にまいります。二つ目、人口減少社会におけます当市の婚活事業の在り方について質問をさせていただきます。こちらにつきましては、平成27年12月定例会におきまして、同僚議員が詳細な質問をしておりましたので、本日は、その時の内容とは少し違う着眼点を盛り込んで質問をさせていただきます。

この項目につきましては、私自身も実際の一個人として非常に興味があるといえますか、推し進めていかなければならない重要な項目であるんですけども、まず本題に入ります前に、お伺いいたします。

先ほど申し上げましたとおり、平成27年12月定例会での同僚議員の一般質問内で、この婚活事業について触れられておりました。その時に、引き合いで事例といたしまして、昨年総務常任委員会で所管事務調査に行った研修先の富山県南砺市の事例等々を引き合いに出して、市長への様々な提言がなされたところでございます。

私も当時、総務常任委員会の一員としても同研修へと参加をして、様々な事例等々を学んできたわけですが、ここで市長にお尋ねいたします。平成27年12月22日付けで、当時の志布志市議会議長宛てに、当時の総務委員長より、この所管事務調査の結果報告書が提出されております。この報告書につきまして、市長はお目通しをされましたでしょうか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議会で提出されました資料等につきましては、一通り目は通しているところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 先の同僚議員の定例会での質問の中でも、その事例を引き合いに出して、詳しく様々な観点から質問、提言等がありましたけれども、市長は、当時も一般質問の際にも、確か研修先の市の資料等はお手元で持っていらっしゃったと記憶しておりますけれども、今回、我々総務常任委員会の、この所管事務調査の結果報告書を内容等々を拝見して率直な感想がどういったものだったのか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまお話になりました南砺市での政務調査の内容についての資料、お手元にはございませんので、回答につきましては、しばらくお待ち願いたいと思います。

○1番（市ヶ谷 孝君） 先ほど市長が答弁されましたとおり、議会で提出されました資料については、一通り目を通してという回答だけで十分でございます。こちらは、今からお話させていただく内容の枕として、今お伺いをさせていただいたところでございます。

この南砺市の事例におきまして、おそらく市長もご記憶にあると思いますけれども、「婚活倶楽部なんど」という婚活支援団体を立ち上げておまして、それとは別に「なんとおせっ会」、「会」は会議とかの会ですけれども、そういう方々がいらっしゃると。そういった方々が「婚活倶楽部なんど」という婚活支援団体へ、地元の未婚の男女の方々の加入を促進する働きをされているという体制がとられております。なかなか恋愛に積極的になれない男女等もいらっしゃいまして、そういった方々を背中を押して、婚活の場に出て行くように働き掛けるという、この活動が最終的には婚活に参加する人員の増加、そして成約等々の成果の増加等につながっているものと考えているところでございます。

さて、市長は施政方針の中で、「若者の独身男女の出会いの場、きっかけづくりの場を提供し、結婚後の市内への定住を図ることを目的に出会いを希望する男女の婚活を支援してまいります」述べていらっしゃいます。お尋ねいたします。この文言から判断いたしますと、出会いを希望する結婚に積極的な男女以外への婚活支援というものは、考えていらっしゃらないのかどうかをお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

婚活の場を利用されるような方というのは、そういったふうに、その場を積極的に利用される

方は当然でございますが、そうでない方が多いんじゃないかなというふうに思います。そのような出会いの場が極めて限られているということでございますので、そのような方に対しては、例えば、本年度はまち・ひと・しごと ころざし創生戦略を策定する際に、市民向けのアンケート調査によりまして、その把握をしているということでございます。その調査によりまして、若い世代の未婚、晩婚化の理由については、「独身の自由さや、気楽さを失いたくないから」、それから、「経済的に余裕がないから」、それから、今申しました「異性と知り合う機会がないから」ということ、それから、ちょっとこれは悲しいんですが、「結婚の必要性を感じてないから」という、そのような項目で4割を超えたということでございまして、そのような方々にこういった出会いの場を設け、そしてまた、そのようなマイナス的な要因については、話し合いをすることでプラスに転換できる面も多々あることでございますので、まずもってそのような触れ合いの場に出て来ていただいて、新しいカップルができるような仕組みをしていきたいというふうに考えるところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） なかなか異性に対して積極的になれない奥手と言っていいのか分からないですけども、そういった方は意外と多くいらっしゃると思います。ここにもいますからね、分かっていますか、市長。いますよ、ここに。なかなかそんな顔も良くなって、しゃべりも上手じゃなくて、自分に自信がないといいますが、そういった方は、なかなかイベントを行っても参加するまでに、勇気が出ないというかですね、至らない方が、この市内にも多くいらっしゃると思います。全ての方が市長みたいに顔良くて、しゃべりがうまくて、非常にお金持ちで全てそろっているような方でしたら、全く問題ないんですけども、なかなか現実はそのとはいかないところでございます。やはり、この問題につきましては、私も熱が入るわけですけども、そういった方を今おっしゃったとおり、そういう婚活の場等々に出ていくように背中を押してあげるとするのは非常に大事なことでございますが、今仕組み等々を作っていくというお話がありました。何か具体的な考え等がありましたら、お示しをください。

○市長（本田修一君） ただいま手元に南砺市の資料が入りましたので、また改めて、この資料を見させていただいたところでもあります。この南砺市においては、「なんとおせっ会」という会を作っておられると、その方々が一生懸命されて、市主催の各種イベントの中心的役割になられて、会員が117名を超えている会で、積極的に婚活イベントをされているということでございまして、本当にこういった組織というものが機能的に動き出せば、結婚に結び付く男女が増えていくのかなというふうに思っております。本市においても、この「なんとおせっ会」というレベルではないかもしれませんが、このような形で婚活に取り組んでいる方々、ボランティアグループの方々もおられるところでございます。また、更に「なんとおせっ会」のケースを参考にさせていただいて、更なるそのグループの強化を図っていきたいというふうに思います。

そしてまた、それに参加される方々というのは、今お話がありましたように、私は特段普通でございますので、私のケースはちょっと当てはまらないと思いますが、服装や髪型などの身だしなみや、スキンケア、メイクの仕方など、第一印象で人は好印象を得たり、悪い印象を得たりし

ますので、それらを良い印象を与えられるような講座の開設や、相手との言葉のキャッチボールやコミュニケーションのとり方の言葉の使い方、話し方という講座、それから婚活や結婚に向けての心構えに対する講座というものを今後は想定しているということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 先ほど南砺市の所管事務調査に関する話をお伺いしたのが、まさにそこですね。「なんとおせっ会」という団体がいらっしゃって、その方々が積極的になれない方々、いろいろと理由をもって活動等に積極的になれない若い男女、若い方に限る話じゃないんですけども、ここでは通例どおり若いと、男女という話で進めさせていただきますけれども、そういった方々の背中を押して、そういった場に押し上げていくと。昔で言えば仲人等が地域にもいらっしゃったわけですけども、なかなか近年、地域コミュニティの衰退等がありまして、仲人というものが存在しないというか、無い状況が続いております。そんな中でこそ、そういう市内のボランティアの方であったり、その代わりの役割を果たして橋渡しをする、もちろん出会いの場を作るのも大事ですけども、先ほど市長がおっしゃいましたとおり、出会いの場が無いだけではなくて、様々な原因から、理由から婚活に対して積極的になれないの方々が大量にいらっしゃいますので、そういった方々のフォローアップ、支援をするために、そういった仕組みの検討をしていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

先ほど、志布志市内にもそういった団体等があるという話を今市長がされましたけれども、志布志市から市の助成を通して、そういった団体等への助成があったかと思っておりますけれども、市が主体となって行っている婚活事業も当然でございますよね。そういった婚活事業等の結果というか、実際出てきた数字、そして市から民間団体として助成を受けていらっしゃる方々が行っていらっしゃる婚活事業、こういったものにつきましても、おそらく助成を出して報告書等をいただいていると思うので、あらかじめ数字は把握されているとは思うんですけども、そのあたりにつきまして、データのお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併後、平成19年度から毎年数件の婚活を実施しております。そして、ここ数年は青年団や女性支援推進会議のメンバーが中心となった団体の「志布志 I（愛）プロジェクト協議会」、鹿児島県から委嘱を受けている「世話やきキューピッド」のメンバーが中心になりまして、地域女性連絡協議会や市と協働し、毎年行っていただいております。

また、商工会青年部や森林組合も独自に開催されているようでございます。市の青年団連絡協議会においては、毎年1回ずつ平成25年よりされております。地域女性連絡協議会においても、26年度、27年度で取り組みをされております。「志布志 I（愛）プロジェクト協議会」においては、25年度から年1回で開催されております。

そして、商工会青年部におきましても、平成25年度から毎年1回ずつ開催されております。

森林組合におかれては、平成26年度に開催されております。農林漁業従事者婚活ツアーでございますが、これは市内の農林漁業従事者男性とさんふらわあを活用した関西方面からの独身女性を対象としまして、市の主催事業でございますが、昨年度平成27年度1回、開催しているところ



でございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） るる事業等々の説明をいただきました。

冒頭で市長が施政方針の中でおっしゃってる文言に触れましたけれども、やはり婚活をしていく、婚活をして地元の未婚率を減少させるというか、解消していくというのも大事ですし、また今最後にお話されました農業漁業の若手後継者の方と市内の方と関西方面の市外の女性の方と結び付けて、結婚に、移住に結び付けていこうという事業等は非常にすばらしいものだと企画段階から思っていたところでもあります。ちなみにこちら、なかなか婚活事業というものは、成果把握、達成度の把握というのが難しい事業でありますけれども、例えば、実際にカップルの成約数、カップル成約率であったり、もしも把握をしてるんでしたら、市の主催事業、もしくは民間の事業でも結構ですので、成婚まで達した事例がありましたら、お示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

婚活のイベントにおいて、カップルができたという数字は捉えているところがございますが、結婚まで至っているということについては、ちょっと捉えてないところがございます。

青年団連絡協議会が開催しました平成26年のイベントにおいては、22名参加されて、4組がカップルと成立したということです。そして、地域女性連絡協議会においては、43名参加で5組が成立している。そして志布志I（愛）プロジェクトにおいては、15名参加で1組成立と。それから、商工会青年部においては、99名参加で14組成立しております。森林組合においては、31名参加で3組成立しまして、後日2組が、またカップルとなったということです。

それから、市の農林漁業従事者婚活ツアーにおいては、20名参加で3組がカップルとして成立しております。

ということで、カップルが成立しても、その後の追跡はなかなかできないところがございますが、その中でも年末に志布志市内の参加男性が来庁されて、入籍されたという報告もあったということでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 詳細な数字等々のお示しいただきました。

先程来市長がおっしゃいますとおり、確かに、この婚活事業、本当のゴールは成婚、御成婚していただいて、先ほど市長が申されたとおり、定住をしていただくと、志布志市内にですね。というのが本当のゴールでありますけれども、なかなかそれを追跡、把握していくことは難しいというところは、当然理解しているところがございますけれども、こちらは当初予算の中でも、当然この婚活事業等は上がっておりますし、もっと細かい部分につきましては、委員会付託の中で、委員会審議の中で話していくことになるんですけれども、我々議会は提出された予算等々、議案等に対するチェック機能、チェック機能も有しております。この場合、なかなか達成度の把握が難しい婚活事業をチェックする。実際に投入された市の予算額と成果等のバランスを鑑みる、総有用性、中長期的な有用性を把握する中でどういったところで判断をすればいいのか、非常に難しいところなんですけれども、先ほど最後に登庁されて、結婚の御成婚の報告をしていただいた方がいらっしゃいますけれども、こういったことをできればお願いしていくような形等はとられ

ているのでしょうか。

○企画政策課長（武石裕二君） お答えをいたします。

今、婚活につきましての、いろんなイベントにつきましては、市長の方が年度ごとの開催、それからカップルの成立の件数等をお答えをいただいたところでしたけれども、実際、私どもも成立をした後、できればお互いの希望というのは原則ございますけれども、できれば報告をいただければということでは、内々でお話をしているところがございますけれども、ただ、このことについては、プライバシー的なことも非常にありますので、こちらの方から連絡をとってということまでは、まだいってないところです。ただ、今後においては、いろいろ私ども28年度については、いろいろなイベント、それから今御指摘ございました成婚までいくのかということもあわせて、どういった形でその成果というか、確認ができるのかということも他の自治体も事例等もございますので、そこを研究をして、私どももできればそういった形で取り組みをできればというふうには考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） 当然、私の実際に成婚の可否等々について、全ての参加した方々、カップル成立した方々については把握するのはほぼ不可能であるということは重々承知しております。また、その中でもですね、この事業も当然単年事業ではございませんで、毎年毎年繰り返して行って行って、市内の若い男女の未婚率解消であったり、定住人口の増加であったり等を図っていく事業だと思います。そういった中で、やはり実際の数字を出すことが、我々に対してもそうですし、婚活事業に参加していただける方々も実際の過去の成果等がどうであったかというのは、どの婚活事業に参加するかを選ぶときの重要な指針となっておりますので、そのこともある程度対外的に出せるような形でデータの集約等を図っていただければと思います。

こちらが婚活事業について、最後の質問となります。

先ほどの流れがありまして、市長に対して、恋愛に積極的に、もしくは消極的、様々な理由で消極的な若い男女に対しての婚活支援の在り方について答弁をいただきました。そこから少し話はずれますけれども、途中で少し若い男女に限った話ではないという発言をいたしましたけれども、中高年に対する婚活というものも、世間全国的には活発になってといたしますか、そういう中高年に対する婚活を専門でやっていらっしゃる婚活支援団体等もございます。そこでお尋ねいたします。本市におきましてのそういった方々、様々な事情があって中高年になられてから独り身になった方々等々に対する再婚であったり支援の在り方を検討されたことはあるのか、お尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これまで女性支援推進会議のメンバーが中心となりまして、「志布志 I（愛）プロジェクト協議会」と志布志市が共催しまして、平成22年度に30代、40代を、平成23年度に50代以上、平成24年度に40歳以上という方々を対象として行っております。陶芸や歴史散策、体育館においてミニゲームなどをいろいろ趣向を凝らしながら実施しておりまして、それぞれ年次ごとに1組、5組、6組とカップルとなっておりまして、それなりに成果があったものと考えております。

今後においても、関係団体と協議をしまして、実施していきたいと考えております。

○1番（市ヶ谷 孝君） ですね、実際に実施をされて、そういった数字も出てるわけですね。当然若い男女の方々が御成婚されると、当然そこに子供が生まれたりして、将来的な志布志市の人口増というか、この人口減少社会における志布志市の人口減に対する歯止めとなるわけですけれども、それとはまた別の視点になりますけれども、中高年の方々、特に50歳、60歳を超えられた方々の婚活は確かに、そこからなかなかお子さんを設けるということは難しいかもしれませんけれども、このデータ自体は、もうおそらく皆さん御存知かと思えますけれども、実際に独り身の方のほうは配偶者がいらっしゃる方に比べて罹病のリスクが高いと、急性肝疾患、急性冠症候群であったり、そういったものの発症の可能性が独り身の方の方が高くなったり、または実際に、そういった症例を発症した場合の死亡につながる確率がですね、やはり独り身の方のほうが高いというデータは、いろんな機関から出ております。

本市としましても、医療費の問題等々で、なかなか市の財政が苦しい中、医療費の削減に向けて健康推進をされているところでございますけれども、この中高年の方に対する婚活支援というものは、実際に医療費等を、市内の医療費を下げる上で、かなりの有効な方法なのかなというところを思ったところでございます。

この点につきまして、先ほど実績の報告等はございまして、今後協議の上の実施を検討していくという旨がございましたけれども、こういった私からの発言を受けまして、もう一度市長のお考え等をお聞かせいただければと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高齢者の方々に對しましては、独居老人のケアということで、様々なセーフティネットのシステムが機能しているところでございます。

しかしながら、例えば30代、40代、50代の独身の方々に対するそのようなセーフティネットという、それはセーフティネットにはならないかもしれませんが、お住まいの方々の様子を推し量るようなシステムというのは探っていないところでございます。

基本的には、その年代の方々は、まだまだお元気ですので、一人で十分社会的な活動ができるということでございますので、特段そのような方々を対象に何らかの事業をしようということについては、考えていないところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） 現状はいいでしょう、確かにそれで。ただ、当然人口減少社会であったり、高齢化社会、少子高齢化は随分前から叫ばれております。そういった時代情勢、これはおそらく今後なかなかそれを食い止める方向にはなっていないだろうと、この状況がどんどんどんどん進化していこうという事は、予想されておりますし、おそらくそのとおりになるだろうという見込みでございます。そんな中で、30代の方はもしかしたら、先ほどの発言の中若い男女世代に入るかもしれませんけれども、やはり、それぞれ意味合いは違いますけれども、全年齢的に結婚を押しつけるわけじゃないですけれども、やはり配偶者がいることによって、日々の生活にももちろん張りも出ますし、なかなか家に帰った時に一人しかいないと、話し相手もない

という、また、現代うつになったりする方も大勢いらっしゃると思いますので、そういったもの予防といえますか、そういった精神的なものを発症する方を未然に防ぐ方策にもなるかなと思いますので、もちろんこれにつきましては、市単独でなく関係する民間団体等々の連携をいただきながらやっていく事業ではございますけれども、その点につきまして、もう一度、もう一段階深いレベルで将来、中長期的な視野を持ちながら、再考をいただければと思います。

すみません、関連して、先ほど最後と申し上げてしまったんですけども、もう1点だけですね。

本定例会に提出されております議案第22号でしたかね、奨学金に関する条例の改定についての話なんですけれども、先月の29日ですね、先月末に労働者中央福祉協議会から提出されましたデータで、奨学金の返済業務というか、返済義務がですね、卒業された学生の方々が、実際に結婚、もしくは出産に影響していると、なかなかその返済等々があるために出産、結婚等に踏み切れない、というふうに回答されてる方が、全体の2割から3割ですけども、実際にそういう方がいらっしゃるという調査結果が出ました。

本市におきましても、奨学金の月ごとの金額の改定があって、3万円もしくは5万円という形の幅を持たせて、また返済期間につきましても、月々の負担が増えないような形で、ほぼ変わらないような形で5年から10年というところを15年に修正、改定をしていたと思いますけれども、こういったデータ等が出たことを踏まえまして、本会議中の質疑でもありましたけれども、この月々の負担をもう少しでも緩和する、少し返済時間を延ばしてもといった考え等がないのかどうか、もう一度ここでお聞きいたします。

**○教育総務課長（溝口 猛君）** 議員御質問の月々の返済額を減額できないかということでございます。今回の奨学金の改正におきましては、貸与総額が、大学生であれば総額で96万円増えるということで、今までの償還期間の10年間でいきますと、大きな負担になるということで、15年に延長して平準化を図ったところでございます。大体月額で試算しますと、1,000円程度の増額となるところでございます。

奨学金におきましては、現在も返済されている方につきましては、就職しても給料が低い、あるいは生活が苦しいという方におきましては、奨学金の猶予という制度がございます。その中で、相談を受けまして、期間を更に延長して生活できる金額に応じた形での償還をしていただいているところでございます。

償還額の軽減につきましては、今回、先ほど申しましたとおり、今の償還額と変わらないような形での償還という形で今回提案したところでございます。

**○1番（市ヶ谷 孝君）** もちろん議案第22号につきまして、月々の支給額が増えて全体的な総額が増えると、そういったことは非常に実際、そういったお子様方を持っている保護者の方々、もしくはその生徒自身にとっても非常に有り難いことでもありますし、それを踏まえた上で月々の返済額が増加しないような方式をとっていただいたことにつきましては、私自身も非常に評価をしているところでございます。

また、こちらにつきましては、今回の議案第22号を引き合いには出しませんが、別に今回の第22号議案の内容につきましては、何か不服等があるわけではなくて、将来的にそういった方向も考えられないかという話でございましたので、このことにつきましても、また市内の学生さん方、もしくは今おっしゃられたとおり、なかなか返済が難しく猶予等を執行している方のケースもあるということでしたので、そのことも含めまして、また将来的な見直しまでいきませんが、考えた上での奨学金制度の在り方というものを我が市独自の形で検討していただければと思います。

では、すみません、こちら婚活事業につきましては、もう閉じさせていただきます。

項目の3点目、合同入社式、合同研修式の開催の提案についてでございます。

まずは端的にお尋ね申し上げます。この合同入社式、研修式というものについて、市長が一般的にどのような考えをお持ちなのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市におきましては、現在合同入社式というものは行ってないということですが、市の商工会におきまして、市内に広く募集をかけ、本年度だけでも9回の接遇や税務・経営に関する各種研修会、講習会を実施されているということでございます。

また、地方創生加速化交付金におきまして、都城広域移住・定住促進パートナー事業を申請中でありまして、これが採択されますと、広域による就職座談会の開催や合同研修会の開催が実施可能となるということでございます。

市独自といたしましては、平成28年度におきまして、仮称ではございますが、志布志市合同就職説明会の開催も予定しているところであります。

企業の枠を越えた中小企業の同時期入社社員のネットワーク化ということで、離職率の改善につながると、そしてまた、青年団や商工会青年部などと多方面での活動を通じて、地域コミュニティに参画しやすい体制づくりができればというふうに考えておりまして、現在のところは、この合同入社式については、考えていないところでございます。

○1番（市ヶ谷 孝君） この合同入社式、研修式というものの開催のメリットについて、今ほど市長がおっしゃいましたとおり、同期、社外同期という呼び方をするかもしれませんが、企業の枠を越えて合同で入社式、研修式をすることによって、横のつながりが生まれると。そうやって地域の仲間を作ることによって、地域コミュニティへの参加意欲向上であったり、何か悩みがあったときの相談相手等々、また今現在はインターネット社会ですので、SNS等々での普段から交流の活発化が図られる効果が見込めるということでもあります。

そういったメリット等を今市長が述べられた上で開催は検討されていないという結びになったわけですが、この合同入社式、合同研修式、片方だけでも結構ですが、ただいま合同就職説明会についての開催予定があるという話もありましたけれども、こういう合同入社式、研修式等々の開催の是非について、今まで協議があったのかどうかをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） ただいまの御質問されている内容の合同の入社式に対する協議というも

のは、していないところでございます。

○1番(市ヶ谷 孝君) 検討は必要ありませんかね。

先ほど、圏域的な入社式というか、いうものの申請が通ればという条件付きの話はありましたけれども、やはりこの志布志市独自でやることに意味があるのかなど。当然合同入社、合同研修式をすることによって、企業の経済でコストの削減が、1社あたりのですね、図られたり、なかなか新入社員が1名もしくは2名の方に対するわざわざそういった研修をするようなのは、なかなか費用対効果的に割が合わないということを考えても、なかなか行われぬ企業さん方もいらっしゃるというふうにお伺いしております。そういった中で、やはり市の中です、もちろん鹿児島市等々である新入社員、新人ビジネスマンの研修等に出向をさせていただいて、研修を受けてきていただくというのも確かに有用なんですけれども、この合同入社式の意味、メリットにつきましては、先ほど市長が申し上げた中で、やはりネットワークの構築、地元への愛着心の向上、地域コミュニティの参加意欲の向上であろうと私は考えております。

そういった中では、この志布志市が、この合同入社式等々を行っていくことが絶対的に必要だろうというふうに捉えております。この点につきまして、市長、再度お考えをお聞かせください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

本市に入社される新入社員のほとんどが中小、零細企業に入社されるということだろうというふうに思います。それで多分1人か2人ということで、同期の入社社員が居ない場合が多いんじゃないかなというふうに思っております。

そのような中がございますので、合同入社式を行うということにつきましては、そのようなネットが広がっていくと、そしてまた、相談相手が広がっていくということになろうかと思っております。そして、それがまた離職率の低下につながっていくということには考えるところでございます。

しかしながら、入社式なるものは、当然その入社される会社においてされるべきでございますので、まずそちらの方が、この合同入社式を望まれるかどうか、商工会等とも相談をしながら今後検討してまいりたいと思っております。

○1番(市ヶ谷 孝君) 今お答えをいただきましたけれども、確かに各企業さんごとに研修のマニュアルであったり、ノウハウ等々を、それぞれの事業でお持ちですし、当然それぞれの企業ごとに業務内容が違いますので、そういった専門的なものまで含めての研修となると、確かに合同入社式では、合同研修式では難しいというか、どうしても一般的内容に終始してしまうのは、この合同研修のデメリットではございます。

ただ先程来申し上げますとおり、それはそれで、やはり当然各会社の研修というものは大事でございますし、ただ、その前段階もしくは後でも構いませんので、こういった、今おっしゃった横のつながり、ネットワークですね、こちらの構築というものは、その会社での研修とはまた違った価値があるということは、市長もおそらくお分かりだと思っておりますけれども。それでまた、この合同入社式という文言を、名称を使っておりますので、なかなか分かりづらいんですけれども、個人的には入社という形ですけれども、別に新卒採用者、市内業者に限った話でなくて、例

えば今年から新規就農をしようという方等々も新規の入社ということとは違いますけれども、そういった社外の同期という形で扱っていいのではないかと思います。もしくは市役所の職員でも新規採用の方を、そういった扱いにして、そういう合同で研修をしていただくと、そこで仲間となつていただくと、社外同期として、もしくは市内から転勤等々で志布志市の方に赴任をしていらっしゃる中堅の社員さんでもいいですし、そういった方々についても、当然志布志で働く1年生という形になりますので、そういった位置づけで、その同期という言葉は何回も使いますけれども、そういうつながりを構築していくことが、この合同入社式というものの本当の価値、意義と考えます。

おっしゃるとおり、各企業さんごとに研修等々はございますけれども、そういった価値観で捉えた場合、この合同入社式を開催するメリット等は間違いなくあると思いますし、実際にこれを開催する側となれば、当然、各自治体によっては市が主催をする所もありますし、商工会が主催をする所もありますけれども、基本的には市内研修という形で、市内の各業者さん方から、そういう研修リソース等を集約して作り上げていくことで費用等々、コスト等々の分散化も図られますし、CSRですね、企業の社会的責任の取り組み等々でお願いをしていけば、志布志市独自の手づくりあふれる、そしてまた、地元に対する愛着心の向上が見込める合同研修式の在り方というものが見えてくるのではないかと思います。実際にこれを実行、実施するかどうかにつきましては、当然、今後の検討次第でございますけれども、ただ、この検討というものをぜひともしていただきたいと、先ほど市長が検討するという形で、商工会との協議の上で検討していくということをおっしゃっていただきましたけれども、ぜひとも、このことにつきましては、そういった側面もありますので、前向きな考えで、取り組んでいただければと思います。

最後に市長、今申し上げました合同入社式の研修式を開催につきまして、最後にもう一度だけ御答弁をいただきまして、私の一般質問の締めとさせていただきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話し申し上げましたように、それぞれの企業の方々の考えもあろうということでございますので、そのことにつきまして、商工会と十分に協議しながら検討してまいりたいと思います。

[市ヶ谷孝君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、市ヶ谷孝君の一般質問を終わります。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

○  
午前11時18分 休憩

午前11時29分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、八代誠君の一般質問を許可します。

○4番（八代 誠君） 改めまして、皆さんこんにちは。真政志の会、八代誠でございます。

今週に入ってから昼間の最高気温が20度台半ばということで暖かいという表現よりも、暑いと感じる日が続いておりました。今日はどうって変わって雨ということで、ただ明日から、また冷え込んでいくという予報であります。体調には十分注意していきたいというふうに思っております。

さて、2013年10月に愛知県内におきまして、徘徊（はいかい）症状のある認知症男性が電車事故に遭われまして、亡くなられたという事故がありました。その原因は、適切な介護をしなかった遺族に責任があるとして、一審、二審では遺族に対して損害賠償を命じられました。しかし、3月1日最高裁では、その遺族に対して「責任はない」という判決が下されました。記憶に新しいかと思えます。

高齢者を取り巻く環境に対する対応策を本市においても、再度考え直さなければならない時期がきているように感じております。

それでは、通告書に基づきまして、質問してまいります。今回は1項目についてのみであります。

本市には、危険廃屋解体撤去事業という、まさしく文字どおり周囲に危険を及ぼす恐れがあり、通常の居住の用に耐えられない建物を解体する場合の補助制度であります。この制度は、平成22年度から始まり、平成27年度については、補助金の総額が1,200万円、当初予算で示されました平成28年度についても1,200万円計上されております。本当に有り難い制度だなというふうに考えております。

まず、この制度について市長にお伺いいたします。26年度、27年度、27年度については、まだ途中であるわけなんです、利用の件数、予算に対する交付実績額、更に全体の工事額が分かれば、そのことについて、お示しをください。

○市長（本田修一君） 八代議員の御質問にお答えいたします。

危険廃屋解体撤去につきましては、平成22年から取り組みをしたということでございます。年次的には予算額としまして、22年度においては900万円、23年度が1,200万円、24年度が1,230万円、25年度が1,500万円、26年度が1,200万円、27年度が1,200万円でございます。

解体件数につきましては、22年度が32件、23年度が46件、24年度が46件、25年度が53件、26年度が41件、27年度が40件であります。これに伴います解体費でございますが、22年度が2,975万6,000円、23年度が4,054万1,000円、24年度が4,252万4,000円、25年度が4,872万5,000円、26年度が4,292万2,000円、27年度が4,000万5,000円であります。これに対しまして、補助金額が22年度が892万5,000円、23年度が1,183万6,000円、24年度が1,206万8,000円、25年度が1,445万3,000円、26年度においては1,172万7,000円、27年度で1,109万5,000円でございます。

この危険廃屋解体撤去事業については、市内の皆さん方が順調に活用されているということでありまして、今後においても更に継続してまいりたいと思うところでございます。

○4番（八代 誠君） 予算額に対して、ほぼ執行額についても、その予算額に近い形で執行されているということで、本当に市長の答弁にもありましたように有り難い制度だなというふうに



思っているところです。

次に、市長は手元に、この申請手続きをされる際の案内文書というのがありますか。

はい、少し、この案内について気になる点がございましたので質問していきたいと思います。

まず、対象となる基準というのが3項目ありまして、その下に対象物件ということで、「住宅、」ここに読点が付与されておりまして、次に、「住宅に付随する倉庫及び車庫」、次は、ここはまた読点がないんですが、「店舗併用住宅」という文面があります。このうち最初の2項目までのことなんですが、私、この言葉の定義として読み取った場合に、つまり解釈の仕方で、これは個人差があると思うんですが、本市が現在補助制度を実施している「住宅に付随する倉庫及び車庫」、この文面について、できれば例を挙げていただいて分かりやすく説明をしていただければというふうに思います。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

この案内の文書でございますが、それとは別にホームページにも「危険廃屋解体撤去補助事業を交付します」ということで、案内をしているところでございますが、対象物件としまして、「所有者が現に居住その他の用に供しない建物、住宅、住宅に付属する倉庫及び自動車用倉庫等を含むで、環境上及び周辺環境に悪い影響を及ぼすおそれがあり、通常の住居の用に耐えられない状況であるもの」ということで、「住宅の一部や倉庫だけでは対象となりません」という、ホームページで案内しているところでございます。

ということで、住宅、居住していない住居と、それに付随する倉庫、車庫というようなことで、これは一体となったような考え方の案内をしているということでございます。

○4番（八代 誠君） 私もいくつか相談を受けまして、この案内文書を読んで、なかなか理解するのに時間がかかりました。ただ、今課長が言われたように対象物件の上に、その対象となる基準、3項目あるわけなんですが、3項目目には、「使用されていない建物で周囲に危険を及ぼすおそれがあり、通常の居住の用に耐えられない状態にあるもの」、ここを読んでいくと、ああ住宅なんだということが分かるんですが、対象物の中に「住宅、住宅に付随する倉庫及び車庫」、この「住宅に付随する倉庫及び車庫」と、その上の基準の3項目目、どうしても整合性というふうに考えたときに理解に苦しんだところででした。

ということで、今回の質問の趣旨については、私が相談を受けた、最終的には牛小屋だっただろうという建物が、どんな扱いになっていくのかなということでもあります。小屋の中には、もちろん牛ではなくて自家用車、あるいはトラクター、または耕うん機、それから燃料として使います薪（まき）などが置かれております。そういったことで、対象物件の先ほどから言います「住宅に付随する倉庫、車庫」ここがどうも解釈、この文面がここになれば、「住宅、店舗併用住宅」という表現であればすんなり私も理解できるのですが、あれ、これって住宅に付随する、付随するという日本語も、またこれが利用価値がいいのかなと「付随する」という言葉がですね、「倉庫及び車庫」というふうに書いてあると、現地を見に行った時に、あれ、牛舎として使われていた

部分が今車庫、倉庫になっているのであれば、これ可能じゃないのかなというふうに私は読み取ったところです。市長、この件については、どんなふうを考えられますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

対象物件を住宅、そして住宅に付随する倉庫及び車庫と、そしてまた、店舗併用住宅となっておりますが、相談に、誤解されないように分かりやすく、絵や図面を書いて親切・丁寧な状況の確認や説明を行っているところでございます。

議員御指摘のように、この件につきましては、表現が誤解されがちということで、今後誤解されないような形に表現を改めたいというふうに考えるところであります。

○4番（八代 誠君） すみません、本当指摘ということになるのかもしれませんが、まず基準の3項目を読んでいけば、ああなるほどそうだなというふうに思うんですが、対象物件というところから先に目を落としてしまうと、今のような誤解が生じてしまうんじゃないかなというふうに感じたところでした。

それでは、今回の質問の本来の部分について質問してまいります。

実は、平成27年度に入ってから、私の地元、伊崎田地区で5件ほど、この危険廃屋解体撤去に対する問い合わせがありました。しかし、相談を受けた5件のうちに、先ほどお話しましたように、2件については母屋という言い方が正しいのか分かりませんが、母屋ではなくて牛小屋がありました。先ほどお話しましたように車庫、倉庫として利用されておりました。2件ともに相談者は高齢者で女性、お父さんが先立たれて一人暮らしをされております。私も相談を受けて判断はできませんので、「志布志市には、危険廃屋解体撤去に対する補助制度がありますよ、御存知ですか」というふうにお聞きすると、市役所に連絡したら担当の職員の方が見に来ていただいたと、「補助制度の対象外になります」と、申し訳なさそうな顔で言われたということでした。今、二人ということでしたが、またそのうちの一人の方なんですが、相談を受けた日は、今年に入ってから雪が降って積もりました。その後、風が強くて大荒れになった1月後半、20日過ぎぐらいだったと思います。車庫、倉庫として利用されている牛小屋の屋根からは、瓦が10枚ほど落ちて割れていました。私が、その女性、80歳前半ぐらいになると思うんですが、「車庫を取り壊した場合、車は取り壊した後にパイプ車庫でも造られるんですか」というふうにお聞きしましたところ、免許の更新が、80歳前半ですので、来年ですから29年に免許更新がくるんだと、「免許更新をせずに返納します」というふうに言われました。続けて、「認知症が入ったりする前に、体が健康なうちに買い物、あるいは病院の通院ができる本市がやっている、これも本当に助かっております福祉タクシー運行事業があるから、タクシーの申し込みの仕方とか乗り方など、利用方法について、自分の頭がしっかりしている間に身につけたい」というふうに言われました。子供たちは、遠く離れた場所に住んでいるので、同じ自治会というか、「他人様に迷惑をかけられないんだ」というふうに言われました。一人暮らしをされている80歳のおばあちゃんが、そういうふうと言われて、私は本当にドキッとしまして、何か後の人生、本当覚悟をされて生きていかれようとしてるんだなというふうに感じました。

実は、この女性は私に見に来てくれということで、市の方の補助制度が使えないからということではなくて、「八代さん、この金額だったら出せるから、その金額でできる業者を見つけてくださいよ」という、実は相談だったんです。しかし、先ほど冒頭のお話の中でもありましたように踏切の事故の件ですが、高齢者の方々というのは、本当に今、国から支給される年金も減額されたりして、高齢者を取り巻く環境というのは、決して私は良くなっていく方向ではないなというふうに感じています。

本市の危険廃屋解体撤去事業制度は、国から45%、そして本市負担が55%の事業になっており、国が示す基準というものがあるから、先程来言っている牛舎とかだっただろうという、今は倉庫、車庫に利用している部分というのが基準に当てはまらないのかなというふうには考えるところがありますが、先ほど付随するそういう制度として、牛小屋だったということですから、そういった建物に対しての補助制度というもの、住宅の場合は上限が30万円ということなんです、手始めに10万円ぐらいでもいいんじゃないかなというふうに思うんです。市単独事業になっていくと思うんですが、市長、そこら辺については、今私が体験した、本当に何とかしてやらないかなというふうに痛切に感じたところです。市長、見直しをしていただけるつもりはないか、お聞きしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま具体的な事例の中で、お話があったところでございますが、市といたしましても、この事業は数年にわたり実施してきて、ある程度認知がされているなというふうには思っているところでもあります。

そして更に、その事業については、今お話があるように次の段階に進むべきものかなというふうには思っているところでございます。

今後、他の自治体を調査しながら検討してまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○4番（八代 誠君） 先ほど実績の方でも、平成26年度については、今の現行の制度について執行されたのが26年度については41件、27年度については40件、ほぼ30万円支給されたということで考えていけば、全ての、全てのと言ったらおかしいですけど、満額執行していくというような実績になっていくと思うんですが、28年度の予算の中では、本当にこれもすばらしいことだなというふうに感じたところなんです、ふるさと納税の部分の資金を利用して、タブレット・パソコン導入、小学校、中学校、総額6,500万円弱にのぼるわけです。本市の未来の子供たちの学力向上のため、本当にすばらしいことだなというふうに考えるんですが、私が今、危険家屋の牛小屋だっただろうという部分については、やはり旧松山町、志布志町、有明町、今志布志市があるわけなんです、先人たちが本当に覚悟をもって言葉を発せられた、そういう方々が身銭を切って幾らまでだったら出せるから、制度について一言も何とかしてくれということではなくて、ここまでだったら出せるから、そういう業者を見つけてくれないか、免許まで返納されて、その後は自分が意識がはっきりしている間に他人に迷惑がかからないように生きてい

くんだという、そういう先輩方への配慮ということについても、ぜひ私は考えていっていただきたい、検討していただくということでしたが、もう一步、市長、進んだ答弁はいただけませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先程来御指摘がありましたように、この事業につきましては、国の補助事業と、交付金事業ということを経絡してやっているということですので、その対象範囲を広げるとなると、市の単独というような形になるのかなというふうに思います。

そのようなことで、十分予算の確保を努めながらしていかなきゃならないということですので、そのような検討をさせていただきたいということですので。

○4番（八代 誠君） はい、検討していただくということですので、本当に街部は街部で、私、相談を受けたことがありませんので、申請したくても対象外ですよって言われる、そういう物件。そして、中山間地域においては、私が今お話ししたような物件、実は母屋を取り壊す場合には、家財道具が入っていたり畳があつたり、窓枠があつたり、いろんなものを分別していかなければならない。そういうところに手間がかかる。ところが牛小屋だったら平米単価、坪単価と言った方がいいんですかね。そういう手間というのは、本当に安くでできるんじゃないかなというふうにも安易に考えておりましたが、私が相談を受けたところは、いざ取り壊すということになった場合に、取り壊す機械、大型も入らない、じゃあそれを出していくよという時に、軽トラックしか入らないな、そういったものを一旦広い敷地があれば、そういう所に持ち出して、再度また手をかけて大きな車に積んでいかなければならない。本当に牛小屋だからといっても、いろんな条件が重なってしまって、申請される方々の負担というのは非常に大きくなっていく場合もありますので、そういった条件についても、ぜひ検討していただいて、最初はですね、本当に市単独になるかと思えます。1件に対して5万円でもいいと思うんです。先ほどもお話ししましたように、年金はどんどんどんどん支給額が下がっていく、そういった中で父ちゃんがない、おばあちゃんが一人、そういった方々の願いというのが2件ほどありまして、それができなかったという事実がありますので、ぜひ善処して検討していただいて、導入という形をとっていただければというふうに思います。市長よろしくお願ひします。よろしいでしょうか。検討していただくということなんですが、もう1回。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、このことにつきましては、拡充というような方法を考えて、それを前提にした検討をさせていただきたいというふうに思います。

○4番（八代 誠君） この制度については、拡充を検討するということでした。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終了いたします。

○議長（岩根賢二君） 以上で、八代誠君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時ちょうどこから始めます。



午前11時57分 休憩

午後0時58分 再開



○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番、丸山一君の一般質問を許可します。

○9番（丸山 一君） 改めまして、こんにちは。昼一番で飯を食った後に眠たいかとは思うんですけども、一生懸命頑張って質問をいたしますので、誠意ある答弁を求めるものでございます。

市長、ここにパネルを持ってまいりました。これが昭和35年の頃の当時のドローン、無いんですけども、それで撮った写真でありまして、海岸線がすごく広い。当時のフイ湖とか、いろんなものがそのまま残っておりますので、これを参考にできればなと持ってまいりました。見えませんか。

その写真を見ますと、昭和35年といいますと、数えてみましたら、私が通山小学校の5年生の時、35年ですから12歳、担任が古殿浩一郎先生でありまして、当時は野山を駆けまわっておりました。当時「紅顔の美少年」と言われておりましたんですけども、今でも少しは面影があるんじゃないかと考えております。

その頃は、白砂青松の海岸でありまして、大潮干潮時になりますと、沖合100mぐらいまで行けたんですよ。小学生ですから、松林の所から海岸線に行くまでに3回ぐいらく休憩をしないといけないぐらいの、砂の海岸線の幅があったわけですね。当時、ウミガメも相当上がってまいりましたし、おやじ達がリヤカーにウミガメの親を積んで小学校に連れてまいりまして、僕らは乗った経験があります。放す時に焼酎を一杯飲ませて竜宮城に帰れよというような感じで、おやじ達がしておりました。

また、海岸線におきましては、コアジサシがいっぱい飛んでました。それと、波打ち際には桜貝というピンクの薄いきれいな貝殻がよく打ち上げられておりまして、よくそれを集めた覚えがあります。海岸と松林の間には、フイ湖という2町歩ぐらいの池がありまして、そこにはコイとかフナとかドジョウとか、ボラとかですね、いろんな魚がおりまして、水面には、水面にはカイツブリという、僕らは「ケツツン」と言っていましたけれども、頭が赤い、今、川に居るのは黒い頭ですけども、当時のその池におったのは、頭が赤いカイツブリという種類の鳥でありました。それには、オニヤンマとかイトトンボとかいうのを含めて、いっぱい鳥が飛んでおりまして、小学生の時に、それを捕るのが楽しみでありましたし、当時は分からなかったんですけども、多分ベッコウトンボが当時いっぱいおったと思うんですよ。

昨日、同僚議員が植物の多様性地域のことを言われましたけれども、多分僕らにとりまして、その海岸線から池に関しての区域は、多分その区域に該当するんじゃないかと考えております。

ところがそれから50年経ちまして、当時の面影はほとんどありません。

そこで市長、当時を忍びつつ郷土愛から通告に基づきまして、環境行政と防災行政について質問をいたします。

まず1問目なんですけれども、コアジサシの営巣地をつくり守る考えはないかという質問をいたします。市長は、コアジサシは御存知ですかね。

**○市長（本田修一君）** 丸山議員の御質問にお答えいたします。

今、コアジサシは知っているかどうかということでお尋ねですが、当然そのことにつきましては、勉強しながら今日臨んでいるということでございますので、よろしく申し上げます。

営巣地をつくる考えはないかということでございますが、コアジサシはカモメ科に属するムクドリ大の夏鳥で、繁殖期には本州以南に飛来し、広い湖沼や河川、海岸にすみ、コロニーを形成し、地上に営巣し、繁殖しております。

鹿児島県においては、県レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類で環境省レッドリストでは、絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、希少な生物となっております。

平成15年当時、県内の繁殖地は鹿児島市内の工業用地及び志布志湾の2か所のみでありましたが、近年では鹿児島市内の工業用地では、その繁殖は確認されておられません。志布志湾においては、宮崎県串間市の福島川、本市の安楽川、菱田川、田原川河口に営巣し繁殖しておりましたが、平成24年以降は鹿児島県側の志布志湾においては、繁殖コロニーは全く確認されておられません。このような現状から、野鳥の保護を目的とした団体によるコアジサシの保護活動が始まり、鹿児島県との協議により安楽川河口、左岸の海岸区域の一部を市が借り受けまして、ここをコアジサシの営巣地として、約2,000㎡を整備していただきました。

また、コアジサシの飛来を促し、繁殖をさせるためのデコイ、コアジサシの模型でございますが、デコイ作成用の材料の提供を行っております。

今後は更に、タヌキ等の侵入防止のための防護ネットを設置するための支援を行ってまいりたいと考えております。

今後につきましては、自然保護団体の方々と情報交換、あるいは環境学習会での協働などを行いながら、保護活動を奨励していきたいと考えております。

なお、菱田川の営巣地の整備につきましては、安楽川河口での整備の際に鹿児島県が実施した調査の結果、台風等による砂浜の浸食が想定されるということや、ウミガメの産卵時期と重複するという理由から営巣地に適していないというふうに判断されたと聞いているところであります。

**○9番（丸山 一君）** 今の市長の答弁では、コアジサシを御存知ないようですので、ここに3月3日の南日本新聞の切り抜きがあります。これがコアジサシです。見えますか。

このコアジサシは、ツバメを少々大きくしたぐらいで、かなりの飛しょう能力がありまして、日本に飛来するコアジサシは、オーストラリアと日本の間を行き来しておりまして、多分7,000kmか8,000kmぐらいになるかと思うんですけれども、日本に4月頃飛来をいたしまして、5月から7月ぐらいに海岸線とか工業用地、造成をしているようなところとか、志布志湾の埋め立てが始

まった時にも一部は居りましたけれども、ああいうところでコロニーをつくって繁殖をいたしません。

今、市長の答弁にありましたように、私もここ七、八年コロニーの把握はしておりませんが、河口周辺や海岸線の一番上の辺り、草が生えている辺りに少し居りまして、そこで少々ではありますが繁殖をしているようでございます。そこには巣があって、気付いた人、自然保護の人たちとか有識者とか、それとか地元で希少野生動植物保護推進員になっている人が居られますので、そういう人たちが竹を立てて保護活動に一生懸命取り組んでおられます。

飛んでいる姿を見ますと、川にはカワセミがいますよね、カワセミは全体的に青いきれいな色をしています。コアジサシは、頭部が一部が黒っぽくて、全体的に白っぽい色、灰色がかった白っぽい色をしておりますので、私は海のカワセミだというような呼び方をしております。

先ほど市長の答弁にありましたけれども、十二、三年前になりますけれども、菱田川河口右岸側の砂れき地に、非常に大きなコロニーができて、当時、県の人たちだと思うんですけども、その地域全体をロープで囲いまして、あい中を通路、軽トラが通るぐらいの通路を作りまして、言えば河口で投網をしたり、刺し網をしたり、釣りをする人たちのために通路を作っていましたので、私もそこを通ってみたんですけども、かなりの親から攻撃を受けました。頭の所に突っ込んでまいりますので、すぐ分かります。ただ、刺したりとか、そういうことはしないんですけども、一応警戒でやります。ただそこは、そういう通路を作りましたので、多分多くのひなが巣立っていったのではないかと考えております。

また、15年ほど前になりますけれども、安楽川右岸河口口の砂れき地で、かなり大きなコロニーがありました。保護対策として、そこもロープで囲ってあったんですけども、確か5月の連休の頃に、私が田んぼの草取りをしていましたところ、海岸線で親子で騒いでいる連中がおりましたので、慌てて走って行きましたところ、四輪駆動車で子供たちを乗せて、そのコロニーの中を走り回っている馬鹿がおりまして、それで全滅しました、そこは。それ以来ですね、安楽川、菱田川河口口ではコロニーの確認はしておらないんですよ。

先ほど市長もちょっと述べられましたけれども、そういう現実的なもの市長はちゃんと認識しておられますかね。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、以前は繁殖するためのコロニーがあり、そしてまたそこできちんと営巣がされて、そしてまた、コロニーで育てていたということではありますが、現在では残念ながら見受けられなくなったということについては、認識しております。

**○9番（丸山 一君）** テレビで何回か見たことはあるんですけども、千葉県の幕張メッセの所で夜間、駐車場にいっぱい降りてまして、そこで休憩をしているとか、安息をしているのを見たことはありますので、多分幕張メッセの辺りには野鳥公園か、もしくはでかい干潟があって、ちゃんと保護されているのではないかと考えております。当時のナレーションでは、日本では唯一幕張メッセの辺りが最後の繁殖地であろうということを見ましたので、この我が安楽川、

菱田川の河口口では、何とか保護対策をやれば、また復活できるんじゃないかと考えておりますけれども、市長はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、以前は安楽川、菱田川沿いに居たと、河口口に居たということでございますので、今後何らかの対策をとれば、また、コアジサシが営巣をしてくるのじゃないかなということで、鹿児島県と協議をいたしまして、安楽川河口左岸の海岸区域の一部を市が借り受けまして、ここを営巣地として整備をしたということでございます。

○9番（丸山 一君） 今、市長は言われたところを、私も3月5日だったと思うんですけども、話を聞きましたので、現地確認に行ってみりました。多分1,500㎡ぐらいじゃないかなと思うんですけども、そこがきれいに整地がしておりまして、外枠があって、貝殻等がいっぱい敷き詰めてありましたので、ここはすごく一生懸命やってくれる人たちがあって、この形になったんだろうと、そういう人たちに対して、すごく感謝申し上げたいと考えております。ただ、そういう人たちがおられるということで、私も今まで1人で悶々としておったわけですが、仲間ができたということですのですごく安心もしております。勇気100倍であります。

そこで市長に提案をいたしますけれども、安楽川左岸にはそういう場所ができましたので、今度はついでですので、安楽川右岸について、市長、そういうコロニーをつくるお考えはありませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、安楽川の左岸ということで、市の方で2,000㎡を整備したということでございますが、右岸の方につきましては、県の調査で台風等の砂浜の浸食が想定されるということ。それから、ウミガメの産卵時期と重複するということから営巣地には適さないというふうに判断されたと聞いているところでございます。

○9番（丸山 一君） 私が言っておるのは、安楽川右岸の海岸端に国交省の松林がありますよね、国交省所管の。その松林の裏側に3町歩ほどの雑草地があります。その土地の所有者は、岐阜県の会社です。管理者は都城市です。そこに3町歩の土地がありますので、川堤防から内陸部の方に約5反歩、5,000㎡ぐらいを市が購入するか、もしくは借用という形で作ったらどうかという提案でありますけど、市長お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

右岸につきましては、先ほど整備をして、今後コアジサシが移動するのを待っているということでございます。

その成果を見ながら、また左岸というようなことになろうかと思いますが、適地としては今申しました。

すみません、右左が逆になりまして申し訳ございません。

安楽川の左岸に今設置しておりまして、右岸につきましては、この設置の状況、そこに営巣する状況を見ながら考えればというふうに思います。



○9番（丸山 一君） 市長、今回整備されたのは、安楽川左岸の河口口です。上流から下流を見て右岸、左岸というような認識ですね。私が言っているのは右岸、右側の方です。日本国中で、こういうコロニーを作る場所が無くなったというのは、日本国内が海岸線がほとんどコンクリートで固められてしまって、河口口から干潟から、いろんな所が無くなってしまって、野鳥公園になるような場所しか、ラムサール条約にのっとったような干潟は、ほとんど日本から消滅しているんですよ。

この近場で安楽川、菱田川の場合も先ほど言いましたけれども、ロープで囲われてあってもですね、そこを押しつけていく連中もおる。それと、自分たちは河口口で投網をしたいんだと、サーフィンをしたいんだと、釣りをしたいんだとあるので行く人たちがおられて、先ほど言いましたけれども、野生動物の希少野生動植物保存推進員、その人は他に自然保護推進員、自然公園指導員、ウミガメ保護監視員というのを四つも兼職をしております、仕事熱心のあまり、そういう人たちと少々トラブルになっておるようでございますので、海岸線ではなく、内陸部でもいいわけですから、海岸近くであれば、遠い所にですね、ちょうど松林の裏側に約3町歩の土地がありますので、その3町歩の中の5反歩ほど、3反歩でもいいですけれども、市が買い上げるか、借り上げるかして、そこに砂を敷いて、貝殻もしくは、僕が一番経験で言うと軽石が一番いいような気がするんですね。軽石が砂の上にありますと、卵が保護色になるんですよ。白い砂の上に軽石が乗っかっているような状況が、今度は卵にも反映されて、卵に黒い点々がついているんです。ですから、非常に分かりにくいところがある。しかも、巣は簡単に作っていますので、ちょっとくぼみを作って卵を産んでいるような状況ですので、ですから、そういう人たちのトラブルを避けるためにも、そういう内陸部にそういうのをして、将来コロニーになるような施策をやっていただきたい。

左岸側の話がされましたけれども、左岸側は今では囲いがしてありますけれども、囲いがしてあって、外柵が作ってあるということは、孵化した幼鳥が外に飛び出ないように、そこはしてあると思うのですよ。あとはフェンスが必要ですね、あそこは。タヌキとか犬とか猫とかが侵入してこないように。それと、あえてもう一つ言わせていただくと、上にカラスが来ないような対策をしないと幼鳥と親もやられちゃうんですよ。ですから、私もそういう専門家じゃありませんので、カラス対策はどうすればいいのかなといつも考えてはいるんですけども、模型をぶら下げたりとかですね、いろんなテグスを引っ張ったりとか何か方法はあるかと思うんですけども、左岸側につきましては、そこまで対策をしていただければと思っているんですけども、左岸、右岸について、市長の見解をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コアジサシの営巣地において、タヌキとか猫とか、そういったのが入ってこないような形では網を設置して囲うと。そしてまた、カラス対策につきましては、パイプを設置して、そのような対策を行いたいということでございます。

ただいまの件につきまして、担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） コアジサシの保護につきましては、左岸の保護につきましては、そういう防護ネットは、設置の支援はしていきますけれども、そういう一番の天敵はカラスだというようなことでもありますので、それにつきましても、この平成26年3月に環境省が、「コアジサシ繁殖地の保全配慮指針」というの出しております。その中で、そういう大きな筒を置いたりとか、あるいは木とか木陰とか、そういうのを置いたりして、カラス対策をしたら効果があるというようなことがありますので、そういうこと等についても、そういう保護団体の方も十分御承知でしたので、そのあたりの情報共有をしながら、今後やっていきたいと思いますねというようなことは話をしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 今、市長等が答弁されましたけれども、多分これだと思うんですね、「コアジサシ繁殖地の保全配慮指針」これ案ですけどね、これは環境省が出しているわけですね。平成26年2月に出しています。この中に習性であったり、繁殖の仕方であったりとか、将来どうすればいいとか、保全方法とか、いろんなのが書いてありますので、それを配慮しながらやっていただければと思います。

先ほど市長も言われましたけれども、コアジサシが日本では現在環境省のレッドリストで絶滅危惧Ⅱ類に位置付けられておまして、日本、オーストラリア間の2国間の渡り鳥条約に基づきまして、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律で、国際希少野生動植物に指定されておりますので、これをコアジサシを含めまして真剣に取り組んでいただければと思います。

それでは、次にいきます。

平成27年度6月議会におきまして、災害に強いまちづくりについて質問をいたしました、その後どうなったか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年6月定例会の際には、津波避難タワーの設置についてのお尋ねがあったところでございます。

その後、先進地であります宮崎市での津波避難タワー設置状況や県内の状況等を確認させていただいたところであります。それらの調査結果等を踏まえ、内容を検討しましたところ、有利な補助事業を活用しての津波避難タワーの設置を行うためには、まずは津波発生時の浸水想定区域のシミュレーションや、津波到達時間内での避難が困難な地域の把握を行う必要があるということから、それらの調査及びシミュレーションデータ等の作成を計画したところでございます。

そこで、それらの基礎的な調査に係る経費を来年度予算でお願いしているところでございます。

○9番（丸山 一君） 「来年度予算で」と言いましたけれども、私が質問をしたのは、今年の6月議会なんですよ。もうそれから約8か月経つんだけど。今度の当初予算で形になっていくのであれば、非常に喜ばしい限りであります。

ここに、これは3月5日の新聞ですけども、ここです。東串良町が避難タワーを建設すると。肝属川の河川敷のちょっと上の方にありますけれども、権現山という山がありまして、あそこに登りますと、志布志湾全体が見渡せます。その中で、僕は友達とよく行くんですけども、

見ている中で言っておったのが、肝属川の河川流域は、ずっと平地なんですよ、大崎町の付近まで含めて、役場がある辺りは多分3mか5mぐらいしかないんじゃないかと思っていただけなんですけれども、そこに今度高さ8mの津波避難タワーを建設ということでありましたので、ああやっぱり取り組んでいる市町村があるんだなという認識はしておりました。確か、去年の6月に言った時も、5か年の時限立法ではないのかと質問をしたところ、市長もそういう認識でおるということでありましたので、急いでいただきたいと。

今の答弁でありますと、予算を計上していくんだということでもありますので、質問事項をいっぱい考えておったんですけれども、されるのであれば、もうそれはやめますけれども、何か所ぐらいなんですか。シンボルタワーとして、まず1個なんですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市においては、津波の高さにおいて7mというような予測がされているところでございます。南海トラフ大震災において到来する津波においては、7mということが想定されております。

ということで、その津波に合った避難棟はどのような設計が必要かと、そしてまた、地区において、どこの地区が必要かというようなのを含めた形の調査を今回するというところで、予算をお願いしているということでございます。その調査が上がってきた時点で何棟ということになるかどうかというふうに思います。

**○9番（丸山 一君）** 津波避難タワーに関する事業計画の中で、国交省とか文部科学省、農林水産省、総務省、内閣府というのがいっぱいあったんですよね。その中で僕が心配していたのは、これは5か年以内に申請なりをしないとイケないんじゃないかという認識でおったわけなんですけれども、それは違うんですかね。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** すみません、私の方からお答えさせていただきます。

前回御質問された時の5か年のということの件でございますけれども、私どもが御質問のような形での取り組みをする際には、財源もかなり要りますので、できるだけ有利な事業を活用したいというふうに考えておまして、お尋ねになりました南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進にかかる特別措置法と、そのことを多分おっしゃったと思うんですけれども、これにつきましては、私ども、すみません、ちょっとあれがよく足りませんでした、特に終期は設けられてないということでございまして、26年度以降の年度を初年度とするおおむね5か年の計画を作る必要があるんだというようなことでございます。その計画を作るにあたって、今市長が申し上げましたけれども、今年度の予算で、まず被害予測調査というのをいたしまして、その調査に基づいて計画を作って国の方に申請をして、それから実施の場合については、この補助事業を活用して実施をするということでございますので、今年度は、まずその計画の手始めとなる被害予測調査を今年度予算で540万円ほどお願いしておりますので、その調査後に、しかるべく検討委員会等を開きまして、もし避難タワーを造るんであったら、そういう計画を作った上で県・国の方に上げて有利は補助事業を活用していくと、そういうふうな状況になるところでございます。

**○9番（丸山 一君）** 去年の議会で質問をして、私も勘違い、市長も勘違いだったと思うんで

すけど、ただ、途中で31年という数字が出てまいりましたので、それまでに申請すればいいのかなと、今度再度読み直してみますと、そういうふうに確かなっていましたよね。

南海トラフ地震は、いつ起きてもおかしくないというような今現在状況にあるわけです。例えば今度500万円の予算で調査をして、計画をして、実際建つのは何年先なんですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） すみません、誤解のないように、28年度の予算で、まず今回540万円ほどの調査費用計上しましたので、すみません、今年度とか、ちょっと27年度と間違えそうなんですけれども、28年度の当初予算の方で計上しているということでございますので。28年度にそういう調査をいたしまして、その調査を基にして、私どもが今想定しておりますのは、津波対策の検討委員会であるとか、そういう専門家を交えたそういう協議会を持っておりますので、その中で協議をしまして、28年度中に必要であれば計画を立てた上で、29年度の方に県、国の方にその計画を上げて、それが了承されれば、29年度は無理かもしれませぬけれども、30年度以降については実際実施できるというふうな状況になるというふうに今考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） 再度確認いたしますけれども、28年に調査費用として500万円を計上したと、それでできれば早ければ1年以内に計画ができれば、その結果に基づいて、今度は29年に県へ申請をするという方でいいんですね。であれば、私の家でさえ海拔5mなんです。通山小学校は4mなんです。香月小も多分3mか4mぐらいだと思うんですよね、だから万が一、マグニチュード7かぐらいの津波が発生しますと、先の6月議会においては市長が南海トラフの地震が発生してから36分経ってから来るんだから、それまでに逃げればいいんだということを一生懸命答弁をされましたけれども、私たち地区に住んでいる者にとりましては、逃げる手段もない人たちもいっぱいいらっしゃる。それで市長答弁では、8,600人ぐらいがその地域で住んでおられるんだということを市長も答弁されております。であれば、その中の災害弱者になられるような人たちも結構いらっしゃる。そのためには、避難タワーを造るべきじゃないかと僕が提案をしたわけですね。ところが、今の答弁では、28年、29年、多分できて31年ぐらいでしょう。であれば、まだ4年ぐらい先になってしまいますよね。であれば、それまでのつなぎとして、市長が答弁されましたけれども、7か所の避難場所指定をしているんだと言われましたけれども、実際そうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

津波緊急避難ビルの指定につきましては、所有者の方に指定に関する承諾をいただいた上、平成23年度に指定をさせていただいております。なお、指定に関する取り決め内容としましては、無料での使用や事故発生時の取り扱い等を定めております。現在市において、7か所の津波避難ビルを指定させていただいているところです。

○9番（丸山 一君） 7か所の津波避難ビルを指定をしたということなんですけれども、私、前も言いましたけれども、それを市民の人たちに知らしめないことには、ただ指定をただけで片手落ちですよと言ったんですけれども、その後はどうなってますかね。

○市長（本田修一君） 現在、津波緊急避難ビルへの看板設置につきましては、所有者の了解のもと津波避難ビルのマークとビル名を明記した看板をビルの入り口付近に設置を計画しているところでございます。このことにつきましても、予算をお願いしているところでございまして、今後設置について所有者の方々と協議して進めてまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） 昨年だったと思うんですけども、監査委員室で延岡に行きました時に泊まったホテルが避難ビル指定になっていたんですよ。正面入った時の右側の壁に、50cmぐらいに30cmぐらいのプレートが埋め込んであったんですよ、津波避難ビルという。ですから、そういう形で皆さんに周知、知らしめて、指定はここにしておりますよと、なおかつ市民の人たちに、知らないことにはいざという時に行っているいいものか、行ったら怒られるんじゃないかと、いろいろ危惧をしているはずなんですけれども、まだ予算計上もしていないということでもありますけれども、その7か所の所有者とはどういう話し合いが進んでいるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、予算措置はしてございます。今後、内容につきまして、取り決めがございまして、その取り決めの内容を更に周辺の方々にお示ししまして、いざとなった時に、こちらの方に緊急避難ができるような体制を作ってまいりたいと思います。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいま市長が答弁したような形でございますが、市民への周知という形で、ちょっと全体的なマップを作って全住民に平成23年に配布をしたことがございまして、その際に緊急避難ビルというようなのを明示しまして、配布した経緯がございまして、

ただ、今御質問のように避難ビルの方には所有者の方と話をしまして、そういう看板等を設置してもらっているんですけども、ただ電柱とか30cm、40cm四方の形で電柱に貼っていると、掲示しているというようなことで、少し分かりにくいというようなことも御指摘をいただいておりますので、今市長が申しあげましたように、今年度予算を計上しまして、しかるべき市民の方が目につきやすいような所に、また所有者の方と相談をしながら、28年度予算の中でそういう形での取り組みをしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○9番（丸山 一君） 市長も御存知のとおり、下通山ミネサキの裏側の山にですよ、3か所階段がありますよね。あそこを見た人たちが、「どこからどうやって行くんですか」とよく言われるんですよ。それで、総務課が昨年、津波避難階段というプレートをしましたというので、行って見たところ、大きさがこんなもんですかね。こんなものが人ん家の入り口のブロック塀の上に貼り付けてあった。近くで見ると書いてあるんですよ。それを一般の人たちが見たときですよ、「あの3か所、どうやっていくんだろう」と、だから僕が言っているのは、国道220号線の辺りに、でかい看板を立てて、避難階段はこっち側ですよと案内看板を立てたらどうかと言ったわけですね。今、予算措置の中でですね、小さな看板であれば、人目につかないんですよ、実際が。だから、もうちょっとでかいのを立てたらどうかと。ただ、ミネサキの辺りは民間の所有地でありますので、道路に即してですね、横向きじゃなくて縦にしないでいいというのがありますよね。ですから、できれば予算措置をするのであれば、つくったよというような小さな看板ではなく、

皆さんが分かりやすいような、でかい看板の予算措置をしていただければと思うんですけども、いかかですか。

○市長（本田修一君） ただいま担当課長の方から答弁がございましたように、今回の予算措置をお願いしているということでございます。

内容につきましては、今御指摘があったような点に留意しながら作成してまいりたいと思います。

○9番（丸山 一君） 今回の一般質問に関しまして、いろいろA4判で11枚にわたりにまして、原稿を書いていたんですけども、市長がやると言われましたので、ちょっと矛先を向けられなくなってしまったんですけども、私がいつも感じておりますのは、我々議員が質問をして「前向きに検討します」とか「協議をして」ということを答弁はされますけれども、なかなか形にならない。ですから、皆さんは「その後どうなったか」というような質問をされるわけですね。

私も、先ほど「郷土愛」と言いましたけれども、皆さんやっぱり郷土を愛する人たちの代表で、地域の人たちの負託を受けた、代表する議員でありますので、様々な意見等があるかと思えます。できれば、その後どうなったかというような質問をですね、できればそういうのは避けるような形で質問があった後は、今こういう協議をしております。こういう進捗状況でありますということをご示しただければ、その後どうなったかという質問はないかと思えます。先日もありましたし、今日も、明日もですね、また似たような質問があるかと思うんですね。

ですから、せっかく我々は地域の代表として、市民の代表として一般質問をするわけですから、前向きに検討しますとか、協議をして進めますというのであれば、その進捗状況等を示されたらどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨日においても、そのような内容の御質問があったところでございます。そしてまた、お話がありますように、明日もまた、その内容の御質問があるということでございまして、改めてその「検討する」というふうに回答した内容についての進捗管理については、どのようなふうになっているかということの確認をしたところでございます。

その議会の答弁の中で、そのような答弁をしたもの、あるいは委員会でもそのような形での答弁になったものについては、取りまとめを行いまして進捗管理表ができているということでございます。そのことを皆様方にも議会ごとにお見せするというようなことも必要かというふうには思ったところでございます。

検討するという答弁をしました内容につきましては、多分検討しながら実現化に向けていっているというふうなふうに御理解いただければというふうに思います。その要望される内容につきまして、実現が難しいものについては、そのような形での答弁になっているというふうに御理解いただければというふうに思います。

[丸山一君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、1時55分まで休憩いたします。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆さん、こんにちは。今日4番目の登壇ということで、最後の登壇になります。

先壇議員の配慮で、たっぷり時間をいただいておりますので、時間を気にせずにやれるなど、半分喜んでいるところでありますが、昨日来質問のやり取りを聞いておりますとね、市長が、体調もあるんでしょうけれども、私も少し今回風邪をひいてますけれども、市長の答弁が少し元気がないなというの私自身だけではなくて、多くの同僚議員、また職員も感じていますね。ですから、少し心配をするわけですが、そこをはっきりさせないと、僕も強気で質問ができないもんですから、もう少し覇気のある、元気のある答弁を返していただければなというふうに思っておりますので、あとひと踏ん張りですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは早速、質問通告に従って質問をまいります。

はじめに、港を中心としたまちづくりの観点から2点質問をまいります。

平成28年度当初予算案では、国際バルク戦略港湾の整備実現に向けた県による港湾計画変更のための予算4,600万円が計上をされております。施政方針にも「国・県や関連企業と連携をし、大型バルク船に対応した港湾計画の変更と早期事業化に向けて要望活動などに取り組む」と述べられております。この国際バルク戦略港湾は、今後の志布志市を更に発展させる起爆剤となり、港を中心としたまちづくりに寄与することはまず間違いないと思います。

そこで、早期事業化に向けた今後の展望について、まず伺いたいと思います。

次に、海外友好都市提携について質問をいたします。この件については、過去にも一度質問をしておりますが、その後も本市は海外に姉妹都市、友好都市を持っておりません。市長は施政方針でアジア太平洋諸国、そして世界へ目を向け、新しい発想と企画で人・もの・技術・情報が交わる国際交流都市を目指す視点を吐露されております。そうであれば、港湾を核とした国際交流都市への飛躍を図る上でも海外友好都市提携を行い、積極的に国際交流を推進すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に、国土強靱化地域計画について質問いたします。

明後日には、東日本大震災から丸5年を迎えますが、その東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布、施行された国土強靱化基本法では、その第4条において、地方公共団体の責務を明記するとともに、その第13条において「都道府県、または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができる」と明記をされております。この国土強靱化地域計画については、今後どのよう

な災害等が起こっても被害の大きさ、それ自体を小さくすることが期待できるとともに、計画策定後は国土強靱化に係る各種の事業がより効果的、かつスムーズに進捗することが期待をされております。

そこで、本市では、いつ頃をめどに、この国土強靱化地域計画を策定しようとしておられるのか、お考えを伺いたいと思います。

次に、緊急輸送道路の空洞化対策について質問をいたします。

東日本大震災以降、災害に強い安全で安心なまちづくりが更に求められている中、最近緊急輸送道路の下に空洞がどのくらいあるのかを調査する自治体が増えております。技術的にも短時間で路面地下の空洞の他、橋りょうの床板内部の劣化も発見できる技術が実用化をされています。東日本大震災でも地下構造物周辺での道路陥没等の被害が多発しました。災害時の安全を確保するためにも、緊急輸送道路の空洞化対策を検討すべきではないかと思いますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

最後に、教育行政の観点から質問をいたします。

施政方針では、「確かな学力の育成の一環として土曜学習教室、志学教室や夏休み学習教室等学校外での教育環境も充実するよう努める」とあります。また、本市では一昨年以降、学力向上日本一を目指した教育を推進中であります。

そこで、これまでの成果と課題、今後の展望について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の御質問にお答えいたします。

まず、志布志港国際バルク戦略港湾についてでございます。

国は、国民生活を根底から支える物資である資源、エネルギー、食糧等のバラ積み貨物について、安定的かつ安価な輸入を実現するため、輸入の拠点となる港湾を国際バルク戦略港湾として選定し、大型船の入港を可能とするための整備を推進することとし、志布志港は平成23年5月に穀物輸入の国際バルク戦略港湾として選定されたところであります。

選定後、港湾管理者である県が、関連する民間事業者と岸壁の共同運用や事業費の負担割合等についての協議が進められており、事業化に向けての動きは無かったことから、若干不安に感じているところでした。このたび県の平成28年度当初予算案として志布志港国際バルク戦略港湾計画調査費4,600万円が計上されたことは、事業化に向け一歩前進したということで、非常に喜んでいるところです。

今後の動きにつきましては、平成5年に定められた、志布志港港湾改修計画を今回の調査結果を基に大型船が入港できるような大水深の岸壁整備をする計画に変更することとなります。

市としましては、港湾計画の一刻も早い変更と、国際バルク戦略港湾の事業化に向け、国及び県の関係各所への要望活動を積極的に展開してまいります。

次に、海外友好都市連携についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。現在アメリカのシアトル市への青少年研修事業やカライモ交流によるアジア諸国からの留学生との交流、また本市の環境政策である、ごみのリサイクル技術を生かした交



流を J I C A の支援を受け、草の根交流事業として、フィジーに引き続き、バヌアツ国での実施をしております。

更に先日まで韓国の大学生の野球チームが志布志で合宿を行っていただくなど、様々な形で国際交流事業や国際貢献事業を実施しております。

平成22年9月議会において、姉妹都市盟約の締結について一般質問を受け、志布志港を活用した形での交流について模索していきたいと答弁したところでした。私の中では、当時中国上海からの旅客船、蘇州号が就航しておりましたので、蘇州号の寄港地である地域との交流を考えていたところですが、平成23年10月の寄港を最後に廃止となったところがございます。このことにつきまして、今回、国レベルの日中関係の悪化というようなこともございまして、交流事業や姉妹都市盟約については、断念したところがございます。

次に、国土強靱化地域計画についてでございます。お答えいたします。

国において、平成25年12月11日に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が公布・施行されたところがございます。それを受け、平成26年6月には国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化基本計画が策定され、大規模自然災害等に備えた国づくりが進められているところであり、この計画は強くしてしなやかな国土づくりに向け、従来の防災の範囲を越えた広範で総合的な対策を盛り込んだものと認識しているところであります。

現在県におきましては、今年度、鹿児島県地域強靱化計画の策定が進められており、1月には素案対しての意見照会が市町村になされ、今年度3月に策定予定とのことであります。

この計画につきましては、国の国土強靱化基本計画や現在策定中の県の地域強靱化計画との調和を図る必要があるかと思っておりますので、内容の確認や先進事例等を調査研究し、今後協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、緊急輸送道路についてのお尋ねでございます。お答えいたします。

緊急輸送道路につきましては、地震発生後から発生する救急、緊急物資の供給等の輸送を円滑かつ確実に実施するため、防災拠点等をネットワークで結ぶ輸送道路を確保するものであります。

市内には、平成8年に策定された鹿児島県緊急輸送道路ネットワーク計画に基づき、地域防災計画や高規格幹線道路等の進捗状況を踏まえ、見直しを行っており、現在国・県が管理する第1次緊急輸送道路の5路線と、県が管理する第2次緊急輸送道路の4路線が指定されているところであります。

国管理の直轄国道については、空洞化調査を計画的に実施していると聞いております。市内の第1次緊急輸送道路の国道220号線では、一部の区間において実施され、その際に確認された空洞については、対策を行っております。直轄国道においては、今後も引き続き調査の実施について検討を行っていくと伺っております。

また、県が管理する第1次緊急輸送道路4路線と、第2次緊急輸送道路4路線につきましては、路面下の空洞については、日常パトロール等において地下排水構造物周辺の路面の変状を把握し、

陥没の可能性のある箇所早期発見に努めており、必要に応じて詳細調査や応急対策を実施するというふうに伺っているところでございます。

**○教育長（和田幸一郎君）** それでは、教育行政についてのお尋ねでございます。3点ございました。

まず、志学教室についてですが、本事業は、学力向上や生活習慣の確立を図ることを目的として、今年度からスタートいたしました。今年度は中学生87人から申し込みがあり、年間23回実施いたしました。12月に生徒と保護者にアンケートを実施しましたが、志学教室のある日だけでなく、志学教室が無い日も昨年度と比較して大幅に勉強時間が増加していることが分かりました。休みの日にも規則正しい生活を送ることができるようになったのではないかと思います。また、参加した生徒からは、「学習時間が増えた」「成績が上がった」「分からないところを聞いてよかった」などの感想があり、保護者からも「進んで勉強するようになった」「来年も続けてほしい」等の感想がありました。

課題といたしまして、部活動や用事のため1回あたりの参加率が多い日で8割程度、少ない日は5割程度にとどまっているので、参加率を高める工夫が必要だと考えております。

次に、夏休み学習教室は、10年以上継続している事業ですが、今年度も200人以上の子供たちが参加し、「夏休みの宿題を早めに済ますことができた」「先生方が丁寧に教えてくれた」「集中して学習できた」と、子供たちに喜ばれております。

今後の展望ですが、志学教室については、参加者の増加と出席率の向上と指導者の人材確保を図ることができれば、将来的には松山、志布志、有明の3会場で実施することを検討してまいりたいと思います。

確かな学力の定着に向けた検討委員会の成果につきましてですが、これまで検討委員会を4回と、先進地視察を行いました。委員の方々からは、「市で統一した共通実践事項の設定が必要ではないか」「勉強と学習とのバランスが大切である」「学校、家庭、地域と連携を強化するためのコミュニティ・スクールの導入が有効ではないか」「家庭の教育力の向上が必要である」等の様々な立場からきたんのない意見が出されました。

先月行われた第4回の検討委員会では、委員の方々の意見を踏まえ、平成28年度の学力向上に向けた事業について協議していただき、方向性を見出すことができました。

本事業の大きな成果として、学力向上について、学校教育関係者だけでなく、社会教育関係者も一緒になって議論できたことでもあります。来年度は年2回の検討委員会を設定し、学力向上の事業について検証していきたいと考えております。

以上でございます。

**○13番（小野広嗣君）** 港を中心としたまちづくりということで、国際バルク戦略港湾に関して、これを中心として少し市長にお聞きをしてみたいと思います。

今回通告をするにあたって、私のほうも当時を少し振り返ってみました。そして、当時の資料等も引き出しながら見てきたわけですが、まず22年の秋に志布志の体育館で総決起大会とかやり

ましたね、その前から準備はしているわけですが、総決起大会をやって勢いをつけて、そして今話がありましたように、翌年の5月の選定というところで進んだわけですね。そして、その時の広報を見ていきますと、5月、6月、7月とずっと連続して特集を組んでいましてね、その時の喜びようが伝わってくるわけですよ。そして、「祝・国際バルク戦略港湾選定」というふうに二面立てで出してるんですね。そして、その中には市長自らが、その時の喜び、思いを率直に語っていらっしゃるんです。その中でこう言われていますね。「市では、日頃より様々な分野で日本一のまちづくりのために取り組んでおり、その中の一つに国際バルク戦略港湾の選定を掲げ、日本の一の港を目指しました」と言われて、そしてその後、「今後10年間で大型の飼料穀物船が接岸できるように港が整備されれば、志布志港は南九州、ひいては西日本もカバーする飼料供給基地となるでしょう」と。「このことは、まさしく日本一の港となるための第一歩が始まったと感激しているところであります」というふうに言われております。率直に言って、私もそういう思いに、その時に立っておりました。

しかし、政権も変わり、3・11もあり、様々な取り巻く状況が変わったことによって、その流れに水が差されましたね。そして、県の動きもなかなか進まない、港湾事業者、民間企業のトップとの調整もなかなかつかないと、そういった中で、目標年次としていた2020年に向かって、どのように進むのかなということがすごく不安でした。そういった状況の中で、今回やっと県の調査費が4,600万円計上されたということは、まずもって、先ほど市長が述べられたように喜びに堪えないなというふうに思うんですが、どちらにしても遅れてしまったなという感は否めませんね。そこらの経緯について、今の市長の率直な思いをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国際バルク戦略港湾の指定につきましては、民主党政権の折にこの構想が発表され、その構想に基づいて新たな港湾整備が日本全体で始まるということがあったところがございます。この動きは、南北アメリカ大陸をうがっておりますパナマ運河が機能を増すということで、従来5万t級の船しか往来できなかったパナマ運河が、10万t級の船が往来できる航路になるということで、世界の港湾業界がそれに向けて10万t級の船が往来する海運業界になると、その中で接岸できる港を整備しなければ、日本の海運業が更に大きな打撃を受けるということを受けまして、国の方で特定の港に指定しまして、この整備を行うとしたところがございます。

本市においては、県の方がこのことについて積極的に対応されるということになりまして、当時の国の方で、この港の整備について全国的に一応公募というような形になったところがございますが、その中でもプレゼンテーションを何回も受けまして、結果的にバルク港につきましては、全国で12港、そして穀物において5港の指定が得られたところがございます。

当初の計画では、2020年までに整備しようということの構想のもとに進められたということでございますが、しかしながら、今お話がありましたように、その構想を進める中で3・11が発生いたしまして、東北地方の被害を見舞われた地域に港湾事業は全て集中するというような形にしばらくのところがございます。そのことにつきましては、まさしく被災地において大変な状

況になっているということで、全国の港湾事業者においても、どうぞどうぞという形で港湾事業についての整備は、しばらく辛抱されたというふうに聞いているところでございます。

しかしながら、計画が一巡しまして、そして、実際に港湾の整備が始まるにつれて、徐々に新たな国際バルク戦略港湾に基づく事業の推進というのが見られてきまして、釧路の方にまずもって国際戦略港湾の指定港となっているところですが、特定貨物輸入拠点港湾の指定もされまして整備が始まったということにつきましては、本当に私自身は、もうすぐこの志布志港においても、その事業が始まるんじゃないかなというような期待感を持っていたところでございます。

しかしながら、この事業につきましては、港湾の事業者、管理者は当然のことながら、それを利用される事業者の方々との調整も必要ということが前提となっております。志布志港においては、その調整がかなり手間取ったということでございます。しかしながら、県の方は、この港湾指定を本当に有り難いせっかくの有効な港湾の事業拡大ということで捉えておりましたので、何とかそのことが調整ができるようにということについて、複数年において民間の方々と交渉を重ねながら、新たな着陸地点というか、新たな港湾計画の方向性が見い出せたということになりまして、今回の予算の提案になったものというふうに聞いているところでございます。

そういうことで、本当に23年に指定を受けたときは、すぐ工事が始まるのかと、すごく喜んでいたところですが、大震災の直後だから二、三年辛抱すれば、その後すぐ始まるんだろうというふうに期待していたところですが、今申しましたように、なかなか進まなかったということでございます。このことにつきましては、皆様方も大きな期待を寄せられていた内容かというふうに思うところでございますが、今回改めて、こうして本格的に県の方で事業化を進められるということでございますので、先ほども申しましたように、今後、県と一緒に、この事業の推進については更なる要望活動を重ねて、一日も早い形でのバルク港の整備ができるようにしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長の方も、この事業に関してはすごい思い入れがあるから、今、結構長い時間かけてお話をさせていただきました。これまで遅々として進まなかった、この国際バルク戦略港湾の構想が、その緒に就きはじめたなど、やっと動き始めたのかなという時点かなと思っています。

やはり一つになっているのは、これまでも、この港を抱える志布志市が中心となった事務局、それを中心とした協議会の設置ということをすごく模索してきたけれども、そのことがなかなか進まない、なぜなのかという、その調整を県も一生懸命するんでしょうけれども、なかなか進まない。情報がきっちり港湾商工課、そして市長に伝わっているのかというと、そうでもないような部分もある。民間事業者との温度差もある。これをもう少し、もう本当ここまできているわけですので、しっかり協議会を動かして進めていかなきゃいけないと思いますが、この点については、どうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁しましたとおり、このバルク港の整備につきましては、管理者、そしてまた、港を

活用される事業者との調整が必要ということでございました。このことにつきましては、折から T P P の問題も浮上いたしまして、このことによって本市の、あるいは畜産業界の流れというものについて、非常に民間の方々が危惧されたというような状況もございまして、なかなか民間の方々の理解を得られるところまでいってなかったところでございます。

しかし、このたび、そのことの調整が整いまして、新たな港湾計画の策定ができる状況になったということでございます。そのことが進みましたら、この国際バルク戦略港湾の推進協議会なるものについては、改めて組織を構成して、県の方でも組織をされるということでございますので、私どもも対応して組織を立ち上げてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） これまで選定を受けて以降、5年半ぐらいを経過しているわけですので、途中でいろんなことがあったにしても、推進協議会の立ち上げというのができていないこと自体がいかげなものかなというふうにずっと思っていました。確かに悩ましい問題等もあると思います。そして、一つ一つ理解を取りながら進めていかなきゃいけないという問題もありますね。でも当初計画されていた流れより少し縮小も含めて、変更も含めて動いていくという流れの中で、いわゆる民間事業者の負担というのは、かなり大きなものになるんじゃないかということで、すごく腰が引けていたということがあの段階でありましたよね。そういった負担割合も当初想定されていたようなものにはならないということも示される中で理解度が深まってきているんじゃないかという思いがしますので、そこに向けては、市長がしっかりイニシアチブをとって進めていただければというふうに思いますので。今後、この調査費を計上して推進の問題、いろんな工事が始まっていくことになるんですね、今後は。そうすると、様々などれだけの事業計画になるのかというのは、今の全体では見えない部分がありますけれども、もし県とも情報交換の中で、アウトでもいいですので、今後の総体的な事業計画、事業費計画というのが見えていけば、それをお示しをしていただきたい。そうした場合、様々な志布志市としての負担割合とか、そういったものがどんなものが発生してくるのか、そこが見えていればお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、県の事業計画が示されておりませんので、不明なところがございますが、当初の計画の段階では事業費が約257億円、市の負担額総額は30億円程度というふうに試算されたところでございます。

ただ当時の計画と内容が大きく変更されていると思われまますので、事業費も市の負担金額も今後変わってくるということでございます。

○13番（小野広嗣君） 当初示された額で述べていただいて、それでも結構なわけですが、当時言われたのが、このバルク船を使う、いわゆるパナマックスですね、これを満載で来るということによって、この物流の輸送コストが削減できるんだと、これが一番の経費削減なんだというふうに言われていましたね。その時のその試算額はどうなるんですか。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 志布志港が国際バルク戦略港湾として整備される効果といた

しまして、今議員が申されましたとおり、10万tクラスの大型バルク船による最初の寄港地として満載のまま着岸できることとなりますので、安定的な飼料原料を確保することができるようになるということとあわせて、飼料原料が志布志港へ一括大量輸送されることで物流コストが削減され、畜産業者は安価な配合飼料を購入することが可能となるということ等が見込まれておりました。その計画、国際バルク戦略港湾の選定に向けた計画書というものを23年1月に県の方で策定しました。その際にコスト削減額が見込まれておりました。その当時の見込額といたしましては、2015年度時点で61億円、そして、2020年時点で77億円の物流コストの削減となる計画が示されていたところでございました。

○13番（小野広嗣君） 今後調査費が計上されて進んでいくわけですけれども、今後の流れとしては当初の計画より少し縮小されるだろうということは、もう火を見るよりも明らかですよね。こういった中で費用対効果というのを考えたときに、今の試算でいくと、いわゆる事業費総体に対する物流コストの削減というものを単純に見ていった時に5年、6年で相殺できるんだという流れになりますね。志布志市の持ち出しから考えたときには、もっともっと長い月日が必要となってきますね、志布志が30億円ぐらいの持ち出しだというふうに考えたときに、8年から9年ぐらいしないと、なかなか元は取れないというようなことになるんですが、そういったことも含めての、今後議論になるんだろうなというふうに思うんですね。やはり、費用対効果というものをしっかり試算していかなければ、バルク戦略港湾構想が、それいけどんどんで進んでいくものではないというふうに思っておりますので、そういった情報も県からしっかり入れていただきながら、市としての負担割合というのはどうなるのかということをしっかり把握しながら、前へ向いて進んでいっていただきたいなというふうに思います。

そして、一方ですすよ、これが進んでいくと市にとっての市長、メリットは様々ありますね。港湾を使用する負担割合、そこで返ってくるもの。企業誘致が今もう始まりつつありますけれども、臨海工業団地等が出来上がってくる、そこにどンドン入ってくる、固定資産税が入ってくる、とん税が入っていくとか、様々出てきますね。こういったメリット総体をその当時のものとして試算したものはないんですか。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） メリット等につきましては、大量の飼料原料が運ばれてくるということから、民間企業のサイロの増設など、設備投資等がされることによりまして、雇用の拡大につながっていくということとあわせて、現在工業団地等を整備しておりますが、そういった企業の進出も見込まれるところです。今、固定資産税うんぬん、住民税等を含めまして、現在積算しており、その効果額といたしましては、約5億5,000万円のそういった納税状況になっているところでございます。

○13番（小野広嗣君） はい、分かりました。

市長にどうしても確認しておきたいことがあったわけですが、市長も昨年の施政方針ですすよ、こう言われてるんですね、今回は県の予算が計上をされたということで、そこを中心とした施政方針になっているんですね。昨年度のここに関する施政方針の中では、平成25年の港湾法改正に

より制度化された特定貨物輸入拠点港湾への指定に向けた対応のため、大型船が随時入出港できるよう背後企業などからも求められることが見えているわけですので、そこへ向けての、いわゆる要請をしていきますということを言われているんですね。今回そういったトーンでの施政方針にはなっていないわけですが、実際この25年の港湾改正法によって、バルク戦略港湾構想は、どのように変わっていったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初、国際バルク戦略港湾の指定につきましては、10万t級の船が接岸できる港の整備ということがございまして、それに対応する港の整備を望むところに対しまして、募集がありまして、プレゼンテーションがあったということとございまして。その後、この港湾計画においては、その12港において、全て整備するものでないということが出まして、さらに条件的に特定貨物輸入拠点港湾という国際バルク戦略港湾の法律を改変しながら、国の方の流れがあったところでございまして。そのような流れの中で、私どもの志布志においても、その方向性に沿った形での対応をしていかなければならないというようなことを述べたところでございまして。

○13番（小野広嗣君） 先ほど市長、答弁されたように国内では釧路港ですよ。そこがそういった方向で今進み始めたということで、今あったように、この大型船が随時入出港ができるような流れ、そういった指定を受けたいという思いで要望活動をしようというふうにやっていますが、ここへの手応えはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国際バルク戦略港湾の指定は、九州では志布志港が1港のみということでございまして。

そしてまた、穀物のバルク港につきましては、先ほどお話しましたように、釧路が指定されているということでございまして。この計画に沿った形で事業化が進むとなれば、当然次においては志布志港というようなことを、私は国土交通省にいつも要望活動をしていきながら、そういったニュアンスを感じているところでございまして。要は、この管理者と地元業者の調整を整えてくださいというようなことのシグナルはいただいていたのではないかなと、それができたから今回県の方も予算措置をしながら計画を進めていくという方向が出たということで、かなりこのことについては、国においても高く評価される内容になっているというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） そういった市長の思いですので、そういった今市長が答弁されたような方向で動くことが一番望ましいわけですので、それを期待をしていくわけでありまして、今回臨海工業団地も造成をして、募集に入ったら即そこが埋まるというような勢い、それを見ていくと、やはり民間業者というのは先行投資、先を見ているなという気がしてならなくて、やっぱり今後の国際戦略バルク港湾の動きを見込んで、今のところは倉庫ですけどね、そういったのが入ってくる。

そして、もう1点気になるのは、そういった動きの中に県有地があるのに、県有地がなかなか決まらないという、ここについて、やはり県もかたくなに土地の代金等も市の分譲値段よりも全然違いますのでね、そこを調整するようなことというのはできないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年に新若浜港が開港した時以来、県の方譲地においては食品関係の企業を誘致することが前提となっておりました。そのことを県の方では進めておられる。そしてまた、私どもそのような形での企業誘致を図ってきたところでございますが、折からの時代の背景で、そのような食品関係の企業というものの進出というものは果たせなかったところでございます。その果たせなかった要因の主なものは、やはり何と言っても進出する際に大きなポイントとなる土地の値段というものが、あまりにも高すぎるということが阻害要因になっているのではないかなというふうには思っておりましたので、県において、このことについて価格を見直しをして欲しいというような要望は常にしてきたところでございます。しかしながら、県は県の考えがあるというようなことで、今も当初予定されていた分譲価格は変えられていないということでございます。

市の方が、こういった形で進出が、企業の事業拡大が速やかにされ、それがまた目に見えるような形になれば、県の方も価格の見直しをされて、直ちに企業が誘致できるような形の価格設定をしていただけるんじゃないかなというふうには希望しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長がそういった方向で今まで県の方に声を上げていらっしゃるのは、十分承知はしているわけですが、それにしても進まないなという思いが強いもんですからね。その件に関しては、もう少し努力を重ねて欲しいなというふうに思います。

あと、少しお聞きしたいのが、今回港を中心としたまちづくりという大きなくくりも出しています。その中であまり広げてもいけませんのでね、もうあと1点。

今度は逆に、さっきどれだけのコストがかかるのか、費用対効果の観点から少しお聞きをしました。今度は市民に親しまれる港づくりという観点ですね、これは市長も施政方針できっちり言われていますのでね、そこに向けての視点がどうしても弱い、みなとまつりをやったり様々なイベント等も打たれたりしていますね。しているんだけど、それに対して志布志市民が、そこまで港に親しんでいるのかというと、そうでもないような気がする。そうしていった時に、こう言われているんですよね。「港をもっと身近に感じてもらうために、地域住民と一体となって安全で景観的に美しくにぎわいのある港づくりや、港湾を生かした地域づくりに取り組む必要があります。そのための組織として、ポートコミュニティ、港湾地域共同体の構築に取り組みます」と言われているんですよ、市長は。この話、全然見えてきていないんですが、どうなっているんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港においては、緩衝地帯として緑地体が設けられているということで、直接的に志布志港の状況が見えないというようなこともあるようで、なかなか市民の方々が志布志港に親しんでもらうということが少ないようには思うところでございます。そのような状況でございますので、何とかそのことは市民の皆さん方に親しく志布志港を認識していただく、また利用していただくという形のものが必要かというようなふうに思い、今お話だったような構想、考えを示したところでございます。残念ながら、そのことに基づきまして、前へ進んでいないということにつきま



しては、誠に申し訳なく思います。

○13番（小野広嗣君） 今、市長はそういうふうに答弁をされましたがね、企画課長とか港湾商工課長は、全然分かってないんじゃないですか。答弁できますか。

これ、ポートコミュニティのイメージ図までしっかりあるんですよ、提示されているんですよ。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。



午後2時42分 休憩

午後2時45分 再開



○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 答弁に準備がかりまして、誠に申し訳ございません。

今、資料が手元にありましたので、それを改めて見たところでございます。

志布志市の行政改革大綱、平成18年4月でございます。23年3月に改定がされております。その中に、今御質問のありましたような形での志布志港において、県、港湾ユーザーの船社、そして港湾事業者、陸運事業者、荷主等、関係主体のみならず、港をもっと身近に感じてもらうために、地域住民と一体となって安全で景観的に美しく、にぎわいのある港づくりや、港湾を生かした地域づくりに取り組む必要があると、そのための組織としてポートコミュニティ、港湾・地域共同体の構築に取り組むますということ述べているところでございます。

先ほども答弁いたしましたとおり、このことについては、構築に至っておりませんので、今後このことにつきまして、きちっとポートコミュニティなるものを改めて実施ができるよう取り組みをしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 今、市長の方から答弁いただきましたので、ぜひとも市民に親しまれる港、そして市民を巻き込んだプロジェクト、そういったものがしっかり練り上げられているわけですので、それをなおざりにするのではなくて、しっかりつないでいていただきたいなというふうに思いますので、これは要望を重ねてしておきます。

同じように、これずっとやられてるんですが、平成15年より港見学会事業というのを国・県、そして市が絡んでやっているんですが、こういったことも広報等で周知をされているんですが、市民の方々にいろいろと声を聞くと、生涯学習であるとか、いろんな絡みの方は課長御存知でしょうけれども、一般の市民の方々はほとんど知られていませんよ。こういったことも、ただ事業として、例年こなしているだけの事業になってしまっているなという気がしてなるんですが、ここはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志港は、国際港という性質上多くの施設が保税指定区域やSOLAS（ソーラス）条約によるテロ防止のため、金網のフェンスで仕切られておりまして、立ち入り禁止となっております。

て、市民の皆さんがいつも立ち入りできないところが多くあるところがございます。このようなことから、志布志港のPRとしまして、生涯学習講座の一つとして、港見学会を実施しております。この中で、普段入ることのできない新若浜地区国際コンテナターミナルに入り、ガントリークレーンを間近に見て、志布志港の重要性を説明しているところがございます。平成26年度で21団体、平成27年度で17団体という見学があるところがございます。

志布志港の中で、唯一親水性が高い所でございます旅客船埠頭につきましても、まだまだ親しんでいただけるようなクルーズ船の誘致やイベントの開催なども検討してまいりたいということでございます、今御指摘の生涯学習講座の一つとしてやっている港見学会についても、まだまだ広報を深めまして、多くの方に来てもらうような工夫をしてまいりたいと思います。

**○13番（小野広嗣君）** まさしく今、市長が言われたようなことも含めて、今後取り組んでいただく、クルーズ船も含めてですね。いわゆる親水交流区間の創出というのは、やはりしっかりと、また新たな施策として練り上げていって欲しいなど。そうすることによって、市民がやはり港に親しんでいくわけですね。

もう一つはやっぱり、先のパナマックスじゃないですけども、大型船が入ってくる、クルーズ船も入ってくると、そういった誘致運動を一生懸命する。250m、300m級のそういった船が接岸できるようになるわけですから、そうなってくると、それを見たさに皆さんが集まって来るという、観光の目玉にもなってくるわけですね。そういったことを捉えたやはり計画というもの、しっかりやはり今のうちから練り上げていくと、そんな遠い時じゃないですからね、もうだんだん近づいてきますのでね、しっかり取り組んでいっていただきたいなというふうに思います。

もう1点、先の方へ戻るんですが、この「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」というのをしっかり良いものを練り上げていただいて、市長も評価をされているし、僕も評価をしているんですが、この中で、この今回の港湾に関して言えば、「志布志港を最大限に活用した地域浮揚の実現」ということで、誘致企業における新規雇用をするということ、5年で550人の雇用を生むんだというふうにしてますけれども、この550人というふうにされた根拠は何なんですかね。

**○企画政策課長（武石裕二君）** まち・ひと・しごと ころざし創生戦略の策定に関する質問でございますので、私の方で答弁をさせていただきます。

今回、港湾の工業団地等における雇用人数ということで、これにつきましては、先ほど県の誘致が11haほどあるということの御指摘がございましたとおり、県に分譲地、約11ha、それから市が今手掛けております臨海工業団地、これが約8haで計画をしておりますが、それから、当時大迫工業団地等についても1.8haということで、この主に3工業団地を、これは製造業の誘致をして立地をした場合ということで、計画の数字を出す根拠の計算方法がございまして、これに基づきまして、出した数字が約5年間で550名という根拠になってございます。

**○13番（小野広嗣君）** 現段階で見えている方向性として、それは可能性としてはどうなんですか。

**○企画政策課長（武石裕二君）** 当初、食品というか製造業ということで、やはり一番雇用を生

むのは製造業ということでございましたので、一番最大というようなことで、私ども想定をした中で550名という目標というか、希望の数字というかですね、出したところでしたけれども、なかなか市の工業団地につきましても、倉庫業を含めての希望というのが多かったということで、なかなかこの数字というのは厳しいだろうというふうには考えてはおりますけれども、ただ県の誘致につきましても、製造業でというようなことでのお話もございますので、これは市、県、それから港湾の企業を含めて誘致活動には取り組んでいって、少しでも雇用の数を増やしていきたいというふうに考えています。

○13番（小野広嗣君） あと一、二点市長に確認して、この項は終えたいと思うんですが、今、企画政策課長が述べていただいたとおり、企画政策課でもいろんなプランを練っていく、この「まち・ひと・しごと ころざし創生戦略」この中でも今後この企業進出の可能性、その調査の実施をするんだというのがうたってありますし、ここにもしっかり載っていますね。そして、臨海工業団地の拡充プランの策定をするんだと。これは本年度にできるんですか、この二つのプランは。28年度に。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

28年度においては、3工区への拡充ということに努めてまいります。

そしてまた、同時に香月線の延伸についての事業化をしようとするところです。

臨海工業団地拡充プランの策定につきましても、予算の計上をしております。

[小野広嗣君「企業進出可能性調査の実施というふうにはうたっていますが」と呼ぶ]

○企画政策課長（武石裕二君） 申し訳ございません。

物流調査等につきましては、27年度の補正の中におきまして、国内貨物の、関西方面を含めての調査については、今発注をして取りまとめをしているという状況にはございます。その物流調査についてはですよ、国内の。

[小野広嗣君「今後の企業進出可能性の調査はどうなっているのかということですよ」と呼ぶ]

○企画政策課長（武石裕二君） 今調査委託をしております中に、志布志港への進出があるかどうかも含めての調査委託の中には含まれているということでございます。

○13番（小野広嗣君） これ5か年プランですのでね、悠長なことはやってられないわけですよ、そういったものを受けて、実際スタートをするのはどうなるのかといったときに残されたのが、あと3年しかないじゃ話にならんですよね、だから聞いてるんですよね。そこは分かりまますよね、市長。

そういった方向で、もう答弁はいいですけども、スピードアップをして進めていかないと、お書物にうたっているだけでは話にならんですかね、ちょっと急がなきゃいけないプランですよ、これ。人口対策としてもやっていく中のプランですからね。とにかく港を中心としたまちづくりに対して、市長トップに立ってトップセールスも一生懸命されていますので、今後とも鋭意努力をしていただきたいというふうに思っております。

次へ移りたいと思いますが、全く関係ないわけではないんですが、この姉妹友好都市の提携と

いうことは、5年半前に、この場で申し上げています。そして、市長の方からも、今後少し時間をかけて取り組んでいくんだというようなお話がありましたね。

そしてですよ、市長、まさしくその僕が質問をした当日の朝にですよ、会議録にも載っているんですが、ちょうど僕の一般質問をする日の朝にラウトカ市ですか、ナンディ市の市長さん、両方を兼ねた市長さんがみえて、いわゆる姉妹友好都市盟約を結びたいというお話があったという、まさしくその質問をした当日の朝に、予定の朝にそういうことがあったということで、うれしい申し出ではあったけれども、慎重に検討をしたいというふうに述べられたんですが、そのことは、慎重に検討した結果どうなったんですか、一度もお示しができないんですが。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

フィジーの草の根交流事業の中で、それらの両町の方がお見えになられまして、本市に申し出があったところでございます。

当時、フィジーにつきましては、軍政がしかれていたというようなこともございまして、かなり自由に交流するということについてもハードルが高いなど。そしてまた、申し出があった内容については、いわゆるこちらからの持ち出しの一方になるのかなというような内容のお話でしたので、その件については検討が進まなかったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 昨日来いろいろと、この場で議員が質問したことに対する答弁の有り様というのが議論をされているわけですが、過去にも「検討する」、「研究する」、「調査する」、そういったことを繰り返す中で、特に「検討をする」ということは、やはり少し前向きなわけですから、そのことに対しては、しっかりと返すべきではないのかなというのがありまして、毎議会ごとの全員協議会で報告をするという流れがありましたけれども、これはいろいろあって、途中で自然消滅みたいになってしまってますね。そういった経緯があるもんだから、様々な議員が今回も、そういったことを繰り返し述べておられるんだろうなというふうに思います。僕自身もそう思っています。ああいった場を設けなければいけないのかというと、そうでもないとも思っております。

しかしながら、やはり今後の市政を占う、市長でしか答弁ができないようなことに対して検討するといった場合は、何らかの形で報告するなり文書にまとめるなりして、返していくべきではないのかなというふうには思っております。

そして、もう一つは、やはり職員の皆さんは市長ほど広範に仕事を抱えているわけではありませんね。専門化してるわけですから、少なくとも自分のところに問いただされた一般質問等の報告に関しては、議員個人に返していくということはできるわけですね。それをしっかりなさっている職員の皆さんもいれば、全く無頓着な方々もいますよ。そういったものをもう1回整理して欲しいんです。そうしないと同じようなことを議員がここで繰り返すんですよ。ちょっと、質問通告と少し離れますけど、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど別の議員でもお答えしましたが、そのことにつきまして、今回複数の議員がお尋ねにな

っているということについて、改めて、その進捗管理については、どういったふうになっているか今朝も確認したところでございます。

検討事項につきましては、担当の方から上がってきまして、しっかり企画の方でまとめ上げて、そして、それを進捗の確認というものについても、企画の方でやっているということでございました。

ただ、今お話がありますように、その内容について当事者である議員の方々に、進捗についての報告をしていないということについては、誠に反省すべき点だなということでございますので、今後は今お話があったように、関係する議員の方には、しっかりと進捗については毎議会ごとにお知らせしたいというふうに思うところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** ぜひそのような方向で、市長、繰り返し答弁をされていますので、そのことはしっかり職員の皆さんにも伝わるし、市長もそういった思いで今後対応されるだろうと期待をいたしております。

元へ戻りますけれども、5年半ほど前に質問をした、その後の流れが全然こちらに伝わってこない。答えが返ってくるような問題じゃない場合もあるんですよ。ただ、国際交流の推進を図るということで、「本市の特性を利用した交流を進めたい」というふうに5年半前に市長が言われ、「特定の地域との姉妹交流などについて時間をかけて検討して、調査していきたい」というふうに言われていますね。

本市を取り巻く国際性豊かな環境というものを見たときに、鹿児島県内において、19市町村がそういった姉妹都市盟約を結んでいると、それなのに本市が一つも結んでいないというのは残念ではないよね、という話から始まっているわけですよ。あれから5年有余経っても、まだそのことが進んでいないということに忸怩（じくじ）たる思いがあるんです、私は。

一方で、その時に、そういった方向性を進めていく時に、国際交流協会の立ち上げをするべきだというふうに話をしているんですよ。そして、そのことに対しても前向きな答弁を市長はされているんですよ。各市にあるんですよ、全市ではありませんけど、半数以上の市が、こういう国際交流協会を立ち上げて、そのことに対して真剣に取り組んでいる。それなのに、この港を中心としたまちづくりをしていく、国際性豊かな環境に恵まれたこの志布志市が、そこに進み出ないというのが残念なんです。そこに対してどういう思いでいらっしゃるのか、この5年有余ですよ、そこをお聞きをしたいと思います。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

本市は、国際物流の港湾でございますので、当然日常的に国際交流をしなければならないまちではないかなというふうに思っています。

ただ、交流事業として、市自体が相手方の都市と締結しまして、そのことを盟約としてしますとなれば、かなり本格的に予算化をしながら、そしてまた年次を重ねて、その重ねた内容がしっかりと成果が出るようなものを目指していかなければならないんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そのようなことで、志布志港は、この国際物流港湾ということで、多くの国際港と連携をしているところですが、その連携している港自体が志布志港の規模と比較しまして、10倍以上、あるいは100倍以上というようなことがございますので、なかなかその地とは国際交流というような形での盟約というのは難しいのかなというような気がして、現在までそのことについては、取り組んでいないところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** これだけの港を有する志布志市として、そして今、市長が言われるように北米であったり豪州であったり、そして、いわゆるアジア方面であったり、あらゆる方向へ海を中心にして羽を伸ばしていますよね。そんな感じですよ、図面を見ても写真で見てもですね。そのまちは海外友好都市を持たないというのは、すごく寂しいじゃないですか。

そして、鹿児島市はもとよりですけども、県も五つほど持っていますね、薩摩川内市も1か所じゃないですよ、2か所持っていたりとか、霧島市の中には霧島市もあれば、前の加治木も持っていますからね、様々あるんですよ。市の半分以上がそういった状況なのに、志布志が遅れているということに対して、やはりアンテナをしっかりと傾けて欲しいなという思いがあります。

そして、協会の設立のことですね。民間事業者、草の根でやっていく交流もあるし、行政がそこ組んでやっていく事業もあるわけですから、しっかりタッグを組んで協会を設立して、支援をしていくという流れというのを、もうそろそろ志布志市は作っていかないといけないのではないかなというふうに思うんですよ。そこらは、今後のこととして、どう考えていらっしゃるのか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

現在、志布志港からの輸出関連の企業の方々が、自ら様々な手段を尽くして輸出産業の育成というものについて取り組んでおられるところでございます。そのような方々ともお話を申し上げるということになるかと思いますが、一方、シアトルにおいても旧志布志町の時代から本市の中高生を派遣しているということがございますので、文化的な交流というような観点からも進められると土壌にはあると思います。

今後、そのような関係の方々の御意見を受けながら、具体的にどこの都市ということが出てくるかと思っておりますので、また可能性は探ってまいりたいと思っております。

**○13番（小野広嗣君）** 可能性を探っていくということで、市長、そういった探っていく状況の中で、本市も国際性豊かで国際結婚をなさっている海外の方々も、志布志市にお住まいになっている数も増えていっていますからね。そういった部分も含めて、そういった協会が立ち上がっていくと、そういった人のためにも寄与していくんですよ。そういったことも考えながら、施策として、今後立ち上げられないのかという議論を早急に進めていってくださいね。

今、いみじくも言われましたように、シアトルとの青少年文化交流をずっと続けている。そしてどういう事業として展開されているのかというのは、僕はこの目で見ているからよく分かるんですよ。そして、その当時も前も言いましたけれども、シアトルとの交流だって模索できないわけではない。ただ規模が少し大きいというのはあります。

しかしながら、その近くにはカークランド市というウォーターフロントのまちづくりをやっている本当にこじんまりとした町もある。でもきれいなまちでやっている。

そして、その奥にはノースベンド市という志布志市市議会と交流を図って、いろいろとやり取りをした町もあるんですよ。そこに千軒太鼓が出て、そこで演奏をして、その町の祭りの2位になったんですからね。そういった過去の財産というものをしっかり生かしていく道筋を作っていくのが、市長の立場だろうと思うんですよ。いろいろと忙しいから、周りもそういった情報を市長にお入れして、検討を重ねていかなきゃいけないと思いますが、再度このことと、いわゆる協会の設置ですね、ここへ向けての意欲をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

できれば、シアトル市とそういった盟約がとれば一番最適かなというふうに思うところですが、お話のように志布志市からすると30倍近くある町ということでございますので、先般訪れた時にも部長さんとお話できたというようなことでございます。

そういうことでございますが、これから更にまた国際的に、この志布志港、そしてまた志布志市というのは展開していくということになろうかと思っておりますので、国際交流の強化につきましては、希望される関係者の方々を寄せて協会の立ち上げについては取り組みはしてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長自らが、シアトルに昨年の1月と、そして今年とまた足を運ばれて、お茶の振興のことも含めて行かれたわけですが、少年交流の実態も見極めてこられて、その歴史を正当に評価していただいているわけですから、そうやって積み上げられてきたものを何らかの形で生かせないかという視点、別段シアトルでなければならぬということじゃないんですよ、当然。でも、そこも選択肢の一つには入るわけですので、様々当時市長が言われたように東南アジア圏を目標に、あるいは上海をというようなこともありましたけれども、国際情勢が変わってきて、そこは少し断念をしたと冒頭言われました。それはそれで当然理解するわけで、それであれば別の視点を変えていった時に、どっか適当なところはないのかなと。そこからまず結んでいって、二つ三つぐらい志布志市は、将来的には持つぐらいのまちであって欲しいなという期待も込めて申し上げますので、そういった取り組みをぜひともお願いしておきたいと思っております。

次へ移りたいと思っております。

この国土強靱化地域計画の策定に関してですが、市長の先ほどの答弁は、当然想定をされるわけですよ。当然国が基本構想を示して計画を出す。ところが、そして、それを受けて県が基本計画を練って1月に各市町村に示して、もうこの3月に策定という方向になる。それを受けながら、本市としても、そことの整合性を取りながら進めていくんだということになるんですね、それは分かるんですが、今後のスピードの問題なんですよ、市長。その地域計画を練り上げる本市としてのスピード、なぜそれを言うかということ、先ほど冒頭にも言いましたように、今回の国土強靱化基本法というのは、25年に成立したわけですが、これ、あらゆる基本計画の防災計画も含めたですね、防災、安心・安全なまちづくりを考えた時の計画のトップに位置するものですよ、基本

構想は。それは共通理解ですね。それを受けて基本計画が国で策定をされて、今、県そして市町村にもその策定を求めているわけですよ、急いで欲しいということで、国は。ところが、なかなかそういう指示待ち型の体質が抜けてないもんだから、県が作ってからというところがやっぱり多い。しかし、県が作る前に、もう市で作りに上げているところも結構出ているんですよ、今はね、本年に入って。ですから、そういった意味では、市民の安心・安全を守り抜くためにも、早急に取りかかるべきではないかなという視点で、今回質問通告を出させていただいたわけですが、だから、今後この地域の国土強靱化地域計画で定めたことが、市の様々な防災計画であるとか、いろんな計画がありますよ。そういったものに資するものでなければならぬってあるわけですよ。であれば、急がなきゃいけないでしょう。その視点で捉えてらっしゃるんですかね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国土強靱化計画につきましては、先ほど答弁しましたように、県の方でも今年3月に策定ということでございますので、私どものまちにおいても、この地域の戦略を策定しなきゃならないというふうには考えているところでございます。

先ほどからありますように、この国土強靱化に関する基本法は、全ての災害に関する法律の上位法ということで位置付けられておりますので、今度は、この様々な分野の計画が整合性が取れるような形での計画の見直しと。そしてまた、市においてもこのような形での条例の制定、そしてまた、計画を作るといふようなことにつながっていかねばならないというふうには思うところでございます。

県の内容、そしてまた、国の内容の確認をしながら進めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 市長、それはですよ、本当にお役所の答弁なんですよ、やっぱり。確かに今市長が答弁されたように、国・県の動向を見極めながら確認しながら進めなきゃいけないという答弁も成り立つんですが、もう、市単独です、国はもう示しているわけだから、鹿児島県に特化した当然プランもありますよ、あらかた雛形あるわけじゃないですか。そういったものはしっかり、そして志布志市においても、これまでも防災計画もきっちりプロを呼んで作り上げてるわけじゃないですか。そういったものとの整合性を取りながら、新たな国が示している戦略プランがあるわけですよ、アクションプランがありますね。そういったアクションプランに沿うがごとく、県と、県を横目で見ながら同時並行で作っていくというのは可能なんです。

なぜそんなふうに急げって僕が言うか分かりますか、市長。地域計画を進める三つのメリットってあるんですが、市長それは御存知ですか。

冒頭に一つは言ったんですよ。

じゃあ僕の方から言いますね。

地域計画を進める三つのメリットです。これは僕が冒頭の質問で言いましたよ。どのような災害が起こっても、この計画をつくっていれば、被害の大きさ、それ自体を小さくできるという点です。これは防災計画でもそうですけど、これが一つ。



そして次、2点目が国土強靱化にかかる各種の事業をより効果的かつスムーズに進捗させることができる。なぜか、なぜかですよ。これは関係省庁、所管の交付金、補助金等による支援が適切に実施されるからですよ。32の官庁ですよ、ここがこの地域計画でもらえた事業に対しては、一定の緩和措置をもって配慮して予算を付けますよと言ってるんです。ですから、他の町より競って、この地域計画に着手しなければいけないという思いで質問しているんです。どうですか。

3点目は、また後で言いますから。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま示されました国土強靱化基本法に基づく様々な計画の進捗について有利性があると、特にこのことについて定めに基づいて要望を上げれば、この事業については、いち早く達成が可能ということについては、少し認識をしていないところでした。

今度、更に研究してまいりまして、進捗を早めたいと考えます。

○13番（小野広嗣君） 今の市長のそういう答弁、その答弁を聞きたくて今回この質問をしているんですよ。認識を改めて欲しいなという思いがあったんですね。

3点目は、さっと言いますけど、地域の強靱化は大規模自然災害等の様々な変化への地域の対応力の増進をもたらし、ここが大事なんですけれども、地域の持続的な成長を促していくんだということをやっているんですね。だからこそ、国土強靱化地域計画に基づいて実施される取り組みに対して、政府として32の関係府省庁の所管の交付金、補助金等による支援を講じると。それはそれとして、しかし、そこに一定程度の配慮を、この計画をとった事業に対しては幅を持たせて付けるんだよということをやっているんですよ。ここが大事なんです、ここをしっかりと捉まえるということが大事ですね、もう一度。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今のお話を聞きながら、地方創生事業のそのものだなというふうに思ったところがございます。本当に積極的に、そして先進的に対応するところについては、それは措置しますよと。

そしてまた、地方創生の場合は現下の事業における調整も必要ということになっているところがございますが、今お話がありましたように、この国土強靱化基本法においても同じような内容になっているということについては、改めて認識したところがございます。

○13番（小野広嗣君） ですから、基本的にはですね、本年度はこういう状況です。ただ、担当所管ですね、それぞれの交付金を頂くということは可能なわけで、これまでも今年度の予算でも、そういった関係府省庁の予算を頂いている分はあるんですよ、当然あるんですよ。だけれども、この地域計画をしっかりと作り上げてくると、この計画は、他の計画より上位となるわけですね、全ての指標となるわけでしょう。これをとにかく、この28年度中に策定し、予算申請も含めて手は挙げていくと、どれだけの予算を持ってこれるか、補助金、交付金をどれだけ引っ張ってくるかというのは首長の仕事じゃないですか。ここに対しての努力をしっかりとやっていただきたいということで、その認識は市長が今して頂いたと思いますので、この件について、あと1点ですね。

様々な事業、強靱化基本法が出来上がってからあるわけですが、多岐にわたってですね。28年度予算案として、今回総額で1兆4,195億円というのを出しているわけですね。その中で主に三つ、また28年度から新しい事業が出ているわけですが、この三つほどのことは掌握されていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その件については、掌握してないということでございます。

○13番（小野広嗣君） これは、あくまでも国土強靱化地域計画に基づき、実施される事業に対して出すということですからね、それが新たに出ているのが学校関係もあります。これは、学校施設と環境改善交付金というのが、新たに28年度出てまいります。これは地域計画の中に、それをうたい込んでいかなきゃいけないですよ。そして、うち関係あるんですよ、この海岸事業ということで、漁協海岸等の整備を含めての事業がうたわれています、新たにですね。

そしてもう1点、これもうちと関係があります。循環型社会形成推進交付金、浄化槽分なんですよ。こういった事業が28年度から入るんですけども、我々は計画を立てていませんので、志布志市としては使えないんですよ。ですから28年度中に、この地域計画を練り上げて欲しいなど、そして当然精査して、いろんな事業に手を挙げて欲しいなというふうに思っているんです。もう1点、今この僕が申し上げたことをお聞きして、市長の思いを語っていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

鹿児島県においての取り組みにつきましては、1年ぐらいかけて、この計画の策定がされたということでございます。

先程来、御指摘のありましたように、国・県のこういった計画が作られておりますので、私も、そのことにつきまして短縮した形で計画の策定はしてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 県の強靱化へ向けた計画が示されるわけですので、それを受けて、本市としても、28年度中に我々にお示しがあるものというふうに理解していいですね。はい。今市長がうなずかれましたので、そういう理解をして次へ進みたいと思います。

次、この国土強靱化地域計画にも当然関連するんですが、この緊急輸送道路、ここのいわゆる地中の部分の調査ということで、うたってますけど、これ先ほど市長は、答弁の方で国の緊急輸送道路、そして県の緊急輸送道路、第1次、第2次、そういった観点から述べて頂いて、合わせて9路線あるということですね。269号と220号、これが国道ですね。そして、様々県道が七つほどあるという理解だろうと思いますが、そういったことは国として、県として当然取り組んでいる最中ですね。そういったことで今回質問しているわけじゃ当然ないわけですので、当然御存知だろうと思いますが、いわゆる市として選定している緊急輸送道路、こういったものがあるわけですね、ここに対する捉え方はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、緊急輸送道路としまして、県道2路線、市道10路線、農道1路線を選定しているところでございます。この路線につきまして、今後突発的に発生する路面の変状について、発生を防ぐということが重要課題となっておりますので、このことについては、今後調査をしながら取り

組みをしていきたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今、市長が述べられた。志布志市内に存する、この緊急輸送道路、市が選定した道路、こういったものが13路線になるんですかね、あると。そして、先ほどの国・県と合わせていくと市内に存する緊急輸送道路というのは22ということになっていくわけですが、国・県とも協力し合いながらということにもなるわけですが、一方で今言われましたように、市で選定されている13路線、いわゆる例えばですよ、本庁であるとか支所であるとか、防災施設であるとか病院であるとか、そういったところとつないでいく道路、こういったものは幹線道路としてもすごく大事な道路がありますね。そして、通学路等も実際あるんです。でも、優先順位を考えていかなきゃいけないから、あくまでも防災という視点でいった時に、まず緊急輸送道路というところから、僕は今回質問をさせていただいているんですが、本来ならば、今申し上げたようなところまでひっくるめて安全対策ということを考えなきゃいけません。

そして、その安全対策については、日常的なパトロールも含めて道路の状況というのはチェックは目視でされてはいますね。しかし、それだけでは足りない状況にきている。なぜかといったら、インフラ自体が、もう老朽化してしまっているんですね、日本全国どこでも。目視だけではチェックできないような状況になってきていると。そこに対するメスを入れて、道路の健康診断をしっかりとしていかなければいけない時代に入ってきているんだろうなというふうに今思うんですが。

市長、鹿児島県が出している緊急輸送道路ネットワーク計画図というのがあるんですね。そうすると、そこに今、第1次、第2次の輸送道路の関係も出てますけれども、一方で、ここに第1次指定施設、第2次指定施設というのがあって、細かく打ってあるんですよ、細かくは打ってるんですけども、これ以上パソコン等で見てもよく分からない。市長の方では、多分当局がそういった部分まで掌握していると思いますので、ここ分かったらお示しをください。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

緊急輸送道路ネットワークの中での指定拠点ということで、第1次指定拠点は志布志港になっております。観光バースの所でございます。

それから、第2次指定拠点が志布志の海上保安署、警察署、港湾事務所、保健所、市役所、市役所の志布志市支所、松山支所、曾於地域公設地方卸売市場、曾於医師会立病院ということになっております。

○13番（小野広嗣君） 市長、今建設課長の方より、この第1次指定拠点、第2次指定拠点ということが、今ちょっと報告がありましたけれども、この認識は、市長ございましたですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

第1次、第2次の指定の拠点ということについても、認識はございませんでした。

○13番（小野広嗣君） 今回質問をするということで、私もこの緊急輸送道路ネットワーク計画図というのを引っ張り出してきましたね、あまりにも細かいもんだから分からなかったんですね。今お聞きをしたわけですが、実際、県としては、こういう緊急輸送道路のネットワーク計画図と

いうものを設計して、計画もしっかり立ててるんですが、市としても、この緊急輸送道路のネットワークの計画について、県に準じて、市としてそういった方向付けで計画をしっかり立てているのか、そこをお示してください。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

先ほど市長の方からもありましたが、市の方では、その他ということで、指定をしているところでございます。学校とか病院とか、そういう所をネットワークで結ぶということで、市内の中で13路線、7万5,866m、約76kmを指定しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） じゃあ今とりあえずですよ、市が選定し指定しているその延長76km、いわゆる緊急輸送道路に準じる道路ですね。ここに対してのまづもっての、いわゆるこの地面下の陥没というか、そういったものをしっかり検査していく、調査していく流れというのは大事だと思いますが、これ、見えない分だけに目視だけではできない、それをしっかり調査できるシステムというのが科学技術が発展して、今はできるようになってるんですね。それで、先進自治体、もう先進自治体という言い方は必要ないぐらいの自治体で2年前からこの動きが活発になってますね。ですから、私もこのことを取り上げて質問をしているわけですが、スケルカーって言って、名称はそういう車両名は、スケルカーとあって、いわゆる時速60kmで走って行って調査ができるということでありまして。しっかり、その陥没等の状況も調査ができる。

そして、それを検査して、これは大々的な陥没につながるんじゃないかという、内視鏡検査を入れてしっかり対応していくという順序になっていくわけですが、ここに対する認識と、今後市として、そういった取り組みを進めていくべきではないかなと思いますが、市長、どうお考えになりますでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以降、市道において、平成25年に野井倉の田尾橋付近で陥没が発生しております。原因としましては、横断暗きょの老朽化に伴う継ぎ目から吸い出しを受けまして、陥没が発生したということございまして、様々な地下埋設物が老朽化していると、そこから道路の安全性が損なわれるような形であるということございまして、今後、このことについても調査は必要というふうには思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長の方が、そういう調査の必要性というのはまづもって認めておられます。

市長は、今言われたように、いわゆる道路下に埋設されているライフライン、いわゆる水道管であるとか、下水道管であるとか、こういったものの接続部ですね、特に。この接続部がいわゆる疲弊していく、老朽化して行って、そこに穴があいていく、穴があいていったところを全部砂を吸い込んで行ってしまって、穴がどんどんどんどん大きくなっていくと。でも、この地面下の状況というのは、目視では絶対発見できない。そして、そういったものが、そういった陥没事故が年間、年度によって違うんですよ、年度によって違いますけれども、陥没事故が国でしっかり統計を出した結果、4,000から6,000ぐらい年次的に起こっているんですよ。我が町ではこれまで、

今市長が示された程度で終わっているわけですがけれども、この老朽化の状況をかんがみた時ですよ、戦後の「それいけドンドン」でやっていた時代から入って、そういった時のインフラがどんどん老朽化していく、道路も橋も手当てをしていかなきゃいけない。そういう状況下にきているということですね。そういう意味では、この水道管とか下水道管の本市における現状と、その老朽化対策、空洞ができるかもしれない。そういった視点での対策というのは練られているんですか。

**○水道課長（鎌田勝穂君）** 水道課の現状と老朽対策について、若干御説明申し上げます。

本市の水道管は、管の管種、口径ごとにいろいろございますが、緊急道路、輸送道路等を含めます国道、県道、市道、農道、その他の道路等を含めまして、現在埋設されております水道管の延長につきましては、本市総延長で約730kmほどを所有しております、維持管理をしているところでございます。

また、水道管の耐用年数につきましては、全てが管種において40年ということとなっておりますが、水道企業会計による財源上の都合等で本市も同様、全国的な市町村においても耐用年数以上に使用されているのが現状であるということでございます。

水道管の老朽化率につきましては、県内の類似団体が平均で10%に対しまして、本市では約5.5%として、下回っている状況ではあるところでございます。その老朽管対策について高度成長期に新設されております施設の更新時期を迎えようとしているところでございますが、毎年建設改良工事におきまして、老朽管の対策を含め、漏水の多発地点等を中心に毎年10km程度ほどを布設替えを行っている現状でございます。

この更新等を有効的に行いまして、本管の漏水件数は、年々減少しているような状況ではございます。現在水道管の漏水等による空洞化は、発見は非常に難しく、現状については、その把握はしていないところでございます。

本市におきまして、水道の配水量と配水池等の水位と、現在集中監視システムを導入いたしまして、全部ではございませんが、毎日監視している状況でございます。その深夜の流量チェックにおきまして、漏水箇所等のエリアを大体把握いたしまして、漏水箇所の早期発見、早急な改修を行いまして、水道管の破損、漏水による空洞化等の防止に努めているところでございます。

以上です。

**○市民環境課長（西川順一君）** 農業集落排水のことについての取り組みについて御説明いたします。

これまで、耐震性や空洞化に対する調査は行っておりませんが、平成26年度におきまして、施設の老朽化状況を調査をする機能診断調査を行いました、別段の異常は発見されませんでした。

なお、この緊急輸送道路におきまして、農業集落排水の管路埋設状況は、合計で6.98kmあり、マンホールの数として203個あります。

以上でございます。

**○農政課長（今井善文君）** 道路の下には畑かんの送水管等も通っております。直近5年間で道

路上での漏水件数というのが東部で44件、陥没が1件起こっております。

それから、曾於南部地区でございますが、漏水が6件、道路の陥没、あるいは水が漏れますと表層がちょっと持ち上がる隆起的な部分もございます。これを含めまして6件起こっております。大幅な流量の変更があったときは、通報ということになっておりますが、実際部分については、残念ながら見回りで気付いたとか、あるいは通報を頂いたとか、そういうことでの発見というのがほとんどでございます。

現在、この畑かん事業につきましては、東部もですが、南部につきましても、国の方で長寿命化等の調査に今入っております。そこらあたりを参考として、今後また保守という部分についての計画等の協議がなされる予定になっております。

以上です。

**○13番（小野広嗣君）** それぞれ今お示しをいただきました。一般道を考えたときの、いわゆる先ほど市長が言われた暗きよ部分の問題だとか、様々他にもあるんですけどね。今それぞれの答弁を聞かれて、いわゆる実態、正確な実態調査というのは、でき得てないわけですよ。いわゆる事後処理的なこと、いわゆる漏水をしているからという、発見してうんぬんと、だから予防的な調査というのは全然進んでないと。だから、いつ事故が起こるか分からないということは、どう考えても想定できるわけですね。インフラがこっだけ老朽化しているのであればですよ。だから、そういった話を聞かれて、市長、どう思われましたか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど、事例としまして、田尾橋の所の陥没があったというお話をしたところですが、あれは本当に大きな陥没でございまして、事故がなかったのが幸いだったというようなことで、事故があれば本当に大変な事故になったのではないかなというふうに思っています。

そのようなことを考えますと、今各部署で管理している埋設物についての状況の説明があったところでございますが、かなり厳しい状況だなというふうには思ったところでございます。

**○13番（小野広嗣君）** 厳しい実態を市長も実感したということではありますが、先ほどの国土強靱化地域計画の話もしましたけれども、昨年の国土強靱化アクションプラン2015、国が発表しましたけれども、ここでもしっかりと、この路面下空洞調査の実施ということが盛り込まれたんですね。そして、それを実施することに対して補助金もしっかり出しますよということを言っているわけですね。そういう観点から見た時に、先ほど建設課長の分としてですよ、緊急輸送道路、延長76kmということ考えた時に、さっき言いましたこのスケルカーという車があって、電波を發してレーダーを發して地面下を見ていくんですね、これちょっと細かくて見えるかどうか分かりませんが、市長、見えますか。こういった車で走って、地面をレーダーで照らしていくわけですね。

そして、時速60kmで調査ができるわけですが、すごい技術だなと思うんですけども、これ多くの自治体が今導入をして、道路の健康診断というか安全点検を行っているということで、延長70km、これ1km単価でどのぐらいで検査ができるか御存知ですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

調査の費用につきましては、距離にもよるといことでありまして、おおむね1km125万円から25万円というふうに聞いているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ちょっと認識が違うんですよね。そういう捉え方をすると、すごく高額になっていくと。この調査それ自体は、確かに延長の距離が延びれば延びるほどコストが下がりますので、安くなるんですが、76kmあるのを3年ぐらいに分けるという方法もありますね。いろいろ方法はあるんだけど、1kmとか2kmを検査するわけじゃないわけですから、かなりコスト削減というのはできるんですよ。そうした場合、今市長が言われたような値段じゃないんですよ。延長が長ければ1km8万円から10万円です。

今、志布志市の緊急輸送道路というふうに選定を受けたこの76kmを8万円から10万円の幅で見ても600万円、緊急輸送道路を全部やったとしてですよ。それを例えば3年かけてやると、年度200万円ぐらいの持ち出し、5年でやるのかと、それは計画によりけりですけども。そういった範囲で、少なくとも緊急輸送道路に関しては調査ができるという実態があるということです。その中から今度は上がってきたものを内視鏡等で見ると、これは調査して、このスケルカーで調査して、ここは相当陥没が激しく起こっているんじゃないかと、想定される所を内視鏡で見ると、当然そこは手当てをせないかんわけですから、そこにかけては、お金がかかるのは当たり前ですよ。それ以前の調査費としては、その程度で調査ができる時代になったということです。どうですか、今、僕の話聞いて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

その調査する車両の借り受け、調査費用というのにつきまして、1km当たり8万円から10万円ということ聞きまして、意外と安いんだというふうには思ったところございますが、それでも600万円はかかるだろうということございまして、随分予算の手当てが必要というふうに思うところございます。

○13番（小野広嗣君） 本年度予算でというふうに言ってるわけではないわけですが、そういった緊急輸送道路の延長が76kmあるとすれば、必ず調査はしていかなきゃいけないという認識に市長も立たれているわけですからね。そういった意味で言えば、どっから調査をするのかと、調査をお願いするのかという計画をしっかりと立てて、その上での、一遍にはなかなか難しいと思うんですよ。年次的に3年ぐらいかけてやっていく事業だろうなというふうに僕なんかも思うんですね。

そして、例えば1年、年次的に20kmぐらいをやったとしますね。やって、それがサンプルとして、場所は全然違いますけど、サンプルとして陥没の状況が見られるというのがいくつかが上がってくると、相当な危機感を持って、それは予算がうんぬんと言えなくなってくるというふうに思うんですよ。そういったことも捉えて、このことに関しては前向きに、今後庁内で検討を加えていただきたいなというふうに思います。

どうぞ、答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現状としましては、各所管の施設について目視がほとんど、そしてまた、住民からの通報がほとんどということであるようでございます。

しかしながら、老朽化ということを考えて、さらに事故が発生する可能性が高くなっていくと、年次を経るに従って高くなっていくということでございますので、600万円ぐらいで、そのような調査事業ができるとすれば、計画は立ててみたいとは思っております。

○13番（小野広嗣君） まさしくですね、今市長が言われたとおりに、この問題はほっとけばほっとくほど、年度を増せば増すほど、当時のインフラはますます厳しくなっていくわけですから、その分、陥没事故が発生する確率というのは高まっていっているという危機感を持ちながら、今後このことに関しては前向きに取り組んでいただきたいと要請をしておきたいというふうに思います。

最後に教育行政について教育長を中心に、今回はあえて市長にまでは答弁は求めておりませんので、教育長とやり取りしますので、しばらくおとなしくしとっていただいて結構です。

実績を先ほど述べていただいて、課題も当然あるわけですが、うれしい答弁が返ってきたなど、成果も現れているなどというふうに思います。ただ、成績アップという観点で見て、例えば、本市の中学のレベルが全国のレベルとして、飛躍的に上がったかということ、全くそうではないんだろうなというふうには思うんですが、そこはどうなんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 県の方で、鹿児島学習定着度調査というのが実施されておりますが、直近の調査でいきますと、小学校においては地区と同程度、県の平均まであと1問、4ポイント程度落ちているという状況がございます。

それから、中学校においては、教科によってばらつきがありますがけれども、国語、数学、理科においては地区と同程度、ところが社会と英語では地区を大きく下回っていると、そういう状況がございます。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 志学教室に関連して質問をさせていただきます。

昨年スタートをして、文化会館の2階で鋭意取り組んで頂いて、その現場を教育長に案内して頂いて、見させていただいて、すごく感動もし、良かったなというふうに思ったところでありますが、ああいったこと、いわゆる当初僕らも貧困対策も含めて、学習する環境がなかなかつukれない子供たちに対する手当てを何とかして欲しいということで、ここでもお願いもする中で発展的に志学教室が開かれていって良かったなと思うわけです。全生徒、垣根を作るんじゃなくて、全生徒が対象となるんだと。そういった中で先ほどお示しをいただいた80数名の方々が参加を希望してスタートをしたと。課題としては、いわゆる出席率の問題、こういったものが少し差がありすぎるなということも分析されておりました。

私が今回この質問の趣旨のウエートとしてあるのは、この志学教室が松山町、あるいは有明町、学校のいわゆる空き教室等を利用してでも、開いていけないのかと、人的対応が難しいのかもし



れません。予算措置の部分もあるのかもしれませんが、ここは国庫補助等も受けながらやっている事業ですのでね。これどうなんですか、そこは難しいんですか。

○教育長（和田幸一郎君） 現在の志学教室の生徒数は86名ということになっております。一番の課題は、講師の確保ということで現在11名講師の確保を行ってるわけですけども、数学と、それから英語と、それから自由学習という、この三つのコマを持っておりまして、そのそれぞれのコマに講師を3名から4名程度確保して付けていると。なぜこういう体制になっているかといいますと、この志学教室は、あくまでも子供たちが自分で学ぶ場を提供して、そこに講師の方々が個別にアドバイスをするという体制を採っているものですから、今のところ講師が11名しかいないということで、本来ならば松山は松山地区、それから有明地区と3地区で行えれば一番いいんですけども、人数が更に増えるような状況があれば、そういうことも今後考えていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っています。

現在、同じ場所でやっているメリットというのものもあるなということを私は感じています。それは何かといいますと、五つの中学校が一緒になってお互い学び合う、競い合う、それはある意味の一緒にやることのメリットなのかなと、そういうふうには今回この子供たちの様子を見ながら感じているところであります。

以上です。

○13番（小野広嗣君） 昨年、年次途中からスタートした事業ですのでね。これまでの経緯と、今後の推移というものも見極めて進めていかなければいけないんですが、親御さんたちの、いわゆるあそこまでの足というか、子供さんたちをあそこまで連れてくる、そして帰す、こういった問題点、ここの声、そして親御さんたちから、今言いましたように松山、有明での開催というのは、そういったお願いというのは上がってこないのか、少しお示してください。

○教育長（和田幸一郎君） 今年度のこの志学教室を終えるにあたって、私どもはやっぱり子供たちの声も聞かなきゃいけないだろうと、保護者の声も聞かなきゃいけないだろうということで、志学教室に参加する子供たち、そして保護者のアンケート調査をいたしました。その中で、交通の便がもう少し増やして欲しいという要望は、特には保護者の方からは上がってないわけですけども、逆に「バスの送迎が非常に助かった」と、そういう声もございます。

保護者の感想としては、交通の便については、「バスの送り迎えが有り難い」ということ、「バスの送迎が助かった」、そういう声はありますけれども、特に、バスの送迎について、要望というのは上がっておりません。

○13番（小野広嗣君） 今、教育長、答弁漏れてますけれども、松山、有明で開催して欲しいという親御さんたちの声というのは無いんですか。

○教育長（和田幸一郎君） その声は今聞いておりません。

○13番（小野広嗣君） 聞いてない。

○教育長（和田幸一郎君） はい。

○13番（小野広嗣君） 僕自身は聞いているんですけども、直接教育長の元まで届かないんで

しょうね。いわゆる、今言われたように、子供間の交流ということも含めてできるということがあります。

しかしながら、実際はやっているからいいということではないんですよ。87名の方が、そこに参加しているからいいということではないです。これは、学校の空き教室等を使って、各学校で学習の定着化というものを時間外で設けていけば、その参加生徒数というのはもっと格段に増えるんです。均一のとれた、いわゆる学習効果というのをしていかなければ、あそこでやっている人たち、そして塾に行っている人たち、様々ですよ。塾に行けない子供たちのためにも、ということで、僕はこの場でも申し上げました。しかしながら、いわゆるあそこまでは行くけど、声にはならない声として、「地元であればもっと参加できるのにな」という声もあるんですね。ですから、そういったこともやはりしっかり見ていただきながら、やっていっていただきたいなというふうに思うんですが、地域未来塾についての国の構想がありますね。このことについては、どう捉えていらっしゃるでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 文科省が進めている地域未来塾ですけれども、大きく三つの観点があるのかなと思います。一つは、子供たちの育ちのために、学校と家庭と地域と一体となって取り組む必要があるというのが一つあると思います。

そして、二つ目に、先ほど議員言われましたように、生活困窮者、なかなか家庭での学習ができない子供たちへの支援をどうしていくのかということが、この地域未来塾の二つ目の視点かなと思っています。

そして、三つ目の視点として、原則無料でそれを行うということでもあります。これについては、文科省の事業ですけれども、国と県と、それから市と、それぞれ3分の1ずつの支出で行っていくということの、そういう事業かと理解しております。

**○13番（小野広嗣君）** 国が27年度2,000中学校区です、本年28年度3,000中学校区で実施をしていくと、年々これ増やしていくという。少なくとも、この3年有余で半分はそういう実施をするんだという意気込みでやっています。

そして、今言われたように、これちょっと捉え間違いをする場合があるんですけれども、これ貧困の家庭の部分も当然含んでいますが、全生徒を対象としているという視点を見逃してはいけませんよ。Q&Aがあるんですよ、文科省との。そこを見ていくと、「すべての子供を対象としているため、貧困家庭に限定している政策ではありません」とはっきり言われているんです。そういったものを受けてやっているのが、全生徒を対象とした学習支援の事例というのがあります、やっているのが。これ、放課後学習支援で、対象が中学1年から3年の希望者、年間約80回、学期中の週2回2時間程度として、学校の空き教室を利用して無料でやっているところがあるんです。こういった取り組みを参考にしながら、今の展開を発展的に広げて欲しいというのが僕の質問の趣旨です。

どうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 先ほどの対象の生徒のことで一つ漏れていたのは確かにそうです。

生活困窮者だけではなくて、学習習慣が身につけてない生徒も含めて対象とするということで、そこは私の方の答弁漏れでした。

なお、今全国的に、この地域未来塾を活用して、この事業を推進している所があります。今議員言われましたように、その多くが学校の放課後等を利用しての何か活用というようなことが、たくさん見受けられるようであります。

今度、先ほど私当初答弁しましたように、将来的には、それぞれの地区で生徒が学びやすい場を提供していくというのが私どもの役割でしょうから、そういうことも視野に入れながら、その前にまず生徒数を増やしていく、そしてまた講師をきちんと確保していく、そういう課題がありますので、そういうことをきちんと課題を解決しながら、なるべく早い段階でそういう施策ができたらいかなど、そういうふうに思っております。

**○13番（小野広嗣君）**　そういう先行事例を当然御存知でいらっしゃるし、そういったものをしっかり捉えて、本市ではどういう活用ができるのかと。どういうふうに発展的に進めていけばいいのかと。今僕が出したようなことができれば理想です。そこに近づいて欲しいなという思いがあって今回こういう質問をさせていただいています。

そして、各有明、松山に広げて欲しいというのは、この視点でやって欲しいということなんです。そこはまた、今後当然学力向上在り方委員会であるとか、そういったところでの提言とか、4回ほどされたら、様々な声もあるでしょう。そういった声もしっかり拾って頂きながら、こういった我々の質問に対しても、また検討を加えていって頂きたいなというふうに思いますが、どうですか。

**○教育長（和田幸一郎君）**　学力向上日本一ということを目指して取り組みを進めているわけですが、学力向上というのは学校だけでは、なかなかそう簡単にいくものではない。やっぱり家庭や地域の協力を総合的に力を借りながら進めていかなきゃいけないだろうと、そういうふうに思っております。この1年間、今年度、確かな学力の定着に向けた検討委員会を鹿児島大学の上谷先生を委員長として開かせていただきました。様々な提言を頂きましたので、学校でできること、教育委員会で施策としてやっていくこと、家庭、地域の協力をお願いすること、そういうことを含めて総合的に着実に歩みを進めていけたらなと、そういうふうに思っています。

以上でございます。

[小野広嗣君「議長、終わります」と呼ぶ]

**○議長（岩根賢二君）**　以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

—————○—————

**○議長（岩根賢二君）**　以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦勞さまでした。

午後 4 時02分 散会

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第5号）

期 日：平成28年3月10日（木曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

東 宏 二

小 園 義 行

平 野 栄 作

鶴 迫 京 子

日程第3 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第4 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。



#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。



#### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、東宏二君の一般質問を許可します。

○17番（東 宏二君） 改めて、おはようございます。

市長、調子はいかがでしょうか。よろしく申し上げます。

一般質問を通告しておりましたので、通告順に従って質問をしてみたいです。

平成26年の選挙から早いもので2年が過ぎました。新しく6名の議員の方が市民の皆さんの負託を受け、一般質問等で政治活動をされておられます。この2年間で議員の方々が40回余り質問をされておられます。市長の答弁の中で「取り組む」「調査する」または「検討する」などの答弁であります。その後の協議結果が出ていないのが多いわけでございます。

一般質問は、私は重いものだと思いますが、市長はどのように捉えておられるのか、お聞かせ願います。

○市長（本田修一君） おはようございます。

東議員の御質問にお答えいたします。一般質問における、私が今後実施、または検討すると申し上げた答弁の対応につきましては、その内容について改めて調査研究や検証を行い、結論付けを行う旨の意思表示でありますので、それぞれの案件について、議員各位にきちんとお応えできるよう努めているところでございます。

その中で対応できるものは、すぐさま対応し、長期的に取り組むべき内容については、関係課や関係機関と協議を重ね、市民の方々へ十分な説明と御理解をいただきながら、順次事業を実施してまいりました。

しかしながら、社会情勢や市民ニーズの変化、厳しい財政状況など、様々な要因によりまして、いまだ実施に至っていない案件もありますが、これらの案件につきましては、関係課を集めた政策調整会議、各課ヒアリング等による状況報告や年次ごとの進行管理を行っておりますので、抱える要因の一つ一つをクリアしながら、引き続き実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○17番（東 宏二君） まず最初に市長、一般質問をどのように捉えておられるのか。私どもが一般質問を40回ぐらい2年間でやっているわけでございますが、答えが返ってきていない。その

場かぎりだと思いますが、その辺の市長の考え方をお示しを願いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

一般質問において様々な提案、そしてまた、進捗管理につきましての状況の把握をするための御質問というものがあるところでございますが、それらの内容につきましては、こうして答弁をしながら、議員の皆さん方に御理解いただいているところでございます。そのような中で、回答できない部分につきましては、検討させていただきたいと、あるいは調査しますというようなお話をさせていただいているところでございますが、それらの事項についてもしっかりと、今ほど申しましたように、政策調整会議を設けまして、その進捗管理を行っているということでございます。そのことにつきまして、今回の議会で数名の方が、その管理について、あるいは検討状況についての説明がされてないというような御指摘があったことにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。私どもの方としましては、そのような内容につきましては、常に管理をしながら検討を加えて結論を出すまでに至っていると。そしてまた、結論に至らない分についても、進捗管理はしっかりしているということを御理解いただければというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 昨日も出ていました。市長の陳謝されたことも聞いております。

この40回ぐらいの質問があつて、市長が「検討する」「調査する」ということで、2年間の間にどのぐらいありましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成24年6月から27年6月分でございますが、質問件数で115件、そのうち継続になっている分については、26件ということございまして、対応及び結論付けに至った案件については、89件ということでございます。

○17番（東 宏二君） 26件ということで、調査・研究、いろいろな検討するということが出てくるということでございます。その中で、私、同僚議員に聞いてみますと、「何か答えは返ってきましたか」と聞いてみたら、「何も返ってこない」と。今ケーブルテレビで、私が今一般質問するのも市民の方々は見ておられるわけです。何と言われるか、「おまえたちは言うばかりじゃねか」と、「市長は答弁すいが、あとんこちゃ何も言わん、おまえたちは、せんじゃねか」とか、そういう声を聞くんですよ。何のために一般質問をしているのかという執行部の考え方が問われるわけですよ、できるできないは別としてですよ。やはり中間報告、こうなりましたよというもの、当然やはり市民の方々から負託を受けて、新しい方も6人入られて、一生懸命政治活動されているわけです。その中で言いつ放し、一般質問は言いつ放しやととられても仕方ないと思うんですよ。だから、やはりそのことをですよ、やはり前は全協で経過報告なりありましたけれども、今無いわけでございます。これを全協でやれということではございません。文書にとって議員の方に、今こういう調査をしています。もう少し結果が出るまでお待ちくださいとか、そうするとですよ、やはり市民の方々にですね、そういうことも伝えられるし、今までは、まだ何も出らんとというようなことしか言えませんがね。そのことについてですよ、やはり一般質問は重いと思うんですよ、私はそう思うんですがね、その辺をどう対処される考えがありますか。



○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに答弁いたしましたように、検討すると、お答えした事案につきましては、しっかりと進行管理をしていると。そしてまた、しているわけですが、そのことについて途中で議員の皆様方にお知らせしていなかったという点につきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

今後におきまして、今お話がありましたように、議会開催ごとに文書等でまとめながら、閲覧というような形でさせていただければというふうに思います。

○17番（東 宏二君） 今後、そういう文書でお知らせをするというような答弁でございました。

この一般質問をです、どこの課でまとめて、多分各課でも協議をされると思います。その集約、どこの課で集約して、どのぐらいの月日で大体の方針が出るのか、出ないのもあると思います。長くかかるのも、昨日も出ていました。5年半前に一般質問をしましたということも出ていました。5年半前ということは、もう勇退すればですよ、そのことに対しては答えをもらってないんですよ。やはりそういうのを各課で共有されていると思いますが、その辺、共有されて、どこがまとめているのか、すぐ協議に入られるのか、その辺はどういう流れになっているのか、お示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） これまでの取り組みにつきましては、進行管理とあわせて、関係各課においては、まず議事録等によりまして、質問及び答弁の内容の再確認をするということでございます。

そして、議会前に課長会での状況報告ということで、全庁的な共通認識を深めながら、進行管理に取り組んでいるところでございます。

ということで、具体的には、総務課の方で、その取りまとめを行い、企画政策課の方で進捗の管理をしているということでございます。

○17番（東 宏二君） 企画政策課でまとめてやられているということでございますが、このことに、26件と89件という、今市長の答弁がございました。これは多い数か少ないかは、ちょっと理解に苦しむところですが、このことについて企画政策課では、3月に、今、質問をしているわけです。どのぐらい後からそういう協議に入られて、各課から持ち上がってきて、企画政策課の方に託されるわけですので、その辺の流れというか、どのぐらいで協議に入られるのか、その辺をお示しをいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それぞれの案件につきまして、先ほども答弁いたしましたとおり、すぐさま対応できるものや、関係機関の調整と、そして市民の方々へ説明と理解を求めるといようなものもあろうかというふうに思います。

そしてまた、予算を必要とするものがあるということでございまして、その対応につきましても、市民生活に支障を来すようなものにつきましては、速やかに改善措置、応急措置を行って、本格的に事業化や予算化に向けて必要なものについては、議会での提案という形で、お示しして

いるところでございます。

そしてまた、現在継続して検討を行っている案件につきましても、いずれも「実施する」「検討する」というふうに答弁した内容は変わりございませんので、対応状況につきましては、しっかりと議員の皆様方が把握できるようなものにしてまいりたいというふうに思うところでございます。

**○17番（東 宏二君）** 重要な点だけは、月数は出ませんでした、先に取り組んでいるというような答弁でございました。

ここにおられる課長さん方、各課で質問が出るわけですよね、答弁書は各課で書かれて市長に答弁書を渡される。その答弁書を書くときにですね、各課というのは分かっているんですね、どういう答弁も書いたと、各課でも、やはりそういう協議をなされているとは思いますが、その協議がですよ、やはり1回で済んでいるのではないかと。やはり繰り返し、このことについては、質問の内容についてですよ、やはり協議を重ねて、ある程度の方針が出て、予算も伴うものもあるし、条例を変えるものもあるし、いろいろな形であると思うんですよ。その辺のことがなされていないから、やはり議員の方々は、同じ質問を二度も三度もする方もおられる、答えが出ないから。だから、その辺のことをですよ、やはり何かが狂っているのではないかと、やはり一般質問を重く見てない、軽く見ていると、そうではないかもしれませんが。やはり一般質問はですよ、議員の政治活動の一環なんですよ。皆さん何回も同じことを言われる方も、今回もまた後でも出ると思いますよ。やはり答えが出ないから、そういう質問をされる。そうじゃないですか、やはりですよ、質問というのはですよ、議員の政治活動、この質問があってですよ、やはり良いこともあります。市長、でしょう。ふるさと納税でも質問をして、あなたは何と言いましたか。行政が過激になってはいけないということで、今は20億円のふるさと納税を見込んでいて、いろいろな予算に肉付けされておられるでしょう。その辺をやはりいいところは、自分がしたような仕事で、他の関係ないようなことはうちよけというような形に見えてくるんですよ、その市長の思いはどうですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

議員の方々から様々な形で一般質問がされるということでございます。それは、それこそまさしく地方自治における行政執行の両輪というような言われる内容じゃないかなというふうに捉えているところでございます。ただ、その中で実現可能なものについては、検討して取り組みたいと、実現できないものについては、それは少し時間のかかる話ですねとか、予算的なものが措置できませんとか。そしてまた、別な形での執行というようなことになろうかというふうには思うところでございます。

そのようなことで、ただ検討事項ということで、お答えした件につきましては、しっかりと進捗管理をして、その結論が出るまで協議を重ねているということでございますので、そのことについて途中経過をお知らせしなかったということについては、誠に申し訳なく思うところでございますが、今後は議員の皆様方がその進捗について、しっかりと把握できるような形をお見せ

したいというふうに思うところでございます。

○17番（東 宏二君） 今後の方針は出たようでございますが、私が9月議会にですね、もう私のことしか言いませんので、旧ごみ捨て場の土壌調査をしてくださいと、シロアリがきてますよと、周辺の家ですね。そしたら、市長、12月補正で、すぐさま調査をするというような答弁もされておられます。このことも、私の方にも帰ってきていません。どういう何をやられたのか、補正予算にも12月でもあがってきておりません、何もあがってきておりません。あなたが12月議会で、すぐさま予算を補正をとって、このことについては、取り組むということも言われておるんですよ。このことも、市長は、すぐさま補正でも組んで土壌調査をやりますよというような答弁でございました。ここは本会議場ですよ、私とあなたと二人で外で話したことでございませぬ。ちゃんと議事録にも載っております。その辺の捉え方ですよ、その辺どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この旧志布志町のごみ処分場周辺で、シロアリの被害が出ていることをでの御質問があったところでございます。昨年の9月議会であったところでございます。

土壌調査や害虫調査をすべきでないかということでありまして、この中でシロアリ調査につきましては、専門業者の指導を受けた上で費用を伴う調査が必要であれば、平成28年度当初予算か補正予算で計上したいという答弁をしたところでございます。

このことにつきまして、10月に業者の指導をいただき、大きな切り株や記念碑周辺の樹木も調べていただきました。その時には、シロアリの痕跡はなかったということでございます。

そして、調査の結果ではないが、シロアリはいないと思われる現状であるが、確実に確認するとするならば、松などのくいを設置して一、二年様子を見て、シロアリがつかなければ大丈夫であろうというアドバイスをいただいたところでございます。そのようなことから、11月に場内の10か所に松のくいを設置しまして、確認調査を現在続けているところでございまして、このことにつきましては、予算措置が必要でない事項でございましたので、今回は予算は計上していないところでございます。

○17番（東 宏二君） 私は、土壌調査を一般質問したんですよ。やっぱり土の中に巣をつくっているんですよ。そのことについては、市長も今言われたように、やっぱり住民の方々に危害を加えるのであれば、すぐさまそういうことで、今はくいを打って2年ばっかい、シロアリがくれば調査を2年ですよ。その間にですよ、発生しているんですよ。だからこれは緊急課題と市長も多分思われたと思うんですよ。だから、その辺で予算を組んでということ、取り組んで、今、松の木をくいを打って2年ばっかいすれば、この松にシロアリがこなければもういないというような考え方、子供だましですがね、それは。誰でもそういう考え、一番いいのはダンボールをやってダンボールを積み上げてやっておけば、すぐシロアリはきますよ、どこでも。そういう経験はございませんか。シロアリはダンボールが一番好きなんですよ、松よりも、一番柔らかい。やっぱりそういう形の中でもですよ、そういう調査を私はお願いはしてませんでした。土壌調査をお願いするというようなことで、そのこともやはり執行部のミスといえ、ミスですよ。

そのことに対しても答えも一つも返ってこない、松のくいを打ちましたので、ちょっと待ってくださいますか、そういうのも私には届いていない。だから、一般質問は、皆さんが二、三回しても答えが出ない。

次に、種子・屋久航路のことも、商工会とともに協議会を立ち上げて相談をしていく、どういうふうになっているかも一つも聞いていない。このことについても協議会が立ち上がったのか、商工会と協議をされたのか、全然きてない。その辺のことなんです。だから、私はこの一般質問をしてるんですよ、これみんなですよ。みんながそういう思いを持っておられて、執行部の怠慢と言えども、議会軽視と言えども、議会軽視になるかもしれませんが、そこまでは言いませんけれども、やはりですよ、普通なら私は目の色変えて怒るんですが、ちょっと市長の調子が元気がないということで、冷静に私は今日は一般質問をしていると思います。

だからですね、やはり一般質問をその場限りのような気がしてたまらんとですよ。そのことで、今、私が言いました、その2点。課長さんも大変かもしれませんが、このことについて、どういうふうに取り組み、場内でどういうふうに協議されたのか、種子島・屋久島の高速船の問題、このことについて、ちょっとお聞かせ願いたい。

○議長（岩根賢二君） 時間がかかるんですか。

[東宏二君「答弁準備のため休憩でいいですよ」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

○

午前10時28分 休憩

午前10時39分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○市長（本田修一君） 会議を中断させてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。

ただいま議員の御指摘の件につきまして、確認をいたしましたところ、私の方で今後、会長さんと相談させていただきながら立ち上げが必要かどうかということについて検討させていただきたいというような答弁をしております。

このような答弁をしておりましたが、その後この内容について、会長さんの方とは相談はできてないところでした。誠に申し訳ございませんでした。

このことにつきまして、そしてまた、最終処分場につきましての答弁につきまして、補足して担当課長に答弁させますので、よろしく申し上げます。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 大変申し訳ありませんでした。一般質問後の処理の仕方に職員同士で認識のズレがありまして、継続事項であるにもかかわらず、取り扱いのズレによりまして、市長答弁の商工会等々と協議させていただくということにもかかわらず、協議ができておりませんでした。そのことを踏まえ、早速この点についても、商工会長さん方と協議をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ありませんでした。

○市民環境課長（西川順一君） 土壤調査の件につきましては、平成27年8月から何度も、10回程度ですけれども、現地を確認しながら、どのような調査ができるか、検討してきたところでございます。

当初は、浸出水が採取できないか試みたところでもございましたが、浸出水の確認はできなかったところでございました。そのため、庁内で協議をした結果、旧志布志町のごみ処分場は閉鎖から30年以上経過をしていることから、土壤も安定しており、周辺住民に地下水汚染の影響が考えにくいことや、漁業への影響も見受けられないことから、当面は現状を保存しながらモニタリングを継続していくという結論に達したところでございました。

なお、私自身、こういう公の一般質問あるいは議会に出たような質問に対しましては、公の場できちんと返していく、その結論が出たものにつきましては、条例あるいは予算あるいは規則の改定などを行ってやってきたつもりでございます。ただ、昨日もありましたとおり、そういう進捗状況を質問をされた議員の方に、こういう進捗状況ですというようなことについては、していなかったところでございます。

今後は先ほど市長が申したとおり、しっかりと、特に質問をされた議員の方には進捗状況をしっかりと報告していきたいと思っております。

終わります。

○17番（東 宏二君） 市長に一般質問を通告して、市長から答弁をいただく。その答弁書は各課で作成されて、市長に渡されて、市長はそれを読まれるということ。それと、やはり課長が、やはりそういう担当課の課がですよ、その把握をして、やはり課長会なり、いろいろなことがあると思うんです。その中で協議をされると思うんですよ。それがやっぱり怠慢であったからこういうことになってしまう。だから、実際ですよ、立ち上げることも、私が今日言わなければ、このことは、もうずっと忘れて立ち上げどころじゃなかったですよ、多分そうだと思いますよ。やはり、これは精査してですね、答弁書を出された課がですよ、課長さんが責任をもって、係長が出すのか、課長補佐が作成するのか、それは分かりません。市長も忙しい身でございます。今日は市長をかばいます。市長も忙しい身でございます。やはり担当課があるわけでございますので、そのことも、市長にもやっぱり報告、報・連・相（ほうれんそう）ということがある。報告・連絡・相談と、やはりそれに至っていないから、怠っているから、こういうことになると思います。だから、こういう二度も三度も一般質問をする議員の方々もおられる。今後は、そういうことでは、今度報告、中間報告とか、いろいろするというところでございますが、このめどというか、方針的なものを協議をしてどのぐらいの月数で大体の方針が見えてくるのか。企画政策課の方でも、そういうのをちゃんとやられると思っていますので、やっているということを信じて、私は今質問していますので、どのぐらいのスパン、6か月か1年ぐらいかかるのか、なかには2年かかるものもあるかもしれませんが、普通のやつだったらどのぐらいで、一般質問の中でですよ、予算が伴わなくて、こういういろいろな協議会を立ち上げるとか、いろいろなものが出てくるとは思います。その辺の協議をされてどのぐらいで、そういうめどがつくのか。その辺のめど的な

もの、難しいかもしれませんが、やはりそういう目標を持ってやらないと、だらだらだらだらなって、いつまでたっても、そういう事案の解決に至っていないわけですので、その辺の考え方はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の発言のとおり、一般質問につきましては、それぞれの担当の方で課内で協議して答弁書を作成し、そして、私とヒアリングをしながら本会議に臨むわけでございます。そのような中で、様々な事案につきまして、今後検討する、というような事項につきましては、しっかりとまた、その担当の課の方で捉えて、総務の方に報告しまして、企画政策課の方で取りまとめをして進捗管理をするということにしているところでございます。その処理についての期間がどれくらいかということにつきましては、案件が様々でございますので、いつどれくらいかかるということについては、一概に言えないということでございますので、それぞれの案件については、また先程来お話ししますように、途中経過について、あとどれくらい、今ここのまできているというようなことの報告は、御質問された議員の方々には、特にするように努めてまいりたいと思います。

○17番（東 宏二君） 一般質問を提出するときに、各課の質問の担当課の係長さんとか、いろいろな方々が聞き取り調査をされます。我々も素直に応じております。こういうことをするんだよと、ということは、議員の方々質問する内容は、もう把握されていて、それが問題、いろいろな事案解決に当たってもですよ、時間がかかって中間報告も無い。課長会でもそういう議題が出るのか出ないのか分かりませんが、課長会では、どういう一般質問の取り扱いについて、どのような協議をされておられるんですか、課長会では。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長会においては、連絡事項、伝達事項、あるいは報告等もあるわけですが、議会において一般質問の中で継続事業という継続の内容になっているものについての報告はされていないところでございます。

そのようなことで、改めて議会が開催される前には、課長会等でその内容についての報告があれば、このようなことにならないのかなというふうに考えておりましたので、今回の何名かの議員の皆さん方の御質問を受けながら、そのような形での改善策というものをとろうということにしたところでございます。

○17番（東 宏二君） 課長会では、そういう議論になってないということでございます。やはりですよ、ここにおられる方は、みんな幹部の方ですね。本当に市長をはじめ、副市長をはじめ、総務課長、財政課長、いっぱい委員会も教育長もおられますが、やはりその中で関連する課も出てくるのではないかと思います。関連する課、農政課であっても、いろんな予算的なものも財政課の課長さんがおられますので、そういう中で話をしたりとか、いろいろな中ですよ話をされて、やはり横のつながりができてないような気がしてたまらんとですよ。我が課は我が課と、昔は旧町時代は課が壁が高くてですね、その課は関係ないよ、こっちはこっちだよというようなこ

ともございましたけれども、今は取っばらって、今は「おーい」と声を掛ければ、「課長」と言えば隣の課長も、すぐ返事できるような体制ができていますよ、やはり、そこら辺はですよ、やっぱり横のつながりができてないから、こういうことになるのではないかと私は思っています。

だから、課長さん方が二、三十人おられるわけですので、その中で意見をいっぱい持っておられる方もおられると思います、良い意見を。やはり一人の意見じゃなくて、10人おれば良い答えが出てくる。そういうことは企業にとっても一緒なんです。だから家族会議をしても、子供が非行に走った場合、どげんすればよいかいと、親一人で悩むんじゃなくて、家族全体でやっぱり家族会議をしたりとか、こうすればいいんじゃないかと、いろいろなことが出るんです。

今後ですよ、そういう形ですよ、やはり横のつながりをもって、やはり行政の執行に当たっていただければ、一般質問も今40人ぐらい、2年に40回ぐらい、年に4回ございますので、10人ぐらいの方々が一般質問をされている。そういう横のつながりができてくるとですよ、一般質問も少しは減ってくるのではないかと、私はそう思うんです。だからですよ、そういうことをやはり場内で協議して、今後そういう協議を取り組む考えはございますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

課長会においては、先ほども言いましたように、報告あるいは協議事項もございます。そのような中で、この議会の中で出た案件についての協議、あるいは進捗管理というものについては、やってなかったところがございます。

横の連携が必要だということにつきましては、私も常々そのことについては、課長会では話をしているところがございます。特に課長さんにおいては、様々な部署を経験されてきておられますので、そのことについては、現在の状況ではなく経験から来る助言もできるのではないかなというふうには、いつも考えているところがございますが、それぞれの課長さんにおいて、それぞれの部署の内容が濃いということで、なかなか現実的には、そのような助言・提言というものは出てきていない状況でございます。

今後、課長会において、この議会においての継続事業について、継続内容について取りまとめて、議会が開催される前に課長会に諮るということでしたと思いますので、そのことで、また別な形での助言等が別な担当でない課長から出てくるのではないかと、また、その発言を促したいというふうには思います。

○17番（東 宏二君） そういう横のつながりをもって今後やっていくということでございます。

ここにおられる方々は、30年以上行政に携わって、市長も有明町長1期、そして今、志布志の市長を10年、十四、五年の行政経験でございます。ここにおられる方は、30年以上の経験者でございます。いろいろなノウハウを持っておられると思います。だから、あなたが課長に任命したと私は思っております。だから、やはり横のつながりは、大事にもっていかないといけないと思っております。

それと決まったこと、28年度までにグラウンド・ゴルフ場も整備するというので、このこと

についても、12月議会で補正が150万円出ただけで、当初予算も出ていないわけです。このことについても、私の方から教育長と生涯学習課長との話をしたところでもございました。その辺で市長は、今度サッカー場の人工芝を張るといような調査予算を上げておられます。冗談で言われたか知りませんが、この前の駅伝の時に人工芝でグラウンド・ゴルフをすれば、ホールインワンがどんどん出て良かると、そういうわけじゃないんですよ。やっぱりそういう考え方、市長が28年度に作って今度も過疎計画の中でいっぱい出ています。事業等がですよ。その中で、市長がこの本会議の中で、28年度に完成を目標として予算計上をするようなことを言っておられます。このことも教育長、生涯学習課長とも話したら、12月の話では28年度、ちょっと遅れるかもしれないねという話で、私も了解を取ったわけでもございますが、その辺でもですよ、やはり自分が言ったことは責任をもって、経済状況も変わるとは言われましたけれども、やはりそういうことで、ふるさと納税の基金もある、いろいろな形ですよ、そういう事業もやっていかないとはいけないうちでございまして、ハードもいい、ソフト事業もいいというように、両方の予算配分をしていただかないとですよ。

そういうことで、市長は、そのサッカー場のことと、グラウンド・ゴルフ場を一つにして考えておられますが、このことについては、私は協会の方々とも話をしてみたら、これは無理だということでもございますので、その考え方はどうしますか、私が今言ったことについて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階では、グラウンド・ゴルフ場につきましては、12月に測量設計の予算を可決していただいております、測量設計を実施しているところでございます。今年度中には、この設計図ができてくるんじゃないかなというふうに思っております。

ということで、その予算どおり、今の段階では進んでいるということでもございます。人工芝のサッカー場につきましては、まだ構想の段階でございまして、どのような形で進めればいいのかということについても、まだ見えていない段階でございまして。ただ、この前も議員ともお話をさせていただきましたように、もしそれが整合性がとれれば予算も無駄な予算を使わなくて済むというような観点から、どうでしょうかというようなお話もさせていただいたところでございます。

今協会の方々のお話では、人工芝でグラウンド・ゴルフは無理だというようなことのお話のようでもございますので、そのことは、しっかりと受け止めながら、グラウンド・ゴルフ場の整備については、取り組んでまいりたいと思っております。

○17番（東 宏二君） 市長もそういう経費的なものも削減できるのではないかと、一つ作れば両方ができるのではないかと、これも大事なことです。ですけれども、それは無理なことでもございますので、それは認識をしっかりとください。私が言うばかりじゃない、行政の方々、課長さんたちを責めるわけではないんですけども、良いこともあるんですよ。

この9月にですね、枇榔島を一般質問しました。浮き桟橋をとということでございました。対応は早かったです、本当に。私の船で職員の方々やメーカーの方を乗せて、船に乗船させていただいて、枇榔島の船着場のどの辺がいいだろうかと、係長はじめ担当課、その方々と私



の船で調査をしました。こういう良いこともあるんですよ、本当に。やはりそういうのをすれば、自分でも、ああいつき取り組んでくれるんだなという課もあります。皆さんもそうしたいと思っておられますが、やはりそういうことに気がつかずに、やはり怠慢的なことだろうということであると思うんですよ。

だから、そういうこともすぐさま対応してくれる課もあるし、協議してない課もある。いろいろ忙しい、ふるさと納税とか、いろいろなもので忙しかっただろうと思いますけれども、やはり今後はですよ、そういうことの無いように、今答弁でも出ましたが、やはり横の連携を取りながら、すぐさまですね、報告できるものは、議員の方々に、まず報告して了解をしていただければ、議員の方も同じ質問は2回も3回もされませんので、そのことは約束をしていただければと思いますけれども、その辺、今後の取り組み方を、市長の考えをお願いします。

**○市長（本田修一君）** いろんな案件が生じるわけですが、ここで一般質問を受けて検討すると、調査するといったこともそうですが、普通の日常の中でも様々な案件が生じる場所がございます。しかし、その場合には、直ちに現場を確認しなさいということを私は、いつも言っているところでございまして、まず現場に走って行って、そしてまた、現場でない、その関連する人に話を聞くということに努めるということについて、いつもそのような形での指導をしているところでございます。

今まで議論をいただきまして、更に、そのことについては、議員の方々には細やかに、そして綿密にすべきだなどというふうに改めて感じたところでございます。一部の職員においては、とても議員さんは本当に怖い存在で、なかなか寄りつけないというようなところもあったりしますので、そういったことは無いと、しっかりと対応を重ねていけば、きちんと接していただける。そしてまた、それが志布志市発展のためにつながるということになろうかと思っておりますので、改めて、そのことにつきましては職員の方で、すぐさま対応するように、そしてまた、議員の方々にすぐさま報告するよということに達したいと思っております。

**○17番（東 宏二君）** 議員が怖いと言われる。何も怖くないような感じで答弁をされていますので、今「怖い」と言われましたけれども、怖い存在であるということを確認しながらですね、怖いというのではなくしてですよ、やはり市民の負託を受けて、ここに立っているんだということを確認して、答弁をして、その答弁の中の責任はもっていただきたい。

それと通告してないんですけども、教育長にグラウンド・ゴルフのことを聞いていいですか、議長。通告はしてなかったもんだから、教育長には。

**○議長（岩根賢二君）** 一般質問のその後の経過ということですね。

**○17番（東 宏二君）** はい、この関連の中で、グラウンド・ゴルフ場のことを言いましたので、ちょっといいですか。

**○議長（岩根賢二君）** はい、特に許可します。

**○17番（東 宏二君）** 今市長が取り組むということでございました。教育長、私も生涯学習課長とも話をしましたが、大体今後の見通しが出ておれば、お知らせをしてくださればと思ってお

ります。

○教育長（和田幸一郎君） グラウンド・ゴルフ場の整備につきましては、私どもが26年度に作りましたスポーツ振興計画の中で、それぞれの地域に応じたスポーツ施設を充実していくということで、現在も有明の野球場のブルペンも完成しておりますし、松山の方のテニスコートの増設も今年度中にできると。残された課題として、この志布志の方のグラウンド・ゴルフ場の整備ということがございます。

このことにつきましては、今年度中に3月25日をめどに、大体測量設計が終わりますので、そのことを基に予算がどれぐらいかかるのか、あるいは管理等、駐車場の問題、いろんなことがたくさん出てくると思いますので、そこら辺を精査しながら、28年度また市長部局の方とも相談をしながら、市長の方も28年度をめどにというようなことで答弁しておりますので、なるべくそういうことで早めに計画が実施できるように、私の方も考えております。

以上でございます。

○17番（東 宏二君） ありがとうございます。

市長の方も、そういう答弁をされてました。私どもも、やはり大会ごとに、「まだできんとか」「まだなの」という声が出ていますので、市長も約束を破らない人だと、私は信じていますので、今言ったように教育部局と、やはり横のつながりをしながら、そういう計画が、スポーツ計画があるわけでございますので、その中で共有しながら取り組んで、早いうちにですよ、我々も一歩下がって体育館東側と言っておりましたが、やはり工業団地の所が塩漬けになっておりましたので、利活用をするということで一歩引いて我々は話をしているわけでございますので、そのことについては、市長もう一回グラウンド・ゴルフ場のことでいいですが、やはりその取り組みの意欲的なものが、また大会がございまして、市長はこう言っておられましたよということもお知らせをしないといけませんので、もう一回答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の議会において、議長と副議長が新たに選任されまして、どちらもグラウンド・ゴルフ協会のトップツリー、ナンバーツリーというような方々がなられておりますので、本当にそういう意味で言えば、市民の皆さん方の期待も大きいのかなというふうに思っているところでございます。

先ほど教育長が3月25日ということで答弁いたしましたので、それまでに設計図が上がってまいります。その後、また内容を見ながら事業費等の見積り、そしてまた、それを財政的に裏付ける財源というものも見いだしながら進めてまいりたいと思います。

○17番（東 宏二君） はい、分かりました。

今課長さんたちにも、ちょっと不可解な気持ちになられたかもしれませんが、今後はですよ、やはり行政と議員は一体というような形で、まちづくりをしていくんだということで、やはりしっかりと横の連携を取りながら、我々も協力できることは協力していくわけでございますので、その辺はやはりお互いに認識しながら信頼関係をしっかりと持っていかなければいけないと思っておりますので、今度からは、やはり皆さんが一般質問をした報告ができるようであれば

早めに報告をしながら、もし報告が遅れるようであれば、もう少し待ってくださいと、今協議中ですよという形で、お知らせしていただければと思っておりますので、そのことについては、これで終わりたいと思います。

次に、安心・安全のまちづくりについてですが、最近全国的に考えられない事件、事故などが多発しています。その中で、防犯カメラ等で事件、事故など、解決のきっかけになるのが多く報道されております。

市長は、子育て日本一を掲げておられます。子供の登下校時の安全、高齢者の見守りなど、安心できるまちづくりや災害に備え、防犯カメラなどを設置して、事件、事故の少ないまちづくりに取り組む考えはないか、お尋ねいたします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

防犯カメラの設置につきましては、近年犯罪発生の際に、その情報が活用された事例があるということで、被疑者の検挙への有力な証拠となる場合や、一定の抑止力につながるということが予想される場所があります。

しかしながら、一方では防犯カメラの設置がプライバシーを侵害するとして争われた判例もあり、設置に際しては、プライバシーの保護など、その運用に配慮する必要がある場所がございます。

現在、市では防犯用の監視カメラは設置してない場所がございますが、不法投棄抑制の観点から市内に不法投棄監視カメラを5台設置し、その他には、防災用の監視カメラを設置しております。

また、防犯という観点からいきますと、民間におきまして、大型店舗や24時営業しているコンビニエンスストアの入り口付近、店舗内、そしてまた、マンションの入り口やエレベーターの中にもカメラの設置が見受けられる場所がございます。

今後、県内の設置や適切な運用の事例もあるようございますので、それらの状況を確認しながら、志布志警察署、志布志地区防犯協会等の関係機関や地域の皆様とも協議をしながら、防犯カメラの必要性の検討とあわせて、犯罪発生の未然防止活動の充実を図ってまいりたいと考えます。

**○17番（東 宏二君）** 今、不法投棄の監視カメラがあるのは承知しております。

今、国分は27年度に市の補助と国の補助で17台設置しておる状況でございます。

それと伊佐市が警察署と協定、どこも協定を組んでおられます。この監視カメラ、伊佐市も今年の1月18日に警察との協定を結んでおられます。

また、近いところでございますと、南大隅町が1月26日に南日本新聞に掲載されておりますが、9台ほど設置がされている。この設置した中で、いろいろな形で子供の見守り、高齢者の方々、この頃は認知症がすごく多いような病気もございまして、徘徊（はいかい）に対応できる事例も載っておりました。徘徊された方が無事見つかったと。本市でもですよ、そういう徘徊で防災無線の中で、いつもどこの誰々さんが行方不明になりましたよとか、いろんな形で放送がされてお

ります。このカメラはプライバシーとかじゃなくして、やはり使う決まりごとをちゃんとすればですよ、本当を言えば事件、事故が無い方がいいんですよ。ですけれども、今の時代、この時代、今テレビ報道なんかで見るとですよ、もう本当に我々が小さい頃、20年ぐらい前の事件とするとですよ、質も悪くなっております。やはりそういう事件がきっかけとか、交通安全の対策、いろいろな形でこれはできると思うんですよ。やはりこのことについてはですよ、市長も安心・安全なまちづくりを今回施政方針の中で、「安全で安心なまちづくりを推進するために、引き続き市民の生命・身体、または財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の発生防止及び災害の未然防止などに向けた取り組みを進める」ということで、施政方針の中でもうたっておられます。このことについて市長、こういうことも市長も言われているんですが、そういう事例もあるんですが、今私が言いました事例も、今度また肝付町も、この防犯カメラを設置されるということですが、これは早く取り組んだ方がいいのではないかと私は思うんですが、市長の考え方はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、1年から1年半ほど前に、ある方に防犯カメラを設置したいということで、市の方で何か対応はできないかと、補助できないかというような話は聞いたところでございますが、その話は、そのまま立ち消えになっているようでございます。

ということで、そのことを通り会等で取り込まれるということであつたら、何らかの形で援助したいなというふうには思っていたところでございます。

犯罪が本当に無ければ、本当に有り難いということでございますけれども、現段階でも犯罪が絶えることはないということではあります。しかしながら、近年犯罪の発生件数は減ってきているということでございますので、だんだん治安が保たれる、治安が良いまちになってきているのかなということでは実感しているところでございます。そのような中でも、やはりまだございますので、抑止策として防犯カメラの設置というものについての必要性は感じておりますので、警察、あるいは私自身は防犯協会の会長という立場でございますので、会員の皆さん方とも話し合いをしながら、このことについては協議を進めてまいりたいと思います。

○17番（東 宏二君） 南大隅町なんかは、フェリーが着く、ああいう所にも監視カメラ、また志布志は大きな港を持っておられる。今後また、バルク港の計画も進んでまいるということで報告を受けているわけでございますが、やはり今、外国から貨物船に乗って、中国系の方々やら、その方々が、前は自転車の盗難が多かったとか、その方々がそういう形で持っていかれるような話も聞いている。100が100そういうことじゃないと思うんですが、そういう中で、やはり安心・安全のまちづくり、カメラを設置して安心・安全なまちづくりができるから、無くてもできるよと言ってしまえば終わりですけれども、やはり事件解決、いろいろな子供の交通事故等の原因等、長野でありました高速バスの転落事故、あれもスピードを出してカーブを曲がり切れなかったという、こういう防犯カメラの一つの原因究明もできていますよね。

その辺は市長も認識されていると思いますが、いろいろな形で老人の見守り、交通、交差点な

んかで危険度の高いところであれば、事故が起きた時に、どういう状況で事故が起きたのか、また事故防止のきっかけにもつながると思うんですが、その辺、やはり早めに取り組んでいく方が私はいいと思うのですが、市長も本当は警察からもお願いを、この新聞を見るとですよ、警察と協定を組んで、警察の方からもカメラを設置してもらえませんかというようなこともお願いが行政にあるということも書いてあります。今の時期は、ちょうど警察の方々の異動時期になって、もう所長も今度転勤されるような形でございますので、やはりそのことがおっくうになって、次の別な市に行かれるということで、いろいろな形で転勤の時期になっているんですが、3月11日には異動の発表があるようなことも聞いているんですが、この取り組みですよ、やはり市長、やっぱり防犯協会の会長をされているわけですので、このことについて子供の見守りやら、年寄りの見守り、いろいろな形で活用ができると思うんですが、このことについて、もう一回答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど私がある方というお話を申し上げたのは、繁華街の方でございます。それもまた、しなきゃいけないだろうなというふうに思います。そしてまた、国際港湾を控えておりますので、そちらの方の観点からも対応しなきゃいけない。あるいは認知症の方に対しても、また何らかの形で対応しなきゃいけないということになるかと思えます。様々な案件、協議しなければならない事項がたくさんあるようでございますので、警察ともまた防犯協会の会員の皆様方とも話し合いを進めて対応してまいりたいと思えます。

○17番（東 宏二君） 安いもんで、私、南大隅町の町長が遠縁になるもんですから、ちょっと聞いてみました。どのぐらいかかりました、新聞も読んで見たんですけれども、5年リースです。5年間でリースで9機付けて970万円、5年間で、1台が5年で107万7,000円ぐらいだと、計算したらですよ。こういうことで、メンテナンスからリースまでしていただいて、大変効果が出ているということで、お話をさせていただきました。

1台、月にすれば21万円ちょっとというような形です。だから、そういう大きな経費じゃないわけです。どういうシステムか分かりませんが、ちゃんと映像のルールをちゃんと決めて、やはりちゃんと総務課なら総務課が鍵を持って、もし事故が起きたときには、警察の立ち会いのもとで監視カメラの映像を見るとか、いろいろな形であるわけでございまして。5年で9機付けて970万円、志布志市も合併をして、松山、志布志、有明もございまして、このぐらいかなというような考えもあるんですが。それと市長も今言われたように事件、事故が志布志は少ないと。しかし、志布志も繁華街を持っているわけでございまして、コザコザなけんとか、警察に分からないようなことも起きているようでございまして、やはり、そういう形で全然ボックスの中に、小さいCDか何か入れてやれば、ちょっと私も分かりませんが、専門じゃないから。そうすると、2週間ぐらいで、その映像が消えたりして、事故の時には、また改めて繰り返して撮影をするような形になっているということでございまして、その辺、この金額としての市長の予算的なものですよ、5年間で9機付けて970万円ということで、1台108万円ぐらいというような

ことをございましたので、このことを聞いてどう思われますか、予算的なことを。

○市長（本田修一君） リースで5年で970万円ということで、ちょっと高いのか安いのか、見当がつかないなというようなふうに思ったところが実感でございます。

○17番（東 宏二君） 伊佐市の南日本新聞に掲載されておられまして、警察署と映像の提供の協定を組んでおられるということで、南日本新聞にも掲載されております。

今言われたように、安いか高いかは、市長もまだ初めて聞かれたということで、即答に答えが出るとは思いませんけれども、やはりすぐさまですよ、署長も異動になるかならんか分かりませんが、やはり、その中で警察と協議をしながらですよ、未然防止ということで、子供の見守り、安心、子供が下校したり、通学したりするときの安全な交通安全の一環。それと、先ほども市長も言われた高齢者の見守りなど。安心してまちづくりをしていくというようなことも施政方針の中で市長も言われておられますので、すぐさま警察、3月が異動時期でございますので、その辺を考えながら早急に、このことについて取り組む考えがありますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県内でも、また県全体でも犯罪の発生が減っているというデータがございます。

そして、県内でも43市町村のうち30番目に少ないまちということでございまして、またこれは、今お話があるような防犯カメラを設置することによって、更に低減すれば本当に有り難い話だというふうには思っています。

予算措置をするとすれば、どれぐらいかかるのかということについて、まだ計算されておられませんので、そういったものを含めて取り組みをしたいと思えます。

○17番（東 宏二君） 取り組みをしたいと思えますということでございましたので、総務課が担当だと思いますので、先ほど言ったように、中間報告等を忘れずに報告をしていただければ、また同じことが繰り返されますので、ぜひこのことについては、市長の今の答弁は取り組むというような形でございましたので、よろしく、その辺はちゃんと把握して、課長も今度定年になりますので、次の補佐あたりにも、おつなぎしていただければと思っております。このことについては終わります。

次に、公共事業についてですが、県や市の公共事業も年々減少しているわけでございます。地元業者も大変だと聞いているわけでございますが、二、三年前から都城志布志道路や東九州道路建設事業が多く発注され、地元業者もこの工事に携わっている業者もありますが、地元業者は発注額の3分の1ぐらいと聞いております。あと四、五年で高速道路も完成するのではないかと思われますが、市長、今後地元業者に発注量を増やす手立てをしないとイケないと私は思うんですが、市長、中央機関の部署に足を運び、地元業者の工事量が多くなるよう、汗をかく考えはございませんか、お聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城志布志道路の平成26年度では、42工区が発注されまして、市内業者は24工区を受注されております。

27年度では、現在まで32工区が発注されまして、市内の業者は20工区を受注しております。東九州自動車道では、平成26年度、27年度で2工区2業者が受注しているだけでございます。

今後の見通しにつきましては、都城志布志道路の有明道路工区の平成29年度供用予定を発表している関係で、工事発注が増えるというふうに思われます。市内業者の受注機会が増える可能性がございます。

そして、東九州自動車道では、現在橋梁工事、BOX工事が主に発注されております。平成28年度についても同じ傾向でございます。

国土交通省の場合、総合評価方式によりまして、一般競争入札でございます。これまでの工事実績というものが重要になるということで、市内業者が多数受注できる状況ではないということでございます。

関係機関への私の取り組みでございますが、取り組みとしましては、昨年8月に大隅地域振興局と大隅河川国道事務所へ、分割発注と地元業者の受注機会拡大の要望をいたしたところでございます。

その他にも曾於地区土木協会で要望したり、大隅地域振興局長や大隅河川国道事務所長とは、直接面談する折に、その都度要望しているところでございます。

ということで、折あるごとにそのような要望活動はしているということでございます。

**○17番（東 宏二君）** 要望活動は、近くの大隅振興局とか、いろいろな中で活動をされているということでございます。

県の事業もだんだん減少し、今回は普通建設費で本市も27年度は、31億円あったのが、今回は25億円弱の減少になっている状況でございます。18.2のマイナス、この予算書を見るとですね、こっだけ5億円からという公共事業が減ってる、県も多分減ってくると思います。だから、その中ですよ、やはり地元業者が今はしのぎを削っているのではないかと感じております。Aクラスの業者も少なくなりました。だから私はですよ、市長が中央部局、東京、この前はアメリカに行ってお茶のトップセールスをされてこられました。本当に良いことだと思っております。このことについても、ここから鹿児島の方から大臣も出ております。また立派な参議院の方もおられますし、やはり、その中でそういう市長のトップセールス、やはり業者が行っても、このことに話には付いてこないと思うんです。やはりこれは、市長の一番大事なトップセールスに私は思えるんですね。これは建設課長やら建設協会ができている会長などと共に同行をして、中央部局、関係部局に話をし、また大臣とか、そういう地元選出の代議士に、そういう要望活動をするのも、やはり市長の仕事ではないかと思うんですが、あと四、五年で東九州も都城も完成するのではないかと思われるんです。今がチャンスなんですよ。今、地元の方が仕事をもらわないですよ、あとは仕事は無いと思うんですね、年々市の予算も減ってくると思うんですが、やはりそのことを中央部局に足を運んでいただいて、市長の政治力で何とか地元業者の育成にもつながるし、また、地元の方々が仕事が増えていけば、市税もおのずから出てくるわけでございますので、これもやはり一つの営業だと私は思っているんですね。その辺の考え方はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の発注する公共工事で減になったということにつきましては、学校の耐震化工事が一段落したと、今後は長寿命化に向けての工事に切り替わるということで、若干工事額が減少した関係で、そのようなことになっているところでございます。

都城志布志道路においては、平成27年度の事業費の予算額が前年度に比較しまして、半減されたところございました。そのことで、私自身は非常に危機感を持ちまして、その後、何回も何回もことについては、中央省庁には当然でございますが、県の方にも、そしてまた、大隅河川国道事務所、そしてまた、関係国会議員の方々にも強く要望を申し上げてきたところでございます。

今回改めて、平成27年度の補正予算が発表されまして、13億5,000万円ほど付いたということでございまして、今後このことについての発注が県の方からされたところがございます。これにつきましては、多くの市内の業者が受注できたということにつきましては、本当にうれしい限りでございます。

今議員のお話のように、この公共事業を支える建設業者の方々は、本当に長い間この地域を支えていただいている。そしてまた、そういった業界のみならず地域でも様々な形で地域づくりに貢献していただいているということがございますので、今後もこの方々がしっかりと事業展開ができるような形をとっていただきたいということで、予算獲得については、特に力を入れて要望活動をしているところでございます。

○17番（東 宏二君） 要望活動はされて、補正予算でも地元業者に仕事が回ってきたというようにもおっしゃいます。

27年度と28年度の高速道路の予算、都城志布志道路はどれだけ付いて、地元業者がどれだけの発注を受けているのか。それと東九州自動車道の27年と28年の予算で、地元業者がどのぐらいの発注額を受けているのか、分かっていればお示しをしていただければと思っております。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

まだ28年度は、今はまだ予算成立しないものですから、まだ発表になってないですけど、27年度分について分かっている範囲で、お答えいたします。

27年度は、先ほど市長の方もありました補正予算も13億5,000万円ほど付いておりますので、都城志布志道路で32件の20件の受注があったところでございます。

〔東宏二君「金額は」と呼ぶ〕

○建設課長（中迫哲郎君） 金額が市内の業者が受注しているのが8億9,902万4,000円ということで、全体では15億9,286万5,000円ということで、56%を市内の業者が受注しているところがございます。

27年度の東九州自動車道でございますが、発注額が13件のうち15億8,750万円ほど発注されておりますが、市内の業者は27年度は取れてないという状況でございます。

以上です。

○17番（東 宏二君） 都城志布志道路は意外と地元業者が発注を受けておられるということで



ございますが、この東九州自動車道、都城志布志道路よりも早く開通するのではないかというような予想もあったわけですが、この中で15億8,000万なにかがしが、地元業者が1社も入っていないということでございます。やはり市長、都城志布志道路は、県の事業で言えば受けておられるのもあるということで、地元業者が入っているということを数字で分かるんですが、この東九州自動車道ですよ、せつかく16億円近いお金があるのに、まだ今後どんどん出てきて、市内の中でですよ、この工事は出ているわけですので、市外へ抜ければ大崎町にも鹿屋市にも、いやもうこれは我が家業者にやっどというような考え方になってくると思います。だから、今地元業者が受注量を、少しでも受注をしていかないですよ、もう全然、せつかく志布志を通って鹿屋の方に向けていく道路ができていますよ、その四、五年の間にもう終わってしまう。今度は、志布志日南線ができるかもしれませんけれども、もういつのことか、まだ今、調査区間でやっていますから工事に入るのはいつか分かりませんので、やはり今ですよ、やっていかないといけないと思うんですよ。

そこで今市内に、この業者が、どのぐらい都城志布志道路に参加されて、また志布志市にどのぐらいの建設業者が今あるのか分かっておれば教えていただきたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

市内の都城志布志道路等の業者、取れる業者と申しますか、Aクラス、丸Bクラスが12社ございます。

東九州の方は、Cクラス、Dクラスということでございますが、Cクラスが5社ございます。あとはDクラスということになります。

〔東宏二君「それと市内の業者、全体で、A B C D合計で何社あるのか」と呼ぶ〕

○財務課長（西山裕行君） 平成27年度の土木一式で見たときに、61社というふうになっております。

○17番（東 宏二君） 今61社ということでございますが、ランク別で分かっておれば、お示しを願いたい。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

土木でいきますと、Aクラスが6社、Bクラスが16社、Cクラスが11社、Dクラスが28社となります。

○17番（東 宏二君） 61社ということで、A、B、丸Bで大体半分近くの業者があるということでございます。

このことについては、やはり共同体、どこの工事の現場を見ても共同体、ベンチャーを組んで高速道路等とか、いろいろな形で事業をされておられるわけですが、志布志市の業者で共同体で事業に取り組む工区があるんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） お答えいたします。

東九州自動車道などの工事につきましては、ベンチャーを組んで参入ということが可能ということで、例えば、Dクラスでも、DクラスとDクラスが合わさってCクラスに参入ということは

可能ということではありますが、今のところ、このことについて、ベンチャーを組んでいるところは、過去はありましたが、今現在は無いということ聞いております。

○17番（東 宏二君） 市長、ベンチャーを組むと、二つの塊が一つになって、工法も多くなって、受注量も大きくなるんですね。だから東九州自動車道も、一つも事業が地元業者に発注されていないと、もったいないことですね。だから私が言うように、やはり政治力でですよ、中央部局、関係部局にですよ、市長が顔を出して政治力を生かして、やはり志布志の業者に発注ができるような予算確保も私は必要だと思います。もうあと四、五年で終わると思うんですよ。今仕事が無いとですよ、どんどんもう仕事の下火になって、県、市も先ほど言いましたが、そういう予算確保ができない状況になるというのは、もう分かっております。その辺、私が最初に言ったように、市長、東京に出向いて志布志の業者のために汗をかいてくる考えはないかということ聞いておりますので、その辺の考え方は、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ジョイントベンチャーにつきましては、今課長が申しましたように、現在、組んだ形で受注はされていないということでございまして、多分それは、工事量が総体的に減っているから、単独の会社で、他の会社まで面倒みられないというようなことになってるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、今お話がありましたように、この志布志の地域において、今後、公共工事というのは、どのような形になるかというのを考えたときに、東九州自動車道においては、志布志までに多分5年以内には供用がされるんじゃないかなというふうに期待しているところでございます。

また、都城志布志道路においても、平成29年、あと2年なのですが、有明東のインターまで来るということになっております。

ということで、まだその先の路線が今後も工事発注があるということであろうかと思えます。そしてまた、先日発表がありましたように、東九州自動車道については、志布志インターから夏井インターまでの区間が、今後事業化されるということの発表になろうかというふうに思っていますので、これも多分10年ぐらいかかる話なのかなというふうに思っています。

そして昨日、この議会の中でもお話がありましたように、志布志港の国際バルク戦略港の整備が始まるということになれば、多分これも10年以上かかる話かなというふうに思っております。

ということで、本市に関して、本市を取り巻く公共事業の予想としましては、まだまだ発注がされる環境にあるということではないかなというふうに思っています。

しかしながら、発注がされても地元の業者が受注できなければ、意味がないというようなことになりますので、そのことについては、先ほども申しましたように、関係省庁、国土交通省の方にも要望活動を重ね、そしてまた、特に国会議員の先生方にお力をいただくよう、要望活動は重ねてきているところでございます。

○17番（東 宏二君） 先の見通しまで言われましたけれども、港湾は特殊な事業で、なかなか地元の業者が受注するのは難しいんですね。旧志布志町の町長が波消しブロックだけは地元の業

者に作らせんかというようなことで、お願いをして、今、波消しブロックは地元の業者が100%とは言いませんけれども、手がけておられるわけございまして、この港湾は、私はあてにならないと思っております。いちばん大事なことは、この東九州自動車道がですよ、今、一丁田の上の所にもくいが打ってあって、大体路線が決定をされて、今見るとですよ、まだ工事には入っていないわけございしますが、やはり今市長が言われるように、関係国土交通省とか国会議員の方々をお願いをしていただいて、やっぱり市長のトップセールスをしていって、地元の業者の育成を図っていくのが、私は大事だと思っております。市長もそうだと思っておりますが、そのことを1回行ったから、もうよかろうと、じゃなくて、やはり営業というのは足を運んでいくらなんです。こらひっくじもんじゃというぐらい行けばですね、何とかせんないかんというようなこともあり得ますので、そのことについてですよ、今何回ぐらい、そういう東京あたりに、国土交通省とか足を運ばれたんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この道路整備については、それぞれの路線で整備促進のための協議会がつくられております。その協議会で関連する団体と一緒にあって、要望活動をしているところでございます。

都城志布志道路においては、年3回から4回行っております。

そしてまた、東九州自動車道においても同じぐらいの回数、そしてまた、志布志から串間・日南においても、別な団体でございますので、これも3回から4回、そしてまた、港においても同じような回数で行っていると、そしてまた、畑かんの方もございます。

ということで、私自身は何でこんなに何回も行かないかんたろかいというようなふう思うぐらい、議会が閉会中の時期には、もうしょっちゅう行っているというようなことございまして。

その折に、この地域の置かれている環境、そしてまた、今後、志布志港を中心とする発展の可能性を秘めた地域ということをアピールしながら、一日も早い全線開通をお願いしたいということの要望はしているところでございます。

○17番（東 宏二君） いろいろな協議会の中で、東京には何回も足を運んでいると、県にも足を運んで、もう数えきれないぐらい足を運んでいるということで認識はするんですが、やはり地元の業者もですよ、たまには一緒に同行して、協議会も必要だと思います。志布志市独自の要望活動も大事じゃないかと、建設課長も一回同行してみてもいいし、また、協議会の中で建設協議会ができます、その会長でも副会長でもいいですがね。そういうやる気のあるような方々と要望活動に行くということも私は大事だと思っております。

だから、せつかくのこの志布志の領地を通るわけですがね、領地と言うといかんけど、志布志市内を通るわけですので、やはりその中で少しは限らせてくださいよと、お仕事を、そういうような形で足を運ばれば、人間分かると思いますので、担当者の方もですよ。そういうことで、今後ですよ、建設課長なり、また建設協議会の会長さんやら副会長さん、役員の方、誰か同行していただいて、その要望活動も、やっぱりその業者さんたちにですよ、見せるのも大事だと思うんですよ。やはり、私は一生懸命しているんだよというような形も見せていかないと、おいげん

市長は何をしちょっとやろかい、ないも仕事は回っこんがというようなことも、たまには聞くことがあるんですよ。

やはり、それが分かってないから、市長は一生懸命やってるんだけど、ほかの方々につながをしてないから、私が何回も行って、そういう要望活動をしてますよというの、まだ分からない方々も多いと思うんですよ。だから、そういう協議会の中の志布志の建設協議会の中で、そういう方々と一緒に足を運んでいく考えはございませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年、平成27年度においても、26年度もそうでしたが、業界の方々が市でも、ふるさと協議会というのを立ち上げておられますので、その方々と一緒に大隅河川国道事務所、そして県庁には要望活動に行っております。

まだ数字の回数を重ねたいということであれば、私自身は一緒になって、また要望活動はしてまいりたいと思っております。

○17番（東 宏二君） 市長のトップセールス、お茶も本当にいいことでした。今後、拡大すればいいと思います。

また、地元の建設業者の方々にも仕事が少しでも回ってくるような要望活動、これは必要なのは市長も認識されておられます。これはよう分かりますけれども、やはり行って何か収穫を持ってこないといけないと思いますので、いろいろな角度の要望活動をしていけば出てくると思います。

今日は3点について、いろいろ質問をしてみました。1項目がちょっと長くなりましたけれども、私の思いもございしますが、ここにおられる議員の方々も同じような気持ちで一般質問の回答なりを待っておられますので、過去に一般質問された内容で解決、見通しがついたとか、いろいろなものがあると思います。そのことを直ちにですね、もう一回一般質問をされた方々の2年ぐらいでいいです。3年も4年も前のことは、もう分からんごなってるというのは分かっていますので、そういうことの説明なりを、ここにおられる一般質問をされた方々にお知らせをしていくのが行政の務めだと私は思いますので、ぜひそのことについては、皆様方も横の連携をとりながら、共有して、いい形で議会運営と行政が一つになって、まちづくりにまい進していくような形をとっていただければ、議会も協力する分も多くなると思いますので、その辺のことを最後に市長に聞いて終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめに、少し時間をとらせていただきまして、誠に申し訳ございませんでした。

本当に様々な案件、そしてまた、様々な形での検討事項ということがございますので、そのことについては、迅速・的確に取り組むということであろうかと思えます。

そしてまた、その結果をきちんと報告するということについても、まさしくそれが欠けていたということがございますので、今後においては、きちっとそのことも遵守できるような形の体制をとってまいりたいと思っております。

○17番（東 宏二君） 市長の今の答弁を期待して、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、東宏二君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、しばらく休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○

午前11時52分 休憩

午後0時59分 再開

○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番、小園義行君の一般質問を許可します。

○18番（小園義行君） 日本共産党の小園義行でございます。

「私の在任中に憲法改正を成し遂げたい」と、安倍総理大臣が国会の委員会で答弁をされました。憲法99条は、当然総理大臣も含めて、公務員等々に憲法尊重擁護の義務を課している。その憲法を守るべき立場の人が、堂々と国会の中でそういった改正をやるんだということでもあります。私たち日本は、法治国家でありまして、本来最高法規である憲法のもとで、いろいろな法律がつくられる、それを守っていくという、その大元のところを堂々と、そういう99条に反しておっしゃっている。そういう状況の中で、今、国会でいろんな審議がされておりますが、私たち、ここ志布志市においては、本田市長をはじめとして法令遵守、その立場でしっかりとやってもらいたいものだというふうに思います。

今回、4項目ほど通告をしました。まず政治姿勢ということについて質問をさせていただきます。

我が町が昨年まち・ひと・しごと ころろし創生戦略を策定をしました。これは合併後10年ということの中で、この10年間どうだったんだろうかということの中でいうと、国がそういったものを示して、昨年度作られたわけですが、その地方創生という言葉であります。

それに基づいて、それぞれの自治体が法に基づいて策定をされたわけですね。今、求められているのは地方創生、こういったことではなくて、私は地域の再生、この10年間の合併において、この志布志市がどういう状況になったのかということ、地域再生、それが大事だというふうにも思うところであります。

それは、この10年間を見てもみますと、大変松山町を例にとりますとですね、合併をしたことによって、そこにありました人口5,000、6,000の町の中で何十億という、その予算があつて、人がそこにあったわけですね。それが現在は人も半分になり、いろいろなものが消費をはじめとして減っております。

私は、そういった状況の中で、地方創生ということではなくて、地域内の経済の循環を大事にして、地域づくりを行っていく。そのための地域内のいわゆる投資をできる、そこをきちんと高めていくことが大事だなというふうに、この10年間の中で思ったところであります。先ほど旧松

山町を例に出しましたが、志布志町においてもしかりであります。まさに本庁が志布志から有明に移りました。松山町は総合支所から支所になり、人が半分になっていく。そういった状況の中で、地域の一番の主体であった役所が小さくなっていったと。そういうことが非常に、この10年間の中で雇用、消費が失われて建設業、これも先ほどありましたが、10年前は80社を超えていたという状況の中で、現在そういうことであります。

私たち、ここで10年間で本当に振り返って、我が町は国が示したまち・ひと・しごと創生、地方創生のもとで、国のそれに乗っかってやってきたことがどうだったのかということを含めて通して学んだはずであります。

さらに今回、国が示した、今言いました地方創生のこの中で、こういう全体の戦略を我が町は立てて進もうとしていますけれども、それでは、私自身は本当に、この町が再生をしていくことは大変なことじゃないのかなど。良い分も取り入れるのはいいですよ、そういう思いがあって、今回政治姿勢ということで、今通告をしました。思いは今話をしたようなところから始めてですね、本庁舎の在り方研究委員会の取り組み状況はどうですかということを含めて、この10年間の中で、ずっとこの問題を取り上げてきました。

皆さん方が感じておられるように、国が示したその創生戦略に基づいて、いろんなことを議論されていくんでしょう。その中で、私自身は冒頭、今申しましたいろいろなものの中で、地域内のここをどう再生させていくのかという思いで質問をずっと、この問題してきました。最初に庁舎等の在り方研究委員会のこの取り組み状況をお示しをしてください。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

12月議会定例会の一般質問で、「振り返りシートの集計ができ次第、その内容等を踏まえ協議し、研究委員会の中で、次のステップへ向けて研究したい」と答弁したところでございます。

その後、当初の振り返りシートの集計が終わったところでございますが、結果内容等を改めて精査しましたところ、振り返りシートの項目にある「その他意見」に関しては、非常に多くの意見が確認できたところであります。この振り返りシートの分析を図る上で、「その他意見」をそのまま列記するだけでは調査資料として活用するに不十分ということで判断しまして、現在「その他意見」を分析し、分析しやすくするために、追加項目を設けて再調査を実施しようとして準備しているところでございます。再調査後の集計が終わり次第、分析及び検証を行い、その結果をもとに研究委員会で多角的な議論を進めていきたいと考えているところでございます。

○18番（小園義行君） 更にアンケートといいますか、その追加項目をしてまたやっていると、12月議会以降、この研究委員会は、いつ開かれたんですか。

○市長（本田修一君） ただいま答弁いたしました振り返りシートの集計をし、検討をしたところでございます。

研究委員会につきましては、開催はしておりません。

○18番（小園義行君） 研究委員会を開いてないんですよね。12月議会でアンケートの集計を今やっていると、それを受けて、きちんとその後の対応をしていくという答弁だったんですけど

も、研究委員会も開かずにおいて、追加の項目をしてアンケートを更に取り替えて、どういうことですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

改めて、「その他意見」等につきまして、再調査をするということで準備しておりまして、3月24日の日に研究委員会を開催するという予定としております。

○18番（小園義行君） どんな追加項目ですか。

○市長（本田修一君） 今回追加して調査しようという項目につきましては、「その他の意見」を項目別に分けまして、合併後の本庁、支所における行政手続きサービスの利便性。それから、本庁が人口集中地区でないことによる影響の度合い。それから、3番目に防災及び港湾振興を考慮した場合の本庁舎の位置。4番目に新庁舎建設の四つに分類した調査というふうにしております。

○18番（小園義行君） では少し、最初のアンケートの中で「本庁舎の位置はどこがいいですか」という、当然それも入っていたと思います。このアンケートの集計の結果を公表するという気持ちはありませんかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま申しました振り返りシートにつきましては、内部資料ということで、現在の段階では、公表する考えはないところでございます。

○18番（小園義行君） じゃあ公開が難しいのであれば、その項目で、どこが一番、係長さん以上すごい数の方がおられるわけですけれども、どこが良いというふうなのが一番多かったんですか、端的に教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「本庁舎事務所の位置はどこが最適か」ということにつきましては、現在の本庁舎で「本庁の場所が良い」という回答が一番多いでした。その次に、「志布志地内に新築した方がいい」という回答が多かったところでございます。

○18番（小園義行君） 今議会で当局の答弁に対して議員が質問したのに対して、当局の答弁をどう検討したんだと、そういったことをちゃんと報告をしたらどうだということで、議会の側からきているわけですが、それはそれぞれの議員の考え方がありますよ。その立場で言ったらね、毎回答弁されましたね、先ほども、昨日も、ちゃんとやるって。それはそれぞれの議員の方の立場ですから、でもね、政策的なことでもね、今あなた方がアンケートを取ってみた、追加をやらないうまいよということになったんですよね。政策的にどういうふうな判断をしたんだろうと思うと、その追加のアンケートを取ったということで真意はよく分かりますよ、今答弁はそうだったけれども、じゃあそこでですね、その中身はそれぞれ検討されるんでしょう。

今回、全員協議会で地域包括支援センターを本庁に持ってくるという、そういうふうな組織の再編といいますかね、ありましたね。志布志支所からここに持ってくるまでの間に、どれだけの時間をかけて、そのことが住民にとっても、職員にとっても「良」というふうに至った大きな判断は何だったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域包括支援センターの新しい体制についての決断につきましては、現在の保健課の体制が全庁的に健康増進というような事業を推進する際に、推進するためには、地域包括支援センターと一体化した形で業務を遂行することが適当だと、望ましいというような結論になりまして、今回そのような組織の移動をするところでございます。

○18番（小園義行君） ぜんぜん答弁になってないですよ。そのことをいつ判断をして、庁内で議論をして、これが住民にとっても良いと、職員にとっても良いというような判断にいつから議論を始めて、その結論に至ったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域包括支援センターにつきましては、合併の時の経緯で、志布志支所の方に設置したところでございます。

本来ならば、その時から保健課の中に隣接した形であった方がよいということで、その後10年を経過したところでございますが、現在保健行政において、更に健康増進運動が必要ということになったところでございます。

ということで毎年毎年、そのことについては議論に上がってきたところではございますが、昨年来、多分年末ぐらいにかけてからだというふうに思いますが、更に健康増進運動、そしてまた、国保財政を健全化するためにどうするべきかということの協議の中で、具体的に地域包括支援センターを本所の方に設置して、機能を高めようと。そのことによって、保健師さんたちの業務が速やかになっていくと。そしてまた、そのことで結果的には市域全体の健康増進につながっていく、またはそれで医療費の低減にもつながっていくというような結論を持って、今回移動させようとするところでございます。

○18番（小園義行君） 最初から志布志支所に置いた方がよいという判断があったから、あそこに置かれたんでしょう。最初から今市長がおっしゃる、ここがいいんだったら、ここでよかったんですよ。なぜかといったら、実際にあなたたちがね、この過疎自立計画、計画ですよ、これ。「住み慣れた地域での生活」というところで、「地域包括支援センターの活用を推進し、地域ケアネットワークの整備を図ります」という、ここですね。これ一つ見ても、今まで10年間あそこにあったんですよ、相談に行ったりいろんなことがありましたね。保健師の人が出かけて行く、逆に今度は遠くなってですよ、相談に来るのに大変なことになる。保健師が志布志地域の人に出かけていくとした時も利用する人数は志布志町地域が一番多いと思うんですよ。それをわざわざね、住み慣れた所から離れた所にもっていくという、こういった議論を先ほど冒頭言いましたね、地域再生をどうやっていくのかと、この10年間で学んだじゃないですか、もう。そのことをね、逆のことをまたやろうとしている。そのことで本当にいいんですかと。実際に地域内の経済の循環としたときも、あそこにいる職員の人が、職員の人プラス嘱託職員の方は10名近くの方が今度またこっち来るんですよ。

そして住民は、今度は相談に行くとしたとき、高齢の方々できないときは、誰かを頼んで経済



は生まれますよね、ガソリン使ったり、いろんなことね。だけど、基本住み慣れた地域でね、今まで営々として職員の人々が築いてきた地域包括支援センターの在り方、そのものを僕は全く逆のことに変えていってしまうような気がしてならないんです。

だから、本庁がどこにあるのがいいのかということも含めて、今回あなた方がね、何か思いつきみたいだね、地域包括支援センターこっちにある、こういうね、議論をされたのではないかと思いますよ。

僕は、保健師の人をバラバラにしておくのはいけないとあって、ずっと合併の時から志布志町時代からも、ずっとそれは言ってきたんですよ。やっとなら、それはそういう方向になって良いことだかなと思うんですけど、ここ、この地域包括支援センターまでね、ここに持ってくるという、そのことの議論を本庁が向こうにいった方がいいのか、そのことも含めてね、地域包括支援センターをこっちへ持ってくるということの議論がね、本当に真剣にされてないというふうに僕は思うんです。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本庁の在り方につきましては、現在ここが本庁ということでございますので、この本庁の在り方は、今、始めにお話しましたように、場内でまず協議を深めまして、そしてまた、その後に市民にも参加していただきながら、協議をしていくということになろうかというふうに思います。

そのような中でございますので、今お話があるように、市役所の本庁を志布志の方に持って行って包括も含めた形で保健事業をするということについては、協議はしてないところでございます。

○18番（小園義行君） これね、現場を預かる保健師の人たちから見たらね、非常に僕は残念なことだかなと思っておられると思いますよ。いちばん身近におって、その人たちにいっぱいいろんな相談、相談事業を含めてやられてきた、そこが遠くにいくわけですからね。これね、本当に、ある日突然のように、本庁をこっちに持ってきてって、それは保健師を一つに集めるということが先にあって、地域包括支援センターはこっちに持ってこんといかんというふうになったのかもしれない。

明確な答弁されないからですよ、推測で言うしかないわけですけど。本当にね、これ、正直に地域包括支援センターをこっちへ持ってくるというのを、いつからそれを議論して、何という会議で議論して、そういうふうに議会に説明というふうになったんですか、時系列でちょっと教えてみて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたとおり、地域包括支援センターの在り方につきましては、言えば毎年毎年そのような形でいいのかというような協議はされていたというふうに思います。

そしてまた、そのことを具体的に移すということにつきましては、昨年の末だったと思いますが、更に、この保険財政が厳しくなってきたと、そして、そのことを受けて改良・改善するために、そして健康増進体制を推進するためには、いかにあるべきかという観点から担当の方に十分

協議をしてもらったところでございます。

そのような中で、今回改めて地域包括支援センターに在籍する保健師さん達も含めた形で保健行政を推進する体制が望ましいということになりまして、本庁舎の中で、そのような部署を設置する場所が確保できるかというようなことも検討をしまして、確保できる場所がございますので、そちらの方に移動しようということで、お話を申し上げているところでございます。

**○18番（小園義行君）** 問題のすり替えはいかんですよ、保険財政とね、本庁をどこにあるのか、どこに置いた方がいいのか。地域包括支援センターをこっちへ移すというのをたったね、1か月ちょっとの間で、そういう結論を出されているけど、この問題はね、10年間言ってますよ、個人的なことを言わせていただくと。座長がね、12月議会でこうおっしゃったんですよ、研究委員会の座長が「個人的なことを言わせてもらって大変申し訳ないんですけど、私は3月で退職です」っておっしゃったんですね。その研究委員会が、その後開かれてなくて、3月24日に開かれるんでしょう。そして、包括支援センターは年末からね、何かあって、ここになりましたって、僕たちから見たらね、一生懸命仕事をしていますよ、職員の人も含めて。そういう中でね、本当に真剣に議論されたのかなというのが、僕が非常にあの答弁を聞いて思ったところです。今聞いてみるとね、この間1回も研究委員会開かれてないんでしょう、これ。僕は、その時の質問で悠長なことは言ってられないでしょうということを質問をして、あの答弁がきたんですよ。市長、私は聞えないっておっしゃったから、座長さんに僕は聞いたんですよ。

だからね、本当にほら、まち・ひと・しごと

ころざし創生戦略を策定されてるんですよ。それに基づいて職員一丸となって良いまちづくりをするためにどうやるかという、それは僕は地域創生と思わないけれども、地域再生をどうやっていくのかという、そのことに対してね、全力でやっていかなきゃいけない、そういう中でね、議会の議員が質問をしたということは、住民が質問してるんですよ、声を届けてるんですから。そのことに対してね、この間1回もその研究委員会開かれてない中でね、追加のそういうものをやるとか、これはね、僕は少し真剣みが欠けていると。

そして、地域包括支援センターだけはいきなりね、こうですよという保険財政とのこととは別個の問題ですよ。本庁をどこに置いて地域再生の拠点にするのかという議論が真剣にされていけばね、そんなふうにならないと僕は思うんですよ。いいですよ、そういうことだからね。

じゃあ、そのアンケートを集計をされて、追加の項目を何かされると、それをやるということで、それを集計した中での方向性というのは、どんな議論になっていくんですか。

いや、市長は駄目ですよ、これ。座長がやるんでしょう、それ。市長は一切そこに関わらないとおっしゃってるんだから。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 今御質問のように、去年開催してから去年の12月以降開催できていなかったところでございますが、理由につきましては、先ほど市長が答弁いたしましたように集計・分析、その他に手間取りまして、そして新たに、今市長が申し上げましたように、その他の意見の中で非常に判断するに、今のままでは時期の不明瞭なものやら、いろんな意見が多数出

たものでございますので、このままではなかなか研究委員会の中で、これを皆さんの方にお示しして、次のステップに移れないということで、その他意見が出た項目等につきまして、更に細分化して、その時期等もある程度明らかにした上で、研究委員会の中で協議をして、次のステップへ進んだ方がいいんじゃないかという、そういう判断の中で、今回このようになったところでございます。

時期が遅れましたことについては、今申し上げましたみたいに、そういう集計等に手間取ってしまったということでございます。

**○18番（小園義行君）** さらに今回追加したアンケートで、職員の係長さん以上をして、それを集めて方向性としては、どういうふうなことになるんですか。アンケートを取りますよほらね、新しく追加されてね。その後の方向性としては、どうなっていくんですか、座長。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** その次の方向性につきましては、今回出ましたアンケートの集計結果をもとに、委員会で皆さん方の意見を伺いながら、先ほどちょこっと市長が一例を申し上げましたけれども、アンケートの中でも一番多かったのは、「本庁舎はこのままでいいんじゃないか」という意見もあったところでございます。その他、もろもろの調査をしておりますので、そういったことを総合的に判断しまして、じゃあ次どういうふうな形で進めばいいかということを経験委員会の中で検討していくことになるかと思っております。

**○18番（小園義行君）** じゃあ3月までもう時間がないんですけど、座長は今回で定年退職だということですのでね、ぜひこの次の座長さんが誰になるか分かりませんよ。方向性だけはきちんとした上で、次に引き継いでいって、こういう議論の方向で、これまでやってきて、新しい追加したアンケートも含めて、集計をした形で、こういうふうに議論をして欲しいという、座長としての思いをしっかりとした上で、次の人に引き継いでいてもらいたいものだ、そう思います。そういう立場でよろしいですか。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 総務課長として、座長というか、会長ではございますけれども、これは私個人の意見だけではなくて、委員会の委員の皆さんの意見を集約して進むことになるかと思っております。

したがって、これまでのこういうアンケートを取りまして集計をして、追加までして、した経緯等については、十分引き継ぎをした上で、じゃあこういった結果をもとに、次はどう進むべきかということは、また新しく委員会で引き続き継続してやることになるかと思っておりますので、その旨は十分引き継いでいきたいと思っております。

**○18番（小園義行君）** この件については、いろいろ意見も言いましたが、市長が早急に、この在り方研究委員会の方向性、結論を受けて、次の検討委員会に引き上げて、住民の皆さんの意見も聞けるような方向性でやっていきたいということでしたのでね。ぜひ任期中というのと、あと2年、悠長でいいのかなと思っておりますけれども、そういった立場で、ぜひこれは早急にね、前に進めていく。結論はここでいいというふうになるかもしれませんが、そういう方向性をして住民の皆さんの意見を聞くという、そこまで検討委員会まで早急に持っていくように、ぜひ指示をして

いただきたいものだというふうに思います。いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

研究委員会で今取りまとめをしているということでございますので、その結論を待って、次のステップに進みたいと思います。

○18番（小園義行君） 今回この本庁舎の問題等々、本当に時間がかかるんだなと思いながらですね、10年を振り返ってますよ。本当に志布志市をどうしたいの、このまちは、という思いとあわせて先ほど言いましたように、支所を抱えている旧松山町、志布志町地域含めてですね、本当にこの地域の経済の循環というのが非常に落ちているという思いがあって、この問題ずっとそれでいいのかなという思いがあって取り上げてきたところでした。ぜひですね、いい形でね、これしていかないと、本当にみんな一緒に沈んじゃうんじゃないかなという気がしてならんのです。そういった意味で、今市長がありましたように、早急にそういう検討委員会の方に格上げできるように指示をしていただければという答弁でありましたので、よく分かりました。

次に、市長の退職金についてお伺いをします。

市長は3期目の折り返しですよ、もう2年、私なんかもそうですけど、これまで2回ほど市長の退職金というものについて、考え方を聞いたところでした。

これまで市長の退職金については、2回して2回の中で答弁が変わってきたわけですけども、この退職金、これ前の資料ってなるといけませんので、現在仮に今市長が任期満了で迎えたときに、幾ら市長は退職金もらえるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

任期満了になると、1,662万円ということでございます。

○18番（小園義行君） 1,600万円からの4年間での退職金だということですね。私たち役所の職員もそうですけれども、私もNTTに長く仕事をさせていただきました。職員の皆さんもそうですけど、何十年かかってですね、40年近くして約2,000万円からの退職金だというふうに思うんですが、この市長、4年間で1,600万円という、この1期1期ですよ、それ当然だと思われるのか、高いと思われるのかですね、いかがですか、これ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

金額的に言えば高いのかなというふうには思うところでございますが、その答弁につきましては、前回もこのようなふうにお答えしたというふうに思っています。

しかしながら、今様々な状況等を勘案しますと、この数字については妥当な数字かなというふうにも思ったりします。

○18番（小園義行君） こうした問題というのは、全国の首長さんたちが経済の状況がよくない状況、そして住民の生活が大変な時にということで、それぞれの首長さんたちが思い切って退職金を引き下げたりですね、無くしたりされているわけですよ。この金額を見るときに、職員の皆さんも退職金は、ここ年々下がってきてですね、大変な総引下げでいいのかなというようなこともあるわけですが、住民の皆さんの視点からどうなんだろうというふうな思いが、私は大事だと

思うんですよ。

ちなみに市長が約80万円、80何万円ですかね、そういう報酬をいただかれて、年間ですと1,000万円を軽く超える報酬をもらっておられるわけです、給与をですね。

今回、私はこの市長の退職金、これについて廃止をするという、そういった立場に立っていないのですかと、これまでもしてきたんですが、二つお聞きします。この退職金、廃止をする考えはありませんかというのが一つですね。もしそれをやりたくないというのであれば、減額をしてやるという、そういったものも考えられんか、この住民の皆さんから見たときですよ、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、鹿児島県の市町村総合事務組合にも確認しながら考えているところでございますが、今後についても、いろんな動向や各自治体の動向を踏まえながら考えてまいりたいということでございまして、現段階で、そのような形でとられている自治体がないということでございますので、廃止ないしは減額ということについては、考えていないということでございます。

○18番（小園義行君） じゃあ条件がそろえば廃止をしてもよいという考え方ですね、そういうふうに理解していいですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

言いましたように、世論の動向や各自治体の動向というものを踏まえながら考えていくということでございます。現に、そういった自治体がどんどん出てくれば、やはりそういったことについては、真摯に考えなければならないというふうに思っています。

○18番（小園義行君） 他の自治体じゃなくて、本田市長としてどうなのかということを知っているんですよ、どうですか。

○市長（本田修一君） 私自身としましては、廃止ないしは減額というのは、考えないというところでございます。

○18番（小園義行君） 現時点ではそうですね。じゃあどこかの自治体でも、そこがそういう廃止したりするとしたときには、考えてみようということですね。条件が合えばそういうふうにするということですね。もう一回答弁してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

どこかそのような形でされるかどうかは、まだ分からないところでございますが、もしあったら考えるということにはしたいなというふうに思います。

しかし、それが一般的なものになっているのかどうかということも十分考えなければいけない内容じゃないかなというふうに思っています。

○18番（小園義行君） この問題についてですね、全国で首長さんたちがそうされていますよ。今、市長がおっしゃいましたね、「退職手当組合に入っているから」、これは前の答弁ですよ。そこに入っているから、志布志市だけそれをやるとね、組合の規約を変えないといけないとかね、

そういうことで、全ての加入自治体の総意による規約変更が必要であるという、そういうことでしたね。これ方法はあるんですよ。他のところがやったらやるというようなこともおっしゃいましたね、考えるということですね。

私が市長ならね、こうしますよ。私の任期中は、市長の退職金を受け取らないという条例をこの議会に出せばいいんですよ、それだけです。県の退職手当組合の規約をいじるとか、そういうことも一切しないでいいんですよ、ここで条例を可決すれば、手当組合は、どこにもやれないんですよ、あそこに基金として積んどくだけです。そして、それが一般の職員の人たちの、いわゆる今でも多分厳しいと思うんですよ、その基金がね。そういったものが積み上がっていけば一般の職員の人たちの退職手当、そういったものに積み立てられていくから、どこにも問題はなわけです。本当に、そこの首長が、ここの住民感情や、そういったものを考えて、きちんと立場をもって、このことに臨んでいるかどうかということなんですよ。条例を提案するだけでこれはできますよ。公選法にも一切触れません、これ。全国の自治体のそういう首長さんたちされているのは、そういうことです。そこの全体には迷惑かけないと、私の政治信条としてこうだと、それだけです。条例改正を出せばいいんですよ。おそらく隣の曾於市、五位塚市長が来年選挙ですよ、公約にしていますからね。何らかのアクションが起きると思います、そのことに対してね。当然そうしなくては住民と約束したんだからですよ、駄目でしょそれ。だから、条例改正をすれば、ここでもそれは、どこにも迷惑掛らずに退職金の廃止はできるということですよ、自分の任期中ですからね。そういう方法もあるんですけども、いかがですか。

**○市長（本田修一君）** 今、隣の曾於市のお話が出ましたが、曾於市がそういったふうになったら考えさせてもらうということでございます。

**○18番（小園義行君）** 現在のところ市長としては、この退職金は当然だと、4年間大変な仕事を責任を負っているということですのでね。でも今答弁がありましたように、それぞれの県内の自治体でも、そういう首長さんが出てこられるでしょう。その時は、今おっしゃったそういうことも含めて理解をします。

では、次にいきます。

駅舎等整備計画についてということで、通告は「基本計画の提案に至るまでの議論の在り方について問う」ということで、お願いをしたところでした。議会ですべて1回ほど全員協議会で説明があって、ついこの間、全協で報告、議案の上程の時も説明がありました。このですね、駅舎等整備計画、これは基本計画で今回も実施計画ということで、今回4,000万円近くの予算が出ているわけですが、ここに至るまでのですね、どういった議論がされて、ここに提案に至ったのかですね、ちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

志布志市は、平成18年の3町合併ということでございまして、その後、少子高齢化が進行いたしまして、事業者の数も従業員の数も減少しているということで、非常に地域の経済も衰退してきているということでございます。

こうしたことから、志布志市において魅力ある資源を有効活用しまして、地域一体となった観光振興を通じて産業振興や雇用創出、地域活性化に取り組むことが求められているところでございます。これを受けまして、平成23年度に策定されました志布志市観光振興計画の中で、観光客の立ち寄りを促す拠点づくりや仕掛けによりまして、観光客の滞在時間の増加や回遊性の向上を図る必要や、観光客の玄関口であるJR志布志駅やフェリーターミナル、各観光施設を結ぶ公共交通の便が悪く、誰もが利用しやすいものとなっていないところでございます。そのような課題があるということでございますので、そのために、市内の重点整備のエリアの一つとしまして、志布志中心市街地と港周辺が位置付けられているところでございます。

そして、この中で志布志駅を訪れる観光客等を迎える施設にふさわしい、おもてなしの玄関口として整備を推進するというふうにされているところでございます。このようなことから、平成25年度には、開催されました志の観光推進協議会の中で現地の視察協議を行い、イメージデザインを起こしております。

その後、平成26年度から開始しましたJR志布志駅舎整備総合計画の策定状況としましては、はじめに地域住民を中心として駅に対する思いや、駅の在り方、機能、運営方法など、トークサロンを開催いたしました。その中で提案された住民からの意見等をくみ取りながら、また、住民の交流の場や観光の拠点として機能させるために施設配置や、その内容、隣接空き地の利用計画などのプランの提案を受けたところでございます。そのプランをベースにしまして、駅の機能について調整してきたところでございます。

その一方、JR宮崎支社、JR鹿児島支社との事業調整、そして、民間バスの発着場所を1か所に集約するために、バス事業者、県警察、道路管理者と協議いたしまして、バス乗り入れが実現可能になったということから、そのことを受けながら施設配置及び外構の計画図がおおむね作成されたところで、議会の皆様方に御紹介したところでございます。

**○18番（小園義行君）** 今おっしゃった推進協議会というのは、こういった構成団体でされてるんですか。

あわせてね、そこで議論がされたでしょう、その中身も教えてくださいよ。これは人口が減少していく、そして一方高齢社会になっていく、この視点から、これだけ中身については4億2,000万円からのものだというような全協での説明だったんですが、そういう人口が減少していく、そして高齢社会になっていくという中で、この駅舎等、ここ駅舎の整備ですね、あわせてまちづくりの視点としての議論が推進協議会でどうされたのかと、先ほどもろもろおっしゃったんですけども、そこについてね、どれぐらい、これ真剣にされたんだろうかと、ちょっとお願いします。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

**○港湾商工課長（柴 昭一郎君）** 平成25年6月に志布志市志の観光推進協議会を開催いたしまして、その駅の在り方について、当初議論をされたところですよ。その組織は、協議会委員は16人以内で組織するということから、所掌事務につきましては、そういった観光振興計画に基づくアクションプランの選定、そして進行管理を行うこととしております。

メンバーにつきましては、特産品協会、商工会、そういった農協等を含め、各種団体から構成されているところでございます。

○18番（小園義行君） それぞれの団体を含めて、25年6月、何回も開かれたということじゃないですか。その中で、この事業というのは、観光がメインなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光振興計画の中で志の拠点ということで、にぎわいが生まれる拠点づくりというような観点から、観光を中心に考えようということにしているところでございます。

○18番（小園義行君） こういうのを受けて議会でも特別委員会の設置等々も何か考えられているようですので、少しちょっと中身をお願いしますね。

私を知り得ているところでは、このJRの本線ですね、これ県庁所在地を起点にしている路線は廃止をできないとか、そういう法律があるというようなふうに理解をしているんですけど、JR日南線ですのでね、宮崎市を起点ですよ、指宿線と言ったら鹿児島市を起点ですね、そういったものは、これから先もその法によって守られて、廃止をするということはないんでしょうね。

○企画政策課長（武石裕二君） JRについての質問でございますので、私の方でお答えさせていただきます。今、県庁所在地に通ずるとか、そこを起点とする路線については、うんぬんという法があるかということでありましたけれども、私どもJRの直接担当、宮崎総合事業部の方に、今確認をしたところでした。そういった県庁所在地についての路線については、そういう法律とか、そういった何かあるのかということ、私どももちょっと知り得ないことだったので、確認をしたところでしたけれども、そういったところについては、無いというようなことだったので。それと、このJR日南線について、要望活動の中でも私どもは毎回、毎年度廃止ということは無いようにということで強く要望もいたしております。

また、2月、先月でしたけれども、宮崎市、日南市、串間市、志布志、沿線の協議会も持っておりますので、そういった担当の課長の方で一堂に会して、直接宮崎事業本部の方に存続を含めての確認はしたところでございました。そういったことは無いというようなことの回答でございましたので。

○18番（小園義行君） 今の答弁は、そういった法律が無いですよということですよ、そういうことですね。

仮にね、海幸山幸ですよ、あれが途中で南郷までで止まっちゃって廃止ですよということになったら、これ本当に観光をメインにしてやるとしたときに、果たして意味があるのかねということになってしまう。だから、まちづくりとしては、そういったものも、きちんと担保されないですよ、これ4億幾ら金かけるんでしょう。そういったものが大丈夫なのという思いがあって、そこら辺のJRとしては、株式会社ですよ。僕もNTTに、前は電電公社です。NTTになってね、民間株式、株式会社になったら何が起きたと思いますか。誰もいなくなったじゃないですか、ほら、電話局も無いですよ。あなたも、市長もNTTにどうつながりますか、つなぐ方法分からないでしょう、苦情の言い方も。そういうことですよ、株式会社になったら、そういうことが起こ



り得ないとも限らないと心配をするから、その確認大丈夫でしょうねということです。

ということは、今企画政策課長の答弁だと、もう一回確認。

廃止をしないという法律は無いということだねと、僕の訂正、すみません。

○企画政策課長（武石裕二君）　そういう県庁所在地というところを起点とするか、そこを通過するとかというですね、路線が、例えば絶対廃止ということにはならないということの、何か法とかというのは、確認はできないと、無いんじゃないかというようなことで、私どもには、そういったことでの回答があったということでした。

路線の廃止につきましては、市長、その沿線の首長も当然なんですけれども、今回、株式上場をJR九州さんされますけれども、そういったところが一番心配ということもございますので、再度そういったことのないように確認は毎回のごとく連絡を取りながらもやっているということの状況ではございます。

○18番（小園義行君）　志布志町で大きくなった人間としたら、都城線、大隅線、古江線ですね、全部廃止になっていったんですよ、株式会社ですよ。当然そうなっていったら困るなという思いがあって、これだけの投資を考えられてるわけです。当然そこが担保された上でのものだろうと思っていましたけれども、今、私が冒頭言ったような、そういう決まりも無いし、法も無いということですので、いつか日南で止まってしまう、南郷で止まってしまうという可能性もあるということですよ、そのことについては、よく分かりました。でも、それが本来は無いということがないと、次に進みたくないわけですけども、今回、約4億2,000万円ということで、この財源の確保はいろんなものをやるということだったんですが、維持管理費、そういったもの等々も当然たくさんになるんだろうなと思うところです。運営主体もまだ考えてないということでしたのでね。これに対しての、これから先どういうふうにやっていくのかと、その運営をどうするか含めて、通告をしましたのでね、当局としては、いろんな議論がされたんでしょう。

そこについては、答弁ができなければしょうがないですよ、いかがですか。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

基本的には出店者から、高熱水費の負担や使用料の発生というものは考えているところでございますが、公共的な部分もございまして、維持管理費につきましても、そういったものも含めた形での維持管理費になろうかというふうに思います。現段階では、まだそのあたりにつきましては、明確に捉えていないところでございます。そしてまた、管理について、どのような形で管理形態をするかということについても、まだ定まってないところでございます。

○18番（小園義行君）　全てがこれからだと、実施設計を含めてですね、そういうことで、こういったものになるかということもまだよく分かってないということですので、それはそういう当局としては、提案するにあたっては、本来はちゃんとしたものがないと、議会としてこれは認められるのかねということにもなるわけですが、今のところは、そういうことだと答弁ですので、これでいいでしょう。

本来、こういったものが絵に描かれて出てくるときには、そういった先の見通し、そういった

ものについても、きちんと持って議会には提案をするべきだというふうに、本来は実施設計ですよこれ、そうでないと認められないじゃないですか。

そこでですね、今回これは観光面にとということで、先ほど市長答弁ありましたけれども、私は志布志町で、ずっと議員をさせていただいて、合併後、志布志市の議員ということです。その中で、あの周辺をしたときに、アピアがありますね、あそこも志布志町の時代に、すごいいろんな議論があって、あそこなったわけですよ。今回、駅舎をこれを造るとしたときに、アピアとの競合とか、いろんなことがあるでしょう、関係性とかですね。そういったもので、この株式会社まちづくり公社の筆頭株主は志布志市ですよ。今回、この過疎自立計画の推進では、少し入っていますけれども、オラレの、いわゆるその益金みたいなものだなというふうに、ここの過疎計画の中ではそうですね。この駅舎等を整備する、そのことでアピアとの関係性をどういうふうに議論がされて、この提案になったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駅周辺には商業施設としてのアピアがあるところでありまして。ここには現在20店舗が入居しております。市内でも集客施設の一つであることから、業種も医療、ディスカウント、食料品、酒類、雑貨類と多岐にわたっておりまして、それぞれの店舗での営業をしていただいているところでございます。

なお、志布志駅整備事業との連携という点では、市民を交えて討論を重ねる中で、アピアと駅の連携については、当然必要であり、お互いの集客という相乗効果によって活性化が高まっていく、また高めていく必要があるということで出されているところでございます。

アピアの方としましては、最近では市観光特産品協会のふるさと納税、出荷用の作業スペースなど、新たに2階フロアの貸し付けを行うなど、また店内に食事のできる店舗がないということから、新たな構想で、イートイン的な店舗構想も検討しているようでございます。

また、駅ができることで、新たな集客が発生いたします。この発生した部分をいかに吸収できるのか、そういったことの相談にもりながら、連携していきたいというふうに考えているところでございます。

○18番（小園義行君） あそこも法人は、最大努力されてですよ、決算を見てみましたけれども、なんとか黒字ですよ。そういった意味で、今回ここの駅舎の中で学童だとかですね、そういう食べる、そういう部分だとか、いろいろあると、あそことの競合というわけじゃないけれども、一緒になっていかないとですよ、株式会社まちづくり公社は、市長の頭の中では民間の法人だっ、そう思っておられるのかもしれませんが、筆頭株主は志布志市ですよ。そこがあそこで事業をされているわけですね、株式会社がね。そこに対しての支援というの、当然これだけの投資をね、駅前にやるというんだから、ないといかんというふうに思って、私自身もアピアができるときには、第三セクター方式は駄目だといって、反対もした設立の時からありました。でも議会がゴーと出した以上、志布志町の財産として、今はもう志布志市の財産として、それをどうにかやっっていかなきゃいけないというのが市長に課せられている大きな課題ですよ。そういっ

た意味で、この株式会社まちづくり公社への支援というのをね、具体的には何かお考えですか。これを造ることによって大変だねって、そっちはそっちで頑張って、そういう感覚でいいですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話があるように、まちづくり公社においては、筆頭株主が志布志市でございます。そして、私自身は会長という立場で毎回株主の総会、そしてまた、取締役会に参画いたしまして、その経営の進捗について確認をしながら、経営向上のためにいかにすべきかという議論をしているところでございます。

そのような中で、今は本当に安定的に黒字化できるようになったなというふうには思うところでございます。その段階に至るまで、様々な取り組みを私自身もそうですが、担当課も交えてアピアの支援はしてきたところでございます。当然そういった思いもありますので、今回駅舎づくりにつきましても、関連してこの駅前のにぎわい、そしてまた、志布志市の中心地にある観光施設というようなことになろうかと思っておりますので、それがアピアにも波及効果が出るような形の展開というものは常に頭に置きながら、また協議がなされる中でも、そのことについては、いつもお互いに認識し合うというようなことを確かめているところでございます。

そのようなことでございますので、アピアについても、またアピアのみならず、上町通りのことも考えながら、このことについては協議を重ねて、そして本当にみんなが納得できるような施設というものにしていきたいということをしているところでございます。

○18番（小園義行君） 仮にあそこが破たんしたとしたら、志布志市がどう責任とっていくのかということもあるわけですが、別な法人が志布志の一番メインのところを、ポンと土地から全部買い上げて開発をやりますよとやったら、志布志市のまちづくりとしては、もう全く手を出せないというような状況も考えられるんですね。仮にまちづくり公社が買い上げているあの土地、それをもちろん償還やってるわけですが、仮にそれを買上げるとしたら幾らぐらいの今価値があるんですかね。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 現在、アピアが駐車場として利用しております土地についてですが、まちづくり公社が独自に調査した平成27年における実勢価格におきましては、坪単価は7万1,700円という試算が出ているところでございます。

また、平成27年度における固定資産評価額によりますと、坪単価4万6,134円となっておりますのでございます。駐車場敷地の面積といたしましては、2,100坪でございますので、公社が独自に調査した金額で申し上げますと、約1億5,000万円となっておりますのでございます。

○18番（小園義行君） 今課長の方から答弁がありましたけれども、この駐車場部分で今そうですね、本体がありますね、そこをひっくるめて本体の部分は、法人のものですよね、そこを合わせてですよ、したら幾らになるんですか。

○議長（岩根賢二君） 答弁準備のため、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後2時09分 休憩

午後2時22分 再開



○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○港湾商工課長（柴 昭一郎君） 大変失礼いたしました。

建物込みの面積が4,477坪で、先ほど申しあげました公社が独自に調査した単価7万1,700円で乗じますと、3億2,100万円が価格となっているところであります。

○18番（小園義行君） 全体でしたときに3億2,000万円からということですね、今、駐車場分だと1億5,000万円ということであります。

実際、第三セクター方式でやられて始まったわけですが、最終的に設立発起人の人たち5名ほどおられるんですが、何かあったらですよ、その人が責任を負うということになるわけですね。でも、筆頭株主である志布志市がそこに参与している以上、これ始まってしまったからですね、今回この駅舎等の計画があり、志布志のまちづくりをするとしたときに、そこに誰かの手が入るとですよ、全然もう意味をなさなくなってしまうという思いがあって、ここのアピア、まちづくり公社に対しての支援というのを真剣に、これ考えんといかんのじゃないかと、今回これ提案をされるということがあって思ったところなんです。ぜひね、これ正直言って今駐車場部分と本体を含めて3億2,000万円、仮にですよ、この土地を買い上げて貸し付ける、そういった方法も一つの支援の在り方だと。そして、向こうの経営のそれを軽くしてあげるといいますかね。毎年我が市はですよ、例えば、大変申し訳ないんですけども、下水道管理会計ですね、ここに1億7,000万円から毎年入れてるんですよ。この土地を買い上げるというのは、自分達の町のメインのところを200億円のうち1回ですよ、ポンと買い上げて貸し付ける、ただじゃないよと、貸し付けていいわけですから。そういうことの方が、よっぽど、こういうまちづくりを提案されるにあたっては、そこまで考えた上での提案になってないと、言葉は悪いですけども、一方が成り立たないと。別な法人がきてそれをやっていく、まちづくりとしては、志布志市はこっちだよって、こうやるけれども、いかなんと、そういう思いが、ずっとあそこで大きくなって、この64歳まできた人間としたら思うわけですよ。200億円のうちの一部をそういう形で使う、毎年1億7,000万円から、ずっと特会に入れていく、1回きりですよ、これ買ってしまえば。そういうことが考えられてのこういった提案なのかなと思って。そういう意味で、そこに私はそういうことも一つの支援の在り方だねと思うものですから、会長としてですねというより、これは市長として、まちづくりの責任を持っている立場でいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まちづくり公社の取締役会等でも、そのような議論が出たりするところがあることでございます。

しかしながら、現況においては、毎年毎年益金を出しまして、償還金まで捻出できるというような極めて経営的には良い形になってきているところでございます。そのようなことでございま

すので、経営的に順調にいつているものについて、さらに私どもは、先ほども言いましたように観光特産品協会の倉庫等をまた設置してお借りするというようなことでもしております、支援というものについては、できうる限りやっぺいこうというような形で進めてきてるところでございます。

そして、先程来言いますように、駅舎づくりの中においても、このアピアと連携して関連付けられるような形での展開というものは頭に置きながら、協議を進めているところでございます。

○18番（小園義行君） まあ今おっしゃったように、ぜひアピアとは別よという、そういう形での、こういう提案というのにならないと思いますのでね、そこらは今おっしゃったような形で、かろうじて黒字決算ですよ、三百何十万ですね、あの決算を見るとね。これ本当に大変な努力の結果さうでしょう。今のやり方とオラレのそれをやっぺ、税金を逆にしているようなことになっているわけで、そこらについては、少し支援の在り方として、向こうの本体を軽くしてやるということも、共に成り立っていかなきゃいけないわけですから、そこについてはぜひ努力をしていただきたいと、答弁があったようにですね、それをやっぺいただきたいと思います。

次に、ふるさと納税について質問をしたいと思います。

来年度、20億円からの寄附を想定して事業が計画されているわけですが、1番議員、市ヶ谷さんともいろいろやり取りありましたね。私はこの200億円のうち、約1割は20億円がそういう特定寄附に入っている、そういった予算の組み方として、どうなんだろうねという思いがあつて。ある町は、これまで平成20年ぐらいから始まったんですが、1年に25万円ぐらいしかなかった寄附がですよ、40億円ぐらいになったところがあつたりするんですね。そうしたらですよ、その自治体としたら予算が倍になっちゃったわけですよ、大変なことじゃないですか、それは。我が町は20億円と想定されていますけれども、200億円のうちの20億円をこういうものだと、こういった予算の組み方としてどうなんですかということ市ヶ谷さんとのやり取りを聞いて少し思いはありましたけど、どうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

20億円という数字が予算立てとして適正かどうかということについては、議論をしたところでもございまして、それならば、20億円でないとするならば幾らが適当かということで、例えば今年、今現在で、もう7億円を超しているわけですが、7億円に近い数字にするのか、あるいは昨年並みに一步一步ずつ積み上げながら、2億円、あるいは5億円というような形で補正でやっぺいくのかというようなことも議論したところでもございまして。

そのような中で、私どもとしましては、市ヶ谷議員とお話の中でも申しましたように、実力としては、10億円あつたんじゃないかなというようなことを考えたところでもございまして。そのようなことで、その10億円という数字がふさわしいのかというふうにも思っぺはいたところでもございまして、その数字よりも、今年は更にこのふるさと納税については、様々な形でブームになっていくのではないかなと、そしてまた、私どものまちの関係者の方々も、このことについては、取り組みを深めて欲しいというような要望も強うございまして、そのことを受けて、20億円と

いう数字にしたところでございます。取りようによっては、かなり高いレベルになっているのかもしれませんが、目標とする数字ではあろうかなというふうには思うところでございます。

○18番（小園義行君） 市長の思いとしてはそうですね。市長のこれまでのずっと議会での答弁等々を聞いてましてね、私は、20年度に基金ができましたね、条例もできてですね。原点に戻ってですよ、ふるさと納税の理念というのは何だったんだって。ポータルサイトいろいろ取り出すと出てきますね。三つの大きな意義がありますよというふうに書いているんですが、市長、お分かりですよ。僕が言いますか、市長が言ってください。

○市長（本田修一君） 三つの大きな意義があるということで、第1番目に納税者が寄附先を選定できる、選択できる制度であるということで、選択するからこそ、その使われ方を考えるきっかけになる制度ではないかなということで、税に対する意識が高まり、納税の大切さが分かる貴重な機会になるということでございます。

2番目に、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域に、これから応援したい地域へも力になれる制度だということで、その地域の人を育て、自然を守る地方の環境を育む支援になるということでございます。

3番目に、自治体が国民に取り組みをアピールすることで、ふるさと納税を呼び掛け、自治体間の競争が進むということになるかと思います。それは選んでもらうにふさわしい地域の在り方を改めて考えるきっかけということにつながっていくということでございます。

○18番（小園義行君） 今市長がおっしゃったように、大きな三つの意義がありますよということで、基本はですよ、この納税者の志に応えられる施策の向上を、我が町はこれですよというふうに訴えて寄附を募るといいますかね、ふるさと納税に応えるという。そういった意味で考えたときに我が町のこのふるさと志基金条例、これだとですよ、全て施行規則、ここですね、第2条、ここで言うと四つ、観光、生活環境、福祉に関する事業、教育文化に関する事業、その他市長が必要と認める事業とあって、全てにこれはできますよね、我が町の全ての事業にできますね。そういった中で、今回1億2,000万円からのお金で新年度いろいろ事業をできるということで財源を充てているわけですが、仮に、それはたまたまあったからいいですよ、これまでね。それが仮に、今後消費税が上がったりいろんなことの中で、そういうふうにならない時は全体が沈んでいくわけですけども、ぜひ我が町は子育て支援日本一のまちを掲げていますね、それに特化すると悪いんですけど、我が町はこれですとあって、ほんならそういうまちだったら頑張ってやってよって寄附がくる。それに積極的に返礼品を出すというのも一つの方法でしょう。でも、そういうことでなくて、私たちが3・11が明日ですけども、いろんなことがあったとき寄附をいっぱいしましたね、返礼品を求めたって一つもないじゃないですか、我が町もですよ、全部そうです。

そういった意味で、このふるさと納税制度は、それがあればかりに、本当に東京一極集中と悪いけど、関東圏からたくさんくるわけですね、5件までは5自治体までできるとかですよ。言葉が悪いけど、お金を持っている方が、そのことによって所得税と地方住民税、それを控除してもらえると、お金持ちがこれをやるというようなことにつながっているなという、もち

ろん志布志市にとっては、特産品とか売れたりいろいろあるから、経済効果はあるんですよ。でも本来の、このふるさと納税の原点に立って我が町は、日本一の子育てをするまちですと、そのために使わせてもらいますからお願いしますという、そういったものが何か発信をすべきではないかなという気がするんですよ。

そういった意味で、私は、このふるさと納税制度が始まった時に、ああ良い制度だなと、正直思ったんですね。その視点はどういうことかといったら、やっぱり市長、住民の幸福度を上げていくという、そういう謙虚なものが私はあって、そういうまちならいいよって、寄附していただいて、お返しは我が町のこういう状況を見てくださいという、それが本来の在り方だったのではないかなと思うんですよ。そういうことに、もう一回返れというふうには市長も難しいかもしれないけれども、ここにですね。でも本来、そういったものではないのかなというふうに思っています。今までのやり方だと、かえってお金がまた東京に返っていくようなもんですよ。寄附はきたけれども、また向こうに返っていく、そういうことだなという気がして非常にならないですね。

前の日銀総裁は、こうおっしゃっていますよ、いろんな意味でね、回転ドア式だって、このことに関してという意味じゃないんですよ、ふるさと創生、そういったこともひっくるめてしたときに回転ドアをしてね、結局地方には蓄積しないと、そういう発信をされてますよ。僕もいい表現だなと正直思ったところでした。

だから、本来志布志市は日本一の子育て支援の施策をずっとやりますと、だから皆さん我が町を応援してって、そして、ここに住んでいる住民の幸福度を上げていきます。だから、寄附してくださいって、財源うちはありませんと、そういうことの発信の仕方によって変わっていくという考え方はいかがですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このふるさと納税制度につきましては、もう5年以上経過している事業ということで、最近こうして返礼品制度が盛んになってきたということでございます。

当初においては、私も今議員が申されるように、いわゆる篤志寄附でございますので、返礼をあてにされて寄附をされるわけではないというふうに思い、特段返礼品について力を入れるということではなかったところでした。

しかしながら、現在の段階においては、私どものまちのみならず、ほとんどの自治体において返礼品制度を設けて、そしてまた、そのことが地域の地場産業の活性化につながるということで、地場産品を返礼品として用いるんだというようなことを基本的なスタンスにしていますので、そのことでもって、地域の振興につながるというような流れで、全国的に今進んでいるところでございます。

そのようなことで、私どものまちでも7億円という本当に有り難い寄附をいただいて、事業が進展しているところでございますが、それでは、今お話がありましたように、その寄せられた寄附について、自主財源となった分については、どのような形で支出するのというところでござい

ます。そのことにつきましては、まだまだ議論が深まってない形で、今年度は御提案するところ  
でございますが、将来的には、将来的というか本当に近いうちになろうかと思いますが、今お話  
があるような形で、本市においては、このふるさと納税事業については力を注ぎたいというよう  
なことで、全国に向けて発信はしたいというふうに思っているところでございます。

**○18番（小園義行君）** 我が町のふるさと志基金条例施行規則は、先ほど言いましたように、全  
てに特化できる、全てに出せるというね、そういうこともいいでしょう。だけど基本は、何かう  
ちはこうですよという、そこがね、市長がいつも掲げられているじゃない、あいさつ日本一とか  
ね、子育て支援日本一、そういったものと、やっぱり関連、整合性を持ちながらやらないと、何  
でもするまちですっていう、これ特定寄附ですからね、だから、そういった意味では、そういう  
思いが私はあるわけです。もちろん、そのことによって、ここの特産品とか、そういったものを  
消費していただいて、ここにお金も落ちるとするのは、よく分かりますよ、そのことまでは否定  
はしないです。発信の仕方として今申し上げたところであってね、ぜひそういうことが本来望ま  
しいのかなという思いがあります。

仮に20億円来たとしましようね、12億円ちょっとが、いわゆる返礼品だとか、いろいろなもので  
ポータルサイトに6,000万円、7,000万円とかね、当然それは中央にお金はいくわけですけれども、  
どれぐらい、6億円ぐらい残りますか、基金に積まれるのは、これはあくまでも予測ですので、  
大体でいいですよ。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

6億円から7億円ぐらい残るということでございます。

**○18番（小園義行君）** 20億円で、今回の予算は、それぞれ当初予算見てみると、そういうこと  
かなと、7億円まではいくかなという感覚はありますけれども、そういう状況の中で基金に積ま  
れますね、そこまで集まればいいですよ。来年、29年度ですね、いろんな事業を計画される時に、  
この施行規則でやって、くるんだからダンってやっちゃうと、大変なことになっていくかなとい  
う思いがあって、そこら辺は財政のプロですのでね、きちんと対応していただきたいと思いま  
す。

ぜひ、私は本当にこの発信の仕方として、そういう特化したまちなんだねって、そうだったら  
ちょっと頑張ってやってやらないかというようなことがふるさと納税の本来の在り方だなと。逆  
に、志布志市からどれぐらい出ているんですかということも少し税務課の方で資料をいただきま  
した。ここに143万5,000円ほど出て、81万4,200円、市民税がね、これは言葉は悪いんですが減収  
になるわけですよ、ここですね。でも、これされているのを見るとですね、本当に志布志市から  
出ている、もちろん遠くもありますけど、額もそれぞれですよ、なんかね、ああいいところにさ  
れてるんだなと思って、本当にふるさと納税だねという、ここを見るとですね。近隣の、例えば  
隣の曾於市だったり、大崎町にされたりですよ、そういうことがあります。本当のふるさと納税  
なんだなって、志布志の住民の方ですね、そういう思いがあって、一方では、こういうこれがど  
んどん大きくなったらですよ、志布志市は、それだけ今度は逆にマイナスになっていくという側  
面もありますのでね、ぜひそこら辺の発信の仕方というのを先ほど市長が答弁、最後にありまし



たように、そういう対応ができるものであればという思いであります。これ否定しているわけじゃないですからね、そこを間違わないで。ぜひそういうことで良い形でふるさと納税が進んでいくように思います。

次に最後ですけれども、学校教育ということで、給食費の多子世帯への支援をどう検討されましたかということで通告をしました。

この問題も、それぞれ何回か前の坪田教育長の時からお願いをし、市長もそういう答弁ありますが、前回第3子からどうですかということで、金額も約700万円程度ですよという答弁もあったんですが、ここらについては、国が今議論してますね、政府が。その中でも給食費の無料化、そういったもの等々も議論されて、答申としては、そこに出てくるかどうか、おそらく出てくるのではないかと思うんですけれども、そういったものに先駆けて、各地方自治体が頑張ってるんだから、国もやれというような、そういうことも必要ではないかと思って、向こうがやるということになるまでは時間がかかりますので、そこらについての検討は全く今回の過疎計画等々を含めて、なかったのかですね、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

給食費の多子世帯への支援につきましては、昨年10月に策定しました志布志市まち・ひと・しごと ころざし創生戦略の基本目標の3、結婚、出産、子育て、健康、教育の子育て支援、多子世帯応援プロジェクトの中に、保育料の第3子無料化拡充や出産祝い金の拡充など、あわせて記載しております。

本戦略を策定する段階では、国の交付金の対象となるためには、総合戦略に位置付けられている必要があるということが国から示されておりましたので、地方創生に関して取り組むことで、効果が高いと思われる事業や取り組みについて検討すべき事業等については、全て総合戦略に組み込んだところでございます。

しかしながら、これらの事業を実施するために必要となる財源として期待しておりました国の新型交付金は、地方創生に資する全ての事業が採択されるわけではなく、先駆性のある取り組みなど先導的な事業が対象で、更には地域再生計画を策定し、国の認定を受けたものでなければ対象にならないとされているところでございます。このようなことを踏まえまして、教育委員会と協議を行いましたが、財源の捻出、確保については厳しい状況にあること。そして、市の子育て支援につきましては、高校生までの医療費無料化など、他自治体と総合的に比較しても充実している状況にあるということ判断しまして、新年度における多子世帯への給食費の支援につきましては、見送ったところでございます。

○教育長（和田幸一郎君） お答えします。

給食費の無料化につきましては、平成27年度から児童生徒の約2割が受給している就学援助の給食費を100%補助しているところでございます。昨年的一般質問を踏まえ、給食費の多子世帯への支援策につきましては、第3子以降の給食費の無料化ができないか、市長部局と協議を重ねてきたところでございます。

教育委員会としましては、子育て支援、多子世帯応援として第3子以降の給食費の無料化を図るため、多子世帯への給食費負担軽減の事業を提言し、市長部局と協議をしながら、地方創生総合戦略の中に盛り込んでいただきました。地方創生関連の交付金を見込んでの事業計画であります。国の交付金が不透明な状況であり、多子世帯への給食費支援につきましては、協議の結果、平成28年度の事業は見送ることとなったところでございます。

以上でございます。

○18番（小園義行君） 今回の地方交付金の中では財源としてはあれだなということで見送ったということです。でも、これ5年間でやりなさいということですよ、計画として、28年度はそうでしたと、でも次、29年度、30年度、5年間の中で、ここに新しく新規事業として乗せられたということは、そういったものも考えているというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） ただいま議員の御指摘のとおりでございます。

○18番（小園義行君） ということは、これから、この創生戦略の全体像の中で掲げて了とされているわけですよ、これですね。その間、一般財源でもね、そこにやってあげることが大事だと思って、私はこれ、昨年提案されてから見て、ああやるんだねと思って、別に今回またまた出てないから、国の動向はどうなんだろうと思ったら、そういうところで今議論されていますよ、国としてですよ。

でも一方、それまでの間、大変な状況があるのに、我が町は日本一の子育て支援のまちを目指しますということですね。それで、私も地方議員の共産党の会議とかあります。そこに行って、何で志布志は、こんなにそういうことがよくできてるんだということを聞かれます。例えば、18歳までの医療費の無料化、負担なしですよ、出水市、曾於市、志布志市、三つしかないです。県内ですね。それとか、いろんなことで、志布志市はよく頑張っているというのは、よく分かっていますよ。そういったことで、市長以下スタッフが、これだけ頑張っているんだということを含めて話をさせてもらいますけど、その中でも、更に一步進めてね、こういう全体の戦略の中に組み込んでいけるのであれば、一般財源を使ってでもね、第3子からでも始めようよということを今回なぜ言ったかということ、18歳までの医療費の無料化、これは約1億円ちょっとですよ、かかりますね。

そして、給食費全部したらもっと大変な額ですよ。でも第3子からどうだってなったときには、担当の課長が答弁したら700万幾らですよという、医療費の無料化をやるときに財源があればって、市長がおっしゃいましたので、特定扶養控除、年少扶養控除で幾らありますかって、6,400万円ほど増収になってますということでした。その一部を使ったら、中学校卒業までが高校までできますよということで、市長に質問したら、「新たな財源も確保できましたので」、という答弁をされたんです。18歳までの無料化が始まりましたね。市長の大きな、これは決断だったと思うんですよ。県内で先駆けて、それをやられた。その6,400万円のうち無料化に毎年それだけなっていくわけで、上限はありますよ。700万円ぐらいの財源といたら、その6,400万円のうちのね、一部使うとね、これ可能ですよ。そういった視点で子育て支援というのは、終わりがいいのかも

ないけれども、やっぱりそういう視点をもって、先ほど言いましたね、地域再生ですよと、住民の幸福度を上げるというのが行政の仕事ですよ。そのことの立場からしたときに一般財源を使っても、第3子からちゃんと負担を軽減していこうと、そして、たくさん子供がいるということは、地方交付税がその分だけ来るんですよ、我が町に。そこの相殺を考えたらですよ、何とかならんもんかなというのが僕の思いで今回提案しています。これとあわせて、全てを総合的に考えてですよ。

市長、住民の幸福度を上げる財源は、その一部は一般財源に入っているけれども、使ってやってあげるという、そういう立場に何か立てないかなという思いがあって質問したんですよ、いかがですか、もう一回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

18歳までの医療費の無料化につきましては、本当に大きな決断だったというふうに思っています。その前提としましては、財源というものもございしますが、そのことをすることによって、コンビニ受診的なものが発生しないのかという恐れがあったところでございます。

本市においては、この医療費において、国保においては、県内でも一番一人当たりの医療費が低いという水準が保たれておりましたので、そのことを市民の皆さん方にお知らせしながら、なるべく病気にかからないようにしてくださいということをいつもいつもお話をしまして、この事業の実施に取り組めたところでございます。

そのようなことで、幸い今のところコンビニ受診的なものは発生してなくて、更に一人当たりの医療費が急激に膨らむということは無いということでございまして、本当に事業としては取り組んで良かったなというふうに思っています。

そしてまた、ただいまお話があります給食費の問題につきましても、本当に、これは取り組みを深めたい事案でございまして。できれば市内の小中学生の給食費は無料にするぐらい頑張りたいなというふうには思っているところでございしますが、現段階では、今、国の事業との整合性があるということで、今回提案できなかつたところでございしますが、来年度以降についてはしっかりと、ふるさと納税という新しい財源は確保しますと、本当に新しい展開ができるのではないかなというふうに期待しておりますので、まずもって、そのような観点から、この事業についても、そしてまた、多分他の事業についても展開が開けてくるのではないかなというふうには思っているところでございます。

○18番（小園義行君） ぜひ教育委員会サイドとしても、市長部局にお願いをされたということですので、我が町の未来を背負っていく子供たちが、安心して学校で栄養のあるそういった給食を受けて、学習そういったものに取り組めるように頑張る要請はしていただきたいと。

市長部局としては、今市長がおっしゃったように、ここに掲げて来年度以降は、こうだということもありましたので、この給食費の多子世帯の無料化、これこの1年間取り上げないで、来年の当初予算まで見守っていきたいと思います。今答弁されましたのでね、ここに書いてあるとおりに努力をしてちゃんとやっていくという答弁もありましたので、そのことをもって、この問題

については、この1年間一般質問をすることはありません。報告もこないでいいですよ。ぜひですね、そういうふうにしてください。今の答弁をそのまましっかり受け止めて、私の一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

○  
午後2時54分 休憩

午後3時04分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○7番（平野栄作君） こんにちは、皆さんもお疲れのところだと思いますが、今日あと一人だと思っておりますが、最後までお付き合い方、よろしくお願いします。

真政志の会、所属しております平野です。よろしくお願いします。

毎回この震災関係については、取り上げてしているんですけども、3月については、特に思い入れが多くて、この災害関係については、ぜひ1回は質問をしておきたいと思っておりますので、今回も1項目だけに絞った形で質問をさせていただきたいと思っております。

明日で、ちょうど震災が起きてから5年目を迎えるということなんですけれども、今新聞テレビ等で、この経過等が逐次放送されておりますけれども、なかなか進展が見られない部分、その温度差というのが結構あるのかなと思っております。ちょうど23年の3月11日、思い起こせば産業建設常任委員会の委員会の途中、ちょうど休憩の時でした。議員控室に行った時に、テレビを見たら、あの震災があったと、その時は委員一同、そこに集まって、本当こういうことが現実に起こり得るのかというような非常なインパクトを持った、与えられたということが、今でも記憶から新しいところでありまして、頭から離れないところです。

災害で被災されて、まだ身元が不明の方々も、まだたくさんいらっしゃるんですけども、哀悼の意を捧げるとともに、これを今後の教訓として、我々は何を学ぶか、そして、これをどう生かしていくかというのが我々に課された大きな課題だと思っておりますので、それに向けて我々もまた一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それと、市長は日本一ということを特に進めていらっしゃるようです。震災についても補助金等も準備がされておりますが、私は、できたら「災害に対する意識の高いまち日本一」、そういうものもどこかで生かしていただければ有り難いのかなというふうに、個人的には思っているところです。

本市におきましては、数年来にわたりまして、地震・津波訓練という形で訓練等を実施している経緯があります。私は、これに毎回消防団員として1回参加して、あとは議員として現地の対策本部等に足を運ぶ機会があって、訓練の状況については、都度見学をさせていただいていると

ころでございます。

26年の第1回定例会においても、この防災に対する質問をいたしました。その時も非常に「地震・津波」、真ん中に点があるんですよね。実際の訓練は津波に特化した形で沿岸部で、ずっと行われております。私は、いつも言っているんですけども、この災害が起こった最大の要因というのは、大地震だったわけです。そうしたときに、前も言いましたように、この志布志市の地形をよく見てみますと、確かに南海トラフ等で大地震が起こると津波は発生するんです。それはもう事実が証明しております。それに対して何をするか、逃げるだけです。ただ、山間部においては、どういう災害が発生していくのか全く予想がついておりません。市としても、そういうデータとか、こういう震災が起こる、地震によってこういう災害が起こる、そういうことも全く想定はしておりません。

そして、訓練を通じて一番危惧するのは、そういう特化した形での訓練を行うことによって、ほか、背後地にある山間地にいらっしゃる方々の災害に対する意識、これがどんどん薄れていくんじゃないのかなと、その点を非常に危惧するところです。

それと、今年におきましても訓練には参加いたしました。参加状況も年々市民の参加が少なくなっているのかなと。あとの数値等については、市長が把握をしていらっしゃると思いますので、後もってお聞きをしますけれども、そこが非常に危惧される場所なんです。

それと、昨年4月に局地的な大雨がありました。4月30日だったですかね、それによって水路が冠水して大変なことになっておりました。そしてまた、流末においては大変な災害があったということについては、記憶に新しいところではないのかなと思っております。この要因ですね、これにも非常に大きなものがたくさんあると思うんですよ、水路の幅とか、そういうものもだろうし、流末に集積したその要因、そういうところの把握、それも大切な要因にはなっているのかな、それにしても、そういうところは、まだ追究がされていないような気がしております。

ですから、その災害に至った経緯、結果は分かりますけど、その経緯というものも、あらかじめそういう災害を踏まえた上で把握をしておく必要があるんじゃないかなと思っておりますので、その点についても、後もってお聞きをしたいと思っております。

それと、我々が治山とか、いろいろな形で県なんかにもお願いして工事等をしていただいておりますが、人間がどれだけの知恵を絞ってやった事業も、自然の力では無かったも同然のごとく災害の後には、そういう状態になってしまいますよね。そういうことを我々は少し忘れすぎているんじゃないのかなと。自然という力を、やはりもうちょっと我々は、考えなおさないといけない時期にきているのかな、そういうことも踏まえた上で、今回質問をいたしますので、その点についても、よろしくお願ひします。

それと、もう1点、災害というものが今言ったように、どこでも起こり得る状況になってきております。その中で、まず最初に行わなければいけないのは、自分の命は自分で守る。そのことが次の共助ということで近隣者に対して今度は波及していくわけですね。自分の命、一人一人が自分の命を災害があった時点でマニュアルに従って避難する、自分の命を守る、そのことが人の

命を助けることにもつながる。そして、人から助けられない、その労力が助けるという労力が軽減される。そしてまた、軽減された分、命があれば復興に対して、その分取り組みを進めていく。そういう形で、やはり基礎となる自助の部分、その意識をどう高めていくのか、そういった部分についても、ちょっと質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

まず1点目なんですけれども、今自主防災組織の拡充、それと活動の活性化ということで、市の方では自主防災組織資材機材等整備補助金、それと自主防衛組織育成補助金という形で補助事業を実施されております。どれぐらいの自治会が取り入れているか、ちょっと私も数字は、まだつかんでおりませんが、どれぐらい実施をされているものか。

それと、市長がこの事業を実施するというところで、例年自主防災組織の普及率ということがよく言われております。平成24年4月のデータによりますと、志布志市は69.2%、そして、他のところでは100%を達成している自治体もあるようです。ただ、この設置率に主眼をおいて、この事業を実施していらっしゃるのか。あるいは、防災に対する意識・高揚をいかに図るかということで、この事業を推進されているのか。まずは、その点についてお伺いさせていただきます。

**○市長（本田修一君）** 平野議員の御質問にお答えいたします。

お話がありますように、明日で東日本大震災の発生から5年が経過するところであります。改めて被害に遭われた方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興を御祈念するところでございます。

その東日本大震災以降、津波対策の一つとして、津波発生時の住民の迅速な避難、情報伝達、各関係機関の連携強化等を主眼に、これまで5回の地震・津波避難訓練を実施してきました。そして、その際には参加された方々へのアンケートの実施や、各関係機関への聞き取り等を実施しまして、訓練の進め方や防災行政無線の情報伝達手段の整備等の防災対策の参考にさせていただいているところであります。

また、関係機関とも顔の見える関係が構築できるなど、連携の強化が図られているところでございます。

今後も、この訓練につきましては、実施する計画としておりますが、アンケートや関係機関の御意見等をお伺いしながら、より充実したものとしていきたいということでございます。

お尋ねの自主防災組織に対する自主防災組織資材機材等整備補助金につきましては、現在13の自主防災組織が取り組みをしているところでございます。内容としましては、防災講演会の開催や炊き出し訓練、またハンドマイクやヘルメット、担架等の資機材の整備がされております。

そして、市全体の自主防災組織の組織率は、平成27年4月1日現在で83.6%でございます。

**○7番（平野栄作君）** この補助事業を今導入している自治会が13で、あと組織率が83.6%、この数字を市長はどう思われますか。

**○市長（本田修一君）** 現在の段階で、自主防災組織資材機材等整備ということで、13というのは低いなというふうには思っております。まだ案内が足りないのかなど。そしてまた、自主防災組織につきましては、組織率が25年度で72.3、26年で77.3、27年で83.6ということで、毎年組織

率を高めてきているということでございます。今後においても更に高めていきたい。そしてまた、最終的には多分小さい集落において、こういう組織を立ち上げることができない集落もございますので、そのような集落をカバーするための何らかの対応が必要というふうに思うところでございます。

○7番(平野栄作君) 組織率が年々高まっているというのは、非常に喜ばしいことなのかなと。ただ、他の自治体でも100%を達成しているということで、前もお伺いしましたら、校区単位で設立はしていると。ただし、活動の実態が伴っているかは不明であるというような形でした。今回、今83.6%、我が市では立ち上げをしているわけですけれども、この83.6%の活動率、実際の活動、そういうのはどれぐらいあると思われますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

その活動率については、把握はしてないということでございます。

○7番(平野栄作君) なかなか難しいことだと思います。

私も前も質問した時に、今回の補助事業が開始されるにあたりまして、校区単位でまずそういう事業を行っていたのが自治会に降りてきたということで、順序が逆じゃないのかということも前質問したんですけれども、この在り方については、また今後も何か継続した形で、自主防災の組織については、補助事業等を組んでいくと、継続的なバックアップをしていくというような答えだったのかなというふうに考えておりますが、要は、1回組織を立ち上げたとしても、結局、これが継続、活動が継続しないことには意味をなさないと思うんですよ。

その補助金の在り方もなんですけど、後もって触れるんですが、やはり、その活動を維持させるための取り組みを市がどういう形で行っていくのか、そこが私は一番だと思うんです。全てに補助金を出して、活動してくださいというのはできないと思うんですよ。そうした場合に、ある程度の支援をしました、組織が立ち上がりました。それが名目ではなくて、確実に活動が続けられるシステムをどう構築をしていくかというのが最大の目的であって、それがこの立ち上げ補助ですよ。その部分を市がどういう形で担うのか、それをどういう形で各組織に伝えていくのか。それが重要なことだと思うんですが、その点についての取り組みとして、市長は今まで何か考えられたことはありますか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

現段階では、この組織率が、まだ83.6%ということで、100%に至ってないということで、まずもって組織率を上げなきゃならないということに取り組んでいるところでございます。

活動を活性化させ、また維持させるということについては、まだ取り組みがされてないということでございます。

○7番(平野栄作君) 確かに我々も今集落で、この補助を活用しておりますが、どうしても、山手でもない、海手でもない、災害が起こりづらい場所にあると、意識はどうしても低くなっていくんですよ。

ただ、私のところでも、ちょっと災害があったことがありますので、それを踏まえて、やはり

自分達の地域で無いことは無いんですよ。どういう形で起こるかも分からないような災害が起こる可能性があるんです。

そして、今各自治会においては、高齢化が進行しています。そういう中で、この自主防災の在り方というのは、非常に大変になってくると思うんです。だから、作れじゃなくて、それをどう長く維持をしていって、どう意識を長く持ってもらうような取り組みをしていくのか。そういうことを今度は補助という形じゃなくてですよ、そういう形でのサポートを市がしていくか、あるいはNPO等を活用しながら、そういう部分を担ってもらうか、そういう形での事業を進めないと、これ災害が起こってしまったら大変なことになりますよ。

市は公助としては、ほとんどカバーできないわけですから、市内全域は。もとは自助ですよ、そして公助ですよ。そして、一番は人命を亡くさないことです。人がいるということは、力があるわけですからね、復興に対しても倍のスピード進みます。人が亡くなるということが最大のロスなんです。ですから、そういう意識付けをどこでもっていくのか、どういう形で市民に伝えていくのか、そこが必要になっていくと思うんです。その点どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど申しました自主防災組織資材機材等整備補助金が、一つには活動の活性化の目安になるのではないかなということをございまして、このような事業があるということをもっと紹介しながら、そしてまた、年度ごとに、その組織の再点検をしてもらうというような形での市としての取り組みということになるのではないかなというふうにも思うところをございます。

○7番（平野栄作君） 今、補助事業があるということでしたけれども、今の私が感じる今の補助の在り方なんですけれども、補助金を準備いたしました。組織を立ち上げる人や防災用具が必要な方は申し込んでください。インターネットでもありますよね。はい、待ってますよ、市は待ってますよという姿勢ですよ。

私は、この防災に関しては違うと思うんですよ、どうしても防災に強いまちづくりをしたい。尊い人命を救いたい、だから、そのためには市民の皆さんが意識を高めることが一番なんだと。そして、地域のみんなで一緒に組織をつくって、災害に対しての意識高揚と、そして、もし何かがあった場合についての防災用品を準備しましょうよと、組織のつくり方はマニュアルを提供します。活動の仕方については、先進事例がありますから、こういうものを活用してください。どうぞ、この補助を使って活動を推進してください。それぐらいの勢いがないと、私は、この防災という形での補助というのはですね、ちょっと今のやり方どうなのかなと思うんです。そこどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現実的に考えますと、自主防災組織の活動ということについて、その活動状況についても把握してないということをございますので、誠に申し訳なく思うところをございます。

私どもとしましては、今このような災害がいつどこで発生するか分からない時代ということをございますので、そのことについては、本市においては消防団等の活用とか、連携とか、そうい



ったことを取り組みながら、防災については取り組むということが基本的なことになろうかというふうに思いますが、まずもって自助、そしてまた共助、公助というような流れになるとなれば、やはり今申しましたそれぞれの地域での自主防災組織の機能性を高めなければならないということについては、ただいま御指摘のとおりだというふうに思います。

**○7番（平野栄作君）** ちょっと視点を変えまして、今、自治会についても世帯数の減少、それと高齢化というものが顕著で、先ほど市長も言われましたように、その組織を立ち上げたくてもできないという、そういう自治会が出てきているというようなお話がありましたが、もしですよ、これが結局は、そういう空白地帯は、もし何かがあった場合、誰も手を差し伸べられないということになりますよね。

今、企画の方で自治会の統合等についての補助等が出ています。私、思うのが、防災関係のときには、その自治会だから、自治会員だから、そういう区分けは、本来はできないわけですね、御存知のとおり入り混じっているところがある、今の状況の中ではですよ。ですから、ある程度その地域、そしてまた、その置かれている場所によっても違いますけど、そういうところが一緒になって、この防災には取り組まないといけないと思うんですよ。そうしたときに、私は極論を言うと、自主防災組織というくくりの中で、その地域をまとめあげる、その中に自治会統合の資金を活用していく、そういうことも1点としてはどうなのかなと。

結局、自治会の統合というのは、私なんかも話を聞くけれども、遠い流れの中で非常に紆余曲折を経て今の現状になっているわけなんです。ただ、今置かれている、この防災という観点から考えると、同じ立場にいるわけですね、自治会は関係ないですよ。その中で、一つ防災の組織をまず自治会であれば3自治会に組み上げてもらう、そこを足がかりにしながら、いずれ自治会統合にもっていく。そういう取り組みも一つできるんじゃないのかなと、ちょっと考えたところなんですよ。

それでないと、我々の自治会においても、非常に広いんですけれども、その広い中に他の自治会の方々もいらっしゃる。今そういう流れですよ、じゃあこの人を見捨てて、こっちの遠い人を助けに行くかといったらできないんですよ、たぶん。やはり、その地域の中で、まずは自助、共助というものが発生していく、その時に自治会がどうのこうのという話じゃないわけなんです。私、そう考えると、その自治会統合を進めるんじゃなくて、自主防災組織の統合をまず考えながら、そして、自治会統合という形に進めると、そういう手もありではないのかな。そのことが、やはり地域に対しての防災力をば非常に高める結果になって、いわれる設置率100%、活動率100%の組織をつくれるんじゃないかなと思います。その点はいかがでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

ただいまお話になられた内容につきましては、優れたものだというふうに思うところでございます。そのような形で一くくりの単位ができて、そしてまた、そこから役員が決定されて、選出されて、そしてまた、活動ができるということになれば有り難いというふうに思うところでございますが、今まで、そのような観点からの協議はしておりませんでしたので、そのような観点か

らの自治会統合、あるいは自主防災組織の立ち上げというものができるかどうかについては、内部的に協議をさせていただければというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 縦割り行政という弊害ではないのかなと思うんです。

また、過疎地域の自立促進計画の中でですよ、「自治会活動の経過による自主防災組織活動が困難となった場合は、複数の自治会で自主防災組織を構成するなど災害時に活動できる体制の整備を図る」と書かれているんですよ、これは、どういうことを意味しているんでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては、まさしく先ほど申しましたように、今後100%まで自治会の自主防災組織率を高めるためには、そのような措置を取らざるを得ないということになるかと思えます。

○7番（平野栄作君） 一緒ですよ。ただ、どういう形で進めるかということの違いであろうかと、そして主管課が違うということなのかなと思いますが、要は、やはり我々もなんですけれども、時間の経過とともに、どんどんどんどんそういう、特に重たいものは忘れていくわけですよ、もう。つらかったことは早く忘れたいという心境になるのは当然だと思いますが、やはり、それをこういうことがあったんだということを伝えていって、実際またこういうことが起こり得るかもしれない。そういうときの対処法をやはり我々の地域であったり、自分の子供であったり、そういうものに伝えていかないといけないと思うんです。だから、そういうことが一つの教訓としてずっと残ってる。そういうことをやはり今後は、みんなが取り組んでいく。

そして、さっき言ったように、その地域というものも限定するのではなく、我々が今現在置かれているこの中で、じゃあどうやってみんなを助けていくのと、あそこの自治会は高齢者だけですよね、我々はいえれば活性化住宅、若い人たちだけいるところがある。じゃあ見捨てるんですかという、じゃないですよ、地域でやはりやっていかないといけないですよ。これは校区というくりにしてもいいのかもしれませんが、やはり校区の中でも平坦地にある所、山間地の下にある所、いろんなスタイルがあるんですよ。ですから、その直近のところですよ、できれば、一つの組織体というものを形成されて、そしてまた、安全・安心は飛躍的に高まっていく、そういう中で、こういう取り組みを進めていってほしいなと思いますが、その点どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

組織率を高めるために、校区単位で、このことについては、取り組んでもらうという方向は、本市でも今後とるということにしているところでございます。

それは、やっぱり100%の方が対象になり、そして、100%の方がお互いのことを思いやってく組織づくりのために必要な項目ではないかなというふうに思います。

○7番（平野栄作君） ぜひですね、そのことを進めていっていただきながら、特にもう何年も訓練に参加しとって、災害は津波だけなのかなというのを本当危惧して、そのことによって、意識付けが平等に高まっていけばいいんですけども、沿岸部でさえ意識が低下してきているような、今回の訓練を見た時に、そういう気がするもんですから、そうじゃないんだと。どこで何が

起こり得るか分からない状況の中で、我々は、まずは自助、そして共助の部分、この二つで止めないといけないんですよ。もう公助は後からですから、ですから、この部分をどう、この地域コミュニティの中で築いていくか、そこをですね、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

それと、これと関連してなんですけれども、市民の意識高揚策ということなんですけれども、よくよく高齢というか、先輩の方々に聞きますとですね、結構各自分達の足元で大きな災害があったというようなものがあるんですけれども、今そういう方々も、だんだんだんだんいっしょらなくなっていて、そういう声が伝えられなくなってきたのかなと思っております。

市についてはですよ、合併前、旧3町なんですけれども、その地域の中で過去大きな災害があった、そういうデータ、そういうものというものは、把握をされているのか、その点をお示しいただきたいと思います。

**○市長（本田修一君）** ただいまの件につきましては、今、手元にデータがございませんので、後ほど回答させていただきたいと思います。

**○7番（平野栄作君）** 何でかという、私も自分の地元で、まさかそういう災害があったのかというので、びっくりしたんですけれども。なぜ、これをいったかという、今また、それが起こりつつある現状があるんじゃないんですけれども、ひょっとしたらこういう部分から、そういう形に発展していくのかなということをちょっと感じたもんですから、ですから、やはり昔あった災害、大きな災害、それが数十年を経て、また同じような災害につながっていく、そういうことも考えられるのかなと。それとあと、地域の避難マップとか、いろいろ今作成をしておりますけれども、そういうところにもですね、今は現状を歩いて、今の現状に合わせて危険箇所等をチェックしていますけれども、過去にこういう事例があった。そういうものも含めた形のマップ作り、そういうものも必要ではないのかなと思って、お尋ねをしたところなんです。というのが、やっぱり聞くと過去あったものが再度発生している。そういうことって結構全国にはあるんですよ、だから、そういうものも、やはりこういう今後先を見通した中では、過去のものも参照しながら未来に生かしていく、そういう形の取り組みということも一つ必要であるのと、やはり、その地域を知るという一環の中でもいいんじゃないかなと思って、今お尋ねをしたところなんです。

それともう1点が、今インフラがどんどん整備されまして、畑かん施設が整備されております。前もありましたけれども、蓬原中野で配管がちょっと水漏れでしたですか、あれで道路が浮いたですよ。もし、大震災が起きました。ファームポンドがあります。その下、この前、山火事想定で直近の所の畑かんから水利を取りましたら末端で15kgありました。あの給水管ですよ、その途中の配管が破れた場合どうなるのか、それを想定した今までマップを作成しているところというのは無いと思います。

また、水道の本管、そして下水道管、そういうものがどこを通っていて、どうなるか私のところでも水漏れがあって、あの状況というのはアスファルトを持ち上げるぐらいですよ。だから、私はマップを作るのであれば、そういうものまでも網羅したようなものを作り上げないと、どういう形での災害が起こるか、今は分からないわけですよ。そうなった場合に、そういう情報とい

うものを提供できるのか、そこについてお尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑かんの管（くだ）が設置されているところに対する防災と。そしてまた、水道管、下水道管の布設、また畑かんのパイプの布設についての市民に対する啓発、周知ということについては、現在取り組みがされていないところがございます。それぞれの所管の方で、このことについては把握しております。

そしてまた、今議会でもこのような地下埋設物についての陥没等について調査する気はないかというような御質問もございましたので、そのことも取り組みをしながら、このことについては、それぞれの所管で周知を図るといったようなことに努めるほかはないのかなというふうに思ったところがございます。

○7番（平野栄作君） ということは、その地元の自主防災組織が、そういう資料が欲しいといった場合については、情報提供はできないということですか。

○市長（本田修一君） ただいま答弁しましたのは、そういった地下埋設物等についての管理は、所管がしているということをお述べたところございまして、それぞれの地域において、そのことを知りたいということがございましたら、公開できる部分については公開するということが可能かというふうに思います。

そして、先ほど御質問になりました過去において、災害等についてのデータがあるのかと、それぞれの地域で大きな災害が発生しているようだが、そのような発生についてのデータがあるのかということのお尋ねでございましたが、現在の段階では、それぞれの町史等によりまして、そのことが述べられているということでございます。把握できる内容としましては、そのようなレベルの内容でございます。

○7番（平野栄作君） 町史をずっと見ればいいのでしょうかけれども、なかなかその機会がないので、もし、できればそういうものを大きなもので、また今後、将来につながるようなものがあれば、そういうものを把握しとって、その地域に出していく、そういうこともぜひ考えていただきたいなと思います。

ちょっと通告はしておりませんでしたが、教育長にちょっとお尋ねしますけれども、今、学生の児童の方々、通学をするんですけれども、そこ大きい畑かんのパイプ等が入っている、もし災害があった、ちょうど通学途上であったと、多分教育長なんかも、どこにそういうものが入っているかというのは御存知ないと思いますけれども、学校では、そういうところまでの情報とか、そういうのは出してないですね。

○教育長（和田幸一郎君） 学校の安全対策というのは、多岐にわたっておりますので、通学路、それから地震、それから火災、それから不審者対応、様々な安全への対応というのをしていかなきゃいけません。学校としては、通学路の安全点検というレベルでの調査はしておりますけれども、今言われたような、そのような水道管とか、そういうのがどこに埋め込まれているということまで入っておりませんので、そのところは、多分どこの学校も把握はできていないと、そ

ういうふうに思っています。

○7番（平野栄作君） すみませんでした。

今教育長からも申されましたように、多分把握はしてないわけですよ。ただ、そういうのは我々地域としては持っとなかないといけないと思うんですよ。もし大きなものがあつた場合、分からないわけですから、地面ですので、噴出までの時間というのもありますので、そういう時には、いち早く連携をとって学校、児童の方々に、ここは通るなどか、そういうこともできるんじゃないかなと思うんですよ。だから、そういう意味合いの中でも、ぜひそういう情報というものは、おろしていただきたいなと思っております。

それと、これはちょっと課が違いますけれども、今耕作地につきましては、非常に集約化が進んでおります。大規模の農家さん方が耕作をされるようになってきておまして、昔は「さつまわい」ですね、土手の刈り草等については、きれいにせないかんというようなことが言われておりましたが、近年におきましては、耕作面積が大きいもんですから、やはり機械等による伐採等をされております。それで、結構自分のところもなんですけれども、水路がだんだんだんだん埋まってきているということがあるんですね。普通の雨ですと、その水路を乗り越えて宅地にまで水が入ってきて、宅地内を流れてしまうという事例も今現状にあります。ただ、この前みたいな大雨の時には、堆積していたものが流出してしまうと。そして、それが流末にたまって、一気に吹き出して災害につながる、そういうところもあると思うんですよ。だから、この部分というのは、昔有明町時代には建設課の作業員の方々に言えば、取り除いてもらっていた状況だったんですけれども、今はもう、そういうこともできないんじゃないかなと思うんです。

だから、本当災害を未然に防ぐという意味では、そういうところまでも配慮をしていかないといけない時代になってきているんですけれども、そこらあたりをですよ、どう今後進めていけばいいのか、なんかそういうのを庁内で協議されたことがあるんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

災害につきましては、防災対策会議等で対応して、協議をしながら発生時における対策を練っているところでございます。

今の時代においては、本当にいつどこで災害が発生するか分からない、大雨が降るか分からないというような時代になっているところでございますが、かなり予報の精度も上がってきたりしておりますので、事前に警戒体制はとりながら、そのような災害が発生しそうなどときには、そのような注意を喚起する情報を提供いたしますし、発生した折には、すぐさま対処できるような体制はとっているところでございます。

○7番（平野栄作君） 起こってからは、また問題はちょっと違うんです。起こる前に対応策を何か考え、農政サイドでもいろいろ検討されていると思うんですけれども、そういう問題があるわけですよ。だから今、近年の大雨というのはすごいですから、一瞬でかさが上がります。普通だったら絶対流れないだろうというような堆積物が流れるんですよ。それが集約されて末端にいった時につまってしまうと、吹き出して、下を削ってしまうと水路自体が落ちてしまう。そ

ういうケースもあるようですので、そこらあたりについては、今回は一応情報提供という程度な  
んですけれども、そういう事例もあると。ですから、未然に防ぐためには何か取り組みを今後進  
めていかないといけないのかなと思っていますところ。

それと、もう1点、集落未加入者が結構いらっしゃるということで、先ほどの地域コミュニテ  
ィという枠の中で、今なかなか自治会組織に入ることについて抵抗を持っていらっしゃる方がい  
る。そういう方々についても、やはり防災という観点から、もし何かがあった場合は、お手伝い  
をいただけないかというような枠の中に入れておく。そして、これは自治会とは別なんですけれ  
ども、何かがあったとき、せっかくこういうのに入ってるんだから招待しますよと、ぜひ自治会  
の活動に来てくださいよと、その程度の付き合いということを進めていくことで、また、その自  
治会に対する見方、そういうことも若干変わってくるんじゃないかなと思っていますので、そ  
こあたりも若干考えてみていただければいいかなと思っています。

それと、あと3点目なんですけれども、市民を中心とした避難訓練の実施ということ。今  
まで訓練というと、市の方が企画をしていって、関係団体と一緒にあって、訓練を実施するとい  
うような形です。今申されたように80%を超える自主防災組織が立ち上がってきて、実際に活動  
をして活発にやっけていらっしゃるところもあると思うんです。

そういう自主防災組織をある程度連合させた、一緒になって山崩れに対する訓練、山の下にあ  
る所に、そういう防災組織があれば、そこを中心としたそういう災害に対する訓練の在り方。

そして、これは市が関与しなくても消防団との連携とか、そういうことも可能になると思っ  
んです。消防団の方も毎年合同訓練とか、いろいろやっけてますけれども、今は合併してから、なか  
なか旧町の時代と違って訓練の回数が減っていますよね。そういう意味からすると、やはり地域  
と密着した、そういう訓練の在り方を各地にある、そういう自主防災組織を連携しながらやっ  
ていく。そうすることで、自分達の地域を知って、どういう災害が起こり得るんだと。そして、こ  
ういう災害に対しては、こういうことができるんだというようなことも認識が深まっていくと思  
うんですけれども、そういう形での訓練の実施、そういうことについて、今後、市長は実施する  
方向で考えていただけないでしょうか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

平成25年12月に公布施行されました。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律  
におきまして、消防団が地域防災力強化の中核的な役割を果たすものとして、自主防災組織等  
に対して指導的な役割を求められることが定められたところでありますので、今後、幹部会等  
で協議・検討をさせていただきまして、消防団員の資質向上を図りながら、自主防災組織との連携に  
よる防災意識の高揚、地域防災力の向上を目指してまいります。

**○7番（平野栄作君）** やはり地元にいる消防団員ですので、地元のことは、ほとんどよく知っ  
ていると思うんですけれども、その地域の方々と一緒になって訓練するというのは、なかなか  
いんですよね。じゃなくて、やはり年間に複数回に分けてもいいでしょうし、その地域の中  
で一緒になって住民の方々と災害対策を行っていく。そして、その中でやはり我々消防団員について

も、そういう畑かんの状況とか、そういうものも分かりませんので、今水利については、畑かん施設からもらっているんですけども、そういう配管等、そしてまた、ほかに危惧される危険箇所、そういうものを網羅して消防団でも把握をしていかないといけないと思うんです。そういうことから、ぜひその部分については取り組んでいていただきたいなと思っています。そうすることで、やはり自主防災組織についても、なかなか自分達で、この訓練をやりなさいと言われても、限定するんですよ。避難といっても、本当自分達、家を出れば避難なのかなと思うような地域ですので、極端に避難訓練といっても、なんかピンとこないような状況がありますので。そうじゃなくて、やはり総体を見た時に、こういう被害発生が予想されるよというようなことを想定、そういうことを想定もできるし、そしてまた、地域の消防団員とのコミュニティもできていくのかなと思っていますので、ぜひそのようにしていただきたいなと思っています。

それとあと、最後の方なんですけど、この災害対策本部設置に伴う、現地対策本部設置の考え方と各種機関との連携体制についてということで、これも26年に質問した内容なんですけれども、今、地震・津波訓練の時に現地対策本部が文化会館の駐車場の所に設置をされます。何度か行って、今年は強風でテントも飛ばされそうな状況でした。そうした場合、もし大規模な地震が起こった場合、ここ本庁に対策本部をもってきて、現地の対策本部を作っていないといけないことになるんですけども、そういった場合は、どこに現地対策本部を設置するのか、その点をお示しいただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市の地域防災計画では、現地災害対策本部につきましては、「災害の規模及び範囲等から判断して、現地において災害対策本部の事務を一部行わせる必要があると認められたときに設置する」というふうに定められております。具体的には、志布志支所の5階会議室を想定しているということでございます。

なお、先日の地震・津波避難訓練の際には、訓練状況の確認や人員の集合場所等を勘案しまして、文化会館東側駐車場とさせていただいたところでございます。

○7番（平野栄作君） 松山地区については、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） 先ほども述べましたように、「災害の規模、範囲等から判断して、現地において災害対策事務の一部を行わせる必要」ということでございますので、当然松山地区においては、松山支所になっていくのではないかなというふうに思います。

○7番（平野栄作君） 情報収集ということで、文化会館の駐車場につくったということで、今までずっとあそこですよ。

この前、訓練を見に来ていらっしゃったというか、来ていらっしゃった方からちょっと言われたんですけども、「あそこにつくって何をしてるんだ」と、「ちゃんと市街地を観察するためですよ」という説明はしたんですけども、それであると、下が見通せないといけない、けど今の現状は、竹等が生えてきていて、相当角度が海側になってしまう、下は見えないよと。それだったら日頃から、やはりそういう目的で使うんであったら、日頃からそういう整備をしておくべ

きじゃないのかなというようにことを言われて、ああそうなのかなというのを思ったんですが、そこはどうか。

○市長（本田修一君） 先ほども述べましたように、具体的には志布志支所の5階ということになるところでございますが、便宜的にあそこに場所を使わせていただいたということでございます。

今後また現地の確認調査をさせていただきまして、また引き続いて現地の対策本部をあそこに置くとしたら、樹木の栽培については、検討しなければならないというふうには思います。

○7番（平野栄作君） あそこからのロケーションだとですよ、もし大災害等でビル等が崩壊、道路が寸断されている、そういう状況も結構把握できるんですよ。そういう観点から言うと、あそこから、やはり対策本部は支所でいいと思うんですけども、あそこから情報を送るということは、非常に重要なものじゃないのかなと思うんですよ。ですから、そういう関係でいくと、やはり大変厳しい勾配ですから大変なんでしょうけれども、やはりそういう日常から、そういう形で取り組みをしておかないといけないと思うんですけども、そこはどうなんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、樹木の伐採につきましては、検討していくということでございますので、また来年の訓練を行う際に、そのことについては、取り組みをした上で訓練がなされるというふうに思います。

○7番（平野栄作君） ぜひそうしてください。やはりいくつも確保しておかないと、災害の場合、あそこもひょっとしたら使えない可能性もあります。ただ、今の状況では、あそこからが相当数見通せますので、道路の状況とか、そういうところも把握はできるんじゃないかなと思います。

これも26年に質問をしたんですけども、もし災害が発生したときに、情報伝達をどうするのかということだったんですけども、最終的には衛星電話が導入済みであると、そして、この活用を検討していると。

また、消防団の召集あるいは現場の報告状況等はメール活用を図ると。それと26年度に「情報伝達訓練実施に向けて方向性を検討している」という答弁をいただいたところです。これらが、その後、周知が図られて活用をされているのか、そういう訓練時にですね。それと情報伝達訓練が検討ということでしたけれども、実際に実施されたのか。そして、実施されたのであれば、どのような成果と課題があったのか、その点についてお示しをいただきたいとします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

メールの登録状況でございますが、10月7日の幹部会において、メール登録について周知させていただきまして、現在28年3月9日現在で231名の登録があるところでございます。

そしてまた、津波発生時において、団員の行動を津波避難計画の中に示しているところでございますが、訓練の際も、そのようなことができるようにしているところでございまして、情報伝達手段が途絶えた場合を想定いたしまして、その際の行動については、一定のルール作りをする



と、幹部会を通じて協議しているところでございます。

そしてまた、災害対策本部と現地災害対策本部の間の連絡体制につきましては、庁舎内電話や無線機に加え、衛星携帯電話を本庁、各支所に整備しておきまして、警察や消防署、消防団幹部等の関係機関には番号を周知しまして、いざというときの連絡体制を構築しているところでございます。

[平野栄作君「情報伝達訓練は」と呼ぶ]

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいま市長が答弁いたしましたように、基本的には、こういう非常時の災害が起こった場合についてのそういう情報については、今言ったような手段等で行うわけでございまして、特に消防団員につきましては、火災等の連絡等が特に必要ということで、携帯メール登録の方は231人になったところでございました。

その他、それ以外の情報連絡等の訓練等については、幹部会等を通じながら、それぞれの幹部の中で、そういう連絡体制がとれるようなことをお願いし、そしてまた、統一した訓練等が必要な場合には、また幹部会等で協議をしながら今後共有していこうということにしているところでございます。

○7番（平野栄作君） ということは、実施はしてないということですよ、一応26年度に実施する方向で検討をしているということでしたけど、実際実施はしてなかったということですか。

○総務課長（萩本昌一郎君） すみません、ちょっと言い方が悪かったんですけども、具体的にそういうことを幹部会等で確認をしながら、それぞれ各方面隊、分団等の方で、それぞれ連絡がとられていることと思いますが、全体的な中での訓練等については、ちょっと私、今記憶しておりませんので、すぐ調べてまた連絡をさせていただきたいと思います。

○7番（平野栄作君） メールについては、火災発生の際にすぐ入ります。

もう一つは、このメールも団員全てが入れているんじゃないかと、「入れたつもりなんだけど、入ってこない」という団員もおりました。だから、そこらあたりもう1回周知を図っていただきたい。

それと、ちょっと私が後で聞くつもりのが先に答えを言われたものですから、二次、三次的な行動パターンですね、消防団の。そこだったんですけども、要は災害が発生したときに、地域にいる消防団員は、まずは自分の近くから出発するわけですね。地域の状況を見て、地域で何か救助が必要なものであれば、救助等をやりながら、多分詰め所に向かうと。そして詰め所に向かう間に、その経路にある災害の状況、そういうもの把握しながら、分団長等を通じて、この地区ではこういう災害が起きているということを伝えていく。

そして、分団長の指揮のもとに次の行動に移っていくわけですね。その地域、分団ごと違いますので、そのエリアの災害に対する消防団員ができるところをやっていくことになろうかと思うんですよ。その流れは分かるんですけども、そこへの、例えばこっちでは津波が起きています、こっちでは山崩れが起きていますよ。そうした時に、我々はメールで指示があったとしても、どれを優先すればいいか分からないわけですよ。詰め所とか、そこに行けば、また別なんですよ。

うけれども。そういうことを考えると、やはり連絡手段、最小の連絡手段、そういうこともですよ、我々の中でもやはり想定しておかないといけないと思うんですよ。まず、災害が起きてから、どういう手順になっていくのか、そして、どの情報を基にして行動を進めていくのか。

そして、先ほど言われましたように、幹部会の中で、今協議があると思いますが、その地域が済んだときには、連絡を待つのではなくて、二次的なものを計画しておく。そして、そこが済むと三次的なものを計画しておく。そうすることで、連絡がなくても、そこまでは行けるわけなんです。そのことについては、今検討をされていると思うんですけれども、ここあたりをですよ、やはり何か私いつも質問するたびに、「幹部会が幹部会が」ということで、そこで全部終わってるんですよ。私は、ちょっと違うと思うんですよね、やはり人命を尊重する以上は、この分については、市が優先して、こういう手順でやってくれよというようなものを示しておかないと、「幹部会が幹部会が」で全部止まってきて、なかなか対策が、どんどん遅れているような気がする、そこどうですか。

**○市長（本田修一君）** 消防団の皆様方におかれては、本当に御自身のお仕事がありながらも、献身的に消防活動に取り組んでいただいているということにつきましては、本当に感謝するところでございます。

そのような観点から、この消防団組織の運営については、本当に十分気を使いながらさせていただくこととございまして、ただいまお話になった件につきましても、幹部会を通じながら、そのことの伝達はしなければならないということになるかというふうに思います。

ただ、その幹部会の後、その協議の内容がしっかり伝わったかどうかということにつきましては、多分マニュアル等的なものが示されてなければ、文書として示されてなければ、なかなか伝達が難しいのかなというふうには思うところでございます。

今後においては、きっちりと末端の団員まで幹部会の内容が伝わるような形での伝達の在り方というものは、どういったことが必要かということにつきましては、担当の方で準備をいたしまして、幹部会に臨むようにさせたいと思います。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** 失礼いたしました。

情報伝達訓練でございますが、先ほどの津波避難訓練の時もそうございましたけれども、まず訓練としまして、メール登録をされている方につきましては、消防団員、それから職員を含め、そういうメールが着実に届いたかどうかという訓練を行っております。

それから市民の方につきましては、防災行政無線等で発生等の連絡をいたしますので、それが着実に届いてるかどうかですね、そういったことの確認、届いてないところにつきましては、そういったチェックをしながら、また次への対策をとるといような、そういう訓練もしているところでございます。

**○7番（平野栄作君）** 災害が発生したときは、もう情報も多分寸断される、そういう中で、どういうやり方をやっていくか、そういうこともですよ、やはりそういう地域地域で、また違いますので、そこらあたりのやり方というものを、やはりある程度練っておく必要があるのかなと思

うんですよ。もし軽微なものであって、本当津波だけに特化、津波だけしかないというのであれば、我々は地元じゃなくて、そのままそちらの方の応援に行けるんです。そして車両誘導とか、そういうのに従事できるんですよ。だけど、今なんもない状況です。今までの訓練の中でも津波なんだけれども、車両誘導をするわけじゃないですよ、訓練があるからということで立っているわけなんですけれども、実際であれば、車を下に行かせない、下の車をいかに上にあげるか。そういうところまでやらないといけないんですよ、実際本番になった時できるかどうかですよ。だから、そういうことも踏まえて、やはり地域での行動の在り方、まずどういう形、災害が起こった場合、どういう形をするのか。

そして、二次的なものについては、どういう形で司令というか連絡がきて、そこに移っていくのか、それとも先ほど言われましたように、二次、三次というパターンをつくっておいて、その流れで連絡がないときは、その流れでいくと。

そして、そこが三次が終わった時点で連絡を取って次の行動を、指示を仰ぐというようなこともできると思うんですよ。ただ、非常に危惧されるのは、今までどんどん何回もそういう訓練が行われている中で、消防団同士でのそういうメールのやり取りということ、相互性があるということですけども、我々がこのメールで出すことはありませんので、そこらあたりも本当にできるのであれば、そういう訓練も必要だと思うんですよ。そして、それがどうなるのか、一斉に送ったときにどうなるのか、そこあたりもやはり検証しておくべきだと思うんですよ、その点についていかがですか。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** いろいろと有り難い御指摘をいただいて、本当に今後の参考にしたいなというふうに思うんですが、今までの訓練を行う際にも、今回もそうですけど、それぞれ関係機関等々集まりまして、今回の訓練に至る、そういう要領であったりとか、要項とか、そういったものを協議をしながら、それぞれの各機関の役割であるとか、各団体の取り組みであるとかですね、そういったもろもろのそういう役割分担等をしながら、時間を決めて訓練に至るというようなことの取り組みをしているところでございます。その中に、もちろん消防団の幹部の方にも入っていただきまして、そういう協議を一緒にさせていただいてるところでございまして、今申されたようなことの取り組みも大変必要かと思っておりますので、そういったこと等を、こういった協議をする場の中でも、また言っていただくような形で消防団の中でも協議をしていただいて意見を挙げていただければ、また、今申されたようなことも訓練の中で取り組めるのも出てくるのではないかなというふうに思うところでございます。

今日いろいろ御指摘をいただいたことは、私どもは、また着実に幹部会等で伝えながら、そしてまた、それぞれの消防団の方に、ちゃんとそれが各方面隊・分団を通じて届いて、またそれでまとめられるような、そういうことを幹部会等でも伝えていきたいというふうに思っております。

**○7番（平野栄作君）** 実際災害が起こると、自治会長なり、防災組織の長なり、そしてまた、公民館の館長なり、そういうところの役職の方というのは、非常に情報が欲しい。そしてまた、見ているところの状況をですよ、どうかして欲しいという要望がどんどん出てくると思うんです

よ。そうしたときに優先順位というのは分からなくなるんですよ。確かに今現実に目の前で起きていることを先に解消して欲しいということはあるかもしれませんが、一方では、まだそれよりも以上のものが起きていて、そこにまずは配置をしないとイケない。そういうことも実際あり得ると思うんですけれども、それらに対しての訓練というのは、全くできていないし、校区の中でもですよ、そういうやり取りじゃないわけですよ。だけど、実際はそこまで考えた形での組織づくりをやっておかないと、ものすごく不便というか、後で見ると、こっちの方向からいっておけば助かったかもしれないのというような、そういう形での悔いが残るようなことはやりたくない。想定でもいいから、やれる限りのことを段取りをしちよってですよ、それできないことは、多分多くあると思うんですけれども、やはり今我々に課されているのは、もし災害が起きたとき、災害弱者をどのようにして救助をしていくか。そして、命を救っていくか、そして、その地域をどうやって守っていくか。そして、それをどうやって今度は復興させていくかということになるかと思えます。マンパワーを十分生かせるには、やはり命が大切だと思っております。

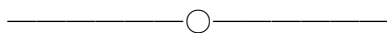
今回26年に質問したことを踏まえながら、一応質問させていただきましたが、まだまだこの防災については、庁舎を挙げて、庁内を挙げて、やはり各課ではなくて、庁内挙げた共通の問題だと思っておりますので、今後また中でも議論を進めていって、市民の生命・財産、これを守るような最優先的に生命を守っていくんだというような方向で市政を進めていただければ有り難いと思えます。

これで、質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 答弁はよろしいですか。

よろしいですね。

以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。



○議長（岩根賢二君） ここでお諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日は、これで延会します。

御苦労さまでした。

午後4時14分 延会

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第6号）

期 日：平成28年3月11日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

日程第3 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

日程第4 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定につ  
いて

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時00分 開議

○議長（岩根賢二君） 本日は、東日本大震災が発生した日でございます。

この大震災により犠牲となられました全ての方々に対し、追悼の意を表すため、地震発生時刻の午後2時46分に黙祷を捧げますので、よろしくお願いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） これから、本日の会議を開きます。

—————○—————

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 昨日の東議員の一般質問における答弁について、市長より取消しの申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） おはようございます。

昨日の東議員の一般質問に対する私の答弁の中で、不適切な発言がございますので、取消しをさせていただきたいと思ひます。

よろしくお願いたします。

—————○—————

#### 日程第2 一般質問

○議長（岩根賢二君） 日程第2、一般質問を行います。

発言を許可します。

11番、鶴迫京子さんの一般質問を許可します。

○11番（鶴迫京子さん） 皆さん、改めまして、おはようございます。

今日は3月11日です。東日本大震災から5年が経過いたしました。3・11、決して忘れられない日、忘れてはいけない日です。私自身も2013年7月3日に議員として釜石市と陸前高田市に委員会の所管事務調査に行きました。

釜石市では、津波の到達した高さの地点に、後世に残すために、「伝えつなぐ大津波、2011.3.11」と刻まれた石碑など、何基も並んで建てられていました。石碑の中の一つを紹介します。

「津波は怖いです。一生来ないでください。海はどう猛だ」（中学3年、鈴木君）

「一人じゃない、魂は共に」（中学3年、尾形さん）

「津波と人々の優しさを忘れず、この町をもっと発展させよう、津波に負けるな、鎌石」（中学3年、小野寺君）

大津波の中で7万本の松の中で唯一残った陸前高田市の一本松の除幕式にも遭遇し、深い悲しみと感動をもらいました。

そして、その道すがら周りは津波で流されて、土の山、見渡す限り何もありませんでした。そ

の何もないところにピンクの花が咲いていました。何箇所かピンクの花が咲いていました。そのかれんさと強さに東北の皆様の姿を見たような気持ちになり、涙がこぼれました。

5年経ってもハード面の復興は、地域格差があり、まだまだなことでしょう。ましてや、行方不明の方もいらっしゃって、癒やされることなく、心の復興はほど遠いのではないのでしょうか。震災関連死も含め、新聞報道によりますと、2万1,865人の方が亡くなられています。その方々に心より哀悼の意をささげ、復興のスピードが、より一層加速されることをお祈りいたします。

それでは、早速質問通告に従い、順次質問をまいります。

まずはじめに、市内体育施設について、教育振興の観点からお伺いいたします。

本市で策定された平成28年4月1日から平成33年3月31日までの向こう5年間の過疎地域自立促進計画の中で、社会体育施設の設備について、「陸上競技場、体育館、武道館、野球場、テニスコート、室内プール及び弓道場などが整備され、各施設において、各種スポーツ大会やイベントの開催を始め、スポーツ合宿等の交流施設として利用され、また芝生面を利用したグラウンド・ゴルフやウォーキング、ジョギング等の健康づくりの場として活用されています。しかし、各施設も老朽化しており、年次的、計画的な改修が必要であり、体育施設の有効利用を図りながら、施設の整備を進めていく必要があります。」と述べられております。

そこで81ページですが、体育施設の事業内容としては、体育施設の備品購入事業に始まり、志布志運動公園武道館、志布志運動公園体育館、志布志運動公園陸上競技場スタンドベンチ、志布志運動公園陸上競技場グラウンド、城山総合公園体育館、有明総合体育館、有明野球場、しおかぜ公園など、以上8か所の改修工事と、他にしおかぜ公園掲揚台設置工事、人工芝サッカー場新設工事、グラウンド・ゴルフ場整備工事が5か年の中で計画されております。

そこで、まず1点目ですが、体育施設の現況と問題点をどのように当局は捉えられていらっしゃるのか、具体的にお示しください。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

市内の体育施設につきましては、健康づくりやスポーツ活動の拠点として市民の皆様に活用頂いております。

現況と問題点につきましては、今議会に提案いたしました過疎地域自立促進計画の中でもお示ししておりますが、各施設が老朽化している状態であり、年次的、計画的な改修が必要となっております。

現在の体育施設の有効利用を図りながら、段階的に施設の整備を進めていく必要があると考えております。

平成28年度から公共施設の統廃合、長寿命化及び更新等を計画的に実施していくために、人口規模や財政状況を踏まえた公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

体育施設につきましても、この総合管理計画の中で年次的な整備計画を立てまして、整備を進めてまいります。

○教育長（和田幸一郎君） 体育施設につきましては、過疎地域自立促進計画及び志布志市スポ



ーツ振興計画に基づきまして、年次的な整備を行っているところであります。

平成26年度は、有明野球場ピッチングブルペン、平成27年度は、テニスコートの増設工事、そして現在、グラウンド・ゴルフ場の測量設計等を実施しているところであります。

市内体育施設全体の現況と問題点につきましては、市長からもありましたとおり、各施設も老朽化しており、年次的、計画的な改修が必要となっております。具体的には、志布志運動公園体育館、城山総合公園体育館、有明総合体育館の屋根、雨漏り、外壁塗装対策やスポーツ合宿、鹿児島国体に対応するための各施設の整備等であります。

今後の整備につきましては、市民の皆様の利便性の向上を目指しまして、市長部局と協議しながら、年次的な整備を推進してまいります。

以上です。

**○11番（鶴迫京子さん）** ただいま市長と教育長の方から、体育施設の現況と問題点を述べていただきました。

そこで、今後の施設内のトイレ整備に対する考えはないかではありますが、まずその前にお伺いしますが、この過疎地域自立促進計画でうたわれている体育施設整備事業というと、先ほどの中に教育長の方から少し具体的なお話がありましたが、その中にトイレが入っているのでしょうか。入っているとお考えですか。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 過疎計画の81ページから事業が書いてありますけれども、体育館につきましては、主に雨漏りがありますので、雨漏りと外壁補修ということを前提としているところであります。

また、軽微な補修とか、トイレの一部修繕も必要な場合については、この中で対応できるかと考えているところであります。

具体的なトイレ整備計画というのは、無いところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 老朽化したところを総合管理計画を立てまして、計画的、年次的に実施していくということでありまして、予算規模とか、いろいろ考えられまして、ということでありましたが、教育長の方もありましたが、「市民の利便性を目指して」というところで整備していくということがありました。市民のニーズに応えるということだと思いますが、今回も質問するにあたりまして、住民の方から本当は1年、2年ぐらい前から何回か、幾人の方から指摘を受けまして、やっとの思いで質問をしています。一緒に、ただ1件だけの質問ができないので、総合的に質問したと思ひまして、今日までちょっと、市民の方には大変あれでしたが、質問することになりました。

特に今回は有明野球場と有明総合体育館、そして、市民グラウンドの3施設内のトイレについてであります。軽微な改修、補修はするということではありますが、その3施設のトイレについて何回も足を運んでいますので、頭の中に入っているのですが。

まず、市長は有明町なので、3か所のトイレは、もちろん御存知で利用されたことがおありだと思ひますが、まず3施設のトイレ、利用になってどのような感想をお持ちか、まずお聞かせく

ださい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

それぞれの施設のトイレにつきましては、十分確認はしているところでございます。設置当初からの姿でありまして、ただグラウンドのところは3年ぐらい前に少し改修をしたところではございますが、ほとんどが和式のトイレということで、時代に合わせた形の施設整備が必要だなというふうには思っているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 3施設のことですので、順序が逆になったり、いろいろするかもしれませんが、一緒に質疑していきたいと思えます。市民グラウンドの隣接しているトイレと、それから野球場ですね、それから有明総合体育館のトイレについて、まず個人的に市長は今の感想を述べられましたが、古くなっているということでありまして、まず野球場内のトイレについて私が調査したというか、気付いた感想というか、そういう意見を申し上げます。

まずは、野球場内のトイレ入り口にありますが、そのトイレの表示がないんですね、初めて行かれる方は、倉庫かなと思われるんじゃないかなと思います。まず出入口、車で行ったときの駐車場の所にあるのですが、トイレの表示がありません。そして、中に入ってみますと、男女別なんですけど、トイレは男女兼用ではなくて別になっていますが、男女の区別のマークが消えています。全然見えてませんね、消えてて、えって思って中をのぞいてから、ああこちらが男性かと分かるのですが、そういうことでもあります。

そして、次に有明総合体育館内のトイレですが、そして、野球場のトイレは1個しかありませんね、女性用が1個、男性用が1個ですね、戸の付いた所ですね、数として1個ずつですね。有明総合体育館内のトイレについてですが、ここは洋式がゼロなんですね、まずいちばん最初に、このトイレの質問をするにあたりまして、ここの総合体育館のことをまずお願いされまして、延び延びになっていたのですが、洋式が全然ないということで、まず市民の声は、全部洋式で今の時代いいのではないかと、大変膝が痛かったりとかするので、身障者トイレはあるが、なかなかそこには入りづらいということで、身障者トイレというマークがあるので入りづらいということがありました。

そして、雨天時の遠足、そして市外の方も使用され、大崎町とかいろんな方が体育館を利用されていますが、まずここの総合体育館の使用状況ですね、私が調査したところでは、保育園の運動会とかあるのですが、少しそこいらあたりの使用状況、内容を教えてください。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 使用状況ですけれども、有明の体育館だけで申し上げますと、年間1万5,000人ぐらいの利用ということでございます。市民グラウンド、野球場、全体的に考えますと4万5,000人から5万人ぐらいの利用状況ということでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 3施設というか、他に弓道場とか、武道館とかありますが、大体3施設で4万5,000人ぐらいということでありましてね。そして、この総合体育館が1万5,000人ということで、内容はお示しになりませんでしたけど、調べましたら有明の保育園の方達が、雨天晴天にかかわらず予約して、運動会はそこでやられる保育園もあります。

そしてまた、雨天時の遠足、遠足で雨が降ったときは使わせてくださいという予約もあります。そういういろんな、そしてまた、レクリエーションですね、そういう形での利用があるということで、また、例えば、お願いされた方は、保育園にお孫さんが通っていらっしゃるおじいちゃんでした。その方からのお願いでしたが、運動会を見に行った時に、トイレを使いたいんだが、洋式が全然無いので、大変困っているということでありました。そういうので調べましたら、こういう1か所だけの保育園かなと思いましたが、そういうことではなくて、利用量がすごく多いということでもあります。

そして、シャワーとかありますが、ロッカーは40個ぐらいあるのですが、和式だけであるということ。このことについて、洋式が無いので1個だけ洋式のトイレにするというようなやり方で大体されていますが、そうではなくて、ほとんど市民の方もおっしゃいましたが、「全部洋式化してもいいぐらいですよ」という意見を頂いてますが、そこらあたりは市長はどういうお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全部洋式ということでもないのかなというふうには思います。

とにかく洋式がゼロというのは、本当に大問題だなというふうには認識しておりますので、順次洋式化を図るということについては、担当の方に修理等があった時には、ついでにというようなことのお話はしてるところでございます。現況がこういったことでございますので、こういった利用頻度の高い所については、優先的に洋式化に取り組みたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 和式のトイレが6個でしたかね、あったような記憶があるのですが、この比率をですね、混在してしまうので、その市民グラウンドの横にあるトイレは、10個ですかね、10個あるトイレが全部和式だったところを洋式化にして、一つだけ洋式になってるんですね。そのような感じで、先ほど洋式化を全部はできないということではありますが、そういう比率でされるのか、比率を逆ではないかなと思うんですね。洋式が7割とか8割、洋式が大半で、そして和式を残す、2、3割とか1割と思いますが、その比率を変えるというやり方で、順次洋式化していくというお考えはありませんか。

多分洋式化するとなったら、洋式化しましたよという形で、そのグラウンドのトイレみたいに、10個あるのが、1個だけ洋式化になるとか、そういうことになる。まあ予算の関係もあるでしょうけれども、今から5年先、10年先使うわけですね。そういう長期的なことを考えた場合、今やっておく必要があるのではないかなと思いますが、もう一遍いかがですか、比率を変えるということですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今、議員のおっしゃるとおり、洋式化の比率というのは、多分現段階でも洋式の方が上回っていると、利用される方にとっては、そちらの方が利用度が高いというふうには思うところがございます。

お話がありましたように、予算の関係もございますので、順次洋式化を高めていきたいという

ふうに思います。

○11番（鶴迫京子さん） 市民の方に答えないといけませんので、まず、この有明総合体育内のゼロというところは、しっかり洋式化をするということで、その比率は大体どのような、今即答できないかも分かりませんが、方向性として、どのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この有明の総合体育館のみならず、総体的に他の施設等も勘案しながら、利用度の高い所、頻度の高い所から、その割合を高めていきたいというふうに思いますので、順次洋式化については、取り組んでいきたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） はっきりした答えは出ませんが、順次していくということで、実施するという事ですね。そのように理解して、トイレですが、一番市民グラウンド内のトイレですね、市民グラウンド内のトイレって分かりますよね、そこの。まず、駐車場にはいっぱい車が並んでいるんですが、あそこに車を止めてトイレに入ろうと思ってみたら、やっぱり野球場のトイレと一緒に、手前から倉庫が三つあるんですね。4番目の一番奥にトイレがあるんですね。

そして、そのトイレの高さが建物が建屋が低いので、駐車場の入り口からトイレを探して、初めての方ですよ、探したら、あれ、トイレは無いなとまず思うんですね、倉庫がずっと並んで、どれがトイレかというような感じで、まずここも表示がありません。あんまりやたらめったらに看板でということではありません。まずトイレの所在が分からないんですね。そしたら、もう間に合いませんよね。だから、まず表示が無い、先ほどと一緒にです。

そして、ここが一番あれですが、本当に松山支所のトイレのこと、男女兼用でって、大分何年か前に質問したことがあります、男女兼用なんですね、それが10個ですかね、一つだけ洋式、先ほども言いました。そして、男性の小便器ですかね、そういう14個並んで横一列にスーッと並んでるんですね。本当に入りづらいというか、初めて有明町でグラウンド・ゴルフ大会に参加した時に、初めて利用した時に本当に何か感覚的なものかもしれませんが、びっくりいたしました。本当に、どうしてかなと思ひまして、だからまず、そういうことで、ああこれはあれだと思って一つ一つ念入りに見ていきましたら、木造で、まず経過年数はどれぐらい経ってるんですか。お聞きします。ここのトイレ、野球場のトイレ、そして総合体育館、そして市民グラウンドのトイレですね。

○教育長（和田幸一郎君） 有明グラウンド横の、そのトイレですが、昭和55年に整備したものです。昭和55年になります。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 体育館と市民グラウンドにつきましては、昭和55年に整備をしております。その後、市民グラウンドのトイレについては、一部水洗化をしまして、そして一部和式を二つの部分の一つにして、洋式に一つだけしてあります。野球場は、平成5年であります。

○11番（鶴迫京子さん） 55年ということで、35年経過しているわけですね、そのとおりに見ましたところ、天井を見ましたら、木材のはりがちゃんとありまして、しっかり造られてました。そして、トイレの中をドアを開けましたら、まず荷物を持って、バックなど手荷物とか、そういう

ところを掛けるところもなく、そして今度はトイレトペーパーですね、そういうところも窓があるんですが、窓のところに置いてあるという。実にこう、何と言いますかね、おもてなし日本一とか、いろいろ標ぼうされますが、果たして心遣いというか、気遣いというか、おもてなし、思いやりのあるトイレかなと、そういうのでは思います。

そして、しかしすごく掃除というか、行き届いてまして、管理はすばらしく、きれいですね、清潔ですね。すごく清潔さは感じるんですが、でも建物、建屋がそういう感じを受けるし、そういうことであります。

ここも先ほどの件と同じで、10個あるところに一つだけ、そして男女兼用で、そして入りましたら入り口と出口が、もちろん戸もありません。風通しはすごくいいです。ですので、すごく清潔感があるんでしょうね、きっと。

そういうことでありますが、そこをまた洋式の比率ですが、ここも考えていただけないのか。それと、もう35年経過して、これをこのままずっとそのまま放置して、今の状況で洋式一つを二つにして、三つにしてと年次的にやっていかれるのか。2020年国体もあります、サッカーだから、ここまでは何も使わないって思われるのかどうか分かりませんが、そこいらのことを踏まえまして、長期的なことも考えまして、ここを新設ということにはならないんでしょうか、市長、考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今議員のお話のとおり、施設自体の年数は経っておりますが、非常に清潔に保たれており、頑丈な造りになっているということで、しばらく、この施設のままで使いたいと。

そしてまた、トイレのレイアウトにつきましては、お話がありましたように、男女共用というふうになっておりますので、まずその辺を分けて、そして同時に洋式の便器を増やすというような形での改修には取り組みたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 男女兼用の所を男女別にすることです。

今ビフォーアフターというのが、テレビなどで、すごく盛んに報道されていますが、新設は無理だという答弁であります。そういう男女別にしまして、そして、洋式の便器を増やしていただくのでしょうか。外周りとか、そういう外観のリフォームといいますか、そういうところは、されないんでしょうか、新設されなかったら、そういうことは、お考えになれないんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

改修工事でございますので、足りない部分についても補充しながら改修がされるということにしたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 志布志市スポーツ振興計画の基本理念であります「志あふれる生涯スポーツのまち」、キャッチフレーズが、「スポーツで人を元気に・まちを元気に」とうたってありますね。その計画、スポーツをするということは、ただグラウンドに行っただけで一生懸命します。ああ良かった、成績が良かったとか悪かったとか、そういうことで、みんなスポーツは人を元気にさせてくれます。

しかし、5万人近くの方が総合体育館、野球場、市民グラウンドを年間利用されているんです。その5万人の方は、トイレを1回も使わないということはないですよ。最低1回は使われると思います。スポーツをしに来てですね、5万回使われるわけですね。それ以上に利用されると思いますが、そういう方々の元気のもとして、やはり人間健康が大事ですので、トイレというのは欠かせないものではないかなと思います。本当に、このスポーツ振興計画実現に向けて書いてありますよね。市民の意見を踏まえて市民グラウンド内のトイレにしっかり、年次的、計画的に整備していくということがうたわれていますよね。そういう意味合いでも、ただ不便だから、トイレの洋式を一つずつ増やしていくということではなくて、一番もとになるところではないかなと思います。

その市を訪れたときに、トイレを見たら、その市の町の文化度が分かって聞いたことがあります。そしてまた、家庭を訪問した時にも、まず玄関よりもトイレを利用して、トイレを見なさいという、そういうようなことも聞いたりいたします。トイレというのは、それぐらい大事なところではないかなと思いますが、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話のとおりだと思います。トイレがきちんとしており、そしてまた、きれいに掃除がされているということがあれば、そこで利用される方は、ここはいい所だなというようなふうに感じられるというふうに思います。

様々な施設がございまして、建設当時の社会情勢がございまして、現在の様式になっているところですが、先程来言いますように、順次ことについては、改善に取り組みたいということございまして、先ほどお話がありましたように、その間きっちり管理だけはきれいにしながら、来られた方が不快な念を抱かないような状況を保ちながら、改善に改修に取り組みをしたいというふうに考えます。

○11番（鶴迫京子さん） 旧町時代もあったのですが、そこは福祉課サイドのトイレで、公園内のトイレのことで質問をしたことがあります。その時に、やはりその当時、一般質問をしたのは、なぜしたのかというと、やはりトイレを造るとなった場合、アピアの下の公園のことでしたが、すごく外見は立派なものできていたのですが、やはりそういうところに福祉的な配慮とか、そういう違う視点の配慮に欠けていたので一般質問をした経緯があります。今、大腸がんの方がいらっしゃるのでオストメイトですかね、そういうのもして欲しいということで質問をした経緯がありますが、これ改修とか洋式化となった場合、計画的にされますが、生涯学習課とか、そういう教育委員会なり、そういうところで議論されて、その中に男性だけで議論されるのでしょうか。そこにやはり女性の視点というのを入れて欲しいなと思います。トイレだけに、やはり女性、男性分けるわけではありませんが、感覚的に先ほど市長の感想もいただきました。そしてまた、あらゆる方に男性の方にも聞いたりいたしますが、やっぱり感覚的に差があったりとかいたしますので、そういうところの計画をされる時には、その担当課の女性の意見もお聞きになっていただきたいなと思いますがいかがですか。

○教育長（和田幸一郎君） 一つの例として有明グラウンド横のトイレのことを話されましたけれども、私も実際見て、確かに男女の区別がなくて、それから洋式が一つしかないという状況を見まして、なるべく早く改善していかなきゃいけないなというふうに思います。

先ほど市長が申しましたように、一気に全てを洋式化というのは、かなり難しい部分があるんだろうと思います。和式トイレを二つ潰して洋式が一つできるような状況が学校では行われておりますので、和式がすぐ洋式、1対1ではなくて、和式が二つあって、それを潰して1基ができるというような、そんな状況がありますので、使用者の利便性を考えたら、そこら辺も考慮しなきゃいけないなというふうに思っておりますので、今の有明グラウンド横のトイレにつきましては、即時補修ができる部分は、そのような形で進めていきたいなというふうに思っています。

それからもう1点、女性の観点をに入れて欲しいということでしたけれども、これについては、補修の計画を立てる段階で職員にも女性がおりますので、そういう女性に聞いて、その意見も取り入れるということは可能かなと、そういうふうに思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 女性の視点を入れて補修計画に臨むという答弁をいただきました。

そういうことで、この3施設のトイレも洋式化の方向に向かって実施するというところで、市民の方にもお知らせしてよろしいんですね。最後の確認をいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） ただいま議員の御質問を受けながら、本当に早く少しでも洋式化を進めれば良かったかなというふうには思ったところでございます。

予算の問題もございますが、なるべく市内の様々な施設を見回しながら、順次このことについては取り組んでまいりたいと思います。

○11番（鶴迫京子さん） 洋式化については、しっかりした答弁をいただきましたので、これでよしといたしますが、まず先ほど私の方で、ちょっと気付いたことを言いました、トイレの表示が無いとか、男女のマークが消えてるとか、そういう表示板ですね、そのことに関して答弁をいただいていませんが、答弁をいただきたいと思います。

○生涯学習課長（樺山弘昭君） 案内の看板とか、サインが足りない状況でございます。

先ほど言われました野球場の男性、女性の看板については、調査しましたら足りませんでしたので、担当の方にすぐ購入するように指示はしたところでございます。

その他、いろいろ先ほどありましたように、改修の際には利用者の立場から、それから誘導サインとか、案内板等についてもあわせて検討してまいりたいと思っております。

○11番（鶴迫京子さん） 野球場のトイレを調査に行った時に、ちょうど近畿大学の野球の方達が50名ぐらいですかね、ダグりに宿泊して来ているということで、一生懸命練習されておりました。すごく、もう見ただけで元気がこちらでもらえましたが、そういう若いですからあれですが、やっぱりトイレが本当に1個しか無いということで、そういう野球をされる方は、健康管理に気を付けられて、おなかの調子が悪くなるとか、そういうことも無いとは思いますが、グラウンド・ゴルフ、野球されたりとか、やっぱり市民のそういう方々のトイレというのは、遠くにあって、本当にこういう表現をしていいのかわかりませんが、「出物腫れ物ところ嫌わず」というのを聞いて

たことあるんですね、本当に間に合わないということがあります。ですので、今後の検討課題として、一応トイレがありますが、その簡易なトイレでもいいですが、近くに少し置くとかですね、そういうことも市民の方たちの声を聞いて、そういうことにも対応していただけたらいいのかなと思います。

トイレの件で洋式化に向かうということで、そしてまた、男女兼用のところを男女別に考慮するというのを回答いただきましたので、一応この3施設のことについては終わりますが、次に有明、やはりトイレのことではありますが。

次に、有明公民館施設整備についてであります。このことも、やはり市民の方から御指摘を受けたわけですが、公民館内のトイレ改修の今後の見込みと考え方についてということで、お伺いいたします。

この公民館施設、有明公民館の年間の利用者数と、その内容をまずお聞かせください。

**○生涯学習課長（樺山弘昭君）** 有明公民館、旧改善センターでございますけれども、その利用状況でございますが、平成26年度の実績では年間2万4,000人ぐらい利用されております。月平均にしますと、2,000人ぐらいでございます、一日で100人近い方が利用されている実態でございます。

利用者ですけれども、今いろんな同好会、生涯学習の講座等があるところでございますが、例えば、講座の中国語講座とか短歌会とか、木彫りの講座、フラダンス、囲碁、文化協会の会とか健康体操とか、その他では、あおぞら農協さんとかあります。その他、市役所の関係の会議等々もあるところでございます。非常に利用率の高いところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今課長から答弁がありましたように、大変有明地区公民館は利用率が高いということですね。

旧有明町時代では、志布志町でいったら文化センターみたいな施設ではなかろうかな、そういうことを兼ねているという今の答弁でもありますが、本当に月に平均して200人ぐらいでしたかね。2,000人ですね、2,000人ぐらい利用者がいるということで、そして有明地区公民館のトイレは、身障者トイレはしっかり整備されてありますが、ここもまたトイレの数が4個しかなくて、男性の所に4個、女性用が4個ですが、そこが洋式トイレは1個だけですね。先ほど教育長から「和式を2個潰して、洋式を1個にするんですよ」ということがありましたが、本当にこの利用者数にしては、トイレが4個しかないということで、特に女性は、いろんな旅行に行っても女性のトイレは長蛇の列ができるぐらい利用者が多くて、また時間がかかるということもありまして、どうにもできないのかも分かりませんが、ここの洋式トイレを1個しかないの、ここをまた比率を変えて和式が1個で、あとは全部洋式でもいいんじゃないですかという意見をいただきました。

生涯学習のまちということで、高齢者など生涯学習講座にいっぱい入られてます。そういう方々は、本当にトイレの利用回数というのが、何回もトイレに行ったりするわけではありますが、ここを4個でどうかということで、今まで苦情は無かったよということでありますでしょうか、いかがなものでしょうか。



○教育長（和田幸一郎君） 有明地区公民館のトイレのことですけれども、先ほど言いましたように非常に会議も多くて、ホールもよく使われている、そういう施設であります。

トイレにつきましては、先ほど議員言われましたように、洋式のウォシュレットトイレが一つ、それから男性用の大便器が三つのうち一つが洋式、それから女性用は五つのうち一つが洋式と、こういうふうになってます。

高齢化等を考えると、それから利用者等を考えると、洋式を増やして欲しいという声があるというのも事実かと思えます。

今後につきましては、先ほどのグラウンド横のトイレも一緒ですけれども、予算的な面、それから技術的な面も含めまして、なるべく改善できるところを改善していくということで、そういう基本的な考え方のもとに洋式を少しずつ増やしていくという、そういうことでどうかなと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 現時点で、まだこれからですので、検討・研究ということは、これからになると思いますが、4個で洋式化をしていく。数としては増えないわけですね、現在のところですね。

よく高齢者って言うと語弊があつたりしますが、自分たちもそうですが、トイレに行かれる方がたくさんになった時に、トイレの数が2個とか4個とかしか無かったら、本当にもう生理現象でするので間に合わないの、男性のトイレが空いていたらそちらに入っていく、いいよいいよって、横断歩道も一人で渡れば怖いですが、赤でも。みんなで渡れば怖くないという、なんかよく分かりませんが、そんな感じでドーッと女性が男性のトイレに入って用を足す。そして、男性が来た時に、出てきた方が女性で、男性の方が自分はトイレを間違ったかなとかって、びっくりされてキョロキョロされて、よく見たら、いや、男性のトイレだったということで、よくよくあることですが。本当に数の問題とか、そういうことも含めまして、また検討課題に入れて欲しいなと思えます。

○教育長（和田幸一郎君） 確かに先ほど言いましたように、幅広い利用者が来る中でのトイレの整備が遅れているというのは事実かと思えますので、先ほど言いましたように予算的な面を含めまして、利用者が少しでも利用しやすいような、そういうトイレを今後年次的に計画的に進めていきたいなど、そういうふう思っております。

市長部局の方とも十分相談しながら、予算的な面もありますので、改善の方向に進めていくということで御理解いただければと思います。

○11番（鶴迫京子さん） まず、先ほど答弁していただいたんですが、利用内容ですね。その他で、施政方針でもうたわれています。

「27年度は志布志市“志”ツーリズム協議会を中心に、修学旅行生の農家民泊や日帰り体験など、約400名を受け入れた。今後も地域の特色を生かした農家民泊や日帰り農業体験メニューの開発に取り組む」と述べられております。この修学旅行生の受入式、解散式の時に有明地区公民館の前であるのですが、この400名の子供達も、ここのトイレを利用すると思えますが、他県の都市

部からの、多分都市部が多いと思いますが、修学旅行生としては、大半で和式のトイレを、中には和式のトイレを初めて見たというような、知らないお子さんもいるやもしれませんが、先ほども言いましたが、やはりその町の文化度を測るには、トイレを見ればよいというようなことで、せめて、先ほども何回も言いますが、洋式のトイレの比率を逆にすべきであると思います。ぜひここをいろんな角度から検討されて、大変利用率の多いトイレですので4個という数がどうなのか、洋式化はするということでありますので、何かの策はどこかに増設は技術的に難しいかもしれませんが、何かの方法を研究して頂きたい、検討して頂きたいと思います。

この有明公民館のトイレのことで最後ですが、最後に市長のお考えをお聞かせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

先ほど教育長の方から答弁いたしましたように、このことについても利用者の便宜が図られるように、そしてまた、使われる方が気持ちいい形で使われるような施設にしていきたいと。そしてまた、数につきましても検討を加えながら改修をしていきたいということでありましたので、協議を進めながら改修に努めてまいりたいと思います。

**○11番（鶴迫京子さん）** 教育委員長にも通告していましたが、参考までにお伺いしたいと思いますが、小中学校のトイレの洋式化の進捗率はどのようになっていますでしょうか。

**○教育長（和田幸一郎君）** 学校のトイレも和式がどこも多いわけですが、現在の本市の洋式のトイレ化の割合は24.6%になっております。大体4基に1基は洋式というふうに御理解いただければと思います。

**○11番（鶴迫京子さん）** 学校教育という面で、私こういうトイレを洋式化にしてくれ、そして外見も良くしてくれとか、いろいろ難題を言っているようではありますが、個人的な意見としましては、市民グラウンドの横のトイレなどは、きれいに清潔で大変天井を見て、先ほどははりがとか言いますが、あれは全然利用されないで見た時、そういう一般質問とか、議員とか、そういうのを抜きにしたら大変こう、今35年経過していますが、あと35年経過して70年ぐらい経った時は、100年とか経った時は、ああいうトイレがもう多分全然無いでしょうから、そういうトイレをどこかに、ミニトイレでもいいですが、あのままそっくりどこかに置いて、そして昔の変な話ですが、教育に、全部その頃は洋式トイレだけになってるかもしれませんが、そういう昔はこうだったんだよねということにもできるのではないかなという。それは本当に個人的な意見で、私は市民の代弁者ですので、市民の皆様の考えをここで述べているのですが、今度はそういうことで100年後は、そのトイレを見に、どこそこから来る人はいないかなとか、そういうことも笑い話かも分かりませんが、思ったりしますが。教育長、だから小中学校の進捗率はどうですか、「4台に1台です」ということでありますので、教育現場で1台ぐらいは、反対になりますけど、今のようない意見というか、どんなものでしょうか、教育現場としては。

**○教育長（和田幸一郎君）** たぶんですね、学校の施設の中で、一番整備が遅れているといわれるのは、トイレだと思います。なぜかといいますと、子供達が住んでいるお家では、もうほとんど洋式なわけです。公共施設もほとんど洋式と。小学校に上がる子供達が、初めて和式トイレを

利用しなきゃいけないというようなことで、幼稚園では、和式トイレの使い方とか。それから、男の子は、立って小便をするということはお家では無いわけですね。そういうことを考えますと、小学校は、ほとんど男の子のトイレは立ってするわけですがけれども、そういうこと等を含めて、学校に上がった時に、子供達がまずトイレをどう使っていくのかというのは、一つの教育の先生たちが苦勞するところでもあります。

学校のトイレは、ちょっと臭いとか、汚いとか暗いとか、何かそんなイメージもありまして、「トイレに行くのが怖い」という子供達もいたりしますので、そういうトイレの環境をできるだけ改善していかなくちゃいけないというのは、私たちの一つの課題かなと、そういうふうには思っています。

議員が和式トイレを少しでも残しておいた方がいいということですか。こちらに保存して欲しいということですかね。

[鶴迫京子さん「開田の里とか、そういう所に、学校に残して欲しいということではなくて」と呼ぶ]

○教育長（和田幸一郎君） 何を残して欲しいということですかね。

すみません、私の方から質問していますがけれども、質問をもう一回お願いいたします。

○11番（鶴迫京子さん） すごく質問と個人的な意見としまして、蛇足になるんですが、学校現場で残せということではありません。私は洋式化にして欲しいということで質問していますから、そうではなくて、開田の里とか、そういう所に展示でもないですけど、そういうことも、これはちょっと議場でするような話ではないですね、個人的なあれですので、もう次に移ります。答弁はよろしいです。すみません。

次に移ります。もう時間が迫ってまいりましたので。先ほどの話は、トイレのことだけに水に流して、聞かなかったことにしてください。個人的な話です。すみません。

次に移ります。障がい福祉についてであります。

心身障がい児・者の前に「重症」の2文字がある重症心身障がい児・者とは、どういう方々ですか。その方々の命と社会的に存在する意味を私を含め、皆さんと共有するために改めて説明を求めます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

重症の心身障がい者・児とは、重度の身体障がいと重度の知的障がい重複した状態の子供さん、またはその方でございます。

議員もそうですが、私も先日、重症心身障がい児・者の勉強会に参加させていただいたところでした。その際に当事者や、その家族の皆さんが抱える心配ごとや日常生活において困っていることを聞きまして、改めて、その大変な状況について認識をしたところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 通告していました重症心身障がい児・者の療育と支援体制について、本市の現状と今後の取り組みについてお伺いしたいということでもあります。

市長の方からも答弁がありましたが、2月5日でしたね、健康プラザで岡山大学歯学部九州歯

科大学臨床教授の緒方克也氏により「重症心身障がい児・者の療育と支援体制」と題しまして講演と、その教授による食事介助の個別指導が行われました。

そしてまた、鹿児島の手をつなぐ会の方の講演もありましたが、この緒方教授は、一般社団法人日本障害者歯科学会前理事長であります。また、社会福祉法人「JOY明日への息吹」理事長ということで、以前「夢しづく工房」への支援や、JOY倶楽部というクラブで、文化センターでのコンサートがありましたね、なかでも「TSUNAMI」というのを演奏されまして、観客も本当に感動を味わったことは、記憶に私も新しいところであります。このように志布志ゆかりの緒方教授の講演に、市長と福祉課長もお見えでした。課長共々、特に市長は、お忙しいのにも関わらず、最後まで熱心に講演を聴かれ、参加者からの質問・要望等に答えられておりました。

そこで、お伺いいたしますが、その質問・要望等などに対しまして、お持ち帰りになられてから、どのような検討をされたのか。また、その内容もお示しください。内容をお示しして頂いて、そしてまた、そのことがどのように担当課で検討されたのか、具体的に詳細にお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

重症心身障がい児・者の支援体制ということでございますが、障がい種別や程度も様々で一概には言えないところでございますが、利用が想定される障がい福祉サービスには、身体上の障がいを補うための補装具の支給や、日常生活の便宜を図ることを目的とした日常生活用具の給付がございます。

また、日常生活を支える支援として、居宅介護や移動支援、日中一時支援や短期入所のほか、発達面では基本動作の指導や集団生活への適応訓練を目的とする児童発達支援などがあるということでございます。

また、経済的な面での支援としまして、重度心身障害児医療費助成や障害児福祉手当の支給なども実施しているところでございます。

今後におきましても、障害者基本計画で定めました「ともにつながり支え合う 安心して生き生きと暮らせるまちづくり」を基本理念に障がい福祉施策の推進に努めてまいりたいと思います。

○市長（本田修一君） 具体的な検討内容につきましては、担当課長に答弁させます。

○福祉課長（福岡勇市君） 講演会が2月6日、7日にあったところでございます。2日間に分けてありましたので、私は2日間とも参加いたしました。前日、6日になるんですけれども、その時には保健師、それと障害福祉係は全員出席しております。そして、議員も出席されました勉強会についても、障害福祉係と私、市長も出席しているところでございます。

その中で、保護者の方からいろいろな意見が出たところでございます。出た質問内容について、ちょっと説明をいたします。

まず最初に、通学に関する支援、それとお風呂に関する支援、移動に関する支援、療育を受ける場に対する支援、それと小学校特別支援学級に関する支援等の質問があったところでございます。そのことを受けて、一般質問だけでなく、その前にも市長と協議をしたところでございます。このことについては、福祉課サイドでも何の支援ができるかというのをいろいろ検討した

ところでございます。

以上です。

**○11番（鶴迫京子さん）** 通告がある前にいろいろ検討をしたということではありますが、具体的な答弁が返ってきていませんが、保護者の方が具体的に、このことをこうして欲しいということと言われましたね、支援が欲しいということで。例えばですよ、移動支援ということで社協さんの移動支援には社協さんのワゴン車が1台しかない。それを使ったら、社協の方で使っていたら使えない。そういうことも話が出ました。そういうことをお聞きしたかったんですが、やはり担当課長と勉強会に参加した私たちは分かりますが、やはりこの重症心身障がい児・者の療育と支援、支援体制ですのでね、どうやって支援していくかというのは、ただ担当課だけが支援していくということではなくて、みんながその状況を共有する。最初に言いましたが、命のこと、そしてまた、そういうお子さんたちが存在しているということ、当たり前の生活が当たり前にできない、重症心身障がい児・者という存在ですね。そういうことを一緒になって情報も共有して、そしてまた、その痛みとか、そういう辛さ等も共有するということが質問もしているわけですし、また保護者の方は相当悩み、苦しみ、毎日がそういう状況ではないかなというのをすごく感じましたので、質問しているのですので、担当課も、こういう願いがあったということ具体的に、勉強会に行っていない方も分かるように説明していただきたいなと思います。

**○議長（岩根賢二君）** 検討結果があれば、福祉課長。

**○福祉課長（福岡勇市君）** 先ほど質問のあったことについて、ちょっと回答をいたします。保護者の方から質疑があったことについて、それを回答いたします。

特定の方ではなくて、一般の方にも通じることですので、御了承お願いいたします。

まず最初に入浴車のことについてですけれども、通常申請があれば、入浴車については社協の方で配車してもらえますけれども、このことについては1週間に1回という規定があるところでございます。移動支援のことでございます。すみません、移動支援で1週間に1回と規定をしているところでございます。

あと重症の方で、お風呂に入れない方についても訪問入浴という形で実施しているところがございます。

あと質問の中で具体的に、入浴における事故の危険からテーブルの上に吸水シートを敷いて体を洗っているが、その費用も月額3万円以上かかり経済的に大変である。他の方からも成長に伴い、体が大きくなることで、お風呂にいれる家族の重労働もあるということの意見があったところがございます。そのことについて協議した分を回答いたします。風呂への入浴に関しては、障がいの状況や年齢に伴う成長などにより、入浴方法も個々に考える必要があるところがございます。施設や医療機関での入浴を利用したり、訪問入浴車の利用や入浴に必要な補助用具の支給、居宅生活動作補助用具として、住宅改修なんかも助成なんかも考えられるところがございます。

それぞれの状況を考慮しながら、利用可能な支援サービスにより対応したいという協議結果でございます。

あと重症心身障がい児の場合、児童発達支援を利用するとなると、利用者に看護師等の配置は不可欠だが、近くにそのような体制が整っていないと実際には利用できない現状への対応をどのように考えているかという質問もあったところでございます。それを協議した結果、市内のサービス提供事業所の状況や社会資源が少ないため、身近にサービスを受けられない状況等もあることは認識しているところでございます。現在、本市、曾於市、大崎町の2市1町で立ち上げております自立支援協議会の中でも、子供部会というのがあります。その中でも支援に対するいろいろな勉強しているところでございます。緒方先生も言われたとおり、更に医療・福祉・教育などの関係機関と連携を取って充実することができるように研究していきたいと考えているところでございます。

特別支援学級から普通学級への支援の体制ということについては、教育委員会の方で回答をお願いいたします。

○教育長（和田幸一郎君） 重度の今、障がいのことを言ってるんですね。こちらから質問があったときにお答えします。

○11番（鶴迫京子さん） すみません。混乱してしまいまして、私がいけないのでしょうかね、ごめんなさい。

まず担当課長の方からありましたが、先ほど入浴介助ということで、ペットシートですね。敷いて、体重が年々重くなって入浴介助するのに、そういうペットシートを二、三枚使っている。そのシートは自費になっていて、お金が高額であるということで、これは福祉用具には入っていないから自費になるのですが、そこの検討はされなかったですか。何人かの方がこのことをおっしゃったですよ。

○福祉課長（福岡勇市君） ペットシート、吸収性シートについても協議したところでございます。

日常生活用具の給付条件というのがありまして、原則重度の障がいを持っている方や難病患者の方が対象ですが、対象種目ごとに障がい種別、その程度を定めているところでございます。その要件の中で、厚生労働省の告示第529号にありますとおり、1番目といたしまして、障がい者等が安全かつ容易に使用できるもので実用性が認められるもの。2番目といたしまして、障がい者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの。3番目といたしまして、用具の製作・改良、または開発にあたって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの。というのがありますので、今度のことについて、今最後に言いました3番目の分には当たらないかということで協議をしたところでございます。

あと吸水シートもですけども、福祉課障害福祉係の方でも協議した結果、このことについては、入浴に関連するような対象種目については、移動用リフト、それと入浴補助用具、住宅改修などがあるところでございますので、このことについては、今後またケース会議を開いて、どのようにしたらいいかというのをまななければいけないと考えているところでございます。

以上です。

○11番（鶴迫京子さん） 通学補助といますかね、1人の方がお子さんを車の後ろに乗せて、そして運転して通学するのに大変危険な状況で運転しているので、そういう補助というか、付き添ってくれる支援してくれる、一緒に、通学補助ですかね、乗っていつてくれる方は支援していただけないかというような質問もあったのですが、そのことは検討されなかったですか。

○議長（岩根賢二君） どこが答えるんですか、執行部。

[鶴迫京子さん「付き添いですね」と呼ぶ]

○福祉課長（福岡勇市君） 重症心身障がい児が養護学校に通学するということなんですけれども、通常は普通の障がいの方なんですけれども、現在市内の重症心身障がい児が養護学校に通うには、牧之原養護学校か鹿屋養護学校かのどちらかだと思います。どちらにしろ30分以上かかりますので、障がいの状況によっては、長時間の移動により身体の負担や看護を要することが想定されるところでございます。バス通学や送迎が困難な場合も考えられ、非常に難しい問題であるところですよ。

障がいのそれぞれの状況、対応をしながら利用可能な支援サービスにより対応したいと考えているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 質問に入る前に、最初にお聞きすればよかったのですが、本市に、この重症心身障がい児・者という該当する人数とか、現在の状況はどのようになっているのか。先ほどの支援してくださいという保護者の訴えのことを今質問していますが、まずお聞きします。

○福祉課長（福岡勇市君） 市内には重症心身障がい児・者はどれぐらいということなんですけれども、回答をいたします。

重症心身障がい児・者については、重度の身体障がいと重度の知的障がい重複している、市長が答弁したとおりでございますけれども、18歳未満の児童については6名、18歳以上が37名と把握しているところでございます。また、3歳未満については、手帳の取得がないところでありますので、同様の状態にある児童が2人いるところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 相当な数ではなかろうかと思いますが、その中で教育のことも、教育、小学校に通っている保護者の方から質問がありましたね、要望というか、こちらの方ですね。特別支援学級の先生というか、特別支援学級の教室の先生と普通教室の先生ですね、その情報共有というか、連携というか、学習というか、そういうところはどうなっているのか、何かしら希薄に見えるというようなことの質問が出たのですが、いかがでしょうか。

○教育長（和田幸一郎君） 学校には今障がいのある子供達をちょっと学校の現状でいいますと、知的な障がいのある子供達、それから情緒的に障がいのある子供達、それぞれ特別支援学級がありまして、学校によっては二つともある学校もありますし、一つしかない学校もございまして、そういう障がいのある子供達がいる学校。それから通常の学級で発達障がいの子供達というのも本市にもたくさんおありまして、通常の学級で発達障がいがある子供達は、通常の学級の中で教育を受ける。そういうシステムになっております。

今、議員が言われましたように、特別支援学級で学んでいる子供達の情報が通常の学級で担任をしている先生達と情報が共有されていないのではないかと御質問ですけれども、これは本当にあってはならないことだと思います。なぜかといいますと、特別支援学級で学んでいる子供達というのは、いつも特別支援学級だけで学んでいるわけではないわけです。教科によっては、例えば体育とか、そういうときには通常学級に戻って、通常の子供達と一緒に学ぶと。そうすることによって社会性が育っていくということになりますので、学校全体で特別支援学級の子供達を見守って育てていくというのが基本ですので、各学校においては、やはり通常の学級で学んでいる子供達、そして特別支援学級で学んでいる子供達、先生も情報の共有をしていくということが基本だと思いますので、もし、そういう声があるとすれば、私の方もまた再度、学校の方に基本的なこととして指導をしてまいりたいと、そういうふうに思っております。

**○11番（鶴迫京子さん）** 先ほど人数も述べられましたが、この勉強会に本当に熱心に来られていまして、毎日がお子さんとの戦いではないですが、本当に愛情を込めて、食事介助など、緒方教授の指導を受けていらっしゃいました。本当に、そういう先ほど教育長の方から答弁がありましたように、両方の交流があって、勉強も通って通級ですね、通って勉強も受けているということでもありますので、子供達は垣根なく、そういうことを見たり聞いたりしながら、交流も図られて、そして成長していくのではないかと思います。それを教える指導者の教師の中で勉強不足だったり、研修不足だったりとか、そういう情報共有不足ということが起こったとしたら、子供達に大変不幸なことでありますので、その指導というか、年に何回か、教育長が指導するだけでなく、何かのカリキュラムの中に組み込んで勉強会なり、そういうことを計画できないか、今年度は無理かもしれませんが、そういうことは考えられないか、またお聞きします。

**○教育長（和田幸一郎君）** 学校においては、校内研修というのがございます。必ずどこの学校も、特別支援教育に関する研修というのは行っていると思います。

それから、本市には、そういう障がいのある子供達に対しての支援をしていく特別支援教育支援員、これが15名ほどおります。この特別支援教育支援員の方々の研修というのも市独自で行っておりまして、特別支援教育支援員の資質向上というのも、年次的に図っておりますので、その場で、また今議員御指摘のような情報の共有、そういうことも含めて、市全体の特別支援教育支援員の資質向上というのを図ってまいりたいと思います。

その他の担任の先生方の指導というのは、私ども校長研修会、そういうので指導を図っていかねばと思いますので、いい機会ですので、そのこともまた触れていきたいなど、そういうふうに思っております。

**○11番（鶴迫京子さん）** 重症心身障がい児・者の療育と支援体制ということで、この頃教授によりますと「療育」ということを使わずに「発達支援」というようになったんですよということもありましたが、本当に、ただその保護者の方だけ、こういう悩み、いろいろ抱えてらして毎日が大変ですが、本当に行政、そしてまた、福祉関係、教育関係、そして医療関係、全ての機関が連携して支援体制を構築していかないといけないことではないかなと思います。



本当に、つくづくこの勉強会に参加しまして、考えるところがありました。そして、本当にお子さん達と申しますか、そのまま成長されて20何歳とかいう方もいらっしゃるかもしれませんが、本当にそういう子供を抱えていらっしゃる家庭のお子さん達は、本当に普通の家庭が、今テレビ報道で親が子を殺したり、子が親を殺したりとかありますが、そういうことを比べましたら、本当に愛情の深い方達ばかりだなというのを痛感いたしました。

ぜひ、そういうところにみんなの力で支援をしていって頂きたいなと思います。自分の身になって考えて頂きたいと思います。

最後ですが、障がい福祉について市長、やる気というか、そういう考え方をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も今回勉強会が開催されるということで、お招きを受けまして、冒頭行きまして挨拶も述べさせていただいたところでございます。

そして、内容をお聞きしまして、本当に、その重症心身障がい児・者の抱えておられる御家庭、保護者の皆さん方は、本当に苦勞されているんだということが実感として感じられたところがございます。本市としましても、担当の方で充分その方々の御意見等をうけたまわっておりますので、そのことを受け止めながら、本市におきます障がい福祉施策の一環として推進をしてみたいというように思います。

○11番（鶴迫京子さん） ぜひそういう悩みに耳を傾けて、自立支援協議会とか、そういうネットワークもあるみたいですので、ぜひいろいろと手立てをしていって頂きたいなと思います。

もう時間が残り少なくなりましたので、最後に教育行政についてであります。

平成26年12月議会で地域振興の観点から同じ質問をしましたが、1年3か月前に心配していたことが現実味を帯びてきています。今回、当初予算に計上されてはいますが、県立志布志高等学校の存続ということで、28年度の高校は存続しているのですが、クラス編成が3クラスになるのが確実の方に見えてきている、確定ではありませんが、そのような暗い状況になっています。このことについて、予算計上されている当初予算についても触れてもらいたいと思いますが、市長の見解をお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

志布志高校の在り方につきましては、平成24年3月、県の大隅地域の公立高校の在り方検討委員会におきまして、曾於地区の普通科中心校として、これまでの進学実績を踏まえ、生徒のニーズに応える進路指導體制の更なる確立を図り、1学年4学級以上の維持に努めるべきであるとの提言がされております。

私としましても、志布志高校の活性化のためには、まずは進学校としての進学実績を高めていただくこと、そして、そのことをもっと積極的にアピールすることが大事ではないかと考えております。その上で、市内の児童生徒の学力向上を図り、志布志高校への進学が推奨されていくことが必要ではないかというふうには考えております。

○教育長（和田幸一郎君） それでは、教育委員会の立場から今回の件を受けての答弁をしたい

と思います。

平成28年度公立高等学校入学者選抜学力検査が今週二日間にわたって実施されました。本年度の志布志高校の最終出願の状況ですが、学力検査定員156人に対し、出願者115人でしたので、0.74倍でした。昨年度は0.85倍でしたので、出願者数は減少しているという状況がございます。

志布志高校の生徒数の確保を図っていくためには、志布志高校自身が自分の学校がどんな特色があるのか。例えば文武両道ということで学業も部活動も頑張っている、ボランティア活動も頑張っている、進学実績もかなり上がっているなど、志布志高校の良さというものを中学校の高等学校説明会や保護者、地域の方々にもっと積極的にアピールしていただくことも大事な事かなと思っております。

以上でございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 今度の当初予算で、ここに予算説明資料があるんですが、ここに志布志高等学校に在籍し、バス通学する市内の生徒、ただし、平成28年度は新1年生に限るということで100万円一般財源から出ているのですが、そしてまた、広報等支援補助金ということで、尚志館高校に50万円、志布志高校50万円ですかね、予算計上されています。このことを踏まえまして、まず質問いたしますが、「新1年生に限る」ということで、初めてだったからそうなのか。2年生、3年生と、その検討とか、なぜ新1年生に限るということになったのか、お知らせください。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

この予算措置につきましては、志布志高校の存続のためということでございますので、新1年生をいかに確保して学級数を確保しながら、そしてまた、生徒数を確保しながらするためには、どのような取り組みが必要かということを考えて上で、このような予算措置としたところでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 平成26年12月議会に質問いたしまして、その時に今の議長も同じ質問をされました。そういうことで、それから1年3か月経っていますが、いろいろ高校側とも協議されたり何回かあったと思いますが、その中で、こういう結論が出たということで、やはりこの1年だけ、存続のため、クラスということでもありますが、やはり次、この1年生が2年、3年ってなった場合は、もう無くなるわけですか。

**○市長（本田修一君）** お答えいたします。

今期の1年生からスタートということでございますので、在籍する間は支援がされるということでございます。

**○11番（鶴迫京子さん）** 見直しが無い限り、この事業は今年度が初めてですが、一応継続していく方向なのですね。

先ほども答弁がありましたが、志布志高校の高校自体も努力して、そういう学生を進学率を上げて、そういうことに努力して欲しいということでもあります。

県立ですので、市は助成をして頂いたということは、素晴らしいことだとは思いますが、県立だから、あまり市は関与できないということではなくて、地域振興とか、そういう教育、小学

校、中学校の子供達は高校に行く、その高校を地元の高校に出して、地元にも、大学は外に出ても、その行く先は、また地元に戻ってきてもらって、ふるさとに貢献していただく人材を育てるということがありますので、やはり高校というのは、すごく大事になりますので、ここに至った経緯で、1年だけということ、そして、それは継続していく。この他には議論は無かったですかね、これしかないということですかね。

**○教育長（和田幸一郎君）**　今回は、この二つの案を提案をいたしました、これまでいったいどういう方策が一番いいのかということで、例えば、垂水高校とか大口高校、大口高校などは大学に合格しました。この前も新聞で紹介されていましたが、100万円有名大学に合格した子供が100万円もらっていましたが、そういう大学、そういう支援の在り方等についてとか。それから大手の塾の先生たちを招いての講義、そういうのも取り入れたかどうかとか、それから何か資格を取る時の支援をしたかどうかとか、様々な立場でこれまでずっと教育委員会の方も市長部局と相談をしながら検討を重ねてまいりました。その中で、今回落ち着いたのが通学費補助と、それから先ほど学校がもっともっといろいろなことでアピールして欲しいという思いがありましたので、その分の支援策ということで現在落ち着いたところでございます。

今後につきましては、学校の取り組み状況を見て、まだこういう支援がやっぱりいいのかというようなことが出てくるかもしれません。その時には、また検討をしていきたいと思っておりますが、今、私どもが考えている方法としては、この二つの方法が一番いいのかなということで、落ち着いたところでございます。

以上です。

**○11番（鶴迫京子さん）**　ここに志布志高校の在り方に係る検討委員会の意見ということで、先ほど市長の方もありましたが、高校として将来を見据えた生徒の多様なニーズに対応するため、生徒の進路希望を的確に把握し、個々に応じた進路指導体制を更に強化する必要があるということも述べられています。

そして、志布志高校というと進学校であります、その進学というの、いろんな今は各種学校もありますので、難関大学というか、そこだけに限定して募集となりますと、やはり小・中学校の教育、学習の偏差値とか、そういうので受験できない、志布志高校に行きたくても行けないという状況も出てくるので、小・中学校の学習力を向上しなきゃいけないというのもあるんでしょうが、やはり全員志布志高校にあって大学進学ではなくて、各種学校にもありとあらゆる各種学校に最終的には進学していきます。そうやって、今のニーズ、保護者のニーズ、そういうのを捉えた時の、そういうことを考えまして、ただバス通学で援助というよりも教育長もおっしゃいましたが、多岐にわたっての援助も方法があるかと思いますが、そのためには志布志高校との連携、指導ですね、やはり一連の中で何かしら協議されたり、ただ向こうから要望があった時だけ、こっちからあるとか、そうではなくて、そういうような、せめて1年に1回でもそういう担当課でもいいですが、話し合う場、そしてまた、高校の保護者などPTA、そういう方も交えての在り方を検討するというか、そういうことを、いろんな問題点を協議するというような場は設

けられないものでしょうか。

○市長（本田修一君） 今後の取り組みについて、平成28年度については、更なる支援策につきまして、幅広い視点から協議・検討していくために志布志高校の生徒確保のための協議会を設置していただくよう志布志高校に働き掛けてまいりたいというふうを考えております。

その中で、行政として支援ができることがあれば取り組んでまいりたいと考えております。

○11番（鶴迫京子さん） 1年3か月いろいろ両方とも協議されまして、こういう結果、予算書に計上されなかったことに比べましたら大変一歩も二歩も進んでいるのかなと思いますが、でも4クラスが3クラスになるという、そこまでなんか見えているような気がいたします。

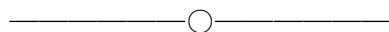
本当に大臼高校などは、もう3クラスに減ってから、支援を一生懸命しています。そうしないと、本当に志布志高校は、本当に今度は存続ということの問題になっていくと思いますので、その時には間に合いませんので、そういう協議会を高校の方にも立ち上げたりしていただきたいなと思います。

先ほど、そういう予備校との連携というのを他の高校が新聞にも出ていましたが、そういうところから塾の講師を呼んで、ゼミナールを開いて勉強・学習の向上に向けてするという、そういうのも、またある意味、市としてもインパクトがあって、ああすごいな、そういう高校に行ってみたいなという生徒も保護者も増えるかも分かりませんし、いろいろな手立てをして、尚志館高校も私学であります、高校2校しかないですが、その高校がしっかり存続して、子供達を教育する場が保たれるような、環境を見守って、そしてまた、ぜひ支援して行って頂きたいと思いますが、最後に予算計上で100万円ということですが、該当者は新1年生、このバス通学で2分の1の補助になる該当者は何名ぐらいいらっしゃるんですか。

○教育総務課長（溝口 猛君） 今回当初予算で掲げている通学補助の該当者でございますが、13名を予定して予算計上しているところでございます。

○11番（鶴迫京子さん） 本当にこのことは、また今度校長が新しくなられますので、新体制になっての志布志高校ということでありますので、また新たな視点を持っていらっしゃるかも分かりませんので、そういう予備校関係とか、いろんな角度からの支援という体制をしっかりとっていただいて、また今後のことに期待して一般質問を終わります。

○議長（岩根賢二君） 以上で、鶴迫京子さんの一般質問を終わります。



### 日程第3 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第38号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第38号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、

説明を申し上げます。

本案は、水道未普及地域解消事業により、新たに整備された志布志町帖の一部の区域の水道を使用に供するため、当該区域を上水道事業の給水区域に加えるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○水道課長（鎌田勝穂君） お疲れさまです。

議案第38号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案は、平成27年度に事業実施いたしました田床、柳井谷地区の水道未普及地域解消事業の完成に伴い、新たに整備された志布志町帖の一部の区域の水道を使用に供するため、当該区域を上水道事業の給水区域に加えるものでございます。

今回の条例の一部改正につきましては、本則の改正はございません。別表に新たに整備された志布志町帖の一部区域を追加するものでございます。

それでは、議案説明資料の新旧対照表で御説明申し上げます。説明資料の1ページをお開きください。下線が引いてある部分が、今回改正する部分になります。下から2行目でございます。「字二反野の一部」を「字二反野の一部、字柳井の一部、字牧之内の一部」、2ページに続きます。「字竹下の一部、字柳ノ下の一部、字山下の一部、字笹ヶ野の一部、字堂田の一部、字柳井ヶ野の一部、字後迫の一部」。また、「船迫の一部」を「字船迫の一部、字下田の一部」に改正するものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

御審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今説明がありましたが、1点だけちょっとお願いします。

田床集落、そして柳井谷集落、ここに45か所ですかね、ということですがけれども、全てその自治会に加入されている方々の水道については、今回のこれで全部解消したというふうに理解してよろしいんですか。

○水道課長（鎌田勝穂君） お答えいたします。

事業着手前の同意戸数でございますが、公民館、墓地等を合わせまして、田床地区で12戸、柳井谷地区で35戸の計47戸でございました。

事業実施にあたりまして、事業完了までの間に亡くなられた世帯もございまして、また当初から同意書等も未同意書等もありまして、田床地区につきましては、100%でございますが、柳井谷地区が33戸、計45戸ということで、接続率につきましては、98%となったところでございます。

以上です。

○18番（小園義行君） 仮に、今回同意が頂けなかったところに、新しく誰か来たりですね、そういう時に同等の負担金等々が発生するわけですがけれども、それは可能ですよね。そういうふ

うに理解していいですか。

○水道課長（鎌田勝穂君） お答えいたします。

仮に同意されてないところが接続されるというようなことでしたら、今回総事業費を5%の徴収ということで、分担金条例をつくっております。当初が1世帯当たり10万円のところを9万7,480円というふうな形になったところでございますが、新たに申し込みがあった場合は、分担金というふうな形での導入ではなく、引かれる場合には、それ以上の負担金が、工事費がかかるのではなかろうかというふうに理解しておりますので、分担金につきましては、徴収しないというふうに考えております。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



#### 日程第4 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第39号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第39号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、内閣府の地方創生人材支援制度を活用し、地方創生に関し、志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく施策の推進を中核的に担う、副市長を新たに置くこととするため、副市長の定数を改めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○総務課長（萩本昌一郎君） それでは、議案第39号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

お配りの付議案件説明資料1ページを開きください。

今回活用する内閣府の地方創生人材支援制度の概要でございます。この制度は、地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を市町村に派遣するものでございます。

対象市町村の要件としましては、一つ目が市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること。二つ目が市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること。三つ目が原則人口5万人以下であること。

以上の要件を全て満たすことが、派遣の要件となっているところでございます。

また、派遣人材の市町村での役割としましては、市町村長の補佐役として地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担うことが、その役割とされているところでございます。

なお、派遣期間は副市長にあっては、原則2年間とされているところでございます。

資料の3ページをお開きください。

平成27年度の派遣状況でございますが、派遣市町村は69市町村となっており、その派遣人材においても様々な省庁から派遣されているところでございます。

4ページをお開きください。

派遣市町村の一覧でございますが、県内では南さつま市が金融庁から、長島町が総務省から、それぞれ人材が派遣されており、隣の宮崎県串間市においても総務省から派遣されているところでございます。

申し訳ないですが、2ページにお戻りください。

平成28年度のスケジュールでございます。

当該制度に関し、平成27年10月に内閣府から概要が公表され、市町村に対し照会があったことを受け、本市の実情等を総合的に勘案し、協議した結果、当該制度を活用し、今後更なる地方創生の推進に積極的に取り組んでいく必要があると判断し、同年12月に人材の派遣を希望したい旨の回答をしたところでございます。

その後、今年2月下旬に内閣府から派遣の内示があったことから、新たに副市長を置くこととするため、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する必要があるものでございます。

5ページをお開きください。

条例の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。

新たに副市長を設置するため、本則中「1人」を「2人」に改めるものでございます。

なお、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○18番（小園義行君） 今、国から内示あったのはいつですかね。1回目の質疑ということじゃなくて、ちょっと聞き取りにくかったものですから、もう一回お願いします。

○総務課長（萩本昌一郎君） ただいまの答弁では、2月下旬と申し上げたところでございます。

正式に通知を受けましたのは、2月23日でございまして、それを受けまして、2月26日に詳細なというか、今回の件について詳しく説明をいただいたところでございます。それを受けまして、総合的に市長等と協議、判断をいたしまして、今回の提案となったところでございます。

○18番（小園義行君） 23日に内示があつてですね、この非常に議案提案としても、ちょっとびっくりするような形でしたけれども、この条例改正について、法令審査会はいつ開かれたんですか。それが一つ目です。

そして、その法令審査会の中で、何ら問題ないというような結論にたつて、この提案になったのかというのが二つ目です。

現在、本市は行革で職員の定数もどんどん減らしていってますね、適正化計画ということで。この行革の観点から、そのことについての議論が法令審査会とは別ですよ。行革の観点からの議論というのが、今回一人を二人に増やすという意味で、どういう議論がされたのかというのをお願いをします。

議長、今1回目ということで理解していいですかね、最初のやつは聞き取れなかったということで質疑しましたがけれども、駄目ですか。2回目であれば、ほかにも質疑しますけど。

○議長（岩根賢二君） 1回目ということで、はい、よろしいですよ。

○総務課長（萩本昌一郎君） 2月23日に連絡があったというふうに申しましたが、これは内示ではなくて、2月23日にこちらの方からの要望に添って国が検討しているということでございまして、内示ではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、法令審査会なんですけど、最終的にこういう議案をお出しするという判断をしたのは、実は3月4日なんですけれども、その際に法令審査等につきましては、皆さん方に全協で3月4日の方に説明させていただきましたので、法令審査会等を開くいとまがございましたので、持ち回りの法令審査会の方で審査をしていただいたところでございまして、特に、この件について、法令審査委員の方から意見を頂いたことは無いところでございます。

それから、行革との観点ということで、一方でというようなことの御質問でございましたけれども、最初説明で申し上げましたように、地方創生を総合的に総合戦略を積極的に進める上で、これについてはどうしても、こういった専門的な人材が必要だというようなことで、行革等もありますけれども、それ以上にこちらの方が、より必要だというようなことの判断から今回お願ひしているところでございます。

○18番（小園義行君） 時間がなかったから持ち回り決裁でやったということで、これ以前も法令審査会の審査を経ないで、提案がされて非常に問題になった事案ありましたね。今回、持ち回りで法令審査会が終わったのはいつですかというのが1点です。

今、課長の方で説明があつてですね、この、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて、それを中核的に担ってもらおうというような表現で、この一人増やして、国の国家公務員でしょう、それをここに派遣してもらおうという、この支援制度を利用するということでしたね。少し私は、法令審査会で何ら疑義がなかったということで、国がやるからいいんだろうというふうに思われたのかもしれませんが、一つ目は、持ち回り決裁がいつ終わったのかというのが一つですね。

2点目に、憲法92条が地方自治の基本原則を定めています。「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律、地方自治法でこれを定める」。そういうふうになってます。そして、地方自治法の第2条ですね、ここは第1項がですね、「地方公共団体の役割と国の配慮」として、これは平成11年の、いわゆる地方分権一括法で新たにわざわざ新設された規定であります。その新たにされたのが、地方公共団体の役割と国の配慮として、第1条の2



として、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」。第2項で、「国は、前項の規定の趣旨を達成するため、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事態、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、もしくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は」、ずっといって最後に、「地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない。」というふうに、わざわざ地方分権一括法で地方公共団体の役割と国の配慮ということで、法律が定められております。

今回、その立場からしたときに、いわゆる地方自治体の自主性、そういったものを尊重するということと、国の配慮という、わざわざここにですね、関与してはいかんよあんまりということをしすみ分けをしたんですね、法律がね。それをその中枢で担っていた国家公務員の職員を派遣して、その人に我が町のまち・ひと・しごと総合戦略を中心になって進めさせるというのは、これ憲法92条の精神と地方自治法第1条の2、ここに地方自治体と国の役割を明確に示したこの法律上も僕は問題があるというふうに思います。

そういったことで、5年間で国の方針に基づいて総合戦略を数値目標も出して定めなさい、5年間で結果を出しなさいと、そのために国が地方自治体に人まで派遣して、それを推進させていく、このことが果たして憲法92条、あわせて地方自治法第1条の2、1項、2項の自治体と国とのすみ分けをした、この法に照らして、果たしてこういうやり方がどうなんだろうと。そういうことに対しての議論は、全くなかったということでしたが、それに対しての当局の明快な答弁を、答弁といいますか、なぜそういうふうになったのかと、このこととの関係をお願いします。

そして、行革の観点からしたときに、志布志市は、たくさんの職員を減らして、広域になった中での職員が減らされて、災害やそういったものに対しての広域の移動等々あって、大変厳しい状況になっているという職員の皆さんの頑張りとしたときに、簡単に増やそうと思ったとは思わないけれども、行革の観点からしたら、それどうだろうねという思いがあります。そこについては、何ら問題ないんだということでありましたので、じゃあこの人の何歳の職員が来て、給与体系はどういうふうに、この人はなるのか。本市のいわゆる副市長と同等の金額をもらうというふうになるのか。そして、その人が2年間という、ここに決めてありますが、退職金については、どうなるのか。そういったことについてお願いします。

**○総務課長（萩本昌一郎君）** まず1点目の法令審査会の関係でございますが、これにつきましては、3月4日に起案をいたしまして、3月7日に持ち回り等の、先ほど申しあげました決裁をお願いします、持ち回り審査を終えているところでございます。3月4日起案の3月7日の決裁でございます。

それから、最後に申されました副市長の待遇でございますが、今回の来られる方の待遇でございますが、今おられる現在の副市長と全く同じような手当で、給与体系でございます、退職手当につきましても同じ退手組合の関係になりますので、退手組合の規定に応じた形での退職金、そういう時期がくれば、そういう支給になるところでございます。

○市長（本田修一君） 今回新たに副市長をお迎えしようということに至ったことにつきましては、先ほど総務課長が補足説明いたしましたように、地方創生事業において全国にこのような形で派遣がされているということでございます。

私どもも当初このような事業があるということについては、十分認識していたところでございますが、本市においては、独自の力で地方創生事業については推進しようということを考えて取り組んでいるところでございますが、この事業においては、私どもの地域の特殊性というのを考えたときに、その特殊な内容について力を発揮できる、また知恵を貸していただける人材が必要ではないかということをお考えまして、そのことに基づき、今回の御提案になったところでございます。

当然、その方においては、私どもの市の独自のプラン、まち・ひと・しごと ころざし戦略プランに基づいた事業に取り組んでもらうということでございますので、志布志市の自主性を十分読み取っていただきまして、その自主性に基づいた形の業務の推進をしていただけるものというふうに思っているところでございます。

○総務課長（萩本昌一郎君） じゃあ具体的にどういう方か、というようなことの御質問があったところでございますが、現在内閣府、国の方で調整をされているところでございまして、正式な発表等が3月下旬というふうに聞いておりますし、現時点では、そういう状況でございますので、雇用等につきましては、御理解いただきたいと思います。

[小園義行君「法律との関係はどうなんですか」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） 先ほども答弁いたしましたように、本市の自主的な戦略プランに基づいた事業について、十分御理解いただきまして、自主的な形での取り組みをしていただけるというふうに思うところでございますので、法律においても整合性を持った形で取り組んでいただけるというふうに思います。

○18番（小園義行君） これ委員会に付託になると思いますので、これまでしか質疑できませんが、今ですね、待遇、そういったものについては外山副市長と全く同じだということですね、これ派遣されるんでしょう。退職して、ここの職員として、ここの条例改正で可決されたら職員になるというなら分かりますよ、派遣されるんでしょう。そして、2年間しかいないという状況もはっきり分かっているんですよ。そういうことで来た時に、国家公務員の給与に関する、これちゃんと法律ありますね。それとどういう形で整合性がとれるんだろうねって。もちろん派遣元だから、こっちが全部みますよと、そのことにあわせて、仮に今30万円もらってる人が60万円近くのものをもろうというね、そういったことであなた方はいいと思ってるかもしれないけれども、行革の観点からしても、僕は非常にそのことについては派遣されるんですよ、これ派遣でしょう、派遣されるんでしょう。退職してくるんじゃないですよ、退職してくるなら今おっしゃること、よく分かりますよ。そこについてが一つですね。

それとあわせて、この本市のまち・ひと・しごと総合戦略は、国が定めた昨年このようにつくりなさいとあって、国が数値目標まで定めてますよ、いろんなやり方をね、人口ビジョンから何

から。それを国の方針に基づいてつくった、それを今度は国から派遣されて来た人が中核的にそれをやっていく、そのことがね、地方分権一括法で、わざわざ国と地方公共団体との役割をすみ分けをし、そして国の配慮として、わざわざ法律に新たに、地方自治法第1条の2の1項、2項をわざわざ書き加えたという、このことに対してね、僕は非常におかしいって思うわけです。明確にそのことが僕が質疑をしますけど、問題ないというのであれば、そのことに対して明確に答弁を求めます。2点だけね。

○総務課長（萩本昌一郎君） 1点目の派遣の関係でございますが、現在これはあくまでも予定ということで、最終的に決定はしておりませんので、そういうおつもりというか、そういう形で今現在調整を進めているところでございます。ちゃんとした形で、こちらの方に赴任される際はしていかれたいというような形での調整もされているということで、退職の方向で検討されていると。こちらの方で皆さん方に御承認いただければ、就任をしたいというような、そういう方向で今調整をされているようでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の地方創生人材支援制度に基づきまして、私どものまちでも、このような形での人材を受け入れようというようなふうに思い至りましたのは、当然今お話がありますように、本市独自の事業推進が、まち・ひと・しごと戦略総合プランに盛り込まれているところ、書かれているところでございます。このことにつきましては、議会でも審議いただきまして、そして、今後のまちづくりについて御理解いただいているところでございますので、それを更に強力に実現するために、そのような人材が必要ということを考えましたので、この本市独自の政策支援のために、実現のために今回お迎えするということでございますので、ただいまお話があるような形での整合性がとられているかどうかということにつきましては、十分そのことについては整っているというふうに考えるところでございます。

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

明日から24日までは、委員会審査等のため休会といたします。

25日は、午前10時から本会議を開きます。

日程は、付議事件に対する委員長報告、質疑、討論、採決などであります。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

午後0時11分 散会

## 平成28年第1回志布志市議会定例会会議録（第7号）

期 日：平成28年3月25日（金曜日）午前10時13分

場 所：志布志市議会議事堂

### 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について
- 日程第5 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について
- 日程第7 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第9 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第22号 志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第23号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第24号 志布志市新市まちづくり計画の変更について
- 日程第14 議案第25号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について
- 日程第15 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第16 議案第27号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第28号 市道路線の変更について
- 日程第18 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第29号 平成28年度志布志市一般会計予算
- 日程第21 議案第30号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算

- 日程第22 議案第31号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第32号 平成28年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第24 議案第33号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第25 議案第34号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第26 議案第35号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第27 議案第36号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算
- 日程第28 議案第37号 平成28年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第29 議案第40号 平成27年度志布志市一般会計補正予算(第9号)
- 追加日程第1 同意第2号 副市長の選任につき同意を求めることについて
- 追加日程第2 議案第41号 平成28年度志布志市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第30 平成27年陳情第9号 国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげて  
いただくことを求める陳情書
- 日程第31 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相  
談の出来る窓口などの設置を求める陳情
- 日程第32 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書
- 日程第33 発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後  
の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について
- 日程第34 発議第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出について
- 日程第35 発議第3号 志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第36 発議第4号 志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について
- 日程第37 閉会中の継続調査申し出について  
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

出席議員氏名（19名）

1 番 市ヶ谷 孝	2 番 青 山 浩 二
3 番 野 村 広 志	4 番 八 代 誠
5 番 小 辻 一 海	6 番 持 留 忠 義
7 番 平 野 栄 作	8 番 西江園 明
9 番 丸 山 一	10 番 玉 垣 大二郎
11 番 鶴 迫 京 子	12 番 毛 野 了
13 番 小 野 広 嗣	14 番 長 岡 耕 二
16 番 岩 根 賢 二	17 番 東 宏 二
18 番 小 園 義 行	19 番 上 村 環
20 番 福 重 彰 史	

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

市 長 本 田 修 一	副 市 長 外 山 文 弘
教 育 長 和 田 幸 一 郎	総 務 課 長 萩 本 昌 一 郎
情報管理課長 又 木 勝 義	企画政策課長 武 石 裕 二
財 務 課 長 西 山 裕 行	港湾商工課長 柴 昭 一 郎
市民環境課長 西 川 順 一	税 務 課 長 木 佐 貫 一 也
福 祉 課 長 福 岡 勇 市	保 健 課 長 津 曲 満 也
農 政 課 長 今 井 善 文	耕地林務水産課長 立 山 憲 一
畜 産 課 長 山 田 勝 大	建 設 課 長 中 迫 哲 郎
松山支所長 上 原 登	志布志支所長 川 野 賢 二
水 道 課 長 鎌 田 勝 穂	会 計 管 理 者 立 木 清 美
農業委員会事務局長 福 岡 雅 人	教 育 総 務 課 長 溝 口 猛
学校教育課長 松 元 伊 知 郎	生 涯 学 習 課 長 樺 山 弘 昭

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 仮 重 良 一	次長兼議事係長 吉 田 秀 浩
調査管理係長 村 山 睦	議 事 係 溝 口 茂 樹

午前10時13分 開議

○議長（岩根賢二君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩根賢二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第90条の規定により、小辻一海君と持留忠義君を指名いたします。

日程第2 議案第12号 志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第2、議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正で勤務成績の評定がなくなったが、上からの評価だけで、結果が部下に知らされていないという弊害があることは聞いているが、問題点はなんだったのかとただしたところ、出た結果のみに基づいて、相手の意見を聴かず一方的な評価になっていた。今回からは自己申告や、評価を行うセクションを段階的に設け、本人とも面談をして評価していくことになる。評価の仕方が鮮明になり、本人もその評価を納得した上で、改善しなければならないこと、反省しなければならないことがより鮮明になるとの答弁でありました。

今回、職員の退職管理が追加されているが、市を退職後に、職務上の地位で知りえた情報を持って、関連の企業等に再就職するとなると、行けるところと行けないところがあると思うが、庁内の認識はどうかとただしたところ、市内には、退職後に再就職しても市民から理解を得られないような職場はほとんどないが、制度に乗った管理を行い、関連の団体に行って誤解を受けることのないよう対応し、職員にも周知して適正に対応していきたいとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号、志布志市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

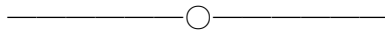
これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第3 議案第14号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第3、議案第14号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第14号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例制定内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ここ5年間の行政相談や窓口対応の中で、国に対しての不服申し立てなどの状況についてただしたところ、行政不服審査法に基づく不服申し立ては、合併後、生活保護に関する1件のみであり、県が対応したとの答弁でありました。

定期的に行われている行政相談については、実績などが分からないが、その中で解決しているということかとただしたところ、相談で解決するものがほとんどである。もろもろの相談事業があり件数は把握していないが、行政相談から不服申し立てに至ったケースはないとの答弁でありました。

今回50年ぶりに、抜本的に法改正されたことによって、議決後、市民にはどのように周知する段取りなのかとただしたところ、広報、散らしによる全戸配布、ホームページを含め、あらゆる形で周知を図るとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号、行政不服



審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

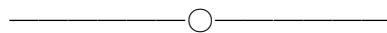
これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第4 議案第15号 志布志市行政不服審査会条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第4、議案第15号、志布志市行政不服審査会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市行政不服審査会条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例制定内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、審査会の構成メンバーは何人かとただしたところ、専門委員を含め5人以内で構成する。通常は、鹿児島県町村会が設置する統一的審査会と同じ取り扱いとするので、通常の委員は3人を任命し、県の行政OB、弁護士、大学教授等で検討している。案件によって専門性が高いものについては、専門委員を2名の範囲内で任命するとの答弁でありました。

第三者機関として設置することになっているので、偏った見方がないように構成するわけだが、県の行政OB、弁護士、大学教授以外の専門委員に、市内在住の方はならないという理解でよいのかとただしたところ、そのような場合、町村会が案件に応じ県内外から広く専門委員を任命すると思われるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市行政不服審査会条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

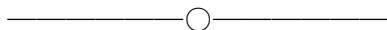
これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第5 議案第16号 志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第5、議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、個人番号について、利用できる業務と、利用できない業務の整理は、庁内でしているのかとただしたところ、本条例の別表第1に掲げる事務以外は、個人番号は利用できないという規定を整備しているとの答弁でありました。

独自利用事務について、個人番号に関わる課の数をただしたところ、独自利用事務は、保健課・福祉課・建設課の3課であるとの答弁でありました。

独自利用事務については、市民の利便性の向上という観点があるが、今後事務の内容を検討し

ていく考えはないかとただしたところ、市民の利便性向上のため、マイナンバー制度を使って手続きが簡略化できるよう、事務の範囲を広げられないか検討をしていくとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第16号、志布志市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

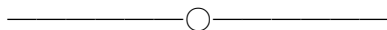
これから採決します。

お諮りします。議案第16号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第6 議案第17号 志布志市総合振興計画審議会条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第6、議案第17号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員6名出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例制定内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、委員は20名以内ということだが、今回の組織構成について、公募を除く公共的団体の代表者、学識経験者などは前回から引き継がれるのかとただしたところ、今回の審議会は、公共的団体の代表者としては、前回の団体を参考にするが、総合的な計画ということもあり、商工会・観光特産品協会・JA・漁協・森林組合からの代表者と、男女共同参画という視点から、女性の委員を多くしたい。また、若年層のNPOなどの団体、福祉・保健・医療の

団体の中からも選定したい。公募は1割を考えており、委員の選定については、市長とも相談し決定したいとの答弁でありました。

委員の任期は計画策定の期間が決まっているため、来年の3月いっぱいである。計画をまとめて、市長が審議会に諮問するが、最終的な答申までのタイムスケジュールはどのように考えているかとただしたところ、議決後4月にすぐスタートできる体制をとり、審議会は3回ほどを予定している。総合戦略、過疎計画の策定時には素案を議会に示せなかったので、議会全員協議会等で素案を示し、取りまとめ、最終的に来年3月の上程になると考える。総合戦略、過疎計画でも立ち上げたが、再度庁舎内の作業部会を立ち上げ、見直しをかけながら10か年の構想、5か年の計画を策定していく。まちづくり委員会にも2回ほど示していきたい。また、パブリックコメントも含めるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第17号、志布志市総合振興計画審議会条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

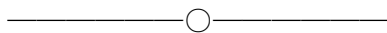
これから採決します。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第7 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第7、議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会におけ

る審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、総合振興計画審議会委員の報酬額について、説明資料に金額が表示されていないが幾らなのかとただしたところ、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、付属機関として設置するもので、他の付属機関の委員と同額とするものであり、金額は5,350円である。これは、平成23年4月に設置した際も同様の取り扱いだったとの答弁でありました。

報酬額だけなのか、費用弁償も含んだ額なのかとただしたところ、報酬額のみで、このほかに費用弁償があるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

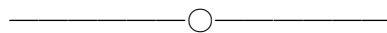
これから採決します。

お諮りします。議案第13号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第8 議案第18号 志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第8、議案第18号、志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第18号、志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要

と結果について報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例制定内容の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、消費者トラブルが多いということで、消費生活センターを設置することにより、相談員の身分が確保され、高齢者の消費者トラブルに対する見守り体制が強化されるが、本市のセンターは、どのように機能するのかとただしたところ、消費生活相談員については、継続して雇用しており、あらゆる相談に対応できる相談員として育ててきている。課内に窓口を設け、個人情報に伴うものは公民館の相談室で対応している。啓発活動として、サロン・生涯学習などの集まりに出向き、未然の防止活動に努めている。どうしても相談が必要な場合のために、窓口の周知も行っているとの答弁でありました。

消費生活相談員には、相談に加えてあっせんする力が求められ、技術・技能とも呼ばれているが、関係機関とどれだけのパイプを持てるかが重要である。そういった観点から、2人体制を取る場合の人は大切であり、また雇用契約を継続しないことができる、雇い止めの問題がある。しかし、重要な職種であるため、雇い止めを防止しようとする動きがあるが、本市の方向性はどうかとただしたところ、相談員の人は選については、継続することで事例を学び、また、研修の効果を発揮できると考えている。同じ方が継続できるような環境と、先を見越して後継者の育成にも努め、相談体制の確立を目指すとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第18号、志布志市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第9 議案第20号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第9、議案第20号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、税の猶予制度について国の制度が変わり、国に準じて地方も変更が出てきたわけだが、変更点と変更後の市民への対応についてただしたところ、これまでも徴収猶予の申請はあった。今までは納期限までに一括納付ができないという相談があった場合に、制度を説明していた。今回、法令に規定され明らかになったということだが、換価の猶予については職権で処理していた時と対応は変わらない。滞納者の立場から見たときには、今回の改正で、換価の猶予の申請が明文化され申請ができるようになるとの答弁でありました。

今回変更された猶予制度について、この手続を1市民が行うとなったときに、大変な負担だと感じる。滞納で徴収が見込めないケースにおいて、税務課で制度の説明を行い、申請につながっていくと思うが、丁寧に説明しないと分からないと思う。また、4月1日以降の変更点について周知しなければならないと思うが状況はどうかとただしたところ、猶予の申請にどのような書類が必要かなど、不安もあると思うが、これまでも火災・口蹄疫などで猶予を適用している。猶予を先に申請すると減免は適用できない。猶予は納める期間が延びるだけだが、より有利な減免の対象になるというケースも考えられる。周知については、これまでと同じように相談時に、相談者の一番有利な制度は何か検討するという形で、今までと同じ対応が望ましいと考えているとの答弁でありました。

法律が変わって2年以内に施行ということで、12月議会に議案を提案し、可決後4月から始めるという周知方法を取り、市民への周知を図っている自治体もあるが、本市では今回の提案である。市民へ周知する期間が短くなるのではないかとただしたところ、県内19市で都市税協をつくっているが、その中で12～13市は12月議会に上程している。いままでの経過を見て、12月議会に上程する準備をしていたが、市民税と県民税をあわせて徴収している関係で、市民税と県民税の猶予の取り扱いを合わせる必要があり、また、市県民税と他の税目との取り扱いも合わせなければならなかった。県は12月に上程したが、12月に上程しなかった各市の状況としては、県の12月提案の内容を見てから3月に上程するという考えで、本市の考えと同じだった。施行までの周知期間について、市民に負担を強いる条例については3か月以上の周知期間が原則だが、今回の条

例については、分割納付の規定整備と換価の猶予の担保の基準の緩和ということで、住民の負担ではないということで、3月定例会で上程するという判断となったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第20号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第10 議案第21号 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第10、議案第21号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第21号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改正に合わせ、地域密着型通所介護への移行が見込まれる事業所はどこかとただしたところ、移行が見込まれる事業所は、市社会福祉協議会指定通所介護事



業所、デイサービス一茶ん家、ミニデイゑん、ケアサポートライズ、小松の里デイサービスセンターの5事業所であるとの答弁でありました。

療養通所介護はどのようなサービスなのかとただしたところ、療養通所介護は、常に医療を必要とするため看護職などの職員を手厚くしたデイサービスである。県内では3事業所、市内には現在のところ無いとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

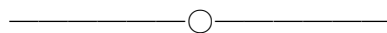
これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第11 議案第22号 志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第11、議案第22号、志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第22号、志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から教育総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部から条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の条例改正により、所得制限が無くなるが、奨学生の人数制限

は現在あるのかとただしところ、現在でも2人以上で奨学金を借りる場合、所得制限は無い。今回の条例改正により、第1子の奨学金を借りる場合の所得制限が無くなる。人数制限については、これまでもしてい無いとの答弁でありました。

人数制限は無いということだが、申請書が提出され、資格要件に該当すれば誰でも借りることができるのかとただしたところ、奨学金については特に予算は無く、奨学金の基金の中で運用している。貸与額の改定にあたり、大学生55人であれば現在の基金内で運用はできるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第22号、志布志市奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

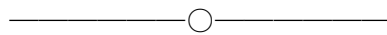
これから採決します。

お諮りします。議案第22号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



## 日程第12 議案第23号 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第12、議案第23号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第23号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から農業委員会事務局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料により補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、法改正後の委員数と、委員選出の方法はどのように変わるのかただしたところ、農業者人口及び農地面積により、志布志市の委員数は19名である。これとは別に、農業協同組合が二つあるので、農林水産大臣の承認により1名追加され、委員総数は20名となる。市内全体から市長による選任を受けた者が、議会の承認を経て決定される。なお、委員の過半数を認定農業者としなければならないとの答弁でありました。

委員数が大幅に減少される。農業委員として果たすべき役割が、今まで、あるいは今まで以上に果たされるのか危惧される。事務局として業務遂行に支障を来さないために、どのような考えを持っているのかとただしたところ、担い手に農地を集積し、農業所得の向上をめざすことが法改正の主な理由である。農地利用最適化推進委員の協力を得ながら、今まで以上に業務達成できるよう事務局としてサポートするとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第23号、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

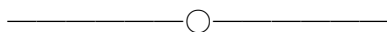
これから採決します。

お諮りします。議案第23号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



### 日程第13 議案第24号 志布志市新市まちづくり計画の変更について

○議長（岩根賢二君） 日程第13、議案第24号、志布志市新市まちづくり計画の変更についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第24号、志布志市新市まちづくり計画の変更について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたしま

す。

当委員会は、3月17日、委員6名出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により計画変更箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、3・11東日本大震災の教訓を踏まえた防災、災害対策の強化がうたわれている中で、計画の見直しは無かったのかとただしたところ、今回の計画の中では、合併特例債の5年の期間延長があり、公共施設の総合整備についての変更もある。特に財政計画が平成27年度までの計画で、計画期間を5年延長しなければ起債できないということもあった。県とも協議したが、計画の中身についてはこのままでよいが、各課の計画については、総合戦略や過疎計画で補完できていればよいということで、今回中身の文言修正は行わなかった。本計画で、「消防防災等の安全対策」の中で記載してある津波対策・防災・減災については今後も力を入れて取り組んでいくとの答弁でありました。

新市まちづくり計画とは、おおもとは合併特例債を含めた財政計画である。当初立てていた10年の計画の中で、合併特例債の発行可能額及び、発行済み額は幾らかとただしたところ、合併特例債の発行可能額は136億円を想定しており、平成27年度までの発行済み額は、基金造成額を除き76億円程度である。基金は7億1,250万円で推移しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第24号、志布志市新市まちづくり計画の変更については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

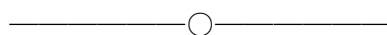
これから採決します。

お諮りします。議案第24号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第14 議案第25号 志布志市過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（岩根賢二君） 日程第14、議案第25号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について

を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

**○総務常任委員長（平野栄作君）** ただいま議題となりました議案第25号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

本案件につきましては、3月3日、総務常任委員会に付託となり、当日、総務常任委員会を開催し、本議案における審査方法について協議したところ、本議案は平成28年度予算全般に共通している関係上、連合審査が適当であるとの結論に達しました。

同日、文教厚生常任委員長及び産業建設常任委員長へ連合審査の申し入れを行い、両委員長から同意をいただいたため、連合審査を行うことに決定したところであります。

連合審査を3月14日に開催し、3常任委員会の委員19名出席の下、執行部から企画政策課長ほか担当職員の出席を求め、はじめに文教厚生常任委員会所管分、次に産業建設常任委員会所管分、最後に総務常任委員会所管分の順に審査を行いました。

早速、質疑に入りましたが、主な質疑といたしまして、今回の議会に提案する姿勢の在り方として、まち・ひと・しごと ころざし創生戦略、人口ビジョン等の提出など、忙しい中で今回の過疎計画の策定に取り組んでいることは理解するが、あらかじめ過疎計画の素案を議会に示し、意見を求めるなどしてから県、地域振興局等と連携をしっかりとって、議会を経て、また県、国に出していくというのが流れだと思いがとただしたところ、過疎計画策定のスケジュールについては、総合戦略の策定後に本格的に取り組みを開始した。昨年10月16日から10月30日にかけて各課の過疎計画のヒアリングを実施、それを素案として取りまとめをして、11月4日と24日の2回にわたり県との事前協議を行い、12月にまちづくり委員会、今年1月のパブリックコメントを経て、2月8日に県へ正式な協議を行った。そして2月22日付けで、県から内容について異議なしという回答を受けた。素案として議会に示せなかったことについては、おわび申し上げるとの答弁でありました。

今回の過疎計画は、総合戦略と全く一緒だとは捉えたくないが、その整合性や関連性はどのように理解したら良いのかとただしたところ、先に策定をした総合戦略は、国が示した「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、人口減少の対策を定めるため策定をしている。今回の過疎計画については「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき定めるもので、法律がまず違うということで、総合戦略にあって過疎にない、過疎にあって総合戦略にない内容というのも当然出てきているので、庁内で作業部会を数十回実施し、整合性を十分図っているとの答弁でありました。

志布志町の火葬場「紫雲園（しうんえん）」については、建替え計画は無く、施設の老朽化が著しいものの、対処療法で維持に努めるという考え方である。今後5か年の過疎計画だが、対処療法で済ませるような考え方でのいいのかとただしたところ、開園後36年が経過しているが、これまで炉や休憩室等の改修も実施した。今回、屋根の補修等を計画しているが、しばらくの間は継続

使用を考えている。しかし、このような意見があったということの一部事務組合にも伝えて検討していきたいとの答弁でありました。

上水道等の施設については、「年々人口減少と節水対策に伴い、水需要の低迷が予想され、給水収益の減少など財政面への影響が懸念される。」とあるが、給水人口がどれくらいまで減少すると影響が出るのかとただしたところ、平成24年度の給水人口は3万4,824人、平成26年度は3万2,752人で、毎年200～300人程度が減少している。経営を営業収益で賄っており、給水人口の減少により経営が厳しくなる。また、節水器具等の開発が進み、年々給水量が減少している。現状で推移すれば、近い将来に水道料金の値上げも考慮しなければならないと危惧している。経営への影響は、給水人口の減少に限定されたものではなく、施設の老朽化など、様々な要因が考えられる。一概に給水人口のみで判断はできないとの答弁でありました。

高齢化などにより道路敷地の伐採要望が多い。今後の取り組みや進め方をどのように計画しているのかとただしたところ、林道については、4人の作業員を雇用し、要望箇所や危険及び荒れた部分を計画的に伐採している。農道の幹線道については、シルバー人材センターへの業務委託及び作業員により対応、末端の幅員2～2.5mの通作に使用する道路については、地元対応と考えている。市道の管理伐採については、本庁、支所それぞれ5人の作業員による対応としている。市道の約半分350kmは集落清掃によるが、高齢化などにより対応が困難な部分については、平成28年度以降、委託業務を充実して対応する。さらに、機械化、メンテナンスフリー化の奨励、除草剤散布などで管理の充実を図るとの答弁でありました。

水産業の振興対策として、「漁協施設の整備等」とは具体的にはどのようなことかとただしたところ、地方創生関係の事業で、獲る漁業から育てる漁業へ「かき・あさり」の養殖を実験的に支援する。事業が軌道に乗れば、6次産業化への展開を漁協としては考えているとの答弁でありました。

3・11以降、沿岸部の市営住宅整備が進まない。その後の流れが地域住民に示されないままきている。震災以降、沿岸部の住宅政策がどうあるべきか、庁内で議論し、市民へ説明しなければならないのではないかとただしたところ、3・11以降、沿岸部の住宅建設及び移転が止まっている状況にある。地域住民に対して、当初の説明のままであることは反省する。市としての結論がなかなか出ない中で、28年度予算で市営住宅老朽化対策移転事業を計上しているが、老朽化し危険な住宅の移転を優先的に、県営、市営、民間住宅への住み替えを支援していく。このことについては、4月以降早急に地元住民への説明会を実施する考えであるとの答弁でありました。

志布志ブランドの確立の推進として、あいさつ日本一の市役所に取り組むとあるが、今後の5年間でどのように取り組んでいくのかとただしたところ、これまでも来庁者への接遇については、随時取り組んでいる。来庁者へのアンケートを取り、市民からの意見や要望を確認している。アンケートの結果では、ここ2年間で改善されていると感じている。あいさつ日本一の取り組みについては、職員の方から市民の方へ積極的に声かけをするよう、接遇研修等で指導している。今後も接遇研修に工夫を重ね、あいさつ日本一の市役所を目指したいとの答弁でありました。

過疎計画は5年間の事業計画であり、財政の見通しは大切であるが、使えるお金が減っており、経常収支比率等の状況から現状は厳しいと分析している。今後5年間で、公債を増やしていくやり方等どのような見通しを立てているのかとただしたところ、歳入は交付税などが合併後の一本算定になることから徐々に減っていく。比例して歳出を削減していかないといけない状況があるものの、扶助費は増えていくので、事業の内容を十分精査しながら、歳出の見直しを行い、かつ歳入の確保を図る方針で財政計画を立てているとの答弁でありました。

以上で連合審査による質疑を終え、3月17日、総務常任委員会を開催し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第25号、志布志市過疎地域自立促進計画の策定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで、11時25分まで休憩いたします。

—————○—————

午前11時13分 休憩

午前11時24分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

#### 日程第15 議案第26号 市道路線の廃止について

○議長（岩根賢二君） 日程第15、議案第26号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第26号、市道路線の廃止

について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日委員全員出席の下、審査に資するために、市道路線の廃止予定地の現地調査を実施し、同日、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料ほか、当日配布の資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、市道から廃止し、農道として耕地林務水産課の事業を活用し舗装する。工事完了後は、市道に再認定されるのかとただしたところ、現在、砂利道であるが市道での改良舗装については優先度が落ちる。早期改良を実現するため、農道での舗装改良となった。改良後は、ほ場整備地内の耕作道路という位置付けで、農道として継続管理されるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、市道路線の廃止については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

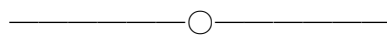
これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第16 議案第27号 市道路線の認定について

○議長（岩根賢二君） 日程第16、議案第27号、市道路線の認定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第27号、市道路線の認定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回、認定を受けた場合、伐採の作業はどのような方法を考えてい



るのかとただしたところ、現段階では、自治会による伐採の方向でお願いする考えだ。議決後は、地元自治会と協議を進めていくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第27号、市道路線の認定については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

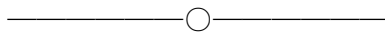
これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第17 議案第28号 市道路線の変更について

○議長（岩根賢二君） 日程第17、議案第28号、市道路線の変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第28号、市道路線の変更について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の路線変更により、起点は農道に接する形になる。問題はないのかとただしたところ、本線の前後を農道による改良舗装のため廃止した。結果的に起点及び終点が農道となるが、市道として特に問題はないとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第28号、市道路線の変更については、全会一致をもって、可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

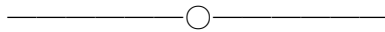
これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第18 議案第38号 志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（岩根賢二君） 日程第18、議案第38号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第38号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

付議案件説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、給水区域の変更が今回の改正部分であるが、条例において給水区域まで定めなければならないのかとただしたところ、平成27年度事業による国庫補助事業を活用し、未普及区域の解消を図った。条例により給水区域を定めることとなっているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第38号、志布志市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第38号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第19 議案第39号 志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩根賢二君） 日程第19、議案第39号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第39号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員6名出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より付議案件説明資料により条例改正箇所の説明を受けた後、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、地方創生人材支援制度を活用するというところで、国土交通省から来ていただくことになるようだが、本市の課題には、都城志布志道路、東九州自動車道、港湾対策等があり、地方創生戦略の推進に関わっていただくということだが、本市は既に計画を策定している。この戦略を実効性のあるものとして、2年間という短期間で、国土交通省とのパイプを生かして取り組んでいただくという理解でよいかとただしたところ、計画は策定済みだが、計画の効果的な実施、進捗管理をしていただく。道路、港湾、工業団地等大きな事業についても主体的に活躍していただける人材をお願いしているとの答弁でありました。

この制度は2年間の派遣だが、2年後には再度条例改正を行い、副市長の定数は2名から1名になるのかとただしたところ、2年後には見直すが、2年間の結果を見たうえで、2人制の方が効果が高いということであれば、2人のままの可能性もあるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第39号、志布志市副市長の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

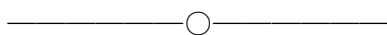
これから採決します。

お諮りします。議案第39号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第20 議案第29号 平成28年度志布志市一般会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第20、議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、7番、平野栄作総務常任委員長。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分について、審査経過の概要と結果を御報告いたします。

本委員会は、3月15日、委員6名出席の下、審査に資するため、購入を予定している志布志駅隣接の土地開発公社所有地、志布志市臨海工業団地2工区及び3・4工区予定地、安楽分団詰所建設予定地の現地調査を実施し、3月15日から18日の4日間にわたり、委員6名出席の下、執行部から関係課長、各支所長及び担当職員の出席を求め審査を行いました。それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに、会計課分について報告いたします。執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、南日本放送の配当金については、97万5,000円の株券で年間10万円の配当であれば、かなり率が良い。運用面で考えれば、補正予算で説明のあった譲渡性預金よりも割合が良いと考えるが、この口数を増やす検討はしたことはないかとただしたところ、南日本放送配当金については、株式会社南日本放送の株であり、昭和42年に旧3町で、それぞれ松山町が300株、志布志町が600株、有明町が1,050株を購入している。当時1株が500円であった。これに

対し、毎年度配当があるが、平成28年度は前年度実績により1株あたり60円の配当で予算計上している。今となってはかなり配当率の良い株式であるが、増やす予定はないとの答弁でありました。

財務伝票は毎日相当な数をチェックしなければならないが、合併後数も増えている。財務伝票の内容不備を指摘されているが、現場の職員は入れ替えがある。会計課内のマニュアル、会計課外の起票する課でも整理されていなければ、間違いは繰り返される。そのことについての対応をただしたところ、職員が財務会計システムになじんで、かつ法的な知識の習得をしなければ、法的書類が不足し、担当課へ返戻されることになり、事務的なロスが大きい。毎月の出納検査で指摘を受けた分も担当課へ連絡し、整理していかなければならない。職員が確実な財務会計事務を行えるようなマニュアルが必要であり、それぞれ知識の習得に努めなければならないとの答弁でありました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。執行部より予算書による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、監査委員は秘密を守らなくてはいけない、また、その職を辞してもなおかつ守らなくてはならないと法でうたっており、そういった意識はしっかり持たれて職務に就かれていると思っているが、研修会も含め、そういった意識を日々培っているのかとただしたところ、全国、九州それぞれ監査の総会、研修会がある。監査にかかる共通の課題協議や研修会等で、当然そのような意識のもと、監査業務に取り組まれているものと理解している。事務局職員については、地方公務員の身分であり、守秘義務があり、十分認識し事務に努めているとの答弁でありました。

監査の状況については、地方自治法に定められた範囲での公表義務があり、公表する相手先は市長、議会、市民であったりするが、公表の在り方はどうか。監査委員の意見書などは公表されているかとただしたところ、監査等の結果の公表は、地方自治法上で必ず行わなければならない監査が、定期監査と決算審査となっている。この点については平成27年度から市ホームページ上で公表している。監査意見書についても公表をしているとの答弁でありました。

次に、議会事務局分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会費の今年度の減額要因として、共済費の負担率が41%に引き下げられたという説明だが、今後負担率は、このまま変わらないのか、再度下がることあるのかとただしたところ、平成23年6月で議員年金制度が廃止されたが、現在、議員年金を受給している方々には年金を支給しなければならない。今までは議員と市の負担であったが、議員負担分がなくなり市の単独での支出ということとになった。試算すると平成70年までは市の負担が続く。今後の負担率については、平成27年度が統一地方選挙の年でピークであって、後年度は、計画では若干減っていくとの答弁でありました。

予算説明資料の様式については、議会事務局でも議員の意見を吸い上げ、財務課と協議し、よ

り良い予算説明資料になるよう試行錯誤を重ねるべきではないかとただしたところ、予算説明書の様式については、以前から議員からの要請もあったということで、財務課から提案があった。これに地図も網羅したもので作りたいとのこともあったが、縮尺等が小さくなると逆に見にくくなることもあるという検討を踏まえ、この様式になったとの答弁でありました。

次に、税務課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成27年度の委託業務は随意契約ということだが、平成28年度の契約に向けて業者の選考会等を予定しているのかとただしたところ、随意契約であっても入札・契約運営委員会に諮っている。他の会社の設計単価等を参考にし、継続して契約しないと、評価の精度が下がるという説明を入札・契約運営委員会で行っている。土地評価策定業務、雑種地評価業務については他に契約の相手方がいないか検討したが、1筆ごとに画地計算しているところは無いなど、他の会社は評価の精度が違うとの答弁でありました。

G I Sの有効活用が進んでいるが、各課横断的な利活用の状況についてただしたところ、税務課の土地情報システムをベースに、各課がレイヤーに情報を載せ活用している。建設課の法定外公共物管理、税務課固定資産税系の課税資料、農政課の口蹄疫関係、財務課の財産管理などで横断的に利用している。またゼンリンの住宅地図も載せているので、福祉課では訪問関係にも利用しているとの答弁でありました。

次に、総務課・選挙管理委員会分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

総務課分の主な質疑といたしまして、長期保存文書電子化事業が4年目の終了年度に入るが、28年度で保存年限30年以上の文書は全て電子化が終わるのかとただしたところ、4年目ということで、長期保存文書が全体で約1,200箱のうち、400箱、およそ3分の1が電子化される。平成26年に2号書庫が完成し、現在の保存量が50%程度であるため、そこで保存しきれなくなった場合には、再度電子化を検討するとの答弁でありました。

災害被害予測調査委託で想定している災害はどういったものかとただしたところ、基本的には、南海トラフ地震に起因する被害予測に対して、どういった対策をとっていくべきかというものであり、県では県内全市町村の大まかな被害予測を立てているが、それを細分化する調査である。地震・津波・土砂災害・河川の氾濫など詳しく調査し、出た結果をもとに、津波対策検討委員会や防災会議で対策を協議し、必要な対策について事業計画を立て、国の補助事業として認可してもらい、通常2分の1補助を3分の2補助に対応してもらおうとするものであるとの答弁でありました。

選挙管理委員会分の主な質疑といたしまして、本年7月に予定されている参議院議員通常選挙と県知事選挙について、今回の選挙権18歳の引き下げに伴い、投票率アップにつながるような取り組みは計画しているかとただしたところ、18歳に引き下げられたことの周知徹底に努めるということで、尚志館高校と志布志高校に選挙の出前授業講座を行い、対象の2・3年生に1時間ほ

どの制度説明と、候補者を立てて模擬投票を行った。全体的な投票率アップのため、入場券の裏面に宣誓書を印刷して、スムーズに期日前投票ができるようにしたり、期日前投票所を商業施設に増設したりする準備を進めている。その際は投票所が目立つような工夫をしていきたいとの答弁でありました。

次に、企画政策課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、「目指せ日本一チャレンジ応援事業」については、単年度事業でふるさと志基金を充てるという説明だが、ふるさと納税の額にもよるかと考える。支援については単年度だけなのか、この事業自体1年しか実施しないということかとただしたところ、事業は単年度で終結するが、3年間は継続して実施していきたいと考えているとの答弁でありました。

移住定住促進事業については、以前は地域が指定されていたはずだが、今回から無くなったのかとただしたところ、本事業については3年間実施してきた推移を見て、対象となる中山間地域はそのままだが、最高額を200万円から100万円に見直した。減額した分については、市街地への移住の加算や、実家加算、子ども加算等に見直したとの答弁でありました。

新規就農者が住宅を探すのに苦労しているという話を聞くので、農業公社研修生にも十分案内をすべきではないかとただしたところ、移住定住の制度については、農業公社を含め、関係機関にPRしていくとの答弁でありました。

次に、財務課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公共施設等総合管理計画策定支援事業について、平成27年度も560万円ほどの予算計上をしていたが、現在の進捗状況と、平成28年度の490万円でのどの程度まで進むのかとただしたところ、平成27年度には、各課が管理している固定資産関係、建物・橋梁・道路等のデータを集約し、精査して台帳整備はほぼ完了した。平成28年度は担当課を集め、この台帳を基に施設の方針を協議し、市民へアンケート調査を行いながら平成28年度末までに管理計画を策定するとの答弁でありました。

連結財務諸表の作成は委託しているが、本来は職員が研修を重ね、手づくりできるのが理想であると反省点を挙げている。諸表の公表は人口3万人以上に義務付けられているが、本市が3万人を割った場合、公表しないのかとただしたところ、諸表の作成は、複式簿記の知識がなければできない。職員全員が複式簿記の知識を持ったうえで日々仕訳をする方法と、財務課で一括仕訳する方法があるが、現状では全職員に複式簿記の知識はない。全ての職員に研修を行いながら、委託・手づくり、いずれの方法によるのかを検討していきたい。3万人を割っても公表する形で作業していくとの答弁でありました。

次に、情報管理課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、告知放送端末管理事業の導入当初は、補助事業を活用しながら市の

持ち出しも含めて端末設置を実施してきた。しかし、その後は転入出・引越し等による端末設置は、一般財源も使いながら行っている。市の予算もひっ迫している中、市内転居の場合の費用負担はどうなるのか。また、転入・転出を考慮してもこの積算になるのかとただしたところ、財政面からもうつまで続けるのかといった協議を行った。打ち切りは市民の不公平感があり、毎年100台分を上限とし予算化するのかなど、平成28年度中に今後の方針を検討する。現在は借家から出て、その借家が存在するのであればそのままにし、取り壊す場合は市の費用負担で撤去する。新築住宅については、一人1回まで無料で設置する。持ち家から持ち家の移転は自費。撤去した端末は再利用できるものは再利用しているとの答弁でありました。

通信設備活用事業の中で、携帯電話鉄塔建設要望活動の旅費が出されているが、現在も要望が必要なかとただしたところ、市内には携帯電話の不感地域として、四浦地区に毘沙ヶ野（びしゃがの）と岩郡（いわごおり）の2地区があり、住民からも要望がでていいる。毎年鹿児島市のNTTドコモCSに陳情に行っている。県が音頭を取って、県と一緒に陳情に行っているとの答弁でありました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、音楽イベント実施事業について、平成27年度はグルメを中心にしたグルメストリートの取り組みの中で音楽イベントを実施していると理解していたが、平成28年度の事業目的についてはグルメの部分が一切出てこない。商店街の活性化の手段として、グルメが無くなり、音楽イベントだけになった理由は何かとただしたところ、上町通り商店街をグルメ通りにする方向は合併時点からの構想である。商店街の活性化のための支援は、地方創生の交付金等で対応できることから、平成27年度から多機能型拠点施設整備事業や空き店舗等調査事業に取り組んできた。空き店舗を活用した商店街の再開発を含め、上町通り商店街を市内外の方にPRするために、音楽イベントを開催して集客し、周遊してグルメの店を知っていただくことを目的にこの事業をお願いしているとの答弁でありました。

志布志駅舎等整備事業について、約4,000万円強の実施設計業務を委託しようとしているが、議会もこのことについては踏み込んで議論をしていく体制を構築していく。今回の予算が議決されて以降、実施設計の内容については、共に協議しながら進めるべきではないかとただしたところ、平成26年度にコンサルから出されたプランを、庁内で議論してきたが、最終到達点まで合意に至らなかった。また、交差点へのバスの乗り入れの協議も行ってきた。先般、これまでの進捗状況をお示しできたところだが、まだ協議を深めなければならない点もあり、協議内容に進展があれば、その都度議会にも示していきたいとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算について、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。



○議長（岩根賢二君） ここで、昼食のため、しばらく休憩いたします。  
午後は、1時ちょうどから再開いたします。

○  
午前11時59分 休憩

午後0時59分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

次に、18番、小園義行文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月11日、委員全員出席の下、審査に資するため、有明総合体育館、志布志城跡史跡公園、福山氏庭園、山中氏邸、健康ふれあいプラザ、しおかぜ公園及び通山小学校の現地調査を実施し、3月15日から18日まで、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは審査日程順に従い、御報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、耐用年数が経過したAEDは廃棄されると思うが、まだまだ使い方の普及啓発が進んでいない。学校や関係機関等でトレーニング用としての利用はできないかとただしたところ、学校等とも連携しながら、耐用年数が経過したAEDをトレーニング用として研修等で使用していきたいとの答弁でありました。

クリエイティブクラブ活動事業について、YouTube等で市外に情報発信をしているが、市民が知らないということでは理解は得られないと思う。今後の周知、啓発についてただしたところ、現在、YouTube上に「志布志チャンネル」をつくり、20作品程度がいつでも視聴できるようになっている。ねらいとしては志布志市の発信であるが、このことが志布志の活性化につながっていくのかについては検証する必要がある。内容を精査しながら進めていきたいとの答弁でありました。

市文化協会連絡協議会補助事業について、文化協会については合併後10年が経過しても三つの協会で運営されているが、合併にならないのかとただしたところ、文化協会とは2年ほど前から協議をしている。28年度にはその方向性を見出していきたいとの答弁でありました。

しおかぜ公園排水設備改修は、冬場の3か月間で工事をすることだが、別にしおかぜ公園管理委託事業として1年間管理委託しているのであれば、3か月間の委託料は減額すべきではないかとただしたところ、しおかぜ公園は全体で10haあり、今回の工事箇所は2.7haである。工事は冬の養生期間に行う予定で、工事期間中の作業は公園全体の維持管理や松林周辺の重点作業等を行う計画であり、委託料の減額は考えていないとの答弁でありました。

文化財保護費の予算が前年度と比較し、大幅に減額された理由についてただしたところ、東九

州自動車道建設に伴う、次五遺跡等の発掘調査事業が終了したことによる減額であるとの答弁がありました。

次に、市民環境課分について報告いたします。執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、草の根技術協力事業実行委員会事業について、サモアとバヌアツに派遣する人員と派遣時期についてただしたところ、市職員2名、そおりサイクルセンター職員を1名か2名を派遣する。派遣時期は、サモアが5月・7月・10月、バヌアツは8月を考えているとの答弁でありました。

環境保全促進事業について、資源ごみの分別報奨金が700万円となっているが、資源ごみの売払金は幾らになるのかとただしたところ、平成27年度の実績はまだ出ていないが、平成26年度の実績で1,500万円程度であるとの答弁でありました。

全国で資源化率が市の部門で第1位だと聞く。資源化率の計算方法についてただしたところ、分母に清掃センターに搬入されたごみと、そおりサイクルセンター及び松山有機工場に搬入された資源ごみが含まれ、分子には、そおりサイクルセンターと松山有機工場に搬入される資源ごみが含まれるとの答弁でありました。

環境衛生費が1,353万円減額になっているが、理由は何かとただしたところ、曾於南部厚生事務組合から示された負担分のうち、し尿処理を行う衛生センターの計画修繕の減額が主な理由であるとの答弁でありました。

市営墓地の墓石台帳の整備状況についてただしたところ、市営墓地については、墓石台帳と実際の使用者が違う墓地もあると推測している。平成28年度に全ての墓地の現況調査をし、墓石台帳と突合して現況把握に努めるとの答弁でありました。

個人番号カードの申請状況についてただしたところ、個人番号カードの申請者数は、3月14日現在で、1,496人、交付枚数が418枚であるとの答弁でありました。

次に、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、志布志高校の通学費補助の対象者数についてただしたところ、通学費補助の要件は、スクールバスを利用して志布志高校に通学する市内の生徒が対象である。平成28年度は松山地区の生徒13人を見込んでいるとの答弁でありました。

曾於市から志布志高校に入学した生徒数の推移についてただしたところ、平成25年度は23人、平成26年度は14人、平成27年度は16人であるとの答弁でありました。

土曜学習教室事業の目的に、「学力向上とふるさとへの誇りと将来に向けての志をもって地域に貢献する人物の育成を図る」とある。本市の学力の現状と成果の検証についてただしたところ、全国学力学習状況調査の結果等から、市全体としては全国平均を下回っているが、平成26年度と比較して、平成27年度は全国平均を超えた学校が増えてきている。また志学教室や中学校問題作成委員会、道徳教育総合支援事業、幼保小連携や小中連携の強化、キャリア教育の推進などの実

践が効を奏してきている。それらの実践の中の中学校問題作成委員会では、平成27年度には本市を中心に新たに曾於市、大崎町とも連携して共通問題を作成しており、今後はその検証の仕方について十分な議論をもとに進めていく予定であるとの答弁でありました。

タブレットパソコンの導入台数についてただしたところ、タブレットは、完全複式校の潤ヶ野小、田之浦小、森山小の全児童分。各地区から1校ずつ、伊崎田小、安楽小、泰野小に導入する。中学校は志布志中学校に最大学級分導入し、その他14校については教師用として各学校に2台程度導入するとの答弁でありました。

タブレットを導入後、すぐに活用できるのかとただしたところ、教職員のタブレット活用能力には差がある。市でICT支援員を雇用し、活用方法や操作方法等について支援員と協力して進めていくとの答弁でありました。

学校運営協議会を通して地域や保護者が学校の運営に参画できるとあるが、学校運営協議会に対する教育委員会の権限についてただしたところ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第47条の5によると、「学校運営協議会の委員は当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童または幼児の保護者、その他教育委員会が必要と認める者について教育委員会が任命する」ことになっている。また、「教育委員会は学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことによって、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ又は生じる恐れがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない」とあるため、この法に準じて学校運営協議会は運営していくことになるとの答弁でありました。

次に、保健課分について報告いたします。執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人間ドックの助成について、利用者数をただしたところ、この助成は、後期高齢者医療制度の方が対象で、26年度の実績は日帰り8名、宿泊1名、合計9名であるとの答弁でありました。

ウェルカム赤ちゃん事業の内容についてただしたところ、ウェルカム赤ちゃん事業としたのは、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援を次の世代を担う赤ちゃんを歓迎するという意味を含めて、ウェルカム赤ちゃん事業ということで事業名も変更した。内容として事業が七つに分かれており、妊娠期の助産師の訪問、メールマガジンについては、妊娠と育児についての不安解消のために情報発信も含めて、不安な場合の育児相談、情報等も掲載しているので、そちらにつなげる形で考えている。ふれあい食体験については、保育園に管理栄養士、食生活改善推進員が食べることの必要性、命の大切さも含めて行っている。ふれあいセミナーは、父性、母性を育てるということと命の重要性と性教育ということも含めて行っている。妊娠から育児までをつなげて支援していく内容になっているとの答弁でありました。

ウェルカム赤ちゃん事業の中で、親子ふれあいサッカー事業委託とあるが、サッカーを選択した医学的根拠についてただしたところ、広島療育施設が、2年前から取り入れて実施をしている。今年度、研修を本市で実施した結果、良い内容であるとの評価をもらった。サッカーに注目

したのは、子どもが生まれてボール遊びをすること。人と一定の距離をもって接することのできるスポーツであること。更にはルールのある競技であることの3点である。直接ではない、ボールを介して人との交流を図るところで、評価ができるためサッカーを導入したとの答弁でありました。

救急医療体制整備事業について、夜間急病センターの受入数と診療科目は。また、対応できずに緊急で受け入れながら搬送された件数についてただしたところ、曾於医師会の夜間急病センターは、平成26年度の実績で夜間の受入は981人、うち541人が志布志市である。診療科目は内科、外科、整形外科である。他の病院への搬送は把握していないとの答弁でありました。

大隅4市5町保健医療推進協議会の予算の内訳についてただしたところ、鹿屋市1,453万9,000円、垂水市72万円、曾於市19万7,000円、大崎町135万4,000円、東串良町67万7,000円、錦江町58万9,000円、南大隅町43万7,000円、肝付町141万9,000円、本市が189万9,000円、合計で2,183万1,000円である。本市の負担割合は8.7%であるとの答弁でありました。

脳神経外科関係の場合どこに搬送されるのかとただしたところ、曾於医師会では週1回診察している。市内の医療機関については、びろうの樹が24時間態勢で受け入れをしている。近隣においては藤元早鈴病院、徳田脳神経外科で対応しているが、徳田脳神経外科については、時間帯、ベッドの空き数によって受け入れできないときがある。主に藤元早鈴病院かびろうの樹に搬送されるとの答弁でありました。

次に、福祉課分について報告いたします。執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、高齢者等実態調査の調査内容は。また、認知症等についての調査をどこまで考えているのかとただしたところ、調査内容として、高齢者においては身体機能・日常生活・社会参加・疾病状況等や介護サービス等の状況を調査する。若年者においては、社会参加・就労・健康等の状況調査をそれぞれ民生委員に依頼する。また、認知症については、今後保健課と協議するとの答弁でありました。

空き家対策活用事業の現状についてただしたところ、空き家対策活用事業は、シルバー人材センターに委託し、調査員を2名配置している。対象棟数が1万689棟、現在2,501棟を調査し、うち673棟が空き家であり、空き家率は26.91%である。空き家の状態をランク分けし、企画政策課や建設課に情報を提供しているとの答弁でありました。

生活保護受給世帯数の推移についてただしたところ、2月1日現在で369世帯、479人が生活保護を受給している。ここ3年は360世帯で横ばいであるとの答弁でありました。

被保護者就労支援事業の対象者についてただしたところ、18歳から64歳以下が就労できる年齢と見ているが、母子世帯15世帯、その他世帯36世帯、51世帯を支援の対象としていきたいとの答弁でありました。

生活困窮者自立相談支援事業の委託料900万円は社会福祉協議会に委託し、どのような支援活動をしているのかとただしたところ、平成27年4月から生活困窮者自立支援法が施行され、市に福

社事務所を設置する自治体は、相談支援事業が必須事業となった。市では、27年4月に生活支援自立センターを社会福祉協議会に設置し、主任相談員1名、就労支援員資格を持った職員1名を配置し、生活困窮者、悩みごとのある方等の相談に対応している。平成27年度の相談件数は68件であるとの答弁でありました。

シルバー人材センター運営補助金の1,860万円の積算方法についてただしたところ、内訳として、県のシルバー人材センター連合会から交付金558万1,000円、それと同額を地方公共団体も負担をするので、558万1,000円、県の連合交付金の削減に伴う運営費補助451万9,000円は5年間の激減緩和措置が終了したことに伴う差額。統合に伴う運営費補助750万円は合併による差額追給。単独運営費補助100万円は旧松山町が社団法人でなく国の補助が無かった経緯があり、その分を見込んでのもので、総額1,860万円の補助金を交付する予定であるとの答弁でありました。

会員数について、当初からすると100人程度減少したとあったが、原因は何かとただしたところ、主な要因として、外国人就労者の増、定年制の延長が考えられる。また、ここ5～6年、埋蔵文化財発掘作業での就労が多くなっているため減少しているとの答弁でありました。

臨時福祉給付金支給事業と年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業の違いについてただしたところ、平成27年度の臨時福祉給付金の実績見込で約95%の方に支給している。臨時福祉給付金は消費税増税の緩和策で平成28年度の市民税が非課税の方、約1万200人を対象として予定している。年金生活者等支援臨時福祉給付金は、高齢者分と障害・遺族年金等受給者分の二つに分かれる。高齢者分は平成28年度末で65歳以上になる方で、約7,000人を見込んでいる。障害・遺族年金分は平成28年度の課税の状況で判定するので、約700人を見込んでいるとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） 次に、14番、長岡耕二産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった、所管分の審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月15日委員全員出席の下、審査に資するために、耕地林務水産課関係について「ほ場整備事業予定地」、畜産課関係について「資源リサイクル畜産環境整備事業」の現地調査を実施し、3月16日から17日まで、委員全員出席の下、執行部から、関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに農業委員会分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農業者年金受給者会への運営補助が予算計上されているが、市内の加入者及び受給者数と、運営補助の積算基礎についてただしたところ、平成27年11月現在、加入

者数480人、受給者数636人である。加入者内訳は、松山160人、志布志90人、有明230人となっている。運営費は、各地区均等割りが4万円、それに受給者一人当たり200円を乗じた金額を加え積算されているとの答弁でありました。

「よみがえる農地復元事業」の28年度計画についてただしたところ、大型トラクター等による復元を100a見込んでいるとの答弁でありました。

事業の効率化、さらに遊休農地に対する固定資産税の動向も気になる。市民への周知を含めた対策が必要ではないかとただしたところ、農地利用状況及び荒廃農地の調査を実施し、現在集計中である。集計結果を基に、事業成果の検証を行い、農政課で行っている「耕作放棄地解消事業」とも連携しながら効果的な事業展開を図りたい。また、様々な情報についても、市広報誌で普及活動に努めるとの答弁でありました。

次に、農政課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、28年度の「機構集積協力金事業」の詳細についてただしたところ、地域集積協力金543万円、経営転換協力金4,330万円、耕作者集積協力金160万円を計上したとの答弁でありました。

農家の方々へも少しずつ浸透してきたようだが、モデル的に実施した地区の存在が大きかったと思う。今後の事業展開をどう考えているのかとただしたところ、モデル地区での取り組みが、27年度の実績になった。28年度の事業に与える影響も大きいと思う。しかし、確定的な情報ではないが、地域集積協力金の集積要件が、若干厳しくなるような話もある。現段階では、推進地区における具体的な説明ができない状況である。今後、方向性が確定できれば、広域的な説明会を実施したいとの答弁でありました。

環境負荷低減・先進的技術導入支援事業によるヒートポンプの助成が、燃油価格の低下により廃止されたとの説明であったが、事業実施における燃油価格の発動基準についてただしたところ、直近5年間の平均価格を超過した時点で発動されるとの答弁でありました。

この事業の導入状況と、今後新規就農される方々への支援策についてただしたところ、大部分の農家が導入済みである。また、新規就農者は、資金借入をしながら膨大な初期投資が必要である。新たな取り組みとして、国はTPP対策のためのコスト低減を目的とした、「パワーアップ事業」を展開する予定であり、施設園芸のコストを抑えるため、この事業を検討する考えであるとの答弁でありました。

農林水産物販路開拓促進事業として、協議会へ200万円の補助が計上されているが、協議会の構成メンバーと用途目的についてただしたところ、農業委員会、JA、日本貿易振興会、日本政策金融公庫、認定農業者代表、さらに積極的に販路拡大へ取り組む農家などが構成メンバーである。主な経費は、市長及び各関係機関代表者によるトップセールス、及び各生産部会や農家による販売交渉などに充当される見込みである。トップセールスについては、海外に限らず国内も対象と考えているとの答弁でありました。

次に、畜産課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、全国和牛能力共進会の導入補助が計上されているが、志布志市での今までの実績についてただしたところ、平成23年度は5頭が事業導入されたが、全国共進会への出品は無かった。24年度も同じく5頭の事業導入で、うち1頭が全国共進会への出品を果たしたとの答弁でありました。

肉用繁殖雌牛、乳用牛、肥育牛それぞれ導入貸し付けを行っているが、現在の貸付状況と、飼養頭数の現状についてただしたところ、平成28年2月末現在で、肉用繁殖雌牛、約5,200万円。乳用牛、約1,300万円。肥育の常時貸付、約6,000万円となっている。優良繁殖雌牛は80万円前後の高値で、自家保留が増えている。飼養頭数は、27年1月1日現在、6,935頭、28年1月1日現在で、6,885頭と50頭の減少であるとの答弁でありました。

資源リサイクル畜産環境整備事業建設予定地を調査したが、今後の建屋建設の進展及び敷地面積を考慮すると、調整池の容量は十分なのかとただしたところ、牛舎と堆肥舎の間に、簡易調整池を設置してある。また、既存の排水路を利用した沈砂地を含め設計基準は容量をクリアしている。将来規模拡大をされる時は、自己負担で新たな調整池も必要となるのではないかととの答弁でありました。

肥育農家が減少傾向にあるようだ。去勢牛の平均価格が80万円を超える時期を向かえる。現在の支援額で十分と思うかとただしたところ、以前は5万円という設定もしていた。当時、肥育農家の意見も十分聞きながら検討を続けてきた。その結果、現在の3万円に設定しているとの答弁でありました。

次に、建設課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市単独道路維持費で、市内道路照明設置工事費が50万円計上されているが、市民からの要望には対応できているのかとただしたところ、要望は、予算計上分の倍ぐらい受けている。限られた予算の中で、この配分となったとの答弁でありました。

住宅リフォーム助成事業による、27年度の経済効果についてただしたところ、全体事業費で、約1億2,000万円となったとの答弁でありました。

この事業は、当初3か年計画であり、28年度が最終年度となると思う。市民からの要望数は多い。経済効果及び波及効果など考慮し、事業継続を考えていないのかとただしたところ、市民からの要望が多い事業である。市単独事業であり一般財源を充当しているため、財政課も厳しい反応だが、事業の必要性を示しながら継続を強く要望していくとの答弁でありました。

幹線市道の維持管理については、交通量も多く、整備状況も確認できるはずである。苦情等がくる前に対応が可能なのではないかとただしたところ、幹線道路は要望も多く、一部対応しきれず遅れた場所もあった。28年度は新たに、幹線市道維持管理業務として、3,500万円を計上し、直接業者に管理委託をお願いする。機械化により作業を効率化し、効果を確認する。結果次第では、

路線を増やしていく考えであるとの答弁でありました。

最後に、耕地林務水産課分について報告いたします。予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道の未整備を多く見かけるが、予算額は少ない。地域の同意があるのに、なかなか改良されない実情だ。今後の見通しと、担当課としての考え方についてただしたところ、農道の改良が思うように進まない状況である。同意済みの路線については、「農業基盤整備促進事業」による改良を進めているが、県の予算措置がされず、厳しい状況である。今後は、財政事情等を考慮しながら、一般単独での対応も視野に入れ、早期改良を目指したいとの答弁でありました。

港湾管理費で計上されている、「夏井漁港水産基盤機能保全調査設計委託費」の内容についてただしたところ、平成27年度から2年間の継続事業である。27年度は、物上げ場、船上げ場、防波堤の点検及び修理計画を策定した。28年度は、航路を主に調査する。航路整備後、かなりの年数を経過し、砂が堆積しているという情報もあるので、高さを確認し、しゅんせつなどの改修計画を委託するとの答弁でありました。

林道整備事業で、八野線の舗装工事が計上されているが、本市で未改良の路線がどれくらいあるのかとただしたところ、未舗装の路線は、陣岳線の800mが残っている。現在、八野線の舗装改良工事を、平成31年に完了予定なので、その後の事業実施を考えているとの答弁でありました。

以上で全ての課を終え、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成28年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分については、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（小園義行君） 1点だけ、総務委員長にちょっとお伺いします。

駅舎等の建設整備総合計画の中で、今現在進めておられるという状況は、4,200万円ぐらいの予算の中で、到達点に至らなかったと、進めていく中でですね。今後合意があれば、議会にも報告するというような報告だったんですけども、これは当局が出されている実施計画に対して、どんどん進めていくよということではないと理解をするんですが、そういった理解でいいのかどうかということ。どういう議論がありましたかということをもう少し、ちょっと詳しくお願いします。

どんどんこの議会が、予算が通れば進めていくよというふうに、そういった議論だったのかということだけですね、ちょっとお願いします。

○総務常任委員長（平野栄作君） お答えいたします。

一方的に進めていくということではなくて、やはり議会等の意見も踏まえながら、一緒になって進めていきたいというような回答であったと思います。

以上です。



○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

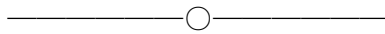
採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（岩根賢二君） 起立多数であります。したがって、議案第29号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第21 議案第30号 平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第21、議案第30号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第30号、平成28年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康診査助成事業の受診実績とがんの発見実績についてただしたところ、がん検診の平成26年度の実績は、胃がん検診1,335人、大腸がん検診1,497人、腹部超音波検診1,940人、前立腺がん検診731人、乳がん検診1方向279人、2方向21人、子宮がん検診584人、骨粗しょう症検診111人となっている。がんの発見件数は、市全体では、胃がん5人、子宮がん1人、乳がん1人、大腸がん5人、肺がん5人であるとの答弁でありました。

レセプトデータ化及び保健事業支援サービスシステム委託事業の検証結果についてただしたところ、平成25年度から重症化予防対策として委託しているが、その病気に付随する課題、もしくは個人ごとの課題が明確になるため、支援をしていく方向性を分析できる事業である。そのデータ等を特定健診等の実施計画の中間評価にも活用し、国保運営協議会の委員へ説明を行ったとの答弁でありました。

ジェネリック医薬品の普及率等についてただしたところ、普及率は数量ベースで56.9%である。金額ベースで言うと、薬剤費総額に対するジェネリック薬剤費の割合が13.5%になるとの答弁でありました。

歳入で延滞金だけ600万円計上されているが、積算の根拠についてただしたところ、予算は、昨年度の実績を勘案して計上している。平成28年度は600万円で計上したが、26年度決算では、およそ1,200万円の収入済額となっている。延滞金については、あくまでも本税が完納になった時点で、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて一定の割合で計算されるが、特に滞納繰越分については、個人の状況により左右されることが大きいので、実績は1,200万円程度だが、その半分程度の600万円で計上したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第30号、平成28年度、志布志市国民健康保険特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

## 日程第22 議案第31号 平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第22、議案第31号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第31号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の内

出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、特別徴収保険料、普通徴収保険料の対象者は何人かとただしたところ、3月1日現在で、普通徴収1,110人、特別徴収5,002人、合計で6,112人であるとの答弁でありました。

高齢化が進んでいる中で、普通徴収料が100万円減額になった要因についてただしたところ、75歳到達者分が今年度は昨年度と比較して減少している。75歳到達者数が減ったことが主な要因であるとの答弁でありました。

保険基盤安定負担金の納付までの流れについてただしたところ、保険基盤安定負担金は、低所得者分に負担をするものである。保険料を軽減した金額を保険基盤安定負担金として負担するもので、市が4分の1、県が4分の3を補填する制度になっている。一般会計から特別会計に繰り出してその同額を保険料と合わせて後期高齢者医療広域連合に納付しているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第31号、平成28年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 議案第32号 平成28年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第23、議案第32号、平成28年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第32号、平成28年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、総合相談事業について、24時間の相談体制とあるが、その委託先と運用の状況についてただしたところ、旧町ごとに松山地区がやっちく、有明地区が小松の里、志布志地区が賀寿園に委託している。運用については、平成26年度実績で委託先の見守りの件数が、実人員で43名、直営で包括が実施している分が22名、合計で65名になるとの答弁でありました。

包括支援センターの本庁移転で問題はないのかとただしたところ、包括支援センターを本庁にもってくるものの周知はまだ行っていない。交通アクセスが悪くなることを危惧している。相談体制については、旧町ごとの特老に在宅介護支援センターが設けてあるので、そこの相談窓口の充実、小規模多機能型居宅介護事業所において相談体制を充実していく。必要なときに本庁から支所へ職員を派遣できるよう体制を整える。また、窓口対応については、フローチャート、マニュアル等を作成し、情報共有を図っていくとの答弁でありました。

介護予防訪問介護・通所介護相当サービスの3,000万円の財源内訳についてただしたところ、財源内訳は、現在の介護予防給付と介護給付と同じ率になっている。国が25%、県が12.5%、市が12.5%、介護保険料が22%、2号保険料が28%であるとの答弁でありました。

財源の無い自治体では、移行できないという心配があった。国・県の負担が確保されると理解していいのかとただしたところ、事業開始前年度の実績額が事業費の上限になる。上限内であれば、国県負担率は変わらない、平成28年度は範囲内で実施できる見込みであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第32号、平成28年度志布志市介護保険特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第24 議案第33号 平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第24、議案第33号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました議案第33号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、野井倉、通山、蓬原、松山の4箇所の浄化センターからの放流水は、水質基準を満たしているのかとただしたところ、水質基準は満たして放流している。なお、志布志湾に流入する河川については、環境基準よりも鹿児島県が上乘せした基準を設定しているが、その基準も十分満たしているとの答弁でありました。

償還金の残高と償還期間の残りについてただしたところ、平成27年度末現在で、未償還元金が約18億6,700万円である。下水道事業を行う際に借り入れた下水道債については、平成45年度で元金の償還が終わる。ただ、毎年、資本費平準化債を借り入れているため、償還が1年、1年伸びていくことになるとの答弁でありました。

下水道開始時に、加入率が何%かになれば成り立つとの話があったが、現在の状況についてただしたところ、現在の接続率は、3月2日現在で、野井倉地区77.67%、通山地区92.92%、蓬原地区72.86%、松山地区68.38%、あわせまして80.29%となっている。接続率が70%程度であれば維持管理費はというような話があったが、現在の状況から、毎年度、一般会計から1億7,000万円程度の繰り入れをしている。元利償還金を返済して、特別会計を運営していくとなれば、一般会計からの繰り入れが必要であるとの答弁でありました。

通山地区で接続率が伸びているが、野井倉・蓬原・松山地区で下水道に接続した場合と、合併処理浄化槽にした場合の経費についてただしたところ、単身世帯の場合、合併処理浄化槽の維持管理も含めて、5万340円、農業集落排水で2万7,120円。3人世帯の場合、合併処理浄化槽は5万340円、農業集落排水は3万7,440円である。このようなことを案内しながら、更に接続推進に努めていきたいとの答弁でありました。

歳入について、下水道使用料が447万6,000円昨年度と比較して増えている。使用料は加入率の増を見込んでの増額なのか。また、未収額についてただしたところ、現年度分の使用料については、前年度の実績に基づいた伸び率で28年度を計上した。27年度過年度分の収納状況は、3月1日現在の調定額460万1,630円に対して、収納額45万4,840円で収納率は9.9%。414万6,790円が未収額であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号、平成28年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

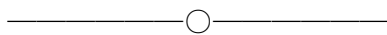
これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第25 議案第34号 平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第25、議案第34号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第34号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成28年度には、事業の存続または廃止について、何らかの結論を出したいという意向だったが、その後の状況をただしたところ、事業所の意見を求めるため、アンケート調査を実施した。大方の事業者は、公共下水道の必要性を認識している。担当課として、

重点的に絞った地域をスポット的に行うコミュニティ事業導入に向け、いままし調査を継続し、事業費試算まで行いたいとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成28年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

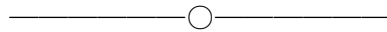
これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



#### 日程第26 議案第35号 平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第26、議案第35号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第35号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部より予算書、説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、事業収入の2,000万円は指定管理の時に約束になっている。事業収益が上がった場合は、これ以外に協力できる分は協力するという形である。その部分について平成28年度に向けた管理者との協議はどうかとただしたところ、宮交ショップ&レストランの提案で、2,000万円プラス利益の20%を追加納付するという提案だった。平成27年度については、前管理者からの引き継ぎの期間があり、当初は営業収益が見込みより少なかったが、夏場のビアガーデン

等で取り戻した。平成27年度末では若干の黒字となっている。平成28年度も2,000万円プラス利益の20%を納入していただくことにしているとの答弁でありました。

改修事業の委託料で、全館Wi-Fi設備整備業務委託があるが、部屋ごとにパスワードが振られるのか、それとも全館共通なのかとただしたところ、これまでもフリーWi-Fiが使えていたが、フロント周辺のみだった。今後外国人観光客が増えていくと予想されることから、室内でWi-Fiが使えないとサービス向上につながらないという観点で予算計上しており、セキュリティの面から、当然部屋ごとにパスワードを振って運用するとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成28年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

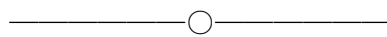
これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



#### 日程第27 議案第36号 平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第27、議案第36号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました議案第36号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

本委員会は、3月15日、委員6名出席の下、審査に資するため、志布志市臨海工業団地2工区及び3・4工区予定地の現地調査を実施し、3月18日、委員6名出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。



執行部より予算書及び説明資料による説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市臨海工業団地整備事業の中で、2工区の造成に、工事請負費と原材料費が別に計上してある理由についてただしたところ、1工区・2工区は、お金のかからない公共残土の受け入れをベースに造成を行ってきたが、平成27年度については国からの道路関係予算も少なく、公共残土の受け入れも少なかったため、2工区が完成しなかった。販売を急ぐため、残土の受け入れではなく原材料として購入するということが、現地渡し単価で契約したいと考えており、約4万㎡の購入を予定しているとの答弁でありました。

工事請負費が3,000万円計上され、それとは別に計上されている原材料費3,600万円の土砂については、市が購入して工事請負業者に与えるということかとただしたところ、工事請負費については、造成工事として発注する予定である。原材料費については、市が現地渡しとして土砂購入の単価契約をするとの答弁でありました。

今回工事請負費と原材料費を別に予算計上したのは、土砂代の方が大きなウエイトを占めるため、考えられた手法なのかとただしたところ、これまでは公共残土を受け入れることで、経費を抑えてきた。現在も公共残土と多少は混ぜて発注しているが、土砂代が大きくウエイトを占めるため、工事請負から切り離し、原材料を購入し、支給するという方法であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第36号、平成28年度志布志市工業団地整備事業特別会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

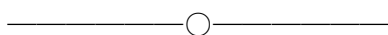
これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。



日程第28 議案第37号 平成28年度志布志市水道事業会計予算

○議長（岩根賢二君） 日程第28、議案第37号、平成28年度志布志市水道事業会計予算を議題と

します。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長報告を求めます。

○産業建設常任委員長（長岡耕二君） ただいま議題となりました議案第37号、平成28年度志布志市水道事業会計予算について、審査経過の概要と結果について、報告いたします。

当委員会は、3月17日、委員全員出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

予算書及び説明資料による補足説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、平成28年度の主要な建設改良事業として、有明地区の「野神原・芝用地区石綿管布設替事業」が計上されているが、石綿管は市内にどれくらい残っているのか。また、今回の布設替延長についてただしたところ、石綿管は、旧有明町に、送水管、配水管あわせて4,785mが残っている。そのうち、今回の事業実施は、国道269号線沿線の改良工事の実施に伴い、配水管約2kmを入れ替えるとの答弁でありました。

本市の、水質検査の内容についてただしたところ、原水検査と浄水検査をそれぞれ行っている。原水検査は、23箇所の水源地において、39項目の検査を年1回、さらに2項目の指標菌検査を毎月実施している。浄水検査は、18箇所の浄水を採取し、52項目の検査を年1回、23項目の検査を年3回、10項目の検査を年8回それぞれ実施しているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑がなされ、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第37号、平成28年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第37号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は、所管委員長の報告のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。

日程第29、議案第40号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



#### 日程第29 議案第40号 平成27年度志布志市一般会計補正予算(第9号)

○議長（岩根賢二君） 日程第29、議案第40号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第40号、平成27年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。

本案は、平成27年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、地方創生加速化交付金事業に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,088万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ218億515万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして、説明を申し上げます。

予算書の6ページをお開きください。

歳入の国庫支出金の国庫補助金は、総務費国庫補助金を2,011万5,000円増額するものであります。

8ページをお開きください。

歳出の衛生費の清掃費は、塵芥処理費を1,055万円増額するものであります。

9ページをお開きください。

歳出の農林水産業費の水産業費は、水産業振興費を554万円増額するものであります。

10ページをお開きください。

歳出の商工費は、観光費を479万4,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（西江園 明君） 今朝も全協の中で一部ちょっと説明があったんですけども、この考え方をちょっと聞いてみたいと思います。

今回補正されました紙おむつの資源化の事業のことでございますけれども、これは数年前も単独でしたですかね、一般財源で一時計画をして、その後は上がってこなかったんです。その頃からこの事業については、非常に排せつ物ということで、この処理、病気を持っていたりとかうん

ぬんということで、処理が厳しい、難しいというふうに言われておりましたけれども、今回こういうふうに予算化、計上されましたけれども、この中でちょっと何点かお聞きしますけれども、まず回収委託料として計上されておりますけれども、これから協議会を立ち上げて、処理技術を確認するとありますね、協議会の中で。そういう中で、まだ確立されてない中で回収委託料が計上されているのはなぜか、どういうことで発生するのかということ。

それと、これ非常に先ほども冒頭に申し上げましたように難しい事業と言われておりますけれども、今回こういう紐付きというか、交付金があったからやってみるというか、この事業については、今後、今年度だけの単年度事業なのか、わざわざ協議会を立ち上げますけれども、今年いっばいで処理技術が確立されなかった場合には、来年度はどういうふうな、次回は臨むのか。

それと協議会の負担金180万円と計上してございますけれども、これの内訳はということで3点お聞きします。

○市長（本田修一君） ただいまの件につきましては、担当課長に答弁させます。

○市民環境課長（西川順一君） これまで紙おむつの再資源化につきましては、最終処分場の減量化及び延命化の観点から、固形燃料化する方法と、破砕して水溶液で洗浄後、再生パルププラスチック類を取り出し再資源化するという方法を検討してまいりました。

固形燃料化につきましては、ランニングコスト、イニシャルコストともに高いというようなことから検討を中断しました。

一方、破砕し、水溶液で洗浄し、再生パルプ・プラスチック類を取り出し、再資源化するという方法は、イニシャルコスト、ランニングコストとも高いということではありますが、高分子吸収体、ポリマーの処理方法が解決できず、引き続き検討しているというような状況でございました。

これまでの検討は、大崎町はもちろんですが、資源ごみの中間処理を行っております事業者と共に行ってききましたが、今回この高分子吸収体、ポリマーを処理する基礎技術の開発を、この中間処理業者が成功しました。このことから最大の問題が解決できる方向ができましたので、実現に向けて、更に現実的な実証を行うため、そして、更には地方創生の趣旨にも合致することから応募したところ、採択になりましたので、今回提案するものでございます。

なお、協議会のメンバーにつきましては、排出世帯、排出業者、あるいは収集運搬業者、中間処理業者、あるいは金融機関、あるいは紙おむつ製造メーカー、そして関係市町村、鹿児島県等、全てのそういう関係する団体で、どういう問題があるかということについて、協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、その収集運搬につきましては、モデル的な回収につきましては、10月から始められたらなということを考えているところでございます。

なお、今後のこの加速化交付金は単年度でございますが、来年度以降においても、こういった補助事業があったら、その補助事業を活用するとともに、また、他に志布志市単独ではなく、最終処分場を同じくする隣の大崎町はもちろんですが、他の隣接する近隣の県内外を問わず、

近隣市町村にこういう事業をやっていくんだけど、一緒にやらないかというような声掛けもやっていき、スケールメリットというようなことで考えながら、この費用負担を図って、ぜひともこの事業をやっていきたいというふうに思っております。

協議会の負担金の内訳ですが、その協議会会議運営に66万円ほど、そして、先進地研修に52万円ほど、そして、いろんな需用費に55万円ほどを考えております。

以上です。

**○8番（西江園 明君）** では、今ちょっと確認ですけれども、この185万円回収委託料が計上してありますけれども、これは10月からのモデルとしてできたらいいなというような答弁だったんですけれども、その要する費用、回収委託料はそれはモデル的な内容でしょうけれども、10月からの、この回収がこの分なのかということと。

それと、2点目の今後広域的なことも含めて、今回は単年度だけれども、今後も広域的なこと、あるいは補助事業を探してというか、非常に先が見えない答弁ですよ。その中で、今回こういうふうに1,000万円も、今回は補助がありましたけれども、お金をかけて、先ほど冒頭に言いましたけれども、これは技術は確立されたという、実証実験だと、もう成功したんだと、ポリマーについてということですから、そういうふうな確立されているというふうに、じゃあその実証の実験の段階だというふうに理解をしていいわけですね。

それと、協議会の負担金の中で、これは仮称ですけれども、こういうふうに、これからつくって、そこに負担金を納めて、今もろもろの内容はありましたけれども、その事務局というは、市民環境課の中に協議会があって、私は、この取り組みは先進地だと思うんですけれども、その先進地の研修とかというのは、どういう所を考えているのか、もう一度お伺いします。

**○市民環境課長（西川順一君）** まず、最後の点の研修ですが、実は福岡県の大木町が既にこの回収を行っております。そういう回収を行っていて、そこに行つて研修してきたいと思っております。いろんな問題があるかと思ひます。そういうところを研修していききたいと思っております。

それから、事務局については、当然私たちの市民環境課の方で事務局になっていかないといけないんじゃないかと思っております。

それと、実証についてですが、実はポリマーは水を凝集、水を集めるという性質を持っています。それを分解して、そして、それを何も影響のないような状態に、サラサラの状態にするという基礎技術に成功しております。それを今後は、紙おむつにみそ汁をしみ込ませて、それがどんなふうにして、それでも分解できるかとか、そういうようなことから始めていって、実際もっと大きな施設でできるんだろうかというようなことを、今回の加速的に一生懸命実証実験をやっている、現実的なものにしていききたいというようなことでございます。

**○8番（西江園 明君）** もう最後ですので、これがですね、そういうふうな意気込みで、要は次年度から予算がないからとか、単独になったからと、事業はせっかく確立されているのに、ストップされるようではですね、今年のこの事業はいけないわけですから、そのところは、そうい

う企業の技術の確立が良い方向に行くことを願っておるわけですがけれども、先ほど課長が答弁しました福岡県のところは以前からやっていますよね。ですから、ここは担当課としては、研修は以前行ったことはないんですかね、最後にその確認だけ、行ったか、行かなくて結構です。

○市民環境課長（西川順一君） 大木町は1回研修に行ったことがあります。

[西江園明君「終わります」と呼ぶ]

○議長（岩根賢二君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第40号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は、原案のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） ここで3時まで30分間休憩をいたします。

—————○—————

午後2時30分 休憩

午後2時58分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま市長から、同意第2号、副市長の選任につき同意を求めることについて、及び議案第41号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第1号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。

同意第2号及び議案第41号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程配付のため、しばらく休憩します。

○  
午後 2 時 59 分 休憩

午後 3 時 01 分 再開  
○

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

○議長（岩根賢二君） お諮りします。追加日程第 1、同意第 2 号及び追加日程第 2、議案第 41 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号及び議案第 41 号の 2 件につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

追加日程第 1 同意第 2 号 副市長の選任につき同意を求めることについて

○議長（岩根賢二君） 追加日程第 1、同意第 2 号、副市長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

同意第 2 号、副市長の選任につき同意を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、志布志市副市長の定数を定める条例の一部改正に伴い、新たに岡野正氏を副市長に選任したいので、議会の同意を求めるものであります。

岡野正氏の略歴につきましては、説明資料の 1 ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。同意第 2 号は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、同意第 2 号は、同意することに決定しました。

追加日程第2 議案第41号 平成28年度志布志市一般会計補正予算（第1号）

○議長（岩根賢二君） 追加日程第2、議案第41号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、平成28年度志布志市一般会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

本案は、平成28年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、副市長の人件費に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,470万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ232億6,470万1,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算につきまして説明を申し上げます。

予算書の5ページをお開きください。

歳入の繰入金の基金繰入金は、財政調整基金繰入金を1,470万1,000円増額するものであります。

6ページをお開きください。

歳出の総務費の総務管理費は、一般管理費を1,470万1,000円増額するものであります。

よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号については、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第30 平成27年陳情第9号 国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書

○議長（岩根賢二君） 日程第30、平成27年陳情第9号、国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書を議題とします。

本件は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について



て、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（平野栄作君） ただいま議題となりました平成27年陳情第9号、国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

本委員会は、3月18日、委員6名出席の下、審査を行いました。

委員間で協議した結果、これまで継続審査としていたが、結論を出すべきではないかという意見があり、討論を行いました。

反対討論として、次のような要旨の討論がありました。

国の安全保障関連法案は昨年5月に国会に提出され、衆議院特別委員会で審議され、通常国会の会期を延長までして慎重に審議されたものである。政府は国民に丁寧な説明を繰り返し、国民の理解が深まるよう努力している。マスコミ等の姿勢もあり、国民の解釈も様々であり、多様な視点から意見がきっこうしていたが、法案成立後は時の経過とともに、国民の理解も進んでいると考える。世界の秩序の安定に、積極的に国際貢献を果たすことは、国民の多くが理解している。昨今の国際社会を取り巻く安全保障環境は急激に不安定になり、憲法と国際政治の狭間で議論が深化し、かえって良かったかなと感じる。今回提出された陳情の趣旨は、国会・政府に対して安全保障関連法案の意見書提出を求めるものであるが、その趣旨の記述内容に、「いつでもどこでも日本が戦争に参加する仕組みが作られることになってしまいます。」という表現がある。自衛隊の海外派遣には国会の事前承認が必要であり、この表現は誤りである。この安全保障関連法案は、あくまでも我が国の平和と安全を守るための法案であり、防衛や外交といった国の所管事項でもある。一方で、この機会に国際紛争の解決に向け、国民のひとりとして市民一人ひとりが真剣に向き合わなければならない問題であるとも思う。以上のことから反対するものである。

賛成討論はなく、以上で討論を終え、採決の結果、平成27年陳情第9号、国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書は、全会一致をもって、不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○18番（小園義行君） 原案に賛成という立場でいいんですか。委員長報告に対してですか。

○議長（岩根賢二君） 原案に対して。

○18番（小園義行君） 原案に対してですね。

○議長（岩根賢二君） はい。

○18番（小園義行君） 基本的に、この陳情そのものに対しては賛成という立場で討論したいと思います。

まずもって、昨年の6月議会で、いわゆる陳情を出されて、この3月議会まで総務委員会で結論が出なかったと。その間に国会の中では、いろいろなことが起きて、いわゆる法案ではありません。いわゆる法律になっております。

そして、この3月、もうすぐですね、29日、この近々で施行という形で、いろいろなことが自衛隊等々において、国連PKO活動、南スーダンをはじめとして、いろんなことが次から次に送って行く状況になって、この結論ですよ。もっと早く、これは出すべきだったろうというふうに私は思います。そうした中で、今、先ほど反対討論もありましたけれども、この法律が可決された後も、国会の外で毎週いろいろなことが、このいわゆる安全保障関連法律、ここに対して国民の運動は止まるどころか、更に広がりを見せております。そういった意味で、もう少し早く、この陳情に対しては、採択、不採択はそれぞれあるでしょう。結論を出すべきだったろうというふうに私は思います。そういった意味で、これから先、日本が置かれている状況を考えたときに、70年間、私たちは平和憲法の中で大きく育ってきました。私は、まだ64歳ですけども、私の意識の中でも、日本国憲法の「平和主義」、これは広く国民の中に根付いているというふうに思います。ママ達が「誰一人殺さない、殺させない」、そうやって自分の子供達に対して、将来そういったことが起きないようにということで、今でも国会周辺で毎週声をあげている。高校生もそうです。

それから、大人たちの、いわゆる年をとっている高齢の方々も一緒になって、今、国会、または国会だけではなくありません。全国各地で以前のデモとか、そういったものは労働組合から要請があったり、そういうことで組織されていきましたけれども、あの声を上げている方々は誰から強制されたものでもありません。いわゆる、日本の立憲主義、憲法を変えてまで閣議決定をして、この陳情にもありますように、そういった自衛隊が外国で、そういう活動ができるような法律を可決した。そのことに対して、誰から要請されたものでもありません。あのテレビや新聞の報道を見ていると、本当に私は、日本の国民の中に立憲主義、自分達でもっと考えなきゃいけないということを今回の、いわゆる閣議決定以降、国会の中でのあの決議の在り方を見て、一人ひとりの国民の中に民主主義が定着していたんだなという思いが私にはあります。

そういった意味からして、あの声は、今後止まることはないと思います。止まることはありません。更に選挙年齢が18歳に引き下げられました。高校生、あの人たち自身も自分たちに関することだと声を上げております。この戦争法をやめさせるまで、無くすまで声を上げていくという、そういったことが報じられております。私は、もっと早く、この陳情に対しては採択、不採択、結論はそれぞれでしょう。やっぱりここの議会としても早く結論を出すべきだったと、そういうふうな思いからして、この陳情に対しては、陳情者の思いとあわせて私自身も64年間生きてきて、戦争をするとか、そういったことについては、以前、私のおやじも濟州島で終戦を迎えて、生きて、だから私がいるわけですよ。64年間おやじと色々な話を私もさせてもらって、今になってよく考えると、おやじの戦争体験や、そういったものの一つ一つが私を平和主義、いわゆる憲法が求めている平和主義の中で、私は育てられて良かったと、そういう思いであります。今後も誰

一人、私の孫、私だけの孫ではありません。若い人たちが外国に行って、外国の人を殺したり、また殺されたりすることのないような、そういった国の有り様として、私はこれから残されている人生をしっかりと歩いていきたいものだ。今回のこの陳情を受けて、法律はできましたけれども、民主的なやり方で、それを変えていく、そのために私の残されている人生を精一杯努力して歩いていきたいと、そういった思いで討論としたいと思います。

○議長（岩根賢二君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岩根賢二君） これで討論を終わります。

これから、平成27年陳情第9号を採決します。

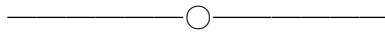
この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は、不採択です。

お諮りします。平成27年陳情第9号、国に対して「安全保障関連法案」に反対する意見書をあげていただくことを求める陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（岩根賢二君） 起立少数です。したがって、平成27年陳情第9号は、不採択とすることに決定しました。



### 日程第31 陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

○議長（岩根賢二君） 日程第31、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっています陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、学校教育課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、保健課から、軽度外傷性脳損傷は、発見が遅れがちであり、状態によっては、生活全般に大きく影響を及ぼすものとする。成人においては、働けない場合もある。早期判断をするために、スポーツ大会等のイベントでは、軽度外傷性脳損傷の認識ツールであるポケットSCAT2を携帯することを義務付けるなど、陳情にある4項目については適切な内容であるとの説明があった。また、学校教育課からは、体育の授業で、志布志中・宇都中・有明中の3校で柔道を実施しているが、脳しんとうに関する事故は発生していない。各学校では、指導者の研修・安全の確保・事故対応マニュアルを作成し、事故が発生した場合の応急処置や緊

急連絡体制など、十分な対策がとられているとの説明があった。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、現在、学校内でも発生した場合には、保護者への連絡や第三者機関での調査等についても行われている現状もある。更なる周知徹底と対策を図る必要がある。

以上のような意見が出され、採決の結果、陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

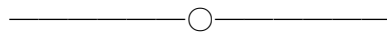
これから採決します。

お諮りします。陳情第1号に対する所管委員長の報告は、採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。



### 日程第32 陳情第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書

○議長（岩根賢二君） 日程第32、陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書を議題とします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となっております陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について、御報告いたします。

当委員会は、3月18日、委員全員出席の下、執行部から福祉課長ほか担当職員の出席を求め、当陳情に対しての執行部の意見を求めました。

執行部より、参考説明として、交通機関における障がい者割引制度については、各事業所の判断により実施されている。航空運賃及びJRの旅客運賃における割引対象者は身体障がい者と知的障がい者のみで、精神障がい者については対象となっていない。一方、バスにおいては精神障がい者を割引対象とするか、しないかに地域による差異が顕著だが、近年は精神障がい者支援団

体等の努力により割引の対象とする事業者は増加傾向にある。また、国土交通省は平成24年に、バス事業者がモデルにする「標準運送約款」に精神障がい者への運賃割引を明記し、全国の事業者に通知した。更に九州運輸局でも同事業者に対し、精神障がい者についても割引の適用対象とすることについて理解と協力を求めるなどのあっせんを行っている。交通運賃割引が遅れている背景には、精神障害者保健福祉手帳が、身体・知的障がい者の手帳より20年以上遅れて制度が創設されたこと、更に平成18年10月まで精神障害者保健福祉手帳には顔写真が貼付されておらず、本人確認ができないとして、交通機関の割引導入の壁になっていたことから精神障がい者の割引導入が遅れたと考えられている。

概略、以上のような説明を受け、審査に入りました。

主な意見として、国が、国連障害者権利条約の締結国になって、障がい者の差別をなくしていこうと国全体が今までも動いていたが、これから更に強く、動いていこうという流れがある中で、精神障がい者の方々に対する、理解というものが日本の中で進んでいない。現実にも身体障がい者と知的障がい者に適応されているサービスが精神障がい者には及んでいないという現状がある中で、交通運賃割引等を求めていく意見書を提出していくことが、まず、精神障がい者に対する理解を推進していこうと、機運の醸成、意識啓発にもつながる。また、身体・知的にあるサービスが、同列で扱われるものが、精神障がい者だけに平等化されていないというのは問題であるとする。陳情の趣旨等含めて、ぜひ採択して行政と一緒にこのことを進めていく必要がある。

以上のような、意見が出され、採決の結果、陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（岩根賢二君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。陳情第2号に対する所管委員長の報告は、採択であります。

本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

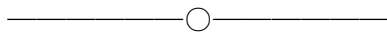
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第2号は、所管委員長の報告のとおり採択されました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 日程第33、発議第1号から日程第36、発議第4号まで、以上4件について

ては、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、委員会への付託を省略します。



**日程第33 発議第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について**

○議長（岩根賢二君） 日程第33、発議第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提案者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、及びその危険性や予後の相談可能な窓口などの設置を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第1号、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。提出の理由としましては、脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭が衝撃や打撲を受け、激しく揺さぶられることにより、頭と脳が前後左右に急速に動かされることによって生じる。その対応について、教育機関での周知徹底と対策、専門医による診断と適切な検査の実施、周知・啓発・予防措置の推進と、相談窓口の設置、園内・学校内で発生した重大事故の繰り返しの防止を図る必要があることから、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、総務大臣 高市早苗、厚生労働大臣 塩崎恭久、文部科学大臣 馳浩でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

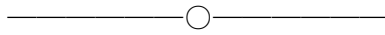
これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり決定し

ました。



**日程第34 発議第2号 精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出について**

○議長（岩根賢二君） 日程第34、発議第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出についてを議題とします。

本件について、提案者の趣旨説明を求めます。

○文教厚生常任委員長（小園義行君） ただいま議題となりました発議第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書の提出について、趣旨説明を申し上げます。

先ほど議題となりました陳情第2号、精神障がい者の交通運賃割引を求める意見書提出を求める陳情書は、文教厚生常任委員会に付託となっていました。審査の結果、委員会で採択すべきものと決定いたしました。それを受け、文教厚生常任委員会として、別紙案のとおり意見書を提出しようとするものであります。

提出の理由としましては、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されても、精神障がい者は、身体・知的障がい者に適応されている交通運賃割引制度から除外されているため、地方自治法第99条の規定により、関係機関へ意見書を提出しようとするものであります。

提出先は、衆議院議長 大島理森、参議院議長 山崎正昭、内閣総理大臣 安倍晋三、総務大臣 高市早苗、国土交通大臣 石井啓一、厚生労働大臣 塩崎恭久でございます。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願います。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

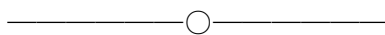
○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。発議第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は、原案のとおり決定しました。

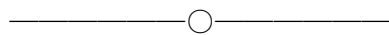


○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま議決されました発議第1号及び発議第2号の字句整理及び手続きについては、議長に一任願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、議長において字句の整理のうえ、提出することいたします。



日程第35 発議第3号 志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について

○議長（岩根賢二君） 日程第35、発議第3号、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○7番（平野栄作君） ただいま議題となりました発議第3号、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は、志布志市議会議員、平野栄作、賛成者、小園義行、長岡耕二でございます。

提出の理由は、平成28年度の施政方針において、中心市街地と港周辺地域の拠点施設であるJR志布志駅をおもてなしの玄関口としての機能を強化するため、平成29年度の着工予定に向け、駅舎建築実施設計に取り組むとあります。しかし、JR志布志駅周辺の活性化を進める上で、サンポートしぶしアピアは、欠かせない商業施設であります。運営する株式会社まちづくり公社の経営は、依然として厳しい状況にあります。

また、一体となったまちづくりを進めるためには、歴史のまちづくりや商店街の活性化なども欠くことはできません。更に港湾整備、臨海工業団地の整備に伴う企業誘致や雇用の促進に取り組んでいるところですが、ここにつながる東九州自動車道や高規格道路都城志布志道路については最重要道路でありながら、全面開通はいまだに未定であります。よって、今後も事業促進に向けて強力に進めることが喫緊の課題であります。

以上のことを踏まえ、我々志布志市議会もまちづくり、志布志港周辺の整備、利用促進、高規格道の建設促進等の課題と対策を調査するため、特別委員会を設置するものであります。

名称は、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び志布志市議会委員会条例第6条。

設置の目的は、サンポートしぶしアピアやJR志布志駅を中心としたまちづくりの在り方についての調査及び東九州自動車道や高規格道路都城志布志道路などの建設促進に関する調査、並びに港湾や臨海工業団地整備促進に関する調査を実施し、対策を提言することとしております。

調査内容といたしまして、1、サンポートしぶしアピアやJR志布志駅を中心としたまちづくりの在り方に関する調査。2、歴史のまちづくり及び商店街活性化に関する調査。3、東九州自動車道及び高規格道都城志布志道路の建設促進に関する調査。4、港湾整備の現状と、今後の計画等整備促進に関する調査。5、臨海工業団地の整備に伴う企業誘致及び雇用促進に関する調査。6、その他、目的のための調査を行うものであります。

委員の定数は9人、調査期間は調査終了までの継続審査とするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします



○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。平野栄作君ほか2名から提出された発議第3号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、平野栄作君ほか2名から提出された発議第3号については、原案のとおり設置することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま設置されました志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、青山浩二君、八代誠君、小辻一海君、西江園明君、丸山一君、玉垣大二郎君、鶴迫京子さん、小野広嗣君、小園義行君の9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において、志布志市まちづくり活性化対策等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから第一委員会室において、特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時39分 休憩

午後3時47分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に鶴迫京子さん、副委員長に丸山一君が、それぞれ互選されました。

—————○—————

日程第36 発議第4号 志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について

○議長（岩根賢二君） 日程第36、発議第4号、志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。

○14番（長岡耕二君） ただいま議題となりました発議第4号、志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の設置について、趣旨説明を申し上げます。

提出者は、志布志市議会議員、長岡耕二、賛成者、平野栄作、小園義行でございます。

提出の理由は、本市は豊かな自然と海に恵まれ、広大な農地を生かした特色ある農・畜・林・水産業は、本市の基幹産業であり、市の活性化には、これらの産業の発展にかかっております。

また、環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意を受け、今後の本市に及ぼす影響と、その対策についての調査、農産物の輸出促進に関する調査等について、市当局のみに農林水産の振興を委ねるのではなく、議会の機能を発揮すべき特別委員会を設置し、活動しようとするものであります。

名称は、志布志市農林水産活性化対策等調査特別委員会。

設置の根拠は、地方自治法第110条及び志布志市議会委員会条例第6条。

設置の目的は、環太平洋連携協定（TPP）の大筋合意を受け、今後発効した際の本市の農業に及ぼす影響と、その対策について調査するとともに、本市が抱えている農業に関する諸課題の現状と対策について調査し、提言することとしております。

調査の内容としまして、1、TPP協定発効における影響と対策に関する調査。2、農産物の輸出促進に関する調査。3、農林水産業におけるブランド化の推進に関する調査。4、U・I・Jターン等就農促進対策に関する調査。5、農業従事者の高齢化と後継者不足対策に関する調査。6、その他、目的達成のための調査を行うものであります。

委員の定数は9人、調査期間は調査終了までの継続審査とするものであります。

以上で趣旨説明を終わります。

御賛同方、よろしく願いいたします。

○議長（岩根賢二君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 討論なしと認めます。

これから採決します。

お諮りします。長岡耕二君ほか2名から提出された発議第4号については、設置することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、長岡耕二君ほか2名から提出された

発議第4号については、原案のとおり設置することに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） お諮りします。ただいま設置されました志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、市ヶ谷孝君、野村広志君、持留忠義君、平野栄作君、毛野了君、長岡耕二君、東宏二君、上村環君、福重彰史君の9人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました9人を志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

次に、委員会条例第9条第2項の規定により、特別委員会の委員長及び副委員長を互選するため、同条例第10条第1項の規定に基づき、議長において志布志市農林水産業活性化対策等調査特別委員会を招集いたします。

ただいまから第1委員会室において、特別委員会を開きます。

その間、しばらく休憩いたします。

—————○—————

午後3時53分 休憩

午後4時04分 再開

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 会議を再開いたします。

ただいま特別委員会において互選されました委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長に長岡耕二君、副委員長に野村広志君が、それぞれ互選されました。

—————○—————

#### 日程第37 閉会中の継続調査申し出について

○議長（岩根賢二君） 日程第37、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩根賢二君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（岩根賢二君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成28年第1回志布志市議会定例会を閉会します。

午後 4 時06分 閉会